

●受付番号 185001345000006001

生成 AI すべてを禁止すべき。

イラストレーター、作家、作曲などクリエイターと呼ばれる創作を仕事としている人にはとてつもない脅威になっている。

生成 AI は必ずもとになるデータがないと動作せず、そのデータの大半が権利者に無断で取り込まれたデータになっているのが現状。

例えば、イラスト生成 AI では、特定のイラストレーターの絵柄に似せて出力し、SNS 等でなりすまし行為を目にすることが増えた。

●受付番号 185001345000006002

現状は蓄積されたデータを確認することが不可能であり、持っていただけクリエイターの著作物だけでなく、創作意欲も削られていく。

技術を作ることや使用することは悪ではない。損害を与える使用者や使われ方が非常に多く溢れかえっている。

私の好きなクリエイターも意見を述べては心無い使用者や無知な者に罵倒されている。使われ方、創作物を保護する指針の明確化は必須であるはずだ。

●受付番号 185001345000006003

学習元となりうるオリジナルの作品は守られてしかるべきであり、利用許可するかどうかを含め作品の管理利用者や開発者ではなく作者が行えて当然であるべき。

ある行為を行うためにデータを使用するのであれば、著作権を無視した利用は言語道断。

商業活動している人の作品は勿論、趣味で作品を公開している人は商用利用されることを想定していない。

創作を行う際に「偶然同じ考え方や見た目に行き着いた」という事はあるが、現状の生成AIはあらゆるものを無断で取り込み復元ができることが確認されており、そこで同じものが出てとしても前者とは同じではない。同じものとして扱ってはいけないと考える。

前者と同じように扱えるのは、オリジナルが復元されても問題ないデータで作られたものに限る。

オリジナルを復元できるものを使用して、偶然性を装って復元されたものが他者のオリジナルとして許諾のない使われ方をされることは作品を作る者として許しがたく屈辱である。

●受付番号 185001345000006004

2. (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

著作権法 30 条の 4 の趣旨に立ち返り、現行の生成 AI が真に同条の適用を受けるべきといえるかを検討する必要がある。

30 条の 4 は、所謂柔軟な権利制限規定の内、著作物の表現を享受しない利用として制定された経緯がある（参照：「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1422075.html>）。資料によれば、これは、実質的には著作権者の利益を不当に害しないものの形式的には著作権が及ぶ利用について、形式と実態の乖離を解消するための権利制限規定の必要性に基づき定められたものといえる。

しかし、著作権法 1 条の目的に鑑みれば、柔軟な権利制限規定によって認められるべき「文化的所産の公正な利用」とは、究極的には「文化の発展に寄与する」ものである必要があると解するのが相当である。則ち、少なくとも文化の発展に寄与する蓋然性が低いと判明している利用については、仮に 30 条の 4 の要件を充たす場合であっても、同条の適用を排除すべきであろう。なぜなら、著作権は著作権者の経済的利益のみならず実質的に創作意欲や創作活動の平穏という事実上の利益を保護する機能をも演じているところ、形式的に著作権が及ぶ利用は、著作権者の事実上の利益を実質的に保護していると評価できるためである。それ故、単に著作権者の経済的利益を害しないというだけでは、形式的に著作権の及ぶ利用について著作権を制限すべき実質が存在しているとは評価できないものと考える。

さて、現行の生成 AI は一体どのようなイノベーションの創出が期待し得るのであろうか？以下に、主として画像生成 AI が世に出てからの 1 年半ほどで生成 AI が齎したニュースを適宜挿い摘んで羅列していく。

- ・「米前大統領逮捕」のディープフェイク画像が大量に生成される
(<https://gigazine.net/news/20230323-ai-fake-donald-trump-arrest/>)
- ・日本のイラスト投稿サイトが AI 児童ポルノの違法取引の温床として名指しで非難される
(<https://www.bbc.com/news/uk-65932372>)
- ・生成 AI を使用させる授業で自身の存在価値を見失った芸大生が自ら命を絶つところを救われる
(<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00537/112200046/>)
- ・AI 生成された内容不正確なキノコ採りガイドブックが販売される
(<https://gigazine.net/news/20230904-ai-mushroom-foraging-books-amazon-dangerous/>)
- ・全米映画俳優組合が新労使協定を承認し、100 日以上に及ぶストライキを終了
(<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/878799?display=1>)

- ・生成 AI は莫大な量の真水と電力を浪費している
(<https://www.bbc.com/news/technology-67053139>)
- ・生成 AI の学習のためのコンテンツ・モデレーションで少年が低賃金で酷使されている
(<https://www.businessinsider.jp/post-278406>)
- ・ディープフェイクポルノ被害に遭った少女が自ら命を絶った
(<https://www.theguardian.com/uk-news/2024/jan/23/schoolgirl-14-found-dead-after-alleged-bullying-by-boys-london-inquest-hears>)
- ・生成 AI 利用者による SNS アカウントなりすましの被害者が、同利用者による著作権侵害を指摘した投稿に対して、同利用者による米国法 DMCA に基づく著作権侵害の言い掛けり的申請を受け、一時アカウントを凍結されるに至った事例
([REDACTED])
- ・他に最も多い生成 AI の活用事例を挙げれば、企業が広告に用いるイラストや写真を生成物で代替するものがあるが、いずれも本来であれば広告費から支払われるべきイラストレイターやモデル、写真家等に対する報酬を削減し、コストの安い AI 生成物に置き換えるもので、文化の発展を阻害するのみならず経済の委縮をも引き起こす活用法である。
　　このように数多の問題を引き起こし、未だ具体的な社会貢献の方向性すら示せない生成 AI が、果たして文化の発展に寄与するといえるだろうか？無論、否である。

●受付番号 185001345000006005

資料を目を通した上で簡潔に一素人として意見を伝えさせていただきます

・今のイラスト生成 AI は大前提として「大量の著作者未許可の作品」を使わないと使うことができないのであれば、「学習自体は法律上問題無し」でも「その使用を不特定多数が使う事は問題有り」と判断すべきと思いました

仮に問題が発生したとしてその問題は数が多くなり多忙なクリエイター達にその個々の問題を解決される手間を取らせるのは非常に生産性に欠ける事と思うからです

なので商用利用関係なく「表に出す」生成 AI イラストには全て確実に問題にならないクリーンなデータを使ってるものを確定できるように「その生成 AI イラストを出す為に学習したイラストデータのリストとその著作者の許可を証明する義務化」を法令に加えていただきたいです

生成 AI イラストは今頑張っているイラストレーター達の助けとなる技術であるべく、逆に問題を多発させイラストレーターの仕事をする時間を奪ってはならないと考えます、それは生成 AI の発展にも大きく関わる事にもなると思います

ここまで読んでいただけたならありがとうございます

●受付番号 185001345000006006

私は、ボン大学教授██████████氏が述べたAI観に賛同します。

氏はAIにまつわる議論の中で、

”危うさの根本にあるのは「AIは正しく、理性・良識を持つ」という人間の思い込みです。”

”AIは道具です。狂信者・独裁者に悪用されることを私は最も警戒しています。”

”人類が共有できる普遍的倫理規範を構築する生成AIの利用にも倫理的規範は必須です。”

と述べています。

まだ我々はAIを活用するにあたっての”倫理的教育”が何もなされていません。その議論すらままならないまま、なし崩し的にAI生成事業をバックアップさせる国の方針には反対します。

尊重されるべき権利を蔑ろにし、権利者の許諾なしに画像生成の学習を行う現在の生成AI事業は、まさに”普遍的倫理規範”を無視した行為に他ならないため、私はこれらの事業に反対します。

●受付番号 185001345000006007

結局のところ、生成 AI の学習元であるクリエイター(学習元)に使用料が支払われていないことが問題なのではないでしょうか？今まで長年培ってきた経験や努力の賜物を生成 AI の出現により誰でも簡単に、かつ人が作るよりも数万倍速いスピードで同じようなものが作れてしまう、ただしクリエイターには 1 円も入ってこない。そりゃあ反対しますよ食い扶持なくなるんだから。

中には「我儘なだけ。過去にも時代の流れで衰退した業界は沢山ある。今回順番がまわってきただけ」という意見もありますが、今回の生成 AI は『クリエイターが作成した作品をただただ真似している』という点が今までとは違う部分だと感じています。

実際、類似部分が多くたり明らかに元があるような物を作成するといわゆる「盗作」として世間から批判を浴びます。つまり人間同士でも真似は許されておりません。

生成 AI は膨大なデータから成るものなので誰か特定の人の作品のみ取り込んで真似をしているわけではなく、沢山の人の作品をごちゃまぜにして良いとこどりをしているので、できた成果物が誰かのものに似ているというわけではないのかもしれません、それでも『だれかの作品を真似して作成した』という点には変わりありません。生成 AI が出力するものに人の意思・個性はないと思っています。なのでオリジナリティも無く、生成 AI が出力しているものは数多の作品を真似して作った盗作です。この『生成 AI が作成した作品はオリジナリティが無く、すべて人が作った物の盗作』で商売をして学習元の居場所を無くす点が私が生成 AI を反対する理由です。

生成スピードも人とはくらべものにならないくらい速いです。人が一つの作品を完成させる間に、生成 AI は数万、それ以上の物を放出します。そんなことをすれば需要と供給のバランスが崩れます。絶対人はもうその業界で稼ぐことはできなくなることは容易に想像できると思います。実際、中国ではイラスト系の生成 AI が世に出始めてからイラストレーターがかなり失業したという話を聞きます。

今でこそインターネットに上がっているもののみ生成 AI の被害を受けていますが、時代が進むにつれて現実世界のあらゆるものから学び出し、色々なものが生成 AI に移り変わってしまうと予想します。その度々「時代の流れだ仕方ない」と言って人々を切り捨てていくのでしょうか？そこに人間社会の未来はありますか？

正直この「何でもかんでも生成 AI にやらせればいい」という流れはここで断ち切るべきだと思います。その上で、生成 AI の学習元には決して安くない相応の使用料を払うことを義務付ける、生成 AI の学習データとして利用してはいけないとクリエイターが求めれば学習データとして利用してはいけないことを徹底すべきだと思います。

また、現状生成 AI が持つ問題として『作品が生成 AI で作成したものなのか、自分で作成したものなのかが分からない』ということも問題だと思います。

現状生成 AI で作成したものについて「生成 AI で作りました」と明記するルールは存在しないので生成 AI で作成したものかどうかは本人以外わかりません。

世の中には上記の『生成 AI で作成したものは盗作』という観点から生成 AI の作品を嫌っている人も多く、何かしらの金銭的支援をした場合でもそれが生成 AI で作成したものだと支援者が知った場合は何かしらのトラブルになると思われます。そのようなトラブルを未然に防ぐべく、生成 AI で作成したもの、または生成 AI で生成したものに加筆修正を加えたものに関しては何かしらのマークや注意書きを必要とするべきだと思います。

最後に、上で『お金さえ払ってくれれば生成 AI で作品作っても良い』という様な記載をしましたが、本音は生成 AI というもの自体利用してはいけないと法律で明確に義務付けてほしいとさえ感じています。

やはりどこまで行っても結局生成 AI で作成したものは『よくできた盗作』でしかないと感じています。盗作が世にはびこり、それを良しとする風潮が出来上がってしまう状況は今まで努力した・これから世に出ようと努力しているクリエイターの方々が不憫でなりません。

生成 AI を許してしまうと間違いなく業界の縮小につながります。

クリエイターは生成 AI に餌をあげるために今まで頑張ってきた訳ではありません。

自分の世界を、表現したいものを世の中に出すために努力しているはずです。

その努力の賜物を横取りして、真似して、世にばらまいてお金を稼ごうとする泥棒の様な人が居る事が許せません。

世の中の流れで生成 AI を禁止することは難しいかもしれません、可能な限り厳しい法規制をしていただければと思います。

●受付番号 185001345000006008

○AIと著作権に関する運用ガイドラインを公開してほしい

最も要望したいのは、個人情報保護委員会が公開しているガイドラインやQ&Aに相当する、行政の考える法解釈と運用を具体例や状況を踏まえて網羅的に明示すること。今回の素案を更に深化したWebページを作るだけでも非常に効果があると思う。

個人的には個人情報保護委員会がインターネット技術を含めてあれほどの詳細なガイドラインが出せるのであれば、AIという発展性が高く日進月歩の技術にも十分対応できるものがあると考えている。

AIに関する著作権は特に新技術への権利関係の確認を行うにおいて、様々な誤解や独自の解釈によって齟齬が生まれやすい。

新技術の黎明期に起こりやすいSNSでの「私刑」が横行するような事故を防ぐことができると思う。

○個人の権利対抗の手段を増やす

著作権法は個人が権利侵害に対抗する方法が司法に訴えることくらいしかない現状を改善してほしい。

訴訟にかかる費用や時間、裁判にかかる費用や時間が莫大になること、知財裁判の場合年月がかかる傾向にあるため、技術進歩によりそのタイムラグで売り抜けられ、あるいは侵害訴訟の判決が出るまでの間、権利保護されない状態になって結果その判決が意味をなさないほどの侵害が発生していることが起こりうる。

いずれの場合も、個人の権利が司法という最も時間と費用がかかる方法しか用意できていないことがある。

ガイドラインとともに、個人の権利対抗についても考えていただきたいと思う。

●受付番号 185001345000006009

5. 各論点について

- (1) 学習・開発段階
- (2) 生成・利用段階
- (3) 生成物の著作物性について

イラストレーター・クリエイター側の意見です。

画像生成 AI について、心無い画像生成 AI 利用者によってイラストを勝手に機械学習され、利用され、モデルを販売され、被害を受けているクリエイターが多数いる状況に心苦しい思いをしています。

自分もいつ被害者になってしまうか、不安が常に付きまとっています。

肯定的な意見も否定的な意見も SNS で発言しただけで自分も標的になりそうで何も言うことができません。

実際に無断学習されモデルを販売されたこと・その被害を発信したことによって誹謗中傷・殺害予告まで受けて活動休止になられた方も実際にいらっしゃいます。

もっと楽しく表現活動ができるようしっかりとしたルールが必要だと感じています。

現状の画像生成 AI は絵柄や作風を盗まれて勝手に使われるという悪いイメージしかありません。

●受付番号 185001345000006010

少し前の AI 技術は、発展途上という点で、カオスな面もあり一定の魅力を感じてはいたが、現状の AI 技術は、精度が上がるにつれ、皮肉にもどんどんコピー商品に近づいてい ると思う。

例えば、絵などは非常によくできてはいるが、元の絵とあまりにも近く、AI ならではとい う魅力もなく、ただの海賊版であり、この程度のものなら「技術の発展」などではなく、 太古の昔から存在したものだ。

その割に、まがい物がネットによく出回っており、大手を振って「誰でも作れる」のお題 目をもって拡散されてゆく。クリエイターや、出版社の権利を侵害しているように見え、 彼らの心情を思うと非常にやるせない。このままでは、かつては日陰にしか存在しなかつた 違法な海賊版が、そこら中にあふれる国というレッテルを張られるだろう。

ぜひ、国として AI 技術から著作権を守る枠組みに取り組んでほしい。

●受付番号 185001345000006011

3. (1)について、大量かつ多様なデータの中には著作物をはじめ、医療データなどの個人情報、児童ポルノが含まれており、また利用者によってそれらを反映させた類似画像を生成することが可能となっている。そのような人権侵害前提のツールを利用促進すること自体慎重になるべきである。

(ウ)について、「学習データの切り貼りではない」とあるが、生成AIは単なるコラージュではなく、プロンプトから関連されたタグの元画像を復元しているに過ぎない。現に無許可で学習を行われた著作者が複数の著作物の同じ位置にサインを入れていた為、生成物は同じ位置に著作者のサインを再現した例がある。複数の元画像を掛け合わせたものをゼロから復元しているだけで、機械が行っているから単に処理が早いという技術である。

4. について、生成AIを創作活動に用いるクリエイターとあるが、創作という自らの自己表現等の欲求を満たす行為、また活動を行うため利用する旨を公開し他者から利益をえようとする行いは法第30の4の学習行為の但し書きからすでに逸脱している。また、インターネットを通じた公開の生成AIの討論の場において、文化庁著作権課長の糸井圭子氏は、視聴者アンケートで生成AIに疑問を抱く声が過半数寄せられたにも関わらず意見を蔑ろにした面もあり、今後は他方の意見も尊重した議論をして頂きたい。

5. 著作権者の利益を～(イ)について、特定のクリエイターのアイデア等が模倣され著作物に対する需要が代替される点について、当問題は、特定のクリエイターのアイデアを模倣し、なりすまし等悪意によって不適切な画像と合成させ、特定のクリエイターの望まない中傷やポルノ画像を大量に生成した嫌がらせ行為につながっている。生成AIの登場により、より容易に作られるようになった。クリエイターの持つ作風、画風などのアイデアは、いわば人間の顔そのものである。人間の顔に著作権は存在しないが、個として守られるべき尊厳である。クリエイターの作風を模倣しその評判を貶める行為は許さるべきではない。

(オ)について、海賊版への追及はぜひ今後とも文化庁に進めて頂きたいと思う。違法なコンテンツであることを知りながら当該ウェブサイトのデータを収集・学習に利用する行為は慎むという努力義務などではなく明確に禁ずる必要がある。学習に関して言えば必要なコスト、提供者がいれば大量であっても可能であるが、現在の生成AIがほぼリーコモデルであり、開発や提供の事業者らがその点に関して配慮がない場合海賊版ウェブサイトを使用していないという信用はない。

(その他論点)

キについて、2.(1)より、「AIについての議論が、人がAIを使わずに創作活動について～」とあるように、生成AIの性質が大量かつ多様なデータの学習が必要であるからといって、生成AIのみ必要な限度が過大となることを認めようとするのは適切ではない。人間は目の前のものを描くのに、58億以上の学習データが必要だという論文を拝謁

した記憶はない。また、大量のデータを収集しプロンプト復元のためにタグ整理しなければ活用できないコスト面においても、必要な作業量から得られる実際の生成物との対価が釣り合ってないようにうかがえる。

(イ) 2について、現状生成に用いられた元データは開示されない仕様である。もはや学習解析も研究の建前も感じないが、著作者から申し入れがあった場合速やかに掲示できるよう、復元の際に用いたデータを開示する義務が必要であると考える。また、EUでは既に規制法が出来つつあるので、その流れも汲んでいただきたい。

P. 33 (3) イについて、既存の著作物をchatGPT等で解析してプロンプトを生成し、それらを画像生成AIに入力した結果得られる生成物について、創作的寄与はあったと言えるかの定義を求める。ただし、プロンプトがいかに創作的だったとしても、生成はタグの客観的事実から合成、復元されるものであり、利用者の創作的寄与は重要ではない。

6. 最後に、著作人格権を絡めた議論を強く求める。前述の生成AIを利用した作風模倣のなりすまし行為や、AIについて意見を述べるクリエイターを中心に生成AIで学習させたデータセットを作られ同様に中傷を受ける被害が発生している。絵もとい創作は言葉として言語化できないものを表現するために描き起こしている。クリエイターの言葉は絵そのものにイメージとして表現される。生成AIは言葉によるプロンプト入力から始まっているが、それは利用者の要望を既存データの中から検索して決めつけるもので、そこに新しい創作の発展はない。クリエイターの著作物を含めた言葉を踏みつけに使う技術で、人類の文化の発展に寄与させるなど望まない。

●受付番号 185001345000006012

無断で全クリエイターの作品を収集し、再現率99.9%の贋作を出されてしまうことが既に起きている。

現に首相のAI音声でフェイク動画がインターネットにアップロードされている。

イラストレーターたちの作品もその中に入っている、自身の管轄外の知らぬところでフェイク画像が無断生成され、営業妨害を行なっている輩存在している。

そんな盗人がなんの創造性、独創性、作家性もなしに作品の発表や利益を得るのは誰の目から見てもおかしいこと。

クリエイターですら無いタダの一般人。

10の利益を取って90の不利益を取るなんて合理的ではない

●受付番号 185001345000006013

4.関係者からの様々な懸念の声について

ネットを通じて、ありとあらゆる世界中の作家さんの絵が見られるようになりました。しかし、数年前より AI が台頭するようになり、絵を勝手に学習されたあげく「〇〇（←作家さんの氏名）モデル」として販売されたり、自作の絵を AI 絵として疑われたり、果ては作家さんのアカウントの成りすましまで出てくる始末です。

誹謗中傷され、筆を折る作家さんを目にしてきました。私の好きな作家さんや、これから目にするであろう素晴らしい作品を、AI を悪用する人たちなんかに絶対に奪われたくありません。私自身は何かを創作する立場ではありませんが、苦しんでいる作家さんがいる今、黙って見過ごすことはできません。

生成 AI の規制を切に望みます。

●受付番号 185001345000006014

読んでいて吐き気がする。創作文化を愚弄するのも大概にしろ。

1. はじめに

生成 AI の利用を中心に創作活動を行う奴らはクリエイターなどではない。無断で創作物を大量に「学習」し大量に放逐する行為は海賊版と同レベルの行為である。生成ガチャ行為でなく自力で技術を高めてきたクリエイターへの苛烈な侮辱。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) ウ : AI による生成は学習元データの再現なので学習した表現の範疇からは出られない切り貼り。

(3) 技術的な措置 1 : 特定の作者から学習しなければ問題ないという姿勢は他の誰かなら学習してよいという傲慢さ。どんな著作物も平等に尊重されるべきではあるはずだが。

4. 「生成 AI の開発や利用により不利益を被っている」AI"イラスト"などというミキサーがチャで不利益を被るのは自身の著作物を勝手に利用され盗作された創作者だけでなく、生成物の洪水や手描き詐称などによる創作活動に対する信頼の低下による市場や文化の破壊についても考慮しなければならない。本来それを制限すべき立場の役人が頭お花畠で放置した結果がこの惨状を招いていることをいい加減認識するべきだ。もちろん私を含めた"自分の手で"描く絵師や"自分で"現場に赴いて写真を撮る写真家からはキーボードをカタカタするだけで類似した作品を大量に生産する、生成 AI を用いた"海賊版製造者"とその現状に対し未だに生成 AI の肩を持つ素案を出してきた政府機関への軽蔑はパブコメの数が物語っているだろうが。

5. 各論点について

(1) 「市場に大きな影響を与えないものは個々の許諾を不要とする」どう考えても必要。一作品だろうと盗作を容認する前例を作るな。

著作権法 30 条 4 :「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」生成 AI 利用者は生成物を出力する際に著作物の思想や感情を言語化し再現するが、その成果物が目的である時点で享受が目的なのは明白。

非享受目的、著作権者の利益：特定個人でなく他からも盗作して特定個人の作風を薄めれば問題なしと。より多くの創作物を盗んだ方が無罪？論外。一個人の作品を AI で盗作することも言語道断だが。

海賊版サイトに金を落とさなければサイトの画像を学習してよいと。冗談も休み休み言え。無断複製物を学習するのは盗品関与と何ら変わりない。

その他の論点：学習や複製を個人や家庭内での使用に留めるのはいいのだが、それをデータセットとして第三者に譲渡・公衆送信は容認すると。誰に渡るかわからないのに。

「作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、侵害の行為を組成した物又は侵害の行為により作成された物には該当しな

い」学習モデルは既存の作品の複製物に近いものだしプロンプト打ち込めば複製品と感得できるものが生み出されるのに何を宣ってる？

「学習済モデルについての廃棄請求は通常認められない」学習元が学習拒否したら廃棄しろ。著作者の経済的利益を不当に害するのを許すな。

（2）生成・利用段階

前提からおかしい。「可能性がある」じゃなく既存の著作物からデータ奪うので明らかに著作権侵害。

直接似ていると認められた物にだけ類似性が認められるのが既存の判例？それをAIによる生成物と人間の創作物にも適用する？AIだけ特別扱いしてここだけ人間と同じ土俵にあげて歩み寄りのつもりか？人間の創作を舐めている。

”AI使いが気づかなかったが、AIが既存の著作物を学習して画像を生成した場合”AIという道具を使う以上生成物やAIに内蔵されたデータに責任持てよ。「記憶にございません」では通じんぞ。もちろん裁判で訴えられたら反証として”学習したデータをすべて開示する”のは義務づけるべきだ。

- ・著作権侵害への措置

不当利得返還請求にはAI事業者が生成で得た利益(当該事業者への創作依頼料 etc)も含めろ。あと学習元に個別請求へのコストを課すな。法律で類似物の生成を禁止しろ。

- ・プロンプト

いまだにプロンプトに創意的寄与を認める気でいるのだろうか。コピーすればだれでも再現できる文言に何の創意的価値もない。

- ・対価還元

著作権者の利益が思いっきり害されているのがわからんか情弱。活動休止に追い込まれた創作者の実例を挙げれば満足か？Twitter(現X)で■■■(読みは■■■)で検索すればいい。

（3）生成物の著作物性について

”AIへの指示が表現に至らないなら見過ごし、創意的寄与があれば許容”何度も述べたが既存の表現を集めて抽出したものに過ぎない生成物に著作性や寄与などない。学習元への実害考えろ。

AI生成物を著作物として流通させるのを詐欺行為とするのはライセンス契約の取引だけじゃなくて”いかなる場合にも無条件で”適用しろ。

●受付番号 185001345000006015

(1) 学習・開発段階

エ (ア) について

特定のイラストレーター・画家の絵柄を模倣する目的で作成されたことが明確な場合について、法第30条の4が適用されないことを、求めます。

(3) 生成物の著作物性について

創意工夫をなされたものについて著作権が認められるが、生成AIソフトにおいても、特定の画像を出力するために創意工夫を行っている。これらについて、特定の画像を生成するための作業が、創意工夫とみなされるのかについての議論を深めてもらいたい。

●受付番号 185001345000006016

画像生成 AI は、拡散式画像生成 AI が広く普及するきっかけとなった Stability AI 社がオープンソースの思想を取ったことから、各ユーザーのあいだでも自分たちの作ったデータをオープンにして共有する慣習が広まっている。たとえば「Civitai」のようなデータ集積サイトがあり、そこでは様々な国籍の人間が自作のデータをアップロードして公開している。これまで AI と著作権に関する議論の中で、生成 AI 事業提供者—利用者という関係は話し合われてきたが、ユーザー・ユーザー間、ユーザーが同時に開発者であるという関係で起きる事態にいくつか疑問があるので質問したい。

5.各論点について

(1) 学習・開発段階

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について
AI 学習のために行われる著作物の利用について、『AI と著作権に関する考え方について (素案)』には「享受目的があると評価される場合は、法第 30 条の 4 は適用されない」とある。これは、特定の作家の作風等を模倣して作家の著作物を AI に再現させるような学習では、学習データに無断で著作物を利用することはできず、作家の許諾を得なければならないという意味だと思われる。
では、ある生成 AI 利用者 A が作家 X の著作物を集中的に集め第 30 条の 4 の対象にならない学習を無断で行い、作家 X の著作権を侵害する学習データを作ったとき、利用者 A がこの学習データをインターネットなどで公開する行為はどのように評価されるか。またその著作権侵害学習データを、利用者 B がダウンロードする行為はどのように評価されるか。

・利用者 A の評価について

第 30 条の 4 に該当しない学習の場合、学習データとして文章や絵画等の著作物を無断で複製する行為は著作権法違反になる。しかし出来上がった学習データの中には学習した著作物そのものの情報は保存されていない。そのためたとえ違法状態で学習された学習データであっても、その学習データを公開すること自体はなんらかの著作権を侵害する行為に当たらず、違法な学習データの拡散を抑止できないのではないか。それとも『AI と著作権に関する考え方について (素案)』「侵害に対する措置について・カ 差止請求として取り得る措置について」に「侵害の予防に必要な措置としては、当該侵害の行為に係る著作物等の類似物が生成されないよう、例えは、1 特定のプロンプト入力については、生成をしないといった措置、あるいは、2 当該生成 AI の学習に用いられた著作物の類似物を生成しないといった措置等の、生成 AI に対する技術的な制限を付す方法などが考えられる」とある通り、たとえ LoRA のような小規模な学習であってもそのデータを公開すれば開発事業者とみなされ、利用者 A は自分が配布する LoRA が著作権侵害生成物を出力しないような技術的な措置を施す必要があるだろうか。

・利用者 B の評価について

著作権法第 30 条の 4 は AI 学習時の教材に関する法律である。出来上がった学習データの中には教材となった著作物そのものは保存されていないため、利用者 A が作家 X に無断で作った学習データ入手するだけの利用者 B は、その学習データを作るためにどのような教材が使われていたとしても、教材そのものを手に入れたわけではないのだから著作権侵害に問われることはないということで良いか。また、そのような学習データを用いて利用者 B が作家 X の著作物に酷似した生成物を出力したとき、著作権法の性質上利用者 B がその生成物を公開せず自分が鑑賞するためだけに用いた場合、作家 X は著作権侵害を訴えることができないため利用者 B は著作権侵害に問われることは当然無いということで良いか。学習の段階を別人にまかせてしまえば、学習データの入手から生成まで全て何も問題なく行えてしまう状況は、次の問題を引き起こすのではないか。

・近年イラストレーターなどの間で普及するコミッショニングについて

2017 年に設立された skeb を代表とする、コミッショニングという依頼形式が近年急速に広まっている。依頼人のリクエストに沿った一点モノの作品を作家・依頼人の個人 to 個人で制作依頼するものである。コミッショニング形式で制作された作品の多くは依頼人が個人的に鑑賞するために用いられ、広く公開されないという特徴がある。このコミッショニング形式と、画風を模倣した AI 学習が非常に相性が悪い。一点モノのオーダーメイド作品なのでその作家の過去の作品に類似する可能性が極めて低く、個人の鑑賞の目的で発注するのであれば著作権法違反を問われることもない。画風模倣学習データを使えば作家に依頼料を支払うことなく AI でいくらでも合法で出力できてしまう。

●受付番号 185001345000006017

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

技術自体は凄い物なんですが、クリエイターへの嫌がらせ（判例もなくほぼ泣き寝入り状態）、災害時に悪意のある情報の発信、などの負のイメージが強いです。まだ一般化するには法が追い付いておらず、早すぎたのではと思っています。

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

学習元の人間に許諾と対価を支払う

生成された物の学習素材の明記

生成 AI とわかる仕組み

無断学習されたものの特定、オプトアウトの要請があった場合速やかにできる仕組み

定期的に学習素材のチェックを徹底

4. 関係者からの様々な懸念の声について

(1) 学習・開発段階

学習元の人間に許諾を得て対価を払う。

学習元の人間のオプトアウトの要請には速やかに従う

社員が楽曲を作り、それを学習させ、生成 AI で音楽を作れるようにしている会社があるんですが、これが理想です。

(2) 生成・利用段階

生成 AI を出力する時に使ったプロンプトを明記

現段階での無断学習による生成物は個人利用に限り商業利用の不可

(3) 生成物の著作物性について

現状の無断学習による生成 AI サービスで出力されたものに関しては著作物性は認めないのではないでしょうか。

(4) その他の論点について

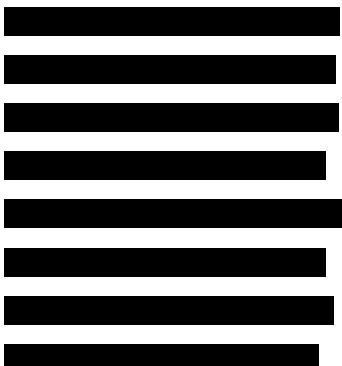
今はやりたい放題になってるので利用にあたって罰則があったほうがいいと思います

●受付番号 185001345000006018

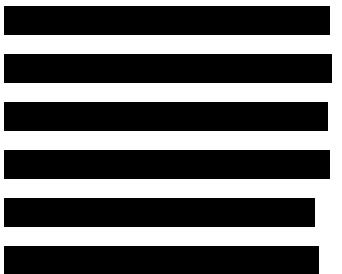
AI 推進派でこれは一例ですが、界隈全体がトレース元の絵師さんやファンを率先して侮辱することが常態化しています。

中には、殺害予告を受けた絵師さんに重ねて侮辱して自殺寸前まで追い詰めている状況です。

個人的な意見としてお送りしますが、こうした悪辣な盗作行為や追い込みをかける界隈が集中しているので健全とは言い難いです。



被害や自殺未遂など

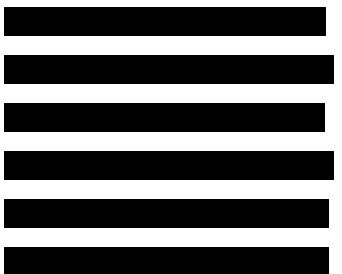


被害絵師に加害を呼びかける AI 絵師

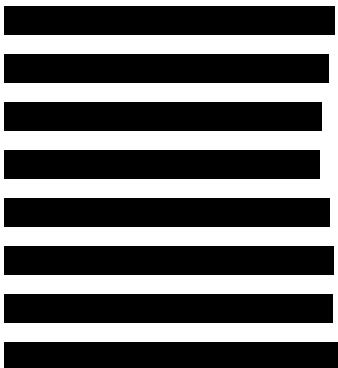


自殺示唆などに対し、重ねて侮辱する推進派

これだけのことをしておいて、パブリックコメントで真逆の嘘を書き込むよう示唆するグループもいます



先程の AI 推進派が、去年から何ヶ月も付きまとい、虚偽の DMCA 通報でアカウントをロックさせた挙句なりすまし行為を行っています



●受付番号 185001345000006019

自分の大好きな絵描きや文字書きの方々をどうか尊重してあげてください

●受付番号 185001345000006020

私は生成 AI を法で取り締まって頂きたいと考えております。

現在、インターネットを始めとした多くの場所で数多くのクリエイターが自身の作品を発表しています。

そんななか、自身の作品を、無許可で生成 AI に学習され、出力に使用されると思うと嫌悪感しかありません。

これは、人間が自ら学習し、自らの制作に活かすのとはわけが違います。

クリエイターの作品が AI に学習されることは著作権の侵害であり、

自らの作品を機械が学習し、出力するということはクリエイターのやる気を削ぎクリエイターの減少に繋がる危険が多くあります。

クリエイターが減少した場合、新たなものは生まれにくくなります。

発展のためにも生成 AI の取り締まりをお願い致します。

●受付番号 185001345000006021

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(エ) 本ただし書に該当し得る（省略

AI 学習のための著作物の複製等を防止云々について、権利者側（クリエイター）の防止有無問わず保護対象とし、許可なく営業目的で使用された場合は罰則を設けてほしいです（抑止力として期待できるレベルで）

また、AI 技術の開発者側については防止策の努力を行ってもらい、それらを利用する側については上記の抑止力となるようにしていただきたく思います。

簡潔にまとめますと、AI を利用する側が存在しない権利を主張・行使し、クリエイターや技術開発者・企業の権利・利益が損なわれないようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000006022

AI 画像出力に関して

「5 各論点について」内の「情報解析の用に供する場合」の箇所、当該著作物に表現された思想 又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない

現在、この箇所が守られているように見えません。

有名人そっくりの写真や有名キャラクターそっくりのイラストレーションが出回っており、またこれを商用利用している物も多々見受けられます。

過学習による著作権者の著作物の利用市場と衝突は既に起こっており、記載ある通り作風の真似やなりすましにより、著作者人格権を侵す事例も SNS で出ております。

商用利用で無い場合でも、以前は人物であれイラストレーションの作風であれ、誰でも似せる事は出来ませんでしたが AI 出力によって容易になったため、これを悪用し人を貶めるという事例は今後も増えていくと予想出来ます。

現段階で AI 出力がどうかはすぐに判断できず、規制も無いままでは、なりすましされた当事者は被害にあった後社会的信用を失うなど最悪の事態も考えられます。

まずは AI 生成による出力された文章・音声・動画・画像一切は生成物と明記するよう表示させ、また AI 生成で似せた有名人や有名キャラクターなどは肖像権、著作権、また社会的信用を失墜させられた場合は著作者人格権の行使できるよう、規制を進めるべきだと考えおります。

●受付番号 185001345000006023

・生成 AI の学習と被害について

生成 AI は、イラストや絵画、写真などのクリエイターの作品、著名人や一般人の写真、海賊版画像を「無断」で収集・学習させることで成り立っています。

その学習データの中には、成人だけではなく、児童のポルノ画像が含まれています。

そのため、メディアで活躍している方々や、一般の方のフェイクポルノ画像が生成されています。

実際に海外では、生成 AI によって作成されたフェイクポルノ画像を拡散され、未成年の少女が自殺をしてしまいました。

学習データが増えるたびに、生成される画像は本物と見分けがつけにくくなり、さらに被害者が増えるのではないかと思います。

生成 AI の中には、特定のクリエイターの作品を集中的に学習させるものがあります。

SNS でイラスト生成 AI の集中学習の被害を訴えたイラストレーターが、イラスト生成 AI ユーザーによる嫌がらせの標的になりました。

さらに作品を無断で学習され、自殺を教唆するイラストを生成され、殺害予告、なりすましなどの被害にあい、活動を休止する事態になっています。

クリエイターを軽視している生成 AI ユーザーはこれらの被害に対して、さらに精神的に追い打ちをかけるような発言をしています。

クリエイターにとって、自身の作品を無断で改変されるのは、今までの経験や培ってきた技術を否定されるようなものだと私は思います。

生成 AI によるいじめ、嫌がらせ、フェイクニュースなどの被害を食い止めるためにも、規制を求めます。

無断学習を前提として成り立つツールは必要ありません。

●受付番号 185001345000006024

AIによる画像生成による問題点は日本が誇る創作の文化をかつてない速度で収縮させるものだと考えます。著作者の意思に関わらず酷似した作品が作れてしまい贋作があふれかえるこの状況を打破するためには国が法に明記し、日本が誇るクールジャパンを守る必要があると考えます。本来はクリエイターを助けるはずの物が害を与えている状況は悲しいですが、こうなってしまった以上確かな規制、AI時代にあったクリエイターを保護するための法が必要であると考えます。

●受付番号 185001345000006025

イラスト分野の人間なので画像生成A Iについて述べさせていただきます。

まずもって生成A Iを構築するにあたってのデータセットについての議論があまりにも恣意的な状況なのではないかと思います。

生成A I製作者が学習データとして使用して当たりまえ。データセット元となるイラストや写真の製作者が、画像を使用してもいい・使用されるのは嫌だ。この2点すら言えずA I製作者に全て委ねられている状態。これはおかしいです。著作権・肖像権など含め権利者が何も言えない状況は歪です。

この状況は果たして著作権の権利者として権利が行使されてる状態かと言えるのか？甚だ疑問です。

特に現状は生成A Iツールの学習性が上昇し、テキストからのイラストの大元の絵柄やデータがそのまま復元、写真の顔すらも容易に再現できることから自分の画像に対する権利がないがしろにされていると思います。

このままでは著作権、ひいてはそれに守られていた製作者が心が折れ、消えていく…文化が消滅するのではという懸念すらあります。

今の日本の生成A I周りの推進されている方々は著作権の30条の4をもって学習から使用まで全て網羅的に合法とおっしゃられる言葉をよく目にします。まずここが問題なのでしょうか？

またその他、現状の法律で今あるトラブルを全て対応できるという言質も聞きます、が、イラストを学習されている人間にとて何も対応できていないよう感じます。

新しい技術には新しいルールが必要かと思います。さかのぼれば著作権が産まれたコピー機の発達がそうであったように、ドローンに関して新たな法律が産まれたように。

生成A Iという強大な技術を行使するにあたって適切に運用できる新たなルールを設けるべきだと強く進言します。

特に、大多数が使用している生成A Iの大元のデータセットの中にはCSAMも含まれています。その問題も特に解消されていません。

また肖像権の悪用（ディープフェイク）やイラストの市場バッティングが行われる分野でのデータセットの仕様は規制されるべきではと思います。

大手生成A Iを運営する国であるところのアメリカですら、有名歌手のディープフェイクが蔓延し、その点の違法性を問う法律が制定されたと聞きました。

このように運営していく。少なくとも、データ元の権利者に許諾を得たうえで利用される場合ならば誰も文句は言えないと思うので、許諾を得る。またその際には適切な報酬が与えられるべきだと思います。

それが難しいのであれば、もはやその技術は破綻していると思います。それこそが正しい新しい技術の利活用だと思います。

現状、日本以外の主要国はこの技術に対し新たなルールを設け、適切に運用していくという機運が高いです。日本も他国と足並みをそろえ適切に規制を行い、ルールを定めた上で活用していくべきだと思います。

この技術をなくせと言うわけではありません。大多数が納得をし了解を得たうえで初めて使える技術なのだと思います。

そうでないと特に、日本の優位性のあるコンテンツ事業。IP産業が他国にすら簡単に使用できてしまうので、文化の盗用が簡単に行われるのではないかと懸念しています。

シャインマスカットの苗の問題と同じ状況になっているのではと思います。

人口減がうたわれ、内需だけでは限界が見えてくる時世だと思いますので、国産の、権利者のデータセットを売るなども視野にいれ権利者が適切に守られていくルール作りをお願いしたく思います。

私事ではありますが、このまま推進一辺倒で全く技術者が守られない国になるのであれば、国外へ移住も考えています。ルール作りが行われた韓国、もしくはヨーロッパなど。それとこのようなパブリックコメントをもとに会議が行われると思うのですが、その会議の人選はどのように選ばれたのでしょうか？色々な文章を見る限り人選に偏りが過ぎるのではないかでしょうか？

推進一辺倒に見えます。正しく公平性・中立性がある会議を願います。

●受付番号 185001345000006026

著作物の思想または感情を享受していない場合は問題ないとのことでしたが、生成 AI は、同じ種類のコンテンツの出力が成される時点で、何かしらの思想または感情を享受しているのではないでしょうか。

既存の解析などに用いる AI であれば別ですが、生成 AI に関してだけ言えば、それらを回避しているのであれば問題ない、とするのは無理です。

また、通常の著作権侵害と同じに扱うことですが、生成 AI で作成される画像の量は膨大です。さらに、ご記載の通り類似サービスも増え続けているうえ、それらの学習に用いたデータは基本的に開示されておりません。

その状態で著作権者から何かしらのアクションを起こすというのは、通常の著作権侵害よりも多大な労力を掛けることであり、複数の著作権侵害が起きた際に、著作権者が疲弊する原因になりかねません。

そのため、そもそも著作権者の許可なしでは学習させない仕組みづくりを国が率先して行うべきではないでしょうか。

現状の生成 AI のほとんどが、学習に利用したデータを開示していません。著作権者が著作権侵害を訴えた際に、まずは学習データの開示をサービスにお願いして…などとするのは、貴庁が問題ないとしている「偶然の一致」を確認するために、著作権者もサービス提供者も無駄なことをしているとしか思えません。

そのため、最低でも生成 AI サービス提供者は、全ての学習データを何らかの方法で開示するべきです。

最低でもといったのは、それでもサービスが多岐にわたる以上、著作権者が逐次確認するという労力がかかるためです。理想といえば、学習データをオプトイン形式にするべきです。このサービスには自身のイラストのデータが入っていると著作権者が判断できるので、著作権侵害を訴えることを容易にすると考えられます。

加えて、技術的な措置により作風などが表現されない場合は著作権侵害としない、とのことでしたが、生成 AI の仕組み上、それらのコンテンツを学習しない、以外に完全に表現されないようにするのは無理だと思います。特定プロンプトを規制するとしても、他の表現に変更するなどの抜け道があるためです。Microsoft 社の Bing などが分かりやすい例だと思います。これらはチャットなどで禁止語句を設けるのと同じで、いたちごっこにしかなりません。

あわせて、資料にもご記載いただいておりますが、著作権者の利益を不当に害する場合には、著作権法 30 条の 4 の但し書きに該当するため、学習自体が違法であるとされます。個人としては生成 AI で利益を害さない場合、というのが想像できないのですが、単体コンテンツとして出せば当然競合しますし、複合コンテンツとして出した場合でも、クリエイターへその部分の発注がなされないというのは、利益を害しています。

個人の意見をまとめますが、サービス側で制御するなどは無意味なので、生成 AI は完全オプトイン形式にするべきです。そうすれば少なくとも著作権侵害は出ないはずですし、クリエイターの利益を害することもなくなります。

それ以外の生成 AI は許容せず、作成された時点で違法とするべきです。

以上です。

●受付番号 185001345000006027

生成 AI についての意見としては、生成するにあたって使用したデータの開示の義務です。私はイラストを描いており、AI が生成したものからも影響を受けることがあります。しかし、AI は 0 から物を作れません。そのため、元のデータから AI が影響を受け、その AI から私が影響を受けているという流れになるはずです。ここで大事だと思うのは「大本にあるのは人である」ということです。当然その大本となった人も人生で様々な影響を受け、良いと判断したものを絵に込めたのでしょう。しかし、人はその影響を受けたものから人生経験など思いもよらないものの影響と重なり、新たな発想を得て、自分好みのものに進化させられます。それが AI にはできないと考えています。AI はそのような新しい発想ができないのに、それに著作権が発生するのはおかしいと考えます。著作権が発生するべきは大本のデータとなった人であり、決して AI を使用した人ではないと考えます。そのため、私は生成するにあたって使用したデータの開示の義務が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000006028

創作者の絵を無断利用し、踏み台にして仕事を奪わないでください。

創作者の絵の無断利用を承認しないでください。

●受付番号 185001345000006029

個人の意見としてお送りします

下記は AI 推進派による悪質行為の事例です。

AI 絵師達が二次創作を掲載している方に、トレパクだと言いがかりをつけて悪質行為を庇いあつた挙句、炎上商法の題材にしているところです。

[REDACTED]

他にも、AI 絵師が盗作を公言して盗んだ先の方に詰め寄って炎上商法をしている場面です。

[REDACTED]
[REDACTED]

AI 推進派が無断使用を禁止するコピーガードである nightshade について、これを使用した画像をネットに放流した方がウイルスを混入させたフリーソフトを渡すようなものだから電子機器損壊等に当たる、と詭弁を述べています。

絵師の無断学習されたくないという著作人格権、似た画風を無断で大量に生産、放出される財産権の侵害などが懸念されます。

他人の絵を学習目的で無断学習、精神的利益のために公開するのは著作権法 30 条の 4 でも許されません。享受に当たりますし、著作権者の利益を不当に害するからです。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

詳しくは以下の弁護士さんの解説サイト、非享受利用の限界の項をご覧ください

<https://www.authense.jp/komon/blog/dx-legaltech/2838/>

AI によって分析させた後、著作物を一般公衆に視聴させるなどは享受に当たります。

ある著名な漫画やアニメーションに似た画像を一般公衆に視聴させるために、当該著名な著作物を AI に読み込ませて学習させる場合も著作権侵害に当たります。

なお、著作権法 47 条の 5 で軽微な利用は許可されますが、SNS への掲載などは許可されません。

他人の著作物である AI 生成物（画像等）を Twitter や Instagram にアップロードするような行為は、私的使用のための複製の範囲外であり、公衆送信権の侵害となり得ます（著作権法 23 条 1 項）。

●受付番号 185001345000006030

現在主に使われている生成A Iは、明らかに、保護されるべき著作者の権利を侵害しており、強力な規制が不可欠だと思う。

クリエイターたちは自らのアイデンティティをかけて作品を作っているのに、人気で多作であればあるほど = 努力している人であればあるほど、A Iにパターンを奪われ、得られたはずのものを奪われている。

特に、そのひとのパターンが大量に複製されることで、希少価値を下げられ、飽きられるというのは、ひどすぎる。

また、S N S上では、クリエイターたちが生成A I利用者に執拗に嫌がらせされているのをよくみかけるし、それによって活動をやめてしまったクリエイターを複数知っている。新たな価値を生み出す人々が、それを奪われ傷つけられるようなことを許してはいけない。

●受付番号 185001345000006031

現状モラルのない AI 利用者によるイラスト作品を無断学習・利用により、イラストレーターになりますことや詐欺などの被害が発生しています。

また海外では AI 生成された作品は盗作・海賊版と同様に忌み嫌われており、クリエイターたちの反対活動が盛んとなっています。

日本国内で AI の利用を推進すれば国内のクリエイター活動の衰退や海外クリエイターが作品を AI 学習されることを恐れて日本での作品公開をしなくなるといった事態が考えられるため、日本が世界に誇れる文化が一つ失われてしまうことが危惧されます。

AI を推進する以前にモラルハザードしている現在の AI まわりの状況を改善・規制することを要望します。

●受付番号 185001345000006032

生成 AI にて生成された作品には著作権を付与せず、現状の著作権法だけに頼らずに新規に規制法を立法すべきです。

・「2. 検討の前提として」内の「(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について」の「ウ 権利制限規定の考え方」にて

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（著作権法第 30 条の 4）や電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（法第 47 条の 5）のほか、私的使用のための複製（法第 30 条）、引用（法第 32 条第 1 項）、学校その他の教育機関における複製等（法第 35 条）、営利を目的としない上演等（法第 38 条）といったものなどがあり、これらの権利制限規定の要件を満たす場合は、権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用することができます。」と記載されていますが、生成 AI にて生成した作品は SNS や企業広告、小説での表現としての利用など感情の享受を目的とした利用が多々見られます。このような利用方法で作品を生成する場合には著作権法第 30 条の 4 に抵触するのではないかでしょうか。抵触しない場合でも著作権法第 30 条の 4 の理由をもとにクリエイターに無断で著作物を学習されるような状況はクリエイターの作品が勝手に榨取されることになってしまうため、AI 学習の可否を提示できる制度・法律が必要だと感じています。

・「5. 各論点について」の「(3) 生成物の著作物性について」内の「イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について」にて

「試行回数が多いこと自体は、創作的寄与の判断に影響ないと考えられる」「AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる。他方で、長大な指示であったとしても、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示は、創作的寄与の判断に影響ないと考えられる」との記載がありますが、試行回数と指示の文量で著作権を認めるような認識は他人の著作物に対して悪用できてしまう懸念があります。

また、著作人格権について素案内で一切言及されていませんが、著作者が著作物を著作者の同意なしに著作物を AI 学習に利用し、該当する著作物に依拠した作品を生成する行為は同一性保持権の侵害に当たるのではないかでしょうか。

AI 技術の発展のためにクリエイターの著作物が無断に榨取され、長い時間をかけて積み上げた技法・作風が安易に模倣・複製できるような環境は絶対に避けるべきです。

●受付番号 185001345000006033

1. 「3. 生成 AI の技術的な背景について、ウ 学習データの切り貼りではないとされる」について

現行の生成 AI は元になる大量の画像データが必要不可欠である、データ元となる画像をそのまま出力される例が見られるにも関わらず「切り貼りではないとされる」という書き方は非常に不適切と思える。より具体的に根拠を述べて学習データの切り貼りでないと記すべきではないか。

2. 「(3) 生成物の著作物性について、1 指示・入力（プロンプト等）の分量・内容、AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作物寄与があると評価される可能性を高めると考えられる。」について

プロンプト等は単なるデータに留まり、生成 AI を介した時点で誰が表現しても同じようなものとなり、著作権法で保護される範囲外ではないか。

3. 懸念の声やデータ元への報酬など、日本が国を挙げてオプトイン制の生成 AI を新たに開発することで大半の問題は解決すると考えられる。その方面へ舵を取るよう文化庁として努めるべきではないだろうか。

天才は育てて生まれるものです。生成 AI が様々な被害を生み日々問題が大きくなっています。最近では日本に感化された海外でアニメの技術が日本を追い越す勢いで技術を伸ばしています、世界が誇る日本のクリエイターを食いつぶすのではなく守り育てるための議論をお願いします。

●受付番号 185001345000006034

クリエイターの努力と研鑽を奪い、あまつさえ自身の作品であるかのような表現をする AI
イラストクリエイターについて、考え方の基準や法整備を強く求めます。

●受付番号 185001345000006035

画像・文章生成 AI の利用を禁止してほしいと思います。

現在利用されている生成 AI は、AI 利用を禁止、もしくは承諾の意思表示のない作品をデータベースに使用しているものが多く存在し、作品元のクリエイターに金銭的だけでなく精神的な被害を引き起こしている事例が多く見られます。

AI 生成の作品を目にする度、心が苦しくなります。

生成 AI は、これまで人の手によって積み重ねられた創作文化を踏みにじるものであり、利用の禁止を求めます。

●受付番号 185001345000006036

どんな世界においても、人より AI が先に出ると良い事が起こらないように感じる。「サポート」という位置づけでの運用を求めたい。

人工知能（AI）っていうぐらいなので、AIだけで未来を創ることは現状できない。つまり人の知識や技術を学習するスタンスは変わらない。

現段階で人手不足でリソースが必要な分野や事業では、ロボット等の開発においては明るい技術かもしれない。人の動きを学習してサポート型のロボットの開発が進めば、今後の介護や介助の現場に大いに役立つだろう。

しかしながら、人が生み出す「美術や芸術、音楽や声楽」といった芸能の分野においては「原作者・著作者の権利」を脅かす行為になっている。

この分野においては、絶対的に「人が創らないと AI は学習できない」という構造がハッキリ成り立っているにも関わらず、モラル欠如や法整備不足によって「悪用」されてるのが大いに気になっているので、慎重な対応を求む。

●受付番号 185001345000006037

生成 AI を利用を違法にしなければ、犯罪や成りすましの温床になる。

児童向けのイラストを描いているイラストレーターのイラストを AI に使用し、該当イラストレーターの絵柄でわいせつイラストを生成された事案がある。これは該当イラストレーターの業務を妨害する立派な犯罪行為なり得るが、問題はそこではない。

こういった嫌がらせ、妨害行為を AI を使用することで、倫理観が成熟していない中高生が、他人の存在を嫌悪すると同時に容易に行えてしまうことを問題としている。

また、生成 AI によるコストカットは、イラストレーターがただ仕事を失ったうえに、生成物のクオリティが著しくダウンするし、他人の権利、気持ちを考慮しないという大きな問題はらんでいる。

イラストのことを知らない人間が指が 6 本の人間を生成するなどして結果的に障害者を差別してしまえば、大きな問題となり、生成 AI を導入される前よりリスクを抱えてしまい、発展性が見られない。

導入にメリットがなく、人権侵害に繋がる生成 AI は違法とすべきである。

●受付番号 185001345000006038

学習元データと競合する生成物を出力する目的で開発された生成 AI については、開発・学習段階において享受目的が併存することの明記を求めます。

AI は学習元データの創作的表現を数値化・合成して出力しているため、文書から文書や画像から画像など学習元データと競合する生成物を生成した場合に享受する内容は学習元データの創作的表現と同一であり、その目的のために開発された生成 AI については、著作物の創作的表現を享受する目的であることが明白であるためです。

また、AI 開発には学習元データが必須であり、学習元データと生成物が競合する分野において、学習元データの作成者である著作者の許諾なしに著作物を利用することになれば、著作者がより厳密な著作物の利用制限を行い、学習元データが不足することで AI 開発は頓挫します。

それを回避し、AI 技術が持続的な発展を遂げるためには、著作者からの許諾と適切な利益還元を行う仕組みが必要不可欠です。

同時にこの仕組みは、学習元データとなる有用なコンテンツを多く保有する日本においては、持続的な AI 技術の発展と著作物の保護による学習元データの増加を両立させるだけでなく、それ自体が大きな市場となり、多大な国益をもたらすと考えます。

そのためにも、根拠となる著作権法において、学習元データと競合する生成物を出力する目的で開発された生成 AI については、開発・学習段階において享受目的が併存することの明記が必要です。

●受付番号 185001345000006039

何十年もかけて築き上げた自分の絵柄やテクニック、世界観はクリエイターからしたら自分の人生でもあり生きていくための技術です。

それを見知らぬクリエイターに対する敬意もない人が無断で盗み、他の人の技術と融合させてなんの努力もせず悠々とお金を稼ぎ SNS で晒したかも自分もクリエイターだと主張する。

そして努力をして技術をつけたクリエイターの仕事が減り、将来イラストレーターを目指していた若者は「どうせ AI には勝てないから、将来がないから」と夢をあきらめる世の中は間違っています。

日本は世界に誇るアニメや漫画文化を持っているのにそれを AI で生成したただの画像で消して欲しくない。

まず許可していないイラストを使ってお金を稼ぎ、SNS で知名度を得ること自体を著作権違反でい方にするべきです。

AI の技術は素晴らしいものであるので、誰でも使える学習させられるというシステムを無くして AI で作ったものには透かし等を入れて一目で AI だと分かるようにするべきだと思います。

また学習元は著作権を侵害していないと確証が持てるものだけを使うなど。

人の技術や創作を盗む行為でたくさんのクリエイターが苦しめられ、精神の病気になり仕事を失っています。

何も悪くないクリエイターが、AI を使ってイラストを生成する人達に叩かれ馬鹿にされています。

少しでも早くこの問題に対して苦しむ人がいなくなる制度ができる事を祈っています。

●受付番号 185001345000006040

個人としての意見となります。

また、意見のない項目については項目名未記載としています。

まず、基本的な意見としては生成 AI については慎重に議論を重ねてから利用を推進すべきであり、現在の制度のままでは使用を推奨すべきではない。

特に後述するように学習・開発段階から著作権を侵害しており、諸外国では訴訟も起きている。そのため諸外国では利用を控えるべきという流れになっているにも関わらず、日本では推奨するということは既存の創作物及びその制作者を軽視していると言わざるを得ない。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

・現在主に利用されている生成 AI の大半が著作権所持者の許諾を得ていないデータアセットを元に利用されており、単純所持禁止の児童ポルノなどの画像もデータに入っていることが研究で明らかとなっている。よって、学習・開発段階から既に著作権を侵害していることが明らかであり、開発企業もそこを認識していながらなんの対処も行っていないことが現状である。

(2) 生成・利用段階

・生成技術の発展により生成 AI を利用する段階で指定のキーワードを含めることで学習元に極めて類似した生成物ができてしまうこと、それによって学習元の価値が不当に下がっており、利用者にとっては時間もコストもかかる生成 AI で良いとなってしまっている。そのため、著作権以前に生成 AI があることにより、本来イラストレーターや記者が得るはずであった利益を生成 AI によって奪われているのであり、潜在的な不利益を被ってしまっているのである。

・明確なイメージを持たずに生成 AI を利用することは不可能である。なぜなら何を生成したいかをキーワードとして入力する必要があるため、利用者の中では出力したいイメージがなければいけないのである。「イラスト」というワードであっても利用者のイメージと違えば再度出力し直すことがあるという時点で明確に著作物をイメージしているのである。そのため、「AI 利用者が既存の著作物を認識していない」ことは考えられず、侵害していないことはありえないのである。

(3) 生成物の著作物性について

・2.生成の試行回数、3.複数の生成物からの選択 については通常生成 AI を利用する当然の作業であり、例えば明確に既存著作物に似せるために何度も試行を行うことも著作物性を持つことになる。

・著作権者が自分の著作物のみを利用して生成 AI を利用する場合、または、許可を得た著作物のみで開発された生成 AI を利用する場合のみ明確に著作権侵害とはならないと言えるため、そのような場合にのみ著作物性を認めるべきである。

（4）その他の論点について

・現状の生成 AI の成り立ち、及び利用者全体を見る限り、コンテンツ創作に対して好循環は起きておらず、今後も好循環が起きるどころか悪循環になると考えられる。なぜなら上記のように専門知識を持たない人でも少し調査すれば多数の問題点が挙げられるツールだからである。

以上。

繰り返しとなるが、生成 AI については未だ問題を多数抱えており、著作権関連の制度も充実していない現状ではとてもではないが生成 AI を推奨するべきではない。

●受付番号 185001345000006041

- 1.文化庁がニコニコ動画にて昨年確認したように、多くのクリエイターが生成 AI の無断学習に対して反対していることは明らかである。これは多くのアンケートで確認されている傾向である。しかし、審議においてこれら反対し、被害に遭っているクリエイターの意見が反映されているとは言い難い。多くのクリエイターが反対して被害にあってはいる状況であるのに審議の場に、生成 AI に権利を侵害されて、自殺を考えるまで深刻な被害を受けている当事者が呼ばれていないので、深刻な被害に遭っているクリエイターの意見を反映すべき。
- 2.イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為について、生成 AI について、著作権法 30 条の 4 を最大限拡大解釈されているが、著作権者の意志に反して許諾なしに作品を使用することはフリーライドであり明確な搾取である。改正すべきである。
- 3.著作権法 30 条の 4 の例外事項だが、画像、音声、音楽、情報に関する生成 AI は、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得る享受目的が目的として併存していることは明白であり、生成 AI に無断で著作物を学習するのを容認するべきではない。すべて許可を取らずに行うものは禁止すべきである。
- 4.著作権法 30 条の 4 では、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は例外となる。法律の Q&A について市場競合が挙げられている。多くのイラストレーターや実演家、写真家等の代替物として生成 AI 産物が使用されているが、これは明らかに市場競合である。作風や当該著作者等に、不当に利益を害する範囲を限定する解釈は狭すぎる。そのクリエイターの市場全体で競合する場合は、利益を不当に害すると考えるのが当然である。過学習等に限定するなどの如き判断は、より大勢からの搾取を促すもので言語道断である。
- 5.無断学習、海賊版、児童ポルノ、女性の盗撮写真、個人情報が生成 AI の学習データとして法律でみとめるのは瑕疵である。とくに多くの生成 AI 開発会社が、LAION5-B というデータセットに児童ポルノと海賊版が含まれていることを指摘され、認知しながらも開発データとして使用し、その成果物を頒布していることは大きなモラルの破綻である。開発者は「合法」と言って恥じるところがない。即刻合意を必須としたオプトインを主軸とした開発に変えるべきである。また、回収しなければならないのに、どの会社もその責務を果たしていないのは異常。そのような方法で開発された生成 AI は違法化されて当然であるし、回収を義務付けるべきである。
- 6.無断で使用されたデータで、アーティストの市場に大量の競合物を配布されるのは、明らかな市場競合であると同時に、多くのアーティストの努力を搾取した結果、深刻な失業を他国で引き起こしている。著作権法の目的を考えるに、生成 AI は文化の振興と反対の結果を起こしている。

- 7.生成 AI の出力物に著作権を与えるべきではない。また、法的な位置づけとして、少量の加筆で著作権を与えるべきではない。加筆部分にだけ著作性を認めるかの如き判断は、これに反対する。
- 8.海外プラットフォーム SNS において、あらゆるデータをすべてプラットフォームに差し出し生成 AI 等に使用させることを同意させる規約がまかり通っているが、日本の知財をすべて無制限に流出することとなり、大きな問題である。日本として、クリエイターと個人の権利を守るために対策を立てるべき。
- 9.著作物の複製防止をする技術的な措置が講じられている場合について、イラストや音声等に、そのような技術的な措置はそもそも講じられていない。無断学習を禁止するべきである。また、商業作品のコピーガードを外して配布されているデータセットが大半であるにも関わらず、それらに付いて情報開示義務がないから使用されていることに異議を申し立てることも難しい。
- 10.海賊版のデータ利用について、そもそも著作権者から正当な手続きのもとに生成 AI を学習するのであれば最初からなにも問題はないのだから、そのような検討をするのではなく、無断学習ではなく合意の元オプトインによる通常開発を行うべき。
- 11.海賊版のデータについて、生成 AI 開発者の企業の多くが、商業作品のコピーガードを外して、もうすでに大量のデータセットを誰が流したかわからないようにロングダーリングして使用している。研究用のデータと海外で厳格に戒められているものを、平然と商業利用している。誰もが児童ポルノ、海賊版、データの不正使用であることを知りながら著作権法 30 条の 4 をいいわけに、野放図かつ権利侵害の AI 開発を実施している。このような社会的不正義を見逃すべきではない。

●受付番号 185001345000006042

30条の4では、思想又は感情を享受しない場合に著作物を利用するとされているが、著作物を用いて作成された学習データは、思想又は感情を用いた表現の複合体であり、これを通じて生成されたコンテンツを享受する際、必然的に学習元の著作物の思想又は感情を享受するということになり、類似性及び依拠性の有無にかかわらず、著作権侵害となるのでは無いか。

●受付番号 185001345000006043

現在、AI に関わらず、著作物を第三者が使用することに関して SNS 上では、著者が許可を出している限り「著者の許可を得て使用したこと（引用先を記入）」をしていれば問題視されない（されづらい）という状況がみられていると感じます。

学会などで提出される論文でも同じように引用先を明示するでしょう。

私個人、画像や音声を生成する AI を使用する際、上記のように、AI の学習元となる物の著者が学習許可を出し、「学習元全て」を明示した AI 作品であれば問題ないように思います。

しかし、現在無断で著作物を利用し AI によって生成したということさえ明言しないことが「当たり前」になっていると感じます。

この対策として、画像や音声などを生成する AI 媒体自体に、作品データ内に「AI による生成であること」「学習元は何処か」を示すものを挿入する機能を搭載する義務化、またはそれに並ぶ法改正を所望します。

●受付番号 185001345000006044

185001345000006041からの続きになります。

- 13.多くのクリエイターは生成AIに対する著作権侵害の際に、世界に点在する各社に対して多くの手続きを負うことができる資金がない。であるにも関わらず多額の費用を掛け訴訟を、あたかも当然の前提のように考えるのは資金的に無理がある。
- 14.そもそも学習データを開示する義務と免許性がないから不当なデータを使用する開発が横行するのでデータ開示と免許・監査を義務化すべき。
- 15.無断で他人の著作物を大量スクライピングしている現在の開発において「必要とも認められる限度に」というのは、曖昧な解釈である。市場競合が予想される生成AI開発においては、データの開示と使用量の提出すらなのに、必要と認められる範囲というのは、事実上の無条件として運用されている。無断学習を禁止すべき。
- 16.生成利用段階において、そもそも「知らなかつたは通らない」のが知財の世界である。類似性、依拠性の判断において、生成AIだけ例外にするべきではない。むしろクリエイター保護の観点からも、断固厳しくすべきである。
- 17.ディープフェイクや有名人のポルノ、実在児童を狙い撃ちにした生成AIは違法化すべきである。無断学習、違法データの使用に抜け道があるので被害者救済に支障をきたす。もうすでに大量に配布されているものについては、国家で回収する等の対策が必要。
- 18.大量の生成AIについて自分が侵害されていることを知り得ることは不可能である。被害回復が不可能であるほどにもうすでに多くのクリエイターが被害を受けている。無許可の生成AIを全て違法にし、開発に使用したデータを公開することを義務付け、審査を受けたもの以外は使用できることにすることでしか権利は保護できない。
- 19.AI原則の5原則が全く守られていない。特に情報開示する義務が一切守られておらず、ブラック・ボックスと化している。学習データの情報開示義務を著作権法に組み込むべき。そうすれば、海賊版問題も解決しやすい。
生成物のプロンプトで、著作権を付与すべきかどうかは考えること自体が馬鹿げている。データの著作権者に付与るべきであり、そのような考えが著作権、クリエイターを搾取する不当な開発と使用を助長し続けている。厳に慎むべき。
- 20.無断学習の被害のためのオプトアウトは開発者に義務化すべきである。
- 21.著作権者への対価還元は、オプトインだけのものを合法にして開発することで解決できる。
- 22.生成AIによるコンテンツ創作の好循環は起きておらず、現実にはもうすでに大量の市場競合による搾取の横行と買いたたきの被害だけが発生している。この現実に目を向けて、厳しい法規制を望む。現状、生成AIの産業は企業が個人の才能を奪うだけの物になっている。実演、翻訳、芸術、創作、全ての分野において、生成AIはデータ元にされた

人間が損しかしない仕組みであり、好循環がない。これは文化振興にとって由々しきことであり、早急に規制強化に乗り出すべきである。

23. 値値のあるものを作っても、無断で使用される環境下では好循環など発生するはずがない。

24. 背景やアセットという、創作物の素材を作るクリエイターの権利が一切守られていない。依拠性等や、アイディアではなく、小物や小道具を作るクリエイターの権利について、高度に発展した作品では不可欠であるが、生成 AI においては大量に無断学習され、仕事の成果をばらまかれているので、そういうアセット作成の技術を持つ人間の市場競合が深刻な問題であるが、この案については、そういった実務的な面が一切考慮されていない。

25. 声優の声を、無断でゲームから 449 キャラクターを、合計 581 時間、343GB ゲームから抜き出したデータセットが平然と配布されている。異常である。このような行為を容認すべきではない。これは明らかに権利者の権利を奪い、市場としても過当競争指摘される厳しい声優業界でさらに競合する用途の AI 開発に使用されることは明白であるのに、合法であると容認する向きで大勢が開発に使っていることが確認されている。このような明らかに市場競合が元データの実演家の業界に対して発生する場合であっても、本素案の解釈では、不当に害する範囲に該当しないのは明白な素案の欠陥である。市場での競合の範囲を再検討し、そもそも同一の市場で使用される場合については厳しく開発を禁止するのが当然である。

26. クリエイターやアーティストは自らが生み出したコンテンツを、関係のない第三者が無断で学習して性能を高めた生成 AI によって活躍の場が奪われ、収入を減らされ、過当競争に陥っている。これは著作権法 30 条の 4 を不当に解釈しているから起きている状況だ。EU や英国の規制の動きに対しても、逆行する内容である。

●受付番号 185001345000006045

AI イラストは便利である反面、他者の創作物への権利侵害や描く人が強みとして売り出している部分を奪われています。

以前見かけた例ですが、あるイラストレーターが自身の絵を AI 学習に使用されるということがありました。このように他者の著作物を不当に使用する例が横行する場合、作家の仕事が軽視され奪われてしまうと危惧しております。

●受付番号 185001345000006046

●現状、生成 AI は盗作、実在の人物そのまま主力し性能的な画像を生成、またはディープフェイク用のデマニュース作成のためのツールになっている
また、生成 AI を使うユーザーはモラルが欠如した人物、または金儲けのために使用している反社会的人物が多く、それらの人物は盗作された側の作家を誹謗中傷を行い、精神的に追いつめようとしている事案が多く見受けられる。

児童静的虐待画像が含まれていた件

【<https://texal.jp/2023/12/21/stable-diffusion-and-other-image-generation-ais-were-found-to-have-been-trained-using-child-sexual-abuse-images/>】

【<https://forbesjapan.com/articles/detail/68355>】

【<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-66038728>】

盗作された作家リスト（現在訴訟中）

【<https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cand.407208/gov.uscourts.cand.407208.129.10.pdf>】

【██████████】

ディープフェイク例（政治家、著名人など）

【<https://news.sky.com/story/labour-faces-political-attack-after-deepfake-audio-is-posted-of-sir-keir-starmer-12980181>】

【<https://gigazine.net/news/20240111-deepfaked-promoting-scams-youtube/>】

【<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231223/k10014297431000.html>】

【】

AI 推進派に盗作された上、殺害予告、なりすましなどをされ休止にまで追い込まれた例

【██████████】

●AI の「他者の知財に依存することを前提とした装置」といった特性は
「著作権者が育ててきた技術や思想や表現」が著作権者に還元されない状態である
これらの理由により、著作権者が作品を発表しなくなった場合生成 AI の質も下がるため
クリエイティブ文化は AI によって新たなステージへ進むどころか
既存のものを生成するしかできなくなり、文化の衰退を加速させると考えられる

●ディープフェイクなど大手メディアで取り上げられるほど
世界にも問題が認知されているにも関わらず、このまま AI を推進させると
より多くの混乱をまねく事例が増えるであろうことは簡単に推測できる
上記の状況は、憲法で保障された表現の自由が生存権を危険にさらしている可能性がある。表現の自由は重要な権利であり、個々の意見やアートの自由を保護するものだが同時に他者のプライバシーや尊厳も尊重する必要がある。

生成 AI によるポルノの大量生成およびアップロードが、

特に有名人や一般の人々に対して無許可で行われている場合

その結果として個人のプライバシーが著しく侵害され、生存権にも影響を及ぼす可能性がある。

法的・倫理的な枠組みが整備され、表現の自由とプライバシーの保護を両立させる必要がある。

少なくとも、学習データの提供元がよしとしているなら

上記事例は問題にならないことが大半のはず。

とにかく「AIへ著作物を学習データへとりこむにあたっては、著作者の許可が必要」とするべき。

●受付番号 185001345000006047

AI の問題点は、むしろ創造行為、表現行為の根幹に関わるものである。

何のために表現活動を行うか。それはまず第一に創作者自身の自己を描き出すことにあ
る。文学、美術の根本は全てそこにある。

剽窃したデータを元に、表層的に良く出来たかに見える作品が瀰漫することにより、本来
の創造活動の産物が埋もれ、唾棄され、蔑まれていく。

創造が徹底的に侮蔑され、使い捨ての表現物もどき（コピー合成物）が蔓延るようになれ
ば、それは文化の死そのものである。

事態は極めて危機的であると、憂慮せざるを得ない。

●受付番号 185001345000006048

画像生成 AI は既存の著作物を無断で利用し開発しているものが多く存在し、既存の著作物に著しく類似した画像が数多く出力されているのが現状である。よって AI 生成物に著作権は全般的に付与されないべきであり、既存の著作物を保護する法律なりを策定し、既存の著作物並びにこれからの著作物、我が国の文化を保護するべきである。

●受付番号 185001345000006049

イラストでは生成 AI による特定個人のイラスト無断学習と、それで生成したイラストでの学習元の個人に対するなりすまし行為や誹謗中傷などが SNS で起こっているようです。また音楽やフェイクニュースといったところでも AI の悪用が目立ちます。AI 自体は発展すべき技術であるものの、現状悪用されることが多い様です。結局学習元である創作者がいなくなれば AI も意味をなさなくなるので、創作者の著作権を守るようお願いします。

●受付番号 185001345000006050

・AI 作成物への著作権

AI 生成物に著作権は認められないと考えます。現時点では利用出来る生成 AI は、大多数の著作物を学習し、その学習データを合成復元して生成されたものです。

故に、学習元になった著作者と AI を利用して生成した者どちらに著作権があるか非常に不明瞭です。独創性の有無に関わらず AI で生成した以上、誰の学習データを利用したか提示出来ない限りは AI 生成物に著作権は認めるべきではありません。

・AI 学習の為の著作物の利用について

AI 学習をするために著作物を利用する必要がある場合、著作権を持つ人間が自主的に学習データへの利用へ同意した上で学習に利用すべきと考えます、

AI の発展という大義名分の為に、既存の権利が侵害されるのはおかしい話です。現時点で知識や権限のない素人が他者の知的財産を利用して生成 AI を活用或いは悪用している人物が SNS を中心に散見されます。

知的財産、及び肖像権の侵害は、人権侵害に抵触していると考えます。

AI 学習の為に著作物を利用する必要がある場合は、正しい法知識のある免許を取得した専門家が著作物の権利を持つ人物の合意の上で学習に利用し、また学習に利用されたデータは著作者の意思でデータの削除を行えるようにすべきです。

●受付番号 185001345000006051

本案は AI 学習の元になる人達の権利を守っていないように感じます。

文化の発展のためにも、AI の規制を望みます。

●受付番号 185001345000006052

様々な国の人目に留まる分、悪用された際の法律等をしっかりととしてほしい。その際、手順が簡潔であればあるほどよい。

SNS をはじめとして、様々な場所で AI による無断無錢学習が繰り返されており、それに對し罰則が発生しない為、創作者の意欲や私生活を食いつぶしている現状と、現状のままの日本の法律では不安を覚える。

●受付番号 185001345000006053

5. 各論点について

【「非享受目的」に該当する場合について】

著作物が「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されるならば、生成 AI の学習に利用できる著作物でないイラストや音楽は限られる。最近、初代版のミッキーマウスの著作権が切れ公的財産となったことが話題となつたが、著作権が切れるような大昔の作品がほとんどだろう。つまり、ネットで検索して出てくるような作品のほぼすべてに著作権がある。

法第 30 条の 4 の対象となる利用行為において「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため、当該行為については原則として権利制限の対象とすることが正当化できるものと考えられる。」とされているが、イラストや音楽に関していえば非享受目的の利用はほぼ不可能であると考える。

まず、享受目的・非享受目的で利用したか否かは利用者本人以外には判断が極めて難しい点だ。例えば、生成 AI を利用して作成された作品に加筆・修正が加えられた場合はどうだろうか。元の作品の著作者がいくら類似点を指摘したとしても「偶然作風が似てしまつた」と返されれば反論しようがない。

また、悪意を持った利用者が容易に見破れるような作品を作るとも限らない。近年の AI 作品のクオリティは高く、生成 AI の作品であったとしてもその表記がされていなければ、明確に違和感のある部分がなければ発表者の作品と疑うことはないだろう。

一方、まったく AI を利用していない作品が既存の著作物と類似してしまうことも多々ある。著作権侵害の判例は多数あるが、実際に著作権侵害にあたるかどうかを判断するのは専門家でなければ困難だ。一つ一つの作品を判定するにも時間がかかるわけだが、生成 AI では大量・短時間の作品作成が可能であり、著作者、専門家の負担が跳ね上がることは必至だろう。

日本国内だけでなく海外で利用された場合はどうだろうか。例えば、オンラインゲーム「パルワールド」に登場するキャラクターデザインの中に、素人目から見ても「ポケットモンスター」のキャラクターを流用しているとしか思えないキャラクターが一部いる。ポケモンユーザー含め多くの者が疑惑を抱き、株式会社ポケモンが声明を発表するほどの問題に発展しているが、疑惑を持った者的一部に「生成 AI を利用したのではないか」という声がある。仮に生成 AI が利用されていた場合、文化庁はどう対応するつもりなのだろうか。

そもそも、非享受目的の利用というものは非常に範囲が狭い。悪意の有無に関わらず、享受利用が目的でないのなら、ここまで生成 AI が発展することはなかつたと個人的には思う。

以上のことから、生成 AI によるイラストや音楽といった作品の非享受利用か否かを判断することは極めて困難である。

今後、生成 AI の技術の発展により利用者は増加するだろうが、非常に厳しい規制を設けることができなければ、著作権者の権利を完全に守ることはできないと考える。特に、AI 絵師と呼ばれる人たちやその周辺のモラルの低さは見るに堪えない。

具体的な規制案としては、

○享受・非享受に関わらず生成 AI の利用をイラスト・音楽のような「作品に著作者の思想や感情が色濃く反映されるもの」の利用を禁止する。日本国内だけにとどまらないのが理想的。

○免許や資格等、一定の基準をクリアした者にのみ利用を制限する。

○公の場で作品を発表する際、AI を利用していることを公表するだけでなく利用者の名前等、サインをセットにする。

○違反した者への罰則をより重くする。今後、一切の生成 AI の利用を禁ずる等。

以上のような厳しい規制が必要であると考える。

●受付番号 185001345000006054

著作権問題から切り離されたデータを使って学習している場合を除き、生成 AI は、ネット上に存在する既存の文章や画像などの著作物を学習して、新たなコンテンツを生成しています。

にもかかわらず、生成されたものが既存の著作物と類似しているか、依拠性があるか、といった結果論だけで論じると、生成されたものの「材料」には使われたが、生成されたものが、その「材料」と比較して類似性などがなければ、その「材料」を作り出して提供した者にはなんの見返りもないということになります。

ネット上の文章や画像は、掲載サイトに顧客などを呼び寄せる、集客目的（営利目的のみならず公的な周知目的や個人の自己認識欲求を充足させる手段である場合も含む）で行われることがほとんどではないかと思われますが、上記のとおり、単に生成されたものが「似ていない」というだけで著作権の保護が受けられないばかりか、そもそも目的である、掲載サイトへの集客という目的も果たせない（顧客等は生成 AI のサイトにしか行かない）ということになれば、ネット上に文章や画像を掲載する動機が失われることになり、ネット上には有用な情報が掲載されない、あるいは鍵付きでしか掲載されないといった「情報過疎」を引き起こす可能性があります。

もしもそうなれば、生成 AI 自体も学習できる情報の量や質が十分には確保できなくなり、生成するコンテンツの質も下がっていくという悪循環に陥る可能性があることは言うまでもありません。

従って、生成 AI が著作物で学習をした場合には、その時点で適切な対価を支払うべきであるし、これまでの情報経路を阻害しない、情報経路を保証するしくみを設けるべきであると考えます。

要は、これまででは、顧客→ネット→著作者という情報経路があったところを、顧客→生成 AI と、著作者に至る道を断絶させるのではなく、情報源という名のいわば一種のリスクヘッジを持って、顧客→生成 AI→著作者という道をも確保すべきであるということです。

これはハルシネーションの問題を解決する一つの手段として、WEB アクセス情報を提供する仕組みを加える工夫など、既に実装されている機能を使えばある程度は可能だと思われます。

大量高速の情報収集や拡散などを可能とする高度に発達した情報化社会であるがゆえに、著作権を語る前に、まずは「その情報は誰のものか」「誰によってコントロールされるべきものか」という、より広い範囲での「情報主権（広義）」の問題について、もう少し時間を割いて国民的な議論をして欲しいし、国民全員にわかりやすく周知をしていただきたいと思っております。

情報の大切さ、怖さ、そういったものの周知です。

例えば、GDPR や EU の AI 規制法など、非常に厳しい課徴金が課されるようなケースもあり、情報主権の問題などは軽々しく考えていると、大きな問題に発展しかねないという認識が決定的に足りないと感じています。

また、個人情報保護やマイナンバー制度についても、最近では何が問題なのか、何が怖いのか、といったところがあまり国民の間でも周知理解されていないように思うので、単なる利用拡大策だけではなく、情報の主権者が、安全安心に情報を発信等コントロールできる社会になるための議論を、今この時期だからこそ、お願いしたいです。

●受付番号 185001345000006055

3.生成 AI の技術的な背景について

周知の通り、既にオープンソースの物を含む複数の LLM や安定拡散モデルの生成 AI が登場している。

日本国内においても、これらの開発やリリースを促進できるよう、文化庁には著作権法関連の周知をお願いしたいです。

また、今後も引き続き官民を通して関連技術の発展を望みます。

加えて、大幅な制限が法律に加わり、生成 AI 関連の開発ないし利用が大きく妨げられるような事が無いように願います。

5.各論点について

現在既にリリースされている生成 AI においては、特定のイラストレーターや芸能人、その他に強く紐づくディープフェイクや贋作のようなものも生成できるようになっている。

しかし、現状日本においては法的手続きに多くの時間とお金がかかり、これらへの対応が難しい状態です。

そのため、これらに対して著作権者ないし被写体の人物が、著作権法を通じて自らの権利を保護できるよう、法的措置をより簡便に早期に行えるよう、国内においての法的手手続きなどの改善をお願いします。

その他、引き続き文化庁から「具体的にどのような生成 AI の利用が可能か、またどのような利用が違法になりうるのか」を明示して頂けるようお願いします。

(主に生成 AI の「ユーザー」、すなわち生成段階においての法的な区切り)

●受付番号 185001345000006056

私は漫画家として活動しており、業務効率を上げるため AI がより実用的に進化してほしいと考えています。画像生成 AI を用いたなりすまし等の行為は取り締まるべきだと思いますが、AI の推進には賛成です。

●受付番号 185001345000006057

以下、我々クリエイター業界が感じている問題点です。

一、自分の手で作る作品を「オリジナル作品」と言います。

二、オリジナル作品を作る画家、イラストレーター、デザイナー、写真家、小説家、脚本家などを「原作者」と言います。

三、オリジナル作品をAIに学習させてAIによって生成した生成物を「AI生成物」と言います。

四、AIを使いAI生成物を作っている側を「AI使用者」と言います。

(想定される事案1) 原作者が泣き寝入りする事件が多発する

イラストレーターのAさんという「原作者」が、ネットや他作品の中で、自分の画風に近しい「AI生成物らしきもの」を見かけた場合。それが確かにAI生成物であり、Aさんのイラストが大量に学習されているとしても、その証拠集めが難しい。一方、訴えられた「AI生成物らしきもの」を作っている「AI使用者」は証拠データーの隠滅が出来る。非対称となっており「原作者」に多くの負担を強いる。結果、原作者の泣き寝入りとなり、画風を真似られた粗悪品が乱造される。

(想定される事案2) AI使用者が「パクリ」や「盗用」を正当化する

ゲームやアニメなどのキャラクターデザインを手掛けるBさんという人物がいたとする。このBさんのキャラクターデザインを使いたいと思うゲーム開発会社やアニメ制作会社があったとする。しかしAIが使えるとなると、Bさんを雇わず、「Bさんが過去に描いたキャラクターデザインを大量に学習させてAI生成物を作れば、それでいい」となる。「AI使用者」であるゲーム開発会社やアニメ制作会社は、「企画書の段階ではAI学習を利用したが、それは僅か一ヶ月のことである」「数年に渡るプロジェクト内部では、自社のイラストレーターに手書きさせたものを元にしているため、これは自社のイラストレーターの作品である」と言ってしまう。つまり従来では「作風のパクリ」「盗用」と言われていたものが、AI学習を通すことでお咎めなしとなる。結果、キャラクターデザイナーたちは職を失う。

(懸念点) AI生成物への規制緩和が「原作者」つぶしと業界衰退に向かう

以上の例では、イラストレーターとキャラクターデザイナーの場合を元にしたが、脚本家や小説家、写真家も同様の問題に巻き込まれる。以上のことから、AI生成物への規制を緩めた場合、個人のクリエイター、イラストレーター、デザイナー、写真家、小説家、脚本家などからの盗用を正当化するため、盗用のロンダリングを許しましょうという悪用がまん延する。AIを使うことで画風や作風を日本以外の国々も盗み放題となり、本来必要な人材を育てることなく、今いるクリエイターを雇い養うこともなく、アニメ・ゲーム・アート業界では食べていけないこととなり、それらの業界は先細りとなっていく。

(まとめ)

本来 AI が担うべきところは、医療関係の画像診断や、裁判や事件で過去の例を網羅的に引き出す瞬発力であり、人の目では見落としがあるものや、洗い出しに時間がかかるようなものを、短時間で正確にできる部分である。つまり「企業向けソフト面での活用」が望ましい。アニメやゲーム、アートの業界への活用で言えば、現時点では三つ軸がある。一つ目の軸は、人間がどのような状態だとリラックスするのか？どのような音や色彩で疲れの回復が早まるのか？という、ターゲット層である人間の研究に AI を活用する。二つ目の軸は、現代にある様々な問題点を取り込んだ場合どのようなテーマに基づき制作を行えば、人々に感動を与えられる作品になるのか？どの時代の資料が作品化にむいていそいか？という、制作の方向性についての助けとして AI の活用。最後の三つ目の軸は、原稿の整合性のチェックや、度重なる変更点の確認・伝達など、大勢の人々が複雑に関わる制作会社や、変更点が多い製作工程での、管理体制の強化としての AI の活用。

クリエイター個人からの盗用を正当化するための使用法を許すという話では、本来見込まれている AI の活用に害はあっても、利となることはない。

まったく時代に逆行した浅はかなものであり、驚く。文化は一度奪われたら二度とは戻らない。フジ TV の大奥が下品だとバッシングを受けている。フジはかつて大奥シリーズであれ程の人気を誇っていたのに、現在は女子校のいじめのような作品しか作れない。映像にしろ音楽にしろ文章にしろ、技術は人にしか蓄積しない。人を攻撃する AI 活用は確実に国を細らせる。「いまいる日本のイラストレーター、デザイナー、写真家、小説家、脚本家などを制作不能な貧困状態まで追い込みたい」もしくは、「世界に誇る日本のアニメやゲームや小説や映像作品を手放し、二度作れないほど日本のエンタメ・アート産業に携わる人々のノウハウを失わせたい」というなら、狙い通りの提案だと思う。

●受付番号 185001345000006058

Pixiv、X（旧Twitter）、小説家になろう、などの投稿プラットフォームのほか、無断転載サイトによる盗用が相次ぐ中、生成AIを使用して完成した作品を著作物として認めると学習元となった著作者へ権利が帰属しないため著作権保護の対象とするのは望ましくないと考えます。

先日もX上にて生成AIを悪用した成り代わりを試みた者が現れているほか、AIを利用しない範囲ですらトレースやわずかな加工による盗用をし金銭を得る詐欺のような行為が相次いでおり、もともとの権利の保護が不十分な点があります。

権利保護において問題を抱える中、悪意のある第三者によりAIの学習が進められておりこれを許してしまうと成り済ましによって取り返しのつかない名誉棄損が発生するなどのリスクが発生すると考えられるため、非営利目的における利用でも現時点においては認めないほうが良いと思われます。

●受付番号 185001345000006059

これまで培ってきた文化は、生成 AI が作品情報(音声、絵画、イラスト、フォント)を窃盗し、AI の大量学習に利用していることで、既に破壊されつつある。現在日本の生成 AI についての法整備は、先進諸国の中で群を抜いて遅れしており、既に文化的な我が国の技術資産は窃盗犯に奪われつくされた状態である。一刻も早く規制が必要と断定できる。

●受付番号 185001345000006060

AIによる画像および文章の学習の件についてですが、画像そのものや文書そのものを使用しない場合は著作権の侵害には当たらないとお考えでしょうか。

絵画、イラスト、小説他様々な作品には、それを生み出すまでに作者が重ねてきた努力や途方もない時間があります。絵柄や文体などは製作時のみに獲得したものではありません。そうして磨かれた感性やセンス、経験などによって多くの作品が生み出されます。そういういたインプットにかけられた時間や、製作のために購入した備品など、作品はそれを生み出すために様々なコストがかかっています。

AIによる学習は、悪い言い方になりますがそういういた途方もない時間をはじめとするコストを使用者は払うことなく、製作者のこれまでの努力を吸い上げて利用する行為です。

イラストにおける絵柄や小説などにおける文章、最近では声優の声をデータとして吸わせて勝手に歌を歌わせるといった行為も見られますが、これらはすべて作者の持つ財産です。そういういた財産を篡奪し、自分のものとして利用する行為がいま横行し、この法案によってそれが容認されようとしています。

著作権は作品そのもののみならず、製作者が獲得した絵柄や文体などにも適用されるべきですが、それは難しいので、ひとまずAIにおけるイラストや文章、声のデータなどの利用を規制してください。

また、こういったイラストなどの利用だけでなく、海外では他人の画像をAIに吸わせ、裸体の画像と組み合わせて作成したいかがわしい画像を用いた恐喝も出てきているといいます。こうした犯罪を防ぐためにも規制が必要です。

大変お忙しいところ恐縮ですが、ご確認いただきますようお願いいたします。

●受付番号 185001345000006061

生成 AI は元となる画像が必要となります。

その画像についての著作権が守られていない危惧を覚えます。

生成 AI はその性質上、色々な画像の合成を行う形で出力されるので
本来ならば個別に著作権が発生しているはずです。

にも関わらず、そこは無視されて出した人間の著作権のみが発生している状態です。

ネットに上げたにせよ、本来ならばまず上げた人間の著作権は守られるべきです。

また、合成に使われる画像について精査出来ない状態なので児童ポルノが混ざっていても
分かりません。

仮に日本の著名な政治家に生成 AI が使われた際、材料に児童ポルノが混ざっていたこと
が判明すればどのようなことになるのでしょうか。

この点をおぎなりにして無理矢理進めようとしているように思えてなりません。

生成 AI を推し進めたいならば、せめて材料となった画像の精査とそれらの著作権につい
ての保護は絶対不可欠です。

日本で育まれた文化が犯されようとしております。

技術の進歩を称えるばかりではなく、それがもたらす弊害についても熟考する。

今の文化庁のやり方は性急に過ぎるように思えてなりません。

生成 AI について、反対する人間の意見もよく聞いて下さい。

●受付番号 185001345000006062

生成 AI は現状、著作者の許可されていない画像や違法にアップロードされた画像を大量に学習し、イラスト等を生成しており、著作権侵害や倫理的な問題が指摘されている。

それらに対して意見を言った作家に対して、罵倒や無許可で生成 AI の学習元の標的にするといった生成 AI 利用者も散見されます。

また、実在の人物の映像を元にした児童ポルノの生成も確認されており、これらは特に海外で問題になっています。

生成 AI を取り巻く環境は問題が多いと感じます。生成 AI に対して、学習元情報の公開や許可された画像のみの使用など、規制が必要だと思います。

●受付番号 185001345000006063

文化の破壊でしかない。今更この程度の議論で止まっているのは遅れすぎてる。馬鹿じゃないのか

少なくとも自分は、大切な人たちの写真や創作物が好き勝手に人を傷付ける道具に使われ、そのせいでその人たちが苦しんでいるさまを見たくはない

重ねていうが、馬鹿じゃないのか。このままの流れを進めるのなら文化破壊庁に改名しては如何か

●受付番号 185001345000006064

AIの進歩は必要なことですがクリエイターの権利が蔑ろになっていと思います。
無許可でイラストを学習されてクリエイターに損害がある状況はだめなことです。

●受付番号 185001345000006065

率直に言えば、著作権侵害に該当するケースがどれもこれも抜け道だらけでやりたい放題出来てしまう、という印象。

具体的な抜け道に関しては既に国内の悪質な生成 AI ユーザーが示してくれている。

(特定の絵柄のイラストレーターの絵を集中して学習して DMCA に虚偽の申告を行い本人に成り替わる → AI ユーザーのアカウントが SNS から凍結・削除等されたとしても複数のアカウントを所持している場合が殆どで、またプログラム面からも新たに学習し直す事で該当イラストレーターを集中学習したものではないと言い逃れが出来る等)

逆に侵害を訴える側には絵柄の集中学習や AI ユーザーの学習時点での享受・非享受目的の有無等クリアしなければならない点が山積しており、

この点を考慮しても素案最終の「一般社会に分かりやすい形での周知啓発」に矛盾すると考える。

悪用したい側には解釈の広さから都合が良く、拒否したい側・被害を防ぎたい側には手段が無いか、極端に限られる。

英國貴族員の生成 AI に関する報告書

(<https://committees.parliament.uk/publications/43172/documents/214762/default/>)

においては、

「ビッグテックが権利者のデータを許可も保証も無く商業目的で使用し、その過程で巨額の金銭的報酬を得る事は公正でないと考えられる」

「著作権は他人の作品を許可なく使用することを禁止するものである事を明確にしている」

「現行法がこれを保証出来ないのであれば、法改正を行う必要がある」

「権利者は自分の作品が許可なくトレーニングされていないかどうかを確認出来る必要がある」

「許可の無いトレーニングは公正である、との AI 企業の主張に正当性は無い」

等々の意見が見られ、

併せて、

自民党 AI プロジェクトチーム 第7回 PT (23/3/23 時点) の資料からも、

Stability AI (AI 企業) が自ら提出した Stability Diffusion が権利者の仕事代替によるコストカットを前提として開発されている事を読み取れる。

そもそもコストカット前提で開発されたのなら、著作権者を保護する処か学習データを集めるだけ集めた後は用済みとして廃業、雇用の喪失、次代のクリエイターの減少という悪循環は免れない。

米国著作権局の判例も、

「少なくとも 624 のプロンプトを利用し、」

「Photoshopによる加工、Gigapixel AIを用いてサイズと解像度を高めた」

上で、AIを用いたアーティストの著作権申請を却下しており、

(<https://petapixel.com/2023/09/07/artist-who-duped-art-contest-with-ai-image-has-copyright-application-rejected/>)

人工知能ペインティングアプリを用いて創作された作品を、申請者が「創意的な管理が不十分だった」として却下もしている。

(<https://news.bloomberglaw.com/ip-law/copyright-office-upholds-refusal-to-register-ai-generated-art>)

直近で採択されたEUのAI Actも、

- ・EU域内にサービスを提供する日本を含んだ世界各国が対象であり、
- ・ChatGPTなど生成AIで高リスクではないタイプについて、透明性要件への準拠が義務付け。具体的には、生成AI出力のコンテンツがAIによって生成されたことのラベル付けの義務化等。

を提示している。

以上、世界各国の動きを鑑みても、現行の素案では、

憲法第29条（財産権）も絡めた著作権の対応が妥当とは言えず、

また「準拠法決定の問題」の観点からも、全世界で規制への舵取りが行われている現状、

規制に於いて他国に遅れを取る事はコンテンツ流出による被害・損害、

国益の損失を加速するだけでは無いのか、と懸念も感じている。

他国は他国、自国は自国、の理屈を押し通すのであれば、

それなら我々は日本の創作物は信用しません。と世界から排斥される未来は目に見えてい る。

●受付番号 185001345000006066

悪意ある人間による AI 生成で創作者が活動を辞めています。実害が出ています。悪意ある人間が悪いのは当然として、それらから創作者を守ることが法の存在意義のはずです。悪人から創作者と AI 技術を守ることができないのに、現時点では悪用されているのに、今そのままの形でいいとは思いません。現在、悪意ある人間に搾取され創作界隈は危機にさらされています。適切な使用と運用ルールと法をしっかりと周知してから技術を導入してほしいと思います。リスペクトとパクリは違います。

●受付番号 185001345000006067

3.(2)2 生成 AI の追加的な学習について、学習元であるクリエイター(著作権者)自身が学習・生成を行い、自身の創作物の発展に利用するのであれば、技術発展の求めるところとして健全であると考えます。しかし、現状は特定のクリエイターの作品を集中的に学習・生成させた生成物を用いて、学習元クリエイターへの嫌がらせ・なりすましが行われています。クリエイターのアイデンティティを剥奪する意図で、追加学習が容易に行える現状に強く憤りを覚えます。また、生成 AI の学習内容を開示・削除できるルール作りがなされていないため、被害にあった学習元は泣き寝入りすることしかできないことにも、生成 AI 利用の加害性が表れていると思います。いわゆる”作風”を定義することは難しいのでしょうかが、創作物においては各クリエイター毎の作風が確かに存在し、消費者は、作風をクリエイターのアイコンとして認識し、作風の価値はそのままクリエイターの価値であるともいえると思います。クリエイター毎の作風を模倣したデータセットは、この価値を不当に搾取し、クリエイターへの還元を阻害しています。

4.3 で述べられている懸念点は、先に述べた意見と同意見であると考えます。また、作風の模倣は、大量生成の問題だけでなく、模倣した作風で、クリエイターが本来創造しない志向の作品を生成される問題も孕んでいます。現に、特定クリエイターのデータセットを用いて、年齢制限のかかるような作品(性的・暴力的なもの)を生成・公開している例が見られます。先に述べた通り、作風でクリエイターが識別される場合は多くあり、勝手に生成された暴力的・性的な作品の責任がクリエイターにあると誤解される場合があることも懸念しています。

4.4、同業からの冷評を懸念していることについて、冷評が起こりうるのは、現状の生成 AI のデータセットの学習内容が開示されていないことに起因していると思います。冷評の根本は、生成 AI のデータセットが、クリエイターが学習を許可していない著作物をもとにしていることへの権利侵害的な反発であり、作業の効率化や手間の削減への反発ではないと考えます。実際、一部イラスト向けソフト(clipstudio 等)で実装されている自動化ツールは、創造を補助する技術として受け入れられています。生成 AI が反発を受けるのは、技術の使用それ自体ではなく、技術使用の際に、他者の著作権を侵害することが前提になっている現状にあると考えます。

●受付番号 185001345000006068

私的使用のための複製（法第 30 条）っていうけど、学習までの保護でそれを出力した時点でアウトですよね？

出力させることを前提にした生成 AI であるならば、文章生成のそれと同じく自分が著作権を持っているものかすでに切れたものでなければならない。

まずそのところしっかりしてほしいですね。仮にも頭のいい人達なんですから法治国家が海賊版を許容するの、ドン引きしますわ。

●受付番号 185001345000006069

生成 AI によってイラストや写真などが著作権を無視して使われるのは、創作文化に大きなダメージを与えます。現在でも AI を用いた営業妨害と嫌がらせによって創作を辞めてしまった人もいます。

●受付番号 185001345000006070

- ・個人
- ・[REDACTED]
- ・[REDACTED]
- ・[REDACTED]

1、私について

イラストを描き、プログラムをし、企画を行い、個人でゲーム開発をして事業を成し生計を立てている者です。

ゲームを開発するものとして、プログラマー、テクニカルな視点もち、かつイラストなどのアーティストの視点を持っているため、どちらか一方の方と比べて中立な視点を持てていると考えているのですが、現状の生成AIのクリエイター、とくにアーティスト方面に對する人権の侵害は大きく、これを許すことはできません。

2、生成AIの前提として

画像生成AIのベースとなっているStableDiffusion、Midjourneyなどの学習元はクリエイターたちがtwitter、pixivなどのSNSにアップロードしたものを第三者が無断でDanbooruなどの画像投稿サービスに投稿し、タグ付けしたものという、そもそも殆どが無断学習によるものです

参考)超高精度なイラスト生成AI「NovelAI」の背後にある無断転載サイト”Danbooru”的存在 <https://0115765.com/archives/13008>

3、生成AIを用いたクリエイターへの攻撃とそれに伴い起きる人権侵害について

生成AIは個人が何年もかけて磨いたその人の個性、独自性を誰でも簡単に複製させることができてしまい、また現時点できれいにそれに対して第三者の学習を望まないクリエイターが自分の技術を学習されたという立証が難しく、またそれに伴う裁判などを行うことの負担は重いため、個人であれば泣き寝入りするしかないという許し難い現状になっています。

参考)実際に被害に合われているイラストレーター

[REDACTED]
参考)同加害者による別事件 <https://mainichi.jp/articles/20230816/k00/00m/040/128000c>
さらに生成AI自体が誰でも容易に使用できる故に、例えば個人が気に食わないクリエイターに対するアンチ活動として学習、配布、販売、更には絵柄を使ったポルノコンテンツまで配布を行うことができ、それによってクリエイターに与える損害は計り知れないものであり、一度広まってしまった学習データは完全に消し去ることは難しく、個人の培った技術、尊厳、人権を一生侵害し、誹謗中傷などとは比較にならない新たな強力な凶器になり得、それはすでに何度も起きています。

またこういった流れに対し異をとなえたクリエイターが無断学習とそのモデルのばら撒きの標的とされるということも何度も起きており、技術という我が子を人質に取られることを恐れ、クリエイターたちは公の場で意見をできずにいます。

このようにクリエイターが長い時間を使って得た技術、地位、誇り、尊厳を滅多刺しにし、加害者が刃物を持ち大手を振って外を歩いているのに、誰もそれを咎めることができない、そんなことがあってはいけません。健全な社会のためにこれらを防止、規制する法的な抑止力が必要だと感じます。

4、無断学習の立証のむずかしさと著作権の弱さ

3の懸念点について、学習元を明示できるようにする、学習元のクリエイターに利益が行くようになるなどの意見が挙げられていますが、これには具体性がなく現実味にかけます。例えば3人のクリエイターのイラストを33%づつ学習させて制作された学習モデルは、誰を学習したものか確信をもって言えるものでは無くいくらでも言い逃れができるてしまいますが、そしてそれを自分が作ったものだと言えてしまうのであれば、3人のクリエイターに利益が行くようなことはありません。逆にクリエイターが自分の技術を複製されたと訴えても、現状の著作権では個性や絵柄は法的根拠が無いため、やはりクリエイターが泣き寝入りする他無くなってしまいます。個人のクリエイターであればなおさらです。

5、最後に

生成AIに関して、前提の点から現状ではあまり健全なツールではないと思いつつも、今後の社会や経済の発展のために貢献してくれるものになるだと考えています。しかしながら、昨今見られるクリエイターに対する生成AI使用者の攻撃はあまりにも酷く、だれも加害者を咎められない、見るに耐えない現状があります。AIの発展の前にクリエイターたちが奴隸ではなく人としての尊厳を持てる世界であるため、AIを使う側に対する単なるモラル以上の抑止力が必要であることを今一度考えていただきたく存じます。

●受付番号 185001345000006071

著作権を侵害した AI による学習を禁止・処罰してください

●受付番号 185001345000006072

現状のクリエイティブ界隈での生成AI利用は、
他人の著作物の二次利用による悪用を法的に回避する為に利用されているので、
生成物の公開をする場合は学習元データの開示をする等の証明が必要に思えます。
生成AIを通じて他人の著作物の改変や悪用が事実上合法となっているような状況はおかしいです。

●受付番号 185001345000006073

海外では、人気アーティストの音声を AI で再現・模倣した曲が SNS で拡散され話題となりましたが、アーティストの楽曲の管理会社が著作権の侵害だとして削除されました
また、画像生成 AI では自分の作品を許可なく AI の学習に使われ似た作品を作られたなどとして、アメリカで、AI の運営会社を相手に集団訴訟を起こす動きも出ています
日本でも俳優や音楽家などで作る団体がアンケート調査を行ったところ、具体的な権利侵害として「画風を盗用された」「公表した漫画が AI が学習するデータとして勝手に使われていた」「自分の声が、AI 加工のモデルとして無断で販売された」などの声が寄せられています

海外で起きたこれらの問題が国内で繰り返されれば最終的にはクリエイターの廃業、創作文化の崩壊を招きます

他にも嫌がらせ目的の AI による作画模倣などにも何かしらの対策が必要だと思います

●受付番号 185001345000006074

- ・現状の「生成 AI を利用する」ことで、その学習元としてデータベースに含まれている児童性的虐待成果物を、意図せずして所持することになりかねない
 - ・海外においては著作者の権利を重視し保護する方向で既に法規制が始まろうとしている中、日本だけが「海外では違法とされている行為」に対してブルーオーシャン化、無法地帯化するのが良い事な訳がない
 - ・既にさんざん「悪意をもって利用する」実例が出ている中で、利用者の善意に頼った性善説的法整備は現実に即していない
 - ・そもそも、この素案を作成するにあたって、「被害者」である創作者側の意見の聞き取りがされておらず、基本的に肯定・賛同する側からの意見収集に基づいている時点で公平性を欠く
- 以上により現在の素案は「一切評価に値しない」
即刻破棄してイチから考え直すべき

●受付番号 185001345000006075

生成 AI サービスの学習エンジン等の基盤システム・アプリケーション自体の権利を保護することは重要です。学習元データが大量に必要なことも理解できます。しかし、著作権について考える場合には、人間のみの力による創作物と、一部でも AI を使用した生成物とは分けて考えるべきです。人間が長い時間をかけ習得した技術と独自の発想力による創作物と、無制限に学習と生成を続けられるが独自の発想力を持たない AI を同様の著作権で保護することが妥当だとは思えません。

生成 AI の学習元データについては、著作権切れもしくは作者が明示的に許可しない限り AI 学習に使われるべきではありません。生成 AI を使用するのはあくまで人であり、悪意ある生成画像により、学習元データの著作者が被害を受けたり不利益にさらされる例が多くなっています。

もし生成 AI の学習元データとしての使用を許諾する場合でも、AI の生成物は必ず AI によるものだとわかるようにし、学習元データもしくはその著作者との関わりを明確にすべきです。著作者の作風を再現した AI 生成物による本人へのなりすまし等による著作者への権利侵害や人格否定が広まっている昨今、それを助長してはならないし、人間による著作者が一番に保護されなければ、この先のクリエイティブ先進国・サブカルチャー先進国としての日本の在り方が揺らぐものと考えます。

●受付番号 185001345000006076

自分や家族・友人の写真を無断で使用されたくないです。

画像だけでなく、今は音声すらも悪用されているというニュースも見ました。

記事や情報を見る限りでは、AI技術は凄いけど 使う側のモラルがあまりにも欠如しているように思えます。

AIは誰でも利用できるものではなく、有料化や免許が必要にする等の対策をして欲しいです。

●受付番号 185001345000006077

「他人の著作物を無断で使用している」という客観的事実がありながら生成 AI を通しただけでその違法さが全て取り消されるのが理解できません。海賊版が違法なら生成 AI も海賊版製造機として違法にすべきです。または技術の発展のための研究は政府が行い一般的な市民が自由に使用できないよう取り締まるべきです。

今創作と名のつくものは全て生成 AI に踏み荒らされています。もう少し冷静になり客観的に考えてください。正直に言いますと政府の今の対応について大変不快な思いをしています。

●受付番号 185001345000006078

4(1)(2)

について

生成 AI は著作権を侵害する恐れのある学習が行われており、そのような生成 AI を使用した作品を成果物としてインターネットにアップロードしている人が多くみられる。

よって生成系 AI を使用する際は一定の資格（著作権を侵害していないという証拠として）を求められるものとしたい。

また、生成 AI の学習を禁止しているサイトや製作者の作品を無断で学習して生成した際に、AI 使用者に厳罰を求めたい。

●受付番号 185001345000006079

貴方や貴方の家族、友人等の顔写真を無断で撮影され、それをAIに学習させて出力した成果物を、貴方の全く知らない人が「自分の作品です！」と言うことを容認しているも同義の現状です。貴方が勝手に人の写真を撮影するな、家族の顔を勝手に素材にするなと言っても、撮影した人は何も咎められず、貴方たちの肖像権も認められていない。このようなことをクリエイターの方々は多数の人に好き勝手にされています。

貴方は貴方自身や、貴方が自分の手で作成した成果物を全ての権利を手放し不特定多数の方々に好き勝手に使われても何も思わず、喜んで容認するのでしょうか。

私が冒頭で述べた「貴方の顔写真を勝手に撮影し、AI学習させ利用する」ことも現状許されており、これを今私が実行したところで何の罪にも問われず、貴方や貴方の家族の写真を「ただの学習素材」として使っても何も問題ないのでしょうか。現状ではなんの問題もありませんね。

ですが、私はこの現状がとても許せません。何年もかけて磨いてきた技術を、ほんの一瞬で奪われる。貴方もこれまで必死に努力して今の経験を築いてきたはずです。それを見知らぬ人が突然現れて、その経歴書を自分の経験です！と言っても許される。

それでいいのでしょうか？貴方はそのようなことをされても笑顔で「じゃあその経験全て貴方のものにしてください」と言えますか？

日本をそんな無法地帯の国にしたいとはとても思えません。

至急、泣き寝入りをするしかないクリエイターさんたちのためにも、AI学習への規制を求めます。彼らが作り上げているものは「素材」ではありません。「作品」です。

「作品」を守るために、早急な対応、対策をお願いします。

●受付番号 185001345000006080

2022年10月に登場した生成AIというツールについて規制を求めるクリエイターの一人です。

先ず、生成AIは58億枚の著作物を無断で使用したデータセットなるものが存在する、盗用物使用ツールです。無断で使われているため、勿論著作者には一切還元されません。

この時点で既に倫理的におかしいと思うのですが、何故政府はこんな違法性のあるものを推進しているのでしょうか？理解に苦します。

これを作ったアメリカの会社は現在各方面から訴訟の嵐、かつ今ある複数の生成AIツールはこの会社から第三者がリークしたデータを元に作られたものが殆んどです。

更に、このデータセットの中には児童が性的な犯罪に巻き込まれた写真なども含まれています。データセットは意図的に確認出来るようですが、そういったものを所持するだけだけで日本では違法ではありませんでしたでしょうか？そういったものを所持していたとして著名な方が捕まったという報道を見たことがあります、何故現時点まで見逃されているのか？本当に意味が分かりません。

「勝手に学習をするな」という事をずっと掲げて来ましたが、「著作権・人権」という概念は何処へ行ってしまったのでしょうか？推進している方々は「著作権厨」などという頭のおかしい発言をSNSで目にしましたが、基本的人権や著作権よりも盗作AIツール(以後、盗作AI)の「学習」の方が上なんですか？国民の権利はカスみたいな盗作AIより下なんですか？それがまかり通るなら憲法は無意味ということになりますが、日本は法治国家ではなくなりますね？いつからこの国は無法地帯だったのでしょうか？子を持つ身としては恐怖でしかありません。

盗作AIツール(以後、盗作AI)の成り立ちからして十分違法性があると思われますが、それを利用・推進している一部の人間達の振る舞いも同じ人類とは思えないほど卑劣で醜悪です。これは盗作AIの性質上「とても犯罪に利用しやすい」という点が原因です。

他人の絵を取り込んで勝手に同じようなものを出力したり、リアルなもだとInstagramにある女性の写真などを取り込んで裸の写真を作ったりするディープフェイク、震災時に盗作AIによる誤情報の意図的な拡散による人命救助の妨害。こういったことが「誰でもできてしまう」という恐ろしいツールです。

誰でも出来てしまうということは子供でもできてしまうという事で、現時点でも同級生の男子が学校の集合写真から女子生徒の顔を盗作AIに入れ、ポルノを作ったという事例もあります。

子供まで簡単に犯罪者になれるツールを、何故政府は推進したいのでしょうか？

今世界では、盗作AIを規制する動きになっています。まともな企業も盗作AIは排除しています。この規制の流れは止まりません。世界中が「No AI！」となった時、「どんどん他人の著作物を使います！」と言っている日本をどう思うでしょうか？著名なクリエイタ

一達を騙して「盗作 AI の実績」を多数作っていますが、その「実績」が今後日本にとつての不利益になるかもしれない、という考えは無いのでしょうか？

万が一不利益を被った時、賠償金等は「推進していた”方々”」が負担してくれるのでどうか？まさか我々から徴収した「税金」から支払うなんてことはありませんよね？

既に日本は世界から「盗作国家」と不名誉な認識をされていることはご存知でしょうか？政府がアホな政策を進めているせいで我々国民は恥をかいています。

(盗作 AI で)日本が勝つチャンスと妄言を吐いているようですが、現実を見てください。

あなた方政府がやらなければいけないのは「人間のクリエイターを守ること」です。

IT 産業で世界負けた責任を日本の漫画やアニメという世界で通用する唯一無二の「財産」を消費して無かった事にしようとし、国を、国民を「盗作 AI」という泥船に乗せるのは本当に止めてください。

万が一止めなかつたとしても、Glaze を始めとする盗作 AI の学習を防止するツールがあります。既にこういったツールも一般化する中、身勝手に推進したところで盗作 AI 事業は確実に失敗するでしょう。又、これはウォーターマークと同等の扱いなので、例え剥がせたとしてもその時点で違法行為です。

いい加減現実に目を向けてください。今も推進派から悪質な嫌がらせや殺害予告などで苦しめられているクリエイターがいます。未来の無い盗作 AI 事業は中止と厳重な規制をし、日本の「財産」であるアニメや漫画の未来をこんなくだらない事で潰さないでください。

はっきり言います。著作権や人権を無視して盗作 AI を使用・推進する人間は社会、全世界の敵です。

●受付番号 185001345000006081

AIが输出したコンテンツが、いくら学習元と似っていてもAIが输出したというだけで著作権侵害を訴えることができないのはおかしい 文章やイラストを描く人がこれのせいで作品を模倣されまくり、SNSや投稿サイトにはコピー品が多く出回っている
現行法では海賊版を取り締まれるようになっていない

●受付番号 185001345000006082

生成 AI の悪用により、既に活動休止や活動に著しい支障をきたしているイラストレーターが存在している以上、生成 AI を悪用を法律で諫めるべきだし、生成 AI の学習元にされかねないイラストや文章を著作権等によってより強固に保護していく必要があると思う

●受付番号 185001345000006083

AIと著作権に関する考察においては、過去の技術革新の歴史とその社会への影響を参考にすることが重要です。

産業革命期の機械化が伝統的な手工業を大きく変化させ、20世紀の自動車の普及が馬車業界の衰退をもたらしたように、新しい技術は常に既存の産業や職種を変容させます。

デジタルカメラがフィルムベースの写真業界を縮小させた事例も、技術革新が新たな市場と職業の機会を生み出すとともに、旧来のシステムを置き換える過程を示しています。

ラッダイト運動の時代に見られたような大規模な反対運動や法律による規制の要求は、新技术に対する社会の抵抗と適応の一部です。

これらの技術革新の波は、特定の国や地域に限定されることなく、世界的なスケールで拡大してきました。

現在、私たちが享受している便利なテクノロジーはこのような変革の産物です。

AI技術の発展もこのグローバルな現象の一環であり、その進展は国境を越えています。

日本がAIに関連する著作権に過度な規制を設けることは、この世界的な技術革新の流れから取り残されるリスクを高める可能性があります。

世界各国がAIの可能性を最大限に活用し、革新的な創作物やビジネスモデルを開発している中で日本が自国内のイノベーションを抑制し、経済成長の遅れや国際競争力の低下を招くことは避けた方がよいと思います。

AIの利用と創作の自由に関する著作権法の適用には、国際的な基準や現実の著作権動向に即したバランスが求められます。

YouTubeなどのネットメディアが発展初期に著作権的なグレーゾーンを活用して支持を獲得し、その後の地位を確立した事実は、著作権に関する議論において考慮すべき重要な要素です。

AIに関する著作権法の適用は国際的なリアリティを踏まえ、技術革新を促進し、社会全体の進歩に寄与する形で行われるべきです。

産業革命、自動車の普及、デジタルカメラの例が示すように、反対があったとしても長期的な視野での社会全体への利益への寄与は重要です。

AI技術の進展はグローバルで不可逆の現象であり、日本は過去の技術発展の歴史と現実を踏まえた上で、AIに関連する著作権についての適切な方針を定めることが望ましいと考えます。

●受付番号 185001345000006084

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

- エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
- (オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
- ・いわゆる生成 AI と呼ばれる画像出力 AI の学習データの中には、無断転載著作物、実在児童の性的虐待画像、流出医療写真等が含まれている

(3) 生成物の著作物性について

- ・そのような生成 AI を使用するわけにはいかないし、それを用いて出力された生成物に著作物性を認めるわけにはいかない
- ・ディープフェイクが増加し社会が混乱に陥る可能性がより高まっているので、例えば、AI による生成物とわかるよう明記かクォーターマークを入れないと違法であると決めて、無法者を律した方が良いと考える

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

- ・いわゆる生成 AI を学習用ではなく、嫌がらせ目的として利用している者たちがいるため、著作権法 30 条の 4 を著作者を守る内容に変更、更新する必要がある

●受付番号 185001345000006085

完全にモラルハザード起こしてゐるから他の国がしてゐる様に強い規制を敷く必要があると思
います

●受付番号 185001345000006086

生成 AI によって私自身だけでなく沢山の絵描きを趣味、仕事としている人を潰すことになるのを黙認しようとしているのが全くもって理解しかねます。

たくさん的人がそれぞれに努力をして知識や技量を身に付け、その賜物としてイラストは制作されてきました。そんなイラストをたかがスマホでワンタップ、マウスでワンクリックするだけで学習されて勝手に AI がイラストを作り出してしまう。これはほぼ盗作と代わりありません。これからの未来にも AI を活用した技術は進歩していくし、より良いものにさせていける希望はあるかもしれないけれど、その為に今を生きているたくさんの創作活動をしている人の権利を踏み躡って良いということにはならないと思います。

実際に、何人もの人が生成 AI による被害を被っていると聞いております。これは正しく人権侵害です。

どうか、生成 AI についてもう一度厳しく取り締まるよう規制などの対策をご検討よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000006087

作った本人に著作権がありそれを自身以外の人が AI を使って創作する事は間違っている
これが続けば日本の創作関係が衰退を辿るを考えます

●受付番号 185001345000006088

学習データを全て開示しない・既存の製作物を無断使用して生成する AI 画像は著作権を侵害していると考えます。許可済みまたは AI 学習用に作成された図画のみ使用とする規制や AI 画像作成の許可や免許制など、AI を使用しない作家が不利益を被らない形に整備を希望します。

●受付番号 185001345000006089

AI 推進派と称する個人または集団が、有名活躍している絵描き、イラストレーターなどの絵を盗用し、その人達へ SNS などでの誹謗中傷、生活への圧迫、さらには脅迫まで起こっている事実がある事が第一に大変危険な思想の人間に、利用される事により特定多数の人間に對して、大変不合理かつ精神的苦痛を与えてる現状を理解されてると思います。

このまま、AI をなんの規制もなしにそのような輩に利用される事は特定の職業のみならず、日本のクリエイティブな世界を中心に多大な損失が生まれる事は間違いないと思います。

私自身も、絵を描き作品を作る事があるため、有名ではないとは言え、人ごとではあります。自身の作品が盗用されなくとも盗用されたデータを用いた絵の素材や画集データなどなどが世間に紛れ、それを利用することにより後々どんな被害があるか予想できない現実。

AI 技術ばかり進歩しても、使う人間の善性頼りでは悪意のある「やったもの勝ち」になってしまう世界は想像に難くありません。

そのような、絵（だけではなくクリエイティブな文化全て）の文化の荒廃しきったなんの面白みのない未来が見たい人間がこの日本にどれだけいるのでしょうか？

AI 絵で簡単に作品を作りそれを販売し、大金を稼ぐ人間もいると聞きますがそのような人間達からしたら、絵を一から生み出しているクリエイター達はただの餌でしかありません。

都合が悪ければ、どんな違法な事をしてでも排除してやろう。というものを何人も見てきました。

なんの落ち度もない、クリエイターが困る世界を作るための AI など必要でしょうか？

なんの規制もない現状は、日本の素晴らしい文化を破壊しようとしているとしか思えません。

一刻も早い、生成 AI の法規制を強く願います。

●受付番号 185001345000006090

1.はじめに

→「また、生成 AI の利用を中心 に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」

この表現は撤回していただきたい。生成 AI を使用するだけの利用者をクリエイターと一括りにされるのは甚だ迷惑である。

2.検討の前提として

(1)従来の著作権法の考え方との整合性について

→現在の生成AIは人間の創作物と区別するのが困難な生成物を、人間には不可能な短時間で大量に出力できる。この差を無視して人間と同じとしてしまうと、生産スピードで劣る人間の創作者が生成AIに追いやられてしまうことが容易に想像できる為、人間と生成AIは別と考えてほしい。

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理

イ 法第30条の4の対象となる利用行為

→法第30条の4の対象に生成AIが含まれることに問題がある。

通常、イラストが欲しい場合、イラストレーターに発注し対価を払うのが通常だが、生成AIを利用すれば無料で手に入ってしまう。にもかかわらずイラストレーターは法第30条の4により自身の著作物を生成AIに学習されてしまう。この関係を見れば著作者の創作活動の対価に生成AIがフリーライドしており損害が生じているのは明白である。このように一方的な榨取的構造を是とするの権利の濫用ではないのか。著作物を改変可能なフリー素材のように扱う現状は到底受け入れ難い。

また、生成AIは著作者人格権を侵害していないのか議論が不十分に感じる。

3.生成AIの技術的な背景について

(1)生成AIについて

ウ 生成AIが生成物を生成する機序の概略

「通常、学習データの切り貼りではないとされる」

→生成AIは学習したデータ以上の物は出力できず、学習データをそのまま出力する場合がある以上、切り貼りと言えるのではないのか。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(エ)本ただし書に該当し得る上記(ウ)の具体例について(学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)

→措置が施されているにもかかわらず不正に学習させるといった行為には罰則を設けていただきたい。

(3)生成物の著作物性について

→生成AIの生成物に著作権を認めるべきではない。

現状では生成AIによる生成物か否か判別が難しく透かし等の明示義務も学習データの開示義務も無い為、生成物であることを隠す偽装、僭称が横行している。このような状況下で著作権を認めることは、生成AIの悪用が加速し市場を混乱させ、消費者を騙し、人間の創作者の活動を停滞させる大きなリスクを生じさせる。

先日成立したEUのAI規制法からもわかるように各国が生成AIの危険性を認知し対策を取ろうとしている中、日本だけが逆行しているように感じる。

創作者が今生成AIによって受けている被害は、経済的な物だではなく、著作権侵害、なりすましや、自身の著作物の改変、脅迫など精神的な被害も少なく無い。そんな中で従来通りの創作活動を行うのは非常困難である。

創作者の声を聞き安心して創作活動を行える社会を目指してほしい。

●受付番号 185001345000006091

現在特に法整備されていないAIに関しては現状以下の問題を抱えています

- ・著作権（権利者）の許可なく作品を学習し模倣したものを出力
- ・出力したものには「著作権」がないため さらにそれを掛け合わせたものを学習
- ・そういったものを多数作成し 「学習素材」として販売し金銭を得ている
- ・また権利者の意図しないレーティングの者を生成し権利者の尊厳を著しく損なう事案も多数出品サイトにあがっておりなおかつ金銭を得ているものが多い

AI プログラムによる 絵画・音声・文章などの学習元はほとんどが無許可で既存のクリエイターのものを仕様しているケースがほとんどで 海賊版やゲームなどの無償コピーなどで合った問題と類似しておりこれを規制しないという事はありません

プログラムによる絵画・音声・文章などの生成に関しては学習元を明確に許可もしくはライセンスなど明示したもの以外は規制すべきで そもそも個人が使えるもので学習できるという事はあってはなりません

FANBOX PIXIV SKEBなどのそういったプラットフォームは現在自主的にAI作品の取り扱いを自主規制しておりますが 「今は法に触れていないから」でやりたい放題な者がいるため著作権を持つものにとっては現状権利が全く守られていないことになっています

AIをどう使うかではなくクリエイターの著作権が守られないものに関しては許諾はありえないです

改善案としては

- ・国内の全てのAIアプリの禁止
- ・AIアプリに関しては企業が管理できる「ライセンスのあるもの」の学習元に限ったものを許諾し個人での学習できるものは全て違法とする

グローバルな視点としても世界は現状のAIにNOを突き付けており我が国がこれを推進することはあってはなりません

●受付番号 185001345000006092

普段イラストを描いている者の意見です。

明らかに AI 学習を拒否しているアーティストの絵柄や手法などが反映されている作品を見ると残念な気持ちになります。

学習資料に取り込む行為は創作者一人のみの力で止めることはまず不可能に近いと思いますので、現状は AI の学習拒否を大々的に発言することでしか自分の作品を守ることができません。

この現状では素晴らしいイラストを描かれる方が筆を折ってしまったり、本来であればたくさんに人に届けるはずの作品を届けられなくなってしまうことが容易に想像できます。そうなればイラストを描く人数が減り、今あるレベルから下がり続ける結果になってしまふのではないかと危惧しています。

個人的な意見としては AI を使って作品を作ること自体が悪いことだとは思っておらず、学習元である創作者の意見、主張が明らかに無視され続けている現状が最悪だと思います。

●受付番号 185001345000006093

まず、この意見を読むにあたって念頭に置いていただきたいのは『AI』という存在そのものは肯定派ということです。

AIができるることは現在思い当たるようなこと以上に可能性が広がっていると思います。

しかし、最近問題になっている創作物界隈でAIを使用することについて、私が一番大事であり問題の根底だと考えられるのは「使い方」だと思います。

車や包丁など、交通手段や調理目的などで使えばほとんどの人が生活の中で便利に使えるのですが、一步間違えれば殺人などを起こしかねない脅威に成り代わります。

AIもそれらと同じだと思います。

ただ、車や包丁とは異なる点は、AIには具体的で物理的な存在がない(もしくはあっても浸透していない)かつ、使える用途がありすぎることです。

Siriやアレクサは家庭内のボタン操作やネット検索など、家の中程度での使用用途しかありません。

でも、そのおかげで寝床についたまま照明を消せたりカーテンを閉められたり、手が離せない中でも音楽をかけられたりなど、生活を今までより豊かにしてくれました。

ドローンも日本では一般的にはあまり浸透してはいませんが、映像作品ではお馴染みのツールとなり迫力のある映像が楽しめるようになりました。

これらの車・包丁・ドローンには、使い方やルール・法律が定められており、それを守つて使用している限りほとんど脅威に成り代わることはありません。(※もちろん事故はあります)

しかしAIにはそのようなルールや法律がありません。

つまり、法律や免許が無いにも関わらず沢山の人が車を運転し人に危害を加えても気付かない、もしくは加える目的で運転しているという状況だと現状をみていて思います。

AIで自動生成されたイラストも、「生成されたイラスト」自体が問題なのではなく、他人が描いたイラストを無許可でAI育成に使用していることが問題なのだと思います。

絵師にとって、絵柄や絵の雰囲気などは表現・著作物であることに加え、顔や名前以上に個人を判断できるいわば個人情報もあります。

誰しも、愛情込めて作ったご飯を一口も食べずにマヨネーズやら醤油やらキムチやらで全く違う味に変えられた挙句、それをSNSで「晩御飯つくった～！」と言って上げられてたらムカつきますよね…。

自分のなりすましに近い形で、他人が自分の功績や愛情のあるものを1秒で無下にされたようなものです。

家庭内のごはんには法的な縛りはありませんが、イラストなどの創作物には著作権という法律で守られています。

著作物をそのような扱いされたら本来であれば法的に裁かれるべきなのです。

しかし、現状では、『盗作』といって良いほどのことしされ、さらには人権侵害にまで發展するようなことでも「AIに厳密な法律がない」というだけで泣き寝入りするしかない人が後を絶えず無法地帯と化してしまっているのです。

しかも既に多くの個人や企業がそれを手にし、AIの育成教材となってしまった作品を汗水垂らして描いた作者へのリスペクトが無いどころか蔑ろにされているのです。

著作物の作者だけでなく鑑賞者やその文化を愛する人たちまでもが、本来は悪ではない未来への希望となるべき『AI』に対して拒絶反応が出てしまったり反対意見が出てしまっているのは「そりやそうじや」の一言に尽きます。

これらを鑑みて、これからどのようなことをしていけばいいのか自分なりに考えてみました。

●交通法などと同じく、AIに厳密なルールや法律を作る。

●誰でも使える権利はあるが、手は届きやすくないものにする。(企業やお金持ちであれば使えるような感じ ※国へ申請必須など)

→これにより企業がAIサービスを作ることで、誰でも使えるような範疇に収まるし未来への発展を止めることはなくなるかもしれない

●難しいかもしれないが、○月○日以降に作者に無断でAIに使用したり攻撃目的でAIイラストを生成した場合は逮捕します、的な宣言をして強制的にAIの流れを止める。

→それ以降にちゃんとした法律を制定し使用可能になっていけば、無理解者からのバッシングはあってもこれ以上絵師やクリエイターが傷付く必要が無くなるかもしれない。

若造かつプロでもないので浅い考えかもしれません、日本の創作物は神社・お寺・お城・お祭り等に匹敵するくらいの重要な文化だと思っています。

それがこんなに沢山の人たちが傷付きながら衰退の一途を辿り消えていくなんて勿体ないし心底残念だと思います。

もしそうなってしまった時に後悔したくありません。

今ならまだ間に合います。大変かもしれないけど、まだ文化や文化への愛は消えておらず、みんな戦おうとしています。

どうか、これからも日本が自国を代表できるような文化への愛を重んじられる選択をできるよう祈っております。

●受付番号 185001345000006094

ゼロから生み出した人の絵や文章を盗んで好き勝手して「私が創りました！」と主張するのは可笑しい。文字を入力してAIに出力させただけのものを創作だなんて言うのは烏滸がましいしゼロから生み出す人達と同列に扱われるべきとは思えない。盗まれた側の著作権はどうなる？AIの全てを許容してしまうとこれまで築き上げられてきた文化が衰退してしまう。

日本の創作の文化発展に貢献してきた多くの作家さん達がAIのせいで筆を折るのはもう見たくない。

●受付番号 185001345000006095

現在生成 AI を使い沢山の方が被害に遭われ、学習される側の人間は対策をする術がなく
学習される側の好き放題に出来てしまします
人が描いた物を食い物にし、その作品への敬意も何もなく踏み台にされます
作った本人に著作権が有される中それを無断でしかもお金をかけず無作為に榨取される現
在のまま行けば創作する物が減り続け最終的には創作者が現れなくなるという事になります
許可を得ず生成 AI を使用した場合に対しての厳罰な罰則が必要と感じます
これから先現れる未来のクリエイター達の為にも何卒お願いします！

●受付番号 185001345000006096

1. はじめに

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

著作権法の目的として「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」を挙げているが

現時点の生成 AI の利用方法は生成 AI の利用（学習）元データが無断で利用されおりこの目的に反している。

また、生成 AI は学習した結果を返すだけであり、著作者が利用し、著作物から更なるアイディアを創造する

ためには、効果を得られるが著作者以外が利用する場合は、文化の発展には寄与しない（単なる著作物の再利用に他ならない）。

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

6. 最後に

●受付番号 185001345000006097

5. 各論点について

(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

海賊版等の著作権侵害物を AI のトレーニングに使用することについては、例として画像生成 AI のトレーニングの方法を踏まえると、まず画像データをダウンロードし自身の手元に置いて、そこからデータが何を意味しているかタグを打ち込み学習させるという物なので、海賊版を AI のトレーニングに使用した場合、そもそも違法ダウンロードという犯罪になると考えられます。

ただ、現状 AI のトレーニングに必要なデータを収集する場合、多くはクローリングやスクレイピングといった方法で行われ、データを収集した人物が違法と知らずにデータを保存してしまうケースも考えられます。

しかし、現在のインターネット空間において、ダウンロードした場合違法となるデータを公開しているサイトは多量におよび、違法・合法を判別するのは、個人レベルでは不可能、企業であったとしても膨大な時間と人員そして経費が必要であり、とても現実的ではありません。

そのため、今後の AI の発展を考えると、ここをグレーゾーンとしておくのではなく、AI の研究者・利用者たちが憂いなく AI を使うためにも、WEB 上などから集めるのではなく、AI のトレーニングに必要なデータはその権利者などと正当な取引をもって収集する方法を推進していくべきだと思われます。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

<AI 利用者の懸念>

2024 年 1 月 6 日のニュースにおいて、米スタンフォード大学の研究者たちが、AI のトレーニングデータセットとして公開されている LAION-5B の中に、児童性的虐待画像が 3000 件以上存在していると発表しました。この LAION-5B は多くの AI のトレーニングに使われており、現在の AI はその性質上、圧縮した児童性的虐待のデータを内包しています。

自身は様々な AI を利用していた立場であるのですが、世に公開されている AI に児童性的虐待物のデータが内包されている可能性があることを考えると、現在公開されている AI の利用は、児童保護の観点から可能な限り避けたいという心情です。

そのため、今後 AI の発展のためにも、AI のトレーニングにはどういったデータが使われたのか、すべて公開することを義務付けるべきだと考えます。

3. 生成 AI の技術的な背景について

現在の AI で制作され SNS 等に公開された物、特にイラストや映像などは、トレーニングデータの元となった権利者やクリエイターに類似したものが多く、また AI 生成物である

かどうかの見分けも付きにくいため、アメリカのように必ずAI生成と分かるような電子透かしなどをつけることを義務付けるべきだと思います。理由として、AIのトレーニングにAI生成物を用いると、現在のAI生成物が人の手によって作られた物にはまだ遠く及ばないため、AIの品質の向上が見込めません。そのため、トレーニングデータのAIの生成物を用いることを回避しやすくするためにも、AI生成物だと分かるような表示を義務化するべきだと考えます。

●受付番号 185001345000006098

日本はキャラクター文化がひとつのアイデンティティのように思います。
AIによる無断学習や、それを用いた市場利用は必ず避けなければ、キャラクター文化は急速に衰退するのではないか。
そうなれば今後、手塚治虫や [REDACTED] などのような人物が登場する蓋然性は極端に低くなるでしょう。
世界に愛される、ポケモンやサンリオのような作品も登場しなくなるでしょう。
著作者の権利を守ると共に、日本のアイデンティティを守るためにも生成 AI による無断学習や収益化の余地を寸分たりとも残してはいけないよう感じます。
愚見ですが、考慮していただけますと幸いです。

●受付番号 185001345000006099

別のパブリックコメントに送る内容を間違えて送ったため次の受付番号のパブリックコメントは撤回いたします。

185001345000005872

●受付番号 185001345000006100

自分は絵描きの立場です。

イラストレーターとしてお金を稼いで生きているので、著作権という権利が重要な存在であります。

そのため、黙っていられず意見を提出することにしました。

わたしは、AI 製作者に著作権を与えることに反対いたします。

昨今急速に発展を遂げている AI ですが、各所でトラブルが絶えません。

良い面ばかりではなく、そのトラブルにも目を向けていただきたいです。

【実例】

- ・勝手に AI に絵柄を学習され、仕事を奪われ仕事を辞めざるを得なかった人
 - ・自分の絵をセンシティブな絵に改造され、やめて欲しいと伝えたところ誹謗中傷を受けようになった人
-

ほんの一部ですが、上記が代表してよく見かけるようになってしまったトラブルです。

どう思いますか？

結局 AI の絵は、人間が昔から培ってきたあらゆる技術のもとに成り立っているのです。

AI の味方になって何がいい事ありますか？

本当に AI が原因のトラブルを見たことがないんですか？

また、これは感情論のようなものですが、

人間は、急に強い力や権力を手に入れると、手に付けられない厄介な存在になるのです。

現に、AI を手に入れて、豹変してしまった人たちがたくさんいます。

人間という生き物がどういうものなのか、そういった点を含め、もっと見直して改善して、もっと技術者たちの味方になってほしいです。

以上をもって、AI 製作者に著作権を与えることに反対いたします。

現在たくさんの絵描き、字書きたちから意見が寄せられていると思います。

それらの意見 1 つ 1 つにしっかりと、目を通してください。

どうかお願いします。

考え直してください。もっと技術者たちの味方になってほしいです。

技術者たちの力があつてこそなのです。

●受付番号 185001345000006101

昨今のAI生成作品には、全くもってオリジナリティがなく、それどころかクリエイターライターたちの創作物を勝手に学習させあたかも自分で作ったかのように公開し、挙句商売としている者もいる。これは盗作・パクリであり、さらに悪用されればなりすましや名誉毀損の懲罰もある。クリエイターの仕事も減ってしまうようでは、市場荒らしとでも言えよう。また、実在する人物に対してのフェイク作品も増え、聞くところによると海外ではそれらを使った名誉毀損・脅迫なども横行しているそうではないか。

これらは全く他人事ではなく、知らぬところで自分や家族、友人らが被害に遭う日も来るかもしれない。これをどうして野放しにしていられようか。

早急な法整備を求める。

●受付番号 185001345000006102

生成 AI に規制と著作権違反による罰則を求めます。

現在まったくの無責任に権利者の嫌がらせに使われている現状について対処がされておりません。

●受付番号 185001345000006103

現状、悪質利用とその被害が相次ぎ、絵や音声といった特定技能を職業や趣味とする人が楽しみや努力に割いた時間や努力を脅かされています。ただ特にできるからと良いところを食い散らかして現状はただの害獣と変わりありません。

●受付番号 185001345000006104

4. 関係者からの様々な懸念の声について

自らが時間をかけて創作した著作物等が、生成 AI により学習され、侵害物が大量に生成され得ること

について

どうか生成 AI を規制し、法も整備し、クリエイターを守ってください。

私はあまり生成 AI の話題を熱心に追っているわけではありませんが、それでも生成 AI 利用者によって著作物を盗まれ、権利を侵害されたクリエイターの話が毎日新しく上がってきます。権利侵害だけにとどまらず、殺人予告などの脅迫、著作者のメールボックスや SNS を荒らすなどの犯罪行為も多く見かけます。

○○なら使っていい、○○ならダメといった決まりを作ろうが、殺害予告までする人たちがそれを守れるとは思いません。人のものを盗んではいけません、人の著作物を盗んではいけません、人を脅迫してはいけません…これらの簡単なことが守れない人でも生成 AI という権利侵害ツールを利用できる今の状況は危険です。今はクリエイターに矛先が向かっていますが、クリエイターを焼き尽くした先にあるのは、また別の誰かへの加害行為です。生成 AI 利用者が犯罪者なのではなく、犯罪者が生成 AI というキャッチャーな犯罪ツールを使って加害行為を繰り返しているのです。

私も絵に関わるクリエイターの端くれですが、自分が人生をつぎ込んで習得したものを横からかすめ取られ、生成 AI 利用者からの度重なる犯罪行為で傷ついて疲弊していく先人たちを見ている限り、クールジャパン以前に日本の美術やサブカルチャーの今後に希望が持てません。筆を折る人もプロアマ問わず沢山います。クールジャパンだサブカルチャーだと言うのなら、そのクールジャパンだのサブカルチャーだの土台を支えている職人たち、クリエイターたちを犯罪者のサンドバッグにしたまま放置しないでください。

そもそも商品や物品、お金などを盗むと犯罪になるのに絵や文といった著作物になったとたん判断力を失うのは何故ですか？著作物のことを何だと思っているんですか？私たちは私たちの製作した物、人によっては商品であり、人によっては金品より価値のあるものを守りたいだけです。犯罪者の使い捨ての道具にするために今まで一生懸命に描いてきたわけではありません。

このまま生成 AI を野放しにするなんて選択肢を取らないことを切実に願っています。

●受付番号 185001345000006105

私は個人でイラスト作成をしています。一時期プロのイラストレーターを目指したこともありました。夢は叶いませんでしたが、今でもこの絵を描けるという能力、その際の努力とその繋がりで知り合った人々は宝物です。他の絵を描く人々もまた同じことを思っているはずです。しかし、昨今生成 AI イラスト画像で自分は絵描きだと自称したり、人の絵を読み込ませて盗用したりと悪用する心無い人達が増えました。これは私のように自分で絵を描けるようになろう、上手くなろう、楽しく絵を描きたいと思って描き続けた人々の心を踏みにじる行為に感じます。

差し当たって AI イラスト画像の悪用に対策をして頂きたいです。AI 生成ソフトは最低でも有料のみ、免許制、AI イラストによる盗用や嫌がらせに対する罰則を定める等、ご検討をお願いいたします。真面目に描いてきた人々が馬鹿を見るのはもう見ていられません。

●受付番号 185001345000006106

現状の環境を鑑みても創作者に対して不利益しかなく、還元される利益が無いと思います。

また世界に通用する数少ない日本のコンテンツの質が下がると思うのでAIによる学習や利用については禁止してほしいです。

●受付番号 185001345000006107

・現状のAI生成は既存作品の混ぜ合わせでしかありません。

これを許すのであれば他人が描いた絵画をバラバラに切断し、つなぎ合わせたものをオリジナル作品として発表することが赦されてしまいます。

・他人のイラストをAIに学習させ、悪意をもって本来の作者が望まないイラストを生成して発表する事案が増えています。本来の作者が描いていないにも関わらず、絵が似通っているため本来の作者が描いたとして攻撃され、炎上する事案が増えています。

・わたしの周りでもこれらが原因に筆を折る人が増えていますが、AI生成はあくまでも既存作品をツギハギして作り出されたものにすぎません。

新しく作り出す人が消えて行けば、新しいものは生み出せず、技術や文化の停滞を招きます。

・海外ではAI規制が強まっています。日本だけが規制を緩めればAI推進派は日本へ集まつてくるでしょう。そして海外からは「日本で発表した作品はAIに合法的に盗用されてしまう」という評判が広まるでしょう。

日本という国がそうした目で見られるのは百害あって一利なしであり、避けるべきです。

・AIが生成したのであれば合法としまうのなら、現実の人間の写真でも同様の事が行えます。自分の身近な人々の写真が悪用され「性的な行為」や「グロテスクな描写」をされたAI生成の作品がつくられる可能性があります。このままでは日本はそれを合法的に作れる国だと世界に認識されてしまうでしょう。

AI生成が技術的に素晴らしいものであっても、現実の人間にはそれを扱う倫理観が育つていません。

例えるなら、重火器はクマなどの野生動物から身を守るのに有用であっても日本では民間人が持つことは、非常に厳しい資格を取得しなければできません。

悪意を持つ人さえ簡単に所持できるなら、誰でも簡単に他人を害せるからです。

AI生成技術にも同様の事が言えます。わたしはAI推進に対して著作権を侵害するものとして反対ですが、合法とされた場合「悪用して合法的にお金を稼ぐ方法」がいくらでも思いつきます。

手軽に他人を害してお金を稼ぐ事ができるというのは非常に魅力的に見えるでしょう。他人を傷つけてお金を稼ぐ人などいないというのなら、詐欺などの犯罪はこの世からとっくに消え失せています。

わたしの周りでもすでにAI生成に自分の作品を悪用され、連絡がとれなくなってしまった方が居ます。

絶対にこのままの形で進めないでください。

●受付番号 185001345000006108

「非享受目的」に該当する場合について、の説明を読み、「他人の絵を学習させて自分の絵として主張すること」は著作権侵害と考える方向のよう少し安心いたしました。

ただ「直感的」が誰の判断によるのか不安です。普段から絵を見ている人、文字を読んでいる人であれば気づける類似点であるにもかかわらず、普段絵を見ていない、文字は読まない人が集められて判断した場合、「著作権侵害ではない」と捉える可能性が高いからです。

これはうまく言えませんが、巡回警備をよく行う警官が不審者を見つけるのと、一般人が不審者に気がつかないような、そんな感覚に近い気がします。(疑わしきは罰しろという意味ではありません)

判断時に集める人員が、常にその分野について明るくないといけないため、人件費もかかるのではないか、とも思います。

ただ、技術的にはとても良いものであり、「使い方」についてが問題であるので、もしも運用するのであれば、

- ・生成物に対して生成者の情報が必ず埋め込まれること
(ID印字では該当箇所が消去される可能性が高いため、暗号化データ内蔵が望ましい)
 - ・生成時にシリアルコードを埋め込み、生成AI作成会社側からも何番目に生成された生成物かを把握できるようにすること
- と、著作権侵害行為が行われた際に、侵害行為を行なった者が言い逃れできない状況であることが重要だと考えます。銃刀法における銃砲・刀剣類の所持許可のように。

●受付番号 185001345000006109

現在生成 AI によるトラブルがあとを絶たない状況です。著作権のみならず、制作者の時間と能力の上澄みだけを奪い取ることを平然としている人々が少なからずおり、これに後ろ楯を与えると「AI に利用されないために創作を公表することをやめる」という人が多くなるでしょう。日本のソフトパワーの土壌となっているアマチュア層が軒並み食い荒らされます。

今一度現状の確認と著作物への認識の再検討をしていただきたく思います。10年絵を描いている人の作品は、一時間で完成した絵でも10年の研鑽の上にあるものです。

●受付番号 185001345000006110

一通り読みはしましたが、当方は内容の把握と読み込みが不得手なため、案をブラッシュアップすることにおいて考えてほしいことだけ書かせていただきます。

絵とは技術職であり、絵画等のかつての偉人たちが描いた有名なものから漫画やデジタルイラスト、アナログイラストなどのデフォルメ色の強いものまで全てがただ今まで絵を描こうとしなかった人が描こうと思ってすぐに描けるものではなく、クオリティの高いものを生み出すまでに相当な努力と年月を要しているその人だけが持ちうる唯一無二のものです。

今まで服を作ろうともしなかった人が今すぐに既製品レベルの服を作れない、今まで料理を作ろうともしなかった人が店で出せるほどの料理を作れないのと同じです。

ぽっと出の素人がモナリザを完璧に描けないのと同じです。

最近はイラストを無断でAIに学習させ、あたかも合法と言いたげにAIを世間に公表し開放している企業や、それを使用し、生成したものを有料で販売したり自分が書いたものだと宣伝している害悪なユーザーが問題となっています。

事実、ネットでは無断でイラストを学習し、生成したものを販売しあまつきえイラストを描いていた本人に誹謗中傷や殺害予告など精神的攻撃を仕掛け、元のイラストを描いていた作家を活動休止に追いやり一部の害悪ユーザーがいる状態です。

海外では、個人の写真を学習させ、AI生成したポルノやフェイク情報を拡散し被害が出ている事実もあります。

そのため、海外ではAIは忌まわしい物として定着してしまっています。

パブリックコメントに添付されていた素案の内容のどこかに、AIは競合しないような記述が見られたと思いますが、それは間違いです。

哀しい事実ではありますが、イラストなどのサブカルな創作物は技術を軽んじられているのが現状です。

イラストを購入したい、そういったイラストなど創作物に関する知識の浅い層にとって、イラストは「誰が書いたのか、そのイラストがAIの生成物であるか否か」はさして関係ないのです。さらに言えば、その層はAIかどうかの区別すらついていません。

不自然に指が増えていようが、髪の毛と服が一体になっていようが、よほど前面に違和感が写っていないとわからないのです。

長々と書きましたが、どうか、身勝手に模倣されて辛い目に遭っている作家を守ってください。

絵柄をAI学習によってかすめ取り、金銭を授受し元の作家に悪影響が出ている事実を踏まえたうえで最終決定を行ってください。

●受付番号 185001345000006111

個人の提出です。

5. 各論点について (1) イ (イ)、(1) エ (イ)

素案の通り、Image to Image・LoRAなどを用いるような特定のクリエイターの著作物を学習データとして追加的な学習を行うような、享受目的が併存している学習・生成は著作権侵害に当たり得ることに賛同する。

現在主にSNS上で特定のクリエイターに対し悪意をもった、もしくは享受目的による集中的な学習を行い作風を真似た学習モデル・生成物の事例が数多く見られ、活動を休止するクリエイターが出るなど深刻な問題となっている。元の著作物の著作権者の同意が無い限り集中的な追加的学習を用いる生成AIは開発・学習段階、生成・利用段階のどちらの段階でも著作権侵害としてみなすなど、より明確な規制は必要であると考える。

5. 各論点について (1) エ (オ)

注26の意見の通り、海賊版等のウェブサイトから学習データを収集していた場合に、学習データからの除外などの措置を明確にする必要があると考えられる。またそれだけでなく海賊版等に関する規制については、「海賊版等のウェブサイトと知りながらも学習データを収集するAI開発事業者・サービス提供事業者」を対象としただけでは海賊版利用の抑止にはなりにくいのではないか。

現在主流の生成AIは先述したように外国のサーバで稼働しているものが多く、学習・開発段階だけでは本国からの働きかけは困難であると考えられる。海賊版等からデータ収集を行っている外国の生成AIを利用する人がいることは変わらず海賊版等の利用抑止には繋がりにくいと考えられ、生成・利用段階にまで踏み込んだ規制の必要があるのではないか。

5. 各論点について (1) カ (イ)

最新のMidjourneyやDays AIなど、映画コンセプトアーティストである[REDACTED]氏がX(旧Twitter)上で2024/1/7に投稿したポストで指摘しているように、直接的ではない単語かつ簡単なプロンプトで元の著作物に類似性・依拠性の高い生成が起こりやすいものが出てきている。「学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合」は学習済みモデルの廃棄請求が認められる場合もあり得るとあるが、注31で「通常は廃棄措置の請求は認められない」の一文に不安要素が残る。

5. 各論点について (4)

現在主にSNS上で生成AIを使用しないクリエイターと生成AI利用者の間には深い溝ができるおり、その論点の一つとして挙げられやすいのが「要望のあったクリエイターの著作物を学習データから排除すること」である。対価還元制度もなく”無断で”学習されると主張し不快感を示すクリエイターは多く、そのクリエイターのファンも同調するケースが多い。このように軋轢が多い中で生成AIを活用したビジネスモデルを構築していく

ことは特にクールジャパン産業では障壁が多く、法律上は問題がなくともクリエイターの不安等の解消は急務であると考えられる。コンテンツ創作の好循環の実現のためにも、著作権者からの学習データからの削除要請を受け入れる制度や著作権法の枠内にとどまらない対価還元制度等の整備など、クリエイターの不安等を解消し得る整備は必要不可欠な課題であると考えられる。

今回音声に関する生成 AI に対して明確な記述は無かったが、俳優や歌手などの実演の音声は著作権法が適用されるものと考えられている。特定の俳優・歌手などの音声を出力する生成 AI が存在しておりそれを使用した動画等がインターネット上に投稿されているが、こちらも学習段階・利用段階双方において享受目的が併存していると考えてよいのか。

またこちらも記述がなかったが、法人等に所属しているクリエイターが生成 AI に代替され解雇される可能性については予防策は存在、もしくは検討されているのか。

従業員であるクリエイターが業務上作成した著作物は基本的に一定の要件を満たせば所属している法人等が著作権を持つことになり、これに当てはまる事例は多い。そのため法人等が AI に自社の著作物を学習させ利用することで作成者であるクリエイターを解雇する可能性があるが、この場合にクリエイターを守る制度は整備されていないように見える。海外では AI による失業が現実となっており、著作権者ではなくともクリエイターの将来的なキャリアを守りコンテンツ創作の好循環へと繋ぐため、AI による代替が原因となる解雇を防ぐよう著作権法上、また著作権法の枠内にとどまらない制度が必要ではないか。

●受付番号 185001345000006112

5

- (1)生成 AI は無数のデータから切り貼りしているだけで著作権侵害にはあたるのではない
か。構造を学習しているのなら元データと同じものが出てくる事例があることがおかし
く、問題がないとは言い切れない。
- (4)既に生成 AI 使用者によってオリジナルの作品を作るクリエイターが脅迫され休止する
という事例も多く、元データを作る側が不利益を被るばかりでは創作は先細りする。ま
た、海外では生成 AI 禁止に傾いているためもう少し様子を見てからでも良いと思われ
る。

●受付番号 185001345000006113

5.(3)生成物の著作物性について

まずそもそも、人間が思考し創作した著作物と、他人の著作権を侵害し生成された生成AIをひとつの同じ法で括ること自体が大きな間違いであると考えます。続けて、生成AIに著作物性を与えることも大きな間違いであると考えます。

例えばあるAI生成物が他者の著作物を違法に侵害し学習していた物であったとして、それを他者が判別することは不可能です。作成者の言葉を信じるしかないというあまりにも不安定な土台の上に、著作権を侵害して作られた無数の生成AIが跋扈する環境は、創作という文化とは程遠いものです。また著作権を侵害された創作者は、生成AIを相手にした著作権についての裁判など、本来ならば必要ななかった行為に時間を奪われることになります。

また生成AIは創作者の活動を著しく侵害しています。創作者が時間をかけて磨いてきた技術や创意工夫、そういうものを表面だけ吸い上げて、人間が創作するよりも遥かに速く大量に生成物を模造します。これまでの創作者の培ってきたものが一瞬にして安っぽい大量生産品に成り代わります。そんな環境では、創作という文化は衰退の一途を辿るでしょう。一時の目新しい技術に流されず、人間の文化とはなんであるか、創作とは、著作物とはなんであるか、今一度よく考えて生成AIに対しては厳しい対応をしていただきたく存じます。

●受付番号 185001345000006114

【生成 AI の活用に対してはそもそも使用から禁止を求めます。】

現在市場に出回っている画像生成 AI、文章生成 AI は基礎学習部分からインターネット上から著作者に無断で転載されたものなどを含む著作物をデータセットとして作られています。

詳しく調べていくと流出したプロダクトキー、パスワードや被写体に無断で撮られた戦争被害者、 CSAM (児童性的虐待のコンテンツ)、性被害の写真、個人スナップ、医療記録等の本来では製品化する場合には排除しなければいけないデータが含まれていることがわかっています (海外の大学研究機関などによって示されています)

現状、これらを用いてコンピュータウィルスの作成やディープフェイクなどを作成しているユーザーが多数見られます。もし犯罪に巻き込まれた場合、生成 AI を用いて証拠を捏造されて生活が脅かされることが容易に予想できます。

このような事が起こると安心して生活できないため、早々に規制をお願いしたいです。

(資格者のみ使用可能、消すことのできないウォーターマーク、電子証明が残るなど)

【AI 生成物に著作権を与えるのは反対です。】

著作者から無断で収集した画像や文章の切り貼りでしかないからです。

最近、画像生成 AI については生成画像の精度を上げるアップデートがありましたが、作成された画像を見るとほぼ元の画像のままのものが多く見られます。

中には作者名や作品名をプロンプトに入れてほぼもとにされた作者そのままのものを出して自分の著作物と言っている出力者もいます。

出力者が未知の画像や文章が出た場合著作権を与えようとしているようですが、それは出力者が無知で知らないだけで誰かの著作物です。

無断で収集されたクリエイター、被写体になった人物が「自分の著作物を使用しないでくれ」と言っていることが完全に無視されています。著作権、著作人格権の侵害です。

現状の法律だと未定の部分なので国内のクリエイターなら黙らせればいいと思っているのかもしれません、先日厳しい AI 規制法案が策定された EU のクリエイターだった場合国際問題として対応できるのでしょうか？

人の作品や写真、肖像、文章を盗んでいるものに著作権などあるのでしょうか？

機械学習のための著作権法 30 条の 4 により著作権をどうにかして無効にしようとしているようですが、それ以前に著作権より重要な著作人格権はどうなっているのでしょうか？このままでは多数のクリエイターを産んできた土壌が壊されてしまいます。

海外の生成 AI 開発会社に日本の大切な著作物たちを無惨に盗まれ続けるのではなく、無断ではなく著作者に許可を取りクリーンなデータセットとして販売するなどそちら方面で著作権法を変えないといけません。

作成したものが盗まれ他人にすぐ利用される状況では新人が育つ土壤がなくなり海外にクールジャパンとして売り込もうとしている日本のアニメーション、作家文化が滅び更に国が貧しくなりますよ。

●受付番号 185001345000006115

拝読いたしました。

著作権を侵害するものではないと書いていますが内容を読む限り創作や表現をする人間の能力や発想をAI学習の道具としか見ていない、あまりにも安易な方向に進もうとしているように思えます。

よくあるアイデアであればAIに学習模倣させることは侵害には当たらないといいますが今、人と人の間でもそのアイデアが既出であるか模倣であるかはしばしば争われています。自らが創作に携わる人でない限りなぜかそれほど神経質になるかは実感しづらいところではあるかと思います。ですか発想やそれに基づいた創作とはそれほど繊細なものであり、だからこそ自国でこれまで数多の芸術が生み出されてきたのだことはご理解いただきたいです。

●受付番号 185001345000006116

現在の生成 AI の現状について、いち国民が把握している範囲での問題点を記述する。

- ・使用者が（意図せずとも）既存の著作物あるいはそれに限りなく近い画像を出力する危険性がある。
- ・データセットの中に既存著作物の海賊版画像、実在の児童性的虐待画像が含まれている事実が存在している。
- ・災害や岸田総理のディープフェイク動画が作成された事件を例とする、閲覧者が見抜きづらい悪質なデマ・フェイク画像の作成が容易になってしまう。
- ・責任能力に乏しい児童等が利用するリスクがある。
- ・著作者に対し、無断でイラストを学習させ、なりすまし行為、悪質な嫌がらせ、殺害予告等による人格攻撃等が 2024 年現在も発生している。

被害者例: イラストレーター・[REDACTED] 氏 (X アカウント [REDACTED])

以上の問題点を踏まえ、

以下が将来的に適用されることを希望する。

- ・データセットは著作者自身もしくは著作者が許可したものからのみ生成可能とする。
- ・いかなる著作者も、無断の AI 学習を拒否することができる。
- ・生成 AI 作成アプリによる生成物は、必ずウォーターマーク（透かし）が入るようにする。また、意図的にウォーターマークを取り除く加工をしてはならない。
- ・生成 AI 生成物であることを伏せて画像を公開した場合、無料か有料かを問わず、違法行為として扱う。懲役刑または罰金刑を課すものとする。

●受付番号 185001345000006117

AIによる画像生成について

現在、すでに特定のイラストレーターさんの絵柄に似せてAIによる画像を作ることで、該当のイラストレーターさんが不利益を被ったり、著作権や知的財産権を侵害するトラブルに発展するケースが多発しています。

これらのトラブルにより、イラストを描く方が少なくなることは、将来的にアニメ・漫画・広告等の文化の衰退を招きかねません。クールジャパンと呼ばれる文化そのものを失うことに繋がります。

AIによる画像生成は、規制もしくは厳重な免許制とし、画像を無断でAIの学習素材にすることは避けなければならないと考えます。

●受付番号 185001345000006118

1. はじめに

仕事として漫画、イラストを描く人間のコメントになります。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

そもそもここから始まっていると思います。

我々のオリジナルの創作物に『著作権』が認められるのならば、それらのデータを吸い上げて

学習させたこのAIという仕組み自体が著作権法違反だと考えます。

きちんとクリエイターと契約の後、出来上がった創作物を学習データとして使用するのならば

どのクリエイターからも文句は出ないでしょう。

あくまでも私個人の創作畠での発言となります、イラスト（漫画含む）での生成AI技術は

『泥棒行為』によって成り立っているものです。

その様な行為を法的に認めることは間違っていると国としてきちんと認めてください。

3. 生成AIの技術的な背景について

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

先に記述した通り、彼らはただの泥棒です。

少なくともイラスト生成AIに限っていえばそれは断言できます。

開発からの研究発表だけで留め置けばそこまで問題ではありませんが

(それでもデータ収集を違法なDLサイトから集めた段階で違法ですが)

それを用いて事業を始めてしまった段階で立派な窃盗行為であり、盗品を売り捌いているのと変わりありません。

法治国家というのならばきちんと裁いていただきたいです。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

開発事業者全員泥棒です。これに尽きます。

私達クリエイターが汗水垂らして作り上げた創作物を無断で、無料で、収集して研究に利用した。

許せることではありません。

同様な目に遭ったら（研究成果を盗まれる）どう感じるのか、その程度のことも想像できない人達に面と向かって

聞いてみたいです。

(2) 生成・利用段階

クールジャパンだなどと漫画を国宝の様に持ち上げながら、もうずっとろくな法整備もせずにいたせいで、

何の障害もなく上記の様な泥棒企業が入り込んできてしましました。反省して頂きた
い。

苦労もせずに他人様の創作物を吸い取って利用して。

生成 AI でイラストがつくれる（描くとは言いません）様になってから、絵を描く人間た
ち（データを吸い上げられたクリエイター達）が

舐めた苦渋を今回のパブコメ募集でしっかり読み取って感じて欲しいです。

私自身の絵（だけでは食べていけないレベルのイラスト）でも吸い取られていることが
わかっているので、『生成 AI』の文字を見るだけで
今や吐き気を催す勢いです。

実際、生成 AI を利用してクリエイターを模倣し、訴えられ新聞沙汰になったにもかかわ
らず大きな顔をしている人間がいます。

模倣されたクリエイターは昨日（2／3）付けで活動をしばらく休止にするまで追い詰め
られました。

大きな問題になつていいだけでこういった話は SNS を覗くだけでも散見されます。

この人たちを具体的に罰することが出来ないのは偏に国がきちんと著作権を守ってくれな
いからです。

海外ではすでに様々な法整備がされている様です。

先も書きましたが『クールジャパン』だなどと謳うのであればもっとイラスト、漫画を守
ってください。

（3）生成物の著作物性について

これは生成（プロンプトを入力した）人ではなく、データを吸い上げられたクリエイター
全員の著作物だと考えるべきです。

なので億を軽く超える数のイラスト・写真などを取り込んだ現状の生成 AI は一旦全て破
棄し、その後冒頭に書いた通り

新たにクリエイターと契約を交わした上で、制作物のデータを吸い取りその結果出来上が
った『生成 AI』で作成

その後でしたらその契約の範囲内で著作権を名乗ればいいのではないかでしょうか。

現状では『著作権』などと口が裂けても言うべきではないと考えます。

●受付番号 185001345000006119

1. はじめに

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

・無許可で他人の著作物や写真、音声、映像等を AI への学習データとして用いることは元々「研究目的のために特別に」許可されていたものであるはずが、現在はその平成 30 年改正の法が金科玉条のように扱われており、AI により他人の権利の侵害が大量に行われている現状にそぐわない。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

・AI の学習元データは著作権や個人情報の塊である。過学習によって元データがほぼそのまま出力される可能性は十分にあり、これは公開されてからでないと気付けないものである。もちろん公開した時点で著作権やプライバシーの侵害になるため、使い物にならない。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

・現状の AI は学習データの出所を特定することが困難である。「許諾を取った」と一言嘘をつけば利用し放題であるため、ほぼ全てクロと見なすほかない。

(2) 生成・利用段階

・人間ではなくコンピュータなので大量生産が可能であり、いわゆる「総当たり」が出来てしまう。「アイデア」と「表現・著作物」の境界は非常に曖昧であり、人間でさえ区別が困難である。現在「特許ゴロ」が存在するように、「著作権ゴロ」が生まれ、創作者が委縮してしまう可能性がある。

(参考記事)

<https://www.gizmodo.jp/2020/03/copyrighting-all-the-melodies.html>

<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/yajiuma/1559665.html>

■ ウォール・ストリート・ジャーナル事件

・平成 5(ネ)3528 号 著作権仮処分申立事件

・東京高裁 平成 6 年 10 月 27 日判決

(第一審 東京地裁平成 3(モ)6310 平成 5 年 08 月 30 日判決)

(3) 生成物の著作物性について

（4）その他の論点について

- ・盗品かもしれない商品(画像、音声、動画等)を購入すること、あるいは盗品を売っているかもしれない法人/個人と取引することは非常に問題である。盗品を売りさばく人を「同業者」とは呼べない。
- ・一部の人間は「現代の AI には知能がある」と宣っているそうだが、現代の「人工知能」技術は「機械学習」であり、ただ単に大量のデータを統計的に処理しただけに過ぎない。そもそも人間および生命の知能の仕組みは未だ解明されていない。
- ・コンピュータは大量にデータを作成できるため人力では捌ききれず、違法行為をした者勝ちの売り逃げになっているため、積極的な規制が必要である。数万枚の画像をチェックするだけで何日かかるか分からない。

●受付番号 185001345000006120

著作権法第30条の4が改正された時点から、生成AIをめぐる状況が激変しており、学習元に対する権利の保障が適切にされていない。

1人のクリエイターから無許可で学習し、生成した画像をXに投稿することによってなりすましたり、フェイクニュースやポルノ画像に使われるなどの、権利侵害も行われ、すでにクリエイターの活動に大きな被害を与えている。

生成AIのプロンプトの作成は創作とは程遠く、他人の創作物を剽窃し、創作物が人間から生み出されることに価値を見出さない層から、金銭的利益や承認欲求を得る行為は、著作権法の法的的利益を侵害し、著作権法の目的とする文化の発展から遠ざかるものだと考えます。

- ・許可された素材以外からのAI学習を規制
- ・著作権法第30条の4の改正もしくは、ただし書既定の厳格適用が必要以上が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000006121

AI 生成技術自体は素晴らしいもので、なくすべきではないと思う。

ただどの入力データが元になったのかが不明瞭になっている点が昨今のトラブルの中心であるように思える。

その為、何かしらの生成 AI を利用する際は、必ず元になったデータが開示出来るようなシステム設定を義務付けることが出来れば、トラブル発生時に水掛け論にならず、真偽の区別がつきやすくなるのではないだろうかと感じた。

今ままでは技術を磨き努力した人の結果を盗むだけの状況にとどまり、結果として元々技術を磨いていた人たちが去り、残った AI が既存のものを捏ね繰り回すだけの停滞となることを懸念している。

●受付番号 185001345000006122

生成 AI には反対です、使用する場合は成りすまし等を違法とする規制をしっかりとしてほしいです。

AI によって出力された絵の悪用、なりすましを度々ネットで見かけてきましたが、つい最近 AI 絵師という人たちによって活動休止に追い込まれたイラストレーターの経緯を知りました。

他人そっくりの絵を製造し、成りすましが続いただけでなくイラストレーターへの殺害予告といった誹謗中傷まで行うというとても痛ましい事が起きています。

使用 AI によっては実写の人物の画像を出力する事も可能であり、肖像権侵害にも関わる事が起きているのが現状です。

非情な生成 AI 利用者によって何人のクリエイターが筆を折るような事が起き続ければ、クリエイターそのものが日本から消える可能性だってあります。

クリエイター達の未来を守る為にも、生成 AI 規制と著作権侵害の対策については一考していただきたいです。

●受付番号 185001345000006123

生成 AI を用いた AI 絵師達のせいでによって真面目に創作されている絵師の人達が迷惑しています

人が努力で得た物をの我が物顔で奪い利益を得る彼らの行為は窃盗と変わりません
一刻も早く法整備を行い連中を消し去るべきだと言わざるを得ない

●受付番号 185001345000006124

AI イラストをよく見かけるようになり、イラストを見る際に誰かのイラストを無断で使用したものなのではないか、これは人が描いたものなのか AI イラストなのか疑うようになってしましました。元々その絵柄で描いていた人まで疑うようになってしまい、悲しいです。また、無断学習された AI イラストが使われることで、本来のイラストレーターさんの仕事が失われているのが悲しいです。

●受付番号 185001345000006125

多く使われている生成AIはネット上にあるデータを無断で利用するため、著作権、肖像権を侵害する恐れのある危険なものだと思います
他人の成果を横取りしているようなものだと思います

●受付番号 185001345000006126

1. はじめに

→意見無し

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

→ (1)、(2) 共に意見無し

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

→ (1) (2) (3) とも、意見無し

4. 関係者からの様々な懸念の声について

→意見無し

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【「8 非享受目的」に該当する場合について】

16 項イ (イ) について

→生成 AI の開発段階、学習段階において、生成 AI 作成者は「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受」するわけではないという事は認められる。しかし、生成 AI を他人に使用させるために宣伝活動などを行った場合に、「他人に享受させること」を目的としていたことが認められると考えられる。したがって、生成 AI を他社に使用させようとする事業者、及び個人は著作権侵害に当たると考えている。すなわち、生成例などを生成 AI 紹介ページなどに載せることでそのページを閲覧する者に思想又は感情を享受させる目的がある、という事である。

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

→ (2) (3) (4) 意見無し

6. 最後に

→意見無し

生成 AI を用いることで著作権者の著作物に類似した生成物を大量に作成し、検索サイトなどの検索結果の埋め尽くしや著作者の評判を落とす、著作者を侮辱するなど創作活動に生成 AI が大きく悪影響を与えており、文化庁様が現在の事態を考慮し、行動してくださることに感謝申し上げる。

●受付番号 185001345000006127

クリエイターが保護されず、結果的に衰退につながると考えるため。

イラスト生成 AI は学習について国内外問わず規制をするべきだと思います

●受付番号 185001345000006128

以下の意見は全て画像生成 AI に対する意見

1. はじめに

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

→1、2、3は全ての事業者に義務付けて欲しい。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

→自分は企業の要望に適したイラストを作家に発注し、納品する仕事をしている。

そのため、1に近い立場である。

部分的であっても（下書きやアイデアはこの場合に含まない）AI を使用したイラストを気が付かず納品してしまった場合、権利者の許可を得ず情報を学習した「権利を侵害しているイラスト」を納品したことになる。会社として重大なインシデントになるため、レイヤー分けなど現在の AI の技術ではできない部分をチェックすることで警戒して仕事をしている。

AI の技術自体は財産であり、優れた作品が生まれることや、技術の補助になることを望んでいるが、AI 使用者のモラルや学習元に問題がある。

現在会社も海外の方針を見ながら AI イラストへの対応を進めているが、国の対応を待っている状況である。

目の前の利益だけでなく、自らの時間と財産を使用して得た技術を持つ人間の人生を考え、国の方針を決めてほしい。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

→イ (ア)

「特定のクリエイターの、いわゆる「作風」を容易に模倣できてしまう」ことで、問題がすでに起きている。

AI 使用者「[REDACTED]」がイラストレーター「[REDACTED]」に対して、

「[REDACTED]」の許可なく悪意を持った学習データの作成、直接的な嫌がらせ、なりすまし行為等をすることで「[REDACTED]」を精神的に追い詰め X（旧 Twitter）の活動を休止させた。

今までなりすましは画像の転載がほとんどだったため安易に判別することができたが、AIで作風そのままに新しい作品を作ることが可能になった現在、今後もこのようなことが起こる可能性がある。

イラストの発注は「『作家●●』に頼みたいが、人気で数ヶ月後の納品になるため、『作家●●』に似た作風の作家」という発注で来ることがよくある。

AIがこのような仕事を奪うことや、元になった作家を知らずなりすましに発注してしまう事態が起こることを危惧している。

→エ（エ）

- ・ここにもあるように、クリエイター本人が「ウェブサイト内のファイル”robots.txt”への記述によって、AI学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置」の対応をしているサービスを選んで作品を投稿していても、海賊版や無断で転載された場合、そのデータを学習されたデータは健全な学習用データセットとは言えない。それを「情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物」と認めるのか。

- ・また、AI学習が出る前から使用していたサービスに作品を投稿していて、そのサービスが上記の制限をする措置をしていなかった場合、クリエイターの権利の放棄となるのか。

- ・無作為ではなく、許諾を得たデータを学習した健全なデータこそ「情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物」ではないのか。

- ・しかし、上記のデータは無作為にデータを収集したものに学習量で劣るため、現時点で「AI Picasso 社」は販売しているが、多くのAI開発者・AIサービス提供者は法で縛らなければ率先してやる企業は少ないと考える。

（2）生成・利用段階

→イ（オ）AI利用者が侵害の行為に係る著作物等を認識しておらず、生成物の譲渡が仲介の事業者を挟んで事業者に譲渡されることもある。その場合の対応も議論して欲しい。

（3）生成物の著作物性について

（4）その他の論点について

→「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否かについては、現状ではその実現可能性に課題がある」「対価還元の手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難である」のであれば、現状無断で学習元にされたクリエイターに不利益を与えてはいるだけである。

クリエイターに還元できる手段が構築されていない現状は、健全な学習データ以外のAI事業の配布を中止するべきだと考える。

6. 最後に

著作権に関して、クリエイターでも完全に理解している人は少ない。幅広く国民に周知して欲しい。「クールジャパン」で安定して利益を得ている国が、先進的な技術を取り入れ

る前に「クールジャパン」を作り出したクリエイターの権利や生活を保護する地盤を固めることを望む。

●受付番号 185001345000006129

AIの進歩自体は喜ばしいことで、今後積極的に取り扱っていくべきものではあると思うが、その学習データとして無断で著作物が使用されることはあるとは思う。学習データとして著作物を使用する際には相応の対価を払うべきで、その対価が高額過ぎれば進歩が遅れ、安価過ぎれば著作者の反感を得ることになる。その為、信用のおける公的機関をよって一定の基準を定めるべきではないかと考えている。

●受付番号 185001345000006130

今まで商用利用ではなく、研究目的のためにギリギリ任意でデータを提供していたものが、許可もなく商用利用でデータを取られるのはいいものではありません。

他人による AI による芸術作品の作成はデータの盗用であり、時にはクリエイターの仕事をつぶすことになったり、心を傷つけることにもなります。

AI を許してしまうと、AI が AI 作品を取り込み作品をつくり、また AI が AI 作品を取り込み……芸術の意味をなさず、日本の文化衰退に繋がります。

AI は著作権を侵害しているので厳しく取り締まるべきです。

●受付番号 185001345000006131

意見提出の場を設けていただきありがとうございます。

自身の意見として「生成 AI の開発及び利用は至急速やかに厳しい規制が必要」と考えております。

その理由として

「生成 AI による被害を軽視している」こと

「生成 AI によりデジタル情報の正確性が大きく損なわれている」

ことがあります。

この 2 点は画像・音声・文章他すべての生成 AI において今回の素案より強い規制案が必要と考えます。

今回の「AI と著作権に関する考え方について（素案）」を読ませていただき感じたのはまず、

1. 「生成 AI が持つ元々の問題を理解しているのか？」
2. 「生成 AI を用いた被害に関し、全くの無関心ではないか？」
3. 「著作物、著作権、著作人格権を軽視している」

の 3 点です。

1. の生成 AI が持つ元々の問題を理解しているか？については 5. 各論点について（1）学習・開発段階において生成 AI 自体の出力方法においてデジタル上にある情報を無作為かつ大量に収集しなおかず著作物を許諾の有無を問わずに生成 AI による出力材料としています。その部分において著作権法第 30 条の 4 においてこれらの使用は許諾を得る必要はないという見解を示しておりますが、これにより SNS 上他商用・非商用問わず甚大な心的被害をもたらしているのが現状と考えます。このことから現状の著作兼法では全く対処できるものではなく、政府がこの第 30 の 4 条を盾に生成 AI の悪用を促進しているものと考えます。

2. 生成 AI を用いた被害に関して、全くの無関心ではないか？については 5. 各論点について（2）生成・利用段階において言及されております。これらは生成 AI 利用者に焦点を当てられておりますが、こちらに関しても生成 AI の生成段階における問題を無視したうえでの素案であると考えます。大前提として生成 AI はデジタル上にある既存のデータを大量に利用することで生成を行います。そのデータを有志が解析したことで本来生成 AI に対して利用不可を唱えている方々のデータが使われていることが SNS 上にて伝えられました。他児童ポルノなどといった有害なサイトからのデータ利用が判明していることから生成 A I を利用するユーザーを守ることすらできない案であると考えます。

3. 著作物、著作権、著作人格権を軽視しているという点においては 5. 各論点についてという点で軽視していると考えます。生成 AI は大量の既存データを使う上、その生成 AI 単体では全く方向性のない物しか生成できません。そのため、指向性を含めたデータを追

加学習及び入力することで利用者の思惑に沿ったものを生成します。しかしながら、その学習・開発・利用他全てにおいて、その既存データを利用された被害者や人々の問題点を無視し、なおかつ今までの文化的価値のあった著作物を侵害し、その著作権を持つ方々をけなし、デジタル上にあるからというだけで無作為に利用しておきながら、利用者に有利に働く素案であると認識できます。

生成 AI は現在時点において海外では排斥する運動が高まっております。SNS においても特定ユーザーに対するいやがらせ、誹謗中傷、本来禁止されている画像を特定ユーザーの画風に似せて生成するなど無法地帯と化しております。現在においてはイラストレーターの被害が急上昇しておりますが、先に述べた通り生成 AI は画像・音声・文章という様々な生成 AI が存在しております。海外では生成 AI によって生成された音声による被害があり、文章においては本来流出するはずのない文章が流出していたことが判明しております。このことからも生成 AI は現在のネットを利用する全世界のユーザーに対して悪影響を及ぼす危険な代物であり、決して推進するようなものではなく、日本の信頼・信用を失墜させること可能性しか存在しません。日本独自の生成 AI に対する法案ではなく、国際社会の法案に基づいたそれ以上の規制を強める法案が必要になると考えます。

●受付番号 185001345000006132

生成AIは絶対に規制してください。それが文化のためです。

許可もしていないのに、そして防衛手段もないまま、創作家がたの知的財産が奪われるこの現状は、あまりにもおかしいです。

海外では規制が進み、訴訟が起こる事例もあると聞いています。

日本も海外に倣うべきではないでしょうか？

日本にとって、漫画・ゲーム・アニメは宝であり、世界に通用する、立派な武器です。その世界に通じる強みを生み出せる創作家のみなさまの人権と、創作家のみなさまが生み出した彼らの血肉にも等しい創作作品・著作権を、どうかお守りください。

途方もなく拙い文ですみませんが、よろしくお願いします。

文化を守ってください。

●受付番号 185001345000006133

努力して作ったものを横から掠め取られるような現状に嫌気がさします。

依拠性が認められれば、著作権侵害を訴えることが出来るようですが、データがブラックボックスになっているため現状訴えないと感じます。

そもそもですが、侵害されるリスクが往々にしてあるものを使用させないでください。著作権侵害を知らなかつたやそんなんつもりはないなどで済む問題ではありません。著作権は著作物を作った人の努力に報いる為と理解しています。ならばどうか学習されることへの拒否ができるようにしてください。

●受付番号 185001345000006134

AIは人類の文化的な発展のために使われるべきである

そのため、AIは現在の仕組みでは大学などの研究など、既定の範囲内の使用などといった限定的な使用に限るべきであると考える

理由としては問題がおこった際、だれが責任を取るのかが分からぬからというのが大きい

私が最も恐ろしいと思っているのはポルノの写真風画像の生成である

現在でもグラビアアイドルの写真の顔だけを誰かの顔に張り替えて自分好みの絵を作る人間はおり、それをネット上に流出させ、誰であっても見ることができる状況にする悪人もいるのはご存じであろう。

生成AIの恐ろしいのは悪意なく作ったポルノ画像がたまたま誰かに似ているという状況が起こりうることである。モデルさん等メディアでの露出がある方は生成AIが出る前でもそのような画像を作られることはあっただろうし、知り合いの顔でそういった画像を作り、ネットに流出させる嫌がらせをする人は今までにもいただろう。しかしながら、ネット上に写真が1枚あるだけで誰かが己の顔のポルノが作る可能性が出るということである。

さて、この時責任を取るのは誰か。ポルノの作成者は「知り合いでないいい顔」を欲しての可能性がある。顔写真をネットに上げた人は本人や家族でない誰かの写真に写りこんだMOVの可能性も十分にある。AIのプログラムを組んだ人間はそんなにたくさんの画像への責任が取れるものだとは思わない。

もう一つは作家、作品保護の観点である

モデルや俳優などの芸能人、作曲家やイラストレーターなどの芸術家は己の内なるもの向外にして表現することを飯のタネとしており、どんなに未熟であっても「その人である必要はないが、その人だけの味わいがある」ものであり、その上で下積みをし、経験を重ねることからどんどん絞られて「その人じゃないとできない、その人じゃないと困る」トップを走る日本の宝となるような、クールジャパンを背負うような一握りが生まれると考えている。

例えば画像の公募に作家Aの作品と、作家A,作家Bの作品を食った作品が出され、後者が選ばれたなら作家Aの活躍をAIが奪うことになる。このようなことが繰り返されれば、クールジャパンを担う可能性のある作家Aをつぶすことになるのではないか。さて、AIと同じように作家Aと作家Bのいいところを取った画像を描く人(C)は一瞬でいいものは作れないのですぐに奪うことは不可能である。

人間だから、許されていた行為を機械では許されないというのは現在の法律でもたくさんあるだろう。(映画館で目(カメラ)のついでロボットが映画を見たら映画泥棒であろう)

人間と、人間の文化的発展のため作られた道具に過ぎな権利と責任の切り分けはしていくべきであると考えている

●受付番号 185001345000006135

「AIと著作権に関する考え方」において『著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではない』とありますが、既にAIによる明らかにトレースも同然な報告がされています。

現状ではAIの運用はクリエイターを疲弊させるだけのものです。

そもそもが手書きとAIによる作成なのか判別がつかないといったトラブルが増加することは考えられ、悪質な者による乗っ取りも十分に可能性としてあり得ます。

生成AIは現状では規制が望ましく、どうしても使うのならば免許制にし、罰則もしっかりと整えるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000006136

生成 AI を取り扱うにあたって、まずは何よりも学習元として勝手に使用されるイラストや漫画、小説やその他膨大な文章の著作権の保護をしっかりとしていただきたいです。現状の生成 AI によって、勝手に盗まれ利用され苦しめられるクリエイターを守っていただきたいです。

AI を実用可能な段階まで発展させるには学習が必要であり、その学習元が他人の成果を全て掠め取り利用料すら払わないのは間違っています。

どうか、日本の大切な財産であるあらゆるクリエイティブな文化を守ってください。

●受付番号 185001345000006137

AI学習はあくまで本人の個人使用の範囲に留めるべきです。そして素となるイラストや写真にも著作権があります。使用許可の無い作品をAI学習させたり、許可は下りたがその範囲を逸脱したり後日著作権を持つ人物が「やっぱりダメ」と言ったなどがあれば直ちに使用を止め、場合によっては法的罰則を設けるなどをすべきです。作品にはアイデンティティがあります。その人が積み重ねてきた価値観や努力の時間を奪っては創作の世界が無くなってしまいます。

●受付番号 185001345000006138

AIを生成するために他者に著作権があるものを学習させることは著作権の侵害にあたると考えます。

そもそも自分が製作したものを無断で使用されること、自分の作品に酷似したようなAI生成物をあたかも自分の手柄のようにするなどの行為は人道に反するのではないですか。

法的に問題がなくとも、創作物とはそもそも多くのものが人の感情を起源として製作されるものだと考えています。自分の創作物を有象無象のように大量消費されることを許容できる人間は少ないのでしょうか。

AIの利用、普及は悪いことではありません。ですが、創作物において無断でAIの学習先にされて、その著作権を主張されるという行為は日本の創作における文化、文明を壊すことになるのではないですか。

●受付番号 185001345000006139

自身で創作活動をしており、今後絵を描くことを仕事にしていきたいと思っていますが、今回の素案を拝見し非常に不安を覚えました。

昨今のAI関連の事例を見ていると、SNSやインターネットで掲載された作品を学習の元とし、それをあたかも全て自分で手描きしたと偽る場面や学習元にされてしまった人が批判され筆を折るような場面を何度か見てきました。

技術自体は有用ですが、それを運用する側の倫理観と著作権とライン決めが非常に甘いと感じています。

創作者の権利を奪わないで欲しいと思いました。

●受付番号 185001345000006140

AI 生成物に著作権を与えた場合、大量生成できるという利点を悪用し、著作権を多方面に無闇に主張する行為が横行するのでは無いかと危惧している。

また特定の個人の作風を集中的に学習したモデルで生成される画像に著作権を与えることにも反対である。例え真似をしているのは明らかでも証明が難しい問題だからこそ、現段階でハッキリと禁止/罰則を与えると決定するのが作家を守ることにも、新たな問題を生まないためにも必要だと考える。

AI 生成物には著作権法の目的である「文化の発展に寄与」するだけの恩恵が感じられないだけでなく、理不尽な権利問題や文化的な創作行為の妨害に繋がる恐れがあるので、利用を完全に禁止とまではいかないが、それ自体に著作権は例外無く認めない方針が良いのでは無いか。

●受付番号 185001345000006141

この著作権には反対です

AI 生成で金を稼ぐ人が許される法律はいかがなものでしょうか？

●受付番号 185001345000006142

AI 生成物への著作権付与に反対します。そもそも生成元となるデータについて、著作権で保護されているものもフリー素材として配布されている、自由に使えるものも全く分けられずに学習されています。

人間はあらゆるものを吸収し、咀嚼し、自分の栄養にしてから創作物として世に出しますが、AI の場合は許可なく奪い、切り貼りをすることで生成されています。

現在は法規制が進んでおらず、あらゆる創作者が阿鼻叫喚の様相を呈していますが、渦中の創作者が求めているのは法律により AI 生成作品から自分の著作物を守ってほしいということであって、AI 生成作品自体に著作権を付与することを求めているのではありません。

コンテンツを守るというのであればむしろ、創作物を盗用したデータを扱い、さもそれが自分の作品であるかのように振る舞う者には規制をすべきです。これではあまりにも 0 から 1 を生み出す創作者を馬鹿にしています。

AI を扱う人間のモラルに依存するシステムはいずれ必ず破綻します。それもおそらく日本のアニメカルチャーの崩壊をもって。

確かに AI は新しい魅力的なツールです。だからこそ、世界のアニメカルチャーの最先端を行く日本だからこそ、世界中の創作者の手本になるような AI との付き合い方を考えて頂きたいと思います。

●受付番号 185001345000006143

AI開発のため、著作物を取り込むことは著作人格権に違反しているのではないしょうか？

また、AI促進は、今後の創作者の筆を折らせ、文化を先細りさせることに繋がりかねません。

適切な雇用、技術、技術者、文化を守るためにも今一度一考してください。

●受付番号 185001345000006144

現状、生成 AI はクリエイターの許可なくデータを学習に利用しているケースが多く、著作人格権や著作権を侵しているのではないかと思います。

真偽が分からぬ画像の氾濫によりデマの原因になったり、クリエイターのデザインを模倣してなりすましを行ったりといった問題が発生しております。

原則、生成 AI の学習にはデータ使用の許可が取れたデータのみを使用し、学習元データの出どころを公開することを義務付けて頂きたいです。

他者の制作物を無断で学習利用したり、許可が下りていない状態で利用するべきではないとおもいます。

●受付番号 185001345000006145

私はネット上でイラストや漫画などを投稿している者です。

現在 AI を利用し著作物や名前を使って利益を得ている悪質な方が多数見受けられます。

彼らは AI 学習することは法的に禁止されていないということを盾にして他人の著作物を AI を通じ微妙に別物にし自分の著作物として発表したり、特定の人物の絵柄を集中学習しその人に成り代わり利益を得ようとしています。

このような状況がまかり通ってしまっては我々クリエイターとしては作品の発表が大変し辛い状況となっています。

AI の全てが悪いとは言いませんがどうかクリエイターの著作人格権を適切に守っていただけるような AI 利用の法整備をしていただけますと幸いです。

以下私が個人的にこのような規制があるとよいと感じているものを上げさせていただきます

- ・AI 生成によって製作された作品は必ず AI 生成であることが分かるようにしなくてはならない(一部 AI 利用の場合も一部 AI 利用であることの明示)

AI 利用であることがわかれればなりすましや成り代わりの防止、既存クリエイターとの住み分けなどが図れます。

- ・AI 生成によって製作された作品は学習した画像データをいつでも遡れるようにし、裁判所などのセ級があれば必ず提出しなければならない

特定のクリエイターの作品を集中学習しそのクリエイターの著作権を侵害していた場合、その証明が簡単にできるようになります。

- ・著作者は AI 学習に自分の作品が使われることのはずを決めることができる
なりすましや成り代わりを恐れて自分の作品を AI 学習されたくないという著作者は多くいます、自分の作品を自分の意思で守ることができるようにしていただきたいです。

- ・AI 生成作品によって利益が出た場合、その作品の学習に使われた作品の著作者に利益を還元しなくてはならない

自分の作品を無断で AI 学習され、その作品で利益を得ている人がいる一方 AI 学習された側が一切の利益還元を受けられないのは納得できません。

学習しなければ作れなかった作品のハズなのだから少なからず利益を得る権利はあるはずです。

以上になります。

日本の漫画・アニメ文化は世界に誇れる立派な文化です。

どうかその文化を支える日本のクリエイターが自身の作品を守ることができるようにしていただきたいです。

よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006146

作品を守る為に必要だと思います

●受付番号 185001345000006147

AI の学習については著作者優位の条件にしなければ、創作物を荒らすだけ荒らし新規の創作者が減ったところで生成 AI も撤退する地方のイオンのようなことになりかねないという懸念がある。生成 AI の著作権に関する考え方は AI に厳しくし、AI に対する我々の考えが深まったあたりで段階的に緩和する形にすれば良いと考える。

●受付番号 185001345000006148

素案 PDF20 ページ

(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるもの、当該生成物が学習元著作物の創意的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。

の項目に対してです。

【特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるもの】

の想定の見込みが甘すぎませんか？

現時点すでに生成 AI の発展は著しく、もはやそれが人間の手で作られた創作物であるか、AI によるもののかの判定が素人には困難な状態です。

そもそも AI が生成するものは、元は誰か人間の作り出したイラストであったり人物や風景などの写真であったり、ネットで閲覧しうる途方も無い数の著作物から学習されたものであり、それをただ単に切り貼りして作られたコラージュであります。

しかも人間の時間や手が及ばぬほどの膨大な量の情報をほんの短時間でコラージュできてしまうわけです。

何千万というクリエイターが何年何十年と磨いてきた技術をほんのこの数年数ヶ月で盗み取ってしまったものが生成 AI です。

企業が特定のクリエイターに対し依頼をかけたとして、そのクリエイターがアイディアのラフ画を一つ提出すれば、そこから丸っとアイディアを横取りしてクオリティーの高い画像を生成してしまうのが AI です。

クリエイターはアイディアを取られた上に仕事にも使われず使い捨てされることでしょう。

また日本では全国各地で、児童や学校や一般公募で行われる絵画コンクールなどの活動が活発です。そこから応募されたアイディアだけを盗みプロ並みのデータに書き換えることさえできます。

そもそも AI は学習したデータからしか物を作れない、0 から何かを生み出すことは不可能なものだということ、AI が何を生成したとしてもそれは誰かの著作権や肖像権などを侵害した物ではないのでしょうか？

人間と同等の「著作権の侵害」という考え方では、既存のクリエイターたちの不利益にしかなりません。

イラストに限った話ですと、イラストには「作風」「絵柄」などクリエイターの個性というものが存在します。見る側はその「作風」や「絵柄」でそのクリエイターであると認識している人も多いはずです。

すでに SNS では特定のクリエイターの絵柄だけを学習させてイラストを AI 生成し、悪意を持ってなりすまししたり、生成されたイラストを売ったりしているような事例もあります。

著作権に対して懸念すべき点が多すぎます。

AI 生成には「著作権者の利益を不当に 害することとなる場合」しか存在しないでしょう。

さらには AI が学習しているものは著作物だけでなく、人間の顔や体のデータも含まれます。著作権だけの問題ではなく肖像権の侵害にもなりうる危ういものです。

もっと慎重に議論されるべきことだと思います。

●受付番号 185001345000006149

日本の売りである「マンガ」「アニメ」に対する信用が世界的に落ちることになりそうなので、あまり AI を優遇しない方がいいと思う。

初めは良くても年が経つにつれ「どうせ ai があるから」と現在のように作品を作る人が減り、結果として新しい学習元も無くなり最後にはウン 10 年前の作品を擦り続けることしか出来ない惨めな国になりそう。

ただでさえ日本人は「作品を生み出す人」を軽視する傾向にあるのに。

●受付番号 185001345000006150

例えば何時間もかけて描き、それを描く技術自体を身につけるまでにも何年もかかっている作品を、選んでボタンポチで作れる作品に流用されたらたまたまんじやないと思います。とても辛いです。

AI生成は、デジタル作画のようにツールで作業時間の短縮や描写の正確さを上げる補助をする、という事とは訳が違います。

どうか作品を守ってください。作品を軽んじるような法律を通さないでください。

●受付番号 185001345000006151

今後、AI を利用せずに社会を続けて行くのが困難になる可能性があるだろうとは理解しているので AI を禁止しろとは言えないのですが絵なり文章なり、なんらかの創作をしてい人間が自作を使って学習させ、自分の作品として使用するのは問題ないと思いますが全く関係のない人間が他人の作品を使って学習させた物に対して「著作」として主張する権利を与えるのは反対です。

少なくとも現在ネット上で見かける AI 利用者の倫理観を見る限り、良心的な利用がなされるという期待が持てません。

●受付番号 185001345000006152

AI の利用については大反対です

生成 AI が生まれたときから著作権法をないがしろにして利益を貪るような行為が盛んでした

学習元となる絵を描いた人にはお金を一円も支払わないままです

なので「著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではない」ということは一切ないです

むしろ著作権法を無視して特定個人の著作物を無断利用し生成 AI をつくってなりすましをする不届き物までいます

繰り返します、AI の利用については大反対です

●受付番号 185001345000006153

第2部 AI により目指すべき社会と各主体が取り組む事項で A. 基本理念で人間の尊厳が尊重される社会とされているにも関わらず、C. 共通の指針,1) 人間中心の項で一切学習元の著作・知財・肖像の権利が考慮されていない。現状一切著作・知財・肖像の権利が守られていないのでそれらの法整備が至急必要

第2部 AI により目指すべき社会と各主体が取り組む事項では一切学習元の権利が考慮されていないのでまず学習元の権利を明確にし、利用する際に学習元に対する許可や利用した際の報酬、生成物に対して学習元を必ず提示させるなどの規定と守られなかった際の罰則を法律に盛り込む、生成物が他者の権利を侵害するなどした際に学習元に対する慰謝料や損害賠償の支払いなどの学習元への権利の確立が必要である

現状既に AI の学習元の著作・知財・肖像の権利が保護されていなので速やかにクリエイターの権利を確立しなければならない

●受付番号 185001345000006154

現状の著作権の申告ベースの場合、AI学習されているかの判断が専門家でも外側からでは把握が困難であり、現在使用されている殆のAIの学習ベースに「無断転載禁止」というものから「無断転載」され学習素材につかわれいるのが非常に多く見受けられます。

現状の学習に置いての無断使用は合法ですが、その学習した素材を使用して有償の仕事として使っても合法の場合は、現状の著作権で対応がこんなんだと思われます。

一律禁止では技術の発展に追いつけず、海外にクールジャパン戦略を取られてしまう恐れもあるため

なんらかの学習に対する金銭的メリットを提供者に与えるべきだと思われます。

旧来の著作権では対応しきれない事態が発生していると強く考えております。

●受付番号 185001345000006155

AIによって出力したものの営利目的での使用については、全部一部問わず著作権侵害に当たるのではないだろうか

特定の画風を強く出力したものについては特に言及されるべきである

非営利目的に限り使用は自由であると考える

●受付番号 185001345000006156

昨今、AIによる技術の進歩はとても著しく、上手く使うことでより飛躍的に、作業効率等は上がると思います。

しかし芸術という文化において、AIで作成したデータに著作権を発生させるのは望ましくないと、私は考えています。

例として、AIで出力した画像や文章データに著作権があり、それはAIでデータを生成した人間が持つという場合、AIの学習元となってしまった作品を作った人々はどうすれば良いのでしょうか？望んでいないのにAIの学習元にされ、さらに著作権まで発生してしまったら、泥棒に絵柄や文体を盗まれたのと同じではないでしょうか？

AIには学習元が必要です。無から有を生み出すことは出来ません。

どうかAIではなく、無から有を生み出すことのできる作者を守ってください。

●受付番号 185001345000006157

A I 学習元を明確にすべきです。合意のものを学習元にできないツールは排除した方がいいと思います。

配当金がもらえるなら、技術の進展に役立つなら、というクリエイターを募り、自作であるかを審査したうえで学習元を構築すればいいと思います。

それであれば著作権に関して問題のないものができるはずなので、それに違反した提供者、A I 開発者は厳しく罰せられるべきです。

日本は元々クリエイターへの扱いが低いとされていますが、それでも優秀な留まっていたのは愛すべき日本が生んだ文化の中で評価されたい、活躍したい、という思いがあったからだと思います。

世界で突出しているわけでもないA I 技術の推進を優先してクリエイターが守られないということになれば、世界で既に評価されていたクールジャパンを生み出したり今後支えていく予定だった才能たちが海外に流れるのは必至です。

日本を高く評価してくれている海外の人たちは、日本のサブカルや思いやりの文化を愛してくれていますが、A I 推進に全振りすることによりそのどちらも失います。

最終的にはオリジナルを生み出す能力は他国へ流れ、かつてクールジャパンと言われていた国では、鼻をつままれるような盗作技術を活用した無個性なものを量産するすか腦がなくなります。

A I 技術は「いかにクリーンか」を併せて発展を目指すべきだと思います。

●受付番号 185001345000006158

(◆の行が意見です)

- ・個人
 - 1. はじめに
 - ◆ AI に使用しているデータの入手先と作者を明確にすることが重要
 - 3. 生成 AI の技術的な背景について
 - (1) 生成 AI について
 - ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略
 - ◆ 現状の生成 AI はオリジナル作品と構図・色彩までもが酷似したものが多く見られる。
これらは確実に「データの切り貼り」である
 - 4. 関係者からの様々な懸念の声について
 - ◆ 現在収集済のデータセットはまさにブラックボックスでどんなものが含まれているか分からず
 - ◆ データ使用を許可するもののデータを使用すべき
 - ◆ 利用規約の関係でトレーニングのためのコンテンツ利用を許可している場合でも、生成 AI で作品を作ることを許可しているわけではない
 - 5. 各論点について
 - (2) 生成・利用段階
 - ◆ 現在 SNS 等で、オリジナル作品に酷似した生成 AI 作品が、魔改造のような改変・誤解を招く表現を付与された状態で続々公開されている
(不自然に歪んだ花、異なる動物のパーツを組み合わせたようなキメラ、読めないデータ等)
 - ◆ 犯罪に関わる作品に自身のデータが含まれている可能性、自分の作品が知らないところで利用される恐ろしさを理解してほしい
 - (3) 生成物の著作物性について
 - ◆ データの著作者に許諾はとるべきである
 - ◆ 生成 AI の作品にはそれが AI 作品であると明示すべき
 - ◆ 先日の [REDACTED] 氏の訃報でもあったように、日本は「著作者人格権を軽んじる傾向」があると指摘されている
 - ◆ 一人の作り手が心を込めて作った作品を出所不明の形状も分からない作品の集合体にし、利用するようなことはやめてほしい
 - (4) その他の論点について
 - ◆ 多くのクリエイターは、自身で作成した作品が他者によって本来意図しない形で歪められ切り取られることに心を痛めている

◆ このままでは今後創作する人口が減り、既出のデータを組み合わせただけの似通った作品しか生まれず、日本の芸術の底力が失われる危険性がある

6. 最後に

◆ 芸術とは個々の人生を通して生まれたかけがえのない吐露が具現化したものであり、日本人としてのアイデンティティを守るためにも、オリジナル作品を作り出す作家が安心して制作できる環境を作ってください

●受付番号 185001345000006159

4. 関係者からの様々な懸念の声について

私は漫画、イラスト、小説を創作している者です。

私自身の体感として、下記のような配慮、制限が必要と考えます。

- ・クリエイターに金銭的不都合がもたらされてはならない
→AI生成物には著作権が存在しないとするべきです。

また、AI生成物を「主」とする表現を用いて商業的行為を行うことを禁止するべきです。

併せて、明示的に許可されていない表現物に対する学習を禁止するべきです。

- ・クリエイターに精神的不都合がもたらされてはならない
→上記と併せ、AI生成物を用いての所謂インプレッションを稼ぐ行為を禁止するべきです。

AIを「主」とする表現物を公衆送信する場合、必ずその旨を明記しなければならない法律/条例を設定するべきです。

●受付番号 185001345000006160

2. (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理、および5. (1) 学習・開発段階

「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」(参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1422075.html>)によれば、著作権法30条の4の対象となる利用行為に現在の生成AIのような利用形態が含まれるか否かは充分な議論が尽くされておらず、実際に、同考え方内に挙げられた具体例は、いずれも生成AIとは利用形態も利益状態も異なるものであるといえる。具体例の中で最も生成AIに近い利用行為は「特定の場所を撮影した写真などの著作物から当該場所の3DCG映像を作成するために著作物を複製する行為」であると考えられるが、これすらも、複製する著作物が写真などであるのに対して、当該著作物から作成される物は3DCGという写真の著作物とは全く異なる形態のものであり、写真の著作物を複製し写真と同形態の生成物を作成する生成AIが、この具体例において考慮されていたものとは到底言えない。

にもかかわらず、制定当時の説明を反故にしてまで生成AIに30条の4を適用しようとする本素案は、極めて恣意的になされた解釈であり、我々著作権者に対する不意討ちの財産権侵害でもある。断じて受け容れられない。本来であれば第一に著作権者を守るべき責務を負う文化庁が、立法趣旨も要件も無視して「30条の4が適用される」という単なる願望を恰も確定した判例法理かの如く喧伝し、一方的に著作物を収奪した上にあろうことか被害者と競合する市場に無数の生成物を投下する文化の掠奪者とでも呼ぶべき生成AI事業者の肩を持ち、如何にして生成AI事業者による無断複製・無断改変を合法と見せかけるかに終始した屁理屈を捏ね回す姿は、我々著作権者を愚弄するものであり、筆舌に尽くし難い憤りを覚えるとともに心底から失望している。せめてもの猛省を求める。

また、本素案の解釈に基づき、生成AIの学習のための複製に30条の4を適用することは、憲法29条1項の保障する財産権を侵害するため、違憲である。紙面の都合上、本格的な憲法学の論証には立ち入らないものの、財産権の内容は公共の福祉に適合するよう法律で定められるが、公共の福祉とは人権相互の矛盾・衝突を調整する実質的公平の原理であるので、財産権の一部たる著作権を制限する法律は、対立する人権との権衡を考慮して定める必要がある。これは解釈適用の場面においても同様である。

さて、生成AIの学習のための複製に著作権法30条の4を適用する場合、対立する人権は同条により制限される財産権たる著作権と、30条の4により複製権の対価支払いを免れる生成AI開発事業者の財産権である。あるいは経済活動の自由等とも考えられるが、利用許諾を受けて対価を支払えば利用可能であるので、最も適切なものは財産権といえる。両者を比較した場合、多くが個人であり、自らの才覚と努力によって生み出した創作的表現から正当な対価を回収できなければ創作活動を継続することすら困難である著作権者の権利を制限し、多くが世界規模な大企業であり、ライセンス料を支払ったのでは事業として成立しないのならばそれを行わないという選択肢を採れば良いに過ぎない生成AI事業

者が、正当な対価を支払うことなく著作物を利用できる旨を法律で定め、著作権者に対して権利の実質的な放棄を権力的に強制することが公共の福祉に適合するとは到底言えないのは、良識ある社会人にとって自明であろう。これが罷り通るのであれば、日本は実質的に私有財産制を放棄して共産主義へと移行することとなる。憲法尊重擁護義務を負う文化庁から、このような憲法軽視の解釈が提示されたことに、強い不安を覚える。

5. (3) 生成物の著作物性について

既に述べた通り、生成 AI の学習のための複製は、著作権者の許諾を得て正当な対価を支払ったうえで行われるべきものである。にもかかわらず、生成 AI 事業者は許諾も得ず対価も支払うことなく著作物を複製、収奪し、実質的にその改変合成物に過ぎない生成物を元の著作物と競合する市場に大量に投下している。

このような状況下で生成物に著作物性を認めることは、盗人に追い銭を与えることに外ならない。「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与す」べき責務を負う文化庁が、著作物の不正利用を糾弾することも被害者を救済することもせず、ただただ著作権者に後ろ足で砂をかける行いに徹していることに、憎悪とも呼ぶべき強烈な不快感を覚える。

生成物に著作物性を認めることは、著作権者の損害回復に資せず、むしろ販路圧迫により著作権者を二重三重に苦しめるため、絶対に受け容れられない。

●受付番号 185001345000006161

クリエイターをまったく理解しようとも思わない人が作った素案なのでしょうか。ほぼ同意できるところがありません。

そもそも「生成A Iを中心としたクリエイター」というものからして意味がわからない。データを収集して吐き出すだけのものが、一次創作のような扱われ方をし、それを我が物顔で使うことは以前あったオリンピックロゴのパクリとどこが違うのか。

AIだといえばゆるされるのか?WE Bにあがっているものを「拾い画です」というタイプの人間が透けて見えてこんなものに同意できるはずがない。

それが文化と言えるのか?人が生み出したものと AIが生み出したものが同じだというのなら、人の感性というものをどう考えているのか?オリジナリティとはいったいなんなのか?もっと世間の手を動かして物を作り出すことのできるクリエイターの話に耳を傾けてください。こんなものが通ったらひいては日本の文化そのものがおびやかされる。文化とは人、生活、そのものです。

世の中の歯車がどんどん狂っていくのを感じる。

どうか今一度考え方直してください。

●受付番号 185001345000006162

AI という技術はこれから先の未来の可能性を広げるだろうという期待を感じている技術ですが、現代の法律が AI の進歩においていません。最近だと特定の人の絵を学習させてその人の絵柄の絵を生成し、その人に成りますという人がいました。成りますされた人はそれに追い詰められて創作することをやめてしまいました。

AI 社会原則に人間中心の原則というのがあります。「AI は、人々の労働の一部を代替するのではなく、人間にとて高度で便利な道具であるべきであり、これによって人間が持っている能力や創造性を拡大するものであるべき」とあります。AI によって人間の創造が妨げられている現状は AI を研究している技術者からしても本意ではないのでしょうか。特に著作権などが発生する創作に対しては AI は補助的な立ち位置であるべきではないかと思います。

●受付番号 185001345000006163

日本の漫画やアニメが海外、世界にも認められた【文化】であると思われるのでしたら、
安易に AI 活用、生成 AI に著作権などと考えないで頂きたいです。

AI を活用したい層は、クリエーターの作品を【安価に、もしくは無料で使いたい】としか
考えていません。

クリエーターたちの工夫やアイディア、日々の努力を生成 AI うを使って横から盗むこと
しか考えておりません。

現状ですら現場の人間に十分な対価が支払われていない状況ですが、そのような考え方・
手法が一般化してしまえばますます真面目な造り手は困窮する未来しか見えてきません。

自分は自分の著作物を生成 AI のエサにする事は反対ですし、許しません。

●受付番号 185001345000006164

生成 AI の技術的な背景についての「(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について項目」で、

「生成 AI の学習に用いるデータセットに含まれているデータについて、権利者等から、将来的な生成 AI の学習に用いる際には当該データを学習用データセットから削除する要求を受け付け、実際に削除を行う措置。」

とあるが、生成 AI が現状においても無許可で著作物を学習に利用し、不当に利益を得ている現状は把握しているか。将来的な生成 AI の学習ではなく既存のものについても削除要請を受け付けるのでなければ「バレなければ OK、既に学習させてしまったものについては関係ないのでやったもの勝ち」となるのでは？

そもそも権利者の方から削除要請ではなく、業者ないし AI 使用者から権利者への使用申請させるべきでは？

著作権者が苦労する、弱い立場となるのは納得がいかない。

●受付番号 185001345000006165

ただでさえ問題だらけなのにこれ以上酷くしないでください。

●受付番号 185001345000006166

4.関係者からの様々な懸念の声について

生成 AI に関する問題は、データセットに不当に組み込まれた著作物等が存在する点及び、現行の生成 AI の多くが特定の著作物及び創作的表現の模倣・再現を最終的な目的としており、その生成物は享受目的(多くは営利目的でもある)に使用される場合がほとんどであるという点にあると考えられる。意図的に特定の創作的表現及び既存著作物そのものの模倣・再現を行っている事例は多く、特定個人の創作活動及び既存著作物を阻害・毀損する目的である事例も既に少なくない。

また、提供される生成 AI を利用したサービスの多くは、不当に著作物を収集して作成されたデータセットに基づくため、著作権を侵害する可能性が常に存在する。その上でサービスの利用規約の多くは生成物に関する責任を取らないとしており、これはユーザーにとってのリスクとなりうる。

権利者の懸念及び開発者・提供者の懸念に対しては、データセットと個々の追加学習について相応の規制をすべきであると考えられる。開発側が特定クリエイターの著作物を学習に用いることで創作的表現及び特定著作物の模倣・再現を促進させていた事例や、実在人物や既存著作物を元としたディープフェイク・名誉毀損を目的とした生成物の存在、海賊版の複製・使用による経済的被害に鑑みて、まずはデータセットの透明性を担保する必要があり、個々の追加学習などについても制限を加えるべきであると考える。また、AI 生成物であることを明記させる仕組みも重要だと考える。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

著作権法30条の4第2号に定める情報解析について、その利用主体や利用目的を問わない点が、生成 AI に問題や懸念をもたらしているのではないかと考えられる。

現行の生成 AI の利用目的の行き着く先は、大抵は享受目的に見える。また、生成 AI の性質と現行の仕組みでは、クリエイターと資本家とで圧倒的に後者に有利に働くという点も考慮すべきであるということは、ハリウッドのストライキなどを見ても明らかであり、クリエイターや実演家等の権利が正しく守られる仕組みを整える必要があると考えられる。

(3)生成物の著作物性について

思想または感情を創作的に表現したものを著作物とするならば、著作物が持つ各要素(絵であれば描かれている物やその角度、色、構図など)には、それぞれその思想や感情を反映する表現手段が取られていると考えられるのではないだろうか。つまり各要素には、それが思想または感情を表現する手段たりうると見て採用された、いわば意図があると言えるのではないか。

AI 生成物は、データセットに含まれるデータの内、指示された内容に沿うと判断されたタグや数値を持つデータを中心とするパターンの近似値が出力されたものだと言える。つ

まり、指示内容がどれほど詳細な指示であっても、AI生成物が持つ要素はその指示と関連するタグが付けられた既存データのパターンの一種であると考えられる。既存データがそれぞれ持っていた意図をパターン化して近似化した生成物が持つ要素と指示内容の意図は、ほとんどの場合は一致しないと考えるのが自然であり、よってプロンプトの内容が創作物的寄与と呼ぶことができるとは考え難い。要するに、既存の(類似の)創作物的表現から作為的に選択した表現のパターン化を、創作物的表現と呼ぶことは出来ないのではないか、と考える。

また、生成AIが出力するものは、いわば指定された条件のパターンやルールに基づいた単なるデータとも言える。データにとどまるものは著作物に該当しないとするならば、生成物も著作物に該当しないと考えるのが自然だと思われる。生成AIに同じ条件下で同様のプロンプトを入力すれば、およそ誰が使用しても同じようなものがOutputされる可能性は十分に高く、プロンプトそれ自体は表現に至らないアイデアと捉えることも可能であり、いずれにせよ表現を実現する行為自体は利用者が行っているわけではないと言える。

創作物的表現といえる加筆修正を加えた部分についても、それ以外の部分との境界線を判断する際にブレが生じやすく、境界線の明確化も困難なように思われる。加筆・修正の仕方によっては、既に問題視されている事例と同様の懸念や問題が生じる可能性も考えられるため、この点に関しては慎重に検討すべきだと思われる。

●受付番号 185001345000006167

既存の生成AIは有名無名問わず多くの創作者の著作権を無視して学習しアップトロードしており、これは本来料金を払う必要のあるものを盗んで貼り付け合わせ作成しているのにも近しいと考えられる。

生成AIがこれから新たに制作するにしても当該の技術を持つクリエイターに対価を払い素材を募った上でその資料のプール上で作成されるべきと考える。

●受付番号 185001345000006168

AIで生成したものに著作権を与えることに反対します。

既に現在の利用状況を見ても、与えることにより得られるメリットよりデメリットの方が遥かに多いように思います。

SNS上で見ましたが、元の絵の創作者へになり替わろうとしたり、嫌がらせをするために利用している人間も少なくありません。

最悪、日本が誇る芸術・創作文化の衰退、滅亡に繋がりかねないと思います。

●受付番号 185001345000006169

せっかく制作した創作物が AI の学習の為に使われてしまい、そもそも学習元である私達の活動が脅かされるのはおかしいと思う。それならばきっちりと私達クリエイターの創作物に対して著作権などを守り、基本的に他人の絵での AI 学習は禁止すべきだと思う。形に見えない価値のある物は下に見られがちだが、まさしくその例だと思う。AI の学習や様々な事について今までのクリエイターが辛い想いをしないような憲法にして欲しい。切実に願う。

●受付番号 185001345000006170

AI イラストによって絵を描けなくなってしまった大好きなイラストレーターさんがいます。

人の絵を勝手に使って金儲けする人がいる現実を知ってください。

絵を描くのにどれくらい時間がかかるか知っていますか。知らなければせめて現役イラストレーターに調査してください。

その時間を奪われて仕事も奪われ、アイデンティティも奪われてあと何を奪うんですか。

●受付番号 185001345000006171

昨今取り沙汰される「作品を蔑ろにされることによる作者本人への影響」に直接的に関わることです。

数多のクリエイターの心を殺し、筆を折り、生活にも明確に影響が出ることは目に見えて明らかです。

誰かの心を壊さないために、大人に限らず、子どもの心を守るために、AIの徹底的な規制をしてください。

●受付番号 185001345000006172

全く落ち度のない被害者のクリエイターの方ですが、生成 AI による海賊版被害を訴えただけで生成 AI 使用者による暴言や成りすまし等、他多数の嫌がらせを受け、先日殺害予告まで届く事態になっています。

残念ながら氷山の一角として、更に沢山の方が被害に遭われています。

●受付番号 185001345000006173

生成 AI によって簡単に絵柄などを真似され筆を折ってしまった方々を多く見たため、AI に関する規制は強くするべきだと感じました

●受付番号 185001345000006174

生成AIに無断で自分のイラストを学習され、さも自分が描いたかのように発表する他人がいる。

オークションサイトでは、AI生成されたイラストを元に作られた。違法なグッズが大量出品されている。

私はイラストを描いてネットに発表していたが、AIに学習されるのを恐れて、イラストを発表しなくなった。

ネットには、イラストを発表する人間がたくさんいるが、リアルで美麗なイラストを見ると、AIで生成したものでは？と疑うようになってしまった。

学習元の絵師が、何年も何十年も積み重ねてきた技術を、横取りするような行為。

今日本を支えている、アニメ漫画ゲームなどの産業が脅かされてしまう。

●受付番号 185001345000006175

声、イラスト、文章の全てが財産であり、AIで無断に使うのは盗作ではないでしょうか。

それを仕事にしている人がいるものです。

自分が作り出したもの、努力したものをAIの資材に使われ、勝手に使われ苦しんでいる人が実際にいる中で自由に使えるという案が通ろうとしている事に恐怖を覚えます。

議員の仕事もAIでやってもらって人員削減したらどうですか？

無駄金が減りますよ。

と、言いたくなるぐらいには、とても腹立たしい事です。

●受付番号 185001345000006176

現在イラストの生成 AI サービスを利用したユーザーによる、イラストレーターへの嫌がらせ行為が横行しているのを日々散見します。

イラストレーターが ai に学習させるのを禁止していると表明しているにもかかわらず、素材として利用したりそのイラストレーターの銘柄の生成 ai を販売する方も見かけます。そうして利用された人々は疲弊し、活動を辞めてしまうまで追い込まれています
ai を利用しサブカルチャーが発展していくのは喜ばしいことです。しかし現状はイラストレーターへの嫌がらせ目的の投稿、版権元の二次創作要項から逸脱したイラストの生成などに利用されており正しい方向に進んでいるとは思えません
ai の利用を積極的に進めていきたいのならそれと同時にクリエイターを守る法律も制定するべきだと思います。

●受付番号 185001345000006177

20代、デザイン会社内でイラスト制作業務を行っている者です。

【要望】

画像生成AI、文章生成AI、音声生成AI等、現行の著作物に近しいデータを生成できるものについて、免許制の提案

・現状でもディープフェイク技術による詐欺行為があるが、今後の技術発達により、AIによる生成物かそうでないかが、分からなくなる可能性が高いのではないか。

生成物が与える影響と、生成の容易さ（=拡散の速さ）のバランスが取れていないよう思える。誰でも安易に使えていいものなのか？

・データセットがブラックボックス化されていることで、「AIを使用すれば著作権侵害にならない」と考えているAIユーザーも少なくない印象を受ける。

実際に問題が発生した際にも、責任の所在が分かりづらい状況なのでは？

（直接の被害者や、生成物上で描写された人物だけでなく、AIユーザーにとっても良くないのでは）

また個人的な話で恐縮ですが、作風の模倣にしてもディープフェイク動画にしても、本人が発信していないものを発信したと誤解されるのは非常に辛いものです。

本人が絶対に言わないこと・表現しないことを、「言った・表現した」として（法的なものでないにせよ）責任を負わされるような事例があつてはならないと思います。

いちクリエイターとして、個々人の「表現しない自由」を守ってほしいと強く感じています。

また、「表現しない自由」を守られなかつた人々が、一方的に苦しむだけの体制つくりをお願いしたいです。

何卒よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006178

いち創作者として、創作物を勝手に AI 学習に利用され、著作権も主張できないなどありません。昨今、ドラマの脚本家はじめ製作陣と原作者の間でトラブルとなり原作者が自死した件と構図は同じです。創作者（原作者）の意向を無視して勝手に取り込まれ、改変されるなど冒涜も甚だしい。原作者がいなければ作品は生み出されない。AI はどこまでいっても誰かの二番煎じである。すべての著作権はゼロから生み出した創作者のものであり、創作者の中に AI ユーザーは含まれない。

●受付番号 185001345000006179

現在の AI の法整備については、早急に整える必要があるのではないかと感じる。

理由としては、剽窃といった形で文章や画像データを収集して元が分からぬ程度に改ざんを行った状態でデータや印刷物で販売を行っている状態であるからだ。

そうなった場合、小説をはじめとした文章にかかる職やイラスト、写真撮影などで生計を立てている人々の生活が脅かされてしまうばかりでなく、表現の自由の侵害になりかねないのではないかと考えている。

何が問題になっているかというと、無断で画像データや文章データを剽窃して自分の作品として販売・配布しているだけでなく、その行為に抗議した相手を脅迫するなどの悪質な行為が目立ち始めている事をどうかわかってほしい。

私は法律には詳しくないが、どうしても AI を使うのであれば、決まった場所（サーバー やサービス等）を作り、そこに AI のデータに使って構わないユーザーが任意のデータを提出し、その範囲で文章や画像データを出力したものだけを使えばいいのではないかと考えている。

●受付番号 185001345000006180

著作権の考え方について、人間が自らの時間を削り出し作り出した創作物と、AIを用いた生成物を、分けて考えるべきだと思います。

現在のAIは、元データのロゴまで完全に再現することができ、著作権をいとも容易く侵害してしまいます。

現在のAI技術を使えば、服を着た人間ですら丸裸にすることも可能です。誰かがSNSにあげた写真を勝手にヌードにしたもの、AI製の児童ポルノ、それらは誰しもが簡単に、ワンクリックで見る事が可能です。

誰でも簡単に、手軽に、著作権や肖像権を侵害できてしまうのが現状です。それを法的に咎める事がないというのは、どう考えてもおかしい事です。

待つと判断している現状も、AIは刻々と進化し続け、著作物や肖像権を侵し続けています。

学習される側には、拒否権がありません。

作品が学習されることに反対すれば、反AIだと叩かれ、殺害予告まで突きつけられ、“お前らクリエイターは餌だ”と笑われる始末です。こんな状況で、健全な活動が可能だとお思いでしょうか。

著作権は元々、印刷技術の登場によって作品が大量にコピーされてしまう現状から、著作者を保護する為に生まれたものではなかったのでしょうか。

AIによって作品がコピーされ、著作者の生活が危うくなっている現状、AIに対応した新たな法が必要だと考えます。

「使用されたデータを公開すること」

「AIが著作物を学習する際に権利者の許諾を得ること」

「AI生成物の権利者はAI生成を可能にした著作物の権利者であること」

「AI生成物にはAIが生成した旨を明記すること」

最低でもこの条件は必須だと思います。

生存に必要なない技術の濫用で、人間の権利が侵害されて苦しむことは、あってならない事です。現状では、AIは人の尊厳を踏みにじるだけの害になってしまいます。他人の権利を勝手に作品に取り込み、全て混ぜ合わせただけのものは、創作などではありません。あらゆる権利の侵害です。

拒絶の声を、苦痛の声を聞いてください。そこに発展も、将来もありません。人間と比べ物にならない生成速度によって、生産性と相対的に価値は下がっていきます。

●受付番号 185001345000006181

つい先日、また1人の絵描きさんが筆を折りそうな状況に貶められました。

どうして加害者を放っておくのですか。

自分たちには関係が無いと言いたいのですか。

●受付番号 185001345000006182

ありえない。

AI 以前に一次創作者の保護をすべし。

自身の描いたイラスト以外の学習使用は禁止、また AI イラストの商業利用の禁止、一次創作者を守れないならばそもそも AI イラスト自体を禁止にして欲しい。

そもそも AI イラストだが既存のイラストレーターの権利また仕事を守れないのであれば必要のないものだ。絵が書けない人間がイラストを生成できるメリット、それは既存のイラストレーターの仕事を学習させそのイラストレーターがかけた時間を無視して対価も払わず得られていいものでは無い。対価が払われればいいのか？

そのイラストレーターが自身のイラストと技術に相応の対価を与えそのイラスト使用毎に使用料を払われるのであれば、少しだけ許されるかもしれない。ただ商用利用は言語道断、使用するべきでない。

人の袴で取る相撲ほどおかしなものは無いだろう、それこそ虎の威を借る狐だ。

●受付番号 185001345000006183

AI 生成された絵に権利を与えることに反対します。

画像生成 AI は未だ、人間のように 0 から 1 を生み出せない不完全なものです。

(内容物が合法なものかすら使用者は確認しないでしょう。)

良識あるものは使わず、悪人だけが利用する現状で、大手生成 AI はただただ悪人の道具となっています。

そして昨今、創作者の愛した作品を、権利を踏み躡られ死を選ぶ悲しい事件も起きています。

AI によって生成されたものに、人が殺される未来を作る気でしょうか？

●受付番号 185001345000006184

『1. はじめに』について

「著作権が侵害されるのではないかといった懸念の声」とあるが、これは議論の前提として情報不足と見受けられる。

「懸念」ではなく、画像生成 AI による学習元となったクリエイターの著作人格権侵害事例や AI 生成動画によるなりすまし（ディープフェイク）事例、文章生成 AI での記事記載複製事例が確認された旨の記述へ改めていただきたい。

なお、著作者の承認なく無断で国内または国外の生成 AI サーバー等へアップロードする行為が確認されている旨の記述追記も行っていただきたい。

『2. 検討の前提として (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理 イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為

』について

「著作権者の利益を通常害するものではない」とあるが、特定著作者著作物の無断過学習を行った画像生成 AI を使い、特定著作者著作物と類似した画像を多数アップロードした上で特定著作者攻撃し成りますといった手段がとられた事例や著作者サインが複製された AI 生成画像が公開された事例があるため、「著作権者の利益を通常害するものではない」とは言えない。

「著作権者の利益を害する懸念がある」と記述を改めていただきたい。

『2. 検討の前提として (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理 ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存 情報解析の用に供する場合』について

画像生成 AI の生成物が複製元著作物そのままに出力された事例や著作物サインをそのまま複製していた事例から、事実上画像生成 AI のデータベースは著作物を解析し学習した成果を保持しているのではなく、著作物の複製を保持し、生成の都度に複製物を単数または複数呼び出し、合成を行った結果を出力しているとみなすことができる。

そのため現在呼称されている生成 AI の「学習」については、『ある著作物等を「情報解析の用に供する場合』』に該当しないと考える。

●受付番号 185001345000006185

生成 AIについてですが私は創作者についてやる気低下や自国の創作文化を脅かすと危惧しております。

AI自体違法に学習している物が多く事実他人の創作物を集中的に学習させたデータの販売配布等行われています。他人の創作物を模倣そしてAIをごり押しで推進する過激派の人から既存の祖作者への過激な批判や罵倒など恫喝まがいなことが行われています。

これに関して背景や創作を生業とするものが不利益を被っている。

素案読ませていただいたのですが、

様々な技術革新に伴う著作物の新たな利用態様が不測の悪影響を受けないよう留意しつつ、「生成エーアイ特有の事情について議論することが必要である」と記してありますが著作者等の権利の保護を図るのが著作権法の目的だと思うのですがなぜ無許諾利用だけに配慮する書いてるのでしょうか。

海賊版データを放置することによって粗悪な生成物が大量に生成されることによって質の低下を引き起こすとも考えられます。ネットでも話題となったトコジラミの例を出しますが、AI画像で出力されたものでGoogleの検索欄が事実と異なる偽物のトコジラミ画像が大量に放出され情報の汚染を引き起こしてました。

私としては早急に創作を保護すべきなのです。生成AIを保護している場合ではないと思います。政府の方々が守りたいのは創作を生んでいる国民か、それとも情報汚染を招いている海賊版のAIを保護するのですか？精査するというより全く精査していないと考えます。

創作者が筆を折るのをこれ以上見るのは見たくありません。何とか甘い考えを棄てて頂き何とかしていただきたいです。

生成AIをクールジャパンとか言ってる場合じゃないです。文化庁が文化を守れなくて何が文化庁化だと思います。私は少し創作をしている程度の一般人ですか周りの友人のクリエイターがこれ以上苦しむ姿は見たくありません。

あと素案描いた人は現場を全く見ていないです。倫理観だけで人は良くならないと思います。ちゃんとした法整備を行うことが急務です。

●受付番号 185001345000006186

3,生成 AI の技術的な背景について

(1)生成 AI について 「ウ」

生成 AI と名乗る『検索型合成エンジン』のやっていることは『既存データ』(著作物)の『切り貼り』であり、それによる『知的財産権』と『著作者人格権』の"侵害"から既存データの著作者である『創作者(以下、クリエイター)』を守るための法整備による規制をするべき。

現在の『窃盗性・検索型合成エンジン』のうちの一つである"画像生成 AI"は『既存の画像データ』(絵や写真)いわゆる『学習データ』を複製し合成(切り貼り)したり、元データそのままを出力(複製)しており、その学習データの元となった"画像データ"を製作した『クリエイター』の『無断転載や無断利用をしないでください』という、『著作者人格権』を侵害している状態だと思っている。

同時に『著作物を著作者意外が改竄してはならない』という『知的財産権』を侵害している状態もあると思っている。

更に、現状の『検索型合成エンジン』は画像の無断転載のみならず、"海賊版データ"、"医療・国防を問わない機密情報"、"CSAM(児童性的虐待画像)などの『人権』を侵害したデータ"などを無差別に収集し『学習データ』として構築された『合成用データセット』で運用されている状態でもある。

この状態ではクリエイターの『創作活動』や『著作権』がどうこう言う以前の『人権侵害』の問題でもあるため、生成 AI そのものを早急に法的整備による規制をするべき。

(3),AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

現在の『学習データ』で構築されている『合成用のデータセット』は、無断転載や無断利用など海賊版データ、商業利用してはならない医療・国防問わない機密情報、CSAMなどを無差別に収集して構築された物であり、現在のデータセットは『完全抹消』『完全廃棄』するべき。

未だにこの『検索型合成エンジン』を利用したいのであれば、現在のデータセットを完全廃棄した上で、『許可制』かつ『認証性(データ提供ユーザーの ID 記録)』を導入して、0 から『合成用学習データセット』を構築するべき。

●受付番号 185001345000006187

イラストを描き金銭のやり取りを行うこともある者として、生成 AI に対しては慎重な立場です。

作風を学習され、自分自身の手で描いたものと見分けがつかない絵を生成されることは「著作権」及び「著作者人格権」を侵害されていると言って差し支えないでしょう。

また、以前ある生成 AI の学習データに「著作権を侵害している無断転載サイトに掲載されていたもの」や「児童ポルノ」が含まれていたものがあったと聞いたことがあります。

そういういた違法がまかり通ってしまっている現状は、とてもではありませんが健全とは言えないのではないかでしょうか。

●受付番号 185001345000006188

3(1)

生成 AIについて。現状、新しい技術に対して法整備がされないまま活用されていくことが不安です。イラストやアニメーションに有効的に活用されて業界が発展していくことは望ましいですが、著作権や著者人格権、絵柄という努力と研鑽による財産が無遠慮に模倣されていくことに対して、恐怖を感じます。実際に、仕事に支障が出ているひとも、ストレスで苦しんでいる人も大勢います。

家財であれば盗まれたことは一目瞭然で、盗んだ相手は罰せられます。絵柄も同じであるべきです。ルールや規制のないままむやみに個人単位で使用できている現状を憂いています。

●受付番号 185001345000006189

3、(1)について

現行の生成 AI は開発の段階で著作権、肖像権のある画像が無断で転載されているサイトも利用して学習しているので、そもそも違法だと考えます。求められるのは学習元を限定したクリーンな生成 AI です。

5、(4)について

現時点では特定のクリエイターのイラストをコピーし悪用している生成 AI 利用者が SNS 上で確認されています。結果として日本の勝てる分野であるクールジャパンの担い手である若手クリエイターが筆を折っています。またディープフェイク画像は、画像の資料としての信憑性を危うくし、価値を損ねています。先々のことを考えても、現行の生成 AI はいい面が見当たらないので考え方直した方がよいでしょう。守るべきものを間違えないでください。

●受付番号 185001345000006190

30条の4の「享受/非享受」判定についての懸念や、法整備（再改正）の要求

自分の画風そっくりなAIイラストを繰り返し投稿しているユーザーを発見した場合、現状でどのような対抗策が取れるか明確化してほしい。（不十分な場合は、きちんと対抗できるような法整備を希望する）

いわゆる「image2imageパクリ」について、どのような場合に違法となるか、投稿者はどのような法的責任に問われるか明確化してほしい。（不十分な場合は、きちんと対抗できるような法整備を希望する）

自分のイラストを集中学習され、自分の名前が冠されたLoRAとしてウェブ上で配布または販売された場合、どのような法的整理になるかや、どういった対抗策が取れるかを明確化してほしい。（不十分な場合は、きちんと対抗できるような法整備を希望する）

国内で展開している画像生成AIサービス上で、「自分の名前が冠されたタグが使える/自分の画風にそっくりなイラストが生成できる」ことを確認した場合、どのような法的整理になるかや、どういった対抗策が取れるか、サービス事業者側にはどのような義務があるかを明確化してほしい。（不十分な場合は、きちんと対抗できるような法整備を希望する）

自分のイラストを無許諾で学習できないようにするためにはどうしたらいいか、具体的な対抗策を示してほしい。現行法下では対抗策がない場合、学習回避が自由にできるような法整備を希望する。

生成AIによる絵柄や画風の盗用が簡単に行えるようになった一方で、既存の著作権法の枠組みではそうした悪質行為に対抗できなくなることが素案でも明らかになった。誰が見ても自分の作風を模倣したと分かるAI絵を商用利用された場合、自分の利益が不当に侵害されることはあるから、こうした行為を取り締まるような立法の必要性についても明記してほしい。

既存の著作物に類似したAI生成物を、生成者ではなく第三者が利用した場合の法的整理がどうなるか、生成者と第三者にそれぞれどのような法的責任が生じるかについても明確化してほしい。生成者が類似性について認識していた場合と、認識していなかった場合ではどう変化するのか。

AI生成物があらゆる著作物と類似していないことをチェックするのは非常に困難であり、意図しない権利侵害がAI登場以前と比べて急増することが考えられる。侵害を受けた側から見ると、相手方の故意や過失の有無によっては損害賠償を求めることができず、被害回復が困難になるのではないか。この点につき、現行法では権利保護が十分なのか明示してほしい。（不十分なのであれば法整備を希望する）

●受付番号 185001345000006191

4.関係者からの様々な懸念の声について

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

1 著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている

生成 AI の適切な規制を強く望みます。

著作物を無断で AI 学習に使われたくないです。

現在、生成 AI を使った特定個人への嫌がらせが頻発しています。特定個人の作風を集中的に学習させ、卑猥かつ侮辱的な画像を生成したり攻撃的な言動を繰り返す生成 AI ユーザーが目立ちます。

そういう方々から自らの著作物を守る手段が欲しいです。学習素材にされるために絵を描いているわけではありません。

●受付番号 185001345000006192

AIに画像を学習させる事には反対していません。

ですが、学習のために許可なく他人の創作した作品を使うことは許せません。

他人の作品への誠意、描いた人に対する誠意が欠ける行動だと思います。

作品はそれを描いた作者さんの物です。

作者さんが自分の描いたものを守れるよう、明確なルールを設けていただきたいです。

許可なく他人の作品を使う事を、取り締まることができるようになります。

安心して絵を描く、絵を見る事ができるように、どうかよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000006193

どうか最後の一文だけでも読んで頂ければ幸いです。

まず、俗に生成 AI と呼ばれるアプリケーション自体に対して知見を深めて頂きたい。

現在横行しているこの生成 AI というものは、「特定の個人の絵・写真」を学習させ、その絵柄を模倣して描き出すことができる。一部のアプリケーションにおいては、作家の名前を入力して生成することができるほどだ。

その特定個人の絵を許諾無く模倣して生成し、インターネット上にアップロードすることが、著作権法の違反にならないとしてもだ。

これをを利用してなりすましを行ったり、この許諾無く模倣した絵で金銭を得るなどといった悪用は、明らかに許されざるものである。

今回の素案は、筆者の生成 AI に対する知識の浅さを露呈している。

少なくとも、「特定個人の絵を無断で学習する」行為、およびそういったアプリケーションは個人の努力を足蹴にし、注目を浴びる機会すらも奪うものであり、厳しく取り締まるべきであると断じさせていただく。

●受付番号 185001345000006194

4.関係者からの様々な懸念の声について

イラスト生成 AI についての意見です。

無断学習で成り立っている全てのイラスト生成 AI ソフトの使用も配布も法律で禁止にすべきです。

同時に、現在蔓延している、それらで生成した AI イラストをネットへアップロードする行為、それらを商品として販売する行為を直ちに禁止にすべきです。

今ネットに溢れているハイクオリティな AI イラストは、今まで努力を積み重ねてきた絵描き達の努力の結晶に「タダ乗り」してゐる以外のものではありません。

そんなものが平然と販売サイトで売られ、利益を出し続けている、これは大変異常な事です。

他人の努力を利用して金儲けができてしまっている現状に強い憤りを感じています。

絵の鍛錬を全くしていない「人」が、それをしてきた「人達」の力を使い、利益や名誉を得ている、決して許されないことです。

「誰でもハイクオリティなイラストを作れる時代になった」そうではありません。

今までの作家たちの作品を盗み、食いつぶしているだけです。

生成 AI は全て他人の努力に「タダ乗り」して成り立っています。

これは、誰かが頑張ってくれるから自分は頑張らなくていいという状況を引き起こしてしまいます。

努力してもその成果が他人に使われる、そんな状況は一刻も早く対処すべきです。

努力した人間が馬鹿を見る、そんな世界に未来はありません。

努力して得たスキルは、その努力した人間だけのものでなければなりません。

何よりも先ず「自分の作品データが学習に使われない権利」が必要です。

生成されたイラストがどのくらい元イラストに似ているのか、どのくらい学習されたのか、そういう問題ではありません。

先ずその前に自分の作品データが一切使われないようにすべき話なのです。ここを解決しない限り、永遠にこの問題は解決しません。

「自分の努力が他人の利益に利用されてしまう」「他人の努力を利用して金儲けができる」

この問題を解決しない限り、話は始まりません。

無断学習で成り立っているイラスト生成 AI ソフトで生成したものは生成した時点で全て違法とすべきです。

学習が許可されているデータだけで成り立っている生成 AI ソフト以外は違法にすればいいだけの話です。

生成 AI ソフトを開発、配布する企業などは、AI に学習させる際、そのデータの権利者に許可を得てからでないと学習させではない法律を作る必要があります。同時に、学習させたデータの完全開示をする義務を負う必要があります。

多くの作家の作品データを無断学習することで成り立っている生成 AI ソフトの使用、配布の禁止と、それらで生成した AI イラストをネットへアップロードする行為、それらを商品として販売する行為の禁止を切に望みます。

●受付番号 185001345000006195

5.各論点について

(1) 学習・開発段階

- イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について
 - （イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について
- 特定のイラストレーターの作品群を学習させて、そのAI出力をを利用してイラストレーターへの嫌がらせや営業妨害行為を行っている件がネット上に多々ある。
- AI利用は誰でも使えるものでなく、資格やある程度の法律を敷き、それに違反した場合は逮捕されるなど罰則を設けてほしい。
- 便利な物には違いないが、現状生成AIは0から1を生み出す創作界隈の人々を食い荒らすものになっている。
- 創り出す人にもっと優しいものになってほしい。

●受付番号 185001345000006196

4. 関係者からの様々な懸念の声について

画風の模倣そのものは生成AIの登場以前からあったが

生成AIは人の手を介さないため作成速度が速く、LoRAと呼ばれる模倣ツールを使うことで

無制限にそのクリエイターの作風をまねることができるようになった。

さらにそのクリエイターの許可なくLoRAを売ることで利益を得る者もいる。

画風が模倣されると描いた覚えのないものまで顧客の目に入ることになり正当な評価が受けられなくなる。

(実際に[REDACTED]というクリエイターは画風を模倣された生成AIによって作成された画像をゲーム内に使われ

顧客が勘違いしてしまう例があった)

成人向け作品については子供の写真などを無許可で読み込まれて

勝手に児童ポルノの画像を生成されることもある。

そのせいで昨今では規制が強くなり成人向け作品を取り扱うクリエイターがとばっちりで規制を受けてしまい表現の自由が失われつつある。

生成AI技術そのものは革新的だが従来のクリエイターの権利を守るために
AI作品とクリエイター作品で線引きをするべきである。

●受付番号 185001345000006197

5.各論点について(イ)議論の背景【「非享受目的」に該当する場合について】イ(ア)にて、情報解析の用に供する場合においても著作権制限規定が適用されるというように読み取れるが、非享受目的と享受目的が併存するかに関わらず、常に適用されるべきではないと考える。

情報解析を必要とするのは生成AIの性能や生成物の質を向上させる目的があるとする。その場合に情報解析後の生成AIや生成物を評価する行為は、生成物を通して情報解析に供されたあらゆる情報から(2.検討の前提として(2)ウにある)「著作物に表現された思想又は感情」を「享受」する場合に擬似的にあたるのではないか。

●受付番号 185001345000006198

生成 AI の技術的な背景について

生成 AI を規制しないとイラストレーターがどんどん筆を折っていき最終的にサブカル文化が廃れる未来しか見えないです。

実際既に AI イラストを使ってイラストレーターを攻撃している人をよく見かけますし、イラストレーターを保護することを第一に考えてください。

日本で規制しても海外で AI に学習させられたら終わりですが、そこの解決方法は国民（イラストレーターなど実際にイラストを手で描く方）を呼んで討論するなどしてください。

生成 AI 肯定派の方は AI 生成についての否定的な意見、懸念点を挙げられないのではないか？

もう少し現場の声を聴いて日本の文化を発展させることに尽力していただきたいです。

●受付番号 185001345000006199

生成 AI の材料にされるために創作する人間はいません。強い規制をお願いします

●受付番号 185001345000006200

1から10までAIで生成されたものに著作権など与えるべきではありません。仮に大人気漫画「ワンピース」のキャラクターを使用した「鬼滅の刃」の漫画を生成したとしてもそれは二次創作の域を出ません。

第一に「ワンピース」と「鬼滅の刃」という作品の著作権侵害にあたると考えます。

いつまでもAIに無断学習を許しては、いずれは海外に根こそぎ盗まれます。

グッズの海賊版が容易に出回ります。

アニメグッズがどのようにして作られるかご存知ですか？企画、サンプル色校正、量産、証紙シールを貼って消費者に届きます。工程のすべてを版権元（ワンピースと鬼滅の刃であれば集英社）の許可なくしては行えません。版権元はこれで流通の質や量をコントロールしています。

しかし海賊版はこの工程とコントロールをまったく無視します。多くは中国で勝手にそして安価に量産され、大量に消費されます。日本の企業が手にするはずだった儲けを奪われ、納税額も減ります。さらに急激に消費されることで、作品の力が弱まります。消費者に飽きられてしまっては作品は衰退していくばかりです。

クリエイターにも還元されず、日本からはただ奪われていくばかりです。

AI生成物に手を加えたくらいで著作物を名乗らないでいただきたい。AIには新たな作品を生み出す力はありません。それは学習させて出ただけの、ただの結果であり、そこに創造性はないと考えます。

●受付番号 185001345000006201

生成 AI についての議論を行う上で『生成 AI が学習データの復元と複製を行っている』という技術設計を無視することはできません。

米国の技術研究にて実証されている内容であり、著作物・個人情報の両観点において無視できず、又、この研究を無視して生成 AI 利活用を推し進めることは今後国際社会において大きな禍根を残す恐れがあります。

「既存の画像データに偶然に一致した」のではなく、「学習した内容を復元している」という事実を隠蔽することを止めてください。

過去のネットワーク環境においても、複製画が容易なデジタルデータと著作物の問題はありました。

データ化に際して、仮に情報が劣化していた場合でも複製元の権利は失効するなどという運用をしていましたでしょうか？

これまでの通信技術において、電波を経由したり媒体に損傷が発生したりして。ノイズが付与された状態で再生した音楽は元の音楽とは一切関係性のない、全く別の音楽であるなどと解釈されてきたのでしょうか？

『一つを盗用すれば盗みだが、58 億個盗めば盗みではない』などという理屈が、個人や多様性の尊重を貴ぶ人権社会で通用するでしょうか？

増してや、既に生成 AI による、嫌がらせ、深刻な人権侵害、市場破壊が国内でも現実に起きています。

現在、著作権問題を発端に、著作者が自死を選択する悲しい事件が話題になっております。

たった一人の著作者が、許諾や契約の元に起きたトラブルでも人命に関わるほど深刻な事が発生し得る事は、著作権に著作人格権が儲けられている事や、ベルヌ条約などの国際条約が存在する程の取り扱いになっていることから、社会的にも想定されている事の筈です。

何故、不特定多数の著作者が許諾や契約という『人間社会に生きる一人の人間として当たり前の扱い』すら受けることができず、

剩え深刻な被害まで発生している状態で、政府が著作者の保護や対応を怠ぐこともせず、それどころか被害をより深刻にするための隠蔽と言い訳を繰り返すのでしょうか。

勿論、データの復元と複製が技術の本質である以上は、著作物だけの問題ではとどまらない事も改めてご認識をお願いいたします。

写真やプライバシーの侵害、個人情報の流出、これらはひとつ扱いを間違えると、人の生活も命も脅かすことを忘れないでください。

政治家のディープフェイクは報道され訂正されることがあっても、一個人が被害にあった場合はそれすらも叶わないのです。

既に自身の写真を加工して配布された・販売された人もいれば、直接送り付けられたとする被害報告も国内で出ています。

それらは人の心を壊し、命を脅かす行為です。

私自身、生成 AI を用いた深刻な被害を既に受けており、警察にも申し出ておりますが、対応して頂けておりません。

警察に相談して既に半年近くが経過していますが、加害者は現在も加害行為を繰り返しております。今も継続して被害を受け続けております。

国も法も機能しているように全く感じられません。

生成 AI はあくまで技術です。人命や人権は何かあっては絶対に取り返しのつかない重いものである事を知ってください。

これは日本という国で教育を受ければ誰でも知っている基本的な社会通念である筈です。日本国憲法においてもそう定められているはずです。

ましてや文化は、思想や感情を表現する一個人、則ち著作者なしには成立できません。これは著作権法が文化発展の為の法である事からも明らかです。

そして、どのように言い訳を重ねたところで、人が設計した技術の仕組みが覆るわけではありません。

文化的であり科学的もある判断をお願いいたします。

●受付番号 185001345000006202

2. (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

著作権法 30 条の 4 で生成 AI の学習及び生成は日本国内において合法的に行えるものと認識しているが、インターネット上を中心に独自の解釈が乱立しており違法などとする説も多く見られる。国として生成 AI の活用を掲げる場合、少なくとも適法となる範囲を明確に定め、生成 AI サービスの提供および使用そのものが違法とされないようにすべきだと考える。加えて、AI への学習を忌避する方々との折り合いをつけるにあたり、著作権法 30 条の 4 で学習の権利制限規定を持たせている部分は死守すべきである。この部分は AI 開発において日本の持つアドバンテージであり、あらゆる AI の開発を促進しうる根幹であると考える。

5. (3) 生成物の著作物性について

生成 AI の活用のためには、著作権侵害や肖像権侵害といった犯罪を起こしやすいシステムであることに留意し、意図しない侵害を可能な限り防いだサービスの提供を義務づけるとともに、故意の犯罪行為の取り締まりを強化し、安全に活用できる土壌の整備が必要である。

●受付番号 185001345000006203

生成したデータの参照元を掲示するのを義務付けたり、参照するデータは参照許可されたものでないといけないと思う。もちろんそれを破ったものには著作権侵害などの罪で罰を受ける義務が発生してほしい。そうでないと、自分が作った制作物が自分の知らぬところで一人歩きし、それが悪用とされる使われ方をされていると自分に被害が出てしまう。冤罪と似たようなものであると感じる。

●受付番号 185001345000006204

5(1)学習がネット上のものを利用している点において、著作権等において問題があるとの疑いが晴れず、このままでは商用利用できないと思います。

5(3)特定のイラスト、声などのなりすましができてしまう点において、問題があるのではないでしょうか

5(4)イラストレイターや声優の雇用を奪ってしまうのではないかという懸念

使用に慎重な議論が起きている国もあるなかで、緩い基準で使用してしまうと問題が起こるのではないかでしょうか

●受付番号 185001345000006205

反対です。

創作者は例えそれが何であれ憲法で守られるべき権利を、AI という人格のないものを経由して他人間に意と反して利用されるなら権利の侵害になります。

私達は他人に利用される素地を作る為に創作しているではありません。

●受付番号 185001345000006206

2.検討の前提として

(2)AIと著作権の関係に関する従来の整理

学習を目的としていれば著作権者の利益を通常害するものではないと書かれていますが、無断で学習された著作物に関しては学習のプロセスで改変行為が行われており、著作者人格権を侵害しているため正当化されるものではないと考えます。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

(エ)

著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難とありますが、そもそも著作権者が学習させない権利を持つべきと考えます。

現行の著作権法下では生成AIの学習利用について権利者の意思を反映できず、一度学習されてしまうとだれがどういう利用をするのか追うことができず、悪用などされた場合に個人で対応できるような制度が確立されていません。

また、もし学習のために著作物を利用するのであれば、それを作成するにあたって必要だった知的労働への対価を支払うことの大前提とすべきです。この対価は売り切りではなく使用期間や量に応じて決まるべきと考えます。

カ AI学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について

そもそも望まない形で著作物を勝手に学習されているのに、問題が起こった場合は個々の著作権者が負担をして解決を進めなければならないような決まりに強い違和感を覚えます。時間的、精神的負担が大きく、著作権者を軽視しているように感じます。

(2)生成・利用段階

ア 検討の前提

すでに生成AI画像自体に忌避感を感じる人も多く、人気がないため、AI生成した画像を手書きであると

偽装する人が後を断ちません。

またこうして偽装した画像を販売する例も多く見られます。これは品質誤認であり、業界全体の

信頼性の低下にもつながります。

そのため生成AIの利用において、そもそもインターネットを介した送信などの利用行為を禁止すべきだと思います。

もしそれを認めるのであれば、次善作としてAI画像である事の明記を義務化し、手書き偽装が違法である事を明確にするべきです。

すでに嫌がらせ目的での使用も多く見られます。

例 ([REDACTED])

コ 学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について

こちらも個々の著作権者が個別に開示等を行なっていくのは負担が大きすぎると思います。第三者視点で第 30 条の 4 が適切に運用されているかを確認とするためにも、学習データについては開示義務を法定すべきです。

(3)生成物の著作物性について

人間による加筆修正の寡多にかかわらず、全ての AI 生成物に著作権は絶対に認めるべきではないと考えます。

仮に AI 生成物への著作物性が認められるような可能性がある場合、例えば反社会勢力などが大量の AI 生成物を事前に作成、公開していたとして、それ以降生成された著作物に対して少しでも似ているところがあれば、著作権侵害で脅し示談金を取るような手口がまかり通る可能性があります。最終的に裁判で否定されるとても、個人のクリエイターがこれに対応する負担は重く、本来制作に使えるはずの時間を奪われるなどさまざまな問題を引き起こすことが容易に想像できます。

また著作権が認められる状況下では、画像を販売するようなサイトなどでマネーロンダリングの温床となることも考えられます。流通手段となりうるサイトの運営者においても、こういった潜在的危険性を除外するための積極的な努力義務が求められるべきです。現状の生成 AI の実態は「著作権ロンダリングマシン」であり、まだ規制されていないだけの「海賊版生成装置」であり「児童ポルノ生成装置」です。これを認めることは「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」著作権法の趣旨に反する行為です。

●受付番号 185001345000006207

【項目名】

1. はじめに
2. 検討の前提として
 - (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について
 - (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理
3. 生成 AI の技術的な背景について
 - (1) 生成 AI について
 - ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

上記について、『通常、学習データの切り貼りではないとされる。』とありますが、切り貼りではないのであれば学習データを必要としなくても生成できるのではないかでしょうか。
 - (2) 生成 AI に関する新たな技術
 - (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
4. 関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
 - 3 生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること

上記について

生成 AI に仕事が奪われるという点について、集中学習した生成 AI 利用者に作風を模倣され、イラスト投稿等で使用していた SNS アカウントをなりすまされる事象も発生しています。

無名のイラストレーター、漫画家が SNS で人の目に留まりデビューする時代にこのような事象が起こるのは望ましくないことだと考えます。

検討の前提である著作権法における著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することは守られていると言えるのでしょうか。
5. 各論点について
 - (1) 学習・開発段階
 - (2) 生成・利用段階
 - (3) 生成物の著作物性について
 - (4) その他の論点について

6. 最後に

恥ずかしながら法律にあまり明るくは無いですが、3DCGクリエイターとして今回の件についてとても関心を持っています。

SNS上では生成AIの利用者が、特定のクリエイターの作品を集中学習して作風を真似する、生成AIの利用反対を主張しているクリエイターの作品をわざと生成AIに読み込ませてほぼ類似の絵をアップロードする等、悪質であったり嫌がらせ目的の利用が目立ち、技術の進歩に利用者のモラルが追い付いていない印象です。

著作権ではなく人権にも踏み込んだ内容かもしれません、どちらの面でも守られるべきではないかと考えます。

また、私は仕事柄権利フリー素材を利用する機会が多いです。

権利フリー素材を有料で購入した際に生成AIで見知らぬクリエイターの作品に類似していないか、悪意をもって生成されたものではないか等不安要素が以前よりも増えている印象です。

生成物は見分けられるようにウォーターマークを義務付ける等の法整備も、厳しいかもしれませんのが願っています。

●受付番号 185001345000006208

現状の生成AIには法による規制が必要である。現状の法では、生成AIの著作権侵害などに対応しきることはできず、個人の権利は守ることはできない。

そもそも、生成AIの利用にかかわらず、人間の制作物であったとしても著作権侵害かどうかの判断は複雑で難しいものである。そのうえで生成AIは、著作権侵害にあたる生成物を、人間の制作物と違い簡易に大量に作成できるものである。生成AIによる著作権侵害に、著作者個人が個別に対応することは、その大量さ故に多大な手間や時間や金銭もかかるため、現実的にできない。必然的に著作権侵害が蔓延する。悪意を持った生成AI利用者に個別に対応・対抗することも、同じように現実的ではなく、侵害被害が蔓延する。生成AIの開発や提供をする企業も責任を取ろうとしていない。悪意を持った生成AI企業に個人が対応・対抗することも難しい。たとえ生成AI利用者・企業に悪意がなくとも、実質的に同じような著作権侵害の被害を受けることになる。

生成AIが新たな技術であり、単純なコピーやコラージュ生成とは技術的に違うとしても、だからこそ新たな法による規制が必要である。現状のままでは、個人の著作者が一方的に被害を受け、泣き寝入りをすることになる。個人の権利を守ることが実質的・現実的に不可能になる。この状況はおかしい。

●受付番号 185001345000006209

2 カ 差し止め要求が出来るといつても相手が1人であるにも関わらずAIイラストが大量の数の為それに4、5ヶ月もかかってしまったという例もあり個人レベルでは現状のままでは気休めにしかなっていない。ならば親告制で違法という形で学習元となってしまった著作権利を持つ人達のセーフティラインを作るべき

全ての素案に言える事だが成立前と後両方をホームページだけで済ませるのではなくSNSやメディアを使ってちゃんと発信して欲しい。リンク貼って読んでもらうではなく読ませるくらいの事をして認知させなきゃいけないとても大事な情報です

●受付番号 185001345000006210

1点目に（1）エ等にある「海賊版等、違法にアップロードされているものも学習してしまうこと」の項目について意見する。この「海賊版等」に関する定義をある程度明確にしていただきたい。

本素案に書かれる「海賊版等」は、「漫画村」のような違法アップデートサイトを対象にしていると思う。しかし、SNS上ではAI学習を拒否する旨を主張する著作者の著作物を不特定のユーザーが複製し、それをアップした画像等を学習したAIについても「海賊版の画像から学習した」と表現している場合が見受けられる。

AI学習をクローリングを行う際、このような複製を学習する行為には致し方ない面が相当にあろう。今後、クローリングの適否が技術的な措置によって回避できるようになるのを期待したいが、現行において難しい。そのため、これら極めて違法性の高い海賊版を学習したAIとやむを得ず学習したAIについて、ある程度追加で記載してはどうか。

また、海賊版の使用機会を減らすために、行政側は保有しているパブリックドメインの資料・作品等を、AI学習に使えるデータセットとして積極的に提供していただきたい。違法性のない良質なデータセットがあれば、海賊版のデータに頼らずとも品質の高い生成AIサービスを生みやすくなる。これらは国内におけるAI開発の促進などにも繋がるだろう。

2点目に、<AI利用者の懸念>の項目3にある「努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評」の点について、より大きく取り上げていただきたい。

SNS上を参照すると、一部ユーザーによるAIを活用した作品に対するパッシングが、非常に深刻であると感じる。例えば、ある生成AIを使った画像をSNS上で発表しているユーザーは多くの誹謗中傷が送られた結果、弁護士との相談の上、十件以上の開示請求を行う事態になっている。

これら個別の案件に行政側が直接介入すべきではないし、ユーザーによる適切な批評を妨げてはならない。しかし、AIを使用する度に中傷やパッシングを受けては、AI技術を用いた創作活動は活発にならない。起こっている事案を鑑み、過度な中傷やパッシングを慎むよう文化庁として注意を促すべきではないか。

また、AI技術を悪用し特定の絵師のLoRAを執拗に真似たり、なりすましを行おうとするアカウントも見受けられる。具体例を挙げずとも、これら一般的な目に余る行為についてやんわりとでも注意を行えば、より適切なAI技術の促進に繋がるのではないか。

とはいって、素案について個人的には概ね納得している。文化庁は、今後も法律家及びクリエイターの意見を聞きつつ、AI活用の方法を模索していただきたい。

●受付番号 185001345000006211

生成 AI での盗作、フェイク画像、なりすまし行為が既に横行しており看過できる状況ではない。

生成 AI による集中学習により画風の模倣、なりすまし行為などの嫌がらせ被害を受けているクリエイターが既に存在し、ポルノやフェイク画像を生成され被害を訴えている著名人も数多くいる。

人間が行った場合罪になる行為が生成 AI を通することで責任の所在があやふやになり、悪意ある生成 AI 使用者が野放しになっている現状は健全とはいえない。

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されており、AI には思想も感情もないので著作物にはあたらない。

写真を撮らず数ある写真の中から一枚を選ぶ人間のことを写真家と呼ばないように、AI 生成された画像の中から一枚を選ぶ人間を画家やクリエイターとは呼ばないし、創造性があるとは思えない。

更に海賊版や児童ポルノ等も学習データに含まれている、または学習データの内容が明瞭でない AI 生成物に著作権を認めることは、被害を拡大させたり著作権侵害の可能性があり極めて危険であると考える。

日本には世界に誇るクリエイターが数多く存在するが、その作品を生成 AI によって誰もが模倣でき、思想もなくばら撒かれることでブランドイメージが低下する懸念がある。

海外でも生成 AI にはストライキが起きる等否定的な意見が多く、生成 AI を推進することで日本が誇るアニメ・クリエイティブ産業の印象を世界的に悪化させるのではないかと危惧している。

現状のようにクリエイターが制作した作品が不本意に生成 AI に学習され誰にでも模倣され、ばら撒かれ、陳腐化する状況が続けば、クリエイターの技術を磨く気力が削がれ、新しく何かを生み出そうと努力するクリエイターがいなくなるのではないかと危惧している。

そもそも著作者人格権を著しく侵害する行為であり、結果的に文化が壊されていくのではないか。

そして AI 生成者が AI 生成物であることを隠し生成物を公開・販売することで閲覧・購入する人間の混乱や疑惑も引き起こしている。

生成 AI を使用していないクリエイターが AI 生成物ではないことを証明することも現状では難しく、その為にもせめて AI 生成物には AI 生成物であると一目で識別できるような仕組みを取り入れるべきではないか。

生成 AI には現時点でも更に問題点が多くあり、問題が解決するまでは規制も視野に入れ、開発・使用を慎重に検討すべきである。

●受付番号 185001345000006212

AI を利用すること自体は賛成である。仕事の効率化のため、単純な文章を ChatGPT に書かせ、リライトしたうえで使用することもある。ある程度流れが決まった文章を書かせる分には、とても役立つツールであると考える。

しかし、諸手を挙げて歓迎はできない。イラストや写真のような画像生成 AI でよく見る問題だが、学習元と著作権は大きいと考える。

現状、ネット上に挙げられた著作物を著作者の許可なく学習させることで、特定の作者のタッチに似せた絵画/イラストを出力させることが可能となっている。そのおかげで、趣味でイラストを描いていた方が筆を折ったり、イラストレーターがネットに絵をアップするのを止めたりといった事象が起きている。

例えばの話だが、Vtuber をデザインしたイラストレーターが趣味で描いた Vtuber のイラストを SNS などにアップしたときに、それを第三者が勝手に AI に学習させて偽のイラストを出力し、勝手に製品を売る……ということも可能である。実際のイラストレーターを学習元としているため、本物と間違えて購入してしまう人だろうし、なにより正規品と競合する可能性がでてきててしまう。

実際、オーストラリアでは、アボリジニアートを無断で学習させた AI に偽のアボリジニアートを生成させ販売していることが問題になっている。本物と偽物の間で競争が起きているのである。生成のためのちょっとした呪文を書けばすぐに生成される AI と、自分たちが祖先から受け継いだものを残すため、表現するために時間をかけて制作される作品とが、同じ土俵で戦うべきではないと考える。

また、先ほど挙げた例は Vtuber であったが、ネットに上がっている画像はそれだけではない。著作権と商標のどちらもで保護されるべきものすら、画像生成 AI によって生成される場合がある。

例えば『ONEPIECE』『鬼滅の刃』『ドラゴンボール』など、日本が海外に誇る有名な漫画やアニメの画像は、ネット上に溢れるほどアップされている。それらが勝手に新規イラストを生成され、あたかも公式の新商品のように海賊版が販売されたらどうだろうか。

始めはファンは飛びつくだろう。そして、それが公式ではないと知って購入しない者も出るだろう。そんなことを繰り返せば、その後、公式が新商品を発表したとしても、ファンは飛びつかないのではないだろうか？

「これは本当に本物か？」「また偽物だったらイヤだな」などと購買意欲が低下する可能性は十分に考えられる。そうなれば、待っているのは公式の衰退にほかならない。

今後もクールジャパンを推し進めるつもりであれば、AI と著作権は真剣に考えなければならない問題だろう。急速に進めようとしているが、果たしてそれは創作者のことを真に考えてのことなのか。

また、文化庁審議会の委員である福井健策氏だが、X 内で「漫画では背景の下絵に AI を使うことは一般化」などと AI と 3D モデルを混合しておられる発言があり、過日大変話題になっていたがどうお考えか。

そもそも一般化とはどこを見てそう考えたのであろうか。福井弁護士は、一般化したという証拠もなくそう言っておられるのかも伺いたいところである。

福井氏が幹事である、[REDACTED] 氏という漫画家が AI を使っているからといって、全員が全員そうであるとは限らないと想像できるはずであるだろう。

そもそも、生成 AI はそれらしい"ものを生成できるが、パースなどを本当に理解しているわけではないので、使えないことが多い。使える画像ができるまでプロンプトを考え、入力するくらいなら描いた方が早いだろうし、学習元に不安のある AI であるならば使わない方が余計なトラブルの心配がないし、使うメリットとは?"

●受付番号 185001345000006213

生成 AI には著作権が生まれるのに生成に使用された元のイラストや文字、写真などの著作権は侵害されるということならば、反対です。生成された時点で、著作権侵害になっているはずなのに、なぜ許されるのでしょうか。生成 AI は、不特定多数の人が出来ないように規制をして頂きたいです。犯罪を許容しているのと同じだと考えます。生成 AI ではない、創作者の未来を潰すような素案には、反対です。

●受付番号 185001345000006214

AIそのものは反対ではありませんが、画像生成AIには法整備が必要なのではないかと思います。

それは、一からイラストを描いた制作者の作品を無断学習して、その人のフリをすることが可能になってしまったのは問題だと思うからです。実際、キャラクターの名前を入れると企業のロゴまでもが自動生成されてしまったことにより、「これは公式作品である」と誤認が広がってしまった件があると認識しております。

ですが、想像するのが好きだけれど具現化するのが苦手という人にとっては必要なツールであるとも思っています。

技術は素晴らしいものであると強く感じていますが、著作権を持ったクリエイターさんが傷付いているのは問題だと思います。両者が快く創作活動をすることの出来る法整備をお願いしたいです。

●受付番号 185001345000006215

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

ここに挙げられている「AI学習に際して著作権侵害が生じた際」を、現状のAIに対して何も規制がない状態だと、そもそも判定することができないところに大きな問題があるように感じられます。

実際に、現在ネット上にアップロードされているAIによるイラストレーションの中には「A. 目視でもほぼ確定できる程度に、特定の創作者の絵柄を模倣しているもの」「B. ネット上に公開されているが無断転載等を禁じている雑誌記事のイラストを明確に粗材としているもの」等が多数見受けられます。

(Bに関しては、雑誌の絵のなかにあった生地の文字やロゴが変形した形で生成画像に残っているものがあることを、問い合わせをいただければURL等で挙げることも可能です)

しかし、従来の無断転載や極度のコラージュといった著作権法違反と異なり、学習元を変形させて出力する生成AIにおいては、訴える側が「剽窃を受けたこと」を明確に証明することが難しいと思われます。生成AIの開発者の側が対象からの粗材収集を否定した場合に、剽窃を受けた被害者の側が訴訟を起こす負担に加えて、被害の証明のための大きな負担と費用を負う形になります。

それにより著作権違反が放置される状態が続くようになれば、創作分野の疲弊を招き、本国の文化的・経済的な強みであるイラストレーション・アニメーション・そのほか——いわゆる『クールジャパン』と称される分野の摩耗と衰退を招きかねないと推測されます。

それを避けるために、生成AIのエンジンの開発運用に、最小限、以下のような規制を設けることが必要と考えます。

(1) 生成AIのソフトウェアに、学習を行った際に『素材』として用いたメディアの記録が残るよう義務づけ、その隠匿や消去には罰則を科す。また、その記録は公開とし、インターネットを通して誰でもアクセスを可能にする。

(メディアそのものの保存記録が要領的に難しくとも、ドメインやURLのテキストデータとしての保存であれば十分に可能であると思われる)

(2) 実際の著作権侵害を受けてから個々に訴訟を起こすことは創作者側に多大な負担を強いるため、「生成AIの学習のために素材として用いられるこことを望まない創作者や創作プラットフォーム」のために、ドメインごと、あるいは個々の作品のURLごとに、HTMLファイルのHEAD内に「学習のためのクロールを許可あるいは禁止する」ことを示すタグを定め、生成AIのソフトウェア開発者側にはその禁止タグを明記された箇所、あるいは明記がされていない箇所からは学習を行わないように義務付ける。

(3) 生成AIのみならず、インターネット上の著作権には専門的な知識（生成AIのソフトウェアの内部の構造等に関して）が必要とされるため、守秘義務を有した専門の公務員としての職種を創設する。国内のみならず、海外からの著作権侵害にも対応できる人材を育成する。

●受付番号 185001345000006216

生成 AI につきましては、イラストレーターの成長や尊厳を傷つけることがあまりにも多く、イラストレーターが描いたものを吸収、学習し出力生成しているため無断転載・無断使用といった、イラストという財産を盗む行為と同等、またはそれ以上のモラル違反を助長しています。

また、生成 AI 使用者が生成 AI を楽しむあまりにイラストレーターを卑下していたり、AI に負けているからいらない（AI がイラストレーターの絵を学習しているので、すぐながらず同等になりかねないことは事実です）などという暴力性を孕み始めたことと、誹謗中傷ややりすましを行い原作者（イラストレーター）が活動休止に追い込まれてしまうというネットいじめが起こってしまいました。

イラストはいわゆる「原作」であり、原作を原作者から許可を得ず使用しているという重大なモラル違反をいまいち理解できずにいます。

また、京アニ事件にもあったように創作をしていると上手く描けている人間をねたみ攻撃したくなるという心理が働きます。

AI を使用すると上手く描けるため、不足感が満たされ一気に暴力的になります。

お前たちよりも上に立った！という暴走をはじめるのです。

それで現在 AI に反対するイラストレーターへの誹謗中傷・殺害予告が目立っているのですが、

それは元々の認知の歪みや精神病を患っている人間が規制のされていない生成 AI を手に入れてしまったからです。

京アニ事件に例えれば現在のイラスト生成 AI は、犯行に使われたガソリンです。

至急著作権やイラストレーターの尊厳を保護する整理を行っていただき、それが整理できるまでネットにある無作為なイラスト生成 AI を全面的に規制していただきますよう、お願い申し上げます。

●受付番号 185001345000006217

著名人や幼児の写真を用いて卑猥な画像を作成しばらまいて尊厳を傷つけることが横行してるので生成 AI を国が OK するのは意味不明です。政府の意味がないです。絶対に生成 AI を許しません。

●受付番号 185001345000006218

「5. 各論点について」の、

(2) イ (イ) 2 (本来は○の中に2が入っているが、機種依存文字のため通常の数字で記載)

「AI利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI学習用データに当該著作物が含まれる場合」

に関する意見となる。(以下、「本項目」と記載)

「AI利用者が既存の著作物(その表現内容)を認識していなかったが、当該生成AIの開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合」について、

例えば数十億個の著作物を用いた大規模なデータセットから学習したAIを用いて生成を行う場合、

1つの著作物が生成結果に与える影響は非常に軽微なものになると思われるが、

本項目の記述ではそういった大規模なデータセットに著作物が含まれている場合であっても

「客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められる」としている、と解釈できる。

私個人としてはデータセットの規模や出力結果に与える影響度に関わらず

「データセットにその著作物が含まれていれば依拠性の根拠となる」とすることは正しいと考えている。

しかしこの考え方をした場合、特に大規模なデータセットを利用したAIを使用する場合に、

それらに使用された著作物の内容を全て把握することは困難であることから、知らない著作物の権利を意図せず侵害してしまう可能性は常に付いて回る、とも考える。

こういった不安を解消する、あるいは意識・回避するべきリスクの範囲を正確に把握するために、

「当該AIで当該著作物を学習していた場合でも、(当該著作物が出力結果に与える影響の過多などの要因により)依拠性が無いと判断される場合がありうるか」

という点について、ある程度明確な指標・見解が示されてほしい、と望んでいる。

●受付番号 185001345000006219

国を上げて盗作を呼びかけるのですか？クリエイターの全ての人々が創作をやめます。絶対に生成AIはダメです。断固反対します。

●受付番号 185001345000006220

前提として、AI技術というものは技術の革新であり、これを無暗に否定し蓋をするのは人の進歩としてすべきことではないと考えています。

問題はどうやって付き合っていくかであり、このような議論は是非たくさん、そして慎重にしていくべきだと応援しております。

素案を読んでみました。

まず、「このAIによる生成作品は著作権法上ではこういう扱いになる」という文が散見されますが、AI生成物というのは今までになかった概念の作品であり、従来の著作権法を基にして法を整備していくのは無理が生じ、必要であれば従来の著作権法にも手を加える必要もあるように感じます。

大切なのは著作権法ではなく、著作権法が「何を守る法律であるか」という思想であり、そこから考えていくべき問題なのではないかと思います。

AI生成物への著作権付与について考えます。

従来の著作物は、表現の手段に様々な道具が使われながらも全て著作者（もしくは団体）が創作したものです。

しかしAI生成物というものは、その「創作」の部分が従来の著作物に比べかなりの割合で著作者の手から離れたものであり、指示を出した者が「著作者」となることには疑問が生じます。

たとえばアニメやドラマなど作品を作るにあたって、監督やプロデューサー等が「こういう作品を作りたい」と脚本家に依頼した場合、その脚本自体の著作は誰のものである事になるでしょうか？

仮に認められたとしても、使用したAIがどのようなものかを併記するのは義務とすべきものと感じます。

クリエイターの著作物がAI開発に利用されていることについて。

対処が非常に難しい課題です。

インターネット上に作品を発表する以上回避は難しく、防ぐには素案にもあるような学習防止の技術的阻止なども存在するとはいえ、発表の場を制限されることになったり著作者に負担させなければいけなくなります。

しかしそうしなければ、自分の絵柄に酷似した良質なイラストが出回るなどの可能性があり、自身の活動に影響を与えられてしまうことになります。

（ちなみに、何の法的措置もなければその学習防止の技術を破るもののが出てイタチごっこになることが予想されますので、そちらは是非法律で破ることを禁止して頂きたいです）個人的な対処措置の案ですが、イラストレーターがAI開発者に許可を与え、その許可を受けたイラストレーターの絵柄しかそのAIでは出ない、という形であれば問題は少ないのかなと思います。

例えば音楽の話ですが、[REDACTED]初音ミクのようなボーカロイドは今や大きく受け入れられていますが、もしこれが「AIによって歌手や声優の声を自由（無許可）に再現することが出来る」というものであれば大きく批判されていましたでしょう。

現状の無秩序なAI作成物では問題が起きるのも仕方なく、こういった方向性を与えれば不満も減るのではないかでしょうか。

他にも気になる点などはありますが、意見と言えるような考えも現時点では思い浮かびませんので、以上とさせていただきます。

日本のアニメ、漫画文化は世界に通用する大変素晴らしいものだと思っていますので、その未来を支える個々のクリエイターたちは守るべきものだと考えています。

そのためにもどうかこの議論を良い形で纏めていただければと思います。

どうかよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006221

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について

生成物を出力させることを目的とした時点で、学習段階で享受目的が併存すると認識する。

生成 AI では著作物に表現された感情・思想にタグづけをし、そのタグに基づいて生成物を出力している。生成物出力時にプロンプトで「笑顔」と指定した場合「笑顔」をタグ付けされた学習データ(著作物)を基に生成物が出力される等、プロンプトは明らかに著作物の感情・思想の復元を意図した号令となる。

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(ア) 法第 30 条の 4 ただし書の解釈に関する考え方について

生成物の氾濫や生成物による手書き詐称等による、市場自体への信頼低下による購買活動の委縮に起因する損害も考慮に含めるべきである。

(3) 生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

前述した通り、AI 生成物はプロンプトに従い学習データ(著作物)の感情・思想を復元したものであるため、享受目的であり第 30 条の 4 の制限規定が適用されない。よって生成物に著作権を与えるべきでないと考える。

※生成 AI 利用者が生成物に、より高度な表現を求める場合、学習データの感情・思想の表現を享受せざるを得ないと認識する。

また、「人間が、AI 生成物に、創意的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」とあるが、AI 生成箇所と手書き箇所の判別やどのように加筆・修正を行ったのかが、生成者の自己申告以外に判断する術がないことが懸念点である。

生成者が加筆・修正を本来行っていないのに「行った」と虚偽の申告をした場合、本来著作権がない生成物が、著作物として扱わなければ法的リスクが生ずる可能性のある生成物となってしまう。

リスク回避のため AI 生成物に加筆・修正の有無と修正内容・方法の精査を都度行うのは非常にコストが大きいことが予想される。

●受付番号 185001345000006222

学習先を、著作権者が許可したもののみに制限するべきですが、それが難しければ一律禁止でも良いかと思っています。

現状、実在の人物や事故現場の写真のような画像、声についても偽造され、実害が出ています。

「学習元が安全だ」と述べた企業での生成AI体験のようなサイトでも、実際に著名なキャラクターのイラストが出来上がっていました。

イラストレーターの方の絵柄に酷似した別物のイラストが生み出され悪用されるなど、被害が出ています。

現時点ではモラルが崩壊しているため何らかの規制は必要であり、クリエイターの著作権や国民の肖像権、文化の発展を尊重するならば推進すべきではありません。

●受付番号 185001345000006223

AI と著作権について、これについては非常に危機としています。

何故ならば、著作権という権利が機能しているのにも関わらず、AI で生成するために必要なものが著作権を持っているからです。

これは矛盾を生んでいます。人の描いたものや、写真を好きに使う。これこそがすでに著作権の侵害であるからです。

本来ならば他人のものを奪った挙げ句、出力して無断で“使用してる”状態なので、いわば窃盗なようなものであり、さらに著作権を侵害している状態です。

例えば、絵ではなくともあなたの写真を勝手に使った AI 画像が出回ったとします。

あなたが知らない内容の行動を取っていたとして晒し上げられ、恥を受けないといけなくなり、抗議しても信じてもらえなくなります。

では、イラスト、画像を加工してデマを流されたらどうでしょうか。

描いた覚えのないあなたのイラスト（絵柄）が勝手に独り歩きし、批難を受ける場合誰が助けてくれるでしょうか？それは法です。

AI は非常に危険なものです。誰にでも使えます。平和のためにも、AI は規制すべきだと、私は思います。ご検討、よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000006224

私は一介の絵描きであるが、今回のAIによる著作権の拡大各尺取り用には大いに反対である。

まず画像生成に関しては著作権者の許諾なく学習されている上、利益享受目的の出力が横行している現状を鑑みるに、30条の4には全く該当せず、もはやこれは著作物の海賊行為であると断じる。

次に画像生成はプロンプトで指定するだけで学習元となった画像と同じものを出力することが可能である。文化庁で確認されているかは不明であるが、KDDIのサイトで行われた画像生成、あちらに特定キャラクターの名前を入れるだけで、そのキャラクターが出力されていた。

学習元は全て分解し、元データはわからない状態になり、そこからイメージをプロンプトで再構築する、と言いながらなぜ一言キャラクターネームで生成されるのか？ それは画像生成が元画像ありきの海賊行為に他ならないからである。

この海賊行為、本来は学習までにハズが享受目的にまで拡大解釈され、日本および世界のクリエイターは多大な被害を被っているが、日本の文化庁は「日本はクリエイター盗作国だ」との評判で良いのか？

また本来ならクリエイター自身が享受すべきであった利益を自身の画風を模したAI等作者に奪われることは不正競争防止法にも抵触する恐れがあると考えるが、文化用の見解はどうなっているのか？

文化とは頂点はほんの一握りであるが、それを支える大量のアマチュアや愛好家によって支えられている。

今回の画像生成AIは門戸を広げるどころか、絵を描く文化自体を死滅させかねない暴挙である。

海賊版サイトからの学習を戒めるなどというお為ごかしではなく最低限、絵描きが許諾した作品以外からの学習を禁止すべきである。

●受付番号 185001345000006225

創造や創作の剽窃がさらに増え、ディープフェイクによる誹謗中傷なども増える事が予想されます。反対です。

●受付番号 185001345000006226

現在の画像生成 AI は、「包丁という道具を発明したら殺傷事件が頻発しているが、本来は便利な道具なので安全に使うよう呼びかけている」状況だと考える。新しい道具なので「包丁で刺してはいけません」という法律がないのを抜け穴に人を刺して回る人がいる中、法律の改定もせず、かといって使用や販売の規制もしない。

今後、たとえ画像生成 AI が便利に正しく誰の迷惑にも損にもならないように使われる世の中になったとしても、今現在盗まれているクリエイターはどうなるのか。今後の技術と文化の発展のためなら人々が犠牲になっていいのか。心を病んだり自分の命を投げやりにしたりする人々がいるのは仕方がないことなのか。

今一度しっかりと現状の把握に務め、画像生成 AI を公で使う人々がどのような振る舞いをし影響を与えていくのか確かめるべき。

●受付番号 185001345000006227

生成 AIについて、当たり前ですが使い方・使用者次第だと考えています。扱い方を間違えると犯罪になるものは生成 AIだけではありません。ただ今現在ではその認識が創作者と生成 AI使う人との間でずれているように感じます。私はイラストを描く人間ですので創作者側からの見解にはなりますが、生成 AIがより精巧な作品を出力するのに膨大な学習(創作者の一次、二次あるいは三次創作のイラスト)をしなければならないことは理解しています。理解していますが、自身の作品が知らぬ間に学習され、学習を基に自身が描いたことない、知りえない作品が世に出回り、あまつさえそれが何らかの違反・犯罪行為と結びつくことは不本意です。上記に関しては既に実害のある問題として対応せざるを得ない創作者がいます。例えば、「R18を描かない」創作者がいます。ただ生成 AIを扱う人がその創作者のイラストを学習させ、その人が描いたと思わせるR18のイラストが出回ると「この人はこんなも描くんだ」だけではなく、「この人が描いたものを子供には見せたくない」「こんなイラストを描くなら公共・大衆が見るかもしれない仕事は任せられない」となればこの「R18を描かない」創作者にあったかもしれない案件や、出会えたはずの閲覧者がいなくなります。これが数名で済まず、何十人何百人と増えていくほどイラストで活動は出来ても「仕事」をする創作者は食い扶持だけでなく信用までを失いかねません。現在、私を含め多くの創作者は生成 AIに対して良い印象を持っていません。X(旧Twitter)のプロフィール欄、他SNS等でも「生成 AIへの学習お断り」などが書かれていることが多いです。最初は使い方次第、正しく付き合えば便利な機能もある、と広めるまではいかないまでも上手く付き合っていこう、と声を上げていた創作者が現状の酷さに生成 AIの話題を出しづらくなっています。

●受付番号 185001345000006228

5.2 生成利用について

現在多く出回っている生成 AI は、元となるイラストを描いたイラストレーターの許可を取らずにイラストを生成しており、更には自らの手でイラストを描くよりも早くイラストの作成が可能である為、イラストレーターの利益を損なう恐れがあると考えております。本邦のサブカルチャーは諸外国においても大変注目されるものであり、またそれらのサブカルチャーを支えている柱の一つがイラストレーターである為、彼らの利益の損失は長い目で見たら本邦の利益の損失に繋がりかねません。

故に私は、著作権に関する法律をより AI に対応したような形に変更すべきであると考えます。具体的には AI 使用及び元となったイラストレーターの名前の明記の義務化、及び AI を使用してイラストを生成する場合には、元となるイラストレーター本人への許可を得てから行う等の規約を設ける等、これらのうち一つでも欠けていた場合、他の著作権侵害と同等の罰則を設けて裁くべきです。

●受付番号 185001345000006229

AI と著作権に関する考え方について（素案）（以下、「本素案」とします。）について拝見しました。

結論から申し上げますと、本素案につきまして、貴庁が AI 生成物に関する諸問題からクリエイターを保護するという意図を感じ取ることはできませんでした。

本素案につきましては、AI 生成物をどのようにして現行の著作権法に当てはめていくかという考え方について、本素案の考え方では「4. 関係者からの様々な懸念の声について」の懸念点を払拭することができないどころか、クリエイターと AI との溝をより深めるのみであると考えます。

私としては、「AI 生成物を現行の著作権法にどう当てはめていくか？」ではなく、「AI 生成物とクリエイターとの共存のための著作権法の整備」を求めるべきです。

例えば、【5. 各論点について】において、

【(1) 学習・開発段階（侵害に対する措置について）】では、

「AI 学習のための複製を行った者が受け得る措置としては、損害賠償請求（民法第 709 条）、侵害行為の差止請求（法第 112 条第 1 項）、将来の侵害行為の予防措置の請求（同条第 2 項）、刑事罰（法第 119 条）等が規定されている。」

「AI 学習に際して著作権侵害が生じた際は、上記（1）のとおり、AI 学習のための複製を行った者に対し、侵害行為の差止請求（法第 112 条第 1 項）及び将来の侵害行為の予防措置の請求（同条第 2 項）が考えられる。」（P26）

【(2) 生成・利用段階（イ）依拠性の考え方について】では、

「権利者としては、被疑侵害者において既存著作物へのアクセス可能性があったことや、生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証」（P30）

「著作権侵害が認められた場合、侵害者が受け得る措置としては、差止請求、損害賠償請求及び著作権侵害に基づく刑事罰が考えられる。」（P31）

【(3) 生成物の著作物性について ウ 著作物性がないものに対する保護】では、

「著作物性がないものであったとしても、判例上、その複製や利用が、営業上の利益を侵害するといえるような場合には、民法上の不法行為として損害賠償請求が認められると考えられる。」（P36）

等、AI 生成物による著作権侵害について、クリエイターの取れる方法のそのほとんどが AI 生成物による著作権侵害が発生した『後の』民事的な訴訟です。しかしながら、AI 生成物の問題は「4. 関係者からの様々な懸念の声について」にあるように、大量に生成されることによる作品の陳腐化やクリエイターの価値の低下であり、そこに必要なのは「そもそも AI 生成物を気軽に生成・公開できないようにする」ことであると考えます。また、クリエイターは個人で活動している者も多く、こうした者が民事的な訴えを起こす労力は甚大なうえに、それに見合った見返り（損害賠償等）があるかも不明です。さらに、

最近では AI 生成物でなりすまし行為を行い、クリエイターを攻撃又は名誉を毀損するような事例も見られます。

以上のように、AI 生成者側が「出し得」である現状を鑑みれば、「AI 生成物を現行の著作権法にどう当てはめていくか？」では、クリエイターを護るにはあまりにも不十分であると考えます。

既に意見も提出されていると思いますが、「AI 生成物とクリエイターとの共存のための著作権法の整備」として、「学習時における事前承認の必須化」「無断学習・無断生成は非親告罪に該当させる」「国内の画像・動画投稿サイト等、クリエイターが関わるインターネットサービス提供事業者に対する AI 生成物取扱いの厳重化」といった対応を求めます。

●受付番号 185001345000006230

まず大変申し訳ないのですが、私は今回 AI 問題についてさほど知識がありません。資料に目は通したものの、何が問題なのかもよくわかっていない次第です。

非常に身勝手な言葉となる事重々承知ですが、どうか最後まで読んでいただけたら幸いです。

友人曰く著作権の軽視があまりにも酷い、と嘆いています。

私の友人は、絵を描いて生計を立てようと勉強しています。絵を描くことを好み、絵を描くのが人生の片割れだとよく言っています。

通院しながらも、いつもとても楽しそうに絵を描いていました。

ですが、AI 問題が浮上してから、明らかに口数が少なくなり、うつ病と診断されました。今も希死念慮は続いているようです。

私自身絵を描くわけではなく、知識もないで彼女の言う深刻さがわかりません。なのでこの件について、直接の意見を書き連ねません。

ですが、クリエイター側の人間の意見をどうか一つ一つ見て、重視していただけないでしょうか。もちろん今も見ていただいているのでしょうか、彼女はこちらに助けを求めるほどに嘆いていました。

絵を描くことを人生の拠り所とする人間がいて、この件でうつ病と希死念慮を持つほど追い詰められることがあるのを、今一度認識していただければと思います。

お読みしていただきありがとうございました。

●受付番号 185001345000006231

生成 AI 自体には反対ではありません。

しかし、現状生成 AI を使用した人にイラスト製作者が迷惑をかけられ仕事を無くしたり、活動をやめてしまったりしています。さらに多くの AI 画像使用者は著作権侵害していないと言います。

多くのイラスト製作者は著作権を放棄していません。生成 AI を AI の発展のために使用するのであれば、より大きな成長をするのであれば使用許諾をとったうえで画像を生成すべきです。今ままイラスト製作者への軽視ともとれる現状が続くのであれば、学習に使用するイラスト画像を描く人間すらいなくなり AI の発展をさせることもままならなくなることを考えてください。

よりよい文化の発展の名目のために、知らないところで自分の努力を踏みにじられ心を壊し職をなくす人も出ています。

イラストをかく仕事を募集する為に SNS などにイラスト画像を投稿している人達もいるのに、それを拾って学習させてそれでお金をもらおうとする人もいます。

AI のよりよい成長、発展を望むのなら、規制すべきところは厳しく規制していくないと現状の無法地帯では育つものも育ちません。

AI 自体が嫌いなわけでも成長を阻害したい訳でもないため、とても残念に感じています。

イラストをかくものとして、文化の発展や AI の成長も望むものとして、規制やその周知がなされることを願っています。

●受付番号 185001345000006232

AI 生成を用いてクリエイターへの悪意ある嫌がらせが後を絶ちません。
この案が成立するということはその嫌がらせが合法になるも同位です。
上記嫌がらせを受けて創作活動を辞めるクリエイターを何人も見ました。
学習元があるから AI 生成は生まれました、その学習元になっているクリエイター達へ最低限の誠実な対応をして頂きたいです。クリエイターは学習されるために表現をしているのではない。
10 年後の日本で、表現の仕事をしている方々はどうなっているのか。
AI 生成物で、不正に金銭を得ている者も大量にいます。
どうかクリエイターに寄り添った対応をお願いします。

●受付番号 185001345000006233

生成 AI は、その性能を他者の著作物に依存していながら、その他者に十分な恩恵を還元せず、逆に、将来の利益を奪うものであると思っています。

「人も AI も学習しているだけだ」とする意見を何度か目にしましたが、単に、便宜的に、「学習」という単語を用いているだけで、人間の学習と、AI 学習は、全くの別物ではないでしょうか。人間は、早く走ることが出来ます。自動車も、早く走ることが出来ます。両者は同じものなので、自動車用の法律は不要でしょうか。

生成 AI は、新規の概念であることを悪用して、その学習元とは、なんの社会契約も結んでいません。これは、クリエイターに限らず、ほぼ全ての人にとって、寝耳に水のことです、我々は、朝起きたら急に、企業の商品に、無断で組み込まれてしまう。無論、報酬はありません。それは健全なことなのでしょうか。

生成 AI は、既存の著作物に依存し、これからも依存し続けるのにかかわらず、その依存元の市場を、破壊する懸念があります。これは、持続可能な形態でしょうか。

政府は、生成 AI を推す前に、沢山の国民と、メリット、デメリットの知識を共有してほしいです。現状は、メリットばかりが宣伝され、デメリットは無視されがちかと思っています。

●受付番号 185001345000006234

生成 AI はクリエイターの作品を無断で盗み取ることによって作品を生み出している。クリエイターに還元することのない使われ方が蔓延し、人生をかけて積み上げてきたものを掠め取るその様を見筆を折るクリエイターも少なくなってきた中これを推進していくれば将来的に何かを生み出すと言う行為自体が馬鹿馬鹿しくなり日本の創作界隈が衰退していくことは想像に難くない。早急な法整備や極端な話をすれば生成 AI を使用する側に倫理観や資格等設ける必要があるのではないだろうか。

●受付番号 185001345000006235

現在の AI に対する扱いは著作権内の範疇を超えて、著作権侵害を平気で行っていることを前提に、活用という名であらゆる権利の侵害をおこなっているといえる。

生成 AI 自体が、インターネット上に上がっているイラスト等を無断使用していることを踏まえるとそもそも利用しないが正しいと思われる。

権利者本人が、AI に取り込ませて、本人が使用する分にはむしろ推奨されるべきと思われるが、ほとんどの権利者はオープンソースとして公開していないにもかかわらず無断使用している。

早急に著作権利者を守る法案を作るべきなのに、本草案は全く足りていない上に、無断使用者を保護する内容が多くなっている。

●受付番号 185001345000006236

生成 AI は創作物を許可なく取り入れてるのがヤバイのでなんとかした方がいいと思う
無断転載より悪質

●受付番号 185001345000006237

5. 各論点について

ケ 権利制限規定の適用について

生成 AI についてクリエイターが懸念している生成 AI の利用法とは、特定の分野（アニメやマンガ、あるいはその二次創作）を学習元として著作物に表現された思想又は感情の享受を目的として画像を生成することであり、これについては権利制限規定が適用されるべきではない。

コ 学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について

（2）生成・利用段階

ここには書かれていないが、生成 AI についてが学習段階において児童の性的画像がとりこまれ、それにより写実的な児童の性的画像を生成することが可能となっているという指摘がなされている。そのため生成 AI 利用者が児童の性的画像の利用という反社会的行為に加担しないために、生成 AI 事業者は AI 学習の学習先を全て公表するべきであると考える。

●受付番号 185001345000006238

5.各論点について

(1)学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
絵を描くことを生き甲斐としている友人が上記の文章を読んだところ、大変ショックを受け、患っていたうつ病が悪化し、希死念慮がひどくなってしまいました。今にでも自死しかねない状態です。

大切な友人を喪うことは絶対に避けたいことです。

お願いですから、自らの腕で長い時間をかけ作品を生み出す制作者の著作権を軽視しないでください。安心して作品を生み出せるよう制作者の著作権を尊重してください。

よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006239

自分の作品だけを AI に学習させるなら何も問題ない。

他者の作品を学習させるのは著作権の侵害だと思うし、それを止められないのが問題だと思う。

規制してほしい。

●受付番号 185001345000006240

著作権第 30 条の 4 にあるように、原作者にいかなる損害も与えなければ

生成 AI 開発に著作物を利用しても OK だと思います。

しかしながら現状は原作者に無許可で使われたり、損害を与えないどころか嫌がらせをする目的で使われていたりします。

生成 AI 使用時に原作者に損害を与えた場合、違法になるような法律つくりを求めます。

●受付番号 185001345000006241

AIを使用するにあたって他の人の創作物が土台となっておりそれに著作権を与えた土台となった人の創作物の著作権はどう守られるんですか？

●受付番号 185001345000006242

趣味で絵を描いています。

生成 AI における著作権の扱いの今後に大変不安を感じています。

まず「AI と著作権に関する考え方について（素案）」内の「2. 検討の前提として・

（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理」における、法第 30 条の 4 の解釈についてですが、どんな形であれ生成 AI を利用して一般公開した時点で「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」には当てはまらないのではないかと思います。なぜなら現状の生成 AI 技術は音楽、音声、写真、イラスト、イラストの背景のみの利用といったどんな形にしろ必ず「誰かに見てもらう（聴いてもらう）行為」であるからです。

次に著作人格権の扱いです。素案ではほとんど触れられておりませんが、法第 30 条の 4 において学習目的での収集が合法であったとしても、著作人格権によって拒否することも難しいのでしょうか？

例えば、特定の作者の名前入力して、その作者の絵柄に近い画像が生成される場合、その作者の名前を使ってユーザーが実際には生成しなくとも、作品が学習プログラムに取り込まれていて、自身の権利を侵害されるリスクが有る状況ということはわかります。にも関わらず、リスク排除のための学習そのものをやめてほしいといった要望は通らないのでしょうか？

さらに言えば Lora と呼ばれる追加学習による作者 A の絵柄だけをコピーしたデータセットが配布された場合、絵柄だけ作者 A に近い生成作品を公開されたのであればまだ、権利侵害を主張をすることもできるかもしれません、「イラストの公開は禁止だが作者 A の絵柄で好きなイラストを作れるツール」としてデータセットのみを配布された場合、名目上は学習目的となってしまい、作者 A がどんなに拒否しても認められないことにならないでしょうか？

生成 AI を推進していくこと自体は否定しませんが、生成 AI の土台には必ず人が時間をかけて作ったものがあることはご理解いただきたいです。

「生成された作品が他の作品に似ているかや創造性があるかどうか」の問題を考える以前に「作品を無断で学習すること」自体の問題点をもっと議論するべきだと思います。

昨今、蔑称の意味で「マスピ顔」と形容される生成 AI の特徴的な絵柄は、本来であれば元となった多くのイラストレーターが長い時間をかけて手にした技術で、人気も価値も高いものでした。それらの価値自体を下げ、技術にタダ乗りし、今後生み出される新しい手描きの絵すら無断で取り込んで発展しようというのはやはり納得できるものではありません。

●受付番号 185001345000006243

私はイラストなどを販売したり、それを使用したコンテンツの販売なども行っています。また、インターネット上にアップロードしたものがサイト規約変更により強制的に許可なく生成AIに売り渡されたそうです。

つまるところ、こちらを拒否することなく「サイト利用者はイラストを販売する」と勝手に決めたサイトなどやりたい放題にみえます。私はたとえばサイトプロフィール、SNSのBIOに「生成AIの利用を禁止している」と明示しており、勝手な使用、販売は著作者人格権という人権侵害にあたると考えられます。

生成AIを利用する者は「絵柄」というものを曖昧なものであると決めてしまっていますが、イラストレーターなどのSNSアイコンを見ての通りその人を表すもの、顔になります。一つのブランドでもあります。

当然イラストレーターの中でもこれを重視しないものもいますが、そうじゃない方のほうが大多数見えます。

昨今で著作者が意図せぬ形で原作を改変され自殺なされました、創作者にとって生み出したものというものは、その人の人生そのもの歩んできた道になります。それを躊躇し、利用者は作者に挑発行為を行う。彼らは「これは合法だ」と言いますが、こうなったのもあなた方が人権侵害を合法と流布したおかげです。

日本の政治家は特にこういった点、人権に関して軽く考えていらっしゃるようです。最近EUでAIactという法案ができましたね。日本は一切考えていらっしゃらないようで、資料を見る限り何も考えていないのが明白です。

AIのおかげで人が死んでいるようです。死のうと考える人もいるようです。あなたがた政治家の方は国民を殺すためにいるようです。

赤松さんですが、「芸術家の恥」と海外の方から呼ばれた方です。そんなモノを代表のように祭り上げるのはやめていただきたい。またAIによる主導権を握ろうとしてますが、何千億円かけてますか？海外がいくらかけたかご存知ですか？一企業がどのくらいかけたか。

もし日本で生成AIが合法になった場合、あなたがた政治家やのご家族、友人も生成AIでポルノ「イラスト」を作成してよいという事ではないですか？未来永劫あなたがたはフリーコンテンツですよ？

これらも想像していないでしょう。写真もAI通せばイラストです。顔つきなどという曖昧な要素関係ないですよね？

今後いじめにも利用されることでしょう、ディープフェイクのようなものを用いて子どものポルノが生徒のスマートフォンに送信されたりもする。現段階ですらメッセージアプリなどを通じていじめがあります。犯人も解明されません。

上記のようにイラストもその人のものです、生成 AI に利用するならば許可されたもの以外の利用は禁止すべきだし、すべてなんの画像をどこから盗んだかわかるようにし、そこに自身のイラストが「無許可」で利用されていた場合。言い値での金額の請求、利用者には支払い義務が強制的に発生する程度の罰則は必要です。支払えない場合支払えるまで刑務所で働かせるべきでしょう。それが一人億を超える請求であっても。

日本の法案次第になりますが、私は、海外サーバーにイラストをアップロードし、海外から違法に利用した人間を訴えることを考えています。日本人の逮捕者が大量に出てくることでしょう。

また著作権などもそうですし、児童ポルノそれも性犯罪、人身売買のデータ半年間でいくつあったかご存知ですよね？これらを知っているが強行したと海外メディアに事実を流布しようとも考えています。日本のメディアではないです。あなたがたはこれらのデータが消せると思っていないでしょう？常に上がってくるのだから。

「バレたから、バレた部分のみ消した」だけです。パブリックコメントどころかこの事実は国際的なニュースにもなっています。知らない訳がない。

知った上で強行したのも流布すべき事実でしょう。

著作者人格権どころか、児童の人権まで踏みにじるのが画像生成 AI になります。

現段階で平和利用なぞありえないです。SNS で脅迫行為、販売などを行っていて、どう考へても研究目的ではないです。詭弁やへりくつでしょう。

私達はイラストを生成 AI に利用することを許可していないし、許可しません。

自分で書いて自分で写真撮影してアップロードすればいいでしょうが。できないならやるな。

盗品による画像合成技術が AI なんて馬鹿げてます。法規制、罰則の強化をしてください。想像通りの絵を出力なんかできっこない。脳みそに電極でも指してから物を言え。

「たまたま くじを引いて あたりがでたものを 自分の創造物だと 妄想しているだけだ」これが事実です。それも人の著作物を改変してです。

1 枚絵あたり数百億点のイラストが使用されていると考えると一人頭何億はらうおつもりでしょう、宇宙開発を個人でできるレベルに請求されます

●受付番号 185001345000006244

AI という技術は素晴らしいものだとは思うが、2024 年 1 月現在まったくもって著作権が守られているとは思えない。学習に使われる絵のほとんどが著作者の許可を得ず使用されたものばかりであるでその著者が描いたような AI 絵が拡散され大変に紛らわしく時に法に反するものを作成されているのを見かけたことがある。

AI 絵の出力にはプロコトルが必要なことから AI を使う側の倫理観が問われると考える。

●受付番号 185001345000006245

現状、学習元データの無断使用による AI 生成物が多く存在する状況では、AI 生成物に著作権を与える方針には反対である。

AI 学習に使用されたデータにそれぞれ著作権がある以上、学習元データの著作権保護を優先すべきだと考える。

また、AI 学習への使用を拒否する方法が無いことも問題である。

学習元のデータ全てに対して、学習元データの権利者から AI 学習使用への使用許可を得ることができれば、AI 生成物にも著作権は認められると考える。

消費者としては、AI 生成物には AI 学習されたものであることが分かるように表記を義務付けてほしいと思う。

●受付番号 185001345000006246

生成AIについて利用促進する方向を止め、現在のクリエイターの活動を保護する必要がある。

昨今話題に欠かず勃興した生成AIは、それを使用することによって文章やイラストなどを個人が誰でも出力することが可能な状況にある。創作物を享受する客としての立場から生成AIを見ていると、生成AI利用者とクリエイターとの間で衝突するトラブルを見かけることが多い。生成AI利用者が特定の画家のイラストを学習させ、画家が培った絵柄そのままの画風で公序良俗に反するイラストを出力し・SNSに掲載したことを発端に、学習された側である画家はその行為を訴えるも生成AI利用者がメールで脅迫するなどされ活動を停止していた。このようなことは画家及びクリエイターのみならず、誰しもに起こる可能性をはらんでいる。

生成AIはSNS上に掲載する写真をも学習することが可能なため、人物を出力する際にはこれまで学習してきた人物をもとにデータが出力されることになる。この利用方法が可能であれば、ポルノ画像も生成できてしまうことになり、犯罪目的で利用されてしまう危険がある。事実、投稿サイトPixivでは生成AIによる児童ポルノ画像が出回っていることで問題になっている。つまり生成AIによって学習元の人物があるいは知らない間にディープフェイクの被害を受け、児童虐待に遭ってしまう機会を増やしてしまうということである。

著作物は著作権法第三十条の四に「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」と記載されている。つまり、そもそも著作物を学習し、それらから得た情報によって出来上がった生成物を人の目に見える形で利用し活用しようとする生成AIは規則に反したものであり、そのため著作物を許可なく自由に利用する権利は存在しないはずである。また、著作物をもとに学習した生成AIに著作性を考慮することはクリエイターのこれまでの労力と技術を軽視する行為であり、加えて生成AIに著作性が認められた場合、人間と比較して短時間で大量の生成物が公共に出ることになり、人間が創作する表現が狭まってしまうことで人間による創作の幅の縮小化・創作文化の衰退の危険性がある。

上記のような問題が発生しないようするためにも、既存の法令からの視点からも生成AIの推進は取りやめ、生成AIから国内クリエイターを保護する動きに転換する必要がある。クールジャパン戦略として動いていくのならば、クリエイターが活動しやすいよう労働環境の改善や賃上げなどを強化していくべきである。

●受付番号 185001345000006247

人の著作物を勝手に悪用することが法律で認められているのはおかしいと思います。

●受付番号 185001345000006248

5. (1) イ 特定のクリエイターの、いわゆる「作風」を容易に模倣～

についての懸念

学習素材として狙い撃ちされたクリエイターが悲しんでる様子をみるといたたまれない。X（旧 Twitter）で現状の法的解釈では合法だと強弁する生成 AI ユーザーがクリエイターの絵柄を AI で学習させ、その作家を狙い撃ちして活動休止に追い込む実例（※）を見てきました。

※具体的には() () という生成 AI ユーザーが()

()、()() というクリエイターに嫌がらせを繰り返す)

生成 AI で絵柄を模倣され、被害を訴えた両名が自殺に追い込まれかねないレベルの陰湿極まる嫌がらせを受け続けている。

自由とは他人の迷惑にならない範囲で許された権利だと考えるが、他人の著作物を学習させその作者の人格まで踏みにじり込む「AI の学習の自由」とは一体なんなのか。

こうした窮状においこまれたクリエイターを救う手立て、またその窮状に追い込んだ悪辣な生成 AI ユーザーに相応の報いを与える手段を確立してこそ、生成 AI の普及と推進に説得力が出るはず。

「AI の民主化」を掲げるなら生成 AI によって苦しんでいる個人の、クリエイターの著作権、何よりも人権を全力で擁護していただきたいと切に願います。

これはちっぽけな実例などではなく、これ一つ解決できないまま「AI の民主化」を推し進めたならば、これと同じかそれ以上の悲惨なことがこの先必ず何度も起こり得るを考えます。まずこの事例を必ず裁ける法を整えていただきたい。必ず解決策を示し、その実行を前提のうえで議論を推し進めていただきたい。

全てのクリエイターにとって他人事ではないのです。

現状の生成 AI は道交法が定まっていない車、刀や拳銃のようなもので容易に人命を脅かしうるツールが野放しにされていて、極めて状態だと感じています。

3. (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について ..

これまで想定してなかった技術の為、インターネット上の様々なイラストサイトで規約が追いつかず、どこも一時は混乱していた。

生成 AI ユーザーがマネタイズできるサイトに殺到して、ルール無視（児童ポルノの量産）、大量投稿によるデータの圧迫 → 大抵のサイトで生成 AI ユーザーは締め出しの結果に。

この時の生成 AI ユーザーの多くは既存の作家ではなく、それまで絵を描いたこともなくその場限りの金儲けが目的の恥しらずだった（印象としては転売屋に非常に近い）。

生成 AI 絵の無秩序なマネタイズを防いでいるのは各サイトの判断と努力によるところが極めて大きい。国が新たに定めるであろう生成 AI への決まりが、各サイトの運営とコミュニティの助けになることを期待している。

(他) .

現状の生成 AI に忌避感を持つてゐる人はあれが創作ではなく既存の絵の消費だと肌で感じている。しかもその消費のサイクルたるや凄まじいスピード。

無断学習によるデータセットをベースにした自動盗作ツールと、文字（プロンプト）を打ち込む程度を「努力」にカウントする生成 AI ユーザーの貧困な感性に娯楽産業の一端も委ねたいとは思えない。

一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟（NAFCA）が提出したパブリックコメント（<https://nafca.jp/public-comment01/>）に強く賛同する。

現状の混乱を引き起こした一因として初手から無断学習生成 AI を呑気に歓迎し、作家の失望と鬱憤をかった赤松健議員は信用できない。

●受付番号 185001345000006249

3.生成AIの技術的な背景について、(1)のウですが、通常学習データの切り貼りではないと書かれていますが実際には画像の生成AIに関しては学習データそのままのものから、少しだけ変えたものといった明らかに切り貼りしたと言えるものが出てくる例が多数見受けられます。

また、同じ3.生成AIの技術的な背景について(2)の2ですが追加学習により、特定の人物の特徴がより強く出た際に、例えば声であれば岸田総理の声のディープフェイクに始まり、明らかに規制が必要だと思われる使い方が日夜見受けられます。データ自体にも問題があるとされていることが多く、AI全体に学習データとなったものに対して守るための法規が必要だと感じられます。

●受付番号 185001345000006250

ai イラストに著作権は必要ありません。

また ai イラストによる機械学習を非営利であっても禁止すべき。

●受付番号 185001345000006251

他者のアイデンティティを簡単に複製できてしまう物を国絡みで、「新たな國の力」など
と言って成長させようとはしないでください、
日本は所謂オタク文化の国です、最近の中国韓國の物も元を辿れば日本の文化に行きつき
ます、その日本の伝統文化をそのちっぽけな産業発展の為に潰すような事にはしないでく
ださい

●受付番号 185001345000006252

全ての創作物は保護されるべきであり、絵などの AI 学習は許可が無い場合絶対にしてはいけない。作者が培ってきた努力を考えていない AI 学習は無くすべき。

●受付番号 185001345000006253

SNS で生成 AI で作成したイラストを使用して、学習元のイラストレーターになりすまして本物のアカウントを凍結させる嫌がらせを見かけた。

学習元にされたイラストレーターは自分の大切な作品を勝手に学習に使われただけにとどまらず、法的措置をとったことで殺人を示唆されるなどの脅しを受けてい。

クールジャパンを謳って世界に日本のサブカルチャーを売りにしようとする以上、こういった問題からクリエイターを守るべきだと思っている。

自分の好きなイラストレーターを始めとするクリエイターが生成 AI で無断学習したイラストでなりすましや凍結被害にあって欲しくない。

AI と著作権に関する考え方について、文化を売りにしようとする政府としてきちんと精査してほしい。

●受付番号 185001345000006254

一次創作はそれを作った人間のものです。この考案は進めないでください。私たちの創作活動を奪わないでください。

●受付番号 185001345000006255

著作物を濫用して著作物たらしめるものが AI 生成物です。AI 学習は、学習元の著作者を尊重しなければならないと思います。人権があり AI 権がないからです。学習元は他人の著作物ではなく、自己で創作したものでも可能です。なぜわざわざ他人の著作物を、権利を侵害しながら手を出したうえで、自己の権利だと主張することがまかり通るようになるのでしょうか？

また、それを証明する方法が公にされておらず、証明するために開示する方法も甚だしく難しい以上、著作者の人権を著しく損害し、昨今問題視されている誹謗中傷の標的となり得ると思います。

●受付番号 185001345000006256

「AI と著作権に関する考え方」

資料 P14 の 3 「努力せずに作品を作り、同業者から冷評を受けている件について」

このような扱いを受けるのはモラルのない人間が承認欲求のために作品を作っていることが考えられる。また、AI イラストを自作発言したり、他の創作者の作品を無断で素材にしたりしていることも問題点となっている。

悪用する者が増加した結果、AI イラストに対する冷評が大きくなつたといえる。様々な創作者が挫折したり、筆を折る事態になつたりした要因だと考えられる。

この状況で必要なのは生成 AI 利用のモラルやガイドライン、悪用した際の処分だ。

ここまであれこれ語ったが、全て私の主観的な発言である。SNS で感じたことを中心としている。

●受付番号 185001345000006257

過学習についてと例があり、成果物が著作権を意図的に侵害すると見なされない場合は問題無いとされていたが、AI 製生物全てを検閲する事が不可能であり現代はネット販売なども可能である事から、このような条項では著作権を侵害した AI 製生物が多数販売され技術者が追いやられる事は確実であり、なんの抑止にもならないと推測される

そのため、そもそも AI 学習の可否について、著作者に決定権を持たせるシステムにしていただきたいと考えています

著作物については同一性の保持権というものがあるのですから、著作物を AI に取り込み改変する事は同一性の侵害と言えます

AI 学習可能な物として絵を販売する権利、AI 学習不可能な物として自身の著作物を守る権利を著作者に与えて頂ければと思います

●受付番号 185001345000006258

他者の作った作品の許諾のない無断学習について大きな問題を感じる。私自身も絵を描くが無断学習はとても不快で、学習されるんじやないかという恐怖で作品の公開に対して慎重になる場合がある。

一部の作家だけを学習させて特定の作家性を模倣することが可能だが、それはコピー絵画と同等で著作権違反だと考える。

無断で利用するのがまずおかしく、生成するのはAIなのでAIには二次的な著作権があるかもしれないが、生成を命令する人物に関しては二次著作権がなくクライアントの立場であり、それは責任を負うべき存在だと考える。

またオマージュやパロディは作家に敬意を払われるため許容される場合があるが、今回のような生成AIと著作権の例だと、作家に敬意を抱いていないように思う。(AIは作家に対して何も思わず、生成AIを利用する人物は学習源としか捉えてないように思う。また、学習源の作家の独自性や作品の持つ理念を直接的に抽出し更に自分の中で意図的に落とし込みオリジナルのアイデンティティを持つ訳ではないので、オマージュやパロディでもない紛れもないコピー品であり、許諾のないものは著作権違反と私は感じる。)

説明が難しく、情緒的な部分が大きいかもしれないが、学習したいならばまず許諾を取るべきだと思う。

また、人間が加筆修正した部分については著作を認めるとあるが、程度にもよると感じる。作成した物に対して、その作品の搖るがないテーマや本質ならば著作権が発生すると思うが、大部分が生成AIで作られたものなら著作権は生成AI(もとい学習源)に有るのではないか。

●受付番号 185001345000006259

数々の著作権の存在している創作物が利用されていることが前提となっている生成ソフトについては規制して頂きたい。

●受付番号 185001345000006260

現状、生成 AI を利用するユーザーの中には、著作権に関連する事項について無理解なユーザーや、自分の作品の AI 学習を禁止するクリエイターをこき下ろして嫌がらせをするユーザーが見られます。そのため、作品を創造するクリエイターを守るガイドラインや基準、悪質なユーザーを罰する規則の設定が必要だと思います。

また、生成 AI には無断で学習に使われたデータが含まれている可能性があり、単に利用しているだけでもクリエイターへの迫害に加担することになる可能性があると広報によって広く通告すべきです。

●受付番号 185001345000006261

生成 AI の利用のされ方を理解し、どれ程の権利が侵害されているか把握いただく必要があります。

生成 AI は創作活動に寄与するものではなく、既存の芸術家たちの劣化コピーを【無断で】生み出し続けるものとなっています。

人間とは全く異なる学習スピードで、オリジナリティを発揮しない生成 AI に対し無断学習および出力結果への著作権の付与を許可するのは、芸術家への冒涜としか考えられません。

オプトインによる許可制、また割合を指定して、AI を利用した範囲が大きいものには著作権を与えないことが妥当かと思われます。

そのため、生成 AI は認可性にし、ログの取得・保存を義務づけてください。

生成 AI によって芸術家達が食い潰され、未来に生み出される芸術が失われないためにご理解をお願いいたします。

●受付番号 185001345000006262

AI 生成物には著作権を行使させないべきであり、尚且つイラスト創作を主な活動とした国民たちの創作物を AI に学習させ世間に排出するのは禁ずるべきと考える。AI 生成物に対する著作権行使は創作物生成文化に対する侮辱であり、価値を下げる行為だと考える。

●受付番号 185001345000006263

私が当素案を拝見したうえで、文化庁に以下の嘆願を申します。

- ・現行生成 AI について、意図的に現実で起きている都合の悪い部分を開示していない。
周知徹底すべき。
- ・国外での動きを把握しているように思えない。このままでは芸術分野において鎖国が発生する。

・現在、誰もが容易に扱えるほど出回っている生成 AI は規制すべき。生成 AI を普及させたいなら、無断で収集されたデータがない生成 AI をゼロから作り直すべき。

以下、その理由を詳しくお伝えします。

6~7 ページ (ウ) 具体的な利用行為に関する準拠法決定 の具体例につきまして、現実で起きている事例を巧みにかわすような例ばかりであることに目がつきました。現状、

- ・我が国の使用者は海外製の無断でデータを収集した現行生成 AI を使用している
- ・その結果、無断で収集されたクリエイターの作品や実在人物の写真と一目では見分けがつかない生成物が短時間で大量に生成されるので、著作物に表現された思想又は感情を享受しようとする者からの対価回収機会を損なうばかりか、実在人物のディープフェイク、本人に許可なく本人のポルノが容易に生成されてしまい（著作がアニメ化・実写化された有名漫画家が前述の行為を行っていました）、人権侵害が起きる

・生成 AI が誰もが扱える状況なので、上記の件が容易に起きる環境になっている

以上の問題が起きているのに、意図的に目をそらし、願望だけを例示しているように見られます。

そもそも、生成 AI の学習という表現自体が、人の学習と同じという誤解を生んでいると
思います。

開発者自身、画像検索システムのようなものだと発言しておりますので。

他にも、20 ページ目 (イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについてより、

「著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるもの、当該生成物が学習元著作物の創意的表現と共に通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。」

とありますが、この文の前半と後半で矛盾が生じております。

特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうよ
うな事態が生じてしまった時点で、

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するとしか思えません。

現に、「一見同じに見えるが、ほんのわずかだけ異なるから創作的表現と共通しない」と言い訳している使用者が多く見受けられます。

ですが、第三者がそれを見て、一目で判断がつかなかった場合、著作権者の利益を不当に害することとなるでしょう。

中には、生成 AI を批判したクリエイターの SNS アカウントのアイコンやヘッダーを生成 AI でそっくりに生成してなりすましをしていました。

これもディープフェイクにあたると思われますが、現状「共通しない場合」という文言が 100%同じでない場合と解釈され、泣き寝入りせざるを得ない状況に追い込まれています。

次に、国外の状況について情報収集不足に思えます。

すでに EU 加盟国や英国では、現行生成 AI の規制に向けて動いており、データセットにこれらの国からも無断で画像・写真・音声・文章を収集しているのです。

そして、その中には実在児童性的虐待画像も存在しているとスタンフォード大学インターネット天文台の調査で明らかになりました。

最近、日本の企業が現行生成 AI を使用したと発表した途端、海外のユーザーから多くの批判が殺到するのは、上記が原因です。

このまま現行生成 AI を使用し続けると、英国および EU 諸国から多額の賠償金を請求されると考えられますが、日本はクリエイターにとって危険な国として、海外から作品が見られないような状態になったり、国内の作品が海外で発表できない可能性が出ることは想像にかたくありません。

英国の通信・デジタル委員会は、「著作権の目的を「クリエイターの努力に報い、他者が許可なく作品を使用することを防ぎ、イノベーションを奨励することである。」と定義しております。

現行生成 AI は、他者がクリエイターの許可なく作品を使用できるのです。これは早急に防がなければなりません。

国内法では違法ではないから合法、ではありません。国際的な問題であり避けては通れないのです。

これにつきましては、5 ページ目 エ 我が国の著作権法が適用される範囲（ア）準拠法決定の問題 に記載されてありますベルヌ条約のくだりからも明らかです。

以上のことから、今の生成 AI は規制すべきですし、生成 AI を広めたければ、本人から許可を取ったデータだけを集める所からやり直すべきです。

●受付番号 185001345000006264

創造者たちを根絶やしにしない為、創造世界の更なる繁栄のためにも生成 AI は厳格に取り締まるべき。

創造者たちが生活できなくなれば創造することをやめ、新しい創造物がこの世に誕生することなくただただ陳腐な AI のみが残る。

創造者の生活を守ることで我々が考えつかない世界の広がりを目の当たりにするはず。

目先の利益のみに捉われず、何十年先を見据えて行動するのが行政ではないのか。

●受付番号 185001345000006265

本素案では著作権の発生するものの要件として思想または感想を創作的に表現している、かつ文芸学術美術または音楽の範囲に属するものと挙げていますが、これは不十分な定義であると考えます。たとえば、昨今問題となっている声優の声の無断 AI 生成利用などは、声という個人の最大の特徴でありなおかつ声優という職業において金銭的な利益を発生させる最大の資本である部分を利用しています。これは本素案において著作物として認められるのでしょうか。

また、AI 生成のために無断で作品利用が行われた結果、ある特定の作家の個性たる特徴を持った絵などが生成されるという事象が相次いでいます。そうして、自らの個性を捨て、あるいは筆を折らなくてはならない作家がいるなか、2 検定の前提として (2)イの第二項にあるような、「思想または感情を享受させることを目的としない行為」の定義は作家の権利を守るには不十分であると考えます。

また、生成 AI による問題は、生成 AI による作品の目的という点ではなく、生成 AI の学習のために、既存の作品が利用されなければならないという点にあります。作家の作品は大なり小なり各人の技術的研鑽の末に生まれたものであり、生成 AI の学習はそれらの成果を不当に搾取する行為です。不当な搾取もまた、多くの創作活動者の活動を妨げています。自らの作品が目的如何を問わず他人に利用・発表されることそのものに多くの創作者が忌避感を覚えます。これは、上達のための模写や暗唱などとは根本的に異なった行為です。模写や暗唱は多くの場合、最終的に研鑽の末個人のオリジナリティを出すことが目的となっていきますが、生成 AI に関してはそうではありません。

●受付番号 185001345000006266

著作者の権利を遵守して欲しい。

著作者の許可のない AI 生成は窃盗と同等。

AI はあくまで手段や道具であり、AI を人間が使用する時点で
人間が人間の著作物を不正に使用することと同じだと考えます。

●受付番号 185001345000006267

AI という技術、ツール自体は素晴らしい物だと思います。

ただ今現在では「AI 生成というツール」を使うにあたってデータセットが必要であり
また現時点で他人の著作物を利用していないデータセットは存在していない筈です。

学習の為ならば他人の著作物を参考（利用）してもよいとの法があるようですが
それは「学習」であって「生成の為のデータセットへの利用」ではないと思います。

AI の画像生成（画像に限らずですが）は学んでそれを参考に作りだすのではなく
データセットにある素材データを切り貼りして生成するといういわば「高度なコラージュ
画像」でしかありません。

AI 生成物の為のデータセットにこれら誰かの著作物を制限なく利用できるようにするとい
うのは今のコンピュータの処理速度にものを言わせてコラージュするだけのもので決して
学習でも創作でもないです。

これらの著作物を AI に利用、生成が可能とすると商売を考えている人には有利で便利と
思われるかもしれませんが遠くないうちに「創作物を作る人間が枯渇」という状態に陥る
でしょう。

便利で学ばず、努力もなく生成できる状態を目にしてそれでも個人がたゆまぬ努力を出来
る程、人間というのは強くありません。

現状の AI 生成と人間が努力で創作するという対立が起きている事がその証明になってい
ると思います。

文化庁が文化が廃れる方向の物を支援するというのはありえないでしょう。

コンピューターが高度なパワーで福笑いをする事を創作であり文化というのならば
文化庁などという看板はいいますぐ下ろした方がいいです。

これまで培われてきた文化に泥をつけるような事はやめて欲しい。

データセットに利用されている創作者達がこれだけ反対しているのに
それでも邁進するのであればそれはもう完全な搾取であり暴力です。

少なくとも「府」を冠する組織がそれをしては駄目です。

どうか上がっている声を真摯に聞き、踏みとどまってほしいと願っています。

●受付番号 185001345000006268

AI 出力の裏には大量の創作者の作品があります。それらは著作権があり、無断で学習しているものも多々あります。中には一人の絵柄を完全に学習させた AI などもあり、当人へ殺害予告など嫌がらせをしているものも見ました。

AI はイラストレーターのみならず、創作者すべてに悪影響をもたらしています。規制するべきだと思います。

●受付番号 185001345000006269

AI の登場により多くの新たな才能が無くなり兼ねませんまた、既に居るイラストレーターへの侮辱、誹謗中傷や営業妨害など攻撃の材料となる可能性が高い（既に何件か事例を見かけました）為、AI に関する生成関連は 1 度取り締まるべきだと思います。

●受付番号 185001345000006270

AI 生成物に著作権を付与する事に反対します。
すべてのオリジナル作家の権利は守られなければいけません。

●受付番号 185001345000006271

個人

そもそも AI 抽出を利用する場合において、享受目的が存在しないことが無いと個人的には考えています。自分では描けない/書けないからこそ使用するもので、しかしそのデータとしては現状、ネット上にアップロードされた全てがデータ収集対象になり得るためです。

現在のネット環境上、プロのイラストレーターやライターの文章も無償で閲覧、取得できる場所が多く存在しますし、個人的な創作物のレベルになれば最早無制限と言っても良い状況です。勿論そこからプロが新しく生まれる事があるので、素人時代に自分が作っていたものを膨らませてデビューするなどということは日常茶飯事でしょう。

その点でそもそも生成 AI が著作権侵害に該当しない場合が実質存在しない状況だと考えます。

公的な作家の同意を得て情報収集をする場を作らない限り、著作権侵害は氾濫し、意図せぬ侵害で AI 利用者が被る被害も大きくなると思われます。

●受付番号 185001345000006272

私は趣味で絵を描いています。下手の横好きではありますが、自分の作品は唯一無二であり他の誰にも真似できないと思っていました。

しかし昨今、AIにより誰かが一生懸命描いた絵が勝手に学習元にされ、AI イラストとして販売されたり著作権・所有権を主張されてしまうという事案が頻発しています。

実際に AI に自作の絵を学習されてしまい、パクリ扱いされて泣く泣く筆を折った方を何人も知っています。時間も体力も精神も、持てるリソースを注ぎ込んで必死に描いた作品を勝手に AI の学習元にされてしまうのは、私たち絵を描く人間にとっては絶望でしかありません。

日本は世界一 AI に寛容だと言われそれを誇っている節がありますが、私にはとてもそれは思えません。自由に絵を書き発表することが怖くなりました。

今現在ほとんど AI に対する規制がないのはどうかと思います。

絵は 1 日 2 日で書き上がるものではありません。絵を描く人皆がわずかな余暇や寝る間を惜しんで制作しています。自分の作品は我が子同然なんです。我が子が勝手に学習元にされないよう、法律でしっかり規制をかけてください。お願いします。

●受付番号 185001345000006273

AIにより著しく権利を侵害されています
苦労を持って行かれた挙句、仕事が減りました
AIでもできるだろーと安く見積もられます
そのせいか創作業をしていることを馬鹿な苦労をしている素材になるだけの下っ端だと蔑
ろにされているのがわかるようになってきました
いいかげんに規制してください。AI推進反対です。

●受付番号 185001345000006274

生成 AI が無尽蔵に学習し利用できるようにすることは、絶対に反対です。
私たち作り手は、自身の作品を我が子のように思っています。
ある日いきなり、我が子とそっくりの『モノ』が知らないところで作られ、もてあそばれ
ていたら？
その後どんなに自分の手で我が子を産み出しても、どうせ生成 AI で作った人工物でしょ
う？自力ではなく模倣でしょう？と知らない人に揶揄されたら？
生成 AI があるから、人間の作り手はもう要らない、と言われるようになったら？それま
での文化は？（新しいインプットがなければ、生成 AI も廃れるとは思いますが）
文化庁が有形文化財、無形文化財をわざわざ指定して保護する理由は、最後の仮定にこそ
あると思っています。
どれだけ量産物が持て囃されても、技術や作品が継承されることでこの国の文化は受け継
がれています。
アニメ、マンガ等のサブカルチャーも同じです。
日本がそれらの文化を独自のものとして売り出そうとするなら、従来の作り手を守るため
の強い枠組みが必要です。
だからこそ、強い法律で、人間の作り手と作品を守らねばなりません。
現在出されている案は、そこを著しく損なっています。
一からの見直しを、強くお願い致します。

●受付番号 185001345000006275

生体AIは日進月歩で進化しています。そのことによって、各個人が持つ創作性、創造性などが脅かされています。現在ご活躍中の作家さんもそうです。

生体AIを使用しての創作は許可制、もしくは免許制（どちらも有効期限あり。現状を鑑みるに1年ごとの更新が望ましい）がよいと希望します。

●受付番号 185001345000006276

無断で自身の作り上げた絵に関する技術を AI に学習に利用され、生成された絵が他人の目に触れる場に出されるという事は、思想や感情の享受目的や商業利用に関わらず大変不快な行為ではないかと思う。また、現時点での学習済みの生成 AI については、すでに悪用されている場合が多いので、技術の発展など関係なく、損害を受けている学習元の作者が削除要請を出せる様にするべきだと思う。

●受付番号 185001345000006277

5. 各論点について／（1）学習・開発段階

技術としての「生成 AI」は、まず無学習のプレーンな状態のものを想定するべきだ。そこにどのような学習を載せていくことで、その生成 AI が実用レベルの「商品」になるかを考えるべきである。

著作物には生成 AI に対する学習素材としての「価値」を認めるべきだ。ある生成 AI の商品価値を高めるために、ある著作物の特徴（「表現上の本質的な特徴」であるか否かを問わず）を反映させるような著作物利用には、社会的価値が生じると考えられるのではないか。またそのような著作物の価値を失わせるような権利制限規定は不当であり、認められるべきではないだろう。

著作物に関する無断学習が認められない前提に立てば（無学習のプレーンな生成 AI のみがまず合法なものとして想定されるならば）、プロのイラストレーターの著作物などは将来的に画像生成 AI の学習用素材として高値で取引される可能性が十分にあると思われる。その画像生成 AI の商品価値を大きく高めることができる素材であるためだ。学習済み生成 AI の商品価値は、どのような素材を学習利用したかに大きく依存している。そのような性質を持つ著作物の無断学習は「著作物の将来の販路を阻害する」ため、権利制限規定の対象とならないとするのが妥当であろう。

■教授は『スリーステップテストからフェアユースへの著作権制限規定の変容：機械学習(AI)における情報解析規定の批判的検討』の中で、本質的にこれと似たような内容の議論を展開していると認識している。広範な無断学習の許容と推進に肯定的な委員ばかりを集めて偏った議論をしたのでは、中立的で公正なルール作りは期待できない。上記論文を小委員会の委員や同議論に関わる文化庁の職員ら全員が精読の上、■教授を小委員会の委員としてお呼びして議論を行うべきではないか。まず公正な法律を定めた上で、AI 推進がどうしても必要ならば、それは国が国の予算を用いて補助を行うべきではないか。AI 推進を目的とするあまり、不公正な法律を定めることによって技術発展のためのコストをクリエイターに支払わせようとするのは、正当なやり方であるとは思えない。

また素案 p.23 にある「著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており（中略）情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合には」という限定付きでのみ「著作物の将来における潜在的販路を阻害する」と評価するのも不當であろう。

現段階で鍵をかけていないから、販売の準備をしていないから無断利用して良いのだとするのは、家の扉に鍵をかけていないなら空き巣に入って金目のものを物色して良いのだとする理屈であり、認められるべきではない。鍵をかけておらずとも、販売準備をしてお

らずとも、他人の著作物を無断・無償で利用してその価値を棄損させる行為は「窃盗」として扱われるべきであろう。

●受付番号 185001345000006278

安心して創作できる環境になってほしい。

●受付番号 185001345000006279

著作権以前に現状、児童ポルノや実在の人物のデータを含み、生成物に含まれてないとは言い切れません。それを第三者が確認することが難しく取り締まることもできないのであれば生成AIの利用自体を差し止める必要があると思います。

著作権法は本来、物作りに携わる人々やその業界を守るためにあると思っています。

しかし実際は守られないことも多く破ったもの勝ちです。

生成AIはその筆頭にあり、すでにSNS上で嫌がらせに使われ全年齢対象のイラストレーターの絵柄でエロ画像を作ったり、ブランディングを汚すような行為がされています。

また、冒頭で書いたように生成AIが取り込んだ画像を確かめる術がなく、誰の画像や作品が学習に使われたかわかりません。わからないので使用者ですら、既存の作品そのままのものが生成されているのか判別できません。

そもそも大量の学習データを読み込んでいるはずなので確かめることすら難しいと思います。

よく人の目による修正があればとの意見も見かけます。

しかしAIを利用した上で人の目による手直しのイラストも危うい物だと考えます。人の目を通して修正しても、元の生成物が他の物と全く同じなのであればかけ離れることはあります。

それは人の手による加筆をしない、プロンプトによる修正の段階でも同じだと思います。

人が工程に大きく関与してもAIと著作権が両立できるとは思いません。

仕事の話になりますが、企業のロゴをAI生成で納品したとしてクライアントは報告されなきやわからない所が多数だと思います。もしそのAI作品が他企業のロゴと被っていたら訴えられる可能性もあります。

それだけではなく、イラストレーターやデザイナーはライバル企業の広告などのイラストを引き受けないようにすることができます。

もしもAI生成で作った作品がA社のライバル社B社の広告に使われて、その期間中にA社の広告を生成物の元となった作家が引き受けていればその方の信用問題に関わります。現実的にはあまりないと思いますが、もしAI生成物で溢れかえる社会になればそういうことが日常茶飯事になります。それは今まで創作に関わってこなかった層が大量に流入するからです。著作権法を補う為にクリエイター同士で守っていたから保たれてた部分を学んでいないし、学ぶ可能性も低いです。

上記の広告の例では個人で相手を訴えれば良いと言われるかもしれません、自身が大企業でもない限り一々相手にしてられません。

クリエイターは泣き寝入りが非常に多いです。その現状があるのにどうしてもっと悪くならないと言えるのでしょうか。

道具自体に罪はありませんが、その道具の責任が非常に軽く使い手の善悪に委ねられすぎています。

本来、このように使い手に責任を求める道具というのはそれなりの規制が必要なはずです。例えば生成物には必ず、この AI ソフトを使用したと表記するだったり、生成物は確かな個人情報と結びつけられるというようなものです。

悪質なフェイクニュースや他者を侵害できる画像が作れるのに、匿名でしかも手軽に出来てしまうのがそもそも間違っています。AI ソフトを出す側が責任を負わないのであれば法律による規制が必要だと考えます。

学習に使う画像は許諾なく使えると言いますが、それは研究目的であって個人の私的な使用や商売のために画像を生成する目的で使われるには納得がいきません。

彼らがやっていることは労働に対価を払わず、結果だけを掠めて他所で売るのと同じことです。

売らずとも対価を払わず結果だけを消費するのは本来憚られることで、SNS などで無料でイラストを公開したりデザインの配布をしているのはその多くが無料で見ることを対価に広告をしてもらったり、評価をしてもらうことで成り立っています。

中には善意でやってくれるところもあります。

だからといって無断で使用したり、パクリなどをしたら怒られます。

商業で売っていた、売っているものなら尚更タチが悪いです。

そして AI 生成物に関しての著作権ですが AI の生成物に関しては認められてなかったと思います。それを理解した上で再度否定させてください。利用者の意図に問わずそもそもが拒否権も無しに誰かの心、利害というものを踏み躊躇って作るのに AI 生成物だけ認められるというのは絶対にやめてください。

特に AI 生成を規制しても日本は海外に出遅れることはないでしょうし、むしろ権利を軽んじたり無法地帯になる程に周りの目は冷えてくと思います。

人がやったら怒られることは機械を通して怒られるべきです。

文章、物語、音楽、全ての分野で同じことが言えます。

倫理で補おうにも、もう補いきれません。

●受付番号 185001345000006280

著作物の創意的表現はその作者だけが表現し得るもので、それを複製するのは許しがたい
ことです。

●受付番号 185001345000006281

先人たちが時間をかけて作り上げてきた作品、培ってきた技術を何の技術も持ち得ない人たちがAIを使って掠め取るようなことを良しとするのは良くないと思います。AI使用についての規約、罰則の明確な線引きを求めます。

●受付番号 185001345000006282

全ての著作物は著作者に帰属すべきであり、学習元が明らかでない生成 AI を用いた制作はその考えに反すると思います。

日本の文化として発展してきた芸術は日本にとって大事な市場であり、生成 AI の発展はそちらを手放すことにつながると言えます。

生成 AI は法律で禁止すべきです。

●受付番号 185001345000006283

Aは合法だから何をしてもいいという考え方のネットユーザーが私の見た範囲でも多数確認できており、そのような方々はAI規制派に対し侮辱的な発言を繰り返すばかりか、AIに對し少し批判的な意見を表明しただけで周りと結託し嫌がらせをしていた。そんな行為が繰り返された結果複数のイラストレーターが活動休止に追い込まれていた。

●受付番号 185001345000006284

法律が作者を守る気はない、と言っているように感じられて怖い。

AI イラスト利用者による絵の作者への嫌がらせが少くない。「AI イラストは法律では問題ない」からと似た名前で成り済まそうとしたり、作者の名前を出した上で AI イラストを販売したり、やりたい放題だ。

善人が泣きをみて筆を折ってしまうような現状を後押しするようなことはしないでほしい。

●受付番号 185001345000006285

個人

6、最後にで触れられていたように、生成 AI は著作者人格権を侵害する可能性が非常に高いと思われる。現状クリエイター側は自身の創作物を生成 AI に学習させるか否かの選択権がなく、第三者に学習データとして取り込まれてもそのことを知ることはできない。著作権法第 20 条には「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」とする文言があり、生成 AI の学習データとして取り込み、画像等を生成することはこの「変更、切除その他の改変」に当たるのではないだろうか。そもそも学習元のデータは既存の創作物に依拠しているにも関わらず、創作物の作者に何の選択権もなく、学習利用されているかすら明確に知ることができない現状は非常に不公平であり、生成物に自身の作品が利用されているとクリエイター側が感じてもそれを証明することは容易ではない。創作物を自由に学習され、それによって生成されたものを学習元を秘したまま自由に発表できてしまう現状は、クリエイターの「作品への思い入れ」を著しく害すると思われる。

●受付番号 185001345000006286

現在の草案では、作品を学習された元々のクリエイターの、著作権や利益が守られるとは考えられない。クリエイターには ai による自動学習を受けない権利と、学習された事による損害の賠償を行える権利が必要。

また、学習内容から自身の著作物を排除させる権利が必要。

生成 ai による著作物のコピーによる被害を法的に対処できるよう、法整備が必要。

今のままだと管轄外と、切り捨ててしまうのでは？

生成 ai による、生成物に著作権を与える事は、クリエイターによる著作物の市場価値を暴落させる事になり、たとえ加筆修正を行われたとしても到底許されることではない。

●受付番号 185001345000006287

このような場での発言は初めてのため、拙いものとなります。クリエイター側の立場の者として意見させていただきます。

とても賛成できないものです。反対です。

著作権に引っかかってしまうのが怖くて一々見ましたがあり得ません。そのような考えを持ちながらAIを使っているんですか？

私たちクリエイターはAIに利用されることに日々怯えながら創作しております。

私たちを守ってくれる事はないですか？

AI絵を使用した方の誹謗中傷、絵柄コピー等で、筆を折られたイラストレーターを何人も見てきました。

どうか考え方直してください。

●受付番号 185001345000006288

クリエイターが作品を作る際に、利用する配布素材サイト(AI作品専門ではない)の中にAI作品が紛れていると知らずに作品に流用し、外部からAI使用していると判別されそのクリエイターが意図せずに糾弾されるというケースが今後増えていき、一目でAIだと判断するのが難しいほどAI生成作品や素材はこの先より複雑化していくかと思われます。こういったことが起こりますと、著作権侵害を目的としていたり他クリエイター作品を意図的に大量にAIに読み込ませ盗用しているAIユーザーと同等の存在とは到底思えませんので、そういった方々のための救済措置となる対策を考えていく必要性を感じます。(どの過程でAI作品を意図せず使用していたかを情報提供を求める第三者へ明らかにする、web上で閲覧可能な再発防止のためのサイトへの誘導、素材配布サイトへのAI作品の規制強化など)

●受付番号 185001345000006289

AI学習について現段階では作家の許可なく学習に使われ、作家の著作権が全く守られていない現状になります。

AIの使用はこれら作家の著作権を守ることが最優先ではないでしょうか。

そして当然ですが、学習元に敬意の無い方が多すぎるのも現状です。

そしてそれすら悪用している現在を認識してください。

AIは作家、学習元を守ることを確実なものとしてから使用すべきものであると考えます。

●受付番号 185001345000006290

AI での創作物を許可すれば今まで創作を続け経験を積みそれを仕事にしていた人のせ成 果にただ乗りして人の創作物を混ぜたものを自分の作品と言い張り仕事として扱う人が出でくると思います。そもそも人の作品を混ぜて新しく何かを作るなど冒涜としか思えません。著作権は守られないのですか？今まで創作で仕事をしてきた人間がどうなるか予想もつかないですか？AI での創作物生成には反対です。創作者の権利を適切に保護することすらできていないのに権利の侵害を基とした法案をいちいち出さないでください

●受付番号 185001345000006291

友達に絵描きがいます。AIは使わずに生計を立てている人です。職を奪うような案を可決しないでほしいです。この話とは関係が薄いかもしれませんがその友達はうつ病で、今回の草案を見て自殺を仄めかすポストをXしております。1億人という国民の中の1人の意見は塵ほどしか影響がないのかもしれませんが大切な友人がいなくなるのはとても寂しいです。検討は慎重にお願い致します。

●受付番号 185001345000006292

私はAIの生成物に著作権を付与することは反対です。理由は3つあります。

まず、皆さんご存知の通り、AIは学習を必要とします。学習には既存の著作物を使用する必要があります、現在AIの使用者はSNS上の著作物を無断で使用し、その権利を侵害しています。つまり、すでに何千、何万と被害にあった著作物の著作権は守られていないということです。他人の著作物を学習して出来た作品は、完全に著作権違反を犯しています。

次に、著作権とは生身の人間が作成する作品であることを想定し、制定されました。AIはボタンひとつで作品を生成でき、生身の人間より遥かに速い速度で作品を完成させます。しかし、その背景の物語を思い浮かべて作品を創り上げることはできません。金稼ぎしか考えない人間はそれでも充分でしょう。ですが、現在、作品を創作している人にとっては最も大切なことです。漫画の裏話が気になるように、小説の裏設定が知りたくなるように、生身の人間だからこそ、作者が考えた裏を知りたくさんります。背景も物語性も裏話も奥深さもない作品は作品と言えないでしょう。

最後に、AIの作成した作品に著作権を付与するとなると、今まで以上に生活困窮者を増加させる可能性があります。現在、イラストレーターとして絵を売り生活している人や小説、漫画などを描き、生活している人がいらっしゃいます。その人たちが作品を完成させるまでの時間はどう足搔いてもAIの生成速度に適うことはありません。万が一、AIの生成物に著作権が出来た場合、現在創作で生活を安定させている人たちを路頭に迷わすことになります。これは国民の豊かな生活を保証するべき国家として正しいことではないと思います。

これらのことから、AIによる生成物は著作権がないと言えるでしょう。

●受付番号 185001345000006293

AIに学習させる元のデータや作品を無断使用できないようにしてほしい
無断使用したら罰則があるようにしてほしい
AIに何か学習させるときは、必ず元のデータや作品の権利者に許可をとるようにしてほしい
データ学習に関する規制がないままAI技術を推進してはいけない

●受付番号 185001345000006294

人の技術を奪って出力すれば著作権がきれるわけないじゃないですか。奪って切り貼りしてるだけですよ。

●受付番号 185001345000006295

現在稼働して海外 AI イラストサイトでは、アマチュア及びプロのイラスト作品が無断で使用され、その作品を模写、部分的な複製の切り貼りで完成する形です（現に有名な作家名を入力すると、勝手に直筆サインが複製できてしまう状況です）言うなれば、大量のデータを元に作る海賊版と同じです。

一時的な面でみれば、AI 作品というものは短時間で大量に複製することができるので便利かと思われるかもしれません、AI が複製している元の作品の作者は、AI 利用に同意はしていません。

また、様々な作家も「自分がオリジナリティを持って作品を作ったとしても、AI に無断学習されて複製される。」という思いから消極的になり、独自性の発展や創作意欲の向上が著しく低下し、長期的に見て文化の消失などに繋がります。

AI は海賊版と同等かと思われます。対処に踏み切らない限り、市場は海賊版のような AI コピー商品に溢れかえり、作品を生み出す技術の継承がなされなくなってしまいます。AI が生み出すものは、あくまで複製しかできません。10 の学習データを切り貼りして、コピーして 50 に水増しすることしかできないのです。それは、ゼロから 1 を生み出す作家による作品とは全く持って別物です。

●受付番号 185001345000006296

現状の生成 AI は生成に用いるデータセットに著作権上、問題になるデータが使われており、野放しにするのは大きな問題になると考えられる。

確かに、「バスに乗り遅れない」のは大事かもしれないが、適切な規制や賛成派、反対派を交えた議論をせずに生成 AI の関連法案の作成を進めるのはアニメやマンガへの冒涜になってしまうのではないか?

●受付番号 185001345000006297

好きなイラスト作家さんたちが AI による絵の無断使用や、それによる被害を訴えており
消費者側としても作家に筆を折られることは大変困ります。
作家たちと相談の上規制がかけられないのであれば AI 自体の使用を禁止としてください。

●受付番号 185001345000006298

個人の趣味の範囲ではありますが創作を行っている者からしても
作成者自身が使用を許可していない絵や文章などの創作物をデータとして使用する生成 AI
は到底受け入れられるものではありません。
その辺りについての厳格な法整備や元来の創作者の作品と著作権を保護できる基準が定め
られない以上 AI 生成物の著作権を認めてほしくはありません。

●受付番号 185001345000006299

本当に創作者を考えていないということがわかった。

AIが悪いのではなく、「他者が培ってきた技術を無断で利用し、その上創作者を自分たちの材料としか認識していない。」そんな存在をどうしてまもるんですか？

本当にちゃんと被害を確認していますか？

絵柄パクリ、トレース問題をご存知ないですか？

AI以外の点でもただでさえ大変なことが起きていて、裁判も起きている中でどうして更なる被害をうみかねないものを認めろというのですか。

AIの規制が必要なのではないんです。使う為のルールが今ままじゃ悪く、今回の中身も酷いと声を上げているんです。

ちゃんと被害を調べてください。

このままだ新しい技術をもてはやそうとしないでください。

ちゃんの情報を精査してください。

●受付番号 185001345000006300

生成 AI に著作権を認めてしまったら、これを悪用して後からイラストを描いて世に出した人に「これは私が生成 AI で出力したものに似ている！著作権侵害だ！」とやりたい放題できてしまうのではないか。生成 AI はコストも時間もかからず色々な画像を生成できてしまうことから、何千枚、何万枚とすぐに世に出すことができ、これに著作権を与えてしまえば、世の絵を描く人や写真を撮る人は短時間で大量に増え続ける生成 AI の画像を把握できるはずもなく、これを悪用した人に金銭の請求や画像の削除などを要求されてしまうのではないか。これは、技術の発展とは正反対のことと思えます。生成 AI は過去のデータを学習し、似たようなものを世に出すだけで、新しいものを生み出す人はこれに排除されてしまう可能性があるのですから。

そもそも、現在生成 AI は人の描いた画像、撮った写真などを無断で使用し学習している状態です。これは、学習元のクリエイターが本来得るはずだった利益を横取り、損なうようなことが可能な状態であるということです。実際、クリエイターの名を騙り、その人の絵柄などを学習させた生成 AI で生成した画像で商品を作り販売する、健全な画像を売りにしているクリエイターの絵柄などを学習して不健全な画像を生成し、その人のブランドに傷をつける、信用を損なわせるなどの被害が X などで報告されています。

以上のことから、私は生成 AI に著作権を認めることは反対です。

●受付番号 185001345000006301

生成 AI の規制を法律で制定してください。

特に生成 AI は学習先が明確でないものや無断学習を前提に成り立っているものがほとんどであり、学習先の著作権・著作人格権等が保護されていません。

生成 AI から生み出された作品はたくさんの元作品を切り貼りしたものであり、実質的な盗作によってオリジナリティどころか既存の作品の価値を低下させるものです。これらによって金銭的・精神的な被害を受け、活動や仕事を無期限停止した作家もすでに出ています。現在の法律では生成 AI から作家の著作権を守ることが難しくあります。

このような状態では、日本の文化市場を担ってきた多くの芸術界が遠くない未来に縮小します。

生成 AI にこの文化の担い手はできません。AI は既出の作品を学習するため、AI 作品を AI がさらに学習していき、学習そのものが破綻します。

豊かな文化継続のため、AI の倫理的問題を明らかにし、作家の著作権等を守るための法律整備を強く求めます。

●受付番号 185001345000006302

2.(1)従来の著作権法の考え方と整合性について

「ア、著作物の範囲」

1. 思想又は感情の表現であることから事実やデータは当てはまらない、と定義されているが、どこまでを「事実・データ」と定義されるのかが明確でない。
- ・生成 AI は作成するために膨大な情報を学習する必要があるが、その学習元の全てを把握できるのか
- ・学習元の全てが「思想又は感情」が「創作的に」「表現」されたものでない、とどう精査するのか
- ・任意の創作者たちが生成 AI の学習のために使われると許諾したうえで、生成 AI が学習するためのデータを集めるサーバーを作るのか？
- ・生成 AI が学習するための「素材」を提供した創作者が不利益を被った場合の法的処置は保障されるのか

など説明されていない懸念がたくさんある。

全ての背景を明らかにしたうえで生成 AI の積極的利用に踏み出すべきだ。

そもそも無償で複製量産するためのコンテンツを、無料で使うために法律を捻じ曲げているだけにしか思えない。

労働には対価を払うべきでは

●受付番号 185001345000006303

生成 AI の『学習』は現時点ではその学習に許可なく使われる著作物で溢れています、『盗用』や『著作権侵害』に十分に値すると考えます。また生成 AI の学習で使用されるべきデータは、

『生成 AI の使用者自身が』

『一から作った』

『他者の如何なる権利も侵害しないもの』

である必要があります。現時点ではそれが成されておらず、およそ推進して良いものではありません。

よって現時点での生成 AI による生成物に著作権は認められず、生成 AI の著作権についての問題は生成 AI の学習の段階で他者の著作権が侵害されている今の状況を改善してからの話になると見えます。

ぜひ、生成 AI より先にまず著作者、つまり『人間』の権利や尊厳を守る事を優先してください。

●受付番号 185001345000006304

創作をする人間にとって非常に驚異であり、この考え方がまかり通るのであればあらゆる
創作者の意欲を削ぐであろうことは想像に固くない。何故文化庁がこのことに思い至ら
いのか、甚だ不思議である。

●受付番号 185001345000006305

誰の作品でもフリーで学習できるようにしてしまった結果どうなるのかという危険性をもっと真剣に考えていただきたいです。

●受付番号 185001345000006306

現在インボイスが始まり、各個人事業主、クリエイターが悲鳴を上げている状態です。文化の発展は、名も無い人たちの尽力なくしてあり得ないものです。

今のAI技術の発展は、良い方向に進んでいないです。クリエイターの介助になるべく使われているならともかく、特定のクリエイターの情報を集中的に収集しそれを勝手に出力されている状態です。ネットから"拾った"と言って、クリエイターの尊厳も権利も傷付けられている状態がまかり通っている現状で、国がろくに理解もしないままこのような素案を出してくるのは、今後の日本の文化を廃れさせる行為だと思います。

すでに政府のやり方が悪いせいで、日本の誇るアニメやマンガが大打撃を受けています。

なぜ他国ですでに前例があるのに悪い方向へ行こうとするのでしょうか。

日本のクリエイターを守ることを考えるべきです。

●受付番号 185001345000006307

全ての AI 生成物には、「享受」の意図が含まれるため著作者の権利を侵害するを考えます。

AI を扱う際、例えば「このようなデザインで」「このような雰囲気で」「このモチーフを描く」という指示が必須です。

一見、デザインや雰囲気、被写体は固有のアイデアでは無いように思われますが、以下の理由により著作者の権利を害する要因です。

1. AI 学習の過程で、学習元の作品には「デザイン」「雰囲気」「被写体」などのラベリングが施される。つまり、AI に「このようなデザインで」と指示することは、「このラベルに紐づいた作品群を真似して」と指示していることと同義である。
2. それぞれの指示は一般的な用語でも、その組み合わせによっては意図せず特定の学習元を連想させるレベルの類似物を発生させ得る。（クリエイター名を入れていないにも関わらず）実際にそのような事例が多発している。
3. 生成者が意図的に「享受」を狙った場合でも、単語自体は一般的であること、AI 内部がブラックボックスであることから、意図的か偶然か客観的には判断が難しい。

また、もう一つ他の論点を下記に指摘します。

現在、生成 AI の仕組みを理解しているクリエイター達でさえ「自分の作品を学習に使って欲しくない」と意見しており、その数は無視できるものではありません。

つまり、AI にどのような技術的・著作権的正当性があったとしても、AI 学習は倫理的な観点から否定されることもあることにも注意が必要です。

●受付番号 185001345000006308

現状の生成 AI は無断でクリエイターの作品を学習しておきながら、
そのクリエイター自身に迷惑をかけている為、看過することはできない。
現状のまま生成 AI を推進する事はクリエイターの減少を招く。
すでに生成 AI の悪用によって創作活動を辞めるクリエイターが存在しており、
生成 AI の悪用は創作活動のみならずクリエイターの私生活にも影響を及ぼしている。
クリエイターが長い年月をかけて獲得した絵の特徴を生成 AI で簡単に模倣し
クリエイターに成りすましクリエイターを攻撃したり、
クリエイターの絵の価値を落とす者が続出している。
特定のクリエイターの絵の特徴を模倣しなくとも、
現状の生成 AI はサンプル数の多いクリエイターの特徴を多く現出させ、
クリエイターやその視聴者を混乱させている。
生成 AI の学習データはなんらかの人間が作り出したものであるにも関わらず、
同意無く学習に使用された生成 AI でクリエイターが攻撃されている。
生成 AI は人間が作り出したものを学習しなければ破綻する。
現状では、生成 AI が作ったものを生成 AI が学習し続けると破綻していくはず。
生成 AI を悪用しクリエイターを現象させる事は将来的な生成 AI の死滅も意味する。
生成 AI によるフェイク画像が氾濫しインターネット上の情報が混乱している。
特に過去の資料等にフェイクを混ぜられるとその真偽がわからなくなる。
常に生成 AI の生成したフェイクであるかを疑う必要がある為、
すべての資料において真偽を判定する為の労働コストがかかる。
逆に人間が作ったものに対してもまず生成 AI 製なのかどうかの
嫌疑を掛けなくてはいけなくなっている。
生成 AI による無断学習の禁止と AI 生成物を AI 生成物だとわかるように区分けを厳密に
義務付けるべきである。
また現状猛威を振るっている、すでに無断学習された生成 AI に関しても厳密な対処を要
望する。

●受付番号 185001345000006309

結論から記述すると、生成 AI はクリエイターの技術や生活を脅かす危険性が大変高いものであり、規制の必要がある。

現状生成 AI は、イラスト、文章に関わらず個人の著作物を含むデータをそのまま大量に収集し、現物と酷似した内容を吐き出すものである。また、クリエイターの著作物そのものを収集しなければ機能しないものもあり、これを著作者に無断で行い且つ使用料の支払いも考慮されない時点で著作権と著作者人格権の侵害となる。生成 AI において著作権法 30 条の 4 の適用は不当であり、『2.検討の前提として』の項目で言及されている著作権の保護をそもそも無視しているツールということになる。

生成 AI を巡る実際の事件・事象としては、

- (1)海外、スタンフォード大学の研究にて、現状の画像生成 AI に利用されているデータセットには、児童の性的虐待被害画像が多数含まれていることが指摘されている(参照 <https://purl.stanford.edu/kh752sm9123>)。
- (2)日本国内では、画像生成 AI にて絵柄やアイデアが酷似したもの、つまり海賊版の被害にあった人物が、その被害を訴えただけで生成 AI 利用者に誹謗中傷や殺害予告まで受けた事態となっている(参照 :

[REDACTED]
[REDACTED])

そしてこれは氷山の一角であり、法整備がされてない故にこの方を含む更に多くのクリエイターが泣き寝入りしていると考えられる。

- (3)EU では AI 規制法が成立した(参照

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/headlines/society/20230601STO93804/eu-ai-act-first-regulation-on-artificial-intelligence>)

ほんの一部ではあるが既に上記のようなものが挙げられる。

このような問題を無視し生成 AI を推進するなど言語道断であり、創作文化の縮小を招く事態となりかねない。

例えば、現状の画像生成 AI にてイラストが生成されるとする。そのイラストはデータセットに含まれる学習元とされた元著作権者の絵柄を強く反映したり、パーツを切り貼りしたようなものとなる。このような状況で AI 生成物並びにその制作者に権利を与えてしまうとどうなるかというと、元となった著作権者の絵柄を模倣しつつ「これは自分が考えたものだ」と主張し、元著作権者の権利は無視される。最悪の場合なりすましや、知名度や力の弱い立場のほうが成り代わりを食らう危険性が非常に高い。『5.各論点について(3)生成物の著作物性について』で主張されている生成物に著作権を認められるとする内容は、これらを引き起こす可能性が高く許されるものではない。

まずは生成 AI を推進するのではなく、規制や法整備を進めつつ創作者の権利を守ることが必要である。

●受付番号 185001345000006310

産業発展に対する AI 研究の重要性は理解しつつも
著作者の作品と権利は守られる様な法基準の整備を迅速かつ厳格に要求します

●受付番号 185001345000006311

現在の AI のデータセットについては、インターネットに投稿された様々な写真やイラストなどのデータが無許可・無報酬で取り込まれており、著作権はもちろん肖像権にまで被害がある状況だと思います。

AI 利用者が意図的ではなくても元のデータに近しい AI 生成物を作成してしまう可能性もあり、利用の仕方によってはそのデータ元に被害が及ぶ可能性があります。

また、現在は意図的に写真の本人や、クリエイターへの嫌がらせとして生成 AI を悪用する事例も SNS などでよく見られます。

生成 AI と組み合わせたディープフェイク画像での嫌がらせや、イラスト制作者の絵柄を無許可に集中学習させ、それらを販売する嫌がらせなどを見聞きします。

本来生成 AI は今後の文化の発展の為に使われるべきだと思いますが、上記の理由で本職であるクリエイターの利用もはばかられる現状で、尚且つ悪意を持った一部の人間に悪用され、その本職の方々が泣き寝入りや最悪筆をおる事態になっています。

生成 AI 自体はデータセットがクリーンになれば利用したいクリエイターたちは多数いるかと思います。

学習データ元となる方々への承諾を得たデータセットのみを利用できる状態にすることが先決かと思います。

承諾を得るにあたってデータ元の方が納得できる報酬が出る仕組みができないことには前に進まないのでしょうか。

また、悪意を持ってそれを利用する人の規制もできないと生成 AI が界限で普及・成長することは難しいと思います。

まずはクリエイターたちを守る仕組みができない状態では AI を推進するどころか、文化的衰退につながりかねないと考えます。

●受付番号 185001345000006312

AIで生成されたものは、既存の作品を混ぜ合わせて出力しただけのコピー品であり、コピー品に著作権など発生しないと思われます。

今必要なのはAI生成されたものをAI生成であると判別できる技術、またはAI生成物はAI生成物であると明記しなければならないと定める法律ではないでしょうか。

人間の手で作り出されたものと、機械出力のコピー品ははっきりと区別されるべきです。

●受付番号 185001345000006313

絵描きですが大規模な規制を求めます。各先進国との認識の差、生成AIはそれ自体が作成された経緯からして違法であるという認識から大きくズレていって、法による規制とコントロールの路線に切り替える必要があると思います。他国との信頼や足並みを揃えることが必要で、生成AIを一般に普及させ日本の著作物と国としての信頼を地の底に落とすことではありません。また、多くの作り手に被害が出ており、法で規制されてないからこそ起こる嫌がらせも多々あります。先に打ち出した路線にこだわらず、柔軟な対応を願います。

●受付番号 185001345000006314

「侵害行為の責任主体について」

- ・あからさまな特定の侵害物が生成されなくても、私的利用目的で学習された生成 AI 学習データが流出し、その生成 AI を使用した生成物が世に出回った場合、あきらかに「著作権者全体」に被害を及ぼす。すでに及ぼしている。その対応を強く要望する。複数人の著作物を学習させ、その特徴を平均化したものであっても、侵害とみなすべきである。
- ・個人が生成した生成 AI 学習データが流出し、その学習データを元に複数箇所にて何重にも追加学習を繰り返された学習データにおいて、侵害物を学習データに混入させた責任者を特定することは難しく、その対応が求められる。
- ・侵害が発生した後に責任者を追及する仕組みや法案だけでなく、侵害物を含む生成 AI が悪用できない仕組みを導入すべきである。
- ・人間が作成した著作物なのか生成 AI で生成されたものなのかを区別する事自体が現状困難であり、その区分けに関して厳密な取り決めを要望する。
- ・現時点ですでに侵害物入りの生成 AI が世間に流出している中、早急な対応が求められる。すでに侵害による被害が出ているが、違法性が認識されないまま侵害が繰り返されている。

●受付番号 185001345000006315

明確な著作権違反が跋扈している中、AI がクリーンだという意見には賛同しかねます。イラストにおいてはすでに拒否しているにもかかわらず学習されてしまい成果物に対する信用を失ったクリエイターもあり、またそれを外部の人間から AI を利用している・真似していると毀損されている人もいます。またフォントにおいても商用で販売されているものが無料の AI に取り込まれている明確な規約違反もあり、小説においてはクリエイター本人が作成した文章を AI 生成だと判定されたりと、既に混迷を極めています。クリエイターの著作権が絶対として守られない限り、現時点の AI は著作物として認められることは絶対にありえないと思います。

●受付番号 185001345000006316

兎に角一刻も早い法規制をお願いしたいです。

誰でも簡単に他者の成り済まし、ディープフェイクが作れてしまう状況は非常危険です。

作家が自分の絵柄を学習した LoRa を作成され、誹謗中傷や営業妨害といった攻撃され創作活動を休止するという措置を取りました。そして攻撃した相手は休止したのをいいことにその人に成りすまそうとしています。

現在このような理不尽な攻撃してきた相手に対して制御するための法がありません。

またそういった方達は法整備が追いついてない現状を「合法」だと解釈し、嫌がらせに当たる行為を堂々としております。

中年男性の画像を出力したところ、学習データが少なかったせいか学習元の中年男性が本人だと認識できるほどの精度で出力されました。

今後この生成 AI を利用して、証拠捏造、また本当の証拠を出されても「それは AI だ」という言い訳がまかり通ってしまうのは危険ではないでしょうか？

最低限 A I で出力した物はそうであると誰がみても一目でわかるようラベリングが必要ではないでしょうか？

誰でも使える便利なものだからこそ、無秩序でいるのはいけません。

存続のためにもルールを定めるべきだと思います。

●受付番号 185001345000006317

仕事では少しだけ絵を描いた程度で、普段は殆ど趣味の作品を作りネットに上げていますが、そんな私ですら、何度かAI使用による作品のパクリ・嫌がらせに遭ったことがあります。著作権とはこう言った行為から作者を、権利を守る為にあるのではないのでしょうか？クールジャパンとは他者の権利を阻害し虐げるものなのでしょうか。日本に生まれ育った絵描きの末端として、非常に残念でなりません。殆ど趣味でしか絵を描かないような者ですら残念な気持ちになっている中、絵を描くことを生業としているクリエイターの皆さんには想像できないほど不安な気持ちになっていると思います。絵を描くこと、デザインすることは“専門職”です。日本が産んだ大切な文化を、どうか自らの手で潰さないでください。

●受付番号 185001345000006318

素案全文読ませていただきました。

生成 AI の利活用ばかり意見交換されていましたが、人権的に重要な論点であるはずの生成 AI 開発・販売における著作権・財産権の問題がほぼ議論されていません。つまり、生成 AI のクリーンな利活用推進のための前提が完全に崩壊しています。利活用について議論する前に、現状の無責任な開発・販売によって成り立つ汚い商用生成 AI の問題を解決することが最優先です。不特定多数の著作権・財産権を侵したまま、利活用の方法を議論するのは、人権を積極的に棄損して技術発展を目指すことを意味します。そもそも、現状のすでに見えている課題から目をそらし続けていては、生成 AI の将来はありません。

p.10,3.(1).イ.「生成 AI の開発の概略」において、「データから読み取れる多数のパターンやルール、傾向等を学習させ、的確な出力を予測できるよう調整を行う」などと主張していますが、これは、著作物の思想・表現を傾向データとして取り扱い、著作物の価値である思想・表現を盗み取る割合もわからないまま学習元に競合的な成果物を出力することと同義です。つまり、どのような回避手段を取っても、学習済データの情報のどれかが必ず出力されてしまう以上は、著作権法第 30 条の 4 で説明される「享受目的利用」にあたり、本来であれば被学習元の著作物の権利者に利用許諾を申請すべき二次利用になります。しかし、実際に生成 AI を開発・販売する主だった企業は、無断・無料で著作物を複製できる機械解析を建前に著作物を複製（盗難）・学習したデータセットで、競合的成果物を出せる生成 AI を作成したにとどまらず、著作物の思想・表現の二次利用である証拠をデータセットの圧縮によって隠滅できることをいいことに、権利関係を踏み倒して商用リリースまでしました。今の生成 AI 業界は、著作者や財産権者の人権を盗難・証拠隠滅のオンパレードで踏み倒すことによって、企業・利用者共々悪質な無断利用の温床をつくりあげているに過ぎません。

本素案で展開されている主張は、著作権法 30 条の 4 の文面を生成 AI の開発者・利用者にひどく有利な形で乱用し、著作権・財産権等人権を最優先にする技術者倫理への背信行為に他なりません。現状の汚い生成 AI の跋扈に対処できない無法状態における機械学習パラダイスは、人権侵害パラダイスと表裏一体です。

現在の生成 AI は、インターネット上の世界中の不特定多数の公開メディアを無断複製し、そのメディアに競合するデータを生成するための機械学習に無断使用しています。生成のための無断学習による被害者が全世界的に発生している以上、国際的規制が急務となっており、実際、欧米諸国を中心に、既に本格的な規制議論に乗り出しています。この状況で、日本だけ規制を緩めて生成 AI 開発・利活用パラダイスを作る姿勢など安易に見せれば、人権侵害による技術開発を無批判に肯定することになり、国際的にも人権的立場が危うくなることは必至です。

日本も、他先進国と同様、生成 AI の技術開発が孕む人権侵害への対応が必要と認識すべきです。現行法で対処できるなどと嘯いて、生成 AI による被害者に法的対応コストを丸投げするのは、政治の怠慢です。利活用の議論は二の次とし、人権を脱法的に踏み倒せる悪質な生成 AI 開発が、やり得ではなく、やり損になるレベルまで適切な規制を進めることが第一に必要です。

著作物の価値を無断で流用し、盗んだ証拠も隠滅するという新たな海賊行為で開発された現状の生成 AI は、利活用の議論以前に、まず存在を許されるべきでありません。そのような生成 AI は、開発を強制停止させ、ツールやその生成物の価値を無効化させ、市場から徹底排除しなければいけません。加えて、このような人権侵害を土台に成立する汚い生成 AI を何の対処もなく推進したテック企業に対し、汚い生成 AI による汚い生成物かどうかを判定するチェックを作成・公開するよう義務化し、汚い生成物による情報リスクや被害の再生産にかかるリスクを徹底排除すべきです。そして、著作者や財産権者が、金銭的・権利的に納得できる倫理的な開発によって成り立つ健全な生成 AI を開発・販売・利用できる法整備について議論を進める必要があります。

文化庁素案のため、今回の論旨は著作権のみですが、現状の汚い生成 AI は肖像権や知的財産権などの人権や企業利益に直接関わる部分も広範囲で棄損しており、被害者は作家などの限られた層だけないことをご理解ください。

生成 AI の利活用を推進したいのであれば、まず学習元に対して最低限の利益還元と義理を果たせる環境を作ってください。それもできないのに、人権侵害的な生成 AI のクリーンな利活用などという無理難題な話をするのは、何の将来性もなく、日本の著作権意識、ひいては人権意識を大幅に後退させるだけです。

●受付番号 185001345000006319

30代女性。イラストレーターで個人事業主として活動して2年ほどです。

以前勤めていた会社を辞め、思い切って独立しました。

AI イラストについて感じていることを書かせて頂きます。

・AI イラストの使用方法

私は、AI の技術が進化することには賛成派ですが、現在のような使われ方をする AI には反対です。

絵を描く人は何年も勉強して出力しているのですが（もちろん私も）、AI を使う方は絵を勉強しなくとも出力できます。それ自体が悪いことではなく、それを繰り返し Web にされてしまうと、丹精込めて作った絵（私の場合、技術 10 年以上研鑽、1 枚制作時間 30 時間～80 時間）が数分で書いた絵と同じ土俵に立ち、どんどん安売りされ、将来的に今のように絵を描くことができなくなってしまうと感じるからです。

AI 学習するなら、権利を買い取って、有償でしていただきたいと思います。作家に無償で学習をさせているのはおかしいです。

現在、日本のイラスト漫画の絵画技術は底上げされており、とても高いと感じています。AI イラストの使用が氾濫することで、対価に見合う賃金が支払われないクリエイターは消えて行ってしまいます。絵を描くクリエイターが減り、現在の高い水準が担保されなくなると、日本の産業にも影響がでてくると感じます。また、生成 AI の技術もある一定以上から上がらず、AI イラストもすぐに陳腐化してしまうでしょう。人々は常に新しいものに引き寄せられるので、AI だけで技術を伸ばしていくのは、不可能だと感じます。新たな学習が AI には必要で、それには必ず個性が必要です。個性が絵画の魅力になるからです。

AI 学習にはイラストレーターが必要不可欠なのに、イラストレーターに何も還元がないことがおかしいと思います。AI 学習にとっても、イラストレーターの未来を消しかねないのは本末転倒だと思います。

AI とは少し話がずれますが、日本のクリエイターは蔑ろにされている感が否めません。素晴らしいものを作っても、中間企業に取られ、制作者は見合った対価が支払われているのかとても疑問です。やりがい搾取が横柄しているように感じます。

日本の産業を守るためにも、クリエイターの努力や成果に見合った対価が払われる国になるといいなと思います。

●受付番号 185001345000006320

ネットにあげたからといって AI 学習は許可なくしないでください

●受付番号 185001345000006321

AIの学習に許可なしで様々なデータを用いるのはさすがにまずいです。
昨今は VOCALOID であったりなにか元になるデータから新たなものを生み出すことができますが、それは著作権者（声・絵の主）の許可があってこそ成り立つものです。ビッグデータの活用方法を間違ってはいけないです。

●受付番号 185001345000006322

イラストレーターです。学習元に引用された生成 AI の生成物に著作権が付与された場合、私の作品を複製およびそれに加筆したものが商用利用などされることになります。断じて反対します。

そもそも生成 AI にクリーンな学習元（既に存在する著作物を吸収せず、AI 作成者個人が自ら撮影や製作をしたもののみ学習させることを言う）は現在のところありません。最近では企業製の有料フォントを生成 AI で再現し、それを二次配布する営業妨害も発生しました。

どうか規制してください。無法地帯です。私達クリエイターは生成 AI の餌ではありません。

●受付番号 185001345000006323

1. はじめに

クリエイターや実演家等の権利者からのヒアリング等を行なったとあるが、その対象の選定が適正ではない。審議会そのものも生成 AI 使用に過度な積極性をもつ人物を含んでおり、会 자체が非常に偏った人選によるエコーチェンバー化している。現に文化審議会の委員である福井建築弁護士は、漫画家がすでに生成 AI を作画に用いることが一般的だという誤った認識を持っていた。SNS 上で大きな話題になったとおり、これは明らかにクリエイター側の実態とかけ離れておりいかに偏った意見のみで会が構成されているかを如実に表している。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

生成 AI については、許諾の得られたデータセットのみを学習に用いる、生成物の無秩序な氾濫を防ぐため免許制且つ AI 生成物であることを明記する の二点を要求する。これにより現在問題となっている部分はほぼ解決し、著作権侵害のリスクも無くなる。

我が国はコンテンツ産業において強力な人的資源を有しており、行なうべきはその育成と保護である。生成 AI の最大の特徴は権利者を代替する事によるコストカットであり、これを推進することは人的資源の損失・流出を招き、文化の発展も途絶えるだろう。

5. 各論点について (1) 学習・開発段階

平成 30 年の著作権法改正の検討時、現在のような性能を発揮する生成 AI への懸念はあったものの、関係各位への説明は十分ではなく著作権侵害のリスクについて周知されていなかった。(文化庁の担当者は「C P S は、現在の生成 A I を含む概念だった」と振り返るが、当時は生成 A I の出現を想定した説明は行われなかつたと話している。)

要するに、権利者からすれば「話がちがう」という訳である。だまし討ちのような恰好で権利者に不利益を被らせることとなった結果、JASRAC や各新聞社が AI 学習に強固な反対の姿勢を見せている。

法第 30 条の 4 は生成 AI に有利な解釈が進められており、権利者（人権）をないがしろにする点から国際的に非難されている。さまざまな場合わけのケースが議論されているが、結局のところ時代遅れの法をいかに都合よく解釈して、脱法的に著作物を利用できる部分がないか探しているだけに過ぎない。防犯カメラや医療用データに用いられる画像認識ソフトの開発ですら許諾のとれたデータセットが使用されている一方、どんな生成物を出力するにせよ学習元著作物との依拠性が必ず生じる生成 AI のデータセットが海賊版すら許されるというのは暴挙であろう。

●受付番号 185001345000006324

現在ネット上における AI 関連騒動、特にイラスト関係においては悲惨な状況と言えます。

金銭や嫌がらせの為に倫理観の欠如した多数の人間・組織が、プロ・アマチュア・ただの趣味としている方々の公開したイラストを根こそぎデータとして収集し、AI に適当にこねくり回させただけで自身の作品として公開するその姿勢は強盗・詐欺と変わらないと思います。

AI の不正使用に対し厳しい姿勢と法を制定する海外と違って厳密な方がない日本において、早急にイラストレーターの方々の著作権などを保護し、不正使用した人間・組織に対して処罰を制定する必要があると考えます。

日本は著作者・著作物に対する権利や敬意が大きく欠けている傾向にあり、最近では「セクシー田中さん」脚本騒動において [REDACTED] さんの自殺という大変痛ましい事件がおきてしまっています。

創作物は作者の方々が文字通り自身の心血と時間を注いで生み出した物です。

それを他者が仕事として厳正な手続きに則って関わっていく業務ならまだしも、金銭も敬意も払わず、無断で奪って好き勝手弄繰り回して放出する姿はただの犯罪者以外の何者でもないと思います。

今後の日本の経済の発展の阻害を防止する点においても、AI の有効活用の為に有識者から意見を募り、著作者・著作物に対する権利と保護を強化し、犯罪者には相応の対処をするべきだと思います。

●受付番号 185001345000006325

生成 AI には反対です。絵師さんや物書きの権利を阻害するのはやめて下さい、国益を損ないます。

●受付番号 185001345000006326

AI の学習元として利用される作品の著作権、及びその作者の著作者人格権を軽視している。

●受付番号 185001345000006327

反対します。

AI ってほぼ泥棒でしょ、国が率先して奪わいでください。

●受付番号 185001345000006328

（3）生成物の著作物性について

AI 生成物が著作物となるわけがなく、法的な保護の対象になるはずがない。人が生み出した素晴らしい作品は創造した人の思想や感情が込められたものだが、それを AI に取り込ませると思想や感情を排除したただの記号、データになってしまう。AI に“学習”させるとは作品から作者が込めた思いや感情などを強制的に消し去ること。それは著作権ももちろんだが、作品の創作者の思想の自由、知的財産を侵害し、人としての尊厳を踏みにじっていると考える。また AI 生成物は作者の込めた思想や感情を排除し表面的な部分だけを奪った記号やデータを合成させたものである。そこに人が加筆・修正を加えたところで感情や思想など入る余地はなく、著作物となるための要件すべてを満たさない。

この項目だけではなく全体に言えることであるが、取り込ませた個々の作品を創造ではなく機械的に継接ぎにしただけの AI と、人が AI を使わずに行う創作活動と同等に扱うこと自体が間違っていると考える。

●受付番号 185001345000006329

AI 規制をお願いします。ネット上に作品を発表した場合、著作物をコピーされるだけでなく「改変」されてしまいます。これは著作権として保護されている同一性保持権の侵害です。作り出した作品を微妙に変えて「これは AI が出力したものだから、あなたの作品ではありません」と言われるのは、0 から作品を作り出した身としてはとても悲しく腹立たしいものです。

AI が情報を収集するのは構いません。ですが、それを出し発表することは現状に置いても適法な行為ではないはずです。

規制し、せめて AI 出力であればそうと分かるようなデータで出力されるようにするなど、現状のままの運用が改められるような法規制がされることを願います。

●受付番号 185001345000006330

AI 生成物が現時点で多くのベースとなる画像データが著作者に無許可で取り込みが行われていることは、趣味で嗜む者としても「己の作品を勝手に利用されている」「己がこれまでの人生を捧げてきた才能を、対価も支払われずに無断利用されている」としか捉えようがありません。無論、商業で作品をつくりあげ世界的に活躍されているクリエイターの方々も同意のことだと思います。

日本は芸術で世界に羽ばたいてきました。

日本のクリエイターの作品を愛する人々が世界中にいます。

それは、ゼロから 1 を生み出してきた人々の功績です。

そんなクリエイターの方々の作品を無断で取り込み、時間もかけず、作品を作るという経験も得ず、あわよくば対価を得るための道具とされるような AI 生成物に対してある程度の権利を付与するというのはクリエイターへの冒瀧です。

クリエイターは、現状の AI 生成物(既存の著作物をぐちゃぐちゃにコラージュしたもの)を求めていません。

現状の AI 生成物は、確かに趣味としてネットに投稿するだけに留めている人もいるとは思いますがその時点で全て元となったデータの作成者(著作者)に許可を得ていません。悪質なコラージュです。そして、その特性を逆手に取りクリエイター相手に恐喝や煽り行為、誹謗中傷を繰り返す人々が居ます。

そして、AI 生成物で現実に存在する人々の倫理的によろしくないコラージュを作る人々もいます。(ポルノ写真や社会風刺、誹謗中傷への利用目的)

本当に AI 生成物に権利を与えるのであれば、倫理的に道徳的に活用出来るようにするための仕組みを現状よりもより強固にしていただく必要があります。

日本を愛してくれる世界の人のために、お願いです。

クリエイターの権利を奪わないでください。

クリエイターがゼロから生み出した作品を、勝手に「誰でも利用できるデータ」にしないでください。

商業作品を生み出しているかいないかは全く関係がありません。

芸術に詳しい方々、漫画製作の方々、世界的に活躍されているイラストレーターの方々にも必ず国から今回の件を皆様自身が尋ねてください。

こんなアンケートをこっそりとネットで広げている時点で言語道断です。

AI 関係は地上波でも流すべきです。

昨今記憶に新しい「原作付きドラマの著作物をテレビ会社が契約違反をしてまで改変した」ことも考慮に加えてください。

クリエイターの著作物を守ってください。

●受付番号 185001345000006331

生成 AI のマスクデータ内部に著作権で保護されている物があったとして、出力する際に全く同一の品物が出力された際にその生成物の著作権者は誰に当たるのか。絵柄やデザインと言った個人あるいは企業を特定し得る生成物を利用し第三者が特定の人物に対して成り替わりを行う事象についてどう対処すべきか不明瞭ではないか。

●受付番号 185001345000006332

現状、生成 AI の利用で多くの著作物の製作者が苦しめられているのに「十分な配慮」ができるとは到底考えられません。クリエイターを守らず生成 AI を容認するような考えは根本的に見直すべきです

●受付番号 185001345000006333

何らかの法規制は必要と考える。

あるイラストレーターの絵柄で、他者を傷つけるような AI 作品を生成した場合、ぱっと見で AI 生成物だとわからず絵柄を模倣された人に非難が行く可能性がある。

●受付番号 185001345000006334

新しい作品が生み出されなくなり文化が衰退するだけでなく、過去の作品すら歪められてしまい、作品だけでなく権利すら乗っ取られる可能性がある為断固反対します。AI や AI に著作権を与えるのは今後の文化や営みに影響する愚行だと思います。

●受付番号 185001345000006335

まず、生成 AI によって様々なクリエイターが被害を受けています。

なりすまし、誹謗中傷、殺害予告等何故、今まで漫画やアニメ文化を盛り上げてきた先人達が筆を折る事になっている事実を無視しているのでしょうか？

自分はプロではありませんが、絵を描いており日々練習や勉強を重ね、独自の絵を作り上げてきました。私だけではなく、創作者全員が自分の努力の結果を生成 AI に踏みにじられているのです。

生成 AI を利用し嫌がらせをする人々を見たことがありますか？その方たちは故意に対象の絵を奪い、性的なコンテンツを出力したり、なりすましをしたりひどい嫌がらせをしています。

リスペクトもなにもなく、生成 AI の餌の為にお絵かきごくろうさまとバカにしてくる始末です。

現在の創作市場は荒れに荒れています。まず、絵を出しても AI がよく出す絵柄に似ていると言うだけで AI かと疑われ信頼を失うのです。

そもそも創作文化、日本人の人権を守るべき義務を負っている文化庁が何故今までこんなにひどくなるまで生成 AI や著作権問題を放置していたのですか？

法律で類似物生成を罰せるようにしてください。

今現在プロの方もダメージを受けていますが、これからの未来、創作業を目指す若者にとっては本当につらい現状なのです。

AI は医療等人を傷つけないものであれば全然発展してもいいと思います

現在、人を傷つけ市場を荒らすものとなっているのがとても残念です

どうか SNS 等での絵描きや字書きの声、生成 AI を使い嫌がらせをする人々の現実を見てくださいそして法律の整備を希望します

●受付番号 185001345000006336

ネットにあげてる作品は創作者のもの、当然著作権は創作者のものです。

生成 AI に著作権をあげるのは反対です。

●受付番号 185001345000006337

5(3) 生成物の著作物性について

AI 著作物に著作権を与えることは、クリエイターの意欲を削ぎ、「クールジャパン」として海外から注目を浴びてきた日本の文化を衰退させるということである。

絵が描けない人間でも生成 AI で何百枚も絵を生成することが可能である。最近生成 AI は特定のクリエイターの画風に酷似した絵を生成できるようになっている。AI の生成物に著作権を持たせると、「特定のクリエイターの画風に酷似した画像を生成した人物」が「AI が生成した画像に似た画風の絵を描くクリエイター」に「著作権を侵害された」と訴えることができるようになる。

何時間もかけて描いた絵が一瞬で何の苦労もなしに生成された画像の「著作権を侵害している」と言われるようになれば、多くのクリエイターは創作意欲を失われるだろう。生成した画像に似た画風を持つクリエイターを探し、「このクリエイターは私の生成した画像の著作権を侵害している」と訴えることを繰り返すだけで、なんの労力もなしに慰謝料請求を行える。AI の画像生成は人間が絵を描くよりもはるかに短時間で済む。クリエイターの創作意欲を削ごうと考える人間が数人でもいれば、上記のような手口で何百人のクリエイターの創作意欲を削ぐことが可能になる。

生成物に著作権を持たせることは、日本独特の発展を遂げてきたアニメやイラストの文化の担い手を潰すことに他ならない。

●受付番号 185001345000006338

- ・個人/団体の別：個人
- ・各項目に対する具体的な意見

5.各論点について

(1)学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」という部分について、「作風および画風」はクリエイター当人が自ら研鑽を重ね身に付けた財産である。それを生成 AI の利用によって他者が安易に模倣することは、既存の著作物の一部または全部を盗用することと同義であり、元の著作物を作成したクリエイターの権利を侵害する行為である。

また、既存の著作物と作風や画風の類似した生成 AI 作品を他者が公表した場合、それを閲覧した第三者が元の著作物を作成したクリエイターの作品であると誤認し、風評被害に繋がる可能性も考えられる。

以上の点より、既存の著作物を元に生成 AI 作品を作成する場合、いかなる場合でも元の著作物を作成したクリエイターによる許可が必要不可欠であると考える。

●受付番号 185001345000006339

日本の AI 技術発展のためのバランス良い著作権の枠組みを目指して、以下、私見を申し述べます。

私は、生成 AI を使用したメディカルライティングウェブアプリを開発する合同会社の代表です。私のような新興企業にとって、インターネット上の広範なデータへのアクセスは必要不可欠です。しかし、現行の素案では、以下の点に懸念があります。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

素案では様々な懸念・リスクが述べられています。しかし、権利者による AI 開発や学習、サービス提供への過剰な権利行使は、事業展開の大きな障害となり得ます。

アメリカでは、AI 学習がフェアユースとみなされる可能性もあるようですが、この素案が国際的な基準に適合しなければ、日本企業が不利になる恐れがあります。結果的に、優れた日本の技術者や企業が、より柔軟な著作権制度を求めて海外に流出する可能性があります。これは、日本が AI 分野でリーダーシップを取る上で大きな損失となります。

以下に、日経新聞の記事で生成 AI の市場規模のグラフがあります。世界の生成 AI の市場は、2023 年に 200 億ドルですが、2027 年は 1210 億ドルです。この流れに乗って、昨今のインフレで困窮する一方の一般的な日本国民が少しでも豊かになることを選ぶのか、それとも細かい論点の整合性を合わせることを選び、今後も継続して一般国民が貧しくなることを選ぶのか、だと思います。日本の今後の経済力を決める可能性のある分野のひとつであると思いますので、何卒柔軟なご対応を頂けますと幸いです。よろしくお願ひいたします。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC0280Z0S3A800C2000000/>

以上の点を踏まえ、過剰に著作権者を保護することなく、生成 AI 事業が健全に発展できるような制度を強く求めます。

●受付番号 185001345000006340

AI と著作権に関する考え方について、私が疑問に思っている・懸念を抱いている要件は以下のとおりです。

- (1) インターネット上に引用の範囲内で合法アップロードされたイラストやマンガなどの成果物（以下、元成果物）、また違法アップロードの元成果物が AI 学習に利用され、元成果物の原作者や管理者の許可なく商用利用される可能性への懸念
- (2) AI 使用者が生成したディープフェイク（以下、DF）の増加
- (3) クリエイター・エンジニアなどの実労働者ないし未来の労働者である学習者ではない、著作権などの知識をほぼ持ち合わせない層が AI 機能を用いて金銭を伴う取引を行うことの危うさ

各項目とも多くの方がコメントを寄せられているかと存じます。さらに、ここに挙げたもの以外（要項 PDF 内）に記載されていた内容についても問いたい部分は多いですが、まずは上記の三点について挙げさせていただきます。

- (1) の元成果物については、イラストやマンガ、コンピュータグラフィックなどの二次元コンテンツだけではなく、芸能人や公人など現実に存在する人物を含んだ著作権を有するものが含まれます。両者ともに著作権がされることは必然です。
- (1) に加えて (2) とも少々内容が重複しますが、著作権に加え人格権をも侵害する問題かつ、AI 使用者の悪意の有無にかかわらず、悪質な DF が増加することへの懸念もあります。一国の総理であったり芸能人の肖像を無断使用し、AI に読ませて作られた DF に「これは AI 作品です」の著作権が付与される抜け穴も存在するのでは？
- (3) に関しては既にインターネット上で観測されており、他者のデジタルイラストを学習元にして一部加筆を行った（といっても創作性が認められるか訝しい）ものが、デジタルコンテンツとしてネット上で販売されている例があります。これは、元成果物の作者の不利益かつ著作権侵害ではないでしょうか。

インターネット利用が生活標準になった現代において、その利便性を向上させる AI 技術の進展は、切っても切り離せないものだと感じます。しかし、ユーザーの指示通りに情報を整理し最適化する AI 機能を用いるにおいて、クリエイターや IP 元、出版社など、元成果物保持者の権利が守られなくてはなりません。

何卒、慎重な議論をお願いいたします。

●受付番号 185001345000006341

生成 AI に絵柄を真似され、それを利用した悪意のある人間に SNS で成りすまされ、創作活動をしなくなった人達がいます。

ふざけるな。

生成 AI を規制しろ。

日本の文化を AI で潰すな。

●受付番号 185001345000006342

2－（2）AIと著作権の関係に関する従来の整理について

「生成AIによる生成物を商用利用すること」は明らかに享受目的ですが、享受とは「精神的にすぐれたものや物質上の利益などを、受け入れ味わいたのしむこと」とありますので、

商用利用に関わらず「生成AIで生成したものを個人利用の範囲で鑑賞し楽しむこと」「インターネットで共有し、仲間内で鑑賞し楽しむこと」も享受目的と言えます。

生成AIを使用した時点（出力だけでなく、著作物を学習させた段階で）でこういった何かしらの利益を期待しているのですから、生成AIを成立させるために使われた膨大な数の著作物全てが、享受目的で使われていると言って差し支えないと思います。

問題は、現状では生成AIによって、これら膨大な著作物の作者が、著作権を侵害され、対価もなく、理不尽な搾取を受け続けている状態のことです。

享受目的の利用には対価を支払うべきです。

学習を拒否できる方法の確立や、学習させる場合は同意を得ることの義務化、または同意無しの場合それ相応の対価が必要だと思います。

難しいのであれば、最低限の措置として「画像等がAIで作成されたことを明示」「学習段階で使用した著作物を開示」の2つは確実に義務化していただきたいです。

今後も生成AIによる著作権侵害の問題や、生成AIを使用する個人、企業への反発は絶えないと思います。

問題を解決するには、権利的にクリーンなAIを開発することが急務といえます。

現段階では、クリーンなAIはほぼ存在しません。（対価を払って学習させた現状の将棋AIなどはクリーンなAIと言えると思います）

著作者の同意を得て、対価を払った著作物のみで構成されたAIの開発を進めるべきです。

5－（1）学習・開発段階について

5－（2）生成・利用段階について

著作者人格権についてもっと議論する必要があると思います。

生成AIによって著作物が同意なく学習され、出力されることは、その利用目的に関わらず、著作者の人格権を侵害しています。

生成AIは人の学習と同じように学んでいるのではなく、高度な合成技術によって著作物の切り貼りをしています。

そのため、版権キャラクターそのもののような画像や、実際に存在する著名人とそっくりの顔写真を出力することが多々あります。

よくあるのが、人気イラストレーターの作風で、成人向け画像を出力した事例です。このような事例は、成人向け作品の依頼を意図的に避けていたイラストレーターにとってはイメージダウンに繋がります。

こういった事例は枚挙に遑がなく、これらは著作者的人格権を侵害する、不当な改変そのものだと考えます。

●受付番号 185001345000006343

AI を利用する人間の著作権意識が足りない現状です。

他者の作品を無断利用し、それで生成されたもので金品を得る行為を助長することは、創作者の意欲を大きく削ぐ行為だと思います。

つい先日も原作品の扱いに心を痛めた作者様の自死という悲しい事件がありました。AI の誤った利用で、いかなる創作者さまも傷付いてほしくありません。

反対です。

●受付番号 185001345000006344

2-(2)

生成 AI を利用した著作物が近年多く出てきましたが、私が見た中では元絵を無断で学習させ、あたかも自分の絵柄で描かせたように振舞っている方が見受けられました。元絵の持ち主はなりすましをされてしまい精神的なストレスを非常に抱えており、不特定多数から殺害予告などを受けて自殺してしまうような考え方をするようになってしまっておりました。

なりすまし側はモラルに欠けており、元絵の持ち主に対し DMCA の通報まで行い更に精神的に追い詰めを行っておりました。

本来著作権者を守るべき案がこのように悪用されており AI 使用者には必ず「AI 使用」というようなラベリングを画像内に見えるように義務付け、またラベリングなどをせず、なりすましなどを行った場合には相応の刑罰等をするようにして頂きたいです。

●受付番号 185001345000006345

AIによるイラストの台頭により上手な絵というものの価値が薄れていますと感じる。同じような絵柄・質感の作品も多く、AIによるイラストを嫌いする人も少なからずいるため元々そのティストで描かれている方々にとっては死活問題である。AIの学習先は個人ではないのかもしれないが、それでも全てが時間をかけて色々な人々が積み上げ洗練されてきたものである。

また、自分でもイラストを描くが、時間や手間をかけたものが必ずしもいいものとは限らないのは理解していても、AIによって手軽に描かれたイラストにたくさんの好反応が寄せられているといい気分はしない。

●受付番号 185001345000006346

生成 AI で生成された作品に著作権を付与しない。学習元とされた著作物に対して著作権法による保護を求める。第三者の生成 AI での出力目的のために、著作権所有者に断りなく学習元にしてはいけない。

●受付番号 185001345000006347

イラストレーターの立場からの意見ですが、
生成 AI の問題点は学習データが無許可で盗用されている点にあると考えます。
逆に学習データがクリーンであることが証明さえすれば、その AI は一般に受け入れられるものとなると考えます。
以上が私の意見であり、以下は個人としての気持ちや考え方になります。
意見として適切かわかりませんがお送りいたします。
まず、絵柄に著作権はありません。
私たち人間も、人の創作物から影響を受けたり参考にしたりします。
でも AI が行っている学習はただの盗用です。
そのうえ、出力に労力がかからないことがより悪用されやすくなっています。
例えば、「[REDACTED] 先生の絵柄を真似し、時間をかけて練習し、[REDACTED] 先生の絵柄で好きに描く」は
描いた内容に問題があれば批判はあると思いますが、
時間をかけて取り組んだことやにじみ出る作者の個性や人間性・アイデアが尊重されるこ
ともあるでしょう。
しかし、AI を用いて同じことを行った場合、誰でも労力をかけずに同じことができてしま
います。
そうすると出てくるのが
1. 「[REDACTED] 先生の生成 AI で作ったエロ絵・倫理的に問題のある絵」
2. 「[REDACTED] 先生が描いたと勘違いするくらい素晴らしい絵」
になります。
これは [REDACTED] 先生にとって迷惑でしかないことが想像できます。
1 は論外ですが 2 がどれだけ素晴らしいものであってもご本人からしたら自分が作ってい
ないが自分の絵にしか見えないものが大量に世の中にあふれいたら不快ですよね。
この行為は生成 AI の学習元となってしまった方の尊厳を破壊します。
現在、生成 AI を使用している方、権利を主張している方には人格がおかしい方が多いよ
うに思います。
学習元の問題や感情的な問題を理解しているまともな方は危ないものに手を出したくない
ので生成 AI に触れません。
そしておかしな方には話が通用しないため関わってはいけないと理解しています。
生成 AI の学習元にされ、自分の権利や不快感を示しているのに馬鹿にされ尊厳を破壊さ
れ、精神がおかしくなってしまったイラストレーターを私たちはネット上で何度も観測し
ています。

生成 AI 自体の法規制や透明性も大事だと思いますが、それと同じくらい被害者（勝手に生成 AI の学習元にされた方）の救済や加害者への罰則・法的措置を取れるように整えていってほしいです。

私はクリーンで便利な生成 AI が活用できるようになる未来と
被害者が加害者をしっかり裁くことができる未来を求めていきます。

●受付番号 185001345000006348

ネットに公開していても、個人が著した創作物は個人のものです。AIに学習させるための資料でも、公共のものではありません。天下の愚策にも程があります。著作権を無視する下策です。著作権を遵守し、AIを強く規制してください。

●受付番号 185001345000006349

この法案では学習元とされているクリエイターの権利保護が不十分であると思います。芸術のみならず、写真などを使ったディープフェイク、それによる性加害の懸念も強く、AIの活用を認める気にはなれません。AIに費用を割くより、クリエイター達に正式に依頼するなどして、そちらに費用を傾けた方が日本の文化を守る事にも繋がると思います。AIに学習させて出力させたものは、学習元の著作権を侵害しないというのもおかしいと思います。AIの推進をやめるべきだと強く訴えます。

●受付番号 185001345000006350

AI 生成画像は学習元になったクリエイターの著作権を著しく損失させる使われ方が多々見受けられます。その状態で AI 画像を著作権ありと認めてしまえばその元になってしまつたクリエイターの著作権とぶつかることになると思います。非常に害。

こういった意見を提出する場合ですらロボット(AI)ではないことを証明して提出するのに何故それが絵という創作物になった瞬間認められると考えるのか不思議です。

AI 生成画像は現在活動しているクリエイターへ悪質な嫌がらせをする口実になっています。悪質な使われ方が多いものを法的に認めるのはいかがなものでしょうか
日本はまたこうしていじめや事件の助長をしたいのでしょうか。

●受付番号 185001345000006351

著作権を持つ者の許可なく、作品が無断でA I学習に利用されるのは問題ではないでしょうか。

完成したら対価を支払うと制作を依頼しながら、複数のサンプル作成をさせ、それをA I学習に利用するから完成品はいらない、対価も払われなかつたという話も聞きます。

著作権を持つ者の権利が守られることを願います。

●受付番号 185001345000006352

生成 AI が学習を進めることで発展することは沢山あるでしょう。

例えば、介護の仕事の効率化など、そういった困っている人を助けるためのものに使うのであれば、非常に有意義なものになるかと思います。

ただ、全てを学習してしまうのはどうかと考えております。

例えば、著作権が切れたものや、アニメ等を学習することに関しては、以前の歴史等を残すためにも必要かと思います。

ですが、著作権も切れていない、しかも、SNS に上がったものやイラストコミュニケーションサイトに取り上げられたものも生成 AI に学習させ、その結果生み出されたものに著作権をつけるのはいかがなものかと思います。

これは、自分のやっていたはずの仕事やアイデアを「作っておいたよ」と AI がやってくれる。けれどもその出来は自分が思い描いていたものとは少し違くなってしまっていて意図しない形で世間へと伝わってしまうのと同じだと考えます。Web 上のものにも著作権は発生します。自分のわが子を急に取り上げられて、似たような別の子どもを返されたら誰だって怒り悲しみます。それを知らないふりをするということは、あまり推奨できません。

また、生成 AI にそれらを投下するということは、だんだん学習されることを恐れた人々が書かなくなったり、投稿しなくなるということです。つまり、今まで国が推してきた日本のアニメや漫画、小説の文化が少しづつ失われていく可能性もあるということです。生成 AI が学習したとしても、それを超えるアイデアを出すことができるとは限らないのです。

これから出てくる新たな才能の芽を潰さないためにも、生成 AI に学習させるものについて、改めてご検討をお願いします。

●受付番号 185001345000006353

生成AIの利用は今まで築いてきた創作文化を壊すことになります。インボイス制度によって負担が重くなったクリエイティブ産業に携わる方々を更に苦しめることになります。これは市場の縮小にも繋がると考えます。

また、画像生成AIにて顕著な問題で、特定のクリエイターの絵柄を集中して学習することで特定のクリエイターの作品と非常に似通った作品が生成されます。これはしばし問題になっており、そのクリエイターに対して精神的苦痛と問題に対処する時間、場合によつては弁護士に相談するなどを金銭の負担が出ます。そして、特定のクリエイターに対する集中的な学習、出力はその方の作品に似通ったものが増えることになります。増えることは価値の暴落に繋がります。性的な絵についても問題です。性的なイラストを描かない人の絵柄で性的なイラストを出力されると「性的なイラストを描いていないのにも関わらず、性的なイラストを描く人」と見られる事があります。これはイラストレーターとしての市場価値を下げる事になります。

今までも「トレス」「絵柄パクリ」「構図パクリ」でさえ問題になっていました。しかし生成AIというものはそれを遙かに凌駕しています。前よりも精度が上がり、破綻の少ないものを出力できるようになりました。しかしそれは市場や多くのクリエイターを萎縮させることになります。生成AIに学習されない為に絵を非公開にした、対策用の透かしを入れた、などの人を多く見ました。今の環境はクリエイターへの配慮が無さすぎます。守られなければ日本の創作文化は衰退するでしょう。「生成AIに頼めばお金を払わなくていい」「あとの人の絵柄でこういう絵見たいけど、生成AIで出力すればいいか」今でさえこうなっています。生成AIがなければクリエイターの利益となっていたものも多いです。

創作文化を守るために最善の選択をすることを祈っています。

●受付番号 185001345000006354

画像生成 AI が本当にどのような技術か理解して推進しているのなら
国に不信感しかありません。

国内は真っ当な創作者は皆危険性について声を上げ
画像生成 AI は海外からも炎上の火種でしかありません。

闇雲に推進している人は皆発言に矛盾ばかり生じ

「法律を破らなければ何をしても良い」と堂々と発言している者ばかりです。

本当に「クールジャパン」を推していくたいのなら

画像生成 AI で絵描きに嫌がらせをしたり金を稼ぐために躍起になっている人々では無く
今まで地道に好きだからこそ絵を描き続けて来た、これから未来を支えるクリエイター
の事を大切にするべきでは無いのでしょうか？

●受付番号 185001345000006355

1.はじめに

そもそも生成 AI は学習した素材をもとにそれを複製、改造、合成等しているものであり、0 から生み出す完全なる創作活動ではない。もととなる素材も、違法ダウンロードされた著作物であったり、違法なアダルト画像であったりするため、生成 AI による創作活動を許可するには素材元がクリーンであるように規制をかける、もしくは安全性が守られた国指定の生成 AI を新しく作らなければならないと考える。また、生成 AI によるデータの学習と生成に当たり、著作権が侵害されるのではないかという著作権者の懸念の"声"があるが、実際生成 AI に絵柄を学習された後、その生成物を悪用されたためによる著作権者がその生成物を作ったかのように誤解され、その活動を糾弾された著作権者も見受けられる。懸念の声も多いだろうが、実際に創作活動へ影響が出ている著作権者もいることを書いておきたい。自身の著作物の生成 AI への利用を禁止したいという著作権者に対して、「利用されたくないなら著作物を公開するな、そもそも創作活動をするな」といった批判をする、「自分たち生成 AI ユーザーのために黙って材料の製造だけしていれば良いのだ」と下に見るような生成 AI ユーザーも数多く見られ、これからの文化の発展を著しく阻害すると思われる。議論を重ね、著作物及び著作権者を守るような法規制をお願いしたい。

●受付番号 185001345000006356

5. 各論点について

(4) その他の論点について

私見ですが、生成 AI で一番の問題となっているのは、収入面で既存の既存の絵描きなどの著作権者の生活が成り立っていない可能性があることだと考えます。

これは生成 AI の市場と著作権者の市場が重複してしまっていることが問題だと考えます。

思いつく解決策としては、二点が挙げられます。

- ・生成 AI の市場と重複させないようにする。

こちらは現行の生成 AI 推進の仕組み上かなり難しいのではないかと考えます。

- ・生成 AI の市場での利益を著作権者に還元するようにする。

学習という仕組み上、元となったイラスト・創作物は必ず存在します。

市場における対価還元を積極的に行なうことが重要だと考えます。

著作権保護の例として、どうせ侵害されるのであればその前に製品を作ることで著作権者の利益の保護を行なうという方法が挙げられます。

夢ノ結唱 ROSE という作品がそれに該当するのではと考えます。

夢ノ結唱 ROSE は [REDACTED] の歌声を深層学習等の AI 技術により高精度に表現する音声創作ソフトです。

商品としての音声創作ソフトの存在により、その他の人物がアーティストの声を学習させて販売する行為は利益を不当に侵害する行為と判断されると考えます。

また、音声創作ソフト自体の規約により、生成 AI の法案だけでは手が届かない部分まで個々の著作権者に配慮することが可能ではないかと考えます。

ご一考いただけますと幸いです。

●受付番号 185001345000006357

著作者の同意なく、ネット上から集めた情報で学習してゐる時点で問題しかない。
学習データに使われたく無い人の気持ちを考えて欲しい！

●受付番号 185001345000006358

生成AIは技術的に非常に価値がある一方、数十年の時間をかけて磨いてきたクリエイターの技術だけでなく、そのクリエイター個人の人格・精神すらも破壊できるような使い方も可能だという事例が多く出てくるようになっている。

「正しい生成AI」も「悪い生成AI」もどちらもあり得る状況であり、「学習スピード」以外には人間の技術学習とAI学習の差を説明することも難しいと言われているため、生成AIという道具そのもの自体の良し悪しを法的に決めるることは難しい。

そのため「技術に善悪はなく、使う人間に善悪がある」という考えをベースに、「学習または生成の過程」と、「出力物」において、人間の悪意があるかどうかを中心にして議論や法改正を行うことが良いと個人的に考えている。

学習では、著作権法内の「享受目的の有無」を理由に現行法に沿っているとする解釈の元、学習データ自体の利用規約の一切を無視しつつもデータベース利用者にわからなくするような無断利用が蔓延っている状況のため、「享受目的」より文面をさらに明確にして利用できる範囲を絞った状態にする必要と考える。また、これら学習時点での元素材の利用規約違反時の厳罰化も必要かと考えている。

生成過程・生成画像については、意図して特定の人物の作風に類似するものを連続的に生成・公表した場合に、その人物からの親告罪として訴えが出せるような形にしていくべきと考えている。

また、現状では「トレパク被害」と括られる盗用問題でも見られる、「著作者自身が被害届を出すまでの過程が大変すぎるために泣き寝入り状態」「一度決着しても、類似事例・模倣犯が大量発生していたちごっこ化」になる事案が生成AI関連でも今後多くなると考えられるため、相談窓口の設置や被害届の処理の簡略化などを国から推進していくようなことも必要かと思う。

●受付番号 185001345000006359

絵を趣味として描いている者です。生業として描いている友人も多くいる中、見られた意見で賛同できるものを含め意見いたします。

各論点について個別に意見を述べます。

（1）学習・開発段階

権利者の許諾を得たもののみを学習させ、また利用することで権利者にも金銭的メリットが生まれるものでなければいけないと考えます。「ネットに挙げられたものは学習されても仕方がない」という考えには非常に嫌悪感があり、その場合は今後イラスト学習を防ぐためのアプリ等が開発された場合はそちらを支援したいと考えています。ネットは今やインフラであり、そこにイラストをアップロードする行為は「道を歩いている」ことと同じと考えます。勝手に利用される行為を仮にもし文化庁が擁護するのであれば、イラストを学習される側に文化庁が手数料を支払う形であれば、それは真のAI利用への道筋として納得できます。

（2）生成・利用段階

利用段階では、「生成AIをメインで利用し生み出された作品」と、「そうでない作品」の明確な区別を希望します。また前者の場合、違法または作成者の許諾が無いものを学習させた生成ソフトを利用していないことが大前提であり、そうでないものを区別せず混ざり合ったようなエンタテイメントの世界は見たくありません。それは現在の生成AIが権利者の権利を守らず作品を無断で学習しており、それによって生まれた作品を享受することは自分も犯罪に加担していることと同じと感じるからです。

34pの「生成AIに対する入力に用いた既存の著作物と類似する生成物を生成させる目的で当該著作物を入力する行為は、生成AIによる情報解析に用いる目的の他、入力した著作物に表現された思想又は感情を享受する目的も併存すると考えられるため、法第30条の4は適用されない」という考えも賛同しかねます。元の著作者が生成AIへ学習・利用されることを許諾していない限り、私的利用や好意的な理由であっても制限されるべきと考えます。理由はシンプルに自分も含め周囲のほぼすべてのクリエイターがそれを忌避している為です。中には「金銭的メリットがあれば学習を許可する」という考えのクリエイターもいるでしょうから、生成AIの開発段階では、個別にそういうった者と契約関係を結ぶべきですし、利用者は利用段階でそこに注視すべきと考えます。

（3）生成物の著作物性について

これについては今後の訴訟、また海外の訴訟事例なども含めて議論されるべきであると考えますが、前段階として先ほども述べた「著作者から許諾を得たもののみを学習したAI」が使われる事が前提とした議論になるべきと考えます。

（4）その他の論点について

「AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではない」という文章に違和感を覚えます。個人でしか生み出せないものが機械により誰にでも生み出される状況になった場合に現状何が起きているかを知らない者が書いたのか？と目を疑いました。SNS では毎日のように生成 AI の無断学習により作風が非常に酷似した作品が生み出されたトラブルの告発が行われております。当事者の声を聴き、現状把握を文化庁が正しく行うことを強く強く希望します。

●受付番号 185001345000006360

現状の生成 AI 技術は他者の創作物を無断利用あるいは違法アップロードや児童ポルノといった法に反するものから学習したものであり、生成 AI の『学習』という性質上現段階で明確に違法とすることはできなくとも、その成り立ちからして倫理的な観点、社会通念上断固として許されるべきではないと認識しております。

また、学習したデータからのみ作られる最新の生成 AI は、特定の人物や絵柄・キャラクターを集中的に学習させることでそれを再現することが可能です。

これは既に問題になっているように、法による対策を講じなければディープフェイクや海賊版を無制限にばら撒くことを黙認することと同義になります。

これに対し二次創作への批判もあります。

しかし人間の意思による表現の場合、そこに創作者個人の癖が入るため公式作品との誤認が難しいこと、また悪意をもって公式作品と誤認させようとしている場合を除いてほとんどがファンアートでと明言しており、公式の許容する範囲での活動は利益を阻害しない作品ばかりです。

一方、生成 AI によるディープフェイクによるポルノ被害(■等)や特定イラストレーターの絵柄を集中学習することによる嫌がらせやなりすまし被害(■

■問題やウマ娘成人向け二次創作被害等)は後を絶たず、被害者の業務や生活を著しく害していることは明らかです。

これらの他者の利益を害する行為によってイラストや漫画、写真や映像等の表現分野において既に活躍している作家ですら活動休止や自殺未遂にまで追い込まれている中でこれから新たに表現を学ぼうとしている方々は常に自分の表現を誰かに盗まれることと隣り合わせで活動しなければならず、後進育成が難しくなるという観点からも現状の生成 AI を野放しにしている状況は非常に悪手であると思われます。

私自身漫画やイラストで仕事をしている人間として、技術の革新は大変喜ばしいことであり、表現の手段が増えることには期待もあります。しかし、著作者を保護することなく蔑ろにして食い潰し、法的に問題のあるもので作られた現在の生成 AI には強い恐怖と怒りを感じており、法による整備がなされない以上は使う価値すら見出せません。

一意見ではございますが、どうかこれからの AI 技術と創作者の著作権のあり方について賢明なご判断をお願いいたします。

●受付番号 185001345000006361

AI学習が合法かつ無差別に行われる危険性の検討が不十分。全くこの業界の人間から意見を伺っていないことが火を見るより明らかな恥ずかしい法案。創作文化を奪いかねないこの法案には断固反対します。

●受付番号 185001345000006362

現行の素案では、AI全般について問題になっている事項への解決策が十分に提示されていない。

生成技術についてクリエイター側が懸念している事項を解決できる道筋が示されているとはいえない。

AI生成によってクリエイターの制作物がフリーライドされる懸念が拭えない。その結果、クリエイターの創作環境の悪化や将来的なクリエイティブ全体の質の低下が懸念される。

●受付番号 185001345000006363

AI 生成物と人が作った著作権が存在する物を同じ場所で公開することを禁ずるべき。それか、AI で作られた画像を不特定多数が見ることができる場所に公開することを禁ずるべき。この場合の「不特定多数が見ることができる場所」とは、ネット上や、家族友人以外の他人が複数人いるオフラインの場所などである。

非享受目的で行われる AI 生成などない。

AI を制限することによる市場の損失ではなく、むしろ利益の方が大きいと考えられる。

現在の AI 生成は、著作権を侵害している場合が多い。ネットで拾った物を製作者の許可なく学習させ、その特徴の一部を持った作品を生成することは犯罪にあたると考えられる。

AI の問題点としては AI の生成画像がネット上に出回り、映像や画像の信頼度が低くなっていることだ。少し前にあった岸田総理のデマ映像がその例である。知識がある人なら AI によるものだと見抜くことができるが、その知識を持つ人は少ない。そのため、騙されることが多いだろう。

AI 生成物による被害を減らすには、前述の知識を持つ人を増やしていくこと(機械に慣れていない高齢者や、普段から SNS に触れない人のこと考えるとあまり現実的ではないかも知れない)か、公開する場所を本物の映像や音声、画像が公開されている場所と AI 生成物を公開する場所を分けるなど工夫が必要である。

●受付番号 185001345000006364

AI を著作権が発生するもの(イラスト、小説、音楽など)に関わらせること自体を全面的に禁止してもらいたいです。

●受付番号 185001345000006365

断固反対します。

個々人が懸命に創作したものを許可なく AI に学習させ、あまつさえそれに著作権を与えるなど言語道断です。それは創作者を人として見ているのではなく、教材というものとして見ているのと同義ではないでしょうか。非人道的と考えます。

この案を推奨する方はものづくりをしたことがない、ものづくりの大変さを経験（理解）したことがない方だとお見受けします。そうでなければ、このような案を考えつくはずがありません。

もう一度言います。この案には断固反対です。

●受付番号 185001345000006366

商業漫画家です。主に4.5について。現在の生成AIはそもそも「学習元」に犯罪性があり（児童ポルノが含まれているなど論外）、拡散力や制御不可能なレベルで著作権者の権利が不当に侵害されていることを鑑み（特定の作家の作風が集中的に学習・搾取・改変され、作家の精神を破壊する例など）全面的に反対する。自作に知らぬ間に犯罪行為が紛れ込み、それらが勝手に世界中に拡散し、いつのまにか作家が「それをやった」ことにされてしまう危険性を孕む。しかも救済措置は何もない。これでは未来の健全な創作を育むわけがない。現状の生成AIは恐怖でしかない。

まずまだこれを普及させる段階ではない。創作者の保護・AI使用の法的制御・倫理普及などこそ先にやらねばならない。現在生成AIを推進している人達には金銭的に利があるのだろうが、人の権で相撲を取り他人の創作物から盗んだもので利を得る浅ましい行為であり、しかもこういった人々はとても攻撃的だ。著作権者たちの権利が守られず、その意思や意見は無視されているように思う。未来に創作者を目指す者がいなくなつてからでは遅い。

海外の流れを見るにつけ、日本は相当遅れていると思われる。日本は職人だのクールジャパンだの技術者や創作者を持ち上げる割に、創作者の地位を低く見過ぎているのでは？有能な知識層が海外に流れていったように、創作者もそのうち流出してしまう。法の元できちんとクリエイターを守って欲しい。生成AIを推進する漫画家ばかりに話を聞かないで欲しい。

●受付番号 185001345000006367

他人の創作物を盗用し、労せずして生成されたAI創作物は著作権の侵害であり窃盗です。このような行為が横行すれば、創作者は必ず減少し、娯楽によって動いている物流・生産・消費が滞り、いずれの分野においても生産者不足・賃金不足・貧困層の増加など数え切れない問題が増える原因になります。日本の大いな収入源であるアニメ漫画文化に大きな打撃を与えることは言うまでもありません。また、この場を借りて意見しますが、各省庁ポスターでアニメ漫画作品を使わないで下さい。それプロパガンダです。

●受付番号 185001345000006368

画像生成 AI についての意見です。イラストを利用する際のコストカット等が期待されていますが、AI が現在のイラストレーターの市場と大きく競合しながらもなんの制限もない現状は、イラストレーターの市場を荒らし、文化の衰退を招いてしまうのではないかと思うか。また、AI 利用者による嫌がらせを受けるイラストレーターさんを多く見ているのも心配です。そもそも、メリットに対してディープフェイクなどを作るハードルが下がるというデメリットが致命的に大きいと感じます。首相のディープフェイク動画が一時期話題になりましたが、本来ある程度の技術と時間がないと作れないような動画が、AI によって素人が 1 時間程度で作れてしまうのは本当に危ないと思います。イラストレーターの市場との競合を防ぐためにも、誤った情報の拡散を防ぐためにも、AI で生成した画像に透かしを入れることはもっと強制力をもって呼びかけるべきだと思います。

●受付番号 185001345000006369

>著作権者等からの AI によるデータの学習及び生成に当たって、著作権が侵害されるのではないかといった懸念

「懸念」ではなく、実際に著作権を侵害している

「著作権によって保護されている」はずなのに、勝手にその著作物使って生成するのは著作権の侵害に当たらないのか？ 元の著作物にちょっと手を加えたら別の著作物として扱っていいということなのか？

きちんと一から作り出しているクリエーターの著作権を保護せずに、ことを進めるのはおかしいと思う

●受付番号 185001345000006370

今、存在している生成 AI は数多のクリエーターたちから情報を得て作られているもので、中には作家を指定して、指定された作家そのもののようなイラストを生成させるものもあります。これは、その作家が本来得るべきであった仕事の機会や報酬を得る機会を奪いかねないものであります。

また、X(旧 Twitter)上にて他人が作家本人になりすまし、本人を偽物だと通報するという事例も多数目にしております。このようなことは起きるべきではありません。

そういったことに詳しくない方にとっては、作家本人がいなくとも、作家に近しい作品が作れるならいいのでは?と思う方もいらっしゃるかと思いますが、それは違うと思います。

作家の作風は、その人が絵を描き続けてきた人生そのものが反映されたものです。それを奪われて良しとするのは、大袈裟ではありますが、人権の剥奪に近しいと思います。

ですので、私は生成 AI に著作権を認めてしまうのは反対です。どうか、よくよく考えて頂きたいです。

●受付番号 185001345000006371

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」についてです。

今現在、AI使用者による著作権違反、絵の盗作、無断使用などが横行しています。

このままAIの規制がないままAI使用者が横行してしまえば、

- ・現行イラストレーター、小説作家、その他クリエイター業の方々が職を辞めてしまう
(AIに盗まれては損害になるので)

・イラストレーターをはじめとしたクリエイターが辞めてしまえばアニメなどの産業も育たない

・アニメなどの産業が衰退してしまえばアニメをきっかけとして日本に来国する外国人による経済効果が見込めなく、経済が低下してしまう

・現在日本に在住するクリエイターは高い給料および規制の強い中国、韓国をはじめとした他の外国へと引っ越してしまい、日本の作品への貢献が見込めず日本の産業は衰退するこういった恐れがあります。

AIの規制は日本の未来のためにも必須です。

どうか専門の方々の意見を聞き、日本のクリエイターの皆様を守ってください。

このままでは日本の経済が衰退します。

●受付番号 185001345000006372

パブリックコメントの設置、ありがとうございます。

確認した上で素案本文に関する疑問点やご意見などを記載させていただきます。

○ご意見

・まず、全体を通して記載されている「享受」についての明確な論理立てが必要だと考えます。

人間の感情に左右される言葉ではあると思いますが、この言葉の意味を明確にすることはエンジニアと著作者の両者を守り生成AI発展にもつながると考えます。

また、著作権法第30条の4に記載されております「著作権者の利益を不当に害する」場面が生成AIの素案に関してのみ非常に狭小だと感じました。

「享受」の定義などと併せて、今後も議論の余地が多いにある部分だと感じております。

いか、素案に本稿についてのご意見を記載させていただきます。

20頁~21頁

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
における"類似性が認められない生成物"の具体的な類似性についての説明が不十分だと感じました。

また、現状の生成AIではLoRAなど他者(LoRAの場合は複数人ではなく個人である可能性もあります)の著作物を無断で学習させ、新たなイラストを生成するという方法をとっていることが確認されておりますが、他者の著作物を無断で学習させることそれ自体に「類似性」と捉える物は存在しないのでしょうか？

これらは生成AI自体の問題ではなく、生成AIを使用または開発における問題点だと捉えております。

それらの説明も十分に明記していただきたいと思います。

24頁

(オ) 海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて
における以下の文言

"○AI開発事業者やAIサービス提供事業者においては、学習データの収集を行うに際して、海賊版を掲載しているウェブサイトから学習データを収集することで、当該ウェブサイトへのアクセスを容易化したり、当該ウェブサイトの運営を行う者に広告収入その他の金銭的利益を生じさせるなど、当該行為が新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮した上でこれを行うことが求められる。"

こちらの文言は海賊版を学習データとして収集することを規制しないと捉えることも可能ではないでしょうか？

海賊版対策を進めることは前提として、データを収集すること自体にも規制を促す文言を記載した方が良いのではないでしょうか。

26 頁

(イ) 学習済みモデルの廃棄請求について

にて記載されております以下の文言に関して

"また、通常、AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられることから"

先ほども申した通り、一個人が制作した著作物のみを学習させる生成 AI が存在する以上は上記の定義では認識が甘いと感じております。

○生成 AI についての個人的観点

生成 AI における技術的な進歩は目まぐるしく、我々の想像をはるかに上回るスピードでの発展と浸透を感じております。

しかしながら、現状では著作物を無断で学習させたり、ディープフェイクをはじめとした他者の肖像権を侵害するなどの悪用が目立つ一方です。

進歩のスピードに適応しようとしていることは重々承知ではございますが、生成 AI の使用・開発に向けた制限と法整備を進めていただけますと幸いです。

何卒、よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006373

昨今、AIに学習させ生成する為に他人の著作物を無断で使用する案件が、ことSNS上で頻繁に見かけられます。その上で、AIの著作権は自身にある、学習した内容が他人の著作物だと知らなかつた等とのたまう物も少なくありません。

AIの学習を行なうにあたり、その人物或いは企業は必ず文化庁など公的機関に申請をした上で、万が一著作物を無断、無許可で使用した場合は罰則やAIの学習放棄を規定しておくのが良いかと思います。

そもそも、今日の日本において著作権を知らないままに無断転載を行なう物が多いので、老若男女問わず、今一度著作権について理解させるのも必須ではないでしょうか。

●受付番号 185001345000006374

日本は創作の力、自由度で他国の注目を集め、観光に役立てている場面があります。そこでは、「原作」とされる漫画やイラスト、小説も含まれていますが、他にも、二次創作とよばれるものが多様化することにより、話題性をうみ、コンテンツが成長し世界に羽ばたくきっかけとなっていることでしょう。

この素案に目を通したところ、生成系 AI にも著作権の付与を、というところでしょうか。著作物の創意的な表現はその著作物を作った人だけが表現し得るもので、それを複製するのはアウトでしょう。そもそも AI は、「思考」するものではないはずです。機械の世界は 0 と 1 だけであり、「○○を表現したい」という「思考」は存在しません。機械の知識は 0 から生まれたのではなく、人間が一つ一つ丁寧にプログラムしたものでしかありません。機械は 1 を 10 や 100 にすることはできますが、0 を 1 にすることはできないのです。生成系 AI も、元になったイラスト「0 を 1 にしたもの」があるから、そこから生成できるのです。生成系 AI のやっていることは「1 を 10 や 100 にしたこと」と同じであり、そこに機械の意思はありません。生成系 AI は、生成型検索エンジンであり、そこに創作は発生していないと思われます。

また、AI を使用し何万作品と作ったところで、絵師が特に何もない絵を描いても、最初の AI 製作者が「この作品と似てるから」と理不尽に著作権侵害で通報できるようになる、とれます。これは反社会的勢力が、裁判すら始めずにそれを使い恐喝してくる可能性を作ってしまうのではないでしょうか。

また生成系 AI に必要なのは絵やイラストという素材です。人間が 0 から 1 にしたもので。これ以上、創作に関わる人間の価値を下げると、日本の特徴の一つである創作の自由度が著しく減少し、創作活動が下火になる可能性が高いです。そのため、生成系 AI に必要な素材が少なくなる、という悪循環が生まれてしまうのではないでしょうか。

また、WEB 上には子どもを含めた写真が投稿されていることが多いですが、生成系 AI はこれも使用して「作品を作る」ことができてしまいます。ポルノを含む悪質なことに、現実の人間が巻き込まれてしまう可能性を孕んでいます。その辺はどうお考えでしょうか。

この素案は見直した方がいいかと思います。

●受付番号 185001345000006375

うまく使う方法はいくらでもあると思いますが、イラストなどの生成で制御不可能な機械によるパクリが蔓延し、安価に使い倒せるようになって、「人間の絵書きに高いお金を払って頼む必要がない」といったような事態になるととんでもないことだと思います。

●受付番号 185001345000006376

すべての創作は著作権を持ち、絵、漫画、文章、演芸問わず他者、並びにAIから守られねばならない。今現在問題となっているドラマの原作問題も、たった一人が丹精込めて積み上げてきた大事な原作をテレビ局、脚本家という他者に奪われ、果てに命さえ奪われた。それがAI(=芸術活動に身を置く者に限らず、誰にでも表現し得る可能性)となれば尚のこと。創作活動におけるAIの普及は創作者への妨害である。著作権及び著者に関して、作品もその心身も守らねばならないものである。

●受付番号 185001345000006377

素案の「はじめに」から既に、現状の把握が追いついていないのを感じる。

>著作権が侵害されるのではないかといった懸念の声や

生成 AI では、既に元画像(動画、音声、文章)の改変としか言えないレベルの生成物が日々生成されており、また、それが誰にでも可能な状態にある。このまま現状が放置されるのであれば、それは今までクリエイターが作り出した成果物の搾取、プライバシー侵害、ディープフェイクの氾濫などの無法地帯が広がり続けるだろう。動画、音声を利用した一般人による岸田首相のディープフェイク動画や、海外では [REDACTED] のフェイク画像が投稿されたのは記憶に新しいだろう。

生成、開発側が著作権(肖像権)の侵害を心配するのであれば、まずは学習段階から学習に対しての許諾がなされ、場合によりそれに見合う対価を支払ったデータのみを利用し、AI による生成物には消せない AI 生成マークを画像、動画内に義務として分かりやすく見えやすい場所に表示する、合わせて生成に使用されたデータ(セット)の開示を義務付けるなどをすれば、著作権の侵害についてかなり軽減されると思われる。

そもそも現在の法律で許されているのは「学習段階」でのオリジナルデータの無断利用だけで、それによってできあがった生成物を発表、アップロードできてしまうのは「享受」に当たるのではないか。それをよしとするのであれば、学習データの開示を義務付け、著作物を利用された本来の著作者が確認、拒否、訴訟する権利が必要なのではないか。そのためには、現在ブラックボックス化しているデータセット、加えて生成に利用したプロンプトについても透明性が求められる。

また、生成 AI を利用するにあたっての権利意識、ネットマナーを含めた倫理的観点などへの教育が全く追いついていないため、世に出るには早すぎる技術だと感じる。元々日本では著作権への意識が低いため、このまま世界情勢についていけず、日本のみ生成 AI が使い放題な法律のままであったとしたら、いずれ国際問題に発展する可能性がある。せめて生成物に AI マークを義務付け、可能ならば生成物を不特定多数に発表するには上記についてしっかりと学んだことが証明できる免許や資格が必要なのではないかと思う。

それに伴い、生成 AI、もしくはそれを利用したサービスの開発者にも責任が求められる。開発者側は、自身の生成 AI、それを利用したサービスが、何らかの権利を侵害していないか、もしくは生成物に権利侵害したものが出ないようにロックをかける機能も共に開発するべきでないか。それができないと言うならば、生成 AI とは著作権侵害ツール、もしくは著作権ロングダーリングツールでしかないのではないか。

現在、生成 AI では、データに著作者の名前がタグづけられしていることも日々あり、それらを生成過程で弾くことは可能なのではないかと考えられる(しかし、もちろんそうでない場合も同じく多々あるため、これは最低限の措置だと思われる)。

素案を読み進めていくと、一見は学習元のオリジナルの著作者に配慮がされているかのような文章もあるが、データセット、学習データ元への対価、著作人格権等についての言及を避けているようにも見受けられるため、そもそも深層学習に利用されている大元のデータセットに問題があるというところから話を始め、権利的にクリーンなデータセットを0から作るということをしなければいけないと思う。

●受付番号 185001345000006378

著作物の権利は守られるべき。

早急に AI の無断学習に対する法整備をしてください。

クリエイターさん達の未来を潰されてしまうのではないか、
現状があまりにも酷すぎます。

●受付番号 185001345000006379

応援している作家さんが悪意ある第三者に AI 学習され、
泣き寝入りせざるを得ない状況をみて、あまりにもやるせないです。
第三者側は絵柄だけを搾取しておいて有料でデータを売るなど、
作家さんの努力を踏みにじる行為を続けており、怒りを禁じ得ないです。
こういった事象が 1 件や 2 件ではないこと、泣き寝入りせざるを得ず、筆を折った作家さ
んがいること、とても悲しいです。どうか、法的に規制されてほしい。

●受付番号 185001345000006380

生成 AI(イラスト)について

絵を仕事にしているものです。

普段こういった文章を書くことはないので読みにくかったりしたらすみません。

生成 AI を規制無く使わせることを危惧しています。

まず現在表出している問題として、ある一人のイラストレーターの画像を生成 AI に学習させることでそのイラストレーターの絵に酷似した画像を作り出してしまうことが可能になってしまうという問題があります。

絵というものは一朝一夕で描けるものではなく、10 年 20 年単位で培ったものです。

それを AI 学習に許可はいらないからと横からかっ攫って行くのはいかがなものでしょうか？これに規制が無いのが甚だ疑問でなりません。

しかも AI イラストであるということを明記しなければならない法律もないですから、他人の絵を勝手に使っておいてそれでお金儲けをすることも可能です。

何十年もかけて培った技術で何時間もかけて描くイラストがほんのいくつかのプロンプトを打ち込むだけで生成されてしまう。

こんなことをやられてしまえばクリエイターのやる気を削ぐなど容易いことです。

現に筆を折る作家も出てきています。一人や二人じゃありません。

こうやって 0 から 1 を作るクリエイターを減らして行けば将来的には学習する絵も少なくなって今まであったものしか作れない生成 AI だけが残ります。

クールジャパンを推し進めている日本がそれで良いのでしょうか？

それに作品という作者の想いが込められたものを素材にして切り貼りして模倣品を作る行為は制作者の尊厳を踏みにじる行為だと思います。

現在日本のコンテンツは世界中で人気ですが欧米に比べ日本の生成 AI に対する規制は緩すぎます。

このような体たらくでは今後クリエイターが頑張って作ったものでさえ、日本人が作ってるんだから生成 AI を使ってズルしてるだけかもしれない、と思われることさえあるでしょう。

生成 AI を使った企業が毎度炎上するということを考えても世界中からの反発は必至です。

大切な日本のコンテンツを守るためにも、最低でも生成 AI には学習出来るものは制作者からの許可を得たものだけ、そして生成したものには生成 AI を使ったことが明記される法律が必要と考えます。

それと今の著作権法が古すぎてどうしようもないです。

今は昔と違いどんな作品にもネットからアクセス出来る時代です。

昔はちょっと似てるくらいならたまたまってことがあったかもしれません、今は画像を拾って来てトレースするなど容易いことです。

このトレースを証明するのにも現在では訴訟の費用や時間を大量に消費しなければならない割には微々たる金額しか得られないというのが現状です。

これに更に生成 AI の問題が重なればクリエイターの心労は計り知れません。現状のまま行くなら泣き寝入りするしかありません。

最低限、生成 AI と人間との著作権問題が起こった際には生成 AI 側には対人間の場合とは別の厳しい基準を設けてください。そして罰則も重くすることを望みます。他人の魂のような作品を対価もなしに無断で使用して模倣品を大量に制作しているのにも関わらず、現状はリスクが軽すぎる。

もしこのままの制度で行くというのでしたら文化庁が責任を持って、自分の作品が AI によって模倣されたとみなされた作品をクリエイターが一報するだけで訴訟からなにから全て完了させるくらいの仕組みは作ってください。

勿論筆を折ってしまったクリエイターの保護もよろしくお願いします。

もしこのまま進めてしまえば、今後沢山の問題が出てくると思われますが必ず何か問題があった場合に文化庁がどのようにして責任を取るのか明文化して頂きたいです。

それが、問題提起は山程されているにも関わらずそれを無視してどこから連れてきたのかわからないトンチンカンな専門家の意見ばかり聞いている文化庁さんの出来る最低限のことだと思います。

それでは、よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000006381

お金がいくらかかろうが、時間がいくらかかろうが
きちんと適切にAI画像生成による無許可使用、無断学習に
対応、対策、対処してください。
何度も仰いますが、対岸の火事ではないのです。

今現実に国内で起こってる問題から目を背けないでください。

●受付番号 185001345000006382

AI 生成物にはプロンプトと施行回数の量程度で著作物として認めるのでしょうか。
作家の著作物を保護せずに許諾なく使うことを合法とするのでしょうか。
現代社会において AI は必要不可欠になりました。ですが AI 生成物は過去膨大な著作物からの盗作にすぎません。勝手に盗んでいき、AI 生成物を使ってモラルや品性のない攻撃手段として唯一無二である作家の筆を折る蛮行が SNS で散見されます。
盗む相手を決め、勝手に取り込み、作家本人は描かない描きたくない成人向けとして出力し金銭を得る。作家が苦しむように愉快犯として楽しんでいます。
盗まれたくないからとイラストや画像にフィルターをかけ自分の作品を保護する動きがあります。ですがフィルターを破壊するソフトを開発されたりとイタチごっこになっています。こうなってくると盗まれるくらいならもうクリエイターを続けたくないと思う人も出てきます。実際に活動を休止したり心を病んでしまった人を何人も見ました。
私は漫画家です。まだ被害にはあっていませんが、今後いつ標的になるのかと考えてしまいます。もしくは気付いてないだけでもう被害にはっているのかもしれません。
漫画やアニメは日本が世界に向けて誇れる娯楽コンテンツであると認識します。このままの AI 生成物に権利を与えれば次の芽が消えるように感じます。
AI 生成物は、過去の膨大な著作物を無断で取り込んだデータを使うのではなく、あらかじめ契約を得た作品のみを取り込み、そこから出力すべきです。今の AI 生成物には嫌悪感しか持てません。

●受付番号 185001345000006383

AI学習における創作物の無断使用が許可されると、著作権で保護されるべきものが保護されなくなりますので、AIへの無断使用を合法にすることは断固反対です。

実際学習元となってしまうクリエイターの意見を十分に収集された上での素案とは思えません。

今一度このような当事者達を置き去りにした法案はご提出されませんよう熟考願います。

●受付番号 185001345000006384

許可を出していない自分の絵が勝手に AI 学習に使われて
勝手に金稼ぎの道具にさせられるなんて、絵を描く人の精神的苦痛がはかり知れません。
絵を描く人がいなくなり、文化の破壊になり、日本を代表するアニメ、漫画、ゲーム等の
担い手が消滅します。AI を使用するのは反対です。

●受付番号 185001345000006385

創作文化における AI のこれ以上の隆盛は、日本のサブカルチャーの衰退を意味します。衰退の一途を辿る日本という国に残された貴重な国力であるサブカルチャーを、どうか守ってください。

●受付番号 185001345000006386

原作の権利より AI に権利(著作権)を与える理由がわかりません。

AI の学習はその元となる原作を蔑ろにする行為であり、それに権利を与えるのはぼうとくです。作成者の方が保護しなければならないのにその逆をするのはやめてください。反対します。

●受付番号 185001345000006387

4.関係者の懸念の声について

2 番、生成 AI を利用していることにより、法的に著作権侵害とはならない場合についてまで、

著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスクにおいて。

現状 AI 使用しただけで企業に嫌がらせを行ういわゆる反 AI 層が出来上がっており、AI 使用において類似性が無い場合、

侵害行為が無い場合著作権侵害に当たらない事を周知する必要があると考えます。

また一部 SNS において AI 忌避を煽る投稿が多く投稿されており企業が安全に使用するためのガイドラインの徹底

AI 使用自体が著作権侵害に当たらないという事の周知を行う必要があると思います。

また AI を用いた嫌がらせに関しても現行法の業務妨害罪等で対処できる事を周知し AI 忌避を煽る投稿、AI 使用に対する嫌がらせを抑止する必要があると考えます。

●受付番号 185001345000006388

作者の著作権は必ず守られるようにすべきです。

よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000006389

「生成 AI の技術が未発達だから、みんなで成長させよう」の「みんな」に、私と、私の作品（コミック、イラスト）が無断で含まれるのは嫌だなと感じました。

●受付番号 185001345000006390

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
の（ウ）および（エ）には、AI学習のためのデータ利用を無制限に認める場合著作者の将
來的な利益を損なう恐れがあることが記載されている。しかしながら、將來的な販路がな
くともAI学習のためのデータ利用は著作者の利益を害していると考えることができる。
以下は特に画像生成AIについて記述する。

前提

- (1) AI学習によって作成される学習データは昨今の有料AIサービスの利用状況からし
て、財物としての価値を持っていることは明らかである。
- (2) 学習データとは、学習データの元となる画像から言語と紐づいた特徴を取得して平
均化したものである。
- (3) (2)により、言語と紐づいた特徴は学習元の画像に潜在的に含まれている。

以上の前提（1）（3）により、学習元に潜在的に含まれる言語と紐づいた特徴は財物と
しての価値を持つ。これは画像などのデータを著作物ではなく資源として利用できるよう
になったことを意味する。その資源の所有権は著作者に帰属するべきであり、それを不当
に奪われることはあってはならない。

また、（1）については人間の行う学習には見られない特徴であり、AIによる学習は学習
の結果を売買可能な財物として保存する。そのため、人間の行う学習とはそもそも行為、
目的共に異なり、法的にも分けて考える必要がある。

一方、上述の通り学習AIは画像などのデータを著作物ではなく資源として扱っていると
考えることができるため、既存の著作権の枠組みでの対応は難しいとも考えられる。
画像に含まれる特徴とは、AI学習によって財物として扱うことができるようになった新たな
価値であり、これを保護する新たな権利を早急に制定すべきである。

●受付番号 185001345000006391

生成 AI を使って生成された画像に著作権がつけは学習に使われた絵師の方々の絵の著作権についてはどうなるのか。自分の描いた絵を使われて、生成 AI で作成した絵を自分の物とされるのは非常に気分が悪いことや、実際に生成 AI を使ったイラストを公開された学習元となった絵を描いていた絵師が誹謗中傷や殺害予告と言った被害が発生していることからも生成 AI で作成された絵に対する著作権は今の状態では到底良いとは思えない。

また、生成 AI の使用について、事前に使用目的、使用者の個人情報を登録する等の制限をかけるべきであると考えられる。

●受付番号 185001345000006392

私は趣味の範囲ではありますが、X(旧 Twitter)などにイラストソフトを使用し自分で描いた絵を投稿している者です。

イラストを描くことは勿論、他のイラストその他著作権の発生するクリエイティブなことをされている方々の作品を見るのも好きです。

AI に学習させるための、言わば AI にとっての"教材"として「私的使用のための複製・引用・学校その他の教育機関における複製等・営利を目的としない上演等、これらの権利制限規定の要件を満たす場合は、権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用することができる。」というのは、イラストの一投稿者として断固反対です。

昨今の AI 技術の発達はそう言った方面に詳しくない私でも素晴らしいものであると思いますが、同時に多くの人を見てほしいと作品を投稿しているだけなのに、私的利用であったり時には企業が広告制作のためなど内容は様々ですが、生みの親であるクリエイターの意向を無視し、勝手に AI の"教材"として作品がしようされるケースや、酷いもので、「AI の教材として取り込んでしまえば、あとは勝手に AI が作ってくれるから原作者はもう用済みである」と言った、身勝手で心無い意見を見る機会も爆発的に増えました。

真実は定かではありませんが、どこかの AI 開発者が「ネット上にあふれているクリエイターたちの作品を取り込めなくなったらどうすればいいんだ、勝手に勉強させて向上させられるから AI はいいのに！」なんて、クリエイターたちをただの"教材"としか見ていない、著作権もへったくれもないことを言った方までいると小耳にはさんだことすらあります。

日割り増しに AI 技術は進歩しているでしょうから、今はまだ人が生み出したものと見比べると、どことなく不自然な点があったりするものも見受けられますが、進歩とともにどんどんそういったことはなくなってくるでしょう。

そうなると今文化庁で検討されている内容としては、金銭などが絡まない事項ではありますが、やはり「労力・時間のかかる人の手」よりも「AI へ移行しよう」という動きはより加速すると私個人としては思っております。

日本では漫画・アニメをはじめイラストレーターや声優など、他国より趣味・仕事を問わずそういった方面的クリエイターとして活動されている方たちは恐らく大勢おり、今や漫画・アニメ・コスプレイヤーさんなどを国家単位で「我が国の誇る文化」として認められてきていますし、海外からもそういった方面は昔から良い評価を受け、その評価が年々増していることは、文化庁の方々であれば一般市民の私なんかより、把握させていること思います。

その文化の下支えをしている・将来するかもしれない人たちが「AI」と「AI を正しい倫理観で使用しない、自分の利益しか考えない人」の食い物にされてしまう、現状すでにされ

てしまっている状態にあるし、今検討されていることを許してしまうと、それをさらに加速させる皮切りになるでしょう。

一度一部の使用でも慣れてしまえば、次第にその範囲は広がり、いずれ蔓延してしまう未来が容易に想像できます。

教材や営利を目的としない上演等なども、イラストレーターの仕事の一環であったり、クリエイターの挑戦・発表の場であると思います。

そういうところでクリエイターの知らぬ間にAIの"教材"にされ、生みの親と似たようなものが使われると、それを目にした人が仮に「この挿絵や上演に使用されたもの、いいな、この人に仕事を頼もうか」となった際、依頼主が関心を寄せた物について問い合わせを受けるのは、"教材"にされてしまったクリエイターではなく、「勝手にAIに覚えさせたAIを使った人」でしょう。

そうなると、依頼をしようとした側の人は「AIなのか」となり、その人の考えにもよりますので「AIじゃなくて人に頼みたい」となってくれればいいですが「AIで低コストかつ素早く簡単に作れるならAIでいいや」となる方も大勢いらっしゃることでしょう。

依頼主が「AIだったら使わない」と思ってくれても、"教材"になってしまったクリエイターが誰なのかがわからなければ、クリエイターの元へ届くはずだった「仕事」はクリエイターまで届かなくなり、「AIでもいいや」と思われてしまえばそれまで。

クリエイターたちの仕事はどんどんAIにとって代わられ、クリエイターたちの収入や意欲は削られ、その連鎖によって日本の漫画・アニメ・イラストその他多くの文化は急激な衰退の一途を辿る危険性すら大いにあるでしょう。

こちらのパブリックコメントの募集が発表されるや否や、ネットを中心に多くの人が声をあげたり関心を寄せ、"教材"にされかねない立場の人を中心に警鐘の声が立ち上がっています。

どうか、どうか、日本の・世界のクリエイターたちのことを考え、今一度ご検討をお願い致します。

●受付番号 185001345000006393

絵を学習させて活かす、と言うと聞こえがいいかもしれませんが絵は描く人の人生であり感性であり個性です。

それは自分以外の何者にも奪われるべきではありません。人であれ、AIと総称されるプログラム達によってもです。

日本の数多くある財産の中でも文化的な絵、漫画、イラスト、小説、随筆などの作品の価値は国内においても国外においても計り知れないと考えます。

何か体で困ったことや、具合が悪い時は医者へ行き、専門家の意見を聞くと思いますが、何故この件に関しては絵を書き文を書く専門家達の意見を聞かないのでしょうか？何故当事者では無い人達が決めるのでしょうか？

絵や文を描かない人間は余りにも絵や文を軽くみています。

繰り返しになりますが絵を描く人間にとって絵は自分そのものだからです。

AIの運用はもっと慎重に考慮されるべきです。

●受付番号 185001345000006394

AIによる著作物学習利用に反対します。

理由としては、現状AIによる著作権侵害が多発しており、この点を放置したままAI利用を進めた場合クリエイター側の創作活動の萎縮ひいては文化の衰退に繋がると思われるからです。

●受付番号 185001345000006395

今でさえ録に守られていない創作物を心無い存在が更に好き放題出来るような仕組みには強く反対します。

●受付番号 185001345000006396

AIは、オリジナル作品の著作権を大いに脅かす存在と考える。

作品1つ、著作者が、予算だけでなく時間や体力と言った何物にも代え難いコストをかけと仕上げているものが大半を占めると思われる。

AI使用者は、そこを蔑ろにし、AI学習のための餌とさえ捉えている節があると感じる。

親告罪のことが頭にないのだろうかという案件は現に存在するのも想像に難くない。

現状を鑑みて、本邦では法整備でもしない限り、AI使用を禁止すべきである。

(手作業のトレース問題さえ解決出来ないことが多いのだから尚更)

●受付番号 185001345000006397

まず、AIの著作権について、AIの学習を人間が作品を記憶すると言うような範疇と同等で判断しないで欲しい。

AIは人間と違い、記憶の保持に優れている。つまり、高い精度で模倣品を作ってしまう、学習したデータの海賊版を作りかねないという懸念がある。

また、AIには倫理観や法律の概念などがないため、どういった行動が倫理観や法律に抵触しているのか判断できないという欠点がある。

こういった点から、AIの著作権については現在人間に適用しているものより、さらに厳しく取り扱うべきだと考えている。

また、前提としてAIは学習したものからモンタージュして切り貼りのような形で作品を生成するため、人間が作る作品のように、独自の感性や感覚などを作品に投影するということがまず行われないため、既存の作品より優れたアイデアが産み出されることはまずないと言うのが当方の見解である。

次点で懸念しているのが、AIの著作権を人間と同等に規定してしまうと、市場の縮小が起こってしまうのではないかと言うことである。

先ほどものべたよう、現在のAIが人間を越えるアイデアを産み出すことが難しい状況で、AIが人間と同等の権利を得てしまえば、自らの手で創作をする人間が市場から減ってしまうのは明らかである。

現在、AI生成は人間が作った既存の作品を取り込み学習するというやり方がメジャーである。そのため、AIに取り込ませるための作品を人間が作らなくなればそこで文化が停滞してしまうという懸念があるが、現在AIと人間が同じ市場に存在するため、市場を奪い合い競い合う形になってしまっており、本来るべき共存するという形を保てていないのが、誠に残念でならない。

また、次点で懸念しているのが、AIの学習データに既存の人間の写真などを使う人間が現れてきていると言うことである。既存のアイドルの写真などを使うに留まらず、盗撮の写真などを使い、AI生成して販売する者も出てきている。

この場合、他者の肖像権を侵害する形になっていると思われ、その場合、5のカ(イ)のようないくつかの判断を下すのにも懸念がある。

AIは著作権に限らず、同時に他の権利も侵害している事があるということを留意して欲しい。

●受付番号 185001345000006398

イラストレーター含む創作関係の仕事を壊滅させる気ですか！？もうこれ以上AIに自由に学習させる状況を放置しないでください。

●受付番号 185001345000006399

AI を使うことに関しては反対はしませんが、自分からアイデアを出してオリジナルないし
二次で創作をしている方々を蔑ろしている状態での創作界隈にかかる AI 導入は、日本
のオタク文化(世界に誇れる創作アイデンティティー)を壊すものだと思います。
きっと創作に関わっていない方々がお金のみでこの導入をすすめていると思いますが、現
場の声をしっかり聞き、日本のいち文化を守ってください。
これ以上、日本を壊すな

●受付番号 185001345000006400

AIは人間社会で生活を豊かにするための道具である。

ただし道具は使い方次第では人間社会に危険を及ぼすこともある。

例えば包丁はどんな家庭にも必ずある生活に必要な欠かせない道具であるが、同時に殺傷能力をもった危険なものもある。

それでも包丁を廃止するような動きがないのはそれを使用する利益が大きく規制もあり、正しい使い方を社会で出来ているからである。

対するAIはどうなのかというと銃である。

そもそも正しい活用方法すら明確にできておらず、誰しもが取り扱い方法すら理解できていない。

そして闇雲に利用すれば他者の著作権や名誉を傷つけるような不利益の部分のほうが目立ち、悪意がなくとも本人にも他者にも不利益をもたらしている。

現状では正しい知識をもった技術者だけが活用すればよいものであって一般社会において広く利用できるほどの状態はない。

こういったところからも現状ではAIは全てを否定されるものではないが、わずかな利益や一部の人間の利益のために多くの人間が不利益を被るような使い方になっており、規制なしで自由に使える状態ではないと思っている。

●受付番号 185001345000006401

ネットにあがっている作品は、フリー素材という言葉を使わない限り創った方だけの著作権です。AIに学習させるという、創った方の権利を奪うような、人間の尊厳もない外道なことはしないでください。

●受付番号 185001345000006402

ネットにあげられた作品だからといってむやみに AI に学習させて良いわけがないです。

それぞれ作家が魂を込めています。

原作の権利が保証されないなんておかしいです、すぐに取り止めるべき。

●受付番号 185001345000006403

最近、ある方の絵を無断でAI生成に利用し、元の絵描きの方からその絵の削除を求められても無視をしたり、更にAI生成で元の絵描きの方の画風をコピーし、自殺を示唆する画像を生成している方を目にしました。元の絵描きの方はこれらの件により精神的に追い詰められ、活動休止を余儀なくされていました。

誰かの努力を他人が身勝手に盗み、誰かを傷つける道具にしたり、許可もなく金儲けに利用したり、その結果として最初に努力をした人が悲しい思いをしたり、収入を失ったり、精神的なダメージを受けて人生を潰されてしまう。常識的に考えてこのようなことはあってはならないと思います。

常識、道徳、倫理を考慮した上での立法を求めます。

●受付番号 185001345000006404

5(1)等のクリエイターの不利益について

文化は、クリエイターが新たな表現方法やアイディアを思いつき、それに影響を受けた他のクリエイターがさらに新たな表現方法やアイディアを思いつき表現していくことで発展していくものである。しかしながら、生成AIは学習した情報に基づいて既存の作品と似たようなものを作ることはできるものの、新たな表現方法やアイディアを生み出すわけではない。そして、生成AIの画像生成速度は人類の比ではない。以上のこと踏まえると、生成AIが既存の作品のいわば模倣をして生み出したものが世に広まり、さらにその作品を生成AIが学習し似たような作品を生み出すという流れが起こることがわかる。そして、その流れがたとえ短期間であろうと繰り返されると、文化の発展は滞り、生成AIが作る作品の質もどんどん下がっていく。さらに、学習された作品を生み出したクリエイターが、自分がどれだけ努力して作品を生み出そうとすぐに学習され模倣作品が世に放たれることによって筆を折る可能性もある。いくら著作権が法で守られているとはいえ、努力をして生み出したものが世に出した瞬間生成AIに学習され模倣されるとなると、相当の数のクリエイターが創作活動を諦めるであろう。

以上のことから、生成AIの学習・生成を規制しないと、世界に誇る日本の文化は大きく後進することがわかる。早急に生成AIの活動の規制を強め、日本の文化を守っていただきたい。

●受付番号 185001345000006405

生成AIは著作権侵害しクリエイターが被害に合うばかりの道具なので反対です。

他人の著作物を勝手に学習させて生成したものに著作権が発生するのはおかしいです。

著作権は人権です。

生成AIを使う人に悪意がありSNS上で攻撃され、なりすまし被害に合った方もいます。

勝手に写真を生成され、自殺をはかった方もいます。

欧州では規制の動きが出ています。

全てのクリエイターに害しかなくクリエイターが育たない国にするような生成AIを推進しないで下さい。

クリエイターを守るような文化庁になって下さい。

●受付番号 185001345000006406

生成 AI が学習する際に使われるデータと言うものがインターネット上から元データ（イラスト、文章、写真等）の作成者に無断で集めてきたデータというのが大変危ういと思います。

よって学習の際に使われるデータは使う本人が作成したデータのみとする、本人が作成したデータのみしか使用できないように法整備を進めていく必要があると思われます。それと同時に、生成 AI で作成されたものを悪用した場合の罰則も考えていく必要があると思います。（生成 AI で作成したものをつかって学習元のデータを作成した本人を騙って作品を発表する、生成 AI で作成したデータをつかって人の名誉や尊厳を傷つけたりする等の行為への罰則）

●受付番号 185001345000006407

著作権は著作者にあるべきです。

現在、生成 AI 利用者によって成りすましや、執拗な嫌がらせを受けているクリエイターが散見されます。

彼らは「法律的に合法だから」という理由で著作者や著作物をいじめていますし、実際、国が守ってくれないから筆を折ったり、自殺を考えるクリエイターも少なくありません。国の財産でもある創作者を守らないメリットとは何でしょうか？

また、AI 技術に対しては否定的ではありません。しかし、現在の状況はあまりに無法地帯です。

せっかくの技術の進歩を、嫌がらせでしか使えない利用者をまずは法的に制限してください。

AI 作品が評価されるのは、著作者が守られた上での話だと思います。

●受付番号 185001345000006408

AIで生成した画像に著作を認めるべきではない。作成した画像で対価を得たりするべきではない。

AIは今後発展していく分野なので一律に禁止すべきではないが、

- ・児童を含めた性的な画像を学習させない
 - ・学習元（餌にされた）元々の画像を記載する
- ぐらいの決まりはあって方がいい。

●受付番号 185001345000006409

0を1にする人達の努力や才能を奪うことは許されません。

「法がない」というのを言い訳にして、AIや著作権侵害をして、クリエイターを攻撃する人が本当に最近増えすぎていて、やりきれないです。

辛い思いをしている人が多すぎます。

非常に厳しく取り締まるべきです。

●受付番号 185001345000006410

すべての創作物(AI出力のものを含まない)は作者に著作権があり、無断で第三者によってAI学習に使用されることがあってはならないと考えます。まして他人の作品を使用したAI作品に著作権が一律に与えられることは許容できません。著作権侵害に当たるのではないかでしょうか。他国の状況も踏まえてよくよく検討していただきAI使用の規制を正しく行わなければこの国の創作、文化が脅かされる事は容易に想像できます。

●受付番号 185001345000006411

創作物はどんなものでも創作者の愛が注がれている。資料を集めたり構想を練ったり、1つの創作物を作成するのに(人にもよるが)かなりの時間や熱量が必要である。しかしAIでの著作権を認めたら、その時間/熱量をかけないで作った創作物が出回ることになるのは悔しいし、創作物を楽しむ側の視点としても、創作の裏にある創作者の熱意がない作品は見たくない。

●受付番号 185001345000006412

こんな法案が通ってしまえば、誰もネットで活動するということをしなくなり、また芸術
という文化が失われることは明白です。

絶対に反対します

●受付番号 185001345000006413

著作権を軽んじることは文化を軽んじることであり、文化は人の営み。人が織りなすものが歴史であるのならば日本が日本を否定しているおかしな話だと感じる。著作物を他の人が使っていいとするならば、今まで知識と技術を培ってきた人たちの努力が踏み躡られることになり、さらには新たな革新は生まれないことになる。生成AIは現状海外にサーバーがある以上この案が通ったとしても日本が得られる技術の手綱は海外が握っており、ろくな結果につながらないことが予想できないだろうか？

●受付番号 185001345000006414

5(1)、(2)の生成 AI 利用によって生まれるクリエイターの権利の侵害について
生成 AI が登場する前から、SNS を利用して活動するクリエイター(プロ/アマチュア問わ
ず)は存在し、現代ではクリエイターの活動に SNS はなくてはならないものである。
しかしながら、「4 関係者からの様々な懸念の声について」にあるように、生成 AI によっ
て自身が不利益を被るのではないかと懸念するクリエイターも多く、自身の絵を生成 AI
によって学習させることを拒んだり、アクティブなクリエイターになると生成 AI に対す
る疑問・懸念等を発信する。すると、場合によってはこの活動によって生成 AI 擁護者や
利用者的一部からの執拗な批判・晒し・個人情報特定・嫌がらせなどの被害に遭うことが
ある。そうすると、クリエイターは SNS を続けることが難しくなるが、先に述べた通り
SNS は活動になくてはならないものであり、不本意に SNS をやめることはそのクリエイ
ターの大きな経済的損失を生む。また、被害にあったクリエイターを見ることによって創
作活動をやめる他のクリエイターも現れ、この状態が広がれば経済的損失のみならず國の
文化に多大なる悪影響を与えることは火を見るより明らかである。また、クリエイターへ
嫌がらせ等を行う加害者には、著作権法を極端な解釈によって認識、正当化してクリエイ
ターへ被害を与える者が多い。

そこで、生成 AI 利用者のマナーと著作権に関する知識の啓発を強く望む。

●受付番号 185001345000006415

生成 AI によって模倣され、筆を折る作家がいたため、生成 AI は規制、免許制にしてほしい。

●受付番号 185001345000006416

いかなる場合も SNS 上で上げた画像・創作物を無断で AI 学習に使わせたり、それに AI 生成画像に著作権を与えてはいけないと思います。

我々アーティストは何日間もかけて創作物を作っています。簡単に使わないでいただきたい。そして AI 学習のために書いているわけではありません。

私たちは生きている人間に向けて創っているのです。

私たちが SNS 上で上げている理由はこの画像をみて人に幸せになってほしいという思いで描いています。どうかお願ひいたします。学習は反対です。

●受付番号 185001345000006417

世界にあわせて、AIで出力する場合の元データが開示できるようにする
また他人の著作物を使用して、似たモノを作った場合の強めの罰則を設ける
現状一部の人が一方的に殴られてる状況はおかしいと思います

●受付番号 185001345000006418

ネット上にある創作物の AI 学習を是とすると絵柄等を吸収されて、拡散され、筆を折るクリエイターが沢山でています。企業等は安価にできる AI を使いたがるようですが、大本のクリエイターの意欲をそぎ、筆を折らせるのは、日本にとってまさに「金の卵を産むニワトリ」を殺して金をとろうとして、失敗する所業です。絶対に辞めてください。

●受付番号 185001345000006419

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

こちらにある通り、生成 AI による創作物は著作権法で保護される条件を満たしているとは言えないものです。

人によって作り出された創作物の特性(絵・文章の特徴・創作者の知名度)を収集・学習し、それらを混ぜ闇鍋的に作り出された物が生成 AI 製の創作物です。

これが悪意ある個人や組織に利用され、AI の学習元となった個人が泣き寝入りしか出来ないのが現状です。

例えばイラストレーターであれば、自分が創作していないにも関わらず、自分の絵柄と全く同じ作品が公開され、場合によってはこれが営利目的で利用されます。これに対し法的措置や注意喚起を行った学習元の創作者が、AI 利用者によって仕事用のメールボックスに大量の殺害予告をされて業務的・精神的・身体的被害を被る事例もあります。

また、実在人物による写真などを利用したディープフェイクポルノも問題となっており、実際にそういったものを生成 AI で作り出され、インターネット上に公開された少女が命を絶った事件も存在します。

これらの事例を重く受け止め、生成 AI の学習から文化を保護するよう働きかけていただきたいです。

生成 AI は素晴らしい技術ではありますが、今の状態では人が生み出した創作物を食い物にするだけの存在になっています。生成 AI により被害を受けたクリエイターの多くが泣き寝入りし、創作活動を辞めるという事態に追い込まれています。命を絶つまでに追い詰められた人も存在します。

生成 AI はそれ単体として、別途法律を新たに設けてください。人的に生み出す創作物と生成 AI による学習結果を同じ土俵で扱わないでください。それは文化の衰退を推し進める原因になります。

生成 AI は生成 AI であり「人間の創作物を学習しなければ何も生み出せない存在」です。間違っても「営利的に効率のいい生成 AI の方を優先して保護すべき」などという判断をなさらないようお願いします。

●受付番号 185001345000006420

AIに版権物を読み込ませる著作権侵害及び、肖像権侵害行為への罰則は強化されるべき。
しかし、作画アイデアの原案として読み込み専用フリー素材の作成等『版権物を含まない
原案作成をも視野に入れる』事も望ましい。

●受付番号 185001345000006421

●「1. はじめに」に関して

「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」の定義が曖昧であり、非常に危機感を覚えます。現在の文面上からは、以下の内容に見えています。

【現在の文面上から認識できる「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」の例】

生成 AI を使用して作成した文章を丸ごとそのまま小説投稿サイトにアップロードする人物を「小説家」というクリエイターとして扱う。

生成 AI を使用して作成した絵を丸ごとそのまま SNS にアップロードする人物を「イラストレーター」というクリエイターとして扱う。

この人物たちはあくまでアイデアを生成 AI に生成してもらっている人物であり、クリエイターではありません。

Microsoft から出ている DALL-E などでは、「生成 AI から出力された生成物に著作権はない」としているのと同様に、法律上でも「生成 AI から出力された生成物に著作権はない」とするのが妥当ではないでしょうか。

ただし、クリエイター自身が自身の創作物を生成 AI に読み込ませ、その結果を出力させた場合の検討は必要かと思います。

●「5. 各論点について (イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について」

P.17 の特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行う件について記載されていますが、この件の結論は今後以下の行為が横行することになり、今後社会的な問題になるかと思います。

- ・第三者が特定クリエイターの作品を無断で学習させた AI を利用してイラストを生成し、商用利用することで特定クリエイターの商業活動に支障をきたす
- ・反社組織が特定クリエイターの作品を無断で学習させた AI を利用してイラストを生成し、無断で利用することで、特定クリエイターの信用に支障をきたす
- ・第三者が特定クリエイターになりすまし、特定クリエイターを著作権で訴え、被害者が処分を受ける

実際に第三者が特定クリエイターになりすまし、被害者がさらなる被害を被るという事例が発生しています。

この文章は、そういった事例を加速的に増加させる非常に問題のある文面だと思います。

●最後に

全面的に、「誰が」「何を」「どうするか」が不透明な文面だと思います。

特に、「生成 AI の利用者がクリエイター自身か／そうでないか」「利用する生成 AI は読み込まれたデータを全体に共有するものか／そうでないか」のような、「使う人間」と「データの範囲」が透明化されているように感じます。

法律的な文章を読むのに慣れておらず恐縮ですが、上記の点をよりはっきりさせ、慎重に議論を重ねていただければと思います。

●受付番号 185001345000006422

クリエイターの権利を守るため、どうか今一度 AI 規制へのご考慮をお願いします。

●受付番号 185001345000006423

まず始めに私個人としては生成 AI の使用や、生成 AI を構成するためのデータの無断学習自体に根本的に反対です。

1. はじめに

「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」とあります
が、現状とは異なると思います。確かに利用している者は一部いると思いますが、作品の
質や何より信頼性の点からクリエイターと呼べるレベルでは到底ありません。

1月に福井健策氏が「漫画では背景の下絵に生成 AI を使うことは一般化しつつあり」と
SNS で発言(後に撤回)し、現役漫画家を含む多くのクリエイターから実情とは全く異なる
という指摘を受けていました。

このようにそもそも創作に対する理解と現状調査が足りない状況で、創作がわからない人
間によって議論が進められているのではないかという疑念がぬぐえません。

> 4.3 <クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

仕事が奪われる以前に、クリエイターへの嫌がらせ行為が横行していることが問題です。
理屈上では手描きでも作風の模倣は可能ですが、それには高い技術とそれを修得するため
の時間・努力が必要です。クリエイターはそうして得た大切な技術を、嫌がらせ行為のために
使い捨てにはしません。

一方で大切な技術など何もない生成 AI 使用者は、平気で特定のイラストレーター等の絵
柄を模倣し嫌がらせ行為をしている状況が多数あります。

仮に SNS の通報機能で凍結措置になっても、失うものが何も無い生成 AI 利用者は別アカ
ウントを作つて同じことを繰り返すだけです。

個人で法的措置を講じることは時間や費用のコストが高く、泣き寝入りになる状況も多く
日本の創作の発展のため、このような状況を許してはならないと思います。

> 4.4 <クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

クリエイターが心血を注いで作った作品が、生成 AI を構成するただのデータとして収
集・消費される状況で、熱心な創作活動をする気持ちにはとてもなれません。貴重なク
リエイター人材は失われ、必ず技術の空洞化を招きます。

一度失われた人材や技術は二度と元には戻らず、質の高いクリエイターが多くいる日本の
強みを自ら潰すことになります。

> 5. (3)イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について生成 AI
のプロンプトは共有・使い回しされている部分も多く、どれが本人が自分で考えて入力し
たプロンプトなのか判別することは容易ではありません。

そもそも指示を修正しながら試行を繰り返したところで、やっていることは「選んで」
いるだけであり「創って」はいません。

他人に絵を描かせて、修正を指示して更に何枚か描かせ、その中から1枚を自分で選んだとして、自分が描いた事には決してならないでしょう。そんな行為がどうして生成AIを通せば著作物性が認められる場合が生じるという話になるのか全く理解ができません。

>6.最後に

そもそも、生成AIの推進についてどのような展望をお持ちなのでしょうか？

創作に及ぼす悪影響は4.3および4.4の項目で述べましたが、その他にも生成AIは社会への様々なデメリットを与えるものです。

例えば昨年には首相が実際には発言していないことを発言したかのようなフェイク動画が出回りました。また災害時にはインプレッション獲得目的で作成された偽画像が拡散され、大きな混乱を招いています。

音声の生成AIなどは、今後詐欺のツールに使用されることも懸念されます。手軽にイラスト等を大量生成できることは、コミッショナサイト等を通じて反社組織の資金洗浄に利用されるのではという指摘もあります。

1月には米国で[REDACTED]氏の性的なディープフェイク画像が出回り、ホワイトハウスが法規制について言及する事態となっています。これは著名人だけでなく、今後一般人でもリベンジポルノのような問題が起こる可能性が高いです。

これが生成AIの開発・使用自体に反対する理由です。

これだけ社会秩序を混乱させる要素があるにも関わらず、それを上回るような社会全体としての利益の見通しを、誰一人として示していません。

これで得をするのは「自分のビジネスチャンスになるなら、社会がどうなろうが関係ない」と考えている人間くらいではないでしょうか？

また一般国民への著作権制度の周知自体が不十分すぎると考えます。

海外では日本以上に生成AIへの懸念の声が大きいですが、これは決して日本的一般国民の間で反対の声が少ないのでなく、そもそも著作権自体がよく理解されていないことに起因していると考えます。

このような状況で生成AI利用ありきの法整備を進め、決まってから周知するというのであれば、それは強引すぎる手法だと思います。

●受付番号 185001345000006424

学習元の権利が守られず不利益を伴う現状ですと元データを作ろうとする人が減少し日本の文化活動が停滞すると思います。

AIに使用するデータは学習元の許可や利益がきちんと入るように調整していただきたいです。

●受付番号 185001345000006425

2.検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

について

○ このため、法第 30 条の 4 では、著作物は、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとし、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為を広く権利制限の対象としている。

とありますが、生成 AI による画像の生成は「享受」に該当すると考えます。

生成 AI は深層学習によるデータセットがなければ著作物を生成することができません。

生成 AI が生成する著作物はデータセットの中に含まれる「著作物に表現された思想又は感情」に依拠しており、「享受」の定義に該当するように感じます。

●受付番号 185001345000006426

イラストや漫画アニメが好きですが、作者さんたちの作品の無断使用は許されるべきではないと思います。

クールジャパンを売りにしているのに、創作物の作者さんたちへのストレスを与えていません。

そうやってストレスを与えて無断利用され作成されたAIの作品に著作権があるのはおかしいです。

●受付番号 185001345000006427

すでに生成AIは誹謗中傷などの他人の攻撃や犯罪に活発的に利用されている状態です。自分の身近なところでも被害に遭っています。この素案は攻撃者や犯罪者を増長させるものになっています。

能登地震ではデマの書き込みによる情報錯綜が多く見られましたが、この素案が通ればデマやディープフェイクがさらに増えると懸念しています。

情報の広がりはネットが普及する前とは比べ物にならないほど速くなっています。悪用する者もさらに狡猾になっています。新技術が多くの学習元を必要とする以上はしっかりとした法規制をしなければ、日本が持つクリエイターの多様性、独自性は失われ文化と経済の衰退を招くと懸念しています。

●受付番号 185001345000006428

フリーランスのイラストレーターとして、およそ1年活動しているものです。

私は本案に関して「反対」を表明いたします。

理由については以下の通りです。

・現在に至るまで、多くのクリエイターが生み出した作品が、本人の認知しないところで学習、生成されていること。

学習が違法では無いことは、人間が行う情報の取り込みと同義と仮定した上で判断だと考えておりますが、AIと人間では取り込みの正確性に誤差があり、AIは正確すぎるが故に著名イラストレーター様の一部が出力されてしまっているように感じます。

では、こういったことが起こらないよう精度を落とせばよいのか？となると、私はそうは思いません。

なぜならば、それは人間の創作性を司る脳の一部を作り出しているかのように思えてしまい、人間の創作力、創造性を低下させることに繋がるのではないかと危惧しております。AIが流行した当時から今に至るまで、SNSではAIイラストを使用していることを伏せながら、AIイラストの違和感を覚える部分にのみ修正を加え、あたかも自分が1から描いたかのように掲載される方が散見されるようになりました。

それはそれで努力を認めるべきという考え方もあると思います。

しかし、そこから光の当たり方、風のなびき、骨格、肉付きの理解をしようと努力する方はどれくらいいるでしょうか？

いつかはその補助無しで描けるようになる人はどれくらいいるでしょうか？

近年デジタル化の進む日本では、学力の低下や漢字の認識の衰えが指摘されつつあります。私は、クリエイト方面でも今後同じことが起こるだろうと考えております。

●受付番号 185001345000006429

ディープフェイクの件も含め、すでに生成 AI での深刻度の高い犯罪が多く存在している状況でこれ以上生成 AI の作品と著作者に権利を与えていいものだとは微塵も思いません。

このままの素案では好きな画家、クリエイターの方々が犯罪に巻き込まれないようにネットに作品をあげなくなることかと思いますし、それはとても悲しいです。文化崩壊を起こす要因にもなりかねません。

また、タレントの写真を使ったフェイク画像も横行する事態となり、人間の尊厳を損なう(誹謗中傷者の武器になる)ものだと考えます。

生成 AI に著作権を与えることはやめてください。また、生成 AI の学習素材となるイラストの権利を守らなければいけないと思います。

今アニメや漫画の日本の素晴らしい文化を作り上げている方々の尊厳を傷つけるような真似を国でやってしまえば、文化の衰退は免れません。

●受付番号 185001345000006430

現時点で、特定のイラストレーターの画風を学習し、真似た AI イラストを出力できるソフトが世に出ていている。これまで何人のイラストレーターの作品が、このソフトに学習され、時には生成 AI に反対するイラストレーターへの嫌がらせとして利用されてきた(ソーシャルメディア、特に X 上ではこれがかなり顕著)。

現時点では最低限のラインとして、「特定の人物の作品を集中して学習データとして取り込み、その人物の作風を真似たものを出力する」ような AI のサービスは禁止すべきだと感じる。悪意を持った者が利用し、営業妨害になりかねない。

●受付番号 185001345000006431

最近に [REDACTED] 先生の事件があったことは記憶に新しいです。

基本的に著作物は人間が作成したものであり、その二次利用は著作者個人の意思に基づいておこなわれるべきことは本事件からも明白です。

個人の意思に従うことを第一に扱われることが徹底されない限り、A Iへの二次利用は許容できません。

そうでなければ、[REDACTED] 先生と同様の事件が起きることは明白です。

●受付番号 185001345000006432

ネットに上がったものをAIが学習しても良いということになってしまったら、クリエイティブ分野は無法地帯になります。その上AI生成のものに著作権を認めるなんて、クリエイターの人生を潰しにかかるとしか思えません。AIに著作権を認めるなら、学習元の権利もしっかり保護しなければなりませんし、それができないのであればこんな法案が罷り通って良いはずがないです。

●受付番号 185001345000006433

A I を利用したイラスト、ボイスによりその元となった創作物をつくったクリエイターが本来得るべきだった利益を掠め取り、
創作界隈全体の衰退を助長することを懸念する。

●受付番号 185001345000006434

創作という文化がないと日本が更に荒みます。

生成 AI に著作権を与えることは断固反対です。

●受付番号 185001345000006435

AI学習を許可するのはやめていただきたいです。

●受付番号 185001345000006436

この素案に反対する。「二次的著作物ではなく、著作物を保護する」という観点をより求める。

「AI学習により作成された学習済モデルは学習に用いられた著作物の複数物とはいえない場合が多い」と「AIと著作権に関する考え方について(素案)」の中で指摘されていた。しかし実際にはAIは学習元のデータを模倣する形でのみ生成が可能となる。いわば二次的著作物であり、このAIが無断で著作物を模倣し、利用者によっては大衆に向けて発表がなされる行為は著作権侵害に当たると考える。酷似する作品を投稿し続けるAI学習利用者によって学習元である著作者がクリエイター活動を辞任した前例がある。これにより、同素案の「学習データである著作物と酷似しない者を生成することができる」という文章も正当性が問われる。

このようにAI学習を是とする動きは、クリエイターの発信や活動自体を停滞させる行為であると認識している。より著作物の保護がなされるよう、変更を求める。

●受付番号 185001345000006437

クリエイターの権利を守るため、どうか今一度 AI 規制へのご考慮をお願いします

●受付番号 185001345000006438

全項目に対して（5.（4）その他の論点）

全項目に対してまず述べさせていただきます。

前回の委員会でも言わされた方がおりますが、制限規定の制限に含まれない著作権の核である著作者人格権について全く考えられていないものと思われます。特に注目したいのは『同一性保持権』と『氏名表示権』です。

生成AIの構造は、より正確に言うと確かに学習した素材の切り貼りではありません。昨今の様子を見るに、もっとも近いものは復元及び合成といえるでしょう。最近のものは特に著作物の復元率が高く、生成AIが独自に考えた新しいものではなく、もともとそこにあったものを良い感じに混ぜて出力しているに過ぎなくなっています。

そしてこれを『同一性保持権』における「改変の許容」とおっしゃられるかもしれません、代表例として書籍から電子書籍がありそれを基準と考えるならば、許容外です。許されるのはAIの学習という著作物の数値化まででしょう。

もし生成を許容に含めるにしても、「AIが学習して出力しているから問題ない」にすれば、人間よりもAIの方が権利が強くなります。「AIが学習し出力したものを使っている」にしても、権利を保持する著作者よりも権利を持たない人間の方が強くなります。どちらも著作者の人権・人格権が蔑ろにされています。

なお、AIが機械学習・生成したから機械学習した著作物の著作権は関係ないというのは論外であると考えます。学習時に数値的に変換しただけで、著作物の著作権は変わらず著作者のものです。これを良しとしてしまうといわゆる権利ロンドリングとなり、著作物が保護できていないといつても過言ではありません。書籍から電子に変えたとしても著作者が変わらないのと同じ考え方です。

『氏名表示権』については、使った著作物の著作者名等を記載する権利です。スーパーやホテルなどのBGMは記載しなくてもよいという判断になりますが、AI全般においては記載するべきでしょう。億単位で現実的ではないといわれましても、権利者から見れば使った著作物に対する敬意は持ってほしいところです。あとは、使っている人への敬意も含まれます。食品に使われた材料が書かれているのと同じです。使っているAIが一体何を学習しているのか、それは安全性のためにも記載すべきでしょう。

第50条によって著作者人格権は制限されないことを忘れないでください。そして機械と人間を同じように考えないでください。

◆5.（1）学習・開発段階「絵柄とアイデア」

著作物とは創作的表現のある文芸・美術・音楽・学術に属するものをいいます。画像生成AIが学習しているのはそれを構成する絵柄やアイデアなどと言われますが、実際の機械学習に用いられるのは著作物そのものです。つまり学習しているのはその人の創作的表現になります。学習されているのは、絵や写真といった創作的表現の塊そのものです。アイデ

アや絵柄だけではありません。画像を丸ごと機械学習しておいて、それだけにとどまっているとどうしていえるのでしょうか。

5. (1) 学習・開発段階「海賊版の利用について」

海賊版の利用を許容することは文化庁が行っている海賊版対策と矛盾する行為です。2021年にダウンロードも違法とした意味がなくなってしまいます。そもそも制限規定というのは著作権法の定めるところの「公正な利用」のためであると考えられます。「公正な利用」だというのに、著作権者から作品を盗んだサイト等を利用するというのは一体どういう了見なのかという話になります。「公正な利用」であるというならば、著作権者が投稿した正規の著作物を利用してください。海賊版の利用は論外であり、30条の4について考えるにあたって不要です。

5. (1) 学習・開発段階「但し書きについて」

但し書きの範囲が狭すぎます。去年と一昨年で起こったことを見ていませんか。画像生成AIによって、著作者たちの市場が荒らされ生成AI使用の締め出しを行ったというのに、そのような範囲は到底納得できるものではありません。画像生成AIにおいて言えば、絵の価値を地の底まで落とすようなものであり、文化の発展ではなく文化の反芻をその増殖と言えます。学習した著作物と全く同じ市場に出ているのにどうすればそれが著作者の不利益にならないといえるのでしょうか。現在は、著作者を守るために各市場が動いたことで、事なきを得ているにすぎません。

5. (3) 生成物の著作物性について

30条の4とは関係ないため、別の形で話し合われてはいかがでしょうか。30条の4は制限規定であって、それが著作物であるか否かを決める存在ではありません。まず、30条の4の正しい解釈を決定することが先決であり、それが前提としてなければ話せない内容です。先走りすぎのように思います。

●受付番号 185001345000006439

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」は、守られるべき絵や文章の作成者の権利が守られていない内容に感じます。AIによる創作はけしてオリジナリティのあるものではなく、AIの学習には厳しい制限をかけ、学習元の作品にこそ権利があるべきです。AIを使ったイラストや文章の使用そのものに規制が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000006440

現在の AI は人間が膨大な時間をかけて行う学習や出力を一瞬で行うがそれは創作性の発揮ではなく既存の著作物を複製・コラージュして吐き出すものでしかなく既存創作者の著作権の侵害をしていると考えています。

学習と思考錯誤で長年を賭けて生み出したものが一瞬で解析され、誰でも自由にそれを使えるようになり、元の創作者のイメージを既存したり本来その人に入るはずだった利益を横からさらうという形がまかり通るようになれば創作をするものは減っていくのではないかでしょうか。

著作物で生活をするクリエイターは真面目に時間かけてやるだけ他の人の益になり自分の稼ぎが減っていく状況で、一体どれほどの人数がクリエイターとしての生活を続けていけるのでしょうか

(現に SNS などでは画風のコピーによる商売などを忌避して休止を発表している方も見られます。)

膨大なすそ野があることで一流の物が生まれてくる可能性は高くなるのに、波に乗り遅れまいと AI 保護を優先し創作者の著作権を守らずその数を減らす方針をとるのであれば、AI が学習をするもの自体が産まれにくくなり結局創作文化そのものが衰退するのではないかでしょうか。

将来的に AI が発展し創作者のサポートができるような形になることは望みますが、まず大前提として学習にあたり著作者が許可を出せ、金銭的な還元などがしっかりされるシステムを作る

勝手に学習することは著作権の侵害であるといった形で既存の権利を守ることにしない限りは AI の推進に賛同することはできないと考えます。

また国外では A I に対する反発がかなり強く、 A I による大量生産を行ったところで国外で反発を招き製作した著作物が価値を認められず常に炎上の種がまとわりつく状態で推し進めることに果たして意味があるのか？とも思います。

●受付番号 185001345000006441

AIを取り使う方の他者への配慮のなさ、元々の絵を創作されていた方への精神的侵害、物理的侵害、モラルやルールのなさから起こる問題が既に多くトラブルになっています。使われた元の作者さんが精神的に追い詰められて創作をやめる、活動を自粛するなど、既に多くの被害が確認できると思います。

業界にマイナスイメージがつくことが、そもそも大きなデメリットで、問題ではないでしょうか？

そして、そうやって絵を描かれる方が公開を控えるのは業界の縮小にもつながります。一般の方がその業界を知る機会が減るからです。目指す人も減ります。

AIに怯えることなく、堂々と作品を発表できるようにしてください。

AIによって制限をかけられるようなことにしないでください。

屁理屈をこねてAIを使い、創作者にストレスをかけ、手を止めるような現状をなんとかしてください。

この産業が衰えたら、日本はどうなりますか？

●受付番号 185001345000006442

AI学習させるのであれば「AI専用のインターネットサイト」を作ってください。
そこでのみ今回の法案を可としてはいかがでしょうか。

●受付番号 185001345000006443

生成AIの学習元は著作権法を守っていると言えるのでしょうか？

生成AIはインターネット上に公開されたイラストを手当たり次第に取り込んで、それを元にイラストを生成されています。元々のイラストを描いたイラストレーター やクリエイターの声は無視され、著作権は無視されています。

それなのに、生成AIに著作権を与えるのはどういうことでしょうか？ イラストを描いたクリエイターの権利は無視してもいいのですか？

小説でも同じです。

『クール・ジャパン』を推しておきながら、それを支えていたクリエイターをないがしろにするのはどうかと思います。

●受付番号 185001345000006444

クールジャパンなどと国が創作を持ち上げるならば制作者の利益を追求するべきである。この案は制作者の利益を著しく低下させる案だといえる。制作者の著作権は守られるべきである。

●受付番号 185001345000006445

イラストを普段描いています。AI の進化は目まぐるしく、サポート程度になれば喜んで使いたかったのですが、AI を生成する元データもクリーンな物ではなく更に i2i といった良くない使われ方もしており大変困っています。
本当は使用自体を禁止して欲しいです。

●受付番号 185001345000006446

素案を読む限り、ネットに「挙げられたもの（画像、音声、文章）は全て公共のものでは？」くらいの乱暴な考えが見受けられます。これらはすべて個々人の「私的な財産」です。「財産であり権利」です！！！まず「ネットにあるものを勝手に学習して素材扱いしていい」が間違いです！「原作者、作者の権利」をまず第一に守ってください！今現在生成AIによって当たり前のように権利侵害が既に起きています。

個々人のもつ財産は勝手に収取させてなにも守らず、生成AI作品に著作権認めるとか、泥棒の味方！北海道新聞記事の引用ですが『そもそも現行の著作権法は、AIの活用で競争力を強化したいという産業界の要請を受け2018年に改正されたものだ。その後台頭した生成AIが精巧な文章や画像を作成、拡散する現状を想定していたとは言えまい。』いまAIを推進してる大部分は「金と手間をかけず、世の中の他人の財産をまるパクリして楽して儲けたい奴ら」です。政府の素案はそんな泥棒にこそ都合がいい内容になっている。いまやAIのせいでコンテンツ作成が助かるどころか「1点でもなにかネットに発表したらコピーされて偽物が出てしかも政府によって偽物が著作権すら奪う」不安が蔓延しているのをちゃんと理解してください。

素案内の学習はコピーの切り貼りではないという政府の主張、すでにAIが進歩しすぎてまるっとそっくりの切り貼りフェイクが作れる現在に、政府の考えが甘すぎて泣けます。フェイクニュースやコラのエロ画像も作家なりすましもやりたい放題ですが政府は全然規制せず、声の大きい泥棒の方に権利をあげちゃいますね！と言っているも同然だと自覚して欲しい。

映画とか小説とかの問題だけじゃなく、岸田総理のなりすましも簡単にでき、内閣官房とそっくりの生成ボイスと画像で外国に喧嘩売ってもいいと政府が後押しすらしている、これが今の、素案のダメさであり、政府が国民の権利を馬鹿にしているか、どさくさで奪おうとしているのか？と思える次第です。

●受付番号 185001345000006447

絵や小説などの創作物はそれを制作する時間だけでなく練習や資料の収集など、それ以前にもたくさんの時間をかけて身に付けたものを使って作られたものです。それを制作者に無断で生成 AI に学習させ著作権まで与えるのは窃盗と変わらないと思います。よって今出されている素案に反対します。

●受付番号 185001345000006448

もともとすべての制作物は著作権などを使って守られるものであり、イラストの無断転載が罪に問われた例もある。

それなのに AI で生成したもの (=他者に著作権がある制作物を無断で機械に取り込み、苦労することなく技術を模倣したもの) に著作権を認め、元となる作品の権利がないがしろにするのは理にかなっていない。

そんなシステムになつたら元となる作品を作り出す人々の意欲は減衰し、市場の衰退も考えられるのではと思う。

●受付番号 185001345000006449

お願いです、全ての創作者の権利を雑に扱わないでください。

生成 AI による被害や、使われることに対する精神的疲労を抱える人は多くいます。

加えて、原作者の権利が認められないことは、その人の自由を奪うことになると思います。

●受付番号 185001345000006450

AI と著作権についてですが、反対です。今の状態では難しいと思います。

まず最初に、現段階で AI を扱う側の方々に悪用されている事を多く見かけます。むしろ AI を扱って良い状況になった場面がありません。

他人の作品を勝手に読み込み、模倣品を生み出して自分の作品として売り出す方が多いです。その結果、勝手に作品を読み込まれた作者様が傷つき作品を生み出すのを辞めるという流れになっています。

確かに AI を取り入れることによって大量生産することはできるかもしれません、しかし そうなると同じような動きや表情のオリジナリティが無いものが溢れかえってしまうのではないか？

スタンプを押しただけの同じような作品が溢れオリジナルの作品は消えていく、今回の条例はその嫌な流れを後押しするものです。

██████████ 様の事件も、原作者の著作権が守られずに悲惨な結果になつたものです。今回の条例が許されるとあのような悲惨な結果を辿る方々が多くなるのではないか？

様々な企業が AI を導入すると宣言し、炎上をして取りやめになっています。他国でもそうです、AI に関する条例を取り入れようとして国民から反発をかっています。

●受付番号 185001345000006451

AI アーティストとは？AI クリエイターとは？？

文字をポチポチして数秒で作り出されたものに芸術性も著作権もないと思います。

そもそも AI が産み出したものを世に出す行為を創作活動とは言いません。アーティストだのクリエイターだと名乗らないでほしい。

そしてその程度の絵でワイワイキャッキャしている方々は絵を何だと思われているのか甚だ疑問です。。

血の滲む努力を重ねてすごく長い時間かけてものすごく頑張って完成させた絵師様の、人間のものだったのに、その努力たちをちぎって集めてミキサーかけたグロマズムージー出されても嫌悪感しかありません。

AI を使っている一部の方々の仰ることには、「絵を描くという行為はコスト！それを一瞬で素晴らしい絵を作り出せる AI は優秀」「世の絵師は生成 AI の餌になるだけの役目」だそうです！素晴らしいですね。一ミリも意味が理解できません！

楽しんで絵を描いている、創作活動をしている人間を侮辱しています。彼らは努力している他人をバカにすることが楽しくて仕方ないようです。

使う人が悪用する限り AI も悪者です。というか人の絵や違法性のあるものを無断で学習させている時点で有効活用というものはもうできないです。もう悪い人たちが金を啜り上げるためだけに存在しているようなものです。何も利点がない。

●受付番号 185001345000006452

表現者が表現した物が独自性が見られれば著作権保護として認めるみたいな言い分は評価する人が必要であるし評価者の作為によってただの検閲機関にしかならないので不可能である。

誰がどのように世に出した創作物でも尊重される必要がある。

これは人間が評価者として不完全であるが故に次善のことであるのを前提に政府または検閲機関として作られるだろう NPO 団体の恣意によって運用されないために必要であろう。

制作者の意図とは異なる運用されるのは人の思想を踏み躡る如き悪辣な行為であり断固として許される事ではない。

このような素案を出して来るような事自体が甚だ遺憾ではあるのだけれど、AI の素材が現状よりも増えなくなりそれこそどこかで見たことのある表現しか存在しなくなるとしか思えない。

この一点に関してだけ言っても AI による創作を最優先とした環境を作ろうと言うのは改めるべきに思う。それが例え外国に先んじられるとしてもだ。質の上限が決まってしまった表現など見るに値しない。

漫画アニメ文化が政府によって潰されない事を願い AI の学習素材は同意を得た人達の狭いコミュニティでのみ行われるべきであると言わせて頂く。

●受付番号 185001345000006453

生成 AI での作品については著作権など与える必要はないかと思われます。

そもそも、AI に他の人が何時間もかけて捻り出したものを拾っては学習させを繰り返して作られるのは明確な作者といえる人物がいない作品群です。

一体誰に著作権を与えるつもりでしょうか。

その AI の学習の元となった作家や芸術家、デザイン系の方々全員に著作権が発生するのでしょうか。

それとも拾い物を勝手に学習させ勝手に作り出して自分の作品だと豪語する生成者の方でしょうか。

今一度、デザインや作品についてお考え直しくださると幸いです。

デザイナーが長年勉強をして努力をして経験をして、それらをまとめ自分の持てる力の全てを持って精一杯生み出した末に今の建築物や快適な暮らしがあり、心を休めらる娯楽があります。

私たちの暮らしはデザイナーや作家様に多く支えられております。

彼らから権利を剥奪すればデザイナー等の職についている方々は激減し、想像力溢れる未来と発展は望めなくなるでしょう。

誰が権利を与えられない作品を作ろうと頭を捻るでしょう。

それぞれの経験や記憶、知識に基づいて作品は生まれます。

その人ただ一人にしか作れないものがあります。

AI が学習するためのものすら、失われていくでしょう。

この案に私は一人の創作者として強く反対いたします。

そして AI での生成物に対しては特例でない限り、著作権は発生すべきものではないと断言いたします。

●受付番号 185001345000006454

ネットに創作物をアップすることで交流や宣伝を行っている人は多い。
今回の事案はそれらの人々の自由を奪っている。
AI の学習を範囲を規制すべきであり、創作物を規制すべきではない。
また、取り扱いに規制をしていない創作物を学習した AI 生成物には著作権を与えるのは
理解できるが、著作権を無視して学習させた生成物に著作権を持たせるのは今後大きな問
題になると考える。

●受付番号 185001345000006455

X（旧 Twitter）や Instagram、その他 SNS やインターネットに上っているすべての作品（イラスト・文章）は描いた人・書いた人の著作物であり

「ネット上に上がっているものはすべてフリー素材、誰が描いた・書いたものであろうとみんなのもの、描いた人・書いた人に著作権はない」という泥棒のような考え方はとても不快です

現に、そのような考え方を AI 絵師と名乗っている人たちが、原作者の絵を「ネット上に上げてる方が悪い」と罵り盗み AI で学習させ、自作したと嘘を吐き作者に成り代わりイラストを販売しています、泥棒のする事です

そして原作者の方へ「AI の方が上手だ」「悔しかったら AI よりも上手く描いてみろ」と恐喝、原作者への嫌がらせはエスカレートし、イラスト泥棒を訴えた原作者側に「お前の家族ごと殺す」などと言い始め、心を折り筆を折った方が何人も居ます

それでも国は人のイラストを盗んでいる人達を守るのでしょうか

●受付番号 185001345000006456

人間のクリエイティブより AI が優遇される世界はあってはならないです。

クリエイティブは人ありきです。今一度考えてください。

●受付番号 185001345000006457

AI 出力などにおける原作の権利などが原作側にのみあると明言されない限り、AI は規制せざるを得ないと思います。無断での AI 学習や生成に強く反対します。

●受付番号 185001345000006458

反対

- ・利用者の利益が守られない
- ・外国は生成 AI を規制する方向なのに生成 AI を守る理由がわからない
- ・児童ポルノの温床となっている
- ・制作者の著作権は守られないのに生成 AI の著作権が守られるから
- ・機械が出力しただけの絵に価値はない

●受付番号 185001345000006459

生成 AI に、SNS やネット上にある創作物の学習を認めないでください。SNS やネットで広く無料で公開された作品であっても著作権やその他権利は原作者のものです。SNS やネットにあるものは『見ていい』だけで、勝手に保存したり、手を加えたり、自分が作ったものだと主張してはいけないです。生成 AI はトレースや盗作と全く同じものです。最終的に出来上がったものを作ったのは生成 AI だとしてもその材料が盗品なんです。何卒よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006460

生成 AI への著作権を与えると言う考えにはまず最初に AI が学習する著作物にも著作権があると言うことをもっと重要視していただきたいと思います。学習する著作物があるからこそ生成 AI は新たな絵や文章を描けるのであって、素材となる著作物を守る視点がなければ折角日本に根付いている創作文化が衰退する一歩となりかねません。実際に生成 AI が原因で元のイラストレーターが筆を折る、活動を休止すると言う事態も起きています。しかし生成 AI に関する法律整備もなされていないためイラストレーターは脅迫状まで受けながらなすすべもなく日々を過ごしています。このような事を繰り返さないためにまずは生成 AI の元となる著作物を守る法律整備が先決だと感じています。

●受付番号 185001345000006461

私達が手で描いて形作ったものは全て私達にのみ自由にする権利があり、
AI に学習させて良い素材ではありません。
今 AI にまつわるそれらを許したら今後の芸術の発展に大きな障害がもたらされると言つ
ても過言では無いと思っています。

●受付番号 185001345000006462

AI制作によって絵や音楽を盗作され更には原作者が盗作者に著作権違反を訴えられるケースが散見されます。反訴するには多大な労力と金銭が必要で現状を見るに盗んで稼いだ者が得をする様になってると思います。最新の技術を推進し遅れを取らないようにするのは大事だと思いますが日本人だけではなく海外の方が日本人の芸術をAIを使って盗作し泣き寝入りに加えて著作権で訴えられアカウントを乗っ取られるのは見るに耐えられません。原作者を強力に保護する法案の整備と盗作者をより厳罰に処する法案の整備をお願いしたく存じます。

●受付番号 185001345000006463

AIの活用には賛成ですが、それには原作者(学習元となるデータの著者)の利益になるプラットフォームの整備が必須であると考えます。

●受付番号 185001345000006464

全ての作品の著作権は作者に帰属するべきものであり、政府であろうと AI に作品を学習させることはやめるべきである。

インターネットでは、自分の投稿した作品を第三者が AI に学習させ新たに作品として投稿させることが既に問題になっている。

それを国が実施するのはバカの極み。

●受付番号 185001345000006465

生成AIは、他人のふんどしで相撲を取っておきながら、生成物の権利まで得ようとしているのが納得いかない。

●受付番号 185001345000006466

AI 作品を完全に排斥せよとは考えていませんが、現状はクリエイターから技術を盗みオリジナルを衰退させ、大量生産の安価なコピーが出回り文化を壊す危険性を孕んでいると考えます。

そもそも技術として全くの別物であるため、著作権などを人力の作品と同じように適用することは難しい。AI 作品に与えられる権利は人力のものとは別であるべきと思います。

人間の格闘技退会に技も何もなくただ強い熊が出てくるようなもので、同じ土俵に乗せるべきではありません。

また、見分けがつきにくいことを利用し、学習元を伏せて人力と偽ることが出来るのも問題です。AI 作品の是非はともかく「AI を使用し生成されたものである」と判別出来る仕組みが生まれて欲しいです。

よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006467

現在も無断で生成 AI に画像を学習されている方がおられ、その上で巧妙ななりすましや業務妨害に遭われている方が大勢います。ラフ案のみを提出させた上で AI にて完成品などを作成し、原案者に賃金を支払わないなどの不法行為も多く出てきています。AI 技術の進歩は積極的に進められるべきですが、現状の運用方法ではまだまだ不備が多いと言わざるをえません。元絵の作者などの著作権が正しく守られ、芸術事業の芽を潰さないよう保護されるための規制等がきちんと整備されるべきです。

●受付番号 185001345000006468

自分が時間をかけ頑張って描いた絵が生成 AI に取り込まれ模倣されるのはかなり侮辱的で不愉快です。

●受付番号 185001345000006469

個人の創作物に関して政治が過剰に首を突っ込むべきではないと思います。

このような政策を通して、様々な悪意を持った者がAI生成で「ドラえもん」や「クレヨンしんちゃん」などのファミリー向けの作品を出力し、それをさも原作であるようにネットに流出させたら出版業界は大打撃を受けるでしょう。それでこそ違法に著作権を無視して様々な漫画をサイトに上げていた「漫画村」のようなものとは比べ物にならないほど出版業界は大打撃を受けるでしょう。クリエイターが創作現場から去り、漫画雑誌、アニメ業界が無くなつたとして何をもってクールジャパンと言うのでしょうか、笑わせてくれます。

この案について全力で反対します。

絶対にやめてください。

●受付番号 185001345000006470

AI という技術自体に創造性や著作権が認められるのは理解できるが、それを利用した作品に関しては素材となるモノをオリジナルで作り出した創造者がいる時点で单一の著作権は認められないと感じる。

創作に関して第一で守られるべきはオリジナルであり、それを利用した第三者による作品はあくまで二次創作であり著作権はあくまで一次創作者にあるのではないでしょうか。

創作文化を守るために今一度考え方直すべきであると思います。

●受付番号 185001345000006471

X やその他 SNS 投稿サイト含めネット上に上げてある絵画文章にはそれぞれ制作者による著作権が認められなければいけないです。拾い画と称して人様の作品を剽窃する行為には厳罰があるべきなのに時代に逆行したかのような生成 AI での学習を認めるような事は断じて許されないし制作過程が曖昧な生成 AI にだけ著作権が保証されるなんて信じられません。アメリカや諸外国をみると生成 AI による著名人への犯罪行為も増加している中で何故日本だけ生成 AI を優遇しようとするのか。

断固反対です。

●受付番号 185001345000006472

著作者の権利が社会的に守られていない。守ることが現状の技術、インターネット、SNS運用上未だに難しい現状で、創作者が自身の技術公開に権利上不安を覚えるような案を通過することは、今後の創作を阻害する行為だと考える。

アニメ・漫画等の創作文化を日本のカルチャーとして売り出したいのであれば
クリエイターの環境改善を先に進めなければ、0からものを生み出すクリエイターが居なくなり、今後AIを長期的に運用していく際に
『流行の創作』に対して素材となる創作物が貧弱になり、クオリティが保証されなくなる。今回の案に反対します。

●受付番号 185001345000006473

AI に生成されたものには著作権が与えられてその学習元になった著作物に権利が与えられないのはおかしいと思います。AI に利用されることを拒否する権利はないのでしょうか？このままだと文化が廃れます。

●受付番号 185001345000006474

AIによるインターネット上のデータ収集は反対です。

ネット上のデータはフリー素材ではなく著作権が存在します。勝手に利用するのは法律違反では？そもそもネット社会に著作権法自体が追い付いていない状態でこんなことをするのは頭がおかしいとしか思えません。

さらに著作権法は対人を想定しているので対AIだと解釈が違ってくるのではないですか？国は国民の権利を保護する義務があるのでは？AIのデータを利用してもいいですよ！なんてどこに向けていい顔する気なんですか？

資源のない日本で創作物は一大産業であるはずなのに、創作者を馬鹿にするのもいい加減にしてください

●受付番号 185001345000006475

マンガ・アニメといった文化を守りたいと思うのなら、もう少し画像出力をする AI とそれを取り巻いている環境や、それらを利用した嫌がらせ被害(AI 学習に使わないでくださいと明記している特定個人の絵柄をわざと学習させて直接メッセージを送る等)を受けている人がいる事実を把握してください。

AI に著作権を与える事自体に否定的な訳ではありませんが、もう少ししっかりとした条件整備をしていただけないと、全面的に否定しておかざるを得ません。

●受付番号 185001345000006476

AIは学習した上で文章なりイラストなりその他を生成しますが、その学習物に対する著作権や競合する可能性のあるクリエイターを守れるとは到底思えない
海外では、俳優や脚本家協会がAIに学習させて勝手にその俳優があたかも演じているように映像を作ることや脚本を作ることに反発してストライキを行いました
今ままでは日本でも同じことになるのではと危惧します
さらに政府はクールジャパンと称してアニメや漫画を海外へ売り出していく方針を示しています。しかし、今ままではこれらの業界を支える声優であればその声や、漫画家であればそのアイディアと絵柄などを守っていけるとも思えません
たとえひとつのイラストを生成するとしても、それに対してどれだけのイラストを学習させているのか、文字も含まれているのであれば、どれだけのフォントを学習させているのか、まちまちだと思います。その学習させたものがすべて著作権がクリアされていることが確約できなければ、クリエイターは損害を被り続けてしまいます

●受付番号 185001345000006477

何故0から生み出した創作物の著作権は保護されずAIという0からではなく他者の創作物を盗み取りなんの努力もなく出力されたものに著作権が認められ努力した人間が損をしなければならないのか。

この案が通るならば大学などのレポートもAIで出力することに問題ないという事ではないのか。音楽も文章も何もかも元の作品は考慮されずAIでただワンクリックで出来た物に著作権を認めるということだろうか。

そうならばこの先進んで0から生み出そうとする人は減り文化の衰退となるのではない。何故他者の努力を奪う物を認めるのか説明が欲しい。

●受付番号 185001345000006478

その人独自の絵柄を AI 学習することで奪い特定のクリエイター営業を妨害する人が出てきています。

[REDACTED]

AI 生成は確かに参考資料がない、または見つけにくいもの、手が届きにくいものに対して資料を生み出すことに対しては便利だと思いますがこのように悪用する人も少なくありません。

また、少しづれますが逆に資料として検索していたら AI 生成された動物の画像(空想の動物や体のパーツが AI 特有のおかしな数になっている等)が出てきて便利だったものも便利でなくなりかけております。

AI が間違った使われ方をしないよう何かしらの対策をして頂けると幸いです。

●受付番号 185001345000006479

ネットにアップロードされている、個人が目的を持って描いた絵や文章を学習し、AI という技術を用いて技法・図案・または画風そのものを他者が利用する。それを無断での使用を許可する。そんな馬鹿げた法案が通るというのは真実でしょうか？

アップロードする媒体は広告、個人の楽しみと様々ありますが、AI は先人が苦悩し、または学習し得た技術・個性を学習した盗品にしかなりません。これらを許可し、楽に盗作による作品が世に蔓延る。それらを本当に許すのですか？

法とは個人のための努力、体得した技術を守ってはくれないと表明することになります。

それが正しいのでしょうか？

また、絵や小説には二次創作というものがあり、世には広めたくは無いものの、分かり合える者のみで楽しむものもあります。

それらも全て、創作した人物の意図とは無縁に広められます。

AI という模倣を、法による使用許可に断固反対致します。

法がにより、個人の意図を守ってください。

個人の感性による創作を著作権というもので守ってください。

●受付番号 185001345000006480

普通に考えて、原作があるものを学習させてそれに権利が与えられるのに原作は自由に使われていいって意味がわからない。学習する側が 1 から自分が生み出したものを AI に取り込ませるなら勝手にすればいいけど、他人が生み出したものを無許可で AI に学習させて作品を作り出すって頭おかしいでしょ？？

●受付番号 185001345000006481

生成AIは元となるクリエイターのデータを使用して類似させたり混合させて生成させているだけで新たなものは生まれるがそこに人の意図は存在せず文字列からその場面だけを生み出したもので、本来芸術として必要なその人の信念や葛藤はそこには無いものであり、それは元となるクリエイター達への冒涜であります。例え話とするならば学校のテストで点数を取れれば良いと言って普段勉強している複数人の回答用紙を奪い言葉等の波長を変えてまるで自分の答えのように写すような行為であり、その行為によって元の回答者を蹴落とすような残虐な行為となります。

●受付番号 185001345000006482

日本人で日本語を使うクリエイターですが、この法案が可決されたら日本語と母国を捨てて日本国外に移住しようと思いました。日本の文化レベルを貶める危険な法案であると考えます。

●受付番号 185001345000006483

素案拝見いたしました。

イラストを描くものの端くれとしてこの案には反対の意を表します。我々のような、趣味でインターネット媒体にイラストをアップしているものにも著作権は反映されているはずです(内容により)。仕事としてあげている人は尚更だと思います。なのにみんなのものだから AI 学習 OK ! 出力したものには著作権もあげちゃいます ! というのはおかしいと感じます。AI を使用した人の技術ではなく、他者が今まで努力をした苦労と技術を"盗作"しているのと同義だと考えております。そもそも AI アートの出力に使われるのは他者の作品です。著作権が付与されているはずなのです。AI は無から有は生み出せません。確かにすでにあるものを学習し、それを良くすることはできるかもしれません。しかし、それは当たり前なのです。たくさん的人が良いと感じるもの同士を掛け合わせていくのですから良いと感じる人が多くなるのも必然であり、それを勘違いして AI が正義となるのは極論ではないかと考えます。

元々の作者が著作権を持つ絵を学習して新しく出力した絵に著作権がつくならば既存のイラストレーター やクリエイターたちは筆を持つことをやめてしまうでしょう。かかる時間が段違いなのにも関わらず、注目度も金銭も同じならば誰だって AI を選択します。そうなってしまうと学習先の作品が減っていき、AI アートも廃れ、日本が世界に誇ってきた文化は衰退していくのではないかでしょうか？

どうかこの思いが届きますように。数多のクリエイターたちと作品が守られますように。

●受付番号 185001345000006484

生成AI利用において著作物の利用に制限を設けていただきたい。

無制限に学習に利用する事は避けるべきだと思う。

●受付番号 185001345000006485

この法案を考えた方は 0 から 1 を生み出す大変さをご存じないのでしょうか。AI の有用性だけでなくオリジナルの権利を守ってください。文化庁を名乗るなら、文化を生み出す人のことを尊重し守ってください。。

この法案に反対します。

●受付番号 185001345000006486

作品の著作権は作成者本人にありそれを無断で機械学習している事がモラル的に違反していると思う。

無断学習でなければ良いとは思っているがいまだそのようなソフトは開発されていないしAdobe 等はやってはいるもののポケモンやマリオなどのものを生成できる時点で無断学習していると思われる所以今はAI生成は現実的ではないと思われます。

●受付番号 185001345000006487

創作物の権利を脅かし文化の衰退に繋がることはしてほしくないです

●受付番号 185001345000006488

ゲームクリエイターです。

ゲームでは、昔からキャラクタージェネレーターというものが存在します。

キャラクタージェネレーターでは、生成結果には、リソース元になった素材のライセンスが適用されます。

キャラクタージェネレーターで、キャラクターの生成に、何らかの画像素材をリソースにするには、素材著作者の定義する許諾ライセンス、即ち利用規約に同意する必要がありました。

「RPG ツクール」や「WOLFRPG エディター」などについて参照頂けると幸いです。

また、PIXIV 関連サイトの「BOOTH」と呼ばれるストアなどでも、絵を描くためのブラシ用のリソース画像素材だったり、音楽を再生するうえでのサウンドフォントだったり、「UTAU」用のボイス素材などが販売されています。

これについては、ブラシ、「MIDI」用のサウンドフォント、「UTAU」音源などについて参考頂けると幸いです。

AI の学習に許諾を不要としてしまうと、これらの既得権益が非常に損なわれる危険性があり、不利益を被るゲームクリエイター、絵描き、作曲家などがたくさん存在します。

変に難しく考えず、AI のリソースには今まで通り素材作成者の許諾ライセンスへの同意と順守を必要とするべきと考えます。

AI に対しては、むしろリソース用の有償素材を販売していく方向にすることで、GDP や税収にもつながると思います。

クリエイターやオタク文化には、推し作品に対して多めに支払う BOOST と呼ばれるものがあり、もし、マイナンバーカードと確定申告を紐づけるのなら、ふるさと納税のように納税先を選べるようにし、作品の収益をそこに紐づけることができるようすれば、自然と税収も増えます。

その上で、AI に対しての学習を無料にしてしまうのは非常に勿体ない廉売行為で、デフレスパイナルの原因の一端を担ってしまう可能性があるのではないか？

折角の税収を増やす機会を無下にしてしまうより、今まで通り、素材作成者の規定する許諾ライセンスへの同意と順守を維持し続けるべきだと思います。

そして、クリエイターの生み出す付加価値をマイナ事業と紐づけ、税収へつながるように納税先となる国の事業を選べるようにすべきと考えます。

●受付番号 185001345000006489

好きな絵を描く人が不安になって描けなくなると辛いので描いた人の著作権を守ってください

●受付番号 185001345000006490

大多数の方の目に触れるネットにあげたとて、著作権は作成者にあるはずです。勝手に AI の学習に使われるのは不愉快です。やめてください。

AI 学習に使っても良いと作成者が承諾されたものだけを使うべきです。現時点で既に大問題となっているのをご存知ないのですか？ネットに上げられている数多の絵や小説は、誰かが時間をかけて一生懸命作り上げたものです。きちんと理解してください。

●受付番号 185001345000006491

なんに置いてもクリエイティブな仕事をする人間の権利は守られるべき。
権利を守るために法整備するべき。

●受付番号 185001345000006492

生成 AI の多くが著作権違反をしている中、生成 AI の著作権を認めてしまうと多くのクリエイターが職を失うでしょう。

生成 AI で出力した絵を嫌う人も多くなり、中には生成 AI で作成した証を取ったり、生成 AI 作品であることを隠して公表する方多くいます。

それらに対する罰則も制定しない限り、生成 AI は大きくコケますよ。

大学の論文ですら引用元の記載が必要であるのに対し、生成 AI に対しては何故引用元の記載が必要でないのかが理解できません。手書きの場合記載が必要ないから、生成 AI も必要ない。わけありません。手書きですら、参考にした資料そのままの小物を使い、使用許可云々の話になっております。

手を加えたら著作権についても、どのくらいのレベルを想定しているのでしょうか？ 文字を書き加えただけで著作権が認められるのであれば、生成 AI で偽写真集を出される人っているはずです。

著作権だけでなく、肖像権の侵害についても合わせて考えてください。

あなたの身内に被害が出てからでは遅いのですから

●受付番号 185001345000006493

著作権は人権や人間の個のアイデンティティにも繋がるものではないでしょうか？
いま一度再考いただくことを強く希望します。

●受付番号 185001345000006494

AIを悪用する者により、イラストレーターや漫画家、声優などのクリエイターが多くの被害にっています。

イラストレーターの■氏は、AIを悪用する者により誹謗中傷されたり脅迫されたりと本来するべき創作活動が難しい状況に追い込まれています。

日本がこれからも世界に対してクールジャパン戦略を打ち出すのであれば研究者などを除いた一般人によるAIの制限もしくは禁止にしてほしいです。

●受付番号 185001345000006495

AIは技術としては大変素晴らしい物だと思います。しかし現状使う人間が悪用し人を貶める道具として使っていたり他人の絵を模倣するだけで自分が凄くなったと勘違いしそれで金を稼ごうとしている人間がネットでは散見されます。

AIを使っている人間全てが悪いとは思っていません。しかし悪意は目立つものです。

その為AI自体の印象が大変悪くなっています。

そしてこれはきっちりとした規制を設けない限り日本文化の衰退に繋がると思います。

ネットに上がっている絵や文章には明確な著作権がある筈です。現実に例えた場合「外に並んでいるものは勝手に持っていくから盗んでも良い」と同じ状況です。そんな無法地帯がまかり通って良い筈がありません。

しかしネットは今そんな無法地帯になっています。

AIを悪用する人間は今明確な法律が無い為「合法だ」と自分が処罰されないと他人を攻撃しています。

日本文化の保存とAIが正しく使われる世の中を私は望みます。

その為にもしっかりと法整備をして頂きたく思います。

●受付番号 185001345000006496

AIは著作権いらないと思います。AIに読み込ませた原作者さんの作品が自動で検知出来るようにした方が余程か平和でいけると私は思います。

AI技術の進歩は大事かもしれません、人ではありません。知能もあるかもしれません、それの大元となった人を尊重できるすべが出来ないのはおかしいと思います。私はAIの著作権は原作者の著作権を考慮した上でないと導入すべきではないと思います。

●受付番号 185001345000006497

創作物は全て書いた(描いた)本人に帰属すべき物であり、本人の承諾なく AI に学習させるなんてもっての外です。

1 を 100 にするのはロボットにも行えますが、0 から 1 を生み出すことは人間にしかできません。作者の権利を守らなければ文化は廃退します。作者を守ってください。

●受付番号 185001345000006498

AIによって生成された画像やイラスト、音声データなどは元となった著作物の著作権を侵害しており、所謂盗作などとほぼ同等の行為だと考えます。

先日の、漫画が原作である日テレのドラマ「セクシー田中さん」の件にも近いものがこの問題にはあると思います。

クリエイターが安心して自分の心血注いだ作品を作れる環境があること、そしてその作品の権利や作者の尊厳をむやみに侵害されないことが当たり前の世の中であるべきだと思います。

●受付番号 185001345000006499

「声の肖像権」について

運営や所属事務所じゃなく、秘密結社 鷹の爪の AI 吉田くんや梵そよぎみたく声は中の人
が権利者になるのが良いかと思います。

他界したとき等は JASRAC のような管理機関が保管する。

●受付番号 185001345000006500

AIを使ってイラストなどを制作する場合は相応の資格などを必須にするべき現状1からイラストを制作したクリエイターの作品が無断でAIに取り込まれ、クリエイターに被害が被る問題が多数起きています。

当たり前ですが、一から作品を制作する努力をしたクリエイターの権利は必ず守られなければなりません。それができなければ、問題は更に増える一方でありクリエイターが傷付くだけの結果に終わってしまいます。

それらを正しく解決できるだけの案でなければ、このような無責任なものは到底看過できません。

まずはクリエイターの著作を守る法案を制作してください。

●受付番号 185001345000006501

あるイラストレーターさんのイラストが無断で学習され、本人のポリシーに反するようなイラストをAIに生成されるという出来事を見た。今後特定のイラストレーターさんを学習したAIを用いて、SNSの利用規約に反する生成物を出力・投稿し、本人のものと勘違いさせるような名誉を害することが行われないか不安である。

生成AIは学習元があり生成物が出力されるのだから、学習元へ何らかの使用料が支払われたり、使用の許可不許可が選択できたりするようになるべきと思う。

●受付番号 185001345000006502

その人の培った努力や技術で成り立ったものと AI に作らせたものとははっきり区別するべきと思う AI に学習させた元の絵を描いた人物や絵が AI に描かせた絵より蔑ろにされることなどはあって欲しくない

●受付番号 185001345000006503

web 上にある著作物に対し明確な悪意を持って生成 AI を使用する者がいる事例がある以上規制、制限などかけるべき

●受付番号 185001345000006504

日本は数多いる漫画家・小説・イラストレーター・アニメーターさん達のおかげで創作が盛んで、そのお陰で海外から日本に来る人が多いです。

その観光の目玉の一つである『創作』の文化を木っ端微塵に破壊するのが AI です。絶対に政府が容認してはいけません。厳しく取り締まるものです。

AI を容認したら本当に取り返しがつきません。

海外を見ても AI を禁止している国があります。

絶対に何人たりとも AI を容認してはいけません。将来『創作』に関わる仕事をしたいと夢を見る子供達の希望を大人達政府が奪ってはいけません。

お願いですから私達の言葉を聞いて下さい！

●受付番号 185001345000006505

現在他者が創作したイラスト等が AI 生成の学習機能により作者同様の絵柄をコピーした作品をあたかも自己自身の作品として SNS 上に公開して収入を得ている者が多い状況です。そのため創作者側の権利を守るためにも AI 生成の著作権を厳格化し、創作者本人、又は、創作者が認めた者のみ使用可能となるような措置をお願い致します。

●受付番号 185001345000006506

- ・生成 AI で何かを生成するということ自体が、つまり学習された元データの表現を享受することが目的であると考えられるため、生成 AI の学習に関して著作権法第 30 条の 4 の権利制限規定は適用されないと考えられます。AI 生成物に含まれる創作的表現は、すべて機械学習に供された著作物に由来するものです。
- ・著作権による保護は、人の創造したもののみが対象です。プロンプトによる指示で画像やメロディを出力しても、それは指示を人に出して作ってもらっているのと同じで、指示した人に著作権を認めるのは不適切です。
- ・生成 AI による被害者になりやすいのは女性や子供、個人の音楽家やイラストレーターなど、弱い立場の人々です。個々の被害の事例を裁判をもって争うことは費用・時間の点から見ても負担が大きく、現実的ではありません。
- ・欧米を中心に生成 AI に関する倫理的な規制が議論されており、EU の AI Act も大筋が決まった所です。著作権法上における取扱いについても国際的な協調は不可欠で、それを疎かにすると日本におけるコンテンツ産業の輸出入に大きな影響を及ぼすことが予想できます。

●受付番号 185001345000006507

5.(3)生成物の著作物性について

生成物には、たとえ加筆や修正を加えた場合であっても、一切著作権を付与してはならない。なぜなら 「著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」 著作権法の趣旨に反し、著作者等の権利を水泡に帰せしめ、文化の発展を阻害し、ないしは文化そのものを崩壊させる危険性が極めて高いためである。以下に理由を述べる。

前提として、素案の解釈に基づいて生成物に著作権を付与する場合、ある生成物が著作物か否かは誰にも判断不能となる。他人は当該生成物の著作物性に確定的判断を下すことはできず、具体的争訟の形で裁判所による判断を受けるまでは、著作物性の有無は不明となる。なぜなら、生成物自体からは生成過程における 生成者の創作的寄与を知覚不可能だからである。加筆・修正に関しても同様にどの部分に行われているのか 判別できない。生成者の言を信ずる他ないが、生成者が加筆修正箇所や創作的寄与の程度を正確に申告する 保証はないため、結果として 「法的評価は不明であるが著作物として扱わなければ法的リスクを生じ得る 物」として、生成物を扱う必要が生じる。これは非常にリスクとコストが大きく、例えば、イ、事前にイン ターネット上へ生成物を大量投稿して行う著作権ゴロ行為の発生、ロ、短時間で大量に生成される生成物による表現の寡占、八、創作市場への生成物の大量投下によって生じる過剰供給及びそれに伴って生じる過当 競争による市場価値の暴落、二、その他付随する種々の問題に起因する創作的表現の委縮及び創作意欲の委 縮による創作文化の衰退、といった弊害を生じさせることになる。いずれも生成 AI の製造能力（例えば画像 生成 AI は、1 年間に 150 億枚の画像を生成したとの報道があり、これは人間が 150 年間に撮影した写真の総 数に匹敵するとされる。）が人間のそれとは隔絶して強大であることが大きな要因と言える。

まずイについては、悪意を持った者が生成 AI で数十万数百万もの膨大な生成物を製造し、予めインターネット上に公開しておくことで、類似的表現を含む著作物が発表された際に、著作権侵害であると称して損害賠償請求訴訟を提起することが考えられる。或るいは、裁判による名声の低下をチラつかせて金品を恐喝 することも想定される。このような著作権ゴロ行為が横行すれば創作者を委縮させ文化の発展が阻害されるのみならず、反社会的勢力の大きな資金源にもされかねない。 のとなる。生成 AI は学習元著作物からアイデアのみを抽出し、当該アイデアを別個の表現の形で生成する ため著作権を侵害しないという不適切な仮定に立つとしても、ランダムに生成される表現様のものは人間の次に口については、生成物が「著作物として扱わなければ法的リスクを生じ得る物」となる以上、生成物 から感得される表現様のものもまた、著作権の保護を受ける表現として扱わなければ法的リスクを生じるも何万倍もの速さで造り出され、いずれはアイデアから創出し得る表現を根こそぎ生成し尽くしてしまいかねない。完全に表現を寡占するに至らずと

も、無数に製造される生成物が含む表現様のものを回避し、未だ製造されていない表現を探すという、創作性の発露とは到底言い得ない工程に時間と労力を費やすことなる。更に、この工程を経て生み出した創作的表現ですら、制作時間の僅かな間に生成 AI によって使用され、発表した際には既に後発的表現に貶められている可能性すら否定はできない。このような環境下では創作活動に専念することは到底できず、文化は衰退の一途を辿ることとなる。

続いてハについては、市場原理に照らして自明であるが、著作物と競合する生成物が著作物の何十倍何百 倍もの量を短時間で供給されることになれば、必然的に生成物の価値は暴落し、競合する著作物の価値も釣られて暴落せざるを得ない。当然の如く、著作者は著作権の正当な対価の回収機会を奪われ、動資金を失い、創作活動は低調となる。結果として文化の衰退を招くこととなる。最後に二については、他にも様々な弊害が生じることは想像に難くないが、イロのような問題は生成物には一切著作権を付与しないとの規律を設けることで回避可能か悩実である。対して、ハのような問題は生成者の創作的寄与を知覚不可能だからである。加筆・修正に関しても同様にどの部分に行われているのか判別できない。生成者の言を信ずる他ないが、生成者が加筆修正箇所や創作的寄与の程度を正確に申告する保証はないため、結果として「法的評価は不明であるが著作物として扱わなければ法的リスクを生じ得る 物」として、生成物を扱う必要が生じる。

●受付番号 185001345000006508

趣味で絵を描いているものです。考えを改めた方が良いと思います。よっぽどネットに疎く、人権や著作権を軽んじているとしか思えません。悪用されている例の方が多数を占める現状を知ってください。全員が見れるネットに上げたとしても、その作品は作った個人のものであり尊重されるべきものです。勝手に使わないでください。そのようなルールを設けないでください。例えば貴方の自撮り写真が勝手にポルノ作品に使われるようなものですよ。私は嫌です。ネット上であっても個人の作品の著作権は個人のものです。AI生成の為に使わないで。権利を取り上げないで。

●受付番号 185001345000006509

資本主義は大勢の弱者がいて彼らが経済を回すことで成り立っていますよね。彼らの存在意義を搾取して奪いとて価値をつくったとして、彼らはそれを享受するでしょうか。奪い取られるためにいくら弱者とはいえそれを創り続けるでしょうか。カカオ豆などがなぜいまフェアトレードの動きになっているかは分かりますよね。クリエイターだってそうです。今だって十分な報酬を得られているとは到底おもえませんが、それでもそのさきの自分と同じような弱者のかたたちが喜んでくれたり褒めてくれるとかそういう人間性の感情という成果を得られるからなんとかやっていると思います。報酬も権利も地位もすべてをAIに乗っ取られて、それをみた今まで応援してくれたひとたちはもうこのクリエイターの作品は飽きたとかつまらないとか、もっとそれ以上に酷い使われ方をすれば反感を買い、クリエイターに非がなくても作品の責任を求められてSNSで炎上すれば簡単に命を絶つでしょう。いったいそういう未来になんの価値があるって、そして持続性があるのでしょうか。創作というのは数学などと全くちがうものです。ひとの感情ありきで価値が決まるものです。そういうのを蔑ろにして造られた偽造品に、感情を動かして価値をつけてくれるような普通の人はいないでしょう。資本主義をまわしているのはあくまで我々弱者であって、1部の特権階級の人達はそれを操るにしても弱者ありきですよね。強者の方々も困るのでは無いですか、我々弱者が金を払わなくなり無意欲になることは。創作とはなにか、をもう一度きちんと今まで創作に携わってきた人々をたくさん呼んで意見を聞いてください。■監督とか、そういうひとがたくさんいますよね。自分に都合のいい意見をくれるひとたちを集めて討論するのはそれはただの舞台演技です。偉い人たちとそれを享受する我々弱者との意識に物凄い隔たりがずっとあるのはそのせいではないですか。何が利益になるのか、今1度よく考えて、そしてそれらを動かすものたちは誰でどういう人間なのか、ちゃんと想像してください。よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000006510

自分が何年も描き続けて培ったものに対して勝手に学習され「私が描きました！」と言わ
れるのは大変に不快である。

学習を参考にし自分の手で改めて描く訳でもないならば、描き手(書き手)の尊厳を傷つけ
るだけでなく創り続ける事を辞めてしまうのではないだろうか？

●受付番号 185001345000006511

著作権はきちんと守られるべき

●受付番号 185001345000006512

生成 AI に対する著作権の侵害や絵師の絵の模造品の市場荒らしには取り締まるべきものがあると思います。日本のアニメ、サブカル文化を守るためにも AI の法規制は必要だと強く思う。

●受付番号 185001345000006513

生成 AI について、生成 AI の著作権を保護する気はあるのに元データの著作権を保護する気がなさすぎます。

インターネットという全世界に自身の作品を公開し営業につなげていく場が、自分の絵柄をコピーして勝手に増産する生成 AI の餌場になりつつあります。

この考え方のままでは、自らの著作権を守るにはインターネットを介せずに仕事をするしかなくなります。

それは市場の発展を大きく妨げるものであり、現在仕事をしているクリエイターの活躍の場を著しく狭めます。残念ながら素材元そっくりの絵柄で勝手な商品を作り販売している例は数え切れずあり、その中には素材元となった絵柄の印象を著しく下げるものもあります。

すでに生成 AI を利用している個人の善性に期待するようなルールは使えません。もっとクリエイターたちの著作権を第一とした規則をお考えください。

●受付番号 185001345000006514

まず文章が読みにくく、こういった類いの文を読み慣れていない人物に伝える気が無いことが見受けられる。

内容については、著作権を守らずに AI に無断で作品を盗んで学習させるような人間が少なからずいる以上 AI の事よりも、著作権をよりどうすれば守れるかの議論をした方がいいと思う。

有識者の囁み碎いた文を読んだが、この素案が AI による著作権侵害及び盗用を推進するようなものになりかねないので没案にした方がいいと思われる。

●受付番号 185001345000006515

AIに関しまして、技術的には良いものなので伸ばしたいのですが、学習元のクリエイターの方の許可を得られない場合は規制を張り、逸脱した場合は厳しく罰するべきかと思います。

出来上がった作品や絵が、誰かとともに似ている、似通っている場合はA I であるないにかかわらず、元の作品を創作したクリエイターは訴える権利があるかと思います。

A I は学習元があるので、学習元から同意を得られていない作品に関しては排除することで、その問題を事前に回避することができるはずです。

A I の学習に使用することができるデータを用意し、それ以外は使用禁止ということから始め、A I を使用している方から要望があるイラスト等の作者に同意が得られた場合、学習元に追加するという流れを作成して頂きたい。

●受付番号 185001345000006516

「ネットにあげてる作品は全部みんなのものだから生成 AI で学習 OK ! ちな生成 AI には著作権あげちゃうよ ! 原作の権利 ? そんなの関係ねえ ! 」

という素案が出ているのですが、意味がわからないです

ネットにあげている作品はみんなもの

→違います、あげている作家さんのものです、何もやってない人のものじゃないです

生成 AI には著作権あげちゃう

→意味がわからないです、どういう意図でこうやってるんですが ?

ふざけてるんですか ?

原作の権利 ? そんなの関係ねえ

→セクシー田中さんのように、自殺者を増やしたいんですか ?

殺人国家ですね、人殺しになりたいのですね、許せません

●受付番号 185001345000006517

創作する側の立場として、作品達は自分の子供のように思っています。

自分たちの子供を取り上げないでください。

自分たちの作品は自分たちのものです。

●受付番号 185001345000006518

「著作物」は、法第2条第1項第1号では「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」のであって、誰が表現しても同じようなものとなる場合は著作物に該当しない。

生成AIに同じデータを学習させれば誰が出力しても同じような表現物が生成されるのだから、そもそもAIによる生成物は著作物に該当しないと考えるべきである。

ただし生成AIというプログラムそのものに対しては著作権を認めるべきと考える。

●受付番号 185001345000006519

ネットに投稿した作品の権利は制作した人の権利であり、投稿したのは生成 AI で学習されるためではなく見て楽しんでもらうためです。

なかには生成 AI の学習を拒む人もいます。というか大多数がそうですし、私は絶対に嫌です。

生成 AI は学習した絵をいわば合成するだけのツールであり著作権も絶対に発生してはいけないと思います。

何より原作の権利を無視しないでいただきたい。

これは生成 AI だけの問題ではなく、芸術的文化の発展を左右する重大な問題であり、生成 AI を認めたら芸術の文化は停滞、衰退します。

どうか制作者の声に耳を傾け正しい判断をお願いしたいです。

●受付番号 185001345000006520

ネットにあげてる作品は全部みんなのものだから生成 AI で学習 OK というのはすべての創作に関わる人に失礼です。

生成 AI には著作権が与えられるのはやめてほしい。

●受付番号 185001345000006521

生成AIを用いた悪意のある行動によるトラブルを見るたびになんとかならないものかと日々不安な思いをしながら創作活動を行っております。

特定の人物を攻撃する目的で生成AIを使用したり、さらにお金儲けをしたり。

生成AIを使う側も意図せずに第三者の絵にそっくりの絵を作っている、無意識に加害者になっている事例をSNSで見かけるたび心を痛めております。これらを放置しておくのはかなり危険なことだと思います。

双方への良い効果をもたらす使用法の考案を期待しております。

技術の発展は本当に素晴らしいことだと感じております。

使い方において悪意を持って使用するものを裁く法整備や、気付かぬうちに加害者にならないような安全な生成AIを提供できるルール作りが必要かと存じます。

どうかどうか、素晴らしい技術で誰かが傷つくことのないようによく考えて動いていただきたいです。

安全な環境で技術の発展が行われることを期待しております。

よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006522

AI を使って作ったものに関して著作権が生じるのは構いませんが、生身の人間が作った絵や小説や音楽や立体物などを無断で AI の学習材料にする・それによりできた AI 作品に著作権が生じるのは断固反対です。著作権は一次創作者にのみ生じるべきです。

●受付番号 185001345000006523

ネットで上げた作品全てに著作権を与えないでください。

絵の著作権は全て作者の物です、AI の物ではありません。

●受付番号 185001345000006524

(3) 4

AI 生成物が市場に出ることによって、著作権を持つ人もしくは同じ市場にいる人達が本来得られた利益を得られない可能性がある。AI は学習元がなければ技術を進歩させることができないが、AI の台頭によって元となる作品を生み出す人が減ったら、AI 生成物自体のバリエーションの縮小、ひいてはその文化全体が先細ることが考えられる。まさに今も海外から著作物を AI 生成の学習元にされている状況があるので、日本国内の AI 規制を緩めるよりも、それらの対策をして作家と日本文化を守ることを考えて欲しい。

●受付番号 185001345000006525

私は生成 AI を絵の観点から意見を述べさせていただこうと思う。

2 (1) について、著作権法の目的のひとつに文化の発展とあるが、現在の生成 AI は既存の絵に依存して新たな絵を生み出すという性質（人間の書いたプログラム以外に新たな要素を生成 AI 自身が生成する絵に対して付与することが不可能）上、生成 AI によってイラストレーターが淘汰されると生成 AI 自体も学習するものがなくなり発展が止まってしまうため、生成 AI が独自に発展を遂げられるような手法への変化もしくは生成 AI によるイラストレーターの淘汰を阻止する何らかの策を講じる必要があるのは明白である。

上記が私個人としての意見の主である。

2 (1) アについて、生成 AI が学習によってもたらした絵を創作的と表現出来るか曖昧である。なぜなら、人間が特定の人が描いた絵を元に学習し、1 から絵を描くことは著作権法侵害ではないが、生成 AI が技術的な面でその領域に達しているかは疑問が残るからである。なぜなら生成 AI が人間が書いたプログラムを越えて自ら新しい要素を作り出すことは不可能だからである。

2 (1) イ・ウについて、権利制限規定の点から、生成 AI が既存の絵を学習することは著作権法の侵害では無いが、生成 AI の独自性が含まれない形で絵を作り出した場合、創造的目的でないため著作権法の侵害である。この時焦点は生成 AI に独自性をもたらすことが可能であるかどうかであるが、不可能である。よって生成 AI の行いは著作権法の侵害である。

2 (1) エについて、生成 AI の行いについては時として我が国の法の適用外であることも多々あり、これに関しては各国の協力が不可欠であるが、我が国が先んじて何か対策を立てることは国際的な協力に大きく貢献することであると思う。

2 (2) について、生成 AI は 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とするものであるか否かであるが、例えば生成 AI に「青空 学校 青春」を条件に絵を作らせた場合、著作物の個性を享受する意思は発生していないため、前述のものを目的とするものに該当しない。特定のイラストレーターの名前やそれを指す語を条件に絵を作らせた場合、前述のものを目的とするものであるため著作権法の侵害にあたる。また使用者が特定の語を条件に追加すると自分の好きな絵が生成されることに気づき、自分の好きな絵を見るためにその語を条件に生成した場合、その語によって前述のものを目的とするか否かが変わってくる。例えばその語がイラストレーターの名前などの著作物の集合が属する固有名詞であれば前述のものを目的とするが、青空など著作物またはその集合では無い、単に概念を示す場合は前述のものを目的としないと判断できる。こういった差があるため生成 AI が著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とするものであるか否かは一概に言えない。そのためこの線引きを上手くする必要があり、線引きを間違えると生成 AI による著

作権法の侵害の助長や、文化の発展の妨げを招く。私は具体的な案は持ち合わせていないです。

その他の点は特に言及することではなく、大まかに賛成である。

●受付番号 185001345000006526

学習元の情報の内容に一切の考慮がされておらず、生成物に一方的に著作権を付与するというのは、著作権を侵害するものであろうと A I を通すだけで合法化してしまうということであり、犯罪の温床にしかなりえないと考えます。

A I 生成物であることを証明する必要もないため、A I で作ったといえば何でも他人の著作物を盗めるようになってしまいます。

A I 生成物であることの学習元の情報の明記と、学習元情報の著作主への許可、また、無断で A I に学習させることのできないような工夫が何重にも必要と考えます。

●受付番号 185001345000006527

長々と書いてありますけど、つまり私たち絵描きがゼロから生み出したものをなんの努力もしていない人が勝手に使うようになろうとしてるわけですよね？それは私たち、創作者からすると著作権侵害と同等なんです。私たちが努力したものを勝手に使われる、それが辛いんです。たくさんの努力をして生み出したものを勝手に組み合わせて自分好みに変えて他者から指示を受けることが許せません。AIによる画像生成自体を無くすべきだと思います。拙い文章ですが一創作者としての意見です。今一度、創作者の意見をふまえ、考え方直してください。

●受付番号 185001345000006528

AI によって生成された物に著作権を認めることに反対です。

それを許してしまうなら AI の勉強元となる既存の創作物は全て AI のための踏み台とされてしまうことになります。

また、それによって AI を使用せずに創作活動を行うクリエイターの士気は下がり結果として AI による生成物も劣化していくことが考えられます。

特に画像やイラストなどの生成 AI に著作権を認めることは絶対にしてはいけないと思います。

●受付番号 185001345000006529

最近、AI 絵師によるなりすまし・原作者への誹謗中傷により、心身を病んで活動休止に追い込まれた方が現れました。

また、現実のモデルさんの画像を無許可で加工しネットに流した写真家もいます。

ネット上の創作物を AI 素材とすることを許容し、原作者の著作権や実在の方の肖像権を否定し、なりすまし犯の著作権を認めるようなことが合法とされた場合、このような事例がますます増加することが懸念されます。何より、私は好きな作家さんや芸能人がそのような被害に遭うことを望みません。

文化を衰退させることを目指しているのでないなら、作家・著名人の権限を軽んじる法整備はどうかお慎み下さい。

●受付番号 185001345000006530

いかなる場合においても、ネット上にあげられた全ての著作物は学習に使用されるべきでは無いと考えます。

創作活動を行う身として、自分の心身を削りながら生み出した産物を、他者の学習に使われる可能性があるというだけでも、多大なストレスと人生をかけて愛してきたものを踏み躡られる行為への精神的苦痛を感じます。

どうか人のためのしかるべき対応では正していただきたいです。

よろしくおねがいします。

●受付番号 185001345000006531

人が努力して勝ち取った絵柄等の個性を、他者が簡単無料で無断拝借して量産するようになる。すると一部の既に名声を得ている人間以外は努力を金銭に結び付けられず、努力をしないようになります。多様性は失われ、将来生まれたかもしれないIPの芽も摘むことになります。

AIは所詮既存の焼き直しにすぎず、新しく創作をする人間がいなくなれば同じことを繰り返すだけになり衰退していく。目先の小銭だけを見て将来の大金を見逃さないでほしい。自分の考えや気持ちを表現したものを著作物と呼ぶのなら、その考え方や気持ち、人間だけが持ち得る過程を飛ばして結果のみ見るのは人間軽視では？

●受付番号 185001345000006532

あまり良くないと感じました。

●受付番号 185001345000006533

既に他人の絵や実際の人物を使って他人を貶める動画等が拡散されても手を打てない状態なのに、AI を上手く運用できるはずがない。
先に著作権とかの法整備を徹底すべき。

●受付番号 185001345000006534

権利者に許諾なしで AI の素材として作品を使うという点に納得がいきません。

事前に学習に使用することに同意した人だけに限るべきです。

●受付番号 185001345000006535

生成 AI はディープフェイクによるデマやコラージュ的な技法による偽のポルノ画像の作成と故意の流出など、安全への懸念があまりにも大きい。

またクリエイターの作風の剽窃的利用や、実在俳優・声優の AI 生成物への置き換えなど、元来個人特有の財産すらも脅かされている。現に海外では俳優たちによるストライキも起こっており、法整備も不充分どころか、殆ど野放しに近い。

「クールジャパン」の発信にも言えることだが、生成 AI による作品は日本のアニメ・イラストレーションといった誇るべき文化を発展させるどころか、画風の剽窃的利用により本人の意図しない第三者によるポルノイラストの生成、それらを販売して不当に利益を得る技法が売買されるなど、寧ろ大いにマイナスとなる脅威がある。

病により失われた声の生成など、本人にとって望ましい利用には賛成するが、「生成 AI には必ず書面による本人の同意や適切な契約」など、慎重な配慮と「損益を被る者が存在しない、喜ばしく望ましい利用」に限ること、またそれに伴う充分な法整備が必須と考える。

●受付番号 185001345000006536

プロアマ問わず、クリエイティブ作品はその者に権利があることが大前提であるにも関わらず、それらを盗んで覚えさせる生成 AI にはなんら信頼も著作権も存在しない。なのに盗んだクリエイティブ作品は権利が発生せず、生成 AI には発生する？ 盗人猛々しい意見が罷りとおらぬよう、生成 AI を正しく活かせるようにするべきである。

●受付番号 185001345000006537

無断で他者の作品を AI に学習させる行為は元の作品を作ったクリエイターに対する冒涜です。「AI を使って楽をするのはダメ！」という意見ではありません。絵柄というものはクリエイターが試行錯誤して長い時間をかけて見つけたものです。それをプロンプト一つで簡単に盗めてしまう、果てには盗んだ側に著作権が発生すると言う状況が生まれれば、それは極めて理不尽です。

また複数のクリエイターの絵柄を組み合わせて学習させるというのもクリエイター一人一人に対する冒涜です。AI 生成画像は創作的に表現をした活動とは言えません。

●受付番号 185001345000006538

生成 AI というものは、世界中の全アーティストに対する侮蔑を感じます。許す許さないに問わらず、あってはいけないものでは無いかと思います。

●受付番号 185001345000006539

絶対的にあり得ない事です。

こんなのが通ってしまったら、現在のクリエイター全員が死んでしまうようなものです。

考えられません。

絶対反対です。やめちまえ

●受付番号 185001345000006540

著作権法において、AIの学習、および生成について、著作権者の許可なく従来の著作物を取り込み、画像や生成することは著作権における同一性保持権、二次的著作物の利用の権利を侵害するものであると考えます。

特に同一性保持権については著作者の人格権にかかわる問題であり、先日発生した■■■■■の自殺の一端がこの同一性保持権の侵害であった可能性が否定できない以上、こちらの権利を侵害するような考え方をすることは、将来的な日本の創作能力を削ぐものであると考えます。

また、画像生成AIにおいて、現状では著名なイラストレーター（以下、甲とする）を「真似る」ように指示すると、あたかも甲の描いた「ような」画像が生成される事案があり、本来、甲が描いたものではないのにその人格権が侵害されるような事案が発生する可能性も多大にあります。

また、そのイラストをAI生成した者（以下、乙とする）が著作権を主張し、甲の描いた絵を「自分の絵を真似ている」として乙が著作権を主張して訴える可能性も否定できず、本来の創作者たちの権利を保護できない可能性が発生いたします。

現に先ほど挙げた事案はX（旧Twitter）で発生している事案でもあり、乙が甲に対して執拗な攻撃、人格否定などを行っていることが確認されています。このような中で、AIに対する学習、生成の基準は「著作権者の許可がないと不可能」と言うことにしなければ、今後日本の芸術文化は破滅することになると考えます。

●受付番号 185001345000006541

私は自分の作家性を AI に盗まれ、奪われることを拒否します。

著作物と原作者の権利を守ることを最優先にしていただきたいです。慎重になってください。

精巧な贋作と同じようなものです。海賊版の蔓延を許してはいけません。

創作文化を守ってください。

●受付番号 185001345000006542

現在、第三者による画像生成 AI の悪用で精神的な負担を強いられるクリエイターが存在することが気に掛かります。

フリー素材以外のインターネット上の画像などが無断で学習元にされることのないよう、また、無断利用された場合に学習元作品のクリエイターの権利が保障されるような仕組みを整えるべきだと思います。

●受付番号 185001345000006543

AI と著作権に関する法案について、反対します。

創作に携わるすべての作家、それは作品をその手と経験とで生み出す人たちすべてに当てはまります。精神的欲求もあるかもしれません。しかし、その作品を生み出す力は、その人にしかありません。何者にも、AI にも奪われてはならないはずです。作品をその手と経験とで生み出した瞬間から、その作品には著作権があります。

AI に著作権を与え、作家の生み出した作品から著作権を奪うようなこの法案は、すべての作家たちの筆を折らせるようなものであり、文化の衰退を進めるものと考えます。

●受付番号 185001345000006544

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に反対します

●受付番号 185001345000006545

文化庁より出ている「ネットにあげてる作品は全部みんなのものだから生成 AI で学習OK！ ちな生成 AI には著作権あげちゃうよ！ 原作の権利？ そんなの関係ねえ！」という素案に断固反対です。著作権は作者が持つべきです、
生成 AI により作成した AI アートの方が著作権を持つべきではないと思います。

●受付番号 185001345000006546

著作権を無視した学習データを使用して生成された絵に著作権を付与するなどもってのほかである。

また、AI 生成された成果物によって他のイラストレーターの筆を折るようなことがあってはならない。

AI 生成された絵には学習元のデータを全て開示する必要がある。

無断で学習させるなども当然禁止されるべき。

●受付番号 185001345000006547

今まで積み重ねてきた時間×努力×培ってきたアイディアを生み出す能力(絵を描き始めてからの年数)が初めて合致して出力されて一枚の絵が出来上がるのに対して、AIって言うのは我々創作をする民からしてみれば絵を描く努力もしないで我々の仕事場を荒らして人のアイディアを盗みだけ盗む奴らです。私たちの正当な著作権を主張して得られる利益を確立する前にAIに著作権を与えると言うことはAIのアイディア奴隸になって使い捨てられると主張されている気しかしません、断固AIもといAIで作られた制作物に著作権を与えることは反対です。

●受付番号 185001345000006548

5 各論点について

まず大前提として、現在の生成AIは画像や音声問わず「許可されていないデータを収集している」ものになります。

我々は学習データの提供に同意していません。数年かけて積み上げた成果を横取りされた挙句、それに苦言を示すと誹謗中傷を受けます。実際無断学習された上でなりすましされ、仕事に影響が出て自殺未遂された方もいます。「法で規制されていないからやっても大丈夫、文句言う奴は頭がおかしい」と言われているんです。

AI生成の物は既存のクリエイターがいないと成り立たないものです。AIを使ってクオリティの低いデータからよりクオリティの高いデータを生成することは現時点では不可能です。今素晴らしい作品が生み出せているのは学習に使われたクリエイターの技術があってこそです。

自分から提供するならいいですが、現状「許可していないのに成果物を学習に使われ、対価を支払われず、逆に誹謗中傷を受けて活動を阻害されている」状態です。誰が快く提供するでしょうか。

生成AIの作り出すものに著作権を認めるとどうなるか。学習元のクリエイターに対して著作権侵害だと言えてしまうのです。現時点でも生成AI利用者による学習元クリエイターへの著作権侵害通報がX（元Twitter）で行われ、クリエイターがアカウント凍結されています。これは生成AI利用者によるクリエイターの営業妨害です。AI生成物に著作権を認めると、このようなことが頻発すると考えられます。クリエイターは活動の場を失い、職を失うことでしょう。そうなるとAIの学習に使うデータが無くなり、劣化と衰退の道を辿ることになります。

以上のことから、生成AIは創作活動に何ら貢献せず、市場を破壊し人権を侵害するものと考えます。

生成AIの権利を考える前にクリエイターの権利に目を向けてください。著作人格権に目を通してください。現時点では生成AI利用者はクリエイターへの嫌がらせのために生成AIを使用しているとしか言いようがありません。そこに技術的進歩はありません。

技術的進歩を求めるならば、クリエイターと協力し、対価を支払って学習許可を取るのが当たり前だと思います。あなたは自分の仕事の成果を横取りされて給料が支払われなくても許せるんですか？

●受付番号 185001345000006549

AI のアイデアの元は人間の脳です。

その人間の考え出したものを自由に使用できてしまうとアイデアを出した人間は損をするだけではないでしょうか。

日本の創作物はこんなに軽く考えられているんですね。

●受付番号 185001345000006550

著作物というものは、筆者が魂を込めて生み出した、もしくは文字通り生活を削り命を削り生み出したものです。子どものようなものという方もいます。盗作が安易に行われ、権利が侵害されることがあってはなりません。

我が子を悪事に利用されて喜ぶ真っ当な人間はいないことくらい、承知の話だと思います。

ですので、今後も著者の権利はきちんと守ってください。言論の自由が奪われます。

●受付番号 185001345000006551

人が時間をかけて一生懸命に作った創作物を、AI生成・編集して金を儲けている人がいます。

そのように利用されてしまうのであれば、誰も絵を描きません。誰も文章を書きません。誰も写真を撮りません。誰も演技をしません。文化が廃れてしまうのは目に見えています。

私たちは、日本の誇るべき文化は、AI生成をする人にとっての食い物ではありません。

●受付番号 185001345000006552

インターネット上にアップロードしたものといっても、イラストにしろ音声にしろ文章にしろ、著作権があります。許可なくAI学習に利用されることは看過できるものではありません。また、AIによる創作物を利用した学習元の著作権者に対する攻撃、なりすまし行為など目に余るものが観測されています。AI使用者の倫理観や著作権法への理解を進めるなどの法整備等を行う必要があります。

●受付番号 185001345000006553

著作権に対する基礎的な知識を含め、道理を理解していないのではなかろうかと思われる内容でしたので、改善を求めます。

極めて人間を軽視している、創作文化をないがしろにしていると感じました。

●受付番号 185001345000006554

まず創作物を作者に許可を取らずに AI に勉強させる行為を違法としてください。
そもそも創作物と著作権を守ってください。
また AI を 1 部でも使用したものは AI 使用とし、著作権を認めないでください。
遺伝子組み換え食品のように、生じた場合明記を必須としてください。
なお、AI の作り出したものに人間が加筆修正した場合は、アレンジャーなどとして著書名
を記載するようなルールを作つて頂きたいです。

●受付番号 185001345000006555

AI と著作権に関する考え方について全体的に反対です。ゼロからイチを創るのが大変なのに許諾できません。むしろ厳しく罰せられるようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000006556

生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うことは、その AI の生成元にされたクリエイターの著作物を蔑ろにし踏みにじる行為であり、今後の日本国内での創作活動を衰退させるもであると強く意見します。

●受付番号 185001345000006557

クリエイターの芽を摘むことになることになる法案だと思われます。

AI での生成は素晴らしいのですが、クリエイターは技術を身につけるのに何年も努力を重ねます

ピカソの 30 秒という話にも、30 秒の絵にもここまで描けるようになるまで 30 年かかったと 100 ドルの値段をつけたとあります。

クリエイターの努力を横取りするようなことはやめて頂きたいです。

●受付番号 185001345000006558

ネットにある画像や文章は投稿した作者本人に著作権が存在するものであり、生成 AI が無断で学習して良いものではなく、また AI を利用して他者の作品に類似した作品に著作権はありません。

既にイラストでは他者の作品を学習し酷似したイラストを作成、本来原作者が取り入れていない性的表現を使用しさも原作者が作成したようにみせかけて無関係な原作者の権利を犯し実害が及ぶ事態がありました。

そのため AI における作品の学習は原作者の権利を守らない、侵害する行為として断固反対であり AI で作った作品の著作権はそれまで学習に使用されたすべての原作者にあると考えます。

他者の作品を参考にして自ら想像し独自性をもつのではなく、他者の作品をそのまま取入れ作品を生成する AI に独自性はありません。

●受付番号 185001345000006559

昨今 SNS 上ではイラストレーターと AI イラストレーターとで論争が起きています
AI イラストレーターが個人イラストレーターのイラストを AI に学習させ、なりすましを行いイラストレーターを精神的に追い詰め排除されるような動きもいくつか散見されています。

AI による学習には著作権が厳格に適用されるべきです。

また、形だけで罰せられることのない意味のない罪になることも避けるべきです。

●受付番号 185001345000006560

著作権法の意味がなくなる

●受付番号 185001345000006561

すでに、生成 AI による著作権侵害は横行しており、すぐにでもそれらに規制をかけることが必要だと感じる。

「思想又は感情の享受」は、生成 AI を使う目的そのものであり、思想又は感情の享受を目的としない利用はないと言っても過言ではないと考える。また、思想又は感情の享受に限定されず、「不当に利益を得る」ということにもつながる。

企業が正当な対価を支払わず、違法アップロードや、違法に学習されたデータで生成 AI を使用し、本来クリエイターが受けるべきだったであろう仕事や、その価値を歪めてしまうなどの問題も想定できる(実際に、そういう事案もある)。これは、公正な取引に反することであり、今後のクリエイター業への妨害でもある。

- ・企業のコスト削減目的での生成 AI 利用
- ・個人での、思想又は感情の享受目的での生成 AI の利用
- ・違法で学習されたデータの利用
- ・”悪意”を持って生成 AI を利用すること

これらは、本来の価値を歪めてしまうものであり、人を傷つけるものであり、真偽がわからなくなるなどの問題を引き起こし、いずれ我々の生活を混乱に貶めるものである。学習元が何であろうと、違法に生成されたものであることには変わりなく、国がそれを認めるというのは、度し難い。海賊版を許容する国であってほしくはない。

●受付番号 185001345000006562

AIで合成された絵画などに著作権を認めることは厳しいかと存じます。

また学習元の著作権の保護を求めます。

●受付番号 185001345000006563

AI は素晴らしい技術ですが、現状どの画像を使って AI 生成の画像が作られたか、第三者が確認することはできません。これは大いに問題です。

AI を利用して生成した画像があったとして、学習元が誰かわかるように法整備をしないと、心血注いでつくったイラストが学習し放題になり、これによって、人の手によって自分でイラストを描く人の人口が減ってしまいます。これが問題です。いずれ AI が AI によって作り出された画像を学習するようになり、そうするとイラスト表現において進化がなくなります。ちゃんと考えてください。

●受付番号 185001345000006564

反対です。あまりに酷いです。原作たるクリエイターに対するリスペクトが一切ありません。著作権をもっとしっかりと守ってください。これではもう誰も何かを新しく創作する熱意も意欲もなくなってしまいます。

●受付番号 185001345000006565

AIの学習についてですが、原作の権利を蔑ろにするような案には反対です。絵を描いてきた方々の努力をあまりにも軽視していると感じます。

●受付番号 185001345000006566

プロ、アマチュア問わず作った創作物はその個人が著作権をもつものであり、AIに無断使用されるのは著作権侵害だと考えます。

AIでの創作物は未だ法整備が整っていない状態です。

その状態で勝手にAI生成物として学習されるのはクリエイターとしての著作権はおろか、尊厳まで壊しているのと同等です。

きちんと法整備したのち、もう一度考え方直してほしいです。

●受付番号 185001345000006567

单刀直入に申しますと、A Iと著作権に関する考え方についての素案内容に反対です。

私はインターネットやS N Sなどで少しばかり絵を描いてる人間です。私が描いた絵は私の物なので、A Iで二次利用されたくありません。ただのお気持ちですがこういう絵を描いてる人間の気持ちを汲み取って貰えませんか。

A Iは学習元がないと絵を生成することができませんよね、その学習元となる絵は誰かの技術です。技術を盗んで簡単お手軽に絵を生成するはどうなんでしょうか。絵描きのことを潰そうとしているんですか。

絵描きだけでなく、どのような形であっても創作者からすると作品は自分の子供のようものです。自分の子供を盗まれて適当に生成されたクローンとか、気持ち悪くて吐き気がします。

「A I学習に作品を使用してもいいですよ」という方の作品のみをA I学習に使用してください。

●受付番号 185001345000006568

AIによる学習とそこから広がるであろう全世界のクリエイターの尊厳を脅かされる事を懸念します。努力や才能を無償で提供したくありません。私が描いた絵は私のもので誰にも脅かされるものではありません。大好きなクリエイターさんが魂を込めて時間や命を沢山削って産んだ作品が、なぜその良さや苦労も知らない第三者やAIに奪われなければならないのか、理解できません。考え方直してください クリエイターの著作権を守ってください

●受付番号 185001345000006569

AI は著作権違反なので規制してください

●受付番号 185001345000006570

素案を確認いたしました。日本国内にてイラスト、デザイン関連の仕事をしている者です。

AIと著作権について、表現や技術の進歩の自由を奪わないように書かれた内容だと思いましたが、享受目的の判断についてはかなり甘いため、列挙されている懸念事項への対応ができないのではないかと不安に感じました。

AIの学習について、享受目的であれば著作権違法、享受目的と研究目的ならば場合による、となると、現在悪意を持って作られているAIイラストなどは研究目的だと言い張るでしょうし、それを第三者が適切にジャッジするには時間と手間がかかりすぎます。

AI利用に関して今までとは違い強く考慮しなくてはならないのは、内容よりもその「スピード」だと感じています。従来通りであれば、著作権に関しては著作者を守るために強く存在し、もし侵害の可能性があればきちんと判別するという段取りが取れます。しかし、AIを利用した享受目的の作品などは、とにかく短時間で大量に作ることができ、もし著作権を侵害しているとしても、それを訴え、判別し、違法であるとするまでにすべてを享受してしまいます。また、もしその案件が侵害しているものだと認められても、他の作品で同じことを繰り返すことが可能です。パソコンの能力によって引き出せるからこそ、100人のクリエイターを乗っ取り、10000枚の作品を出す、などということも短期間で可能です。その中のどれだけの人が正式な手順を持って訴えることができるでしょうか。泣き寝入りすることや、命を断つこともあり得るのではないでしょうか。

本来であれば、このような未来の技術の導入に対しても、表現の自由は強く守られるべきですし、必要以上に締め付けるのは文化庁として範囲ではないのかもしれません。

しかし、これは生物研究におけるクローン技術にあたる大きな技術革命で、「できる」からといって自由に研究できる対象に安易にしてしまっては良くないものだとひとりのクリエイターとして思います。まず「どんなものも認めない」ところからはじめ、許可される研究機関や団体を厳しく選抜し、少しづつ許可を出すなど、管理すべきものです。ましてや、クローン技術のように設備も研究者も必要なものであれば導入も難しいですが、生成AIは小学生ですら扱えてしまう技術です。学校の授業で、学習目的により生成AIを利用したとしたとき、気に入った絵柄を収集生成することを誰が止められるのでしょうか。教育者は学習目的のため問題なしとするでしょう。しかし人間的好奇心は旺盛です。悪意なく利用し、SNSに成果を見せたくなる欲をとめることはできません。現行でも、誰かのイラストアカウントを「自分のものだ」と言い張る小学生などが頻発している状況です。AIを利用し、自分で「作った」と思えるものであれば胸を張って投稿するでしょう。その結果、クリエイターがもしその仕事を奪われたり、命を絶った時に、誰のせいになるのでしょうか。

こういうことが恐ろしいスピード感で大量に発生した時に、文化庁として止めることはできるのでしょうか？それでも「場合による」と言い続けるのでしょうか？それとも、不十分だったからと厳しくするのでしょうか。一度許可したものを、そのようにコントロールすることができるのでしょうか？

誰もが簡単に世界中に同時アクセスできるこの時代において、著作権を守ることはとても難しいことです。だからこそ、生成AIについて、寛容な対策や都度の判断などと「真っ当な」対策ではなく、危機感を持ち、諸外国含めた世界規模の考え方によって、あらためて本来の著作権を守る考え方を定義していただくよう、お願いしたく存じます。

●受付番号 185001345000006571

素案の中にある「AI学習によって作成された学習モデルは学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる」という言い分は省庁の妄想でしかなく、根拠がない。明らかな調査不足ではないか。

自分の知る限りで既に好きな作家がAI学習に模倣されて活動休止している現状があるため、AI学習は規制、もしくは免許制にしてほしい。

●受付番号 185001345000006572

著作物には個人を特定しうる情報があり、それらが AI 学習に使用されプロパガンダや犯罪を促す表現に使用された際に発生する不利益は未知数であり、財産の侵害に当たると考えます。

作者本人以外の画像の AI 学習に反対します。

●受付番号 185001345000006573

生成 AI による、見分けがつかないフェイク動画や存在しないフェイク生物画像などがネットで広まっています。イラストだけではなく他の分野にも影響を与えている状況です。生成 AI がフリー素材やパブリックドメインの失効したものだけを学習先にできないのであれば、AI が生成した音声や映像、イラストには大きく AI による生成物であることを表記させるようにするはどうでしょうか？

生成 AI から作られた物が商業的に使えるレベルであることが問題であると思われるの で、いっそのこと商業的に使えないサインを入れれば個人利用はできても商業利用はでき ないのでという考えです。

●受付番号 185001345000006574

話が支離滅裂過ぎます

まず AI に著作権を与えるのに学習先の著作権を無下にしてるのはあり得ません
学習するなら作者に一人一人許可を取り金銭を払い初めて成立するものです
ネットに公開してるのはフリー素材ではなくクリエイター達の表現の場です
下衆な真似は止してください

●受付番号 185001345000006575

本問題は、「1.AI 活用における学習の必要性」と「2.クリエイターの独自性」そして「3.アイディアの自由度」が絡んだ内容であると思われます。

[3]は創作の自由の為に必要なものです。酷似しているという点だけで創作に制限が課せられるのであればそれは創作活動の縮小につながります。

それは例え AI を用いたとしても変わらないというのも理解出来る範疇です。

しかしながら、此処で本当にアイディアが存在するのかという点が論点となります。素案の『特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われており～』といった部分が本件に該当するでしょう。

つまり、[1][3]を悪用し、特定のクリエイターのアイディアのみを利用することで[2]を侵害出来てしまう形となります。そして、[2]を侵害した状態でも「AI の独自性を認める」ということになれば、それは反発が起きて当然と思われます。

AI を一つの技術と確立しつつ、クリエイターの独自性を損なわない為の手段はどうするか。それにはやはり、監視が必要であると思われます。それもある特定の組織ではなく万人による監視です。

具体的には、『生成 AI を利用したものに関しては、享受目的の有無を問わず、その生成 AI の学習内容の開示並びに当該 AI の共有(ないしは、AI の出典明示)』を義務付ける、などです。

これを行う事で、第三十条の四に該当するか否か(不当に著作権を害していないかどうか)を万人が監視出来る体制となり、現状巷で囁かれている不安はある程度解消されるのではないかでしょうか。

AI に学習されること、それ自体が許容出来ないといった意見もあると思います。これに関しても、(万人が万人拒否したらそもそも学習が出来ないという問題はあるものの)ある条件下で認めて良いのでは、と考えております。

方法は不明です、作品ごとに一定の申請を行い、受理された場合 AI が奇襲を拒否出来る形、一部作品(作品の数割)に関してのみ AI 学習拒否が出来る形、逆に AI 学習許容者のホワイトリストを作成する形、AI 学習を行う場合に権利料を必要とする形、様々あると思います。

最後に、AI 学習を拒否する反応の中には、政府が AI 生成側を向いて蔑ろにしているという印象によるものも多いと思います。実際に素案等を見ても、AI 学習をメインとしており、従来のクリエイターの権利保護に関する話題は殆ど見受けられません。

それは、現行法においてクリエイターの権利保護がされている、ということの表れではあるかもしれません、しかしながら『AI 学習がされている中でのクリエイターの権利保護』については殆ど話されていないのではないでしょうか？

そういう点も含めて、クリエイター側の有識者も交えた形での摺合せを行っていくべきではないか、とも考えます。

●受付番号 185001345000006576

ネット上にアップロードされている画像にも、著作権があります。それがわかっている方は、すべてサインを入れています。にもかかわらず、公共物とみなしてAIに読み取らせ学習材料とするのは、著作権侵害であり極めて危険な行為です。AIの危険性を、もっと深刻に考えるべきです。ヨーロッパ諸国の方針をもっと学習してください。

●受付番号 185001345000006577

作者がいなければ生まれることのない創作物を盗み取り我が物顔で作品として世に出すなどもってのほか。

著作権が踏みにじられるのであればこの先日本の文化は廃れゆくのみ。

作品は作者のものであり、他者のものではない、生成 AI を活用していくのであれば、生成 AI を活用していきたい人たちが自分の手で素材となる作品を創作すればよい。

世間に発表された創作物は AI のために生み出されたものではない、プロアマ問わず作者が命を削って創り上げた作品を生成 AI に使用したいのなら作者からの使用許可を得て使用料を支払い契約を結ぶべきである。

それらを省いて作品を奪うなど外道極まりない行為ではないだろうか。

●受付番号 185001345000006578

個人の作品は守られるべき
インターネット上に上げられている作品の著作権はすべて作者にある

●受付番号 185001345000006579

人の著作物を勝手に取り込んで作った AI に著作権があるわけないと感じます。AI のために人の作品が搾取されることは許せません。私はこの制度に反対します。

●受付番号 185001345000006580

AIで学習されるイラスト一枚一枚に著作権があり、現状の生成AIは著作権をクリアしている作品の読み込みだけでは今のクオリティの作品を出せません。

また、構図や色彩など、ほとんど丸パクリと言っていい仕上がりです。

これでは何時間もかけて描いた作品を盗まれると思うのも当然です。

また、AI作品が増えていくと、企業もイラストレーターに仕事を依頼せずより簡単なAI生成作品に頼ることが増えていきます。

現に、既に企業の広告でAI生成イラストが使用されているのを何度も見ました。

ですので単純にイラストレーターの仕事が減り、廃業する人も増えます。

クールジャパン文化や、日本特有のイラスト文化の土壌が破壊されるのです。

また、AIに反対なので不本意ではありますが、イラストレーターが減れば当然作られる作品も減るので、結局AIも衰退の一途を辿ることでしょう。

さらに、現段階で生成AIを使ってイラストを作っている人は嫌がらせで特定のイラストレーターの絵柄のイラストを大量に生成し、ダウンロード形式で販売するなど、使用方法にとても悪質な人間が多く見受けられます。

生成AIを法的に許可してしまったら、そのような嫌がらせや誹謗中傷をしていい後ろ盾ができてしまい、さらに増えていきます。

また、生成AIを使って特定のイラストレーターの画像を生成している人の中には、そのイラストレーターはそういったイラストを描いていないにも関わらず、勝手に成人指定のイラストを生成している者も居ます。

そのイラストレーターの絵柄によく似ているので、何も知らない人はそのイラストレーターがR18作品を描いたのだと思い込みます。

勿論作者本人が年齢制限のある作品を描いている場合もありますが、成人向け作品を描いているイラストレーターに仕事を依頼しない企業もあるので仕事が減りますし、何より、今まで自分が大切に培ってきた絵柄を、自ら望んでもいないのに性的消費、さらにはその生成画像で稼ぐ人間まで居るのです。

これはAIの利便性を得る代わりに、多くの人間を傷つける結果を生みます。

●受付番号 185001345000006581

自動生成 AI による絵画や音楽等は、現在活動している「絵を描く事を生業とする人」または「音楽を演奏または創作する事を生業とする人」のこれまでの時間や努力を踏みにじる様な極めて卑劣で醜悪な行為だと我々は認識しております。

大前提として、まず自動生成 AI という物が存在していること自体おかしいと思っております。

そんな文章 1 つでオリジナリティの欠片もないイラストや音楽に著作権を与える事を許してしまっては我々人類に芸術を生業にする必要性が無くなってしまいます。

まずこの法案は断固反対とさせていただきます。

世の中の利便性を高める前に、我々人類が築きあげてきた文化や生業を守ってはいただけませんか？。

●受付番号 185001345000006582

生成 AI による作品と称されるもので苦しんでいる方が多くいるのをインターネット上で目にしました。生成 AI によって作られているものは著作権侵害のみにとどまらず、プライバシー侵害にあたるポルノ画像なども生成されているのが現状です。

素案には反対します。インターネットに載せた画像や作品は、製作者の手を離れたからと言って製作者の権利が侵害されるべきではありません。簡単に言えば、みんなのものではありません。

本当に素案作成時に調査をしたのでしょうか？都合のいい意見だけを集めたのではないか？

現状、生成 AI に困らされている人の方が多いはずです。

今一度生成 AI の使用の現状を調査し直して、生成 AI の使用の規制を強める方面でまとめていただきたいというのが個人的な意見です。

●受付番号 185001345000006583

全ての原作の権利を侵害することは許されません。インターネット上にある全ての創作物を生成 AI の学習に利用することに反対します。生成 AI に著作権が発生することに、断固反対いたします。絶対にやめてください。

●受付番号 185001345000006584

生成物に著作権を付与することは著作権法の趣旨を没却し、自ら文化の担い手の首を絞める最悪の愚策である。

AI使われるかもしれない側が著作権の心配してるときに、ネットに上がってるやつはみんなの物だからAIに使って良いよね！（要約）ってなるのが本当にすごいと思います。イカれてるのかと思った。新規産業の為に著作権の根本を揺るがすようなことをするんじゃねーよ。

AIを推したい人ばっか集めて話し合ってるんだとしたらクソすぎるので反対意見を入れる人も委員会に入れた方が良い

●受付番号 185001345000006585

AI 生成品は、人の創作物を許可なく無断で AI に学習させて生成しています。つまりそもそも著作権を侵害しているところから始まっているものに著作権がつくなんておかしいです。AI 生成の結果、人の手で描かれたオリジナルに酷似した画像等がそのままの形で生成されトラブルになっている例も多くあり、AI 生成者のオリジナル性などは全くありませんし、無断で創作物を学習、生成されている多くの著者の権利を侵害しています。そのような無断で学習、生成した AI 生成品を売り金銭を得ている者も多く、AI 生成品は基本的に完全な著作権侵害だと思います。繰り返しますが、そもそもが著作権を侵害している AI 生成品に著作権は認められません。よってこのような案もありえないと考えます。

●受付番号 185001345000006586

その物の持つ価値と使い方を知らぬ子供に、ナイフを、銃を、車を、薬品を、その他様々なツールを与えないのはなぜか。

子供に与えると危険であり、メリットが少ないからだ。

同じく、無知なる者に生成AIを与えて、無知から生成AIの機能を無駄に浪費し、時に致命的な罪を犯すのである。

社会に悪影響を与えることのできるツールは、利用者への教育と、機能の段階的解放が必須である。

また、生成AIもジャンルごとに有用性が異なるため一概に可否を語ることができない。

こと画像生成AIにおいては、現状の利用法は社会的メリットよりもデメリットの方が大きい。

ビジュアルアートにおける価値とは

存在する画像そのものだけに準拠するのではなく

人力で偉業をなし遂げたことへの感嘆により付加されている部分が大きい。

そのため、創作過程の安い機械化は価値を落とす行為である。

創作は、産みの苦しみと、技術習得のための時間の浪費により、必然的にそれに関わる知識や敬意が蓄積される。

いわゆる「苦労」を経験しているがゆえに、なるべく高価値を生み出そうとする意思が生まれ、実行し、

その結果、現在の日本のカルチャーとして世界に誇れるアドバンテージが存在している。

この創作における過程は省略すべき「無駄な苦労」ではないのである。

画像生成AIによりその過程をなくすと、

現時点では過去の遺産の希少性や高価値を利用できているので、多少の革新は発生するだろうが

確固たる知識や敬意や意思がない利用者から生み出されるそれは見た目だけの産物で実に底の浅いものであり、今後のビジュアルアート分野の進化への寄与は微々たるものである。

そして、一次制作者(AIに依らない創作をする者)による価値の創生ペースより、二次創作者(AI利用による創作をする者)がその価値を食い潰すペースの方が早いため、

今日本が持つビジュアルアート分野でのアドバンテージはいずれ頭打ちとなり失われる。

また、大量の価値の低いAI生成物を学習し続けることにもなるので、いずれ生成AIが生成する画像の品質も低下するだろう。

ビジュアルアートにおける日本のアドバンテージを守るためにも、また、生成AIの進化においても、一次創作者のモチベーションは非常に重要である。

一次創作者への評価や対価が二次創作者の得るそれよりも低い場合、モチベーションの維持は難しい。

画像生成 AI の進化に学習データが不可欠であり、またその利用によって対価を得られる社会にしたいのであれば、

学習データを提供する者の権利と対価はそれよりも高次な部分で保証されなくてはならない。

かつて利便の追求でハード的な機械化を推進した時に、人の権利を守るために著作権が作られたように、

利便の追求でソフト的機械化を推進するには、新たな前提や概念からの法の制定や規制が必要なのである。

規制に関する提案の詳細は、185001345000005823 で送付したコメントを参照ください。

●受付番号 185001345000006587

1、既に完成した(学習済みの)生成 AI で生成したものには著作権はない。

創作性がない。同じ命令で違う絵が出てくるのは、サイコロを振って違う目が出るようなものであり、創作性の表れではない。また第 2 項より、学習元が判然としない状態で著作権を与えるのは早計である。どんなに広く見ても二次著作物の域を出ないであろう。

2、学習データを保護すべきである

教育用や研究用ならばまだしも、商用利用するならばその学習元となるデータは商用利用可能と許可を取ったものだけにすべきである。

3、AI で作ったか否かは著作権自体には関与しない

AI は絵筆のようなものであり、あくまでツールなので関与しない。

4、AI 生成物に手を加えたものは現時点では著作権保護対象にして良いと考える

ここが非常に難しい問題ではあると思うが、現時点では二次著作物として保護対象として良いと考える。また議論が熟し世界的な潮流が決まってから変更しても遅くはない。

以上が生成 AI に対する意見である。AI の世界的な潮流に乗り遅れないように気をせいでいるようにも感じられるが、アニメやアートは日本における大きな強みなので、十分に議論を尽くして進めていくべき。是非とも労を割いて欲しい。

●受付番号 185001345000006588

クリエイター（国民）の精神的安寧と活力を奪う生成AIは法的処置で厳しい処罰を施して欲しいです。漫画家でもネタバレサイトに掲載されただけで売上と収入源が減りそして何より作品を大切にする原作者の方が金銭的理由で今後筆を折るという選択肢を迫られる可能性が大いにある。それと同様に生成AIでもイラスト並びに小説を書いている多くのクリエイターの方のデータを奪いあたかも自身が描いたという分不相応な到底人とは思えない人の形をした何者かのせいで精神的に病み療養される方が実際におられます。イラスト・物語を創るというのはそれ相応の努力と成果が伴って良いはずのものです。それを横から奪われるのをただ指をくわえて見ていればいいなどあまりにも酷ではありませんか？どうか最善の選択を成されることを切に願っております。

●受付番号 185001345000006589

作品を作った人にしか著作権はありません。

原作者が第一でそれを疎外されることがあってはいけないです。

●受付番号 185001345000006590

クリエイターがアイデアとして使えるメリットよりもクリエイターに危害を与えるデメリットの方が明らかに高いこと。

AIは使い方によっては人々を豊かにすることは確かである。しかし、犯罪的目的、クリエイターに危害をおよす、不利益を被らせる人が多いのも事実であるため、そういう目的の利用は制限する必要がある。

無断転載は犯罪だけどAIを通して全く同じものを出力したら健全となる現状は明らかにおかしい。

包丁は正しい使い方をすれば食材を扱う便利な道具だが、人に向けると犯罪となる。これはAIでも同じだと思う。

●受付番号 185001345000006591

絶対反対

●受付番号 185001345000006592

人の作品に敬意を払えず馬鹿にして踏み躡る考案だと感じた。文化庁を名乗っておきながら自ら文化を破壊していく考えは愚かである。痴呆持ちのゴミしかいない集団なのか？このような案が可決された暁には創作を発表できる機会が縮小されクリエイター等の活動者が活動を制限せざるを得ない状況になるのは明らかにわかってるだろカスどもが

●受付番号 185001345000006593

絵、文章、音楽等の創作物はその作品の作者の物であり共有権利、共有財産などではない。作者の許可なくAI学習に使用するのは著作権侵害、盗用以外の何物でもなく、著作権侵害の結果作られたものに著作権を与えるなど以ての外。

少々品のない言葉で分かりやすく言わせていただくと、「作品泥棒を守るような素案しか出せないのならば何もするな」「日本のサブカルチャー文化を軽んじるな」「日本の文化を守ろうという意思はないのか」という意見を持っている。

私以外にも多くのコメントが届いていると思う。

もっと真摯に、文化や作品を守る案を練って頂きたい。何も難しいことは望んでいない。

「無断のAI学習使用は泥棒と一緒に」「泥棒を守るな」と言っているだけである。

粗末な文だが要点が伝わっていれば幸いだ。以上。

●受付番号 185001345000006594

現在はAIを利用する側が、イラストレーターなどクリエイターになりますまして利益を得ようとするような人ばかり話題になっています。

彼らはあれを自分の作品だと言い張りますが、あれはインターネットを活動拠点としているクリエイターの作品をコラージュしているだけなので、漫画村と同様海賊版に等しいものだと思っています。作品を日々楽しんでいるものとしてもあんなものを作品と言い張られるのは不愉快でしかありません。

●受付番号 185001345000006595

私は人々の作品がもっと AI から保護されるべきだと思います。創作活動をしている方々は、一般の方が思ってる以上に自身の作品にアイデンティティを持ってモノづくりをしています。その成果を AI によって制作過程の葛藤や努力を知らないところで簡単に取り込まれてしまったら、その創作者は作品を侵害され、踏み躡られた気持ちになると思います。創作活動者に限らず、自身がこれまで頑張って成し遂げたものを他人に横取りされたり誤解されたりすることの不快で残念な気持ちはみんな簡単に想像できると思います。同じことです。どうか創作活動者ることをもっと尊重し、AI から著作権を守るようにしていただきたいです。

●受付番号 185001345000006596

個人での提出

生成 AI の技術的な背景について (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による措置

並びに

各争点について (4) その他の争点について

について意見を述べさせていただきます。

上記 (3) について

生成 AI が普及すればおそらく今の比では無い数の著作権問題が生じると思われます。上記 (3) で触れられてるものよりも、もう少し強いボトルネックや、容易に学習元を確認できるようなシステムをプロバイダに求める事が必要ではないかと思います。

また、現行法や、それで足りない場合は慎重な判断が必要なものだとは存じておりますが、新法等にしっかりと裏打ちされたものである必要があると考えます。また、違反時には罰則を設ける必要があると考えます。

上記 (4) について

ア.

効率的ではなく私としても案は無く申し訳ございませんが、生成 AI を著作権侵害を意図して利用しようとするユーザーについて、何か直接的に抑制するような制度もあると良いのではないかと考えます。

イ.

これもまた難しいとは思うのですが、海外を拠点とするプロバイダのサービスを用いて日本国内の著作物を著作権を侵害する意図を持って学習させるようなことを防ぐ、またはそれに罰則を与えるような制度も必要ではないかと考えます。

ウ.

著作権侵害について一般人が正確に理解することは困難だと思われます。生成 AI の利用を免許制にすることも一つの解決手段ではないかと考えます。

以上、僭越ではございますが意見を述べさせて頂きました。

何卒ご一考いただければ幸いです。

●受付番号 185001345000006597

著作権とは創作者個々の特性を保護するための権利でもあり、AIによって画一化された文
章や作品に対して付与されるものではありません。全てのジャンルにおいて個性を奪い、
ひいてはメイドインジャパンの文化を貶めることにもなりかねない愚策であると考えま
す。

●受付番号 185001345000006598

漫画を生業とするものです。

苦労して生み出した作品を、ネットに公開しているからという理由で AI 学習に利用されることは納得できません。もちろん著作権は自分にありますし、出版社との契約もあります。お金もいただいている作品まで AI に盗まれるのは理不尽です。

また、仕事で描いた絵でなくても描いた作品は全て書いた本人のものであり、他人が勝手に使って再構築し、自分のものとして発表するのが許されるのもおかしい話です。発表の場がネットの世界だったというだけで、それを赤の他人に好きにされるのを許す法案とは何でしょう？

どんな利権が絡んでこんな無茶を通そうとしているのかお伺いしたいところですが、まずは AI での他人の作品を盗んでの作品の制作には全面的に反対です。

●受付番号 185001345000006599

長い年月をかけて培った技術で人々に認めてもらい仕事をしている人達の仕事を AI が奪ってもいいということでしょうか？

実際 AI イラストなどで描いた本人の絵を丸々使いアダルト作品などを抽出し販売している事例などもあります。

公式がさも描いたような見分けのつかない作品が今後増え作者側に批判的な意見が多く寄せられることも増えると思うと心苦しいです。

AI の学習は素晴らしいとは思いますがまだ法律がしっかりしていない分今まで頑張って技術を磨き職を得た人達に迷惑がかかるのでもっと考えて欲しいです

●受付番号 185001345000006600

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を 享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会 を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものでは ないと考えられます。

この最初の文章に違和感を覚えます。

著作者が長年かけて蓄積した努力や知識によって創造した著作物を、著作者の了承なく AI 学習に使用する行為は明確に『著作権者の利益を通常害する』ものであり、到底受け入れられるものではありません。

アニメーション、ゲーム、V チューバーなど日本が牽引している創造物は現状のクリエイターによってその地位が確立されたもので、今後日本を代表する資産になりうるものです。

海外でも問題視されているなかで、このような内容は受け入れられません。

更なるクリエイター保護の観点の元、再考をお願いします。

●受付番号 185001345000006601

生成 AI の成り立ちやアルゴリズムが、クリエイターや創造を生業にする人の権利と精神、生活の糧を著しく侵害することはあきらかです。骨身を削って作り出した絵や小説、その他の創作物を無断で学習し、その権利のない第三者が無断でほとんどコピーのような形で出力できてしまうことは、クリエイターの創作物の独創性を妨げ、結果として彼らの生活に直に影響を与えます。また、創作によって生計を立てている人でなくとも、その人が趣味で作った創作物の権利は作った人にのみ帰せられるべきであり、その権利が侵害されではありません。生成 AI は規制されるべきでこそあれ、断じてこれを推し進めるべきものではありません。この素案について、完全に反対します。

●受付番号 185001345000006602

AIによる海賊版を容認する穴をここで作ったら著作者は泣き寝入りしか出来ません。
然るべき対応処罰の方針をもっと強めていただけませんか？現時点では作品を守ることが出来ません。

●受付番号 185001345000006603

この素案には大反対です。これは、今後のイラストレーターや漫画家に非常に不利になるものだと確信しています。

Ai技術は確かに、今後の未来において有用な技術です。しかしながら生成Aiによる、本来著作権をもつ原作者を無視したイラストというのは、原作者としては非常に不快なものです。

なおかつ、生成Aiで作られた賛作が大量に安く出回ると、原作者にはなんの収入にもならず、負の連鎖に陥るものです。ましてや著作権が生成Ai側に移行するのは、頭の聰明な議員がだすものとは思えないほど下策です。

イラストを含め、アニメもいまやクールジャパンとして日本経済をささえる重要な要素です。しかし、中国やアメリカなど、他国はそれを無断で生成Aiで学習させ、賛作をばら蒔いています。このままではクリエイターはただただ「頑張った努力を吸いとられつづける、哀れな道具」に成り下がります。

こんなものよりも、Ai利用を悪用する不埒な輩を罰せられるような、原作者の著作権を守れるような素案を作成するべきだと思います。

もしも浮かばないというのなら、ご助言します。

●受付番号 185001345000006604

人によって描かれた作品は、基本的にはその人個人の著作物でありネットや人の見える場に載せたからと言ってその権利が消える事はあっていいはずがありません。

日本を代表する漫画やアニメの文化を支えるのは AI 生成などではなく、作り手への適切な金銭的支援、適切な雇用形態だと考えます。

AI 生成によって生まれた作品に対して著作権を認めてしまえば、以前問題になった著名人のフェイク画像のように、公式には認められていないはずの個人が作った作品にも著作権が与えられるということになってしまいます。本物と判別のつかないほど精巧な偽物で、漫画やアニメのグッズを作りあたかも本物であるかのように不正規に商売を働く者も出てくるのではないかでしょうか。

そんな創作物や創作者を侮辱するような事が本当に許されるのか、再度ご検討の程よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000006605

AI でのイラストの出力について、現状のやり方には私は反対です。

人が努力して書き上げた絵を勝手に AI の学習に利用しそれを商用利用だのすることが許されるはずがありません。

私の好きなイラストレーターさんも筆を折ることになりかねない状況です。

AI に学習させたいのであれば、学習させたい人同士で絵を描いてそれを AI に取り込ませればいいと思います。

現状のやり方は、そうとは分からぬよう人の絵をトレースしているのと然程変わらないやり方です。もちろん出力される絵は今までで言うような「トレース」とは全く違うイラストが出来上がるわけですが、他人を踏み台にしているという点で同じ行為だと思います。

踏み台にされるために絵を描く技術を磨く人間がいるでしょうか？いるはずがありません。

今の世代では絵の描ける人、それを AI 学習に利用する人がまじりあっていますが、後の世代では絵の描ける人が激減するのが目に見えています。

そうなれば AI 学習派も共倒れです。

どうか日本の誇るイラストの文化を絶やさないよう、選択を誤らないで頂きたいと思います。

●受付番号 185001345000006606

人が一生懸命描いたものを勝手に AI に学習させて著作権を与えるのは良くないとおもいます！

●受付番号 185001345000006607

AI はプロの制作会社または作家が高額の有料を支払った場合のみ使用可能にするなど条件を厳しくした方が良い。素人に作家の作品を勝手に学習させ、虚偽のアイデンティティを持たせたり販売させることがあることはない。

●受付番号 185001345000006608

絵を描いて生計をたてています。AI生成による画像の量産により割をくう仕事です。ある程度は便利な機能として使う事、それによって仕事が減ることは想定していますが、学習段階においての不透明さ、何を学習したのかわかるくらいにはっきりと誰かの創作物をまねていること、それらは権利の侵害にあたらないのかどうか、使うにしても使わないにしても影響が大きく、完全に権利などがクリアな状態では技術も進まないという、わりと詰みな状況かとおもいます。

何がよくて何がダメなのかもわからないです。

国がどっちを守ろうとしてるのかもわかりません。守ってもらえる安心感もありません。

クリエイターのほとんどは個人でやっています。

それがどうやって大企業が作り出してくれるAIたちに対抗できるんでしょう。

物流も質も勝てやしないのに。ほんの一部分の有名な、個性的で稼いでいるひとだけが創作をしているとでも思っているのでしょうか。

AIが喰ってるのはもっと末端の人たちが作ったものも含んでいます。

なんならそれで死ぬのはそういう人たちです。大物はすでにブランドですから痛手にはなるでしょうが、むしろAIを活用できる人たちでしょう。

大物が使っている有象無象の下っ端たちの代わりをAIにすればいいんですから。

それで？それが使い物になるようになるころには、そもそも学習素材を作ってきた人たちはいなくなっています。詰みですよね。それ以上の進化はなくなります。

どちらにしてもきちんと権利だけでなく、適応範囲などクリアにしていかないと、創作者にもAIにもいい未来はないです。

AI技術は面白いし否定はしたくないです。ただ、今の状況では勝手に喰われて吐き出されて量産され、消費され、いらなくなったら捨てられるだけのものです。

こんなのは楽しくないし美しくないしどうしようもなく醜いです。

著作権は、作ったらそれがどういうものであれ、作った人のものです。

そこを疑わせないでください。

そもそもこれだけインターネットが普及し、そこで創作活動などをしてきた歴史は決して浅くないです。でも法整備などはまるでおいついていません。

それどころかアップデートすらする気もないような対応しかしてこなかったツケなのに、どうして私たちがそれを支払わざなければならないのでしょうか。

いい加減それらを理解できない年寄りはさっさと引退した方がいいと思うし、ちゃんと現実をみてほしいです。

なにがクールジャパンなんでしょうか。殺しにかかってきているくせに、それが生み出す利益だけは欲しいですか？あさましいにもほどがある。

いい加減にしてほしいです。

●受付番号 185001345000006609

AI を用いずにイラストや文章を創作する方を以下の文では「創作者」、AI を用いて作品を作る方を「AI 作者」と表現します。

日本における創作の永続的な発展のために、AI 作者の権利が創作者の権利よりも優先されることはあるはずではないです。

AI による生成物について、現段階において以下のようなトラブルがすでに散見されています。

- ・転載、転用を禁じている創作者の創作物を AI に学習させて剽窃し、自己の作品として発表している。

- ・剽窃したうえで、元の創作者の尊厳を貶める発言を行い、筆を折らせている。

上記のようなトラブルは、転載、転用を拒む創作者が、自身の作品に対する権利を侵害されている状態であり、これは創作者の自由な創造性を損なうものです。

AI を用いた作品に対しては、何を学習させたかという正確なリストの作成と公開、並びに AI 作者に対しては、学習させた作品に対する保証の支払いを義務付け、特に創作者から違反の訴えがあった場合は今後一切の AI 利用の禁止等の罰則が必要であると考えます。

何よりも創作者の権利が尊重されるための法整備が成されることを希望します。

●受付番号 185001345000006610

文章やイラストなど全てにおいて、その技術や創作性はそれぞれの人が時間や労力を使い、地道に身につけたものであり、当然守られるべき物です。それを AI に読み込みませ、学習させることを是とし、元の創作者および創作物の権利をないものとするなどということは到底許されることではありません。一創作者として、AI での創作物の学習の自由化、またそれにより作成された文章やイラストへの著作権の付与には断固反対いたします。

●受付番号 185001345000006611

AI学習やその発展に関しては必要な研究であるかと思いますが、それぞれの著作権に配慮がされたものであるべきだと思います。

新しいオリジナルが産み出されない世界になっていい分野ではありません。

学習の可、不可は著作者側が煩雑な手続きをとらなくても可、不可と手軽に確定できるものであってほしいです。

その際、著作物を写真や動画、コピーなどで複製し学習させようとすることも不可であってほしいです。

●受付番号 185001345000006612

作品を SNS にアップし収入を得ることで生活しています。今回の草案は創作という行為を軽んじるものではありませんでしょうか？断固反対です。

●受付番号 185001345000006613

AI 画像に著作権を与えるのはおかしいと思います。イラスト作成者が、逆にパクリだとかといった誹謗中傷が増え、日本の文化の一つであるアニメや漫画文化の衰退に繋がると思います。AI 画像はいわば他人の商売品を勝手にコピーして売る、海賊版の商品と同じ扱いであります。頑張って学習させてると言えば聞こえはいいですが、元の学習先は自分で集めたデータではなく全世界の他人のデータを勝手に学習させてるだけです。自分で学習先を作つてそれだけで AI 画像を作ることはいいとは思いますが、現状そんなことをしてくれる利用者は少ないのではないかと思います。というか AI 画像作成のアプリにそんな機能はないんじゃないですか？ただでさえ、人が頑張って描いてもトレースや、パクリで問題になるのに AI に学習させて出力するのはいいというのはどう考えても矛盾していると思います。案の再考を願います。

●受付番号 185001345000006614

特定の人物の絵柄を真似て生成するのは NGにしてほしいですが難しそうなので、生成 ai によって生成されたものはイラスト、音声、動画、文章、写真等問わず生成 ai を用いたものとわかるように明記させるようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000006615

いい加減にしてください

作品製作者に著作権はあります。

AI 学習など言語道断です。

AI 学習可能なサブスク式フリーサイト運営など考えられないのでしょうか。

日本国内ではなく、日本で活躍する海外作家の著作物まで盗んだら国際問題にも発展します。少しは頭を使ってください。

●受付番号 185001345000006616

AIのせいで勝手に尊敬している絵師様たちの絵がコピーされるのがいや
私たちだって描きたいものがあるし、それすら制限されるなら何が自由か。清々しく、心
から楽しい創作を書かせて欲しい。大事な趣味を奪わないで！

●受付番号 185001345000006617

学習目的だとしても勝手にデータを収集して利用してしまうものはよくないかと思います。

現在の AI の学習元にしても調べてみたら児童ポルノや児童の虐待の画像が入っていたということもあり自由に集めていいものではなく、学習してもいいですよというデータを本人のものと確認できたデータのみを収集する形にするなど、何らかの制限を設けるべきだと思います。

●受付番号 185001345000006618

クリエイターの端くれとしてコメントさせていただきます。近年 AI の発展は目覚ましく、今後より活性化されるであろうと認識しております。ですが、人が創り出した創作物はその作成した人に所有や著作の権利があり、無断で AI 学習を行わせ著作権を与えるということは、クリエイター界の衰退を意味します。「その人が作ったもの」という価値は AI ではなし得ません。

AI はあくまでも AI であり、人の権利を侵害してはなりません。

またその AI を使用しているのは人です。人が人の権利を侵害していいはずがありません。

現在の素案には断じて反対致します。

この素案に関わっている皆様には、今一度ご再考のほどよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000006619

AI 生成物に著作権を与えるのは反対です。

また AI 生成に使用した作品全てに許可等が必要と思われます。

●受付番号 185001345000006620

存命のクリエイターが制作した作品は全てクリエイター本人に著作権があります。
AI の学習用に作家に無許可で作品を使用することは、絶対にあってはならないことだと考えます。
許諾を得ず使用されることから作家の尊厳を守るための法が整備されない限り、このようなことは断固反対します。
先日、漫画作品の実写化を苦に漫画家が自ら命を絶つという悲しい事件がありました。
作家自身が努力し、長い時間をかけて作り上げてきた作品、世界観を一瞬にして盗むことを認めるような世の中にはしないでいただきたいです。

●受付番号 185001345000006621

4.の項目についての意見です。

私自身はクリエイターなどではないのですが、生成AIは学習してそれを模範、出力するものです。つまり元となるデータがないことには始まらず、元となるデータは人間が長い年月の経験を経て生み出している物です。それを安易に模範するとなると心象的によろしく無く、クリエイターを辞めるきっかけになります(実際に辞めている方もいます。)。ただ、AI自体には肯定的であるため学習する人からの許諾を得た場合のみ学習可能、そして学習元のデータを全て開示する必要があると考えます。私は法律などにはあまり詳しくないため曖昧な意見で申し訳ないのですが、そもそも問題点は学習していることでは無くそれを無断で行い、商業利用していることが主な原因です。また、いずれ規制されるならと今のうちにクリエイターの資産を荒らすだけ荒らして売り抜けている人たちも散見されます。どうか正しい判断をよろしくお願いします。アニメ、漫画大国日本の本当の資産はなんなのかよく考えてください。

●受付番号 185001345000006622

AIの目覚ましい発展には日本の技術の高さに誇らしく思います。

ですが、学習をさせるというのが有りきで元の絵や作品を生み出している制作者にたいする配慮の欠け方は目に余るものがあると思います。

技術として発展させていきたいのであれば、双方の納得する形でなければ技術や発展には限界があると思います。元を作る人達の権利を侵害し利便性だけを考慮して目先のことだけを優先するのであれば、スタートダッシュは良いかもしれませんが必ず失速すると不安を抱いております。

学習をさせるプログラムだと認識していらっしゃるのであれば、元々の著作権を持つ方々、これから育っていく新しい創作の芽を国家自らが衰退させてしまうような判断はやめて頂けないかと一個人として思っております。

著作権は作り出した方々のものです、実際著作権を無視し利益を得ようとしている事件は大小少なからず既に起きております。

今回の件に関しましては、それら事件に対しての拍車になるのではないかと思っている次第です。

法律などの知識には疎い一般人ですが、何かを作り出すという意欲をそぐような事が起こらない様にと願っております。

●受付番号 185001345000006623

著作物を AI に学習させることに反対です
これを行われてしまうと職を失ってしまいます

●受付番号 185001345000006624

AI学習対象に制限をかけてください。また、AI生成物への著作権付与は止めて下さい。
今のAI使用者は無制限にインターネット上のデータを取り込んで、そこから得た生成物
を自作発言する方が目立っています。この方々のせいで原作者に被害が及び、創作物が失
われていきます。

どうか、学習対象に制限及び無断使用者への法を整備して下さい。

●受付番号 185001345000006625

読ませていただきましたが。日本政府が嫌がるクリエイターたちの創作物を無理矢理フリー素材にしようとしていることに失望いたしました。クリエイターを殺すのと同義のことをなぜ推進させようとしているのか理解ができません。やめてください。

●受付番号 185001345000006626

AI からは何も生み出せません。何より、人の大切な作品を AI が学習したところで何が生まれるのでしょうか。学習したとしても、AI はただの AI です。ネットにあげても著作権はあります。それを無視されるのは如何なものかと私は思います。皆様が安心して自分の作品が投稿出来るためにも、ちゃんとして頂きたいです。

●受付番号 185001345000006627

ありふれたものであったとしても、個人が意思を持って作ったものなら作った方に権利があると思いますし、それがどこからかの判断は難しいと思います。また、アメリカをはじめとした多くの国では生成AIを映画やアニメーションといった文化の場から規制する動きが見られます。日本はアニメが有名でクールジャパンなどと謳っているのにAIを自由に使えるようにしてしまっていいのでしょうか。自由な創作が大いに侵害されると考えます。

●受付番号 185001345000006628

無断で AI に学習させた場合には厳罰に処していただくようお願いいたします。

私は 15 年ほどイラストや漫画を描いてきましたが、AI に無断で学習されて、類似の作品を量産されたり無料公開された結果、売り上げが 62% 減少しました。

また事情の知らない方から盗作イラストレーターなどと罵詈雑言を浴びせられることもあります。

この苦しみをどうか理解して、私たちの作品や権利を篡奪し生活を脅かす AI 生成者をすぐにでも駆逐してください。日本が誇る漫画家やイラストレーターは、このままでは死滅してしまいます。本当に生活が苦しいです。あなた方はこのまま私たち技術者を蔑ろにして、経済的に殺すつもりでしょうか？そのつもりがないなら、今すぐに考えを改めてください。

●受付番号 185001345000006629

AI 画像に生成者の著作権はなく、生成のために使われた画像の著者・撮影者・画家・所有者に帰属するものにしてほしいです。また生成のために使われた画像を公開する義務も付随してほしいです。

ゼロから創作した人間の作品をかき集めて新しい作品を作ること自体は構わないですが、AI 作成に著作権を与えるということは、人間の創作行為を蔑ろにする行為であると思います。

また著作権で類似性が争点となる裁判では、クリエイター同士・人間が相違性の有無を比較する極めて難しい内容であるのが多い中、AI 作品は元になる作品が確実に存在します。

『著作』というのは、考えたことや心で感じたことを表現するために自分の技術を磨く行為を挟んでおりますが、AI 生成は所謂計算・アルゴリズムの上で積み上がるものです。利用者による生成行為であり、創作行為ではありません。

1 から 100 を作る行為よりも 0 から 1 を生み出す行為を守ってほしいです。

●受付番号 185001345000006630

生成 AIについて、インターネット上で多くの議論が交わされており、その有用性についても理解はしています。

しかし現状のものは著作者の意向や権利を無視したもので、また被学習者に対する嫌がらせ行為も多発しており、本来的な使い方から離れた非常に悪質です。

実際に諸外国では生成 AIに対する認識は日に日に悪化しており、こうした状況の中で有用性という一点において推進するのは愚の骨頂と考えられます。

生成 AIに対する規制と悪質な生成 AIユーザーの取り締まりを期待します。

▼参考

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

●受付番号 185001345000006631

自分の作った作品が改変されて良い気はしません。昨今報道されている『セクシー田中さん』の事件も同じようなことが発端で起こっているはずです。創作者を自殺させたいのでしょうか。

●受付番号 185001345000006632

生成AIが、オリジナルの著作者の任意なく使用されることに反対です。

生成AIはオリジナルの絵があってこそ絵を生成してくれるものです。

オリジナルの絵は個人の感性や努力、今までの文化の教授があってこそ作成できます。

それが生成AIの普及により、書き手がどれだけ素晴らしい絵を生み出しても書き手以上のものができてしまえば筆を折る、もしくはAIが享受できる作品は二度と生まれなくなります。

昨今流れてくる生成AIの絵のタッチや背景の塗り方はどれも同じに見えます。

それと同様に今後著作権が守られなくなったAIの絵はどれも似通ったものしかできなくなり、やがて文化的にも衰退すると思います。

クールジャパンで文化を表に出すなら、独自の文化を守る働きをしてください。

漫画の絵がどれも同じと理解できない方もいるでしょうが、幼稚園で描かれる子供の絵が全て同じでないように書き手にも個性があります。

全ての人が作品を生み出す権利があります。その権利を守ってください。

●受付番号 185001345000006633

版権元のある著作物を AI を使って二次利用し金銭を稼ぐことは禁止すべき（そもそも二次創作で金銭を稼ぐこと自体違法ではあります）

通販サイト等でそういったものは通報対象に入る。

また、AI 制作であれば、AI 制作と明記することも入れるべきです。

オーダーメイドは基本高いように、

労働量に見合った金銭を払うべきという考え方を持つての方が多いです。

AI の明記を義務にしないと、

オーダーメイド、しいては労働量に見合った対価が支払われるという概念が、クリエイター業界で失われる可能性があります。

明記さえすればあとは AI と手書きの価値は市場が決めてくれるでしょう。

AI はまだ新技術ですから、明記が必要なのも AI ユーザー側になります。

AI の学習元が特定できない/無作為に選ばれた絵を学習して生成したならまだしも、

学習元がハッキリしているのであれば、学習元に許可を取るか売上の一部を渡すか使用料を払うかも定めた方が著作権法は守られやすいでしょう。

理想的なのは AI ユーザーからサブスク料金をもらい、それを学習先（絵師 7000 人）に配分することでしょうかね。

ただそれやるなら adobe のように著作物を生成できないようにするとか、技術的に解決する方に労力を注いだ方がいいと思います。

●受付番号 185001345000006634

頭おかしいんか？ 考案者から 3 親等まで
口からガソリン流し込んでボンッ言わせたろかボケ。

●受付番号 185001345000006635

著作権という権利を理解しているのでればそもそもA Iに学習させようという発想にはならないと思うのですが、なぜそれが許されると考えたのでしょうか。

●受付番号 185001345000006636

作風が類似している生成物が大量に生み出されることによってクリエイターの仕事が生成AIに奪われることを懸念する声がすでに上がっているにもかかわらず、「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」とされているのは何故でしょうか。

すでにWeb上で発表した創作物がAI学習に利用されたために経済的、心的に損害を与えられ、その後の創作活動に多大な影響を与えられた人物も生まれ始めています。

その中でAI生成物の権利を認めるような法を制定することは現在活動しているクリエイターへの妨害行為にほかならず、新たな創作物が生まれなくなるきっかけとなり得るもので、新たな創作物が生まれなくなれば、生み出されるものは生成AIが学習し均一化された創作的アイデアが乏しいもののみになるとは考えられないのでしょうか。

AI生成物の著作権を認めるにしても、現在発生している問題を現実的に解決できる方法が確立されてからにすべきです。

●受付番号 185001345000006637

著作権のある作品を活用した AI 作品にも著作権与えること、反対します。

●受付番号 185001345000006638

反対です。

インターネットに掲載していても

原作の権利、個人の著作権に帰属するものです。

加えて、AI学習には適切なルート(著作権が本人に許されているもの、既に切れているもの、購入したもの等)で確立することを望みます。

●受付番号 185001345000006639

反対です。プロ、アマチュアを問わずクリエイターの創作物は明確に著作権で保護されるべきです。

対し、AI学習においては既存の創作物を学習、出力するものが大半であり、その出力経路は盗作と遜色ありません。

盗作を推奨し、あまつさえ権利を与えようとするこの素案には断固として反対します。

●受付番号 185001345000006640

人間が作ったものには著作権が与えられるべき、AIが自動作成したものには与えられずとも良いと考える。

また、人間が作ったものは、作成者本人の許可なくAIの学習材料にされるべきでは無い。なぜなら盗作に当たるからである。

●受付番号 185001345000006641

AI学習は悪くないが原作の著作権は守って欲しい。
そうでなければ創作というものが全てが破綻してしまう。

●受付番号 185001345000006642

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の
価値を

享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収
の機会

を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するも
のでは

ないと考えられます。

↑訳がわかりません。自分が創ったものをとりこまれて別のものとして吐き出されて、更
にそれに対して権利が発生するって、元の作品を創った人の利益を通常害するものではな
いってよく言えますね。

創作を仕事にしている方にとっては特に、充分に利益を害する行為だと思います。恐らく
同じことを大勢の人が思っている筈です。こんなことで日本文化が衰退してしまうことが
残念でなりません。生成 AI に権利を、と言うなら、生成 AI で活動しようとする人は元の
作品を創った人に許諾を得て利用料を支払うべきです。そんなのは当たり前じゃないです
か。

●受付番号 185001345000006643

作り出した本人ではなく AI に著作権が行くのは普通に考えておかしいですよね。

あらゆる分野の創作者をなんだと思っているのですか。

有り得ませんね。論外過ぎます。

●受付番号 185001345000006644

すでに生成 AI で政治家のフェイク動画もネット上にあがっていたが、AI を野放しにしておくとフェイクと現実との区別がつきにくい扇動動画なども作られてしまう。

他者が権利を持つイラストや写真などからも勝手に学習して生成する AI は、かなり危うい存在だ。クリエイターの仕事を奪っていくものもある。新たなクリエイターが生まれなければ、表現の道は狭まっていく。

政治家のフェイク動画みならず、未成年のポルノなども作られている。はっきり言って、害悪しかない。

日本では「非実在」であれば未成年のポルノも存在が可能になっているが、生成 AI では「実在する児童」の姿を勝手に書き換えていた。

ネット上にある子供の画像を勝手にポルノ画像に仕立て上げてしまう人物には、厳罰が必要であるし、そもそも AI でそういう画像を作れないように規制しておく必要がある。

素案を読んだが、考えがひじょうに甘いと思われる。

生成 AI やその成果物は護るべきものではなく、規制するべきものである。

護るべきものは、絵を自身で描くクリエイターや、勝手にモデルとされる生きている人間のほうだ。

●受付番号 185001345000006645

AIでイラストを生成されるかたが増えていますが、技術の発展に貢献しているという見方もできますが現在は他人の作品を勝手にコラージュしているだけではと思っています。自分でイラストを描くひとは他の人の作品を参考にして自分のものにしていきますが、AI生成は他人の作品を切り貼りして「わたしの作品です！」と言っているだけなので、描く側からすれば何故自分の作品を勝手に切り貼りされなければいけないのかと腹立たしいしかなしいです。

AI生成の参考にするなら最低限でも使用料や資料参考元などの記載が必要だと思います。著作権フリーの資料でも勝手に改編して再配布することは禁止しているものが多いはずです。

イラストを描く側もAI生成する側も納得のいくようなルールがほしいです。

現状のAI生成イラストには反対していますし嫌悪感しかありません。

●受付番号 185001345000006646

私は小学生の時からイラストが大好きで創作活動を行っている大学生です。

ネットには無数のイラストがあげられており、それらはいかなる理由があっても AI に学習され、それをもとに AI が創作した著作物の著作権の帰属があってはならないと思います、そんなことが行われたらショックで筆を折ると思います

そういう方はたくさんいらっしゃいます。本当に本当に本当に！！！やめてください。これ以上日本のクリエイターを奴隸のように見ないでほしい。

日本は先進国の中でも特にこの話題について遅れをとっているとおもうし、過去に行われた討論会の様子から判明したようにクリエイターを守るという意識に欠けている方が多すぎます。そういう意識の有無にかかわらず、日本文化はクリエイターが支えてきました。それを A I にただで横乗りされ、加筆されたぐらいで著作権を認めるというのは異常極まりないです。

明白に害意を持った A I 利用者に、著作物を不当に侵害されるトラブルが多発しています。

A I 前提で話を進めるのではなく、まずクリエイターを守ることに重きを置いて話を進めるべきです！！！！！そうしないと確実に、確実に日本のイラスト・音楽・アイドル・アニメ文化などは廃れていきます！なぜなら A I だけでは創作物の生成は不可能だからです。イラストを描いていてわかるのですが、基本ちょっと観察すればわかる絵か他人のイラストに極端に似せたものしか生成できません。細部もめちゃくちゃ。

本当にやめてお願い。お願いします。本当にしっかり責任を持ってクリエイターを守ることを第一に考えてほしい。それができないなら、それをしてくれる国に移住しようとも思うぐらいです。

技術や社会の変化に応じて見直しを迫られているのは A I の推進ではなくクリエイターの保護です！！！！

●受付番号 185001345000006647

現在では一次創作だけでなく二次創作などの著作物を利用してイラストや小説などを作る文化があり日本では特に多くの二次創作が作られている。その二次創作ですらもクリエイターによる努力の成果が現れしており、何も無い状態から自分で考えて作ったものである。一方で生成AIはそのようにして作られたものを餌にしなければ新しい物を作れない。これは一次創作、二次創作を問わず作者は餌にされたと感じるだろう。自分で苦労して作ったものが赤の他人に簡単に作られてしまうのは製作者からしてみれば努力の無駄に感じてしまうだろう。その為、ネット上に挙げられた物であっても一次創作、二次創作を問わずAIの餌にしてはならない。ネットに自分の製作物を上げる人は己の自己顕示欲の為だけに上げているのであり、第三者による利用の為に上げているのではないという事を忘れてはならない。

●受付番号 185001345000006648

今でさえ盗作問題はネット上で頻繁に行われており、盗作された側が膨大な時間を使って精神をすり減らしている現状です。生成AI自体は否定しませんし、使い方によっては便利なものだと思います。しかし悪用する人はどこにでも必ず現れます。まずは生成AIを利用することへの規制を考えてください。免許制にするとか、やり方はあると思います。簡単に盗作されるようになってしまえば、この国で創作活動する人が減り、日本の文化は衰退してしまいます。アニメや漫画は日本の誇るべき文化のはずです。道を狭めるようなことはしないで欲しいと願います。

●受付番号 185001345000006649

画像生成 AI に関して。「権利者の承諾なしに AI 学習に作品を使う」という点が同意できません。AI の技術の進化は歓迎すべきものですが、それに伴いクリエイターの著作権は厳格に守られるべきものだと思います。

イラスト制作にはクリエイターが費やした時間や長い間培ってきた技術などのコストがかかります。それに対して、画像生成 AI はそのコストをクリエイターに還元していません。AI が学習に使用する画像は、事前に学習に同意した個人の画像に限定すべきです。画像生成 AI の学習先に使用して問題ないかどうかの選択権が表現者にない以上、表現者は作品をネット上にアップロードすることが難しくなります。

つきましては AI に対応した法が必要だと思います。

「AI 生成画像に AI が生成した事実を記載すること」

「AI 学習に使用する画像は、権利者が同意した画像のみに限ること」

●受付番号 185001345000006650

著作権は原作者のもので学習素材として勝手に扱っていいものではないと思います。今も無断で AI 学習に使われて筆を折る方がいますので政府はオリジナルを作る方を保護してほしいです。政府が推進しなくとも AI は使われますしいまでの AI ではないオリジナルのクリエイターさんの権利を保護してほしいです。

●受付番号 185001345000006651

多くのクリエイターが修練と試行錯誤の末に生み出したたくさんの作品を正当な対価も払わずに搾取しているのが現在の生成AIです。そういういたものに著作権を付与するのみならず、インターネットに上げられた全ての作品を素材として使用可能にするのは断固反対です。日本の創作文化を守るための行動をお願い致します。

●受付番号 185001345000006652

AIで勝手に他人の作品を『学習』という名で盗作、改変することに反対します。著作権侵害以外の何物でもなく、文化振興を著しく衰退させる恐れがあります。

●受付番号 185001345000006653

AI と著作権に関する考え方について（素案）（概要）

生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）

”また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。”

これについて、創作者による「AI を使用していない創作物」を他者が勝手に AI 学習に利用し AI 生成物を出力した際、そこに加筆・修正さえしていれば AI 生成物がメインの作品にも著作物性が認められてしまう、というように受け取れます。「創作的表現といえる加筆・修正」という基準も曖昧です。

手づから創作をしている創作者にとっては自分の作品の独自性を、勝手に AI 生成者に盗られてしまう不安・危険性があります。

●受付番号 185001345000006654

著作権は原作者、製作者にあり、AI に権利を持たせるべきでは無い。ただでさえ SNS では AI 絵師に関する問題が度々懸念されているのにモラルの無い AI が好き勝手出来るようになればそれはクリエイティブな活動している人への冒涜であり搾取だと考える。

●受付番号 185001345000006655

5(3)生成物の著作物性について

いかなる場面においても AI を用いて出力されたものには著作権を認めるべきではないと感じます。現時点でも、SNS 等で AI で生成した画像を用いた成りすまし行為が見受けられ、それにより創作を止めてしまった原作者の被害も知れ渡っています。それが AI 出力によるものなのか第三者には判断することができない、また今後しづらくなつてゆくことが予想される中、AI 生成物にも著作権を認めてしまえば本来の著作者の権利は守られなくなります。

創作的寄与があるか否かを判断の材料にするとありますが、AI 生成物にはそんなものはないと思います。学習した中身にこそ権利が認められているものを勝手に利用し、どうしてそれに著作権が発生することになるのかが分かりません。どうか 0 から 1 を作る人を第一に守る法整備をお願いいたします。

●受付番号 185001345000006656

現状生成 AI の在り方は全ての創作の未来に暗い影を落とすものとなっています。その利便性には確かに目を見張るものがありますが、強すぎるその技術力を利便性の面のみ掬い上げて人を傷つける武器にしている者が少なくないことは創作に携わりインターネットを利用する者であれば誰もが知るところです。

また、例に挙げてしまうのも心苦しいですが先日漫画原作のドラマ化における痛ましい事例があったばかりで、ものづくりにおける原作者の扱いの杜撰さは目に余る者があります。AI に関する自由度や法整備が今そのまま進めば、同じことが起こることは目に見えています。既に何名の方が筆を折っている現状を、「クールジャパン」を推したければ熟慮すべきでしょう。

そもそもどんな危険性があるか、というのは個人感情で進めることなく技術に卓越した方を招いて知識をつけて慎重に議論して欲しいと感じます。

これは私個人の感情になりますが、様々な方の技術や想い、伝統が込められた作品を冷淡に「学習」した AI 生成で出来上がった作品に著作権を与えるということは、盗品をそっとしりながら美術館に飾るようなものです。

どうか、創作の楽しさを奪うような決定はしないでいただければ幸いです。

●受付番号 185001345000006657

AIよりも、まず人間の著作権をしっかりして、原作者を守ることから始めてください。
それができていなければ、AIをすすめるのは日本にとって大変な悪手です。

●受付番号 185001345000006658

拙い文章ですが、読んで頂かないと困りますのでよろしくお願ひします
AI そのものを否定するつもりはありません、しかし、インターネットに上げたもの、保護に当たらないもの、全てを学習させ、著作権もそちらに…は納得がいきません。何故、我々が努力し、創り出したものを、勝手に学習されなければいけないのでしょうか？何故、時間をかけて創り出した、我々の創作物の著作権が、作った者ではなく、AI に渡ってしまうのか。全てにおいて納得いかないです。創作している者としては最悪の案です。
また、おそらく、この案が通ったとして、インターネットに上がる創作物の数は一気に減ると思われます。この案は日本の創作文化に大きく悪影響になります。
撤回を求め、二度とこの様な愚かな案を出さないで頂きたい。

●受付番号 185001345000006659

インターネット上にアップしても、自身のものであるという権利を放棄したわけではないので、無断でのAIへの読み込みはご遠慮願いたいです。

●受付番号 185001345000006660

ネットに上がってる画像はみんなのものではなく、イラストは描いた人のものですし、写真は撮った人のものです。みんなのものではありません。

AI 生成された絵に著作権を与えるのはやめてください。

クールジャパンと言われてるものを片っ端からぶっ潰そうとしないでください。

AI 生成された画像や動画の使用には厳しい条件をつけてほしいです。

AI 使用の表記、学習元の表記、学習元への報酬を義務化など。

AI 絵師なる者達のせいで筆を折ってしまった人が実際にいます。

職を失い生きていけなくなったりたちが自殺してしまった場合責任が取れるのでしょうか。

AI 事業の取り扱いは推進しないでいただきたいです。

●受付番号 185001345000006661

自力で製作した作品なのに収益や著作権を AI を使用した他人に奪われるのは遺憾です。
使われた側としては盗作と変わりません。

●受付番号 185001345000006662

研究や技術的発展に相応量の AI 学習が必須になることは理解しますが、今まで素晴らしい作品を作り、日本の様々なゲームやライトノベルに寄与してきたクリエイターに対して余りにも無体な意見に思われます。

現時点ですら生成 AI による無断の商品販売などが行われており、イラスト掲載・販売サイトや Google 検索等への汚染なども素人目線で進んでいるのが見受けられます。これは作品のオリジナルを作った人の利益を明確に侵犯しており、今後の発展を阻害することが明確に示しているといえるものと同義かと考えます。

AI が発展すればそこが穴埋めされるという考え方もあるかと思いますが、どう考えても早々にとってかわるレベルにたどり着くとは思えず、まだまだ人間の発想とオリジナリティをもとに新たな作品が作られるべきです。それを阻害することはどの観点からみても有害です。

有名無名問わず作品を発表している人々のネガティブな意見も多々見られるため、むしろこの意見の反対、相応の金額とガイドラインを整備した上で、大々的にクリエイターに還元する仕組みを作るべきかと思います。

●受付番号 185001345000006663

生成 AI で生み出した画像に著作権を付与するという行為は、例えて言うなら、企業の冷凍食品や他人が作ったおかずを盗んで詰め、それを「手作り弁当です」と言って弁当屋さんが販売している物を商標登録するのと同じです。

日本はアニメ・漫画大国と言われ、海外からもそれ目当てに観光に来たり、移住する方も居ます。しかし素案が通ってしまったら何が起こるか。

まず作品を公開するクリエイターが激減します。公開すると生成 AI の学習に使用され、模倣作品が大量生産され、オリジナルが不要になるからです。

SNS などから AI 以外の作品が投稿されなくなると、手間暇掛けてオリジナルを作ろうとする人＝クリエイターを目指す人が激減します。

新しいクリエイターが生まれなくなると、アニメを作るアニメーター、漫画家、イラストレーター、脚本家などが居なくなります。

つまり最終的にアニメや漫画が作られなくなるという事です。

これは誇張でもなんでもありません。一度 SNS でイラストレーターさんや素人絵師さんを検索して意見を覗いて下さい。多くの方が「AI 学習禁止」と明記しています。

最前線で活躍するクリエイターさんを守る法案を出して下さい。

これから最前線に立つであろう未来のクリエイターさんを守る法案を出して下さい。

WACOM 社の AI 画像使用、ibisPaint の AI お手本機能実装。どちらも国内外で大炎上しました。生成 AI は規制すべきという声が多いのです。

日本の素晴らしい文化を生み出す人々を潰すような事はしないで下さい。

●受付番号 185001345000006664

始めました、このたびは AI の著作権について意見させて頂きます。

結論から申し上げますと AI による学習に関しては厳しい規制をするべきであり、著作権を与えるべきものではないと思います。

AI の技術の発展や柔軟な規制などという言葉は創作活動をしている人の知的財産権を軽んじる行為でしかありません。

このままでは AI による盗用の作品が溢れ、犯罪が横行するのが目に見えています。

あなた方はご存知ないでしょうが、既にその被害は出ております。立派な技術の窃盗です。

例えるなら AI 学習とは、芥川龍之介や太宰治、志賀直哉に夏目漱石と言った著名人の作品をバラバラにして切り貼りをした物語を「私のオリジナルです！集めて統計したから私の作品です！」と言っているようなものです。

それは本当に正しい創作作品でしょうか？

胸を張って教科書に掲載することは出来ますか？私なら絶対に出来ないでしょう。

また、この行為により元となる人間の創作活動が軽視されれば衰退をしていくことは必然です。

そして AI 学習は人間の創作を盗用しているので、発展にもいずれ終わりが訪れます。これはあなた達が求める AI の発展としても本末転倒ではないでしょうか？

それを踏まえても AI は厳しく規制し、元となる原作(人間による創作活動)の著作権は絶対に守られるべきです。

ウェブ上に上がっているから自由に使っても良い、等という屁理屈は通用しませんし通用させるべきではありません。

それこそ、そこが守られなければ何のための著作権、何のための法律でしょうか？

今一度、その部分を「よく考えて」下さい。

愚かな決断をしないことを祈ります。

●受付番号 185001345000006665

【項目名】

1. はじめに

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

「AI 学習」は高度な模倣が可能な点等、従来の人間による閲覧等とは全く性質を異にするものであるため、著作権法は従来の考え方を援用するだけでは適切な対応ができず、整合性を考慮することは不適当である。

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

そもそも著作者とは著作物を創作した者（個人または法人）であり、この定義から人であること、すなわち行為能力者であることが当然であるはずだが、AI の生成物を著作物であると考えることは AI が著作者であると考えることと同義であり、AI すなわちプログラム自体に行為能力を認めることとなるが、この点について適切であると考えているのか。

AI を用いて「生成物を生成させた者」は「著作物を創作した者」ではないため、当然に生成物の著作者とはなりえないことを補足しておく。

(4) その他の論点について

6. 最後に

●受付番号 185001345000006666

ネットに公開されていようと、創作や作品は著作権者のものであり、著作権を踏みにじる素案には断固として反対です。

創作文化を AI 学習のための無料配布物扱いするのは、絶対に止めてください。

生成 AI の野放し状態を許すことをしてはいけません。

現在でも著作権者の許可なく、生成 AI に作品を食わせて、グロテスクな 18R 作品を生み出して金儲けに使い、あまつさえ著作権者の指摘に逆ギレして脅迫するような輩が跋扈しています。この件の著作権者は悪質な嫌がらせと成り済ましに頭を悩ませ、先日とうとう筆を折りました。

こんな人間にお墨付きを与えては、著作権はゴミになってしまいます。

創作文化と著作者に敬意を払い、生成 AI の無秩序な学習に歯止めをかけてください。

そうでなければ、創作文化は本当に終わってしまいます。

●受付番号 185001345000006667

全ての作品は作者に著作権があり、AI学習のためのものではありません。

また、生成されたものが元作品と見分けがつかないものになれば、その責任がAIを用いた人物ではなく、元作品の作者に飛び火するのは避けられないと思います。

現状、pixivでも生成AI作品が多く投稿されていますが、著作権を無視した作品や、画風を利用された児童ポルノに抵触するような作品も多く、かなりの問題であるように思います。

著作権が侵害されるようになれば、新たな作品は生まれなくなり、

漫画やアニメで大国といわれていた日本は瞬く間に衰退するでしょう。

この素案のすべてに反対の意を表します。

●受付番号 185001345000006668

今回の素案は、生成 AI についての議論が大半を占め、また生成 AI について大変好意的な立場でもって作成されたものという印象を受けました。

生成 AI は、学習したサンプルを限定すればするほど『それに近いもの』が出来上がります。それこそ、ディズニーの絵だけを学習させ続ければミッキー、それにとても類似するものができあがり、ドラえもんの絵だけを学習させればドラえもんにとても類似するキャラクターが生成されるでしょう。それは果たして、著作権侵害に当たらないのでしょうか？私は十分に著作権を侵害していると考えております。何故ならば、それは生成した人間が己の脳から生み出したものではなく、学習させた人の技術と時間を吸い取って生成した紛い物であるからです。そして何より恐ろしいのは、見るからにミッキーやドラえもんだと思われるキャラクターがもしも新興宗教の勧誘や詐欺、危険思想のプロパガンダに使用されたら？その際の悪影響は大本のミッキーやドラえもん、その作者へと向けられる可能性が大いにあるということです。

また素案の中に『生成者に対する冷評』、とありましたが、冷たくて当然であります。なぜならば、AI イラストを生成し、それを自作として公表する方々はイラストソフトの使用方法すら知らず、または絵の具の混ぜ方も塗り方すら知らず、他人の技術と時間を吸い上げたソフトに単語を打ち込みものの数秒で作り出したものを『自作』と公表しているからです。例としてあげるならば、大量生産品の白い皿に市販のスタンプを押したものを陶芸ギャラリーで広げ、陶芸家の前で「これが私の作品です」と言い放つようなもの。

己で土をこね、窯で焼き皿を作る者からの視線が冷たいことは当たり前でしょう。

AI 技術の開発、生成するもの、それらの中に素晴らしいものは確かにあります。

しかしそれらに対しての扱いはその都度慎重になるべきです。

あまりに理解が薄く、やみくもに肯定しているようにしか見えません。

こちらのご意見、素案はクリエイターの一員である私にとって歓迎できるものでは到底ありませんし、AI 技術開発者の方々もまた歓迎するものではないでしょう。

●受付番号 185001345000006669

・作成者の著作権保護:

イラストを描いた人は、その作品に対する著作権を持つべきです。彼らの創造性と労力が反映されているため、その権利を尊重することが重要です。

AI イラストと著作権:

AI で生成されたイラスト (AI イラスト) は、一切の創造性と労力が伴っていません。作成者の許可なく学習データを使用して生成された AI イラストは、著作権侵害として認識されるべきです。

AI が自動的に作成したものであっても、著作権法の適用範囲を検討する必要があります。

・利用目的と著作権:

AI イラストの利用目的によって、著作権の適用を考慮するべきです。

個人的な楽しみや学習目的であれば、著作権侵害ではないかもしれません、商業目的での利用は問題となります。

・透明性と信頼性:

AI が生成した作品には、その情報を明確に表示する必要があります。利用者が AI イラストであることを認識できるようにすることが重要です。

・盗用と贋作の問題:

AI イラストの無断利用は、盗用や贋作と同様の問題です。

例えば、美術館にある有名な絵画を真似て描くことは、著作権侵害とみなされます。

もしくは、

総じて、作成者を第一に考えた著作権の法整備を求めます。

絵を描く人たちの独創性"や"労力"を蔑ろにする行為は許されるべきではないです。"

●受付番号 185001345000006670

昨今の世情では AI に対する認識の違いが大き過ぎると感じます。

絵画を「生産物」と取るか「文化」と取るかで変わってくると思うのですが、生産物だからと言ってその産地を保護しない動きに、数年前に起きた種苗法の改定が思い起こされます。

国内で培われてきた文化を支える技術が AI によって流出し、業界全体の品質、価値などが暴落し始めています。

生産物さえあれば良いという考えは、最終的に人間の営み自体を否定するものだと思って居ます。

文化とは、人の手で作られ、人の手でつないでいくものです。

手で生み出す事を否定された世の中で、何を楽しみに生きていけばいいのでしょうか。

生み出す喜びを感じていない人たちによる文化への侵略は、最終的に日本全体の価値を下げる行為になります。

目先の欲に駆られ低きに流れた結果にならない事を祈るしかないのでしょうか。

●受付番号 185001345000006671

自分はイラストレーターで、作品制作で生計をたてています。

AI は素晴らしい技術であることも理解しているため、今後よりよい作品を生み出すために正しく使われてほしいと考えています。

どうにか著作権的にクリアな生成 AI 成果物をおねがいしたいです

またどうしても悪意のある使われた方がされやすいものであるため、

(特定のクリエイターを攻撃するために、そのクリエイターの著作物を剽窃して学習し、

大量に生成して発表し、悪貨が良貨を駆逐してしまうような状態など)

ある程度の制限は必要だと考えます。

●受付番号 185001345000006672

著作権は作品を生成した個人が持つ権利であり、それが侵害されることは許されません。人間が作ろうと、機械が作ろうと、その作品を元にする場合は作者本人に許可を取ることを義務付けてください。生成 AI は著作権を第三者が軽んじて侵害することのできる最悪の機械です。法で禁止・使用制限を設けるべきです。

●受付番号 185001345000006673

著作者に著作権は委ねられるべきであるため、AI に著作権を委ねるべきありません。仮に AI に著作権を譲渡するとしても、AI は「道具」でしかなく、AI を管理するのは「人間」です。著作権を得るのは AI ではなく、人間になります。そのものに「著作権」を委ねるのはどうなのでしょうか。それこそ無秩序のなんでもありな世界となります。また、インターネットに著作物を投稿しているのは個人だけではなく、企業も沢山あります。それでもインターネットにある著作権を譲渡しても大丈夫と言えるのでしょうか。著作者の意に反することは「同一性保持権」に違反するのではないのでしょうか。そもそも著作権とはなんなのでしょうか。自分の作品として表現したものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」、著作者に与えられる権利を「著作権」です。著作者に権利がない著作権は、著作権と呼べなくなるのでしょうか。「著作権」があるからで成り立っていることは数多く存在します。今まで同様に「著作権」は「著作者」に委ねられるべきです。改革をする必要性・メリットを感じません。

●受付番号 185001345000006674

著作権をなんだと考えているのでしょうか。

AI の技術を使って他人に嫌がらせしている人も見かけて、正直信じられません。

●受付番号 185001345000006675

ネット上にあがっている絵や作品のAI学習を無差別に許可する行為は、クリエイターや同人活動をしている人たちへ精神的苦痛を与えます。これと共に個人の絵を抽出しAI生成した作品でのパクリやトレスが横行する可能性が高いです。現状このような事例は既にあがっているし今ある著作権法を強化すべきではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000006676

「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」は今のところほぼ幻想ではないでしょうか。

イラストを例にあげます。

生成 AI が浸透するにつれ、ネット上では酷い事案が増えてきました。

自分の手でイラストを創作する方に、自称「AI 絵師」が嫌がらせをする例がかなり多くなっています。創作者のイラストを学習させそっくりのイラストを自作のものとして投稿する、創作者に対して誹謗中傷をする。そんな事例です。

思うに、自作でイラストを描く方は、自分の描きたいものという意図を持ち、理想とする完成形を目指し練習をこなす必要があり、やがて努力で持ってその領域に辿り着きます。

それは尊ぶべき「技術」です。

ですが、生成 AI イラストは、そのような技術を持たない人、そればかりでなく、他人の努力にただ乗りするものです。

それを使う人間が全て善良で様々な創作物を尊ぶ人ではない、そこが、役所の理想とする運用と現実が乖離している原因ではないでしょうか。

悪意を持つ人物がいるのです。

他人の努力を踏みにじり、自分の欲（名声欲、あるいはイラストを金銭に還元して得る金銭欲等）を満たす人がいるのです。

生成 AI という技術が世に出ただけでそういうマイナスの部分が現出しました。

このうえ、生成 AI に著作権というお墨付きを与えるということをすると、下手すると日本の文化が滅びます。

文化とは表面に現れた美しい物を差していくのではなく、その水面下でプロアマ問わず、夥しい作家が支えているということを文化庁には忘れてほしくありません。

今、生成 AI が現実の人間の権利を脅かしている範囲は、例えば声優の声、あるいは作家の文章にまで広がりつつあります。

どうも様々なニュースを見るに、西洋諸国では生成 AI の危険性も十分議論されるようになってきています。

日本だけが目新しい技術だと飛びついて間違った方向に行くことがないよう願います。

●受付番号 185001345000006677

AIの技術的発展は素晴らしいものだが、それによって著作権・肖像権の侵害が起こることはあってはならないと思う。

現実の小児(子役も含む)の写真を元に児童ポルノイラスト・写真が氾濫することも考えられる。その場合、元にされてしまった児童は「過去にアダルト作品に参加していた」という濡れ衣を着せられ将来が危ぶまれることになる。これは児童だけでなく、現在メディアで活躍する俳優、女優、スポーツ選手などにも同様のことが言える。

AIの学習元として容認する素材は、作成者の同意が得られたものに限ったほうが良いと思う。

●受付番号 185001345000006678

創作者の努力をなんだと思っているのですか。人間が心血注いで作ったものこそ価値があるのです。他人の作品を齧って作られたものが著作物として認められるわけが無い。生成AIは学習も利用も禁ずべきだ。

●受付番号 185001345000006679

AIで生成したものはすでに著作権を保持している絵や写真などを利用した海賊版であるため、海賊版に著作権を付与するような法案はクリエイターの知的財産権を侵略するものです。

●受付番号 185001345000006680

研鑽し試行錯誤の上作り出された作品を、許可なく AI にとりこまれ、そこから自分の作品の皮を被った恐ろしく醜悪な贋作を出力され、それを不特定多数の人間に晒されるというのは、自分もものを作る人間の端くれとして大いに苦痛と憤りを感じる。AI の技術に関しては純粋にすごいと思うが、それを扱う人間があまりにも愚かな故に、多くの不幸がすでに何件も SNS 上で見受けられている。このような状況下では、AI は然るべき規制をされるべきであると考える。

AI に自分の作品を取り込まれ筆を折った創作者をみた。具体的にお名前を述べるのは避けが、大いに精神的苦痛を受け、ともすれば命を絶ちかねないほどのご様子だった。作品を作る人間にとって、作品は人によっては自分の命とも言えるものであると思う。それを勝手に素材にされ、勝手に出力され、晒される苦痛は、物を作る方でなければ理解を得られにくいとは思う。だが実際にそれで苦しんで悩み消沈している人間は存在している。この状況を無視して、創作者の命とも言える創作物が悪意を持って利用されているのを野放しにするどころか、むしろそれを積極的に推奨していくようなことは全く賛同できない。新たにものを生み出してもそれも AI にとりこまれて勝手な扱いを受けるのであれば、新たに何かを作り出そうとする人は居なくなるように思う。

創作者の方の心身の健康が損なわれたり、創作を生業にして生活している方を潰すようなことがないようにして欲しい。

●受付番号 185001345000006681

ネットに載っているイラスト、漫画、音楽、文字作品など全ての作品は作者のものです。大勢が見ることが出来る場所に掲載したからといって他人が勝手に使っていいわけではありません。見ることを許しているだけです。(※スマホの待ち受けにするための保存など個人的な利用を許しているのは作者の好意によるもので当たり前の権利ではありません)このことを忘れないでいただきたいです。

AIを普及させたいのは分かりますが、そのために犠牲になる人や分野、文化があってはならないと思います。全ての人の幸せを考えてください。

現状の案ではオリジナル作品を作っているクリエイターが被害に遭い、いずれ作品を一から作る文化が消滅するでしょう。

これを読んでいるのは有識者の方々でしょうからイラストの分野では現在も既に被害が出ていることはご存知だと思いますが、改めてAIの「学習元」に使われる作者や作品のことを考えてくださいますようよろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000006682

生成 AI に関する意見につきまして

現状、ネット上では実在の人物を悪用したフェイク写真や、デマニュースなどに使用されている例を見る限り、イラストにおいても生成 AI がもたらす悪影響は計り知れず、それを著作権上フリーにしてしまうことは愚行であり、許される行為ではありません。

イラストにおいてはオリジナリティやブランド力が命の業界であり、そこを生成 AI が踏み荒らしてしまうことは、日本のサブカルチャー全体が衰える危険性をはらんでいます。

どうか、写真やイラストが著作権によって生成 AI の学習から守られ、悪用を防ぐ厳しい法整備をして下さるようよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006683

各個人の許可なく AI に学習させ内容の変更や他作品との混合などを可能にするのは本来の著作権法を無視する行為に他ならない。

作者本人が全ての作品に対して AI の学習可否を表明できる法制がまず必要であると思う。その上で「許可されているものは全て学習可能」とすべきではないのか。

●受付番号 185001345000006684

ネットにあげてる作品は全部みんなのものだから生成 AI で学習していい？
生成 AI には著作権を与える？
生成 AI で大変迷惑を受けているイラストレーターなどの絵師の方々がいらっしゃるの
に、本気でそんなお考えなんですか？ふざけているとしか思えません。考え方改めてください。

●受付番号 185001345000006685

AI 創作について

AI 技術を利用してイラスト・小説等を生成する場合、学習元のデータが必要です。その学習元データは、AI 技術による作品生成の当事者であればよいものの、そうでない場合は、学習元データの著作者に無許可でデータを使用してしまう場合があります。その上で AI により作品を生成した場合、学習元データになるイラスト・小説等を創作した著作者の技術が AI 生成に盗まれることになります。そしてそれが横行した場合、人間の力で創作される創作物の価値が下がり、今まで日本国内で築かれてきた文化がなくなってしまうことになりかねません。

以上のことから、AI 技術で学習元データとされる著作物が盗まれ、無許可で使用されることを防ぐため、人間の力で生み出された著作物の権利を優先的に保護し、AI 技術の利用に必要な制限をかけることを求めます。

●受付番号 185001345000006686

クリエイターの権利を弱め、制作意欲を著しく削ぐ案だと思います。著作者の著作権を尊重してください。日本の文化の衰退につながります。

●受付番号 185001345000006687

SNSにおいても、著作権元の作成物を取り込んだ生成AI使用者が著作権元を騙るような行為が散見されております。

著作権元の許諾を得たものであるのならまだしも、すでにAI生成画像が多く氾濫し、著作権元の権利すら守られず、生成AIの使用者側にばかり著作権を認め、画像の生成後に素画像の著作権者すら口出しできない状況を作り上げることは想像に難くありません。

すでにイラスト市場には、AI生成画像が並べられており、一個人が製作する時間よりも短時間でイラストを生み出してしまったAIが価格の暴落、著作権元の利益の圧迫の引き起こしが現時点で発生しております。

著作権元を著作権側が委縮し、満足に作品すら発表できない場としてしまう現状には強く反対の意を示します。

●受付番号 185001345000006688

AIは人間が生み出したものから様々なことを学習した上で作品を生成する性質上、AIの作品に著作権を与えることは合理的では無いと考えます。確かに人間も誰かの作品を見て吸収した上で自分の作品を制作します。しかしそれには多くの時間や技術を要しますし、ただ真似るだけではパクリ、模写となってしまってオリジナルの作品は作れません。私の考えとしては生成AIによる作品に著作権を認めてしまうことは、絵描きの絵を無断でパクリ、人間の芸術という長い歴史を終わらせてしまうことにつながりかねないと思います。この事はオタク文化を観光の1つとしている日本にとっても大きな影響を与えると考えられます。日本のアニメを学習させたAIが他の国から発信され学習元の日本の著作権が認められなかった場合観光資源が減りますます経済が厳しくなってしまいます。これらの事を踏まえた上でAIによる生成物の著作権のあり方、AI学習に関わるルールなどを考えていただけだと嬉しいです。

●受付番号 185001345000006689

創作で絵を描く者です。

自分の能力を磨き上げ、絵を描いていますがそれは私の手についた技術であり、何者にも侵害されたくありません。ましてや、インターネットに公開されているものについて自由にAIの素材にしていいというのは全くもっておかしな考えです。AIが描いた物だから何も問題ないという話ではなく、自分のプロモーションとしてインターネットに絵を公開して仕事を受託している人も少なくありません。

その人たち含む私自身が時間をかけて磨き上げて来た技術を取り込んだAI技術でその基礎となった絵を描いてきた人たちは仕事を無くしてもいいと考えるのですか？

AIの発展のために勝手に利用された方々の思いと生活を踏み躡る行為です。断固反対致します。日本としては仕事を奪われ生活ができないくなる国民を増やそうとしているのでしょうか？目指す先はなんですか？

●受付番号 185001345000006690

Twitter やインターネットに上げられている作品はあくまで多くの人たちの目に触れる為に使用されているだけであり、無断転載等は犯罪に当たります。その中で AI へ許可なく勝手に学習され、使用されるのは無断転載と何ら変わりはありません。私達の作品は消費されるためにある訳ではありません。AI への学習はあくまでフリー素材として公表されている作品に限るものであると思います。

●受付番号 185001345000006691

AI での生成物に著作権を認める場合、たとえば A が書いた下書きを B が AI に学習させ生成した生成物にも著作権が発生してしまいます。このとき、本来であれば A が描いたものですので、A に著作権があるはずですが、そうならない最悪の事態がおきます。また、AI 生成物は学習元を決められるだけで、実際に生成しているのは AI です。それを個人が勝手に著作権を掲げるのは、極めて悪質であると感じます。

●受付番号 185001345000006692

絶対にやめてください。

何馬鹿なことってんの？

創作者を敵に回すことは全国民的に回すのと同じこと。

生成物に著作権を付与することは著作権法の趣旨を没却し、自ら文化の担い手の首を絞める最悪の愚策。

誰も許さない。絶対にだ。

●受付番号 185001345000006693

創作物にの著作権は創作者だけのものです
あらゆる技術に敬意もて。けして技術を軽んじないでください。
この案に反対します

●受付番号 185001345000006694

AI学習のためだとしても、学習元になるものを作った人たちの意見を無視しては行けない。それに、AIに学習させる意味がわからない。人間のできないことに焦点を当てて行えばよく、人間が自分の手でできることは人間がやるべきだ。わざわざ、人が作ったものを学習させてまでAIを使う意味がない。しかし、AIの必要性も理解していないわけではないからこそ、人間の権利を優先できるように、または優先させるような文言を追加した方が良いのではないか。

●受付番号 185001345000006695

芸術の分野、絵描きや文筆業、趣味の世界においての AI 使用は全面禁止にすべきである。

ロボットに人権を与えるような真似をしてはならない。

AI を使って絵や文章を作る者は芸術家ではなくオペレーターとして役割をはっきり認識させること、芸術家を騙らせないこと、違反したら重い罪とすること。

しっかり対策しないと長年培ってきた日本文化は一瞬にして崩壊する。

日本の芸術を「AI で見慣れた絵」として陳腐化させないこと。

外国人が日本文化を悪意を持って崩壊させることも可能になることも考えてほしい。

●受付番号 185001345000006696

この案に反対します

●受付番号 185001345000006697

2.

作風、画風が著作権で保護されないことは承知しておりますが、学習されるものにはオリジナル性が含まれていることは必ずしも否定できないと考えています。絵や文例としては、悲しみを表現するときに雨の描写を含めることは、アの三つ目にある「誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現」に当てはまると推測します。しかし、特定の作者が悲しみの際に必ずアオバトを入れていた場合、その作者の学習を繰り返したAIが悲しげな顔をした人物画の側に黄緑の鳥が現れる確率が上がるのではないかでしょうか。文に関しても、特定の存在する名詞に、作品内だけで通用する意味を持たせることは制作活動をするにあたりありふれたことだと思われます。意味を持たせる行為はありふれた行動ですが、持たせた意味にオリジナル性は認められないのでしょうか。また、それを学習された場合、オリジナル性の盗用に当たらないというのは、法律を専門としていない人の感覚からはかけ離れているように思います。完全なオリジナルはなく、人間が生み出すものも過去の学習とインスピレーションを受けたものではあります。しかし、AIに学習させ出力させることは、もともと制作に携わっていた方よりはむしろ利用のみだった方が多いと推測されます。複数の人間の制作を断念させつつも、AI作品が増加することで全体の作品増加数が増えることを文化の発展と呼ぶのではないならば、AI学習と著作権のこの素案は考え方直されるべきです。

3. 特に(3)(4)

現存するアーティストの氏名等についての記述がありましたが、現存するアーティストであれば本人、あるいは本人の許可を得て組み込むべきだと考えます。著作権が失効している作者の作品ではなく、生きた現在も制作活動に勤しんでいる作者から無断で作品を学習させることはAIの開発の進歩を考慮しても避けられるべきではないかと考えます。

●受付番号 185001345000006698

絵を描きあげるとその著作物に作者としての権利を手に入れて他の誰かに転載されたり、勝手に商用利用されるなど悪用されたら訴えをかけることがこれまでできていた。しかし生成 AI の登場で AI に誰かの著作物を読み込ませることが許可されているためそこから出力されたものに元になった絵の作者らは関与することができない。明らかに自分の作品を勝手に利用されている状況にも関わらず権利を主張することもできなければ生成 AI に取り込まれることを拒絶することもできない。これがとても辛い。描くために使った時間、そこまでの技術を身につけるまでの時間、絵柄によって生まれた描き手のブランド（絵柄は著作権を主張することが出来ないらしいが、絵柄で仕事を振られたり人に好まれる要素の重大なもの）を掠め取られている。

すでに SNS 上で特定のイラストレーターの絵柄を模倣するようにした生成 AI で”某イラストレーターによく似た雰囲気の AI イラストを投稿しているだけの別人”として本人への攻撃や嫌がらせ行為がされており作者がいかに心を痛めても止める方法が無いのが現状です。

また、写真などもその範疇に含まれるため自分がネットにあげたり知り合いに共有した顔の写った写真などが悪用する誰かの手に渡れば虚実のシチュエーション写真に利用されてしまう。これは最悪の場合実在する児童の顔写真から成人向けコンテンツに利用されうることを危惧しています。

●受付番号 185001345000006699

- ・個人
- ・検討の前提としてについて

AI 学習における著作者側としての意見です。

作者が作品を筆をとって表現したとしても、デジタルで表現したとしても、思想等を含んで生み出しているかは結局は当人にしか明確には分からぬ物であり、他者が判断することは難しいかと思います。

それで著作権侵害に当たらないと言われるのは遺憾です。

そもそも AI のイラストに関しては著作者間でも頻繁に問題になっています。

守られるべき著作者を、文化庁にまで攻撃されてしまっては誰が著作者を守るのでしょうか。

今回のこの素案については全面的に反対です。

●受付番号 185001345000006700

生成 AI に著作権など認めてはならない。生成 AI が学習するものは我々クリエイターが独自に創作したものであり、まず守らなければならない著作権は我々クリエイター側にある。クリエイターから創作物を奪うような行為からはクールジャパンの拡大も見込めない。海外に貴重な人材を奪われるばかりである。

●受付番号 185001345000006701

AIに著作権を与えられると現状のクリエイターに大きな影響を与えてしまいます。
ただでさえAIを悪用する方が蔓延る中での愚策だと感じています。
まずはAI使用に対する厳しい法整備をお願い致します。
日本の文化を守る所であるなら、先進性ではなく「文化」を重んじる活動をしてください。

●受付番号 185001345000006702

個人がネットに掲載しているものは全て書いた本人に著作権があるはずです。それは AI の学習元としていいかどうかも含まれます。それを国が勝手に学習 ok と決めてしまうのは、個人の権利を侵害しているに他なりません。

●受付番号 185001345000006703

これはクリエイターの尊厳を著しく損なうものであり、他人の権で相撲を取らせてはならない

●受付番号 185001345000006704

日本の創作文化が大好きです。

創作の自由を求めているはずなのに不自由を増やさないでいただきたいです。誰もが気持ちよく創作できる世界を望んでいます、クリエイターがこれ以上苦しまない法案を作ってくれると信じています。

●受付番号 185001345000006705

ありえない。

●受付番号 185001345000006706

創作物の著作権は原作者にあり、AI に著作権をあたえるべきではない

●受付番号 185001345000006707

生成AIは全面的に禁止にしないと、またAIで作られた岸田総理に卑猥なことを言わせたフェイク動画のようなものが蔓延し、例えば海外の大統領や王族の合成画像や動画を作る人が出ないとも限らず、訴えるでは済まないことが起こるかもしれません。国内が混乱します。

日本で人気を誇る漫画やアニメ、アニメ映画すら廃れます。オリジナリティが流行り、それを好む日本人にそもそもウケません。

するなら現在頑張っているクリエイター全員に、今までの学費分と、本来仕事として得られる筈だった金額を賠償し、保証金を差し出すべきです。そこまでできないのであれば完全に禁止にするべきです。

自殺者がたくさんです。

●受付番号 185001345000006708

制作者側として、ネットにあげてる作品を生成AIで利用可能にしてしまうと、今現在まで築き上げた文化の破壊になりかねる可能性があると考えるため、反対いたします。今現在でも築き上げた作品をAIに利用されてしまい、問題になっている現状でこのような案を通すことは問題であると考え、反対いたします。

●受付番号 185001345000006709

私が 10 年近く絵を描き続けて確立した絵柄を AI に 1 秒で奪われて仕事まで奪われたら一生恨みます。

絵柄の個性はイラストレーターが悩んで描き続けて時間をかけて得た資産なので簡単に奪われていいものではない。もっと有識者の意見、実際に仕事をしている人の意見を聞いてください。

こちとら給料が少なくて副業でイラストレーターをすることで子供の資産にしているのに、そういう小さな仕事を AI に奪われたらもう子供を育てられない。

●受付番号 185001345000006710

大学生です。小説や脚本、イラスト、漫画など幅広い「表現」の世界を、ひとつの学問として学んでいます。

私は法律に詳しいわけでも政治に詳しいわけでもありませんが、これからこの世界に足を踏み入れる一人の作者として、今の日本の法律では作者と国との信頼関係を築くことはかなり難しいと感じています。日本が創作表現のみで海外に進出したとは言いませんが、少なくとも日本の創作表現が日本の海外進出・海外からの旅行客の来日理由の大きな手助けとなっていることは否定できない事実だとも思っています。それは作者一人一人が法律によって自身の作品の権利を守られていたこと、自分の作品を奪われることはあり得なかった、からこそ成立していたものだと私は考えています。

作者の権利を守ること、それが結果としてAIの規制になるものと認識しています。しかし、今の草案ではAIの規制を弱めるために作者の権利を蔑ろにすると捉えられてもおかしくはありません。作者と作品の権利を守ることは、AIに学習を良しとする以前に守らるべきものではないのですか？

AIに学習をさせるなと言いたいのではなく、作者と作品の権利をしっかりと明文化して保護することで、AIによって作者の持つ権利が失われたり、作者に不利益が出ないようにしていただきたいとお伝えしたいのです。

感情的な話とされても仕方ありませんが、作者にとって作品は、苦しんで苦しみぬいて泣きながら、表現したい思いや考え・感情を託した愛しい存在です。世に出て愛されて、守られて然るべき存在です。間違っても、何も関係のない赤の他人に奪われていい存在ではありません。

どうか、この「作者として自分の作品を守りたい」という思いが、AIによって踏み躡られるこのないよう、お願い申し上げます。

●受付番号 185001345000006711

個人

- ・生成 AI は最初期に不特定多数が自由に使えるように技術をばらまいてしまったがために、無遠慮な学習素材の収集、それによる AI 絵師(通称)の増長及び増殖、アナログ/デジタル絵師と AI 絵師の対立構造を産んでいるという現状がある
- ・知っての通り AI の学習技術的な観点から見て生成時に不自然な点が生まれることは否めない 要するに、「不出来なクセに一丁前に仕上がっていふうに見せるような絵」がインターネット上に蔓延ることとなる
- ・生成 AI の「無軌道な活躍」は、人の手で描かれた絵の価値を貶めるものであり、絵師たちのそれまでの研鑽と努力を踏みにじり侮辱するものである
- ・工業化によって日用品などが大量生産された、という事象とは訳が違う。絵や画像は「視覚情報」以外の価値を持たず、それ故にその「視覚情報」こそが絵や画像の価値そのものである。それを機械の手で冷徹に抜き出し、切り貼りしたものをあたかも自分の作品かのように振舞って金をせびるというのはあまりに不合理である。
- ・問題のひとつとして、AI 絵師たちの態度の悪さが見られる。ある一件では、学習元の絵師に対して挑発的な態度を取り、誹謗中傷を繰り返した挙句学習元の絵師を活動休止にまで追い込んだという事例がある。「生成 AI の技術の発展」が、「ひとりの絵師の活動の機会を奪った」のだ。これは誹謗中傷により絵師が活動休止したというところが問題なのではなく、「人の著作物や本人を中傷して自分だけはその甘い蜜を吸うことが平気でできる人間の手にさえこの技術が渡ってしまう」という点だ。
- ・以上の点から、生成 AI を「野放し」にするには、人間の倫理観は幼すぎるし、国の制度は未完成すぎる。そこで、AI の私用/商用利用に関して、免許のような制度を設けることを提案する。目的としては車の免許と同じで、「他人に危害を加えかねないような知識や精神状態や思慮分別や倫理観をしている人間に力や技術を与えないようにする」ことである。交通事故が起これば被害者はけがで動けなくなる危険があり、職種によっては職を失う可能性もある。生成 AI に関しても同じで、ひとりの倫理観の欠けた技術使用者が他の権利を侵害し、被害者が職を失う可能性がある。
- ・また、日本という国はアニメ、漫画文化が無視できないレベルで海外諸国と競うためのひとつの武器となっている。よもや、「生成 AI によって生み出された画像や文章なども日本のアニメ・漫画文化の戦力の足しになる」など世迷言を言うつもりは無いだろうが、この法案は「武器」を自ら壊す要因となる。発展途上な腕前の絵師たちは大量生産・大量消費される生成画像に押し流され、新芽は育たなくなり、現行の有名絵師や漫画家なども絵を描くことに意義を見いだせなくなり、筆を折るものもいくらか出てくることだろう。アニメ・漫画業界は衰退し、不自然な手と気持ち悪く絡まる足が開けっぴろげに押し出され

た下品な絵が蔓延る荒野と化す。そうなるとは限らない、なんてことは有り得ない。なるのだ。

・私はこの法案に反対する。これ以上志半ばの絵師達が生成 AI に押しつぶされ絶望し筆を折る姿を見たくないからだ。

P.S.

個人 or 団体の別の選択項目ぐらい作っておけ。作ってあるならあるでもっと分かりやすい所に置け。

●受付番号 185001345000006712

絵を描く者です。

政府が「ネットに貼られた作品はその時点で皆の物！皆が自由に使える素材！」と仰っていると聞きました。

絵を描く側からして「みんなで使ってね！」と言う意図は全くありません、そんな事を思ってネットに貼る人は滅多にいません。

素材として提供している方も、自分の絵柄を AI の教材にされることは前提にありません。

作品の権利、そして責任は作者にあり、作者だけが出せる特色でなければなりません。
AI を用い、例えば [REDACTED] 先生の絵柄を学習し、暴力的な漫画や性的なイラストが作られたらどうでしょうか。

AI が作ったという事実が知られない限り、「生前の先生はこう言う物も描いていた」というイメージが広がります。

勿論二次元作品において暴力演出も性的描写も必要な物だとは思っていますが、作品を作った人の意図しない場で自分の模倣作が勝手をする事ほど怖い事もそうありません。

AI は悪だとまでは言いませんが、ネットで公開した作品は作者の物であり、責任であり、権利です。

学習される事を望まない作家は AI から保護されるべきだと思います。

●受付番号 185001345000006713

生成 AI の学習元にインターネットに掲載されたものを使用することを規制する法案がほしいです。

現在、生成 AI の学習元にイラストレーターの許可なく学習させることが多く問題になっていると思います。

生成 AI の学習元を無許可利用しないような方法

著作人格保護の強化などが必要と考えています。

●受付番号 185001345000006714

絵描き、文字書き、その他創作によって生計を立てている人たちの作品を学習させ、それによってなんの努力も苦労もせず利益を得る人々がいるというのは余りに可笑しな案ではないでしょうか。

創作物というものは一朝一夕で生まれるものではありません。何年も試行錯誤し努力を積み重ねてきた物です。そんな方々の作品をほんの数分で学習させ、自作と発言し利益を得る？

そんな不平等なことが許されて良いのでしょうか。そして原作者がいる創作物を公共の物とし、AI学習物に著作権を与える。こんな事をしていたら日本が世界に誇れる唯一の点である第三次産業が退廃しますよ？

創作によって新たな作品を生み出し、漫画やアニメ文化をここまで繋いできている方々からこれ以上何を奪えば気が済むのですか？

これがもし名作漫画などであったらどうですか？

ワンピースや鬼滅の刃などには勿論著作権があると思います。

しかしそれらの作品を学習させ、別の物だと言い張り私物化してインターネットで粗利を稼ぐ人々がいても黙認するのですか？

ワンピースと鬼滅の刃を掛け合わせ、[REDACTED]の絵で鬼滅の刃の作品が生まれる。そしてそれが世に放たれる。

原作者の知らないところでAI作品が生まれ、それが世でお金を稼ぐものになる事がどれだけ恐ろしいことか分かっているのですか？

AIにイラストを学習させ、誰がどんな得をしているのか。

ここをきちんと議論して頂かないと日本は全ての覇権を奪われますよ。

家電、自動車、半導体とて、次は創作物。

とことん日本を潰そうという考えなら賛成です。

●受付番号 185001345000006715

生成 AI の無断学習を規制してほしいです。

ネットにあげている作品は、絵も文章も歌も写真も全部みんなのものだから生成 AI の無断学習 OK という考えはおかしいです。

著作権や肖像権やパブリシティ権は文化庁なら知っていますよね？なぜ人間が作った作品にはそれらがなくなり、(個人の姿含めて)生成 AI には著作権が与えられるのですか？

情報化社会は、AI が台頭しようと、人間が優位の社会でないといけない、となっています。

おかしいです。原作の権利も、人間が作ったものの著作権も、絶対に守られるべきです。

●受付番号 185001345000006716

もはや AI 生成物の排除をして欲しいほどです。

そもそも AI で創作すること自体がクリエイターへの侮辱かと思っています。

ましてや絵や小説など学習元となる創作物を創ったクリエイターの配慮を総無視です。

絵師や小説書きの努力を根こそぎ奪っていること、そしていとも簡単にその努力もせずに自作だと言える今の現状は狂っているとしか思えないです。

そんなに日本の文化を壊したいのですか？

外国人が多くなった昨今ですが、もはや日本の未来など全く見えません。

●受付番号 185001345000006717

項目名 4について

既にインターネット上(現X)では、特定のイラストレーターの画風を学習した生成AI利用者がイラストレーター本人になりますし、本人の活動を妨害する等といった生成AIの悪用による迷惑行為が行われている。

このような状況下で、迷惑行為を行う一部のAI利用者が画像を生成する際の口実として著作権法30条の4を引用する事態をアマチュアイラストレーター個人として激しく懸念する。

主観に基づき曖昧な解釈が可能な現行条文の改正または上記のような迷惑行為を抑止するための新たな法整備を希望する。

また、一部画像生成AIの学習データセットに海賊版や児童ポルノ画像が含まれている事実は心情的に受け入れがたく、上記のようなAIの製作者または制作会社が総じて適切な対応を行うか、現状にふさわしい規制がクリエイティブなフィールドに行き届くまでは積極的に画像生成AIを利用しようとは考えない。

●受付番号 185001345000006718

なぜ国内で培われてきた国産品種をどこの国かも分からぬ人々に勝手に盗まれそれを自己栽培しました、というようなやり方を通させるのでしょうか？

生成AIは残念ながら良識ある人たちだけが使えるものでは無く、ご存じの通り日本のみならず世界中で悪用され問題視され続けているものです。

本当にこの日本を見てきた方々が考えた法案なのでしょうか？さぞかしご興味の無い方が過去の例を見ず日本のサブカル文化および企業をお潰しになろうとお考えになったのでしょうか。

「ネットにあげてる作品は全部みんなのものだから生成AIで学習OK。生成AIには著作権を付与。ただし原作の権利は関係ない」

このようなツイートが現在拡がっており問題視されていますね。

日本のサブカルチャー文化の一端を担った創作界隈は皆さんの善意と暗黙の了解にて成り立ってきた部分もあります

今回の生成AIについての法案はそれを根本から否定し日本が世界に誇り続けてきたサブカルチャー文化とその交流を覆し、表現の自由と創作の自由全てを裏切るものです。

私はクリエイターとして仕事をしている傍らプロアマ問わず我々クリエイターは一次創作・二次創作すべての善良な創作の場を尊重し文化を築いてきました。それは各サブカル文化を支えるすべての企業の寛大な認識と暗黙の相互関係によって成り立ってきたものです。

どうか我々「創作に真摯に携わり支え合ってきた人間たち」の権利を奪わないでいただきたいです。

●受付番号 185001345000006719

つまりインターネット上の創作物を生成 AI に取り込ませ、類似作品を生み出し利益を上げる行為を容認するということでしょうか？そこに著作権が発生する？にわかに信じられない考え方と感じますが、もしこの認識がまかり通るようであれば生成 AI への嫌悪感を生み、技術発展の著しい阻害原因となりえるのではないかでしょうか。大元の創作物がなければ生成 AI は何も生み出すことができないのに、人の権で相撲を取るようなものです。

●受付番号 185001345000006720

5.各論点について(1)学習・開発段階 へ意見いたします。

概ね既存の著作権法を踏襲して考えていただいたと感じましたが、クリエイターの不安を払拭するには不十分であると考えます。何年もかけて培ってきた技術によって表現された作品を自由に利用される可能性が残されていては、日本のクリエイターによる創作活動は縮小する一方になるのではないかと感じます。

特に、享受目的の有無については外から容易にわかるものではなく（5.(1)イ(イ)）、権利侵害に遭遇するクリエイターが多数出てしまうのではないかという懸念があります。司法の判断を仰ぐにも判例が少なく、解決には時間を要する問題に心身を削られることになる事態は避けるような素案に改善いただきたく存じます。

現在、法的には創作物（アナログ、デジタルを問わず）の利用に制限がかけづらい状況にあると思いますが、

- ・著作権が切れている創作物（作者の死後 70 年以上経過している創作物）

以外は利用できないように厳しく制限をかけるべきだと思います。厳しくしたもの緩和するのは容易ですが、逆は難しいと考えます。特に著作権が絡む分野においては慎重に制限をかけることを検討いただきたくお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000006721

AIによる技術の進歩とは確かに素晴らしいものではあると私は思います。しかしながら学習されるイラストを自由に選べるという現状はやはり好ましいものでは無いと考えます。現にイラストレーターの■さん(Xのアカウント「■」)が被害に遭われているよう 「その人独自の絵柄」が奪われてしまうように感じます。

インターネットで絵を見るのが趣味な人々以外には伝わりにくく感じるかもしれません。感覚として例えるのならば、陶芸家の方々が何十年かけて手に入れ、分析し、思いついたであろう、土の配合、器の形、焼き方や釜の温度、塗料や器の柄、その全てが3Dプリンター1つで再現出来るという感覚なのです。大袈裟のように感じるかもしれませんが陶芸家が器を作るのを職業にしているようにイラストレーターもそれを職業としています。ただ、技術としては素晴らしいもので無くすのは惜しいと考えます。けれど、それを扱う人間のモラルと倫理観のがそれに追いついていないように感じます。現に、上記に記載しました■さんは自身の絵柄を学習されたAIイラストを投稿するアカウントに嫌がらせの被害を受けています。そのアカウント自体は別人であると書いてはありますが投稿されている絵柄は■さんのものを学習したものですのでパッと見た限りでは見分けがつきません。

今インターネットに挙げられている絵だけでこれだけのことが出来るのです。実在するイラストレーターの名前を語り、その方の絵をAIに学習させ、その人に成り代わり儲けることだって容易となるでしょう。そこまでやれば詐欺として立証は出来るかもしれません。ですが、著作権はどうなるのでしょうか。自身のイラストを、絵柄という商品を盗まれたイラストレーターの人権はどうなるのでしょうか。

たかが絵と考えるかもしれません。ですがこれが楽曲だったら？歌詞だったら？小説だったら？陶芸だったら？盆栽だったら？その人のセンスが問われるものというものはAIに学習されればある程度は再現可能であることは立証されました。音楽だってもう作れるようになりましたね。人が作る芸術を、文化を簡単に殺せるツールです。

ですので私としましては著作権に触れるいう部分だけでもせめて法律で明確にして頂ければと思います。著作権を侵害するということが法律で決められればいま、AIを「法律に触れないから」という理由で気軽に扱っている人間たちの抑止になります。

AIによるイラストや音楽の生成は私としては無くすのは惜しい技術であると考えます。それを扱う人間たちのモラルと倫理観が追いついていないのです。せめて、扱う人間達を取り締まるような改正を私は願います。

●受付番号 185001345000006722

創作物は創作者にすべての権利があるものであり、ネット上にアップされているものを勝手に生成 AI の素材にすることは権利の侵害だと思います。生成 AI の学習に使われるものはすべて許諾をとるべきです。

●受付番号 185001345000006723

ネットにアップされている作品がすべて誰のものもあると主張するのは横暴すぎます。クリエイターたちは自分の才能や努力を注ぎ込んで作品を生み出し、それをネット上で公開しているのですから、彼らの著作権を尊重するべきです。

生成 AI に対しても同じ考え方が必要です。生成 AI は人々の創造的な表現手段として利用されることもあるでしょうが、それによって生成された作品には、生成 AI 自体の著作権はあっても、クリエイターたちの著作権は存在しないとするのは不公平です。

原作者の権利を無視することは、創作活動を妨げるだけでなく、クリエイターたちの意欲を低下させる可能性もあります。著作権は彼らが作品に対する独自のビジョンやアイデアを守るために重要な法的保護手段であり、それを無視することは創造性の奪取とも言えます。

したがって、ネット上の作品や生成 AI に対しても、著作権を尊重する姿勢を持つことが重要です。クリエイターたちの創造性を奨励するためには、彼らに適切な信頼と報酬を提供し、彼らが安心して創作活動を続けられる環境を整えることが必要です。

●受付番号 185001345000006724

1.生成 AIについて

現状個人や企業を問わず、生成 AI を用いた画像や映像が出回っていますが、こちらは少し厳しい規制が必要と考えています。拙い文章になりますが、以下 2 点の理由を述べます。

(1)AI 画像作成に用いされてしまった創作者の権利

現在 X(旧ツイッター)等の SNS で、有名イラストレーターの既成作品を用いてそのイラストレーターが描いたような画像を作成することが頻発しています。現状規制等がないため、健全な作品しか描かないイラストレーターがまるで成人向けを描いたように見せかけたり、『〇〇風』と銘打って他者が有償の依頼を受けたりするケースに発展し、被害に遭ったイラストレーターが創作を辞めてしまっています。

先述したように、現在明確な規制がないことで被害者であるイラストレーターの著作権が侵害されています。生成 AI も一つの創作物とは言いますが、AI 生成には誰かが作ったものが使われています。勝手に作成用に吸われ、使われている無法地帯となっている訳です。なので、この権利は一番最初に考えるものと考えています。

(2)盗作について

前述した内容と若干被っていますが、こちらは文章や声になります。元々生成 AI において、文章が出せない弱みがありましたが、進化によって既成のフォントを用いて文章入の AI 作品が生成されるようになりました。そこに使われているフォントは、有料で配布されているものを用いています。企業の出したサンプル用の画像を読み込ませ、本来であれば購入しなければいけないものを盗作することで用いています。

また、声優の声を映像から抽出して、まるでその声優に歌わせる/喋らせる映像が出回りつつあります。フェイクニュース等に使われる可能性もあり、悪用される自由が現状あります。

更に、それらを生成するジェネレーターもまた、個人から配布していることがあります。企業の作品や声優の声を個人が悪用し、配布して使わせています。これらは盗作にあたるのではないかと考えています。AI によってコストカット等が望めるかもしれませんのが、これは彼等の仕事を奪っています。

以上の 2 点が、生成 AI に関する意見になります。創作者の権利を守り、企業や声優、イラストレーターの仕事が奪われることのないよう祈っています。

●受付番号 185001345000006725

生成 AI の扱いに関して本当にもっともっと慎重になってください。

資料を読んでも創作者が守られてるとは到底思えません。当事者(創作者)を無視して色々なことが決められ過ぎている、と感じます。諸外国の対応の結果等もよく見て研究してもっとパブコメで意見を聞いて反映してください。

●受付番号 185001345000006726

これでは AI に学習されたクリエイターが損してしまう。盗作もし放題なので考えを改めてほしい。これにより筆を置く（AI ではない）作り手が今後増えていくのは損だと思う。すでに X では AI によるなりすましでイラストレーターの被害が出ているので、AI よりも作り手の著作権を守る方針にしてほしい

●受付番号 185001345000006727

インターネット上に上がったイラスト/漫画等の著作権は、そのイラスト/漫画の製作者にあり、著作権を有する製作者が許可しない限りはイラスト/漫画をAI学習に使用するのは著作権侵害だと考えます。

また、画像生成AIが出力した画像は、製作者が許可していない製作物が多分に学習されていることが予想できる為（予想できる、という社会認識されていることが既に問題）、そういった画像生成AI出力画像に著作権を与えるべきではないと思います。仮に画像生成AIで出力した画像と、その学習元になったイラスト等の類似点が見つかり問題となっただ場合、学習元となったイラスト等の製作者が不利益を被る可能性があります。

画像生成AIが世間に広く認知、使用されてからというもの、これらに関する著作権侵害とみられる問題が後を絶ちません。これも数多く言われていることですが、「製作者が許可したイラスト/漫画（他、音声や動画を含む製作物）をAI学習に使用することは著作権侵害にあたる」とできる法整備を一刻も早く進め、生成AIで不利益を被るクリエイターがなくなることを強く望みます。

●受付番号 185001345000006728

反対です。作成した作品における著作権は無くなるが、AIによる作品は著作権を付与するなんて酒に酔って作ったとしか思えない議案で信じられない。

昨今市場に出ている AI 作品の一部はオリジナル元の作品を『盗んできた』ということを議案を提出された方はご理解されておられるであろうか？あまり考えたくないが、理解をした上で提出されているのであれば、国が人の物を盗んでも構わない、犯罪行為をしても罪に問われないし、一般人は守られず犯罪者を国は守るという意味で捉えられる内容だと散見される。

寧ろ人の絵を盗んで作成している AI 作品を規制するような案を出して欲しい。

●受付番号 185001345000006729

普段から絵を描いています。

創作物を見てもらいたいと思いネット上に公開したりもしています。

上手い下手はともかくAIによって学習されるようになるというのは怖いと思うようになりネット上に公開することをためらうようになってきました。

AIがどのようなもの誰のものでも学習できるのは問題だと思っています。

創作の世界でトレースやパクリ疑惑などNGであるのにネット上は無法地帯のような扱いになってしまっているのは本当に怖いです。

●受付番号 185001345000006730

現在イラストレーターの描いたイラストの価値は SNS 上での影響力に依存している側面があると考えている。現在 SNS 上には AI によって生成されたイラストが多くあるが、これは常に一定の評価を得ており、結果として若い芽を摘むようなことになって産業そのものが衰退しまうのではないか。

また、現在の著作権法では被害を受けた側が泣き寝入りすることが多い構造になっているように見える。作品を発表するのに大きな力が必要だった時代に産まれた法律が、現在の著作物を簡単に発表できる社会に適応できていないのではないか。生成 AI による生成画像は全て著作権侵害として扱い、著作権は学習に使われた画像の権利者が持つべきだと思う。さらに他の著作物に対しても著作権保護が円滑に行われる方法を考えるべきだと思う。

●受付番号 185001345000006731

生成 AI に、作った人の許可なく学習させるのはよくないと思います

●受付番号 185001345000006732

現状の生成 AI は精度が低く、とてもそのまま製品として使用に耐え得るものではない為、使用する上ではデザインや絵に対して専門的な知識、技術を持つ人間のサポートが必要となる。これは AI が根本的には理論を理解していないことに由来し、AI の仕組みを考えれば、一朝一夕で解決する事態ではないと思われる。しかし、現在はそういった AI を適切に監督するだけの作品への知識を持つ者とそういった技術を持たないにも関わらず彼らに対して煽るような行為をする者の対立が深刻だ。これらは個別の事象としてはただの当人間のトラブルだが、全体としては生成 AI とそのユーザーに対する不信感を高める結果となっている。そういった現状に対してなんらアプローチをせずに利用を推進することは、結果的に AI を適切に運用する技術を持つ可能性がある者の萎縮を招く可能性が高い。彼らを上手く取り込んでこそ、粗製濫造の技術ではなく、革新的な技術となる筈だが、現状の政治の態度は彼らを蔑ろにしているように捉えられる。まずは彼らの生成 AI に対する不信感を少しでも取り扱えるよう対応して欲しい。

また、作風を集中的に学習させる AI なども登場している。作風は著作権において保護されるものではないが、クリエイターにとってはアイデンティティと言えるものであり、作風の魅力こそが彼らの収入の源となっていることを考えれば、これも懸念すべき事項であると言える筈だ。失業者が増加することや、政治不信を持つ者が増えることは、あまり良いこととは言えないのではないか。勿論過度な規制は文化を萎縮させる可能性があるが、極端に相手の利益を侵害する場合や、嫌がらせに該当する場合の対応を考えるべきだと思うし、それに関する対応を周知させるべきだと思う。

あくまでも生成 AI は道具であり、目標とするところは作品や製品作りであると思う。それのベースとなる作品を生み出す者達や、道具を最も適切に利用できる可能性のある者達の信頼を得られていない現状では、望むべき発展は得られないのではないかと懸念している。政府の姿勢は短期的な利用の推進に傾いているように思われ、中長期的に使用を推進する為の下地作りを怠っているように感じる。是非上記の旨に関しても再考いただきたい。

●受付番号 185001345000006733

自動生成 AI で作成した他者の作風を模倣した作品を、生成 AI を使用したことを隠し販売していたり、作者の作風を模倣した作品を作り本人になりすまし、本人に殺害予告を送ったりしている事例がある以上、今は好意的にとれません。

生成 AI 自体には罪は無いと思いますが悪用している人間を正しく罰しないと、自国の文化をないがしろにする国だと海外の人間から思われることになると思います。

●受付番号 185001345000006734

ネット上にて発表されている絵やイラスト、漫画作品であっても、その全ては制作者に著作権があります。この大前提を変えるべきでは決してないと考えます。

ネット上にあるからと言って制作者の許可を得ず AI で学習し、その結果として作成された絵などに対して著作権を持たせるなど、あってはなりません。何年もかけてやっと身につけた絵を描くという技能を、無断で盗み真似して混ぜて絵を描き、それに著作権を与えることですが、こんなことで日本の漫画やアニメの文化を本当に守れると思っているのですか？全く真逆です。AI の作品に著作権など持たせたら、日本の漫画アニメ文化は廃れます。

あなたがたは今、盗人に他人のものを盗んでよい、盗んだものや盗んだものから作ったものは盗人に正当な権利があると認めようとしています。この素案は間違っています。私は反対します。この素案の撤回を求めます。

●受付番号 185001345000006735

ネットにあげてる作品は全部みんなのものだから生成 AI で学習 OK ! 生成 AI には著作権あげます。原作の権利？そんなの関係ない。と、ネットに流れてきますが本当でしょうか。

AI で実写のような表現ができる今、反社会勢力にも個人の声、写真を使っても問題ないと曲解されかねないと思います。国会議員さん方は特にネットにも顔出しされて似顔絵や声を出されていますが、そういう方も AI 生成されて、何らかの意図を持った発表されても問題ないということなのでしょうか。

日本の作品には海外にも影響を与える作品も多いと思います。プロパガンダにも使われても問題ないとした場合、日本の優秀なクリエイターは権利を守ってくれる海外に全て流れてしまうと思います。

AI 生成には個人やその個人の作品を使わない。他者のものを学習させていない完全自作の AI 生成に限り著作権をつける。という形にでもしない限り、果てはオレオレ詐欺にも使われると思います。

日本のドラマ、アニメ、映画、絵画作品、そして個人を守る気はないのでしょうか。

海外では AI 生成作品の規制が盛んですが、日本でも個人の権利は守るようにして頂きたいです。

●受付番号 185001345000006736

現在の明確な罰則がない規則には反対です。生成物については文書論文法案を含め、受け取る側の確認という業務を増やすことになること、あまりにもAI生成物が日常的になりすぎてオリジナルの特定が難しいこと。イラスト文書などの創作にかかるコンテンツはとくに学習素材として利用され、現在は早い者勝ちとなりクリエイター自身が公開するほうが損となりつつある環境であること。そしてとくに恐ろしいのが実在する人物があたかも本人であるような使われ方もできること。（政治的なものから児童ポルノのようなものまでできます。顔だけではなく音声もできるのです）なので学習の悪用窓には国内外問わず厳しい対応をしてほしい。

●受付番号 185001345000006737

AIはどこまでいっても人間にはなり得ません。

新しいモノを生み出す手助けはできるかもしれません、新しい発想というのは生み出せません。あくまでも既にある人間の思考のから、逸脱していくほどの能力はありません。物を制作している人間の意思を無視して、AIに学習させるというのは愚行に他ならないかと存じます。著作物が守られないというのは、クリエイターの意欲も権利も何もかもを奪い、何かを創作しようという人がいなくなります。

そうなれば、過去の遺物をしゃぶるだけのAIでは、新しいものは生まれません。

人間よりも機械の権利を重視するような内容に、はっきりと怒りを覚えます。

創作物を作る人間を軽視しすぎていませんか。

権利の優先度は人間>>>>>>超えられない壁>>AIであるべきです。

どうか、懸命な判断をされることをお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000006738

一枚の画像として仕上がったものがありふれた表現のものであったとしてもそれを制作する上でコストや時間は必ずかかるものです。

それを許可や相応の報酬なしに利用される、あまつさえ AI で生成した人にのみ報酬が発生する可能性というのは受け入れ難いです。

権利関係がクリーンな素材でのみ AI 生成を認めるべきです。また、許可なく利用された画像は削除できるような仕組みが必要だと考えます。

●受付番号 185001345000006739

素案について反対いたします。

●受付番号 185001345000006740

AI 生成物は、学習元に対して使用の許可を取り、使用料を払い、学習元も公開するべき。

学習元をもっと尊重してほしい。

また、AI 生成物を公開する時は AI 生成物であることの明記が必要であると思う。

●受付番号 185001345000006741

AI 生成が悪いこととは言わないが、現状を見るところ整備もろくに出来ておらず犯罪にも扱われている最中、より良い発展に利用できるとは言い難い。
そんなものに著作権を付与してなにがあるというのか。

●受付番号 185001345000006742

AI学習元のオリジナル作品に対し著作権を守る行為するつもりは

ないがAI生成物には著作権を認めるなどありえません。

AI生成物にはオリジナルといえる独自性はありません。ネットにあげられていようがいま
いが、すべての創作物には守るべき著作権があります。

●受付番号 185001345000006743

AIで出力されたものに著作権を与えるということは今まで人間が作り上げてきた著作物と同等に扱うということでしょうか。AIの作品は人間が作ったものを切り貼りして出力されています。それを人間が行い、自分の作品であると言えば著作物侵害となるのになぜAIは許されるのですか？日本のものづくりを殺すことと同じです。AIには絶対に著作権を与えず、厳しく取り締まってください。AIで出力された品による被害者はすでにたくさんいます。勝手に作品のデータを取り込まれ他人に使われたり、手をかけて作り上げた作品をAIで作ったと言われたり。素晴らしいクリエイターの方々の声を無視しないでください。

●受付番号 185001345000006744

AI 使用に関する制限を設けてください。

現在、AI が発展してきたことにより文化が進歩したなどと宣う人たちがいますが、実際 AI のせいで文化はむしろ衰退してきております。

一般的な観点から見れば AI の方が価格も安く済みますしこのまでもしかしながら、クリエイター側の観点から見れば大迷惑です。自分たちがどれだけ作品を作ろうとも AI のための餌にされ、筆を置いた人も多く見てきました。

日本の文化を守るためにも、どうか AI の規制をお願いします。

●受付番号 185001345000006745

生成AIを使用できる人間と、機能の方に法的な制限をしっかり設けてください。
作品を制作する人間の権利と作品を守ってください。
作品を他人に好きなように扱われる、しかも金儲けにも使えるなんてあってはならない事
です。

日本テレビで実写ドラマ化された漫画の原作者様の自殺の件もあります。
生成AIを野放しにされ、その上権利まで認めるのなら、同様のことが起きる可能性があ
ります。

ただでさえストレスの多い社会で、これ以上大切なものを蔑ろにされたくないです。
守ってくださいよ。
もう嫌です。

●受付番号 185001345000006746

インターネット上にある画像や作品を共有物として扱うことは断固として許容できません。

それぞれに制作した人間の著作権が存在して然るべきです。

それを AI 学習に使わせた挙句 AI 作品に著作権が出来上がってしまったら、その根幹を作り上げた原作の価値が無くなってしまう。

原作者が蔑ろにされがちなこのご時世から既におさねばならないのに、それを助長するような制度になってしまったら、いよいよインターネットも廃れていくし、創作活動も廃れてしまいます。

そこから才能が生まれて今の日本があるはずです。考え方直してください。

●受付番号 185001345000006747

私はアナログ（ペン画）とデジタル（人物イラストなど）を製作し画家として活動している者です。

AIの技術が発展することには概ね賛成の立場ではありますが、現状インターネット上で散見される生成AIイラストの方向性にはとても違和感を感じており、著作物を扱う者として憤りを感じる場面も多々目にしてきてています。

日本国内でも苦言を呈している方は多く見受けますが、技術としても先を進んでいる諸外国では特に批判の声が多く上がっていると存じております。

イラストを使用した著作権の侵害に当たるのではないかというような行為を故意に行っている人物も目撃しておりますし、イラスト以外の著作物や、海外では肖像権の侵害が多く発生しており、有名人に限らず一般人の顔を使用したディープフェイクにより命を絶ってしまった未成年のニュースも目にしております。

技術の発展として使用されることに関しては問題が無いと考えておりますが、一般人が安全に使用できる段階ではないと考えております。

このままだれか構わず生成AIを使用できる状態が変わらないのであれば、学習に使用するすべての著作物の著作権者に何らかの形で同意を得ることと場合によっては使用料を支払うこと、同意を得ずに使用した場合には然るべき処罰をと願っております。

技術に罪はなくとも、使用する人間は罪を犯します。

現行の著作権法を元に、著作物と著作権者がしっかりと守られる未来を期待します。

●受付番号 185001345000006748

創作物は個人が制作した個人のものであり、ネット上に公開したからと言って著作権を放棄したわけではありません。

先日も原作者の方が亡くなった痛ましい事件がありました。

その旨も考慮し、今一度すべての創作者にとって安心して公開できるような案をご配慮ください。

●受付番号 185001345000006749

漫画家やイラストレーター、アニメーター(アニメ作品)から学び自身で確立した絵柄は作家にとって時間、労力、お金(参考資料や取材、専門学校など)です。

それを当たり前の努力をせずに作家から絵柄や技法だけ取り上げて無機質に生成したAI作品に著作権を与えないでください。

また生身の人間である作家も絵柄が誰かと似ている。

という事例もありますが、模写や影響を受けた作品数種類からブレンドして、

アレンジがオリジナリティに昇華した方の方が圧倒的に多く、

二次創作などをする人も自分で販売せず、SNS だけで発表している人の方が圧倒的に多いです。

【一つの作品に絵柄が似るまで研鑽し、自分の絵柄として確立した】と

【絵柄を取り上げる為作家は餌】という認識で作品や作家に触れるのは意味合いが全然違います。

昨今の AI 規制に対してイラストや漫画賞という次世代の文化を作る

オリジナルが主流の媒体でも、

作業過程などを提出する事が求められるなど

なぜ自分が描いたものを自身で証明する必要があるのでしょうか？

そういう疑念などで出来上がる文化体制はやめて下さい。

●受付番号 185001345000006750

AI そのものの発展、それに伴う技術の発展は今後の社会にとって貢献するであろうという点においては賛成です。

しかし、AI の学習に使うものは本来所有権並びに著作権を持つ方の許可なしに使えるような制度は作るべきでないと考えます。

どんなものであろうと自分が生み出したものを自分の知らないところで他人に好き勝手利用されるのは嫌です。

例えば、様々な場所で公開されるイラストなどはそれぞれの公開するメリットは違えど、ほとんどは作者の善意によるものです。

その善意を蔑ろにする制度ができてしまえば、必然的に公に公開される作品は減っていき、これまで培ってきた文化そのものから瓦解してしまうでしょう。

AI による社会貢献の可能性をより探って行けるよう、慎重になりすぎだと思われるほどゆっくりと誰も傷つけない方法を見つけられるようお願いします。

●受付番号 185001345000006751

生成 AI への学習は著作権者の許可を得てから行うのが望ましいです。

また、生成 AI によって学習元の作品に酷似したものを生成 AI を使用していると示さずに市場へ流布することはやめてください。

学習元の著作権者の権利を侵害することを拒みます。

●受付番号 185001345000006752

ネット掲載のものであっても、原作者に著作権が付与されるべきであり、ネットにある全ての作品を AI 学習の元にすることは、おかしいと思います。

そんなことをすれば、創作文化は失われ、文化の発達は見込めないと思います。

ネットを通じて育ってきた創作文化や、作品を蔑ろにする法案だと思います。

AI に対する法整備は必要ですが、AI にだけ利点がある法整備はのぞんでいません

●受付番号 185001345000006753

PDF 拝見しました

つまり

「ネットにあげてる作品は全部みんなのものだから生成 AI で学習 OK！ちな生成 AI には著作権あげちゃうよ！原作の権利？そんなの関係ねえ！」

ということですか？

滋賀県がひこにやんの件で揉めたのをお忘れですか

それ以上のことが起きます

創作の文化を奪わないでください

絵柄は作家にとっての自己証明に当たります

それを無断で穢す行為は、最低最悪のクズです

●受付番号 185001345000006754

AI の著作権に関しもっと慎重になるべきかと思います。

AI が他者のデータを利用して学習を得た物に著作権を持たせることに反対します。

現代はネットを見れば様々な漫画、イラストを見るすることができます。その本人が作り上げた 1 つ 1 つに制作者の著作権があります。AI であろうと他者が侵害することはあってはならないし、それはクールジャパンが誇るアニメ文化や創造文化の衰退に繋がります。

真似される悪用されるとわかっていて創造したい人など少数派だからです。

今回 [REDACTED] 先生の間でのトラブルあってからの更なる悲劇に繋がりました。いかに原案者が自分の作品を大切にしているか世間一般に知らしめる事件となったと思います。

これは一般の中でも繰り返される危険があります。

マンガ家さんがメディア化に対する苦言をみる機会が増えました。

個人が出したイラストが勝手に印刷され高額販売。創作を辞めてしまった人もいます。

人間同士でもこれだけトラブルがあるのですから、故に AI の著作権は更に厳しくあるべきです。ネット社会だからこそネット上のデータの著作権も本人に付随し、誰にも犯されるべきではありません。

人間が造り上げるものの中埋めは AI ではできません。

0 から物を産み出し成長していったのが現在の日本のアニメ文化漫画文化です。

AI は画期的に多くの物を生み出すことができますが、原案者の尊厳が失われる危険性を感じます。原案者は享受する側が想像できないほど時間や神経を使い 0 から 1 を産み出すことに精神を注ぎます。

現在 AI の発達前から人間の手によってもその苦労を踏みにじりお金儲けをする問題は日本だけでなく世界で起きています。今必要なのは AI でより多くの物を産み出すよりも、人間が産み出したものを守る権利、原作者が産み出したものは原作者の物である権利をもっと重要視すべきです。

クリエイターを大切にしてこそ、クールジャパンが誇る想像の文化の躍進に繋がります。

AI なんて世界中でできることよりも日本人にしか無い器用さ、創造性を持つ人材をまず大切にすべきです。

日本は真新しい物のために人材を蔑ろにしきぎです。

●受付番号 185001345000006755

インターネットに投稿された著作物の権利は当然、制作者側にあります。
人間が魂を削って作り上げたものに、ただ乗りする行為は精神性に創作にかかわる人間からすると屈辱的です。
絶対にしてはいけないでください。

●受付番号 185001345000006756

AIによる既存創作物（掲載媒体問わず）のあらゆる学習利用に全面反対します。
制作者が正式に認可・承認をしていない無許可状態での学習利用は、盗作・盗用に該当すると考えます。クリエイターの権利・人権を守るためにも、学習利用の対象は「制作者が承認した作品だけを集めたデータベースにあるものに限定する」べきだと考えます。
ご検討を何卒よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000006757

AIの生成技術を否定するわけではありませんが、あんに「なんでも学習して良いもの」としてしまうのは危険すぎます。

すでに悪質な商売をする人も多く出ているにも関わらず、容認姿勢をとってしまうのはいかがなものでしょうか。

せめてAI生成物「そのものだけ」で売り捌くような行為は、禁止するべきではないでしょうか。

世に出た制作物は制作者の技術を養ったコスト、時間、諸々が含まれての価値です。そう言ったものを無視する形の提案は、国への信用も著しく下げるものだと思います。

日本のサブカルチャーが素晴らしいものであるというのなら、それを作る人も守るべきです。

ご検討お願い致します。

●受付番号 185001345000006758

昨今問題になっている AI 学習ですがネットに投稿されたものを無断で使用（学習）される事に対して、なんらかの規制をした方がいいです。イラストなど全てクリエイターが時間をかけて創作しています。自分の作品に誇りを持っています。それを AI に勝手に学習され同じようなものを作られるのは盗作ではないでしょうか？AI で作ったイラストを自分で描きましたという輩もいます。そういう人の対策のためにクリエイターの方々は作品の 1 番上に関係ない画像を薄く透過して AI 学習の対策をしていますが、そういった対策はクリエイター個人の方がするのではなく国が力を上げていくべきだと思います。

●受付番号 185001345000006759

デジタルイラストを描いて生活しています。描いた絵は私だけのものです。AIなんかに学習されたくない。

●受付番号 185001345000006760

創作物の著作権は保護されるべきであり、また、創作物を元にして生成されたAI作品への著作権保護をする必要はないと考える。

●受付番号 185001345000006761

現状の生成 AI における作成物は全て知的財産権を無視、侵害して施行されていると考えます。

2024 年 2 月までの間に AI により著作物の無断利用が多く見られ、それに伴い多くの作家、クリエイターが人権の侵害をされております。活動停止してしまった方もいます。命を絶った方もいます。

また AI における生成物は元となる著作物があって初めて完成させられるものです。元となる他人の作成した著作物に故意に手を加えた作品です。従って生成 AI によって作成されたものには著作権は発生しないと考えます。

私自身創作をする立場として、常に自分の作品が誰かに盗まれるのではないかと怯えている日々です。何年もかけて培った技術を蔑ろにされる心労は想像を絶するものです。一刻も早い法規制を望みます。

AI という技術事態は素晴らしいのですが、現状では人権、知的財産権に著しく反しており、そこが改正れるまでは使用すべきでないもの、規制すべきだと考えます。現状では海外からの信用や信頼も著しく下げ、日本国の創作文化を破壊しかねない状態です。

自ら創作し、世界を生み出している人間は、想像以上に希少であり、大切に扱うべきです。日本の文化の保全のためにも、クリエイターたちの意見に耳を傾けていただければ幸いです。

●受付番号 185001345000006762

絵の制作を業務で行うことがある者です。絵の生成 AI について述べます。他者が作る AI に自分の絵を学習されたくないありません。もし私の絵を学習した AI があったなら、その AI が生成した画像に著作権があると認めたくありません。

●受付番号 185001345000006763

ネットに画像をアップしただけでその人の著作権を無視してAI学習に利用され、あまつさえ他人の成果で生成されたAI画像に著作権が発生するなど到底受け入れられないと強く感じました。AI学習の為に人々のイラスト・画像が無断で使用されている現状をそもそも快く思っていません。

自分の手で作り出した画像の著作権は無視されて、AIに任せて生成した画像ばかり著作権で守られる世の中は間違っています。人の手で作られた物の権利は守られるべきです。
ともかくこの案は到底受け入れられません。

●受付番号 185001345000006764

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」について反対である。

第一に AI による画像生成や深層学習は我々にとって多大な利益を与えてくれることは承知である。

しかし誰もが現地に行けば見ることの出来る写真などとは違い、創作物であるイラスト等は作者のオリジナリティにより生み出されたものである。したがって彼らの作品を AI に学習させ、似たような絵柄のイラストを生成させることは彼らの著作権、アイデンティティを侵害していることに他ならない。

また自身のイラストを商業利用している者の場合、AI 生成イラストは悪意を持って偽物を作り出し詐欺等を行うことも可能になる、既に問題となっている。

よって、仮にインターネットに掲載されたイラストであっても著作物であるイラストを公に利用してはならないのである。

●受付番号 185001345000006765

多様なデータを欲していることは理解出来ますが、個人の著作物（ネット上に匿名で載っていたとしても）を

無断でAI学習のために収集し使用することは著作権そのものを無視している行為だと思います。

どうしても必要なであれば著作権の既に切れているものや、

公募なり、依頼するなりできちんと納品されたものをお使いになってください。

●受付番号 185001345000006766

AIによるイラスト、文章、音声の無差別な学習により、クリエイターの方々の権利が傷つけられています。AIの規制を行うべきです。SNSに挙げられている作品の全てに著作権があります。それは無断で学習させるのは彼らの権利やその作品を作るまでにかけた時間や努力を踏みにじっています。中には、無断で作品を学習された方が作品を削除し、創作活動をやめてしまったのを目撃しました。クリエイターを守るためにAIの使い方を見直し、著作権が何のためにあるのかもう一度考えてください

●受付番号 185001345000006767

製作者の権利を守り、正しくAIを犯罪例にしないために、AIも特例ではなく著作権は守られるべきです。

●受付番号 185001345000006768

公共の場に出ていることは関係なく、著作者が健在している時点で著作権は発生します。

絶対に悪質な AI 生成の合法化はやめてください

●受付番号 185001345000006769

ネットに創作物を掲載した時点でその創作物に対する作者の権利は失われ、生成 AI の学習に使用されても文句は言えない。
という状況には断固反対します。

●受付番号 185001345000006770

今、生成AIのせいでいろんな絵師や作家が被害に遭っているのに、それを増長させるような仕組みを作るのはおかしい。著作権の侵害だけじゃなくて、文化の破壊に繋がると思う。少なくともこれで文化を守れるとは到底思えない。

自分の作品を勝手に使われたくない。私の好きな絵師や作家の作品を勝手に使われたくない。それで金儲けとかされたくない。

難しい問題なんだからもっと慎重に考えてほしい。こんなの認められない。

●受付番号 185001345000006771

他人の著作物から学習し AI で生成させたものに著作権を与えた場合、AI による著作物((1)とします)と似た構図、配色などの AI で作成されていない著作物((2)とします)が出てきた場合、(2)が訴えられてしまうのはあってはならないと感じる。

(1)はあくまで情報を収集して生まれたコンテンツであり、作成した者は使用ソフト、コンピュータであり、情報を収集して学ばせた作成させた人物ではない。無機物に権利は与えられない。

(2)の制作物は本人の知識、技術や手法を用いているものであり、(1)よりもオリジナル性が高い。

A、B、C の作家から情報を学習させて D が(1)を作成し、A、B、C の制作した(2)に対して D が起訴する恐れがあり悪意を持った人間には効力がないと考える。

また写真も同じであり、フェイクポルノの懸念もあると考える。未成年の性的搾取として児童や生徒の写真を使用された場合の知的財産権の面はどう考慮するのか。

●受付番号 185001345000006772

生成 AI の扱いについて、法律等で制限を設けるなどの措置が必要であると考えます。現状では、クリエイティブに絵やイラストを自分の力で（ここでいう自分の力とは、利用可能なフリー素材や自身で作成したテンプレート等、他人の著作権等を侵害していない場合を指しています）創作をしていらっしゃる方々に対し、それらの努力を踏み躡り利権のみを追い求めていると考えます。既に、著作権侵害は横行しています。この場合、生成 AI などの元の学習先となるイラスト文化、絵画文化、デザイン文化等は荒廃し、自由な表現を楽しむことは不可能です。これまでこれらの文化を健全に楽しみ、発展させてきた人々を今後は失い、利益のみを追求する、つまり大多数が求めるものしか生まれないという可能性も孕んでいます。それは表現の自由からは程遠いと考えます。今一度生成 AI の取締や、クリエイターの方々の権利の保護を考え直していただきたいです。

●受付番号 185001345000006773

日本のクリエイターを守らなければクールジャパンもクソもありません。自国のクリエイターをたちの権利を守ってください。

●受付番号 185001345000006774

AIの学習を止める権利はないとは考えているが、学習元のデータの著作権があまりにもないがしろにされているのではないかと素案を拝見して感じた。

現に、元の学習データに酷似した生成データがネットに出回りそれを利用した嫌がらせの行為や商用利用などの問題行動なども起こっている。

このような問題が続けば、元の創作者は創作する事をやめ、結果創作文化は衰退し、日本が世界に誇るサブカルチャーの文化の衰退につながると考えている。

AI学習による未来の発展に目を向ける前に、まずは創作者の著作権の権利を守る事を優先にしてほしいというのが願いだ

●受付番号 185001345000006775

私には好きな絵描きさんがいます。

今回の案が通ってしまった場合、その絵描きさんが筆を折ってしまわないかと、とても不安です。

どうか、私の好きな絵描きさんを含めた、沢山の絵描きさん達の権利を守って下さい。
お願いします。

●受付番号 185001345000006776

懸念事項

- ・AI生成で作成された鳥の画像が実在する鳥の画像として投稿・拡散されている。
→虚偽不明の情報が拡散され、インターネット全体の情報の信頼性が損なわれるのではないか。
→学術的に不適切な画像を気付かない内に参考文献として引用されてしまったり、悪意ある者が虚偽の情報を事実として広める恐れがある。
 - ・昨年の11月頃に岸田首相が不適切な発言を行ったような内容のフェイク動画がSNSで発信された。
→AI技術が発展するほどディープフェイクは精巧になり、動画や画像を見ただけでは情報の真偽を見分けることが不可能になるのではないか。
→実在する人物が法や人道に反した行動を取っていると誤認させる内容のディープフェイクが拡散され炎上した際に、不特定多数からの誹謗中傷や個人情報の拡散が懸念される。
後々ディープフェイクであったことが発覚したとしてもフェイク作品をはじめ、炎上時に拡散された情報を全て削除することは難しく、無実の人間の情報がデジタルタトゥーとして残ってしまうのではないか。
→不法行為以外にも、性的な行為や不特定多数には公開しないセンシティブな行為や発言を行ったと誤認させ、上記の様に誤情報の拡散及びデジタルタトゥーが残る可能性がある。
 - ・イラスト作家が自身の作品を生成AIに模倣されたことで筆を折った事例が発生している。
→模倣した側は生成AIを活用して収入を得ており、これは盗品やコピー製品を販売しているように感じる。
→今後も類似した事例が多数発生し、クリエイターの権利がきちんと守られるのか疑問である。
- 求めるもの
- ・AI生成の物はAI生成であると一目でわかる様にして欲しい。
 - ・AI生成を認可性にして欲しい。
 - ・学習元の画像や文章等を著作者の許諾性にして欲しい。

●受付番号 185001345000006777

生成 AI に無断で絵柄を盗まれることは著作権の侵害に当たります。

AI の無断使用を許可するということは作者であるイラストレーターや漫画家の仕事を奪うことには繋がるため、断固として拒否いたします。

また、AI を使用して児童向け作品の絵柄で成人向けコンテンツを作成できる可能性もあり、未成年やオリジナルのイラストレーター/漫画家双方にとって害があると考えます。

●受付番号 185001345000006778

4.生成 AI を使って制作されたものをプロモーションに使用している会社があると、その際、学習元が明確でない場合、著作権に対しての意識管理が杜撰なのではないかという不信感からその会社の製品を買わなくなるといった行動を取ります。生成 AI は学習元となつた方の意見や意思を踏み躊躇ってしまう可能性があり、また、生成 AI で制作されたものの責任の所在がわかりにくく、不安が残ります。

●受付番号 185001345000006779

近年、作家における SNS を利用した作品の公開など年々多くなっております。

コロナをきっかけに美術大学の卒業制作の展示を SNS で公開するなどコロナによる外出機会の減少により増えてきました。

また、イラストレーターという職業も増えておりそのような方はフリーランスの場合、お仕事を得るために SNS でイラスト公開を行なっております。

インターネットに公開されているものでも著作権があるものもあります。

さらに SNS という文化が始まってから漫画やアニメという作品の写真なども SNS にはよくあがっておりります。(この場合作者以外のファンなどが写真をあげているものです)

このようなインターネットに公開されているものを使用可能となった場合、

例えばですが漫画「ONE PIECE」を取り込み勝手に最終話を作り上げるなどが起きたります。

実際、例のようなことは起きており、とあるキャラクターのいかがわしいイラストを生成されて困っているイラストレーターさんもいます。

また、イラスト以外でも

写真を取り込んで女優さんに似た生成写真を作るというものがあったり、

声優さんの声を取り込み違う作品の台詞を言わせるなど

様々な使い方をされる方が増えています。

そして、それを利用して利益を得ている方も見受けることができます。

デザイン系の企業に勤めており、AI についてもリサーチしたり実際に使用してみたこともありメリットも勿論あることは存じております。

ですが、あくまでもプロとして仕事をしている側として

一般の方の上記のような利用がかなり見受けられているため

自身としての利用の幅に影響をきたしても良いので、厳しいルールを作っていただきたいです。

そもそも一企業としましては、自身の会社で独自のソフトを作り

取り込むデータも自分たちで制作した作品などに留めていたり厳しくルールを作り利用しております。

ですが、昨今的一般の方の AI 生成は生成に利用しないでくださいというイラストレーターの方をあえて AI 学習に利用したりと酷いものです。

ですので、厳しくルールを作り

ルールに沿わない AI 生成を行う人には処罰も必要だと思います。

●受付番号 185001345000006780

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」16 頁より「AI 学習のために行われるものを含め、情報解析の用に供する場合は、法第 30 条の 4 に規定する「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当すると考えられる」とあります。

第 30 条の 4 「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

この解釈において、SOFTIC ON THE WEB (<https://www.softic.or.jp/>) より「家電量販店等においてテレビの画質の差を比較できるよう市販のブルーレイディスクの映像を常時流す（上映）行為については、店側としては来店客に機器の性能の差を比較させる点を目的としているとしても、来店客が映像の視聴等を通じて、その知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることも容易に想定される。このような場合においては、店舗としても来店客が機器の性能の確認をせずに単に著作物に表現された思想又は感情を享受する可能性があることを認識しつつ、それを防ぐ特段の措置も採らずに映像を流しているものと評価できるため、当該行為が行われている客観的な状況を踏まえると、同時に「享受」の目的もあると認められることから、本条は適用されないものと考えられる」と解説されています。

AI 学習において、研究目的上は AI の進化のための行為であっても、それを利用する者が例えば画像において現代アーティストの作風を再現しその知的・精神的欲求を満たすことは容易に想像ができます。学習された生成 AI が利用される目的としては好きなアーティストの絵柄での絵や漫画が見たい、資料や作品の一部として使用したいなど、そのほとんどが著作物に表現された思想又は感情を享受することが目的と考えられます。例え著作権者 A のいわゆる絵柄がそのまま模倣されずとも、生成 AI 利用者が著作権者 A のような「冬景色」を求めて生成画像 AI を利用した際、著作権者 A が主に販売する「冬山」と同じような類似画像「冬の山麓の家」を得られることによって生成 AI 利用者は満足し、著作権者 A の著作物「冬山」を購入しなくなるということは当然考えられます。すなわち AI 生成が利用する著作物そのものが減ることが考えられます。そうなれば当然著作権者 A の創作活動は萎縮せざるをえません。

著作物を利用した生成 AI によって、著作物を生み出す創作者が不利益を被る生成 AI の自由な学習には反対です。

著作権法第一条より「著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」とあります。

「生成 AI に勝手に学習された、結果類似の著作物が容易に生成できるようになり己の利益を損害された」という想定は容易に想定されることです。

また学習された著作権の著作権者には被害こそ想定されるものの、何の利益も見返りもなく、著作権の保護さえされません。どうしてこれで創作者など著作権者がこの法律を支持しましょうか。

これらは「勝手に学習される」ことにおいて発生し得ます。

著作権が切れた著作物や、個別の著作権者から許可された著作物などに限って学習される場合に置いては、これらの問題はクリアできます。

著作物は著作権法によって保護された、著作権者のものです。個人の財産であり、使い道が個人が決めて良いものです。その限りにおいて、勝手に学習されることは許されるべきなのでしょうか。

ただ許可の出していない著作物を勝手に学習され、それが別の著作物として類似画像を出力され利用されることを避けたいだけなのです。

生成 AI は著作権者の権利侵害が非常に懸念される問題です。生成 AI の技術革新を止めたいわけではありません。ただ著作権の権利が、安心して創作できる場を守って欲しいと思います。創作の可能性を広げる生成 AI によって、創作の可能性が潰される・萎縮されることだけは望みません。

●受付番号 185001345000006781

私は絵を描く一般時ですが AI 生成絵に、絵柄を盗むという認識であります

私たちは描き手は絵柄が自分だけの財産であると思っています

国は泥棒を許可するという考えなのでしょうか

絵はそれぞれの描き手の財産です

AI は規制すべき泥棒であって、守るべきは描き手です

上手に言葉に表せませんが、どうか絵を描く人々を守るようにしてください

●受付番号 185001345000006782

いわゆる『パクリ』作品や、大学生の論文での剽窃が咎められるのならば、AIによる剽窃も許容されるべきではない。

AIが著作物を学習に利用してよいかを決めるのは、その著作物の著作者であると思う。著作物の権利が本当に著作者にあるならば、AIに著作物の利用を許可・拒否する権利や、著作物を用いてAIに生成させた作品に口を出す権利もあるはずだ。

●受付番号 185001345000006783

創作の世界で生きている者です。

AI技術の進化は素晴らしいことだと思いますが、その発展により人間が培ってきた技術を糧に…悪く言えば横取りし、その著作権まで主張するのは道理に反するのではないでしょうか。

誰でも気軽に製作できてしまうというのは言い返せば誰でもクリエイターの誰かになってしまいます。

そのイラストや創作物出典元も制作者が開示しない限り受け取り手にはわかりません。

AI学習を許可なくすることを禁止する、AI制作された物に関してはからずその表記を行い、学習元を開示するなどのルールをしかなければ無法地帯になります。

芸術や物を生み出す意欲を削ぐ未来にも繋がりかねません。

どうかもう一度考え方を変えていただけないでしょうか。

●受付番号 185001345000006784

AIで生成されたものについての著作権についての意見が多く見られたが、まずは学習に使われてしまったであろう元々の著作者の保護についての意見が必要だと思う。

著作者の画風を学習され、著作者の意図しない使われ方をされる状況が数多く見られる。それにより著作者、創作市場の信頼低下を起こし創作活動の場を著しく狭めてしまっていることは明らかである

現在必要なのは無許可に行われるAI生成物から著作者の権利を守る法案である

AIと著作権に関する考え方について（素案）（概要）13Pより

1.生成AIに対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該AI生成物に著作物性は認められないと考えられるが、単なる労力にとどまらず、創意的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。

2.また、人間が、AI生成物に、創意的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

1について

- ・学習を用いてAIで生成を行った場合、それはまず創意的寄与を目的として作られる場合がほとんどなのではないか
- ・総合的に考慮して判断されるとあるがどのような方法を用いて積み重なりを判断するのか

2について

- ・それは他人の創作物を集めて作ったコラージュ作品との違いがあるのか

●受付番号 185001345000006785

原作者自身の作品を無断で作成 AI に学習させていくということに対して本来であれば原作者に確認取り行わないと盗作に近い行為と判断されている中、インターネット上で仕事などで上げてる作品を全て作成 AI で学習させてもよい状態にするのは今後クリエイターラーたちの活動に支障が出る可能性が高くまた表現する自由を侵されると捉える人も出てくる可能性がある。

AI の発展は良いものだと思うが本来保護すべきであるのは作品時代をゼロから生み出しているクリエイターと作品だと考える。AI の発展のためだけに全ての作品を許可していればいずれはクリエイター自体が消えゼロから生み出すことは出来なくなると思う。

そのようなことにならないように AI 学習をさせても良い作品は専用にサイトにあげてもらうなど協力体勢など作っていく方がクリエイターとの問題も起きず、AI も発展しやすいため遙かに有利になると考える。

●受付番号 185001345000006786

1. はじめに

イラストを描いてインターネットに公開する活動をしています。生成AIとは主に画像生成を念頭に意見を申し上げます。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて

(2) 生成AIに関する新たな技術

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

「ア」データセットの区分け

許諾済みデータセットと無許諾データセットの使用用途を分けるべきです。無許諾データセットは30条の4に明記されている範囲にとどめるべきです。

「イ」生成過程と、基になる使用データセットの透明化

無許諾で集めたデータセットで事業を展開していくのであれば、透明性は不可欠です。権利侵害の疑いが発生した際、データ元の著

作

者が権利侵害の依拠性、類似性を確認しやすいよう、生成物における

使用データセットの透明化の責任を果たしてください。

何もかもブラックボックスは道理が通りません。企業が健全性を担保するよう努めるべきです。

「ウ」AI生成物にマークを

改ざんや消すことのできないAI生成マークの表示、データ上の印の表示の義務化が必須です。AIによる様々な問題の部分的な解決の必要があります。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

ベルヌ条約と日本の著作権法30条の4との整合性をとって運営してください。海外は規制強化へ進んでいます。

(2) 生成・利用段階

「ア」生成段階

著作権法30条の4において著作者の権利制限がかかる場合とい
うのは限定されていて、開発や実用化のための試験、情報解析、情
報処理の過程による使用、このあたりに限られます。それ以外の著
作物の無断使用は権利侵害が発生しますので、無断で生成している
企業に行政は対応する必要があります。ですが日本においては何も
しません。権利侵害は発生し続けています。

「イ」利用段階
生成AI利用者の多くは、元データの著作物に対する依拠性や類似性
が排除されているか確認せず利用しています。現状インターネット
には生成物が氾濫しています。商用利用も当たり前のように行わ
れています。意識的か無意識か問わず権利侵害が膨大な数発生して
いると思われます。

法改正による規定や著作権者によるデータセットの依拠性の確認
が容易にできるようなデータセットの透明化などの対策が必要で
す。

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

著作者人格権にある同一性保持権の侵害が、生成過程以降発生していま
す。著作物を無断で改変して別のものにしてはいけません。

6. 最後に

著作権の関係だけでも生成AIは問題が多発しています。これから訴訟が多発
することができる予見できますので、生成AIによる権利侵害に対処する部局、窓口
を設けて対応してください。クリエーターは個人の方が多いと思われますの
で権利侵害に対応できていません。よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006787

そちらの意見では、AIの方が人間が創作した作品よりも素晴らしい、だから人間が作った作品の権利はないがしろにしても良いと捉えることが出来ます。

もしこの通りの解釈であるのならば、非常に不快であり、人間が作った作品をあまりにも侮辱していると考えられます。

AIは人間の生活を豊かにする、あくまでも補佐的な役割であると考えているため、人間の権利を踏み倒すような真似をしないでください。

創作者を侮辱しているのでしょうか。そうでないのではあれはもう一度考え直してください。

●受付番号 185001345000006788

自分で創作したものは自分以外の人が発表したら悲しいです。
大手企業に属してるわけじゃないなら自分の名前は出したい。
実力で仕事にしてる人に仕事が行き届かなくなる。
やめてください。

●受付番号 185001345000006789

AI をはじめとした生成物に著作権を付与するべきでは無い。

●受付番号 185001345000006790

創作者に対するリスペクトが全くない

AIを利用することの内容を根本的に書き違えている

AIはあくまで創作における一助を担う技術であり、AIそのものを楽をしてお金稼ぎや自己顕示欲のためだけに悪用する人間の温床になりうる

AIが書いた漫画、小説等により創作者の意義が奪われることに気づかない程文化庁は愚かなのかと疑う

AIが描いた葛飾北斎擬きの絵を誰が見たいと思うのか、誰が価値があると思うのかを広い視野を持って考えれば、このような文言は書けないと思うのだが

●受付番号 185001345000006791

個人として本意見を提出します。

5 (1) ウ 検索拡張生成（RAG）等について（18-19 頁）

ChatGPT に代表されるようなサービスについては、生成された文章が生成 AI によって出力されたことを明記する等、一般的な著作物の引用方法に則る形で利用することを原則とすることが重要であると考える。

ただし、「考え方」に例示されているような法 47 条の 5 第 1 項のような軽微利用だけでなく、例えば既存論文の内容要約を生成 AI に行わせるような例についても、その利用が学術的利用に限られ、かつその要約について執筆者本人が被用論文の要約であると確認できた場合に、その旨を明記するという措置を各学術団体と協議の上ガイドライン等の形で設定することが望ましいと考える。

5 (1) エ（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて（23-25 頁）

我が国で発表された著作物が海賊版サイト等に違法に掲載され、AI 開発事業者ないしサービス提供者がそれと知りながら生成 AI に利用することは厳に慎まれなければならないことは「考え方」のとおりであると考える。一方で、海賊版サイトであると知らずに開発事業者等が著作物を利用する場合、規範的主体責任を負うとともに、その責任の程度をより引き上げ、当該サイトを用いた AI および蓄積データの廃棄を容易にさせることも、著作物の保護のために必要であると考える。

また、近年の画像生成 AI の展開に鑑み、当該生成 AI が海賊版サイトを利用したデータセットを構築していることを知りながら、享受目的でそれを利用する利用者についても、5 (2) クにおける記述のように法 30 条の 4 の適用を広く解するのではなく、利用の悪質性のために同条の適用を明示的ないし法構造的に排除することが必要であると考える。

5 (2) イ 依拠性の考え方について（29-31 頁）

特に 2 番目の場合について、注 37 の見解に同意する。すでに既存著作物が（原則的には）無断で学習に利用されていた場合は、まず利用者が過失を否定されたとしても依拠性を否定されることはなく、生成 AI 事業者も少なくとも規範的主体責任を負うべきと考える。

そもそも、著作権法上著作権者は自己が著作権を持つ著作物について特別に法的・技術的な保護措置を講じなければならないとは言えないのであるから、一般的にはそうした保護措置を講じていない著作物についても無断で学習され、ないし生成に用いられない権利があると考えるのが妥当である。従って、技術的な措置が当該著作物に施されていない場合であっても、当該著作物の創作的表現が享受目的で利用されたと法的に判定できる場合は利用者および AI 事業者に法的責任を問うことができる法的制度が構築されるべきであると考える。

5（2）エ 侵害に対する措置について（31頁）

特に近年、画像生成AIをめぐる問題の中で、特定のイラストレーターの表現技法を意図的に模倣し金銭収入を得ようとする個人が現れるという問題が発生している。このような場合は故意による著作権の侵害であり刑事罰が認められる余地が広く解されるべきである。

また、生成AIを利用し、特定の著作物を認識していないが有名なイラストレーターの表現技法を模倣した画像を生成させ、それにより金銭収入を得ようとする個人もいるとされる。この場合についても、同一性保持権の侵害として損害賠償および刑事罰の対象となるようにすべきだと考える。

●受付番号 185001345000006792

文章や絵を用いる全ての創作において AI は創作者の補助ツールであるべきだと考えます。他人のかけがえの無い経験の凝縮物を学習させ、自分自身ではなんのコンセプトも理論もなくただボタンを押して排出されたものとして扱って欲しくありません。それはものを創る、ではなくガチャガチャを回しているだけです。命を削って自分の世界を表現しようと日夜努力しているものを創る人々の権利を大切にして欲しいです。

●受付番号 185001345000006793

インターネット上に存在しているあらゆる著作物(絵、文章など)を著作者に無許可で AI に学習させることができると現在の状況は、著作権者の経済的利益を不当に害する、または不当に害する恐れがあると考える。このような状況のため、生成 AI と AI で生成した生成物を自己の努力で作成したと主張するような人物に非常に嫌悪感を感じている。そのため、今後は著作権法を整備し、インターネット上の著作物を無断で AI に学習させることを禁止する必要があると考える。もしくは、著者が自己の著作物を生成 AI へ学習させることを望んでいないと意思表示しているにも関わらず、著作物が生成 AI の学習に使用された場合に、AI による生成物全ての削除を命令できる法律が必要だと考える。この素案では著者の著作権が守られるとは到底思えない。さらなる検討、素案の再作成を希望する。

●受付番号 185001345000006794

現状、利用されている多くのイラスト生成 AI は、イラストの無断転載を行っている違法のサイトから学習されたものです。また、音楽などの生成 AI は動画配信サービスから無断で学習されたものと考えられます。特にイラストの生成 AI は、一人のイラストレーターを学習した(LoRA)モデルが販売され、嫌がらせ行為等に使用されています。違法サイトからの学習を規制、一個人を狙った学習等を規制する必要があります。違法サイトからの学習は著作権を無視したものであり、これを合法とするのは無理があると考えます。

●受付番号 185001345000006795

誰かが作った著作物は、その作った人だけのものなので、

AIに取り込まれると本当に困ります。

上手に絵が描けるようになった人の技術だけを掠め取って、何もせずボタンひとつで同じ
ようなものを作られたらたまたまんじやないです。

海外だって規制の流れなんだし、

それに倣うべきだと思います。

文化の萎縮になります。

本当にお願いしますよ。

人の努力を踏み躡るのはやめてください。

●受付番号 185001345000006796

既存のクリエイターの権利も守ってほしい。

●受付番号 185001345000006797

私たちの創作の意味がなくなってしまう。おかしい。私達の時間が無駄になってしま上にそれを仕事としている人はどうなる。そこら辺をもっと考えてくれ。そして AI に他人の絵を取り込ませ作るものは創作とは言えない。悪質なパクリでは無いのか。某隣国とやっていることは同じでは無いのだろうか。もう少し考えた方がいい。貴方が何日、何ヶ月、何年と積み重ねてきたものが数分で私の物だと言われてしまうことだ。それは違うのでは無いのだろうか。

●受付番号 185001345000006798

AIにより学習されたデータを元に出力された作品に関して著作権を与えることについては反対である。AIによるデータ収集は元となった作品を制作した著作者に無断で行われているケースが多いと考えられ、たとえ作品に直接の類似性がなくともデータを使用している以上は権利が尊重されないと考えるためである。一方、本来著作権が発生するアニメや小説のキャラクターの作品を著作者に無断で作成し、支援サイト等で利益を上げる創作者も多く存在することを考慮するならば、両者とも規制する、または両者とも規制しないのどちらかが最適ではないかと思う。

しかし、AIによる作品のデータ収集そのものについては賛成である。利用者の希望にある程度答えられる形で作品を出力できる生成AIの技術そのものは大変利便性が高く、今後の創作文化の発展にも寄与できると考える。

●受付番号 185001345000006799

データセットを用いた機械学習では理論上現状存在するものの組み合わせ以上のものを生成することはできません。

つまり、流行の絵柄を出力することはできても当時の█████先生のような斬新で突飛なデザインはまず生成されないということです。

つまり今人間の絵描きがいなくなれば、50年後も100年後も現在と大差ないA I イラストなるものが生成され続ける可能性があります。これはディープラーニングの原理上乗り越えられない事実であります。

それゆえに、A I 生成なるものが持つ権利がクリエイターが持つ権利に並んだり上回るようなことがあってはなりません。人間のクリエイターがいてようやく存在しうるのが現在のA I 技術なのですから当然の帰結です。

現在のように人間の絵描きの権利をないがしろにした法整備の状態では絵柄やデザインの”進化のカギ”である人間の絵描きがいなくなることはないにしろ、才能あふれる若者が参入するような業界ではなくなるのではないでしょうか？

その先にお偉方が目指すクールジャパンがあるのでしょうか。

クリエイターにとって世界一豊かな土壌があるこの国は、わざわざ後手に回るA I に頼らずとも人間による進化だけで十分今後何十年も世界最強のクリエイティブ国家であり続けられるはずです。

賢明なご判断をよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006800

日本のクリエイティブ事業は一般企業で就業、それを維持することの難しい発達障碍者(私自身は一般企業に5年以上従事し、そこからドロップアウトして自営業を成り立たせている当事者です)の受け口に少なからずなっています。

インボイス法の導入により自営業のクリエイターが弱っているところにこのようなクリエイターの権利や活躍を制限する法を投入すれば、私のような限られた立場から見ても日本の生産性は増すどころか生活が立ち行かなくなり、良くて生活保護受給者の増加、悪くて自殺者のさらなる増加が予期されます。

またAIにより安易に複製された生成物は必然的に粗製濫造であるのに対しクリエイターはそれまで人生を掛けて築き上げてきた技術の価値をほぼ失わされることになります。

我が国の築き上げてきたアート文化は間違いなく価値を失い、衰退します。

多様性を謳うのであれば、私たちの数少ない活躍の場を奪わないでください。

●受付番号 185001345000006801

AIはさっさと規制したほうが良いでしょう。学習に使われ、不利益が生じ、それを証明して始めて著作権違反云々…なんて時間も手間も資金も多いに無駄で、学習されてしまう側に理不尽しかありません。一人や二人を相手にするわけじゃない、AI利用は現状だれにでもできて、片っ端から訴えていくなんて現実的じゃありません。

出発が逆です。有償無償でAI学習することに応じた作品だけ学習できる、にすべきです。それ以外に権利を正当に主張できるAI作品はありません。すでに明らかに有名イラストレーターの絵柄をまるまる名指しでトレースできるAIもあります。もちろんなんの許可もありませんし使われた方はたまたまものじゃありません。何に使用されるかも分からぬし不利益（下手したら犯罪に利用される）を被った場合は責任が学習元に飛んでくることもあります。なにしろ絵柄がそっくりそのままなので。

安心安全、学習に合意した作者の素材でできた権利がクリアなAIのみ社会に受け入れられる、そうすればどの方向にもWINWINなのでは？今の野放し状態はアーティスト側だけ奪われ、不利益が大きすぎます。仕事も、気持ちの面でも。

●受付番号 185001345000006802

話にならない。クリエイターが創造したものを犯罪に使うことを容認することに誰が賛成するのか。

現にクリエイターに悪意を持って AI を使用し貶めてしまった例がある。

これをどう前向きにとらえることができるのか。

日本が創造文化に誇りを持ちたいなら、必ずこのようななばかげた話は取り下げるこ。

●受付番号 185001345000006803

たとえインターネットに自身の作品をアップロードしたとしても著作権は著作者に存在します。無許可でAI学習に使われるべきではなく、またAIによる著作権を認めるべきではないと考えます。

●受付番号 185001345000006804

AI と著作権に関して

現在生成 AI における無許可での絵柄の盗用や成り済まし等が多発している状況です。

第三者の絵柄盗用による成り済まし等元々の著作者が避難や誹謗中傷受けるなどのトラブルが発生してゐるのを個人の範囲でも見受けられています。

また最近は AI で作成したことを公表せず自分が作成したという体で発表や販売を行うユーザーも増えてきています。

この状況で SNS 等に掲載した製作物を無許可で使われてしまうのは一作成者としても大変遺憾です。

勿論許可や承諾を受けた上で AI を使用している方もいますが残念ながら上記のような使用方法が乱用されているのが現状です。

掲載する側としても対策を可能な限り取っておりますが、SNS では未成年による画像の発表も多いため掲載された画像などの著作権を守っていくことが次世代のクリエイターの育成に繋がると考えております。

●受付番号 185001345000006805

どう考えてもクリエイターさんが減るだけだと思うので絶対にやめて欲しいです。
人の著作権を簡単に奪ってしまうことを許してしまうのはオリジナルで何かを生み出す
人への冒涜だと思います。あとそれに伴った問題や事件が多発して余計な仕事が増えるだ
けだと思うし、誰も嬉しくないと思います。喜ぶのは人の絵や写真を使って楽して金を稼
ぎたい卑怯者だけです。

●受付番号 185001345000006806

表現の基準を満たしているかどうか、ずいぶん主観的な条件ですが、どのように判断を下すのでしょうか。お前の作品は表現以下だから黙って AI 業者の飯の種にしなさいと言う事ですか。

自分で創作した以上、創作物は創作者のものです。

それを学習の素材にされて、ボタン一つ押したら作品が出来上がるなどというサービスの踏み台にされるなど言語道断です。

音楽にしろ絵画にしろ、習得にも創作に非常に労力や時間のかかるものです。それを素材として奪う事で文化が育つと思っているのですか？

創作する人間がいなければ、文化は育つことも維持されることもありません。クールジャパンだなんだと上澄みだけただ乗りで掬い取っていって、今度は AI にクリエイターやこれから育っていくクリエイターの卵達から作品を盗み、食い扶持や創作意欲を奪い、どうやって食べていくかは知らないけど AI の為に創作は続けるように、ということのようにしか思えません。

頂上しか見てないのでしょうが裾野が広くなればその文化は成り立ちません。

どこからお金をもらってこんな愚かな売国行為をしているのか知りませんが、いい加減にしてください。

●受付番号 185001345000006807

生成 AI による無制限の学習を禁じ、AI 生成物が著作権を得ることに断固反対します。

●受付番号 185001345000006808

個人

2. 検討の前提として・4. 関係者からの様々な懸念の声について・5. 各論点について、以上に関わる意見です。

現在の生成 AI はその多くが海賊版作成ツールと化しています。

当初期待されていたであろう、クリエイターを手助けするアシスタント的役割はほとんど果たせておらず、それどころか海賊版という最悪の形が蔓延っている状況です。（ここでいうクリエイターとは一次創作・二次創作にかかわらず自らの力で創作活動をしている者のことです。海賊版生成者はクリエイターではありません。）

真っ当なクリエイター・真っ当な消費者が望むことは、何よりも生成 AI を利用した犯罪行為を抑止していただくことだと思います。

海賊版の何が問題なのかという点は釈迦に説法でしょうから割愛いたしますが、生成 AI 活用を推し進めるにはまだルールが整っていません。

例えるならば、包丁が料理ではなく殺人にばかり使用されている世界で、銃刀法を定めるより先に、包丁の製作を推進するようなものです。

まずやるべきことは、殺人に使用させない・できないようにすることではないでしょうか。

最後に、「生成 AI の活用を勧めると悪用が予想される」ではなく、「既に悪用されている・大半が悪用である」という状況をよくよくご理解いただきたく思います。

●受付番号 185001345000006809

学習元は著作権無し、学習して生成した AI 著作物には著作権有り、は、どう考えても順序が逆です。

無から何かを形づくる人々を潰したいのでしょうか？そういうことをすると回り回ってあらゆる産業の衰退を引き起こしかねないと危惧します。

どうか、オリジナルのクリエイターをまず保護するシステムを作ってくださいますよう強く希望します

●受付番号 185001345000006810

大好きなイラストレーターが職を失うのでやめてください。

●受付番号 185001345000006811

漫画やアニメ、音楽等すべての影響を受ける産業に対する文化庁の姿勢が見える最悪の素案です。

AI の分野で出遅れたくないという考えがあるのでしょうが、短絡的な視点でしかものを考えなかつたのでしょうか。こういった方針で進む未来は、新たなクリエイターの成長を阻害するだけでなく、そもそもクリエイターが生まれないという事態を招きます。また、権利が守られないのであれば国外のより良い条件の場所での活躍を望む人間も出てくるでしょう。すでに海外では様々な問題が起きており、その結果 AI の取り扱いについての再検討や注意喚起が多く行われています。まだそちらの方がマシだと考える方が出てきてもおかしくありません。すでに金銭面や技術のサポート等有利な条件を提示され海外に流出してしまう技術者がたくさん出ています。それと似たことがエンタメの世界でも起こりかねません。それは大きな損失です。

すべての分野において、創作した本人の作品とその権利が一番に守られるべきではないでしょうか。

創作した本人の作品が雑に扱われること、権利が軽視されること、その結果つい最近人が亡くなつたばかりです。

海外に向けアニメや漫画、ゲームに映画、すべてのエンタメを発信していく、またそれらをオリンピックのときのように使いたいのあれば、まずは国内のクリエイターたちに向け恥ずかしくない真っ当なものを出してください。

●受付番号 185001345000006812

いかなる AI 生成物においても、著作権を付与することに反対します。
既存の作品を基にしたデータの模倣でしかありません。
よって大前提として AI 生成物には創造性が認められないと思います。
それに学習元の作品の著者および作家は、学習先に自身のデータの学習許可を許可するか否かの選択権があるはずです。
現状それをないがしろにされ、多くの作家・クリエイターの尊厳や作品の著作権などが踏みにじられ、無断で AI 開発に使用され、第三者による類似した生成物によるトラブルも多発しています。
政府が日本のカルチャー文化を AI とともに進化させていこうと考えるのであれば、模倣物で市場を破壊するより先に作家を守るべきではと存じます。
その為に現存の著作権法があるのではないですか。
また、
AI 生成物に創造的な加筆修正を行ったものに関して著作権が適用されるのであれば、誰かの作品に加筆したもの自身の AI 生成物と偽って著作権を得ることも可能になってしまふのではないかと危惧しています。
その点においては「作品に加筆されたもの (A)」と「AI 生成物に加筆したもの (B)」との区別はどう判断するおつもりなのでしょうか。
A と B は酷似したものとなった場合はどう処置されるのでしょうか。
AI 生成物にはそれが AI 生成物であると解ることを義務付けるべきです。
その為にも
・開発者および AI 画像生成ツールの使用者は
　学習元データ著者への学習許可権・許諾を義務とすること。
(商品化された AI 生成ソフトである場合も、そうでない場合も原則義務とする)
・作家、クリエイターの作品の AI 生成ツールへの無断学習への罰則
・生成 AI ツールの学習内容の提示の義務
。AI 生成物においてのプロンプト記載の義務。
(既存の著作物への類似性の命令等があった場合、罰則)
・既存の画像を読み込ませて生成するタイプのツールの使用においては、既存の画像が著作物でないことを示すことを義務付けること
・無断学習により作成した AI 画像生成ツールの規制、罰則
・Lora (特定の作家の作風に似せた AI 生成画像が出力できるツール) の規制・罰則
・海賊版サイト等からの不正な学習への罰則、および海賊版の取り締まりの強化
・購入した雑誌等からのスキャニングによる無断データ学習の禁止。
こういった処置を望みます。

予期される問題はまだ山ほどあります…。
作風の模倣は作家からしたら業務妨害以外の何でもありません。
該当の作家になりすましたりするトラブルも絶えません。
また、実際の写真を加工した性的なAI画像生成なども現段階で問題視されています。
カルチャーとしての面だけでなく、AI画像生成においては厳しく取り締まるべきだと感じています。

●受付番号 185001345000006813

AI 生成した側が元の学習元を訴えられる可能性がある案には絶対反対です。

また許可なく学習され、ましてや学習元の利益を損ねるような AI 生成者の行為に対しては、製作者の権利を守るために罰則が必要だと思います。

また、あたかも人の手によって作られたかのように見せ、受け取る側を騙すような行為にも反対です。

1 AI が生成した物とわかるようにする義務づけ

2 クリエイターの権利を守る

の 2 点は必須と考えます。

●受付番号 185001345000006814

生成物に著作権を付与することは著作権法の趣旨を無視し、日本の創作文化の担い手の首を絞める最悪の愚策です。

世界に誇る日本の全ての創作文化を潰したいと言っているようにしか捉えられません。

●受付番号 185001345000006815

生成 AI 技術そのものは素晴らしいものであるし、クリエイターの生産性を高めることが期待できるが、現状の生成 AI の使われ方（悪用）は目に余るものがあり、法整備によって制限する必要があると考えます。

- ・特定のイラストレータの絵柄に似せ、本来 R18 などの作品を制作しない学習元イラストレータの営業妨害となりうる
- ・特定のイラストレータの絵柄に似せ、大量の生成 AI 画像を用いて販売し、学習元イラストレータの営業妨害となりうる
- ・SNS 上で生成 AI と明言せず、精神的満足のために生成 AI 画像を使う行為。

生成 AI を使う側のモラルが無さすぎて生成 AI に関わる出来事は

クリエイターの制作へのモチベーションを著しく脅かすものとの認識が広まっている。

生成 AI を使う人間を制限する、生成 AI を使うハードルを高くする。

など自動車免許のように免許制にして少しでも生成 AI に参入しづらくすることでモラルの低い人に使わせないようにしたい。

●受付番号 185001345000006816

私は絵を描いているクリエイターの1人です。文化庁の方々は生成AIの現状を都合の言い様に勝手に解釈し、個々のアイデンティティを歪めて作り出されたキメラのような紛い物を公的に使用しようとしているように見えます。文化大国の日本がすることじゃありません。

生成AIのせいで自分がさも「絵を描いた」クリエイターかのように闊歩する輩が現れ、それによって殺害予告や自殺未遂に追い込まれた本当のクリエイターの方々を何人も見てきました。このようなことが許されるとお思いですか？

生成AIは著作権を食い潰した、隣人の顔をした化け物のようなものです。こんなものを堂々と使おうものなら日本のクリエイター業は終わりです。考えなおすべきです。

●受付番号 185001345000006817

AI に創作文化が奪われてしまうのは反対です。

著作物の創意的な表現はその著作物を作った人だけが表現し得るものです。

●受付番号 185001345000006818

生成 AI を利用したスパムや犯罪行為、嫌がらせが絶えない中、これ以上生成 AI を野放しにすることは帰って日本の創作全体の衰退につながると感じています。

技術とは、オープンにし、模倣され、改良され、そして発展していくものだと思っています。しかし現状、生成 AI に取り込まれ、そのままの複製が大量に生み出され、自分の創作物をネット上に上げることを恐れる人が多くなっています。このままでは誰も創作物をオープンにせず技術の衰退が進みます。それは誰にとっても良い未来であるとは言えません。

また、生成 AI を利用しての犯罪行為、嫌がらせが一昨年(2022 年)十月に AI そのものが話題になってからずっと絶えず、近年激化している傾向にあります。海外でも多くの生成 AI を利用した犯罪が話題になっていますが、日本でも今年一月に発生した能登半島の地震の際、多くのスパムアカウントや悪意を持ったユーザーが生成 AI を利用したフェイクニュースを作り上げ、嘘の情報を拡散し、混乱を招く事態となりました。

SNS でもトラブルは絶えず、とあるユーザーが生成 AI について情報と意見を発信したところ、集中学習した AI を使ったユーザーによる嫌がらせ行為、なりすまし行為を受け、殺害予告まで受ける事態となりました。

このまま AI を野放しにすることは、本当に創作者の未来を潰すことになってしまいます。

どうか生成 AI の規制をお願いします。

●受付番号 185001345000006819

現状、生成 AI により著作物の模倣し本人を語られる事案を確認しています。著作者本人の権利すら奪いかねない事態です。また、生成 AI により創作物の契約以上の使用をされる可能性を否定できない状態です。

自身の作品のためにも、生成 AI の学習や使用についていち早い議論・規制をしていただきたく思います。

●受付番号 185001345000006820

今日、存在している文化物はこれまで培われてきた歴史及び個人による努力、経験によって生み出されたものです。そのような長い時間をかけて作られた1種のアイデンティティをAIに学習させ、果ては著作権を持たせるなどというのは言語道断だと考えます。

AIが学習するものは現在において著作権があり、AIがそれを利用・学習し著作権を得ることは容易に学習先の絵を作り出せる、そして安い値段で提供できることとなります。それはこれまで生み出されてきたアイディアや努力、経験を軽視するものだと考えます。

AIに学習させ、現在文化物を作成によって職を得ている人々を路頭に迷わすことは政府が行うべきことでは無いと考えます。

今一度考え方直すべきだと思います。

●受付番号 185001345000006821

生成 AI を法的に認めてしまうと、今でさえ反社組織の資金源やマネーロンダリングの温床になっているのに、締め出しが難しくなってくる。

全うなクリエイターは生成 AI を使わず制作しており、クリエイターにとって不要なものである。生成 AI を認めるとこれまで活動してきたクリエイターの仕事を奪い、そうなると AI 学習元の素材は AI で作られた無個性なもので溢れ、文化は廃れる。

●受付番号 185001345000006822

生成された画像が有名な商標キャラクターや著作物を加工しただけのような物だったり、現段階で集中的に学習され、自身の作品性をAIに取り込まれている被害を受けている作家さんがいる事をどう考えているのかが知りたい。

個人の技術や知識、能力を無断で犯されている現状はおかしいと感じる。

また他の国ではAIに批判が集まっている現状があるのに対し、クールジャパンやサブカルチャー文化を売りにしている日本でクリエイターを保護する気がない。というのはどうなのか、

サブカルチャー文化の発展の為、個人の作家性を保護する働きをするべきではないのか、と思う

●受付番号 185001345000006823

創作をされる方々が一生懸命数を描いて、悩んで、描き続けて評価されているモノたちが、AI学習により一瞬で そして悩みなく出力されてしまうことはとても悲しいです。掛けた時間や悩みの結晶への尊敬の形が著作権と思っているため、その案には反対いたします。

●受付番号 185001345000006824

私は、AIによる生成物は創作物とは異なると考えています。

生成物に著作権を付与することは著作権法の趣旨を没却し、文化の担い手の首を絞める行いであり、ひいてはAIによるアーティストの置き換えを支援する動きにほかなりません。

実際に、音楽業界の世界最王手企業であるUniversal Music社も、AI生成物が創作文化に与える影響の大きさから、AI容認企業であるTiktokとの契約を打ち切る決断を下しました。

参考：<https://www.universal-music.co.jp/press-releases/2024-02-02/>

AI生成物によって、創作行為のもつ創造的・商業的価値の侵害が目立つ昨今において、日本が世界に誇るコンテンツカルチャーの競争力・影響力を維持するためには、創作文化の保護が必須であると考えます。

今回の「AIと著作権に関する考え方について（素案）」では、上記懸念に対するケアが不十分であると考えます。現行素案が招くのは文化の衰退です。文化を支え、より活発にしていく法案への修正を望みます。

●受付番号 185001345000006825

インターネットに投稿されたイラストなどは著作権があり、作者の無許可でAIに学習させるべきではないと思います。多くの創作者は自分の作品が無断でAIに学習されることをよく思っていません。そのため、AIに学習されるようになれば多くの創作者はインターネットへの投稿をやめると推測します。これは文化の衰退にも繋がりかねません。私も一創作者として、AIに学習されるならば危機感を持って作品を守るために、インターネットへの投稿をやめる考えです。

また、AIで生成された作品には著作権はないと考えます。なぜならば、既存の作品を継ぎ合わせているに過ぎないからです。

AIに学習させることは作品を改変しているに等しいのではないでしょうか。著作権の侵害に当たると考えます。

●受付番号 185001345000006826

著作権者の利益を不当に害することとなる場合についての項目について、AI生成物の大量生産により需要が代替えされたとしても、創作的表現の違いがあれば著作権者の利益を不当に害することにはならないとありますが、そもそも、著作権者の作品を学習し生成されたAI生成物に著作権者とは別の創作的表現が存在するとは考えづらいです。(創作的表現は【A+B=C】にはならず、【A+B=AでありBである】になります)何より、特定の著作権者の作品を過学習することは享受目的が併存されていると判断されるかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。上記の矛盾について、納得のいくご説明と見解を表明ください。

また、AI技術の革新に協力させていただくのは結構ですが、先日岸田総理が巻き込まれたフェイク投稿などの犯罪的な生成AIの利用について、今後も同様のことが起きるだろうと大変懸念しております。

たとえ善意で提供したとしても、そのビッグデータを悪意にもって利用されAI生成物を生成し自分の預かり知らないところで犯罪に巻き込まれてしまうのであれば、安心してデータを提供できる環境とは言えず、問答無用で覚えのない前科を負わされてしまうと言つていいと考えます。

私が一番恐ろしいと考えるのは、自ら構築してきた自分の創作物のブランドイメージを、AI生成物により安易に変更され、自らの望まない形に曲げられてしまうことです。

創作的表現は、様々な課程を経て産まれるものであり、それを他者によるプロセスでねじ曲げられてしまうのは不愉快なだけでなく、コンセプトやブランドイメージを損ねるものであり、自らが意図しないAI生成物による被害は名誉毀損にも当たると考えます。

是非改めて法整備や著作権法の改正などご検討いただき、現在起きている被害への補償、および今後の被害を抑える方向へ舵を切り直していただきたいです。

●受付番号 185001345000006827

趣味で絵を描いている者です。

意見を出さざる負えませんでした。

AI イラストは、他人のイラストを無許可で学習させている盗作です。

イラストというのも鳥滸がましい。

絵を描くのには何時間、何十時間、何百時間とかかります。

我が子のように大切な作品を 1 つの学習材料として扱われ、色々な作品と継ぎ接ぎされ、あたかも自分が描いたように自慢している AI 使用者には反吐が出ます。

確かに便利です。それは理解しています。

個人の範囲で楽しむなら分かりますが、商売に利用している人も居ます。

頑張って、時間や命を削りながら頑張っている方々を愚弄しているように見えます。

こんな犯罪者達側に立たないでください。

奴らの行為を正当化出来る法など作らないでください。

送られてきたイラストレーターさん達の意見、1 件 1 件全てに目を通してください。

何故ここまで批判されているか、ちゃんと理解してください。

AI イラストに心を傷付けられ、筆を折ってしまった絵師さん達を返してください。

●受付番号 185001345000006828

美術大学を卒業後、美術関連の仕事をさせていただいている。

素案を一読させていただいたのですが、現行法を 2024 年という情報革命後の世界に適応することが不可能なのではないかと考えました。

ありふれた表現、というのはどのような表現なのか。表現に至らないというのは誰が定義するのか。全く理解できません。

私個人としては AI 技術については他国との競争であり、生活を豊かにするための革新的な「人が」扱う技術であると考えています。

しかし、文化や芸術、小説などは更に慎重な議論が必要であると考えております。

フランスで行われた施策、クールフランスでは芸術作品、街並みの保護などを徹底的に行い成功を収めました。日本でもクールジャパン施策は行われていますがクリエイターの賃金、環境は悪化の一途を辿っています。韓国や中国では才能のある方を無償で大学に通わせています。

このままでは我が国の文化は衰退の一途を辿る、というタイミングでこのような素案が出たことが心から残念です。再考と熟慮、そして著作権法の見直しを提言します。

●受付番号 185001345000006829

AI と著作権に関する考え方について（素案）を確認しました。

インターネット上にある創作物は、著作権があります。自由に学習できる状態を作ってはならないと思います。

学習を許諾しているクリエイターの著作物のみに留めてください。

著作権者の許諾を得ていないものを学習した AI データは著作権者の許諾を得ていないと同義です。

学習済みモデルの廃棄請求が受理されない理由がわかりません。

同一のものではなくても似ている、近しいものは学習済みモデルから生成される場合がゼロではありません。

著作権者の許諾を得ていない学習済みモデルの廃棄請求は受理されるべきです。

AI 生成されたものについては、どれだけプロンプトにオリジナリティがあり詳細な指示であったとしても、著作権はないみなすべきです。

●受付番号 185001345000006830

受け入れられません。AIに著作権を与えてはならない。原作者の保護を最優先にしていただきたい。創作文化を守っていただきたい。

●受付番号 185001345000006831

生成AIに著作権を与えるべきではないと思います。

生成AIは盗作と同義だと思われ、著作権を侵害し、また利益を得ようとする方に有利になる法案を通すのは反対します。

創作者として自分が生んだ作品を勝手に他者が己のものだと発言することができれば、本来の創作者が声を上げても無意味な状況になってしまっては無法地帯になると思います。

生成AIに著作権は与えられるべきではありません。

●受付番号 185001345000006832

生成 AI が取り込んだ二次創作を含む他者の作品の著作権や創作者の尊厳は誰が保証してくれるんですか。

生成 AI に作品を取り込ませるために創作活動をしているわけじゃないし、というかなんで文化庁が創作物を管理する側にいるんですか？

●受付番号 185001345000006833

表案には一見問題がないように見えますが、性善説をベースとしたような事案想定のみであり、悪意をもって使用する人への規制がありません。これはいわば、本屋で並んでいる本の内容を無断で撮って、それらを組みあわせた話をAIに生成させ、インターネットに投稿しているのと同じです。インターネットに公開しているだけなので利益は出ていませんが、それらは巡り巡って元々の作家たちの損害に繋がっています。殊日本ではアニメや漫画と言ったサブカルがさかんで、それに伴ってファンアートなどをインターネットにアップする人がたくさんいます。今回の表案が成立すれば、そういった日本の貴重な産業が衰退していくのは明白です。そのため、今回の案は成立に対して断固反対します。

●受付番号 185001345000006834

大学で人工知能系の学習を研究室で行っており、アルゴリズムなどその方面では多少の知識は有している。現状広まっている生成 AI については否定をせざるを得ず、法による規制が必要だと考えている。具体的に以下 3 点からそのように考えている。

- ・必須である学習サンプルに現時点でも違法なものが含まれており、それらがブラックボックスに近い形で取り込まれている点

今世の中で AI と呼ばれているものについては人の手によって具体的に学習サンプルを用意する必要があり、人間が生きていくうちで見、聞、感じるなどを経て得られるものとは異なる。つまり、生成 AI が自動でやっているから、機械が混ぜているからと言った反論は成立しない。銃に法規制が必要なように扱う人間によって法を犯す可能性があるものは規制が必要。また、最近は生成 AI を通して学習サンプルとほぼ同等のものを生み出しても権利的に問題ないという意識が生まれ始めてしまっている。これがまかり通るのであれば世の中の著作権は消滅してしまう。近い未来 3D プリンタを利用して立体物でも著作権はなくなってしまうだろう。

- ・世論で挙がっている論争を見るにひと昔前の winny の問題と同様に感じる。

winny もソフトウェア単体では非常に有用なものではあったが違法ダウンロードについての整備がされておらず無法となっていた。またそれによりデータ通信量やセキュリティにも問題があった。現時点でも収まって言えるとは言えないがイラストの無断利用学習、有料コンテンツの違法利用など著作権法が届いていないから合法というのは当時の違法ダウンロードの件を強く思い出すこととなった。

- ・生成物が法に触れることが発生している点。

イラスト SNS では生成 AI によるイラストで児童ポルノの生み出しや暴力団などの稼ぎに利用されている。個人間でやりとりしてしまえば税をかけることもできず、違法なやり取りが横行することになる。

●受付番号 185001345000006835

個人の自由な発想の元に行われた検索活動（イラスト描画や文章創作）を SNS に掲載されているから自由に生成 AI に学習させても問題ないというのには疑問があります。

AI 技術を否定するつもりはありませんが、こと創作活動において安易に生成 AI に学習させることを是とするのは遺憾です。

実際そうなるのであれば今後沢山のクリエイターが自身の作品を SNS に掲載されることはなくなると思います。

私自身も拙い作品ではありますが自分の作品を守るためにも掲載をやめると思います。

●受付番号 185001345000006836

好きな作家が生成 AI に模倣され創作を辞める可能性が出てしまう為生成 AI への規制を強く希望します。

誰かが産んだ作品を全く関係のない第三者が勝手に利用して言い訳がありません。著作権を侵害しないで文化を守ってください。

●受付番号 185001345000006837

素案の中に「AI学習によって作成された学習モデルは学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる」との箇所があります。これは全くの誤りと考えます。

AIが生成するものは、ただの合成物です。全く新しい創造物を作る事は不可能で、ただ、既存のものを多く参照し組み合わせることで「新しいモノ」に見える合成物を生成しているだけです。

たとえば、レオナルド・ダ・ヴィンチの絵だけを学習させたAIから、ピカソのような絵が生成されることはないでしょう。逆も然りです。

しかし、モナリザの瞳を閉じさせる、などの加工はAIの得意分野でしょう。

つまるところAIができるることは、瞳を閉じたモナリザを生成することで、その価値はオリジナルに付随するものでしかない。AIの生成物に、「学習データである著作物と類似しないもの」は理論的に不可能です。

このような理由から、AIが生成したデータは、学習元のデータの著作権を侵害するものだと考えます。

●受付番号 185001345000006838

1.生成 AI そのものの問題について

現在、広く利用されている生成 AI はいくつかの問題があります。

- 1 現在広く使われている生成 AI 自身のソースコードが別の生成 AI のソースがリークされたものであること。
- 2 データセットは現在日本では違法である違法アップロードされているものが広く使われていること。
- 3 違法アップロードされたものがあるにもかかわらず、生成 AI を通せばその違法アップロードがなかったことになること。 後述の法的な問題にも関わります。
- 4 学習元への還元がないものとなっていること。

上記は生成 AI 自身の問題であり、自国が生成 AI を推進する上でクリアしないといけない項目です。自国で AI を開発し、なおかつ学習元への還元が為されるならおおよそクリアできると考えます。

2.法的、倫理的な問題(運用側への問題点)

生成 AI そのものには上記の問題がありました。

一方、運用する側において、下記の点に問題があります。

- 1 現在の法や素案では生成 AI を使用した著作物に対しての学習元の著作権行使ができません。
学習元への還元が為されない、また、酷い使われ方をされた時に運用側への要求が一切出来ないことは生成 AI 側のやりたい放題を許し社会的経済的にアンフェアであります。一定の制限をもうける(ウォーターマークを生成 AI 側に付与することを義務化など)ことでクリエイター業界のフェアな競争が為されることが必要です。
- 2 生成 AI を使用して誹謗中傷を行うことにコストが軽すぎる
何人かのクリエイターが筆を実際に折られています。
生成 AI を使用して誹謗中傷や成り済ましなど、本来少くないコストを支払い行う犯罪行為が生成 AI を行うことで容易に為されてしまい、対応する方のコストが非常に高いことを懸念すべきです。
生成 AI を使用して誹謗中傷することに対しての厳罰化、またはされた側の訴コストを軽減する対策をすべきです。
- 3 生成 AI を通せば何でも絵柄盗み放題みたいなことはやめてください。
素案を読み、考えた本音です。2-1 と 2-2 を見れば健全な市場にはならないことがわかると思います。あと生成 AI の無断使用に対して規制を求めている方は初心者や売れていない方だけではありません。事態を矮小化しないでください。深刻な

ディープフェイクや成り済ましたけではありません。私は健全なクリエイター市場で活動することを望んでいます。

●受付番号 185001345000006839

AI にクリエイターに無断で作品を学習させ、AI を利用する人間がクリエイターにそっくりな絵を出して、それを売って利益を得る。これは窃盗ではないでしょうか。

AI にクリエイターたちの絵を無断で学習させることがまず論外ですし。学習済みの AI を使用した時点で、そのたびにクリエイターにも使用料を支払うべきかと思います。

複数のクリエイターの絵を学習して、出てきた絵はどのクリエイターにも似ていないのだから無料でいい……と言う理論は通りません。学習させたクリエイターの人数分（そして使用した絵の枚数）の使用料を、AI の使用者は支払うべきです。

まず AI 製作者に、無断で他者の絵を学習してはいけないように働きかけていただきたいです。

AI に自分の絵を学習させたくない、と思っているクリエイターを守って欲しいです。昨今の日本では。アニメ、漫画などの文化が他国で評価されいるにもかかわらず、肝心の日本人にそれを生み出すクリエイターを守ろうという気概が感じられません。むしろ余計な仕事を増やして、クリエイターを追い詰めています。

プロアマ問わず、ものづくりをする人々を守る法を作って欲しいです。

●受付番号 185001345000006840

5 (3). 生成物の著作物性について

とあるイラストレーターは、他者が作風を模倣した生成 AI で金銭を稼いだにより筆を折りました。個人的な意見となり恐縮ですが、私はその方が描いた作品をこれからも見ていたかったです。

AI はあくまで人間が作成したものと真似することしかできないため、著作権は発生しないと考えております。

●受付番号 185001345000006841

AIによる学習によって著作権が侵害されるケースは既に出てきており、原作者の権利が守られない技術に何の意味があるのか
今やネット上に著作物を上げるのはクリエイター活動の一環でなくてはならないものであるが、だからといってネットにあがっているものは学習素材として使って良いというのは横暴である

●受付番号 185001345000006842

人が積み上げてきた努力の結晶を AI 作品で使って、私の作品ですという人がいる現状は反吐が出る。ちゃんとインターネット上の AI ではない創作物には著作権があるはず。人の作品を勝手に使って作る AI 制作ものには著作権は必要ないと思う。取り締まって欲しい。

●受付番号 185001345000006843

生成 AI の使用には国の信用問題に直結します。

クールジャパンを謳うなら、原作者の著作権を保護して下さい。

●受付番号 185001345000006844

AIに勝手に絵を取り込まれたプロのイラストレーターの人が
「勝手に取り込んで、自分と同じような絵を作られるのは嫌だし困ります」と言ったら
「殺すぞ」「バカ」「お前の両親も殺す」「出てこい」
などと言った脅迫をされて活動を休止している事になっています。
これがAIの作った「未来」です。
絵を描ける人は全員素材。
描けないけどチヤホヤだけされたい攻撃的な人だけが勝つ。
これを加速させたら、もうクールジャパンとか言えませんよ。
ただでさえクールジャパンとかクリエイター側にお金あげてないのに、
余計に恥をかきますよ。世界から。
もしこれが通ってしまったら、
この国のアニメイラスト産業は無くなりますね。
ただでさえ資源が少ない国なんだから、
こういった技術者を守るくらいしてくださいよ。
何のためにAIがあるのか、
何のために絵を描く人がいるのか、
たまには国民の方見て考えてください。
お金だけじゃなくて。
頼みますよ。

●受付番号 185001345000006845

AIの学習に1度使われてしまえば、本来その人でしか作り得なかつたものがどこの誰でも簡単に作れてしまうようになります。

使用者側で見れば便利なことなのかもしれません。

しかし使われる側から見れば、自分の人生をかけて磨き上げてきた技術が横取りされるようなものです。しかも完全な再現ではありません。

そしてそんな劣化版が世に出回れば、それで生きて行けなくなった業界の方々は引退。簡単にAIに学習させるだけで儲けられるとなれば新しく作ることもないでしょう。しかもそれに著作権が与えられれば無断で作品を奪われた側には何もできません。皆がそれで満足するようになってしまえば文化としての成長は止まり、日本文化全体の質も落ちる一途です。

作品には全て作者がいなければいけません。作品はAIの餌じゃない。何か問題があればAIのせい、学習させた原本のせいとしかねない責任をとらないであろう人たちにクリエイターを名乗って欲しくありません。

著作権についてもっと真剣に考えてください。

●受付番号 185001345000006846

商業で書籍を出している作家です。

自分の生み出した文章を他者が勝手に AI に学習させるケースがあると思います。

現に今の状況でも、多くの作家が自分の作品を勝手に学習させられ、不利益を被っております。

このままでは作家と筆を折る人も増えるでしょう。

著作権を守るためにも AI の使い方に厳しい規則をつけてください。

●受付番号 185001345000006847

AIによる性被害も起きており、AI活用で横取り産業を産ませることに反対します。AIによる画像生成による性被害というのは、写真の顔だけを取り込み、体はポルの写真を取り込み合成させることにより起きています。それは子供の顔写真だけでも生み出されるものです。欧米ではそれにより自殺する者も出ています。そして悪意あるAI生成者に、二次創作で性的なものを禁止しているプリティーダービーウマ娘などで利用規約をきちんと守り健全イラストしか二次創作で描いた事がない作家の絵を無断で取り込み、性的なイラストを読み込ませたAIで性的二次創作を作る人がいます。この場合作家はきちんと規約を守っていたのに作家の作画でAI生成された性的イラストのため何もしていない作家にクレームや訴訟、などの被害が起きます。その責任を取らせないつもりですか？

泣きながら作家が辞めてと言うことしかできない状況です。

絵に対して微塵も価値を感じていない方々には到底理解できないと思うのでわかりやすく例えると、例えば

市販のお菓子があります。ポテチ、マーブルチョコ、ポッキー、ガーナ、チョコパイ、チロルチョコ、プッカ、じゃがりこなどなど

色々な他社製品で色々なお菓子を組み合わせて凄いお菓子をAI機械が作ったとします。

これを自分で作ったのでオリジナルです！なのでそのまま売ります！

と言われたらどうでしょうか。

自社製品つかってるじゃないか！うちの商品も！なのに作った人は「その辺に置いてあったものを使っただけなので関係ないです！どこにお前の商品使った証拠があるんですか？俺のオリジナルなので1万で売ります！いややそこにある数千円のお菓子で簡単に機械が作ってくれるし最高だあ！これからも組み合わせて作って売るので新商品バンバン出してください素材をどうもありがとう！」と言っている状況がAI被害の状況です。

他にも、作家の絵を無断で取り込み作家よりも稼いでいる人も実際に見ました。そして作家を「素材生み出してくれてありがとう笑」と返信しているのも見ました。

もはや同一性保持権侵害、人権侵害、名誉毀損、公衆送信権侵害、複製権侵害に当たるかと思います。

守られるべきは、人間であり人間の作った作品だと思います。

●受付番号 185001345000006848

AI学習のために個人の創作物を無許可で使用する行為は個人の財産を不當に侵害しており、加えて学習に使用された個人には見返りも保護もなく、他者を攻撃する用途に使用されるなどした場合の危険性などを考慮するととても許容できる内容ではないと思います。現状でも生成AIによるフェイクニュースなどに使用されていることもあり、それらの用途に利用されることを回避する為にも、学習済みであっても影響を取り除く措置は実行されるべきであるし、そもそも学習に使用するデータは無許可・無認可であってはならないと考えます。

●受付番号 185001345000006849

生成 AI による作品、作品と呼ぶのも鳥游がましいですが、に対して著作権を認め、一から描いた方には著作権を認めず生成 AI による学習を許すのはどこにどんな線引きがあるのでしょうか。生成 AI が学習した大元のデータは誰かか一から描いたものです。その一枚を描くのに掛かった時間とそれを支えるその人の自身が学習し築き上げた時間があります。生成 AI で文字を打って出力されただけのものに著作権を認めるだなんてあり得ない。挙句昨今話題にあるのは、その学習ですら描いた本人の許可を得ていないことです。本人の許可を得ず、技術を奪い、果てはなりすましまで発展しているこの状態で、どうして生成 AI に対して学習の許可を出せるでしょうか。どうして1ミリも苦労をしていない彼らに自分の築いた技術を無償で提供するのでしょうか。生成 AI が使える絵師とか名乗っている人々を羨ましいなどと思ったことはありません。ただただ腹立たしいだけです。やつらは人の努力にただ乗りしています。言うなれば仕事の成果だけを持っていき、己の成果かのように発言しているのです。あり得ません。奴らが作り上げたものに著作権を認めると、そう仰るのであれば最も必要なのはその大元の学習データへの保護です。先ほど述べた事情を鑑みても無償でフリー扱いされるのはその描いた本人への侮辱に当たると考えます。

●受付番号 185001345000006850

AI を使った場合の著作権の在り所は慎重に見定めるべきである。ある作者が AI に自らの著作物を学習させて出力させた場合は問題なく、本人に著作権が在るべきだろう。しかし、ある作者の著作物を他人が AI に学習させ出力した場合、それは必ずしも、出力を行った人物に著作権を与えてよいとは限らない。その出力を基にさらに手を加えて、学習元の作風が分からなくなる程のオリジナル性があれば、そこに著作権は在って良いだろう。しかし、明らかにある作者の作風に寄った出力にはオリジナル性は認められず、コピーと同様、著作権は認められないはずである。あるいは、AI で出力した場合には、何かしらの制限を設けた著作権というのを制度的に用意する必要があるかもしれない。

また、AI の学習に他者の著作物を用いる自由の是非についても、著作権を持つ人物が拒否しているのであれば、少なくとも商用には AI 学習用使用の自由は認めるべきでは無い。それによって、学習元の作者の利益を害する可能性があるからである。そうなれば、創作活動を行う人口は減り、AI が出来た作品に溢れ、作品の、ひいては文化的多様性が失われることは想像に難くない。

●受付番号 185001345000006851

創作物は例えインターネット上にあげられていたとしても創作者の物です。許可なしに AI に学習させることには反対です。

●受付番号 185001345000006852

生成 AI の問題について多くのイラストレーターが SNS などで「AI 学習禁止」を掲げている実態についてまったく触れられていない。

生成 AI を作る側についての議論は十分だと考えられるが、その生成 AI によって自身の努力を奪われるイラストレーター側からの意見が不十分である。

なぜイラストレーターは AI 学習禁止を掲げているのかについて、末端ながら手で絵を描いている者からすると、「仕事を奪われる」のはもちろんであるが、それよりも心理的ストレスが非常に大きいと考える。

イラストレーターには十年以上イラストを描き続けて現在の作風を手に入れた者や、一枚のイラストに数十時間かける者も少なくない。努力の末に創作活動が成り立っている。

しかし、生成 AI はそういった手間暇のかかったイラストを数分のうちに学習し、似たようなイラストを外見だけ作り上げてしまう。さらに、生成 AI にどのイラストレーターのイラストを学習させたのかを公表させない、海賊版からの学習などの事態は、当該イラストレーターに対する侮辱となりえると考える。

また、文化というものは人々の努力から発展する面があるが、生成 AI が普及すればその努力は消えてしまうと考える。法律に抵触しない生成 AI を作る努力はなされるだろうが、それは創作物に対する努力ではなく、ビジネスのための努力だ。

例えば生成 AI が発展し認められてしまったとき、手で絵を描こうという人間が果たして現れるのであろうか。十年の努力や数十時間の努力を必要とせず、数分かけて文字を入力するだけで思ったようなイラストが生成されるのであれば、おそらく後者を選ぶ者は多いだろう。そうして後者を選んだ者が、もしも手で絵を描いていたら今までになかった新しい創作表現が生まれていたかもしれないという視点は失われ、文化の発展の機会が失われる。

生成 AI は今までの表現を組み合わせることしかできないが、人間は今までになかった表現を生み出し、文化を発展させられる。

手で絵を描くという文化発展の選択肢を奪いかねない生成 AI を認めることは、文化の衰退に繋がると考える。

この素案は創作をする者からの視点を加えもう一度吟味するべきである。

●受付番号 185001345000006853

つくられた作品については作成した本人のみが権利を主張できるものである。AIによる元の作品の権利を妨げるのであれば、AIによる作品はない方が良い。AI作品が蔓延る事により実際にはできないものをできると誤認させるようなものができる可能性もある。これから先の創作文化を潰す未来しか見えない。AI作品が増えた事により、市場が混乱しているのが今一度確認していただきたい。再度専門家を交えて検討してほしい。

●受付番号 185001345000006854

SNS 上において「他者のイラストを画像生成 AI で学習し、あたかもその他者が作成した
画像である」といったような方が見られます。

少なくともそういったユーザーによって生成 AI の発展が落ち込んでいると考えられま
す。

そういう悪意あるユーザーを著作権侵害で訴えられるようにできなければ発展は難しい
と考えます

●受付番号 185001345000006855

生成 AI の技術は素晴らしいものです。

しかし、生成 AI での生成物に著作権を付与するなら、生成 AI にまつわる著作権侵害問題をクリアしなければならないと考えます。

現状、生成 AI は他者の著作権を容易に侵害した物を作ることが可能であり、実際にそれで数多くの被害が出ています（有名画家の作風を丸々コピーし、その画家の作品として誤認させたり、卑猥なものを生成されクリエイターが築き上げたブランドイメージを破壊されるなど）

生成 AI の制作スピードと人間の金儲けへの熱意や悪意が合わさったことによって、クリエイターが今まで築き上げてきた「技術」と「ブランドイメージ」という財産が侵害されている状況です。

悪貨は良貨を駆逐するという言葉があります。

このままでは、クリエイティブに関わる分野は間違いなく衰退するでしょう。

当然、クールジャパン戦略が押し出す日本の文化にも悪い影響を与えます。

生成 AI による制作物に著作権を認めるとても、

例えば、「生成 AI による出力が、見えている範囲の 6 割を超えて占められている場合は著作権を認めない」などの制限が必要だと考えます。

しかしながら、どこまでが生成 AI によるものなのか、現状では正しく判定することは難しいでしょう。

AI による、AI 作品か否かのチェッカーもありますが、精度が低く、正しく機能しているとは言い難い状態です。

生成 AI 制作物については、何がどこまで利用されているかを申告する制度と、申告が誤っていた場合の罰則などを制定する必要があると考えます。

●受付番号 185001345000006856

AI が作家さんの仕事を奪うかもしれないで AI はダメだと思います

●受付番号 185001345000006857

生成 AI 作品の規制をお願いします。

100%引用の論文が価値を持つと思いますか？

AI 生成は便利で素晴らしい技術ですが、どうしても現状あるもののコピーになってしまいます。

そのため、生成 AI のみで作られた創作物を創作物として認めれば、今後の創作物の価値を落とすことになるでしょう。

生成 AI のみの創作物を放置していれば、現状日本で盛んなアニメ・漫画の価値を損失することだと思われます。

困ります。

●受付番号 185001345000006858

生成 AI のインターネット上からの学習行為に反対します。

また AI によって生成したものに対する著作権を、AI 使用者に与えることに反対します。

作品を手作業で作った者の著作権を守り、生成 AI による無許可・無差別的学習には法的制限を与えることを求めます。

●受付番号 185001345000006859

わたくしは自作の小説や絵を X(旧 Twitter) や pixiv に投稿して遊んでいます。わたくしが投稿する作品は、全てわたくしが一から考えて生み出したものですので、もちろん著作権はわたくしにあります。それが無差別に AI の学習資料にされてしまうと、わたくしの技術とアイディアが無償で、何処の馬の骨ともしれない輩に無断で使用されるということになります。それでは困るのです。そんな身勝手なことが許されてはならないと思います。ですので、「作者の許可が出ていない作品を AI の学習に使用すること」を一律禁じていただきたいです。作者の方が許可しているのなら、なんら問題はないかと思います。

●受付番号 185001345000006860

著作権に関する考え方についてより「人間が、AI生成物に、創意的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」とあります
が、この考えは間違いではないでしょうか？

AI生成に加筆をした部分は確かに、その人が描いたものですが、そもそもAIを使用し加筆されない部分は元々は他者が描いたものを学習し、それを生成したものです。これはコピー技術と同じではないでしょうか。ゼロから生み出した創作者のものを盗作したようなものに近いと思われます。現にネットでは生成AIを使用し、自分の気に入りの絵師の絵を勝手に学習させ、無断で自分のオリジナル絵という人や、勝手に商品や商売までしている人も見受けられます。ここで加筆部分は著者物性と認めてしまえば、もっと多くの絵師が被害にあい、絵を描かなくなる人が増えると思います。現状の無断転載や無断学習も取り締まれないうちに、このようなことを認めるのはいかがなものかと思います。泥棒をするような人たちの肩をもつような事にしか思えません。AI生成物に加筆を加えたものを著作物性があると認めることは断固反対いたします。

●受付番号 185001345000006861

AI学習に使うには正式に著作権者に許可を取って、使用料を払ってほしい。

●受付番号 185001345000006862

この案が通った場合、この国から新たな創作物が生まれなくなります。血のにじむような努力をしてようやく作り上げたものを、顔も知らない第三者が使い放題、好き放題とは、あまりの惨たらしさで言葉が出ません。創作、芸術の未来が閉ざされてしまいます。この表案に対し、一創作者として強く反対いたします。

●受付番号 185001345000006863

著作権というものは人間の権利であり、自動生成ツールを使った「人権が発生しないもの」に対して設けられるべきではない。自動生成ツールの前提に、「人間のアイディアにより作られた学習元」がなければ機能しないというものがある。あくまでも「オリジナル」を作れる人間が居ることが最優先事項なのだ。なぜ、そんなツールに対して、人々間に設けられた「著作権」を付与するという考えに至ったのかが分からぬ。イラスト1枚1枚に著作権があるはずなのに、それを無くすところから間違っている。ソフトパワーとして漫画やアニメーションが強い日本において、少なくともこの法案は筋違いである。たとえば、シェフが開発したメニューを勝手に使ってレーン製造に組み込んだ食品があるとして、「シェフはあくまでもメニューを考えただけ。それを人に提供しているのだから、メニューをそのまま使ってレーンで作ってもおかしくないだろう。むしろそのレーン製品に著作権を設けようじゃないか。シェフはこれから、あなたの考えたメニューを使用してはならない！」などということが有り得るだろうか？おかしな話だと思わなかつたのだろうか？

あくまでも、著作権というものは発案者に設けられるべきであり、ましてや人間でない、「ツール」が自動生成したものに設けられるべきでは無い。オリジナルがなければ何も出来ないものが、オリジナルを軽んじることはあってはならない。

●受付番号 185001345000006864

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

ウ 権利制限規定の考え方

→著作権法 50 条によって著作者人格権は制限されないと定められている。個人を狙い撃ちにした学習によって生成 AI のモデルを作られたり、著作物を改変したような画像をばらまかれる事は著作者が精神的に傷つけられて著作者人格権が侵害されることになるので、無断学習を制限すべきだ。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

エ 我が国の著作権法が適用される範囲

(ア) 準拠法決定の問題

→ベルヌ条約では、「著作物を AI 学習に利用する場合権利者の事前同意が必要」「加入している外国の著作物についても同様に保護義務がある」という公式見解がなされているが、日本もそれに従うべきだ。また、第 9 条で、複製を認められるのは、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とされている。画像生成 AI で学習元と似たような画像を出力するのは、ここでいう認められない複製に当たるのでは。

2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為

→現行法では享受目的でなければ無断で学習させることが許されているが、特定の個人を狙い撃ちした AI モデルを作成し、それを商売に使えるのなら研究目的を逸脱している。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

→1,2,3 といった措置の導入は義務付けるべきだ。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

→クリエイターの需要が画像生成 AI に奪われることが、利益を不当に害していないという判断には異議がある。特に作風等が類似している生成物が大量に生み出される被害は計り知れない。

AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながることによる被害は大きい。需要がうまれたとしても AI に作風等を真似されて需要を奪われるようでは初心者が離れる。そうなれば業界の未来は暗い。

海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまうことは、アメリカでは禁止されている。それを防ぐためにも、学習データの開示は必要だ。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

<AI 利用者の懸念>

→あまりにも乱造が容易な生成 AI による生成物に著作権を認めては、市場を荒らすので反対だ。（創作者が作ろうとする作品ににた画像を数うちゃ当たるで先に生成したら創作者の方が著作権侵害になるなど理不尽がすぎる）

5. 各論点について

【「非享受目的」に該当する場合について】

→現状出回っている生成 AI は享受目的が含まれるもののがほとんどではないか？

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【侵害に対する措置について】

カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について

(イ) 学習済みモデルの廃棄請求について

→学習元の著作物がほぼそのまま出力される場合もあり、『学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多い』とは考えられない。また、AI 学習に際して著作権侵害が生じていたとしても、侵害している側の負担が大きいから学習済みモデルへの影響を取り除く措置の請求が認められないというのは、侵害した者勝ちになってしまい公正さに欠けるので、AI 学習により作成された学習 済モデルについての廃棄請求は認められるべきだ。また、海外では、CSAM（児童性的虐待のコンテンツ）など違法な画像が学習に使用されていることが問題視されている。それらを用いてディープフェイクポルノを作成できる点も問題であり、それらの被害を防ぐためにも学習データの開示と学習済みモデルの廃棄請求は認められるべきだ。

●受付番号 185001345000006865

著作者が「AI学習に使用を許可しない」場合は如何なる用途であろうとAI学習には使用しないかつ、使用した場合は著作権侵害にあたるようとしたほうがよい

●受付番号 185001345000006866

以前の岸田首相の偽造動画のような事例が頻発することが考えられる。以前は出典元の動画が確認されたので収束したが、AIが発達するにつれて全く別の場所で、今までになかった背景の動画が作成されると、事実確認ができずに国民が混乱する恐れがある。

●受付番号 185001345000006867

海賊版等の WEB 上に存在する不法なデータを利用しているかどうかを判断するとともに、昨今見受けられるような特定作者の作品を読み込ませて贋作または類似品による誤認を意図的に起こさせるような精製物（著作とは言い難いと思われる所以高表記する）に関するトラブルを判別するため、学習データを記録、確認できる手段が必要ではないか。また、仮に AI による精製物に対し著作権を認めた場合、同一の AI (ソフトウェア)、学習データ、命令を使用したものが複数いた場合（たとえば、パッケージ化された AI、学習データに簡易な命令で精製した場合など）、同一または近似の精製物が多数同時に発行されることも想像されるが、その場合著作物として認めうるのか。AI による著作権の扱いについては引き続き広く広範な議論が必要と考える。

●受付番号 185001345000006868

AI 制作者が適当に何万作品と作った後に,他の絵描きさんが「お絵描きました」と特に何も無い絵を描いても最初の AI 製作者が「この作品と似てるから」と雑に著作権侵害で通報できるように受け取れますが、流石に理不尽でおかしいかと思います。

●受付番号 185001345000006869

ネット上の画像は生成 AI のための素材ではない。

著作権や肖像権に対する認識が甘すぎるのでは？

現行の AI はすべてネット上の「著作権」や「肖像権」を踏み荒らし、無断学習の下、生成されている。だから著名なアニメや俳優の名前を入れるとその通りのものが出る。当然、本人や原作者が許可していないにも関わらずだ。

生成 AI はいまや実在児童を使った児童ポルノと数多の実在人物使った性的コンテンツでしかない。クールジャパンや文化の創造など何の寄与もないどころか、のちに育つ人材を殺すだけの毒物である。

生成 AI の生成物に対する権利が、という議論が出てくる時点でおかしい。生成 AI のなりたちがそもそも「著作権侵害」「肖像権侵害」であり、これらの権利が親告罪であることを理由に好き放題しているだけの犯罪コンテンツだ。海外で規制が広がっているのも当然であり、まともなものとは到底言い難い。

素案について全体的に認識が甘すぎると感じた。生成 AI はもっと強く規制するべきであり、いかなる権利も認めるべきではない。

●受付番号 185001345000006870

反対です。仮にこれを通してしまうと日本は原作者の権利を守らない国だと思われるでしょう。権利が守られないことにより国内では創作活動が衰退し新たな文化は生まれないし、国外からは日本のありとあらゆる作品を食い潰そうとされるでしょう。今後そうなった場合にはもう日本と言える国はないと思います。

●受付番号 185001345000006871

文化庁がこのようなことを認めるだなんて思いもしませんでした。

日本の創作文化とは素晴らしいもので、海外にも多大なる影響を及ぼしています。たとえばアニメーション、コミックといった媒体は日本の経済を確実に支えており、観光にくる他国の人々もそういった日本の文化に魅了されて訪れているという側面も少なからずあると思います。

その上で今回の素案を振り返ってみた時に、これは日本の重要な文化財を損ないかねないものであると、お気づきにはなられないのでしょうか。

今やインターネットは文化交流の場として主流になってきています。ネットから生まれる作品は数え切れないほどあり、そこからコミック連載へと繋がって、国内問わず爆裂的な人気を得た作品もあります。

もしもこの案を通してしまったら、作品はまるで権利がないものとして扱われ、好きなように転載、転売がなされるようになり、インターネットは無法地帯となります。創作する人間は意欲を失うかもしれません。AIに絵という人類の大切な文化を安易に渡してしまうだなんて、有り得ません。人を助けるために機械があるはずです。便利になるために機械があるはずです。誰かの仕事や尊厳、権利を奪い好き放題にさせるために機械があり、AIが存在するはずないです。使い方を間違えていると思います。

このままでは文化を損なうかもしれないという危機的な状況なのに、なぜ文化庁という立場がそれを守ろうとはしないのですか？

残念でなりません。

●受付番号 185001345000006872

なぜクリエイターが一生懸命作ったものを、AIによって素材のように扱われないといけないのですか？ 自分の作品を我が子のように大切にして、命を落としてしまう方だっているのですよ。軽々しく侵略しないでください。どうか今一度、著作権のあり方を考えてください。お願いします。

●受付番号 185001345000006873

「権利制限規定の要件を満たす場合は、権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用することができる」という部分について違和感を感じています。

権利者が許諾していない、または意思表示をしていないけれどAIの学習元として著作物等を利用されたたくない権利者が不利益を被る可能性もあるのではないか。

●受付番号 185001345000006874

イラストや音楽などの AI 作品は禁止し、許可なく AI 学習に人の作品を取り込んだ人間に
対して厳しい罰則を与える法律を作るべきです

●受付番号 185001345000006875

私はそれぞれのネットに上げている作品は個人の物であり AI に学習させる物では無いと
思います、またその無許可で学習した物で作られた AI イラストに著察権を与えるのは良
くないと思います。

●受付番号 185001345000006876

生成 AI について反対します。人間が長い時間をかけて習得した技術や想いを丸パクリし、あたかも創作者になったかのように振る舞う AI 使いの人間がたくさんいます。まずは AI 使用者についての免許や倫理観のテストを受けさせる必要があり、すべての創作物の著作権は創作者本人にあるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000006877

著作権とは書いて字のごとく著作した人の権利です。そして著作した人を守る為の権利で
もあります。

人が書いたものを横から掠めとった人に権利が生ずるのはおかしいと思います。

泥棒に所有権を与えるようなものです。

人の土俵の上で相撲をとる人達から守るのが著作権です。

AI学習は反対です。

●受付番号 185001345000006878

はっきり断言します。絶対にやめてください。

まず学習にあたって「少量のデータのみを取り込む」としていますが、少量とはどの程度でしょうか。作者さんによって年間の生産作品は異なりますし、取り込む側としても少量の定義は異なります。

そもそもその作品は、いってみれば固定種の種も同様です。例えば去年末だったか日本独自の植物の種が不正に外国に持ち出されそうになっていたというニュースがありました。

生成 AI を認めるということは、このニュースと同じ類いの問題です。

ましてや生成 AI でつくられたものに著作権はあるのに原作となってしまった作品には著作権を適応しないと読める時点で話になりません。

再考、ではなく、廃案を。重ねて申し上げます、今回の生成 AI についての案は絶対にやめてください。どうかお願いします。

●受付番号 185001345000006879

インターネット上で紹介している私たちのイラスト文章は AI に読み込ませたくありません。私達の著作物です。著作権は私たちにあります。今は紙ベースではなくネット上で交流の時代です。ですが著作権を手放すつもりは無いしいつだって私たちがオリジナルです。AI にコピーを奪われるわけにはいきません。

●受付番号 185001345000006880

許可のないデータを AI に学習させるのは盗みと一緒です。

一生涯をかけて作り上げたセンスや技法で何十時間以上も掛けて作り上げた作品を
盗んで良いわけがありません。

なのに、素案は作成元の権利や著作権は認めず。盗んで AI 生成した方ばかり守ってい
る。

大手企業が広告費の削減をしたいが為に、AI 生成を押し進めたいだけに感じます。

データ作成元の権利や著作権が守られない限り、AI 推進はするべきではない。

●受付番号 185001345000006881

生成AIを産業で使用することや、無断でネットにあるものを学習と称して無断使用することを許容することはこの国が許していい物ではなく存在を許容することすら、首を絞めるようなものである。

生成AIは一見すると誰でも音楽や絵、映像、文章などを作れる夢のような道具に見えるが、実際は盗作したものをバレないようにしただけのコラージュ生成であり、これらを著作物と認める行為は、多くの産業に対して大きなダメージを与える結果になる。

これらは漫画、ゲーム、アニメ、音楽の産業が世界的に認められている日本からすると、とても無視できないものであり

また後発のクリエイターの成長を大きく妨げることにつながり、産業の衰退は目に見えたものになります。

安易にクリエイターに依頼せず、安価で済むという理由で使えばこれらは明らかに文化における癌となります。

生成AIの利用はあくまでも人間の学習の範囲で認め、生成されたものの著作権は一切認めず、内包しているデータの著作元への還元、利用する前に許可での確認、またSNSなどの公開においてもこれらを一切認めないと、利用する行為に厳しい制限を引くべきという方向で取り締まるべきです

●受付番号 185001345000006882

現場の生成 AI はクリエイターの権利を侵害し文化を破壊する存在です。

学習に使われない権利は一切守られていません。

このままでは文化の衰退を招きます。

また海外の流れと日本の流れが違いすぎます。海外では人間の権利を重視し規制をしようとしています。日本は権利侵害がされ被害がすでに出てるにも関わらず推進しようとしているように見えます。これは国内外の信頼をなくし日本産の創作物の価値を下げるあつてはならない行為です。

生成 AI は無断学習を絶対にしない。生成したものには必ず生成したものであることを表記し学習元には必ず報酬を支払うべきです。

ディープフェイクを作られたりデマを拡散したりするのに生成 AI は使われています。強い規制が必要で文化は人間本位でなければなりません。

現場それが全くされていません。

●受付番号 185001345000006883

生成 AI に作品を模倣され創作活動を断念した創作者の方がいらっしゃいました。

イラストや小説など書くのにはひとそれぞれではあります時間がと労力がかかっています。

一瞬でそれらを模倣され自分の作品だとネットに上げられてしまった時の心のダメージは計り知れないと思います。

なので積極的な生成 AI の使用には慎重になるべきだと思います。

●受付番号 185001345000006884

AIに学習させる対象としての文章およびイラストなど個人の手によって生み出された作品類に関して、Xなどのソーシャルネットワークサービスにアップロードしたからといってその著作権までを丸々放棄してはいないため、AI学習の対象とする以前の問題であると考えます。

AIによって作者本人の意図していない文章および作画となることも勿論考えられていないものとします。

昨今のAIによる作画などによる作品によって元々のイラストを描いていたイラストレーターが既に不利益を被るなどしている観点からの非推奨であり、創作の現場にAIの導入を検討することは作者への冒涜と変わらないと思われます。

●受付番号 185001345000006885

自身はイラストを描きネットにアップロードしていますが、自分の絵のアイデンティティがAI学習に利用され、私の描いたものなのか分からぬ状態で作られてしまっては不快です。

ディープフェイクのように悪用されてしまった場合、私が被害を被る可能性を不安に思いますし、自分が何時間もかけて制作した作品を、ボタンひとつで改変されることに憤りを感じます。

作者の著作権をAIから守れる法律を作ってください。

●受付番号 185001345000006886

生成 AI を使用した著作物については営利目的の利用を法律等で制限すべきと考えます。今後の生成 AI が発展するうえでは、学習元となるデータの著作者の心理的な面を考慮することが必要です。ドラマ化した漫画の原作者の自死が話題となっていますが、元を連れはそれも自身の作品の改変への抵抗感から始まった事案に思われます。絵画、イラスト、写真、小説などの制作者の自尊心を軽んじるのは危険だと考えます。先にあげた営利目的とは閲覧者数に応じて金銭等が発生する間接的なシステムも含みます。全ての生成物をチェックし取り締まることは不可能でしょうが、原則として禁止することにも意味があると思います。クールジャパンという名称が流行って長年経ちます。漫画、イラストの文化は日本の宝です。著作権、著作物の定義のみにおさまらず、慎重かつ厳格な法整備を期待しています。

●受付番号 185001345000006887

写真、絵、文章、コード、音楽などあらゆる創作物は事前に制作者からの許諾がある場合を除き、生成 AI の学習自体に利用されるべきではありません。今まで創作の世界では有料の素材や、利用を許された無料の素材などをを利用して行わされてきました。何故生成 AI のみがそれを行うことが難しいのでしょうか。然るべき手順を踏んで利用が行われるべきです。

また、生成 AI を利用して得られた著作物の著作権については、生成した人物や団体に与えるべきではありません。生成する過程に独自性があるとすればそれは生成した人ではなく、生成 AI 自身にあり、著作権は生成 AI または生成 AI を提供する企業が持つものだと考えます。

●受付番号 185001345000006888

AI 生成は製作者の意志と関係なく第三者が勝手に読み込みをかけているものが大半であり、それは窃盗と同じ行為である。

加えて、その行為を助長させるような法律が出来てしまえば、日本全体のアートやアニメ文化(盛り上がりを見せていているもので言えばコミケ等も含まれる)が衰退するのは目に見えている。なぜなら、自身の作品を公開したら第三者から盗まれても文句の言えないような状態になるからだ。

現在、法律が定まっていないことをいいことに、AI 生成イラストに関しては様々なイラストレーターを精神的に追いやるような言動を多く発見している。(イラストレーターの■様が良い例である)

新しい技術を育てることは日本という国の発展に繋がることは重々理解しているが、現状でここまでモラルのない横行が蔓延っている状態で育つ技術など、許されていいものでは無い。

日本が誇ってきたアート文化を廃れさせたくないのであれば、著作権をしっかりと製作者だと明記した上で、その著作権が侵害された時に製作者が声をあげられるような法律を定めるべきである。

●受付番号 185001345000006889

AIに著作権は絶対に与えるべきではない。AIを悪用してそれに対してイヤな思いをしている人がいっぱいいるんだからそれが肯定されるようにするべきじゃないしむしろAIの使用をもっと厳しくするべきだと思う。

●受付番号 185001345000006890

AI 生成物に著作権を与えることに反対します。

AI 生成物は必ず学習元があります。学習元の多くは無許可であり、クリエイターが「使用不可」の声明を出していてもそれを無視して使用されている現状があります。

今後、あらゆるコンテンツでこれは AI 生成物か、気になり純粋に楽しめなくなることがないようにしてください。

既存のクリエイターが傷つき、新たな作品を作らなくなってしまうことは莫大な損失です。

AI 生成物は作品の成果の横取りであり、オリジナルの創作者の権利を害するものです。海賊版と何ら変わりません。

クールジャパンを推すのであればどうかオリジナルの創作者を大切にしてください。世界に日本は海賊版大国であるという目で見られるのは恥ずかしいことです。

●受付番号 185001345000006891

セクシー田中さんの事件をご存知でしょうか。

今回の案は、自身が魂を込めて生み出した作品がめちゃくちゃに壊される可能性があると感じました。

また、日本人はクリエイターを尊重するからこそ、漫画やアニメの他にもライブ等の金回りが良く、発展できています。これが崩れると、せっかくの文化が台無しです。

以上のことから、本案は反対です。

●受付番号 185001345000006892

創作活動をしている人間の一人です。1個人、国民の一人として意見を投書させていただきます。

まず、前提として作品をネットに公開することは「自分の作品を見て欲しい」という公開の場を求めてるだけあって「盗んでそれで商売をして欲しい」からではありません。窃盗して貰う為に人前に出しているのではなく、私達がして欲しいのは盗まれる側、被害者側の保護です。

また、生成AIで作成したものに著作権が発生する事も理解が出来ません。どうして創作する人間の著作権、人としての権利は認められず結果を盗みとる人間だけが保護される世界を、何故今こうやって作ろうとしているのでしょうか？

何がしたくて何が目的で、どういう国、世界になって欲しいのか理由と展望を説明してほしいと考えています。

創作物は人の人生であり命の一部です。また、創作活動を通じて自ら命を絶ったり誰かを永遠に絶つしかないと追い詰められる人がいる事もご存知のはずです。

誰か犠牲者が出て、それが自分の身近な人かもしれないという当たり前の想像力をもう一度でも働かせてみて下さい。そしてどうか本当に一番優先すべきもの、人命や尊厳を思い出してくださる事を切に願います。

●受付番号 185001345000006893

生成 AI については技術の革新性があるものとはいえ、
原作者の権利や意見を軽視した取り決めは
生成 AI に対してのイメージの悪化に繋がり、一度悪しきものとしてイメージが付いた場
合今後の生成 AI についての技術の発展の妨げになると思われます。

●受付番号 185001345000006894

AIの学習は人間が見て学ぶ「学習」とは性質が異なるためほぼ完全に模倣できてしまします

明らかに特定個人のイラストを学習して似たイラストを生成している人が「証拠がない」と追求を逃れ、結果学習元のイラストレーターが筆を折る場合もあります

本人許可がある場合を除きこれを合法化しては行けないと思う

●受付番号 185001345000006895

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の
価値を

享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収
の機会

を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するも
のでは

ないと考えられます。

そのため、柔軟な権利制限規定の整備に際しては、著作物に表現された思想又は感情の享
受を目

的としない行為は広く権利制限の対象とされました（法第30条の4）。

と書かれていらっしゃいますが思想又は感情の享受を目的とするか否かは主観的な判断を
元に判断が行われやすく、人によって見解の相違を生み著作者の利益に害するものであつ
ても見逃されやすくなるように思われます。

そして、そのような曖昧な判断があることで今現在AIを使って絵師等の創作者に嫌がら
せ、脅迫等をしている人々がさらに活動を加速するのでは無いかと予測しております。

生成AIはたしかに革新的な技術だと思いますが今一度厳しい規制をお考えください。

今の素案では日本の文化の保護、発展に大きな被害を与える可能性を防げているようには
思えません

●受付番号 185001345000006896

イラストを勝手に学習されないようにしてください。

●受付番号 185001345000006897

まず、生成 AI の学習に用いられる著作物の権利の侵害などどのようにお考えでしょうか。例えば、現状存在する画像生成 AI の殆どは、X(旧 Twitter)や画像投稿サイトに投稿された画像を無断で学習に用いているとされています。

時には学習への使用を著作者が禁じているものも、学習に利用されているようです。

AI 学習は思想又は感情の享受ではないため著作権侵害ではないとのことですが、その学習の目的が解析研究などではなく『学習元に似せた画像を生成する』ことである以上、それが学習元の著作物による対価回収の機会を損なうものとなり得ると言えています。

中には特定の人物の絵を多く学習させ、いわゆる『贋作』のような画像が生成されている例もあります。

特定の人物の作風に生成 AI を利用した人物の思想を上乗せさせたこの贋作によって、学習元となった人物への名誉毀損、もしくは著作者人格権が侵害される可能性すらあり得るのではないかでしょうか。

それに加えて現状、特定人物への嫌がらせや名誉毀損の目的で画像生成 AI が用いられた例が複数存在しており、中には大きなショックを受けて筆を折る事となった方もいらっしゃいました。

少なくとも、このような事例に対して法的に裁く方法がない場合には、生成 AI やその利用者に対して良い感情は持てません。

1.著作物が意図しない方法に無断で利用されること

2.贋作の作成が容易なこと

3.その贋作による名誉毀損があり得ること

4.悪意を持って生成 AI を利用する者がいること

この 4 点が、生成 AI(特に画像生成 AI)に対する私個人の懸念です。

このままでは、健全ではない生成 AI の利用によって文化そのものが潰えてしまうのではないかと心配でなりません。

権利が守られるべきは、人ではなく人工知能なのでしょうか。

どうか、生成 AI の利用や運用について、今一度よく考えていただきたく思います。

●受付番号 185001345000006898

生成 AI での学習許可を出すことに反対です。むしろ、制作者の権利を守ってあげてほしいです。

●受付番号 185001345000006899

現時点で既に相当数生成 AI を用いた嫌がらせが横行しています。ただ便利なだけではなく簡単に嫌がらせに転用できてしまう弱点があり、特定のイラストレータのイラストを集中学習しそれを用いて有料依頼で金銭を稼いだり、なりすましをしたりなどいろいろなパターンがあります。日本の著名なイラストレーターはほとんど被害にあってるとも言われており、実際 [REDACTED] 氏や [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏などの有名イラストレーターのケースを確認しています。人間同士のパクリパクられでも非常に大きな問題になることが多く、著作権の裁判になるまで発展することも少なくはないのに AI が現状合法であるためにそういったことが横行しています。人間による著作物の著作権を守らず、生成 AI を庇護し、インターネットにある画像を無差別に学習させることを許可するのは人権の軽視・あるいは無視の 1 種です。世界をゲーム産業やアニメ漫画産業で牽引する日本が人間による著作物の権利を軽視し、生成 AI を認め著作権を与えるなどすれば、クリエイターは創作活動をやめ、海賊版が横行するようになりいずれイラストも小説も漫画もゲームも衰退することになるでしょう。既に欧米諸国では生成 AI への反対運動や規制が進んでおり、日本のアーティストや企業が生成 Ai を使用したコンテンツを発表すると海外からも多く批判の声が寄せられます。また、実在人物も被害を受けており、ディープフェイクの懸念の他、実在の人間を集中学習させてグラビアやアダルトコンテンツを生成したり、更には Sns 上にアップされている児童の写真を学習させ児童ポルノを生成するなど非常に悪質です。いくら AI で生成されたものとはいえ、特定の人間を集中的に学習させて生成したアダルトコンテンツは果たして本人と無関係であると言えるでしょうか。生成 AI のために実在の人間が踏みにじられることはあってはならないと考えます。インターネットにアップされている画像の学習を認めること、AI に著作権を与えること、すべてに断固反対です。むしろ生成 AI を既成し、クリエイターや実在の人間を守る法律を作って欲しいです。

●受付番号 185001345000006900

AI学習を全面的に許してしまうと、意図せぬ盗作疑惑や権利問題などが発生してしまう可能性がある。

AIが学習する場合、AIに学習されても良いデータのみ学習させるべきである。

つまり、例えばイラストであればAI学習されることを許可しているイラストのみAIに学習させなければならない。

そうでないと、有名な著作物なども無秩序に学習してよい事になってしまい、明らかな盗作物、模倣物であってもAIであることを理由に学習元の権利を踏みにじることになる。

AIは必要であれば学習元をいつでも開示できる状態にしなければならないと思う。

そうすれば、学習を許可していないデータを学習してしまっていないかなどを確認できる。

ただし機密データもあるだろうから常に公開する必要はない。開示請求のようなもので学習元を開示させる。

その際は学習元の改ざんが行われていないかなどを確認しておきたい。

AI自身が発展する事はよいと考えている。

日本独自のカルチャー・文化的デザインなどをAIに学習されれば海外諸国に対するデザイン的優位性を持つだろう。

基本的には人間はAIと共に存すべきである。広告業界などは非常に発展するだろう。

しかし、AIが人間を害する事があってはならない。

もしAIにおける権利的トラブルがあった場合、逐次そのケースに応じて臨機応変に対処すべきである。

きまつたルールに当てはめるべきではない。

●受付番号 185001345000006901

例えば裸婦像を AI で出力し、web 上で発表した際にたまたま裸婦像に似ていた人から肖像権侵害だと訴えられた場合はどのような対処が出来るのでしょうか。

学習材料の中に訴えてきた人の画像データがないとどうやって判断できるのでしょうか。そのリスクを個人個人が回避するためには例えば人間の画像を出力するには肌の色を水色にしたり角を生やすなどしなければならず、それは人間が描けなくなるというのとで、却って創作の幅が狭まってしまうのではないかと懸念しています。

クリエイターにとって何らメリットのない法なのでゼロベースから考え直すべきと思います。

●受付番号 185001345000006902

小説家、シナリオライターとして、創作活動をしています。自分の文章を許可なく読み込み、文章として生成されることに反対です。同様にイラストや写真、フォントなども、読み込んだものを無断で使用することに反対します。

●受付番号 185001345000006903

自分で考えたのに、誰かに盗られるのは困ります。青春時代の全てを注いだ思い出を奪わないでください。

●受付番号 185001345000006904

AIの学習に使用するイラスト、絵画等の著作権の侵害かと思われます。
インターネットにあげている作品にも著作権はあり、それは侵害されるべきでは無いのでは
ないのでしょうか？様々な場所で問題視されたものでもう一度深く考えていただきたいです

●受付番号 185001345000006905

「様々な技術革新に伴う著作物の新たな利用態様が不測の悪影響を受けないよう留意しつつ、生成 AI 特有の事情について議論することが必要である」と書いてありますが、「著作者等の権利の保護を図」るのが著作権法の目的ですよね？なぜ無許諾利用「だけ」に配慮する書きぶりなのでしょうか？

机上の空論で遊んでないで、現実の創作市場の地獄っぷりに目を向けたらどうでしょうか。皆さんが 1 年野放しにした成果ですよ。

仮にも日本の「クールジャパン」は海外に誇ろうとしているものなのに、その創作文化を潰すような試みをなさるとは良い趣味をしていますね。趣味が悪すぎて一周回って尊敬します。信じられません。

●受付番号 185001345000006906

AI 自体は素晴らしい技術だと使う人間によって左右され過ぎるのが現状だと思います。誰でも簡単に著作権や肖像権が侵害できてしまい、更にそれを法的に処罰できない現状はおかしいです。

- ・実際に SNS で生成 AI によって自身の著作物(絵柄)の悪用されている問題が発生しているのに迅速な対応が出来ない状況を感じています。

生成 AI データは入力キーワードから主にネット上の他人の成果物(イラスト、漫画、写真、音声などクリエイターが創作したもの)のデータを「無許可」で吸い上げ、短時間、無制限で再構築しています。それは自分が築き上げたブランド、功績を労せず横からかすめ取る様なものだと認識しております。海賊版や違法アップロードと同じ様なものです。成果物に対して金銭が発生するなら尚更です。

海賊版が違法アップロードがおかしいとなるならこの AI 問題も同じくおかしくはないでしょうか。

生成 AI は疲労をしらない機械という性質上、実質無制限に高品質のものが出来が出来、成果物を無許可で盗まれるクリエイターにとってたちは一方的に搾取されている状況だと思います。

- ・ディープフェイク画像：AI によって生成されたものが=本人の声、写真だと発表し誤解を招くことも大きな問題だと思います。

実際にアメリカ大統領選挙中に生成 AI で作成されたバイデン氏の偽動画やフェイク音声が問題になっています。

また、いちクリエイター(私はフリーランス 10 年目のイラストレーターです)として、手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安という懸念があります。

意図せず AI 絵の特徴が複数ある絵を描いた時、「AI 絵で描いた=他人の成果物を盗んだ」という勘違いをされ、『AI を使用したクリエイター』として認識され仕事が依頼されづらくなるのではないかと思っております。

今特別に生存に必要な技術の濫用で人間の権利が侵害されて苦しむのはおかしいと思います。生成 AI を使用するのならそれに必要な厳罰な法整備や免許制の導入などまず安心して使える状況にする方が先だと思います。

●受付番号 185001345000006907

著作者が許可を出していないイラストをAIに学習させたモデルでイラスト生成を行った場合は全て著作権侵害とみなすべき。

イラストレーターの権利を守る法案の作成を求めます。

●受付番号 185001345000006908

私たちが何時間も何日もかけて作った作品をもとに1秒とかで自分で直接労力をかけずに上から作るのは私たちの作品を馬鹿にしてる。

私たちが我が子のように愛しているの物を守る権利(著作権)が無いのもおかしい。

●受付番号 185001345000006909

生成 AI の活用により、技術や文化の発展が見込める一方で、現代のクリエイター(イラストレーターや漫画家)の稼ぎ方や日本特有の文化について理解したうえで生成 AI 関連の著作権は認めるべきではないと考え、従来の著作権を保護するべきである。

現代のクリエイターは X(旧 Twitter)や Instagram などの SNS で自身の作品を公開することで企業から仕事のオファーをもらうことが多い。そのうえでインターネット上に公開された作品に関して生成 AI に学習させることを許してしまうのは、クリエイターの利益に反すると思われる。また、技術の向上や生成 AI の発展という利益と比較してもクリエイターの不利益が大きすぎる。加えて、生成 AI がインターネット上に公開された作品をもとに作品を出力する以上、生成 AI を肯定すればインターネット上に作品を公開するクリエイターが減り、結果として文化の衰退をもたらすと考える。

また、昨今漫画の違法アップロードが深刻化しているにも関わらず、それすらも学習させてしまえると考えると、いまや日本的一大産業ともいえる漫画文化をみすみす捨てことにつながるよう思える。

以上の点を踏まえると生成 AI に、インターネット上に公開された作品に関して無条件で学習を許可することは文化の衰退につながるとして反対である。

●受付番号 185001345000006910

この案に反対です。インターネットとインターネット上で見れる作品の両方を軽視していますし、インターネット上で見れる作品に著作権が無い様に見なすならその作品達を利用して生み出された AI の産物にも著作権が発生する理由がありませんし、AI の産物に著作権を発生させるなら当然、あらゆる作品にも著作権があると思います。

●受付番号 185001345000006911

前提として、作者が思想や感情を表現したものが著作物であり、著作権は製作した瞬間に生まれるはずである。たとえインターネット上に上げられたものであってもそれは変わらず、保護される対象であるべきである。作者の好意で自由に閲覧できる状態にあるだけで、勝手に利用して良いというものではなく、それは生成 AI に学習させることも同様であろう。生成したものの利用形態云々よりも前段階の話である。

文化を盛り上げるには作り手がいなければならない。まずはその作り手(ここでは作者)の権利を保護し、その部分は揺らがないようにしてほしい。

●受付番号 185001345000006912

AIを使用した画像・音声の生成行為そのものへの抵抗はさほどないのですが、その過程に含まれる学習元に「許可されていないクリエイターの著作物」が混ざること・生成されたものを使って「学習元のクリエイターを騙って活動する行為」などが既に何件も見受けられるため、そういういた権利の侵害・著作元のクリエイターへの迷惑行為が安易に広まりかねない状況に対しては不安が大きいです。

時間や経験を積み重ねた結果作られたもの・それを作った人の権利を無視して、AIがそれらを元に学習し生成したものを「著作物」として認められることで、学習元の誰かの時間と技術の結晶をないがしろにしてしまうことになることへの懸念もあります。

既にたくさんのクリエイターたちが上記の懸念や不安を抱えており、実際にAI生成物(原作物を元に学習して生成されたもの=原作物と非常によく似た作風の別物)を利用した自作発言や、それによる誤解・誹謗中傷などの迷惑行為、クリエイター側が「自分の作品はAI学習に使用する許可は出していない」と公表しているにもかかわらず無断で作品をAI学習に利用する行為、またこういった権利について表明しているクリエイターへの誹謗中傷・脅迫行為などが多発している状況が見受けられます。原作者として著作権を持っている人たちの権利を無視したりないがしろにしたりするようなことは今後無いことを願います。

●受付番号 185001345000006913

AIは絵や写真の創作分野において、今までにあった創作文化を踏み躊躇り、今後生まれる創作文化を萎縮させる技術であると思わざるを得ないのが現状です。

AIに対して今までの作品の著作権、今後生まれる作品の著作権を守る法を整備しないのであれば、AIの使用自体を禁止すべきと思います。

●受付番号 185001345000006914

創作産業で世界進出しているクリエイター大国の文化庁が
こんなにもクリエイターの作品を軽視しているとは思いませんでした。
文化庁は日本の敵ですね。

●受付番号 185001345000006915

文化庁の思う AI 生成作品の元データの著作権の認識について、元データの一部であってそのデータ一つ一つに著作権を行使していたらきりがないので作者を守る事を責任を放棄する、と仰っているように感じます。

あきらかに元データとして無断で使われた作品を守らず、AI が学習して作成した作品に著作権をもたせるのは、現実世界で強奪したものをバラして別の商品として取り扱うものと一緒にだと思います。本来なら逮捕されています。

いまの AI 作品に対する認識を変えて、数多くの作者達を守る仕組みの土台ができるまではこの素案は通さないでほしいです。

●受付番号 185001345000006916

AI 技術自体を否定するつもりは全くありませんが、画像生成 AI については「権利者に許諾なしで作品を使う」それに伴い「著作権を持っている人たちやその権利を蔑ろにしている」等という点について強く間違っていると考えます。AI や技術の進歩と著作権など既存の権利を蔑ろにする行為は別物です。

AI の学習に使用する題材やコンテンツは、予め学習目的に使用することへ同意した人だけに限るべきです。

無作為に学習に使用するという行為は、クリエイターを始め様々な人たちの権利を害する行為と同等です。権利あるものを横から取って好き勝手に弄んでいることとそう変わりありません。

このような無法地帯が規制されていないことで、実際に多くのクリエイターが今まさに被害を受けている事案をよく見るようになりました。実際に被害が出ているにもかかわらず規制を設けず放置している状況はおかしいです。

海外では不十分ながらも生成 AI に対する規制を行う国が増えている中、日本の生成 AI だけが無規制を貫くことは世界市場から日本が排除されることも意味しています。

取込んだ学習元が写真であった場合実際にいる方が甚大な被害を受けることも考えられます。

以上、権利や作品を生み出す技術を軽視し、安易に秩序なく AI 技術を向上させることと利益に走るのはあまりにも危険な行為だと考えます。

●受付番号 185001345000006917

好きなイラストを書いている人が AI に無断で学習されているのを見てすごく嫌でした。私は時間をかけて一生懸命書いてくださっているイラストレーターさんに敬意を込めてお金を払いたいです。それを勝手に使って生成された AI のイラストを求めていた訳ではありません。どうかイラストレーターさんの仕事を奪わないでください。筆をおらせないでください。AI の使用は良識の範囲内なら良いと思いますが、これは明らかに越えていると思います。

●受付番号 185001345000006918

AIを利用した作品に著作権を認めるのは絶対に反対です。

人の創作物には全て産みの苦しみがあり、それがあるからこそ個性や魅力が備わるものだと考えます。

AIにはそれが皆無です。

AI利用の作品は他人の努力を勝手に継ぎ接ぎしただけのただの計算結果でしかありません。

作品と呼べるかも疑わしいものに著作権はありません。

●受付番号 185001345000006919

「本ただし書への該当性を検討するに当たっては、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から検討することが必要」

足りない。「著作権者の利益を不当に害する」とは、

単に著作権者が得べかりし利益を喪失するかという観点では不十分

「ファインチューニング」

「ファイン」とか単語の印象でさも良いことかのように見せ掛けてるけど、

やってることは海賊版製造用に元データを盗み出してるだけで不快

「事業者においては、学習データの収集を行うに際して、海賊版を掲載しているウェブサイトから学習データを収集することで当該ウェブサイトの運営を行う者に広告収入その他の金銭的利益を生じさせるなど、当該行為が新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮」

事業者でなく、AI生成によって『著作権を侵害』『技術を盗み取る』側が配慮すべきである。なぜそれを案内できないのか？

AI生成によって絵柄を盗み取られた側は泣き寝入りしても、多少仕方ないよね。という内容に取れる。

漫画やアニメで海外に発信し、稼いでいる国として恥ずべき内容である。

クリエイターが全く守られていない！

こんなものが通ったら、技術を持った一部の人にはお金が渡らず、AI生成によって他人の技術を盗み取った何にもならない無価値なものしかで回らない。

なぜ、本来規制を強くすべきもので『作った側に気をつけろ』とAI生成の規制を緩和するような内容を述べるのか。

クリエイターいなくなります。

AI生成を求める海外に人手の必要な技術が行きます。

その仕事はオンラインで行えます。なので優れた技術は流出し、

いずれ日本のクリエイターたちはAI生成で他人から技術を
盗み取った無個性なもので溢れ、強みは無くなるでしょう。

すぐそんなAI生成によって作る絵や文の価値なんて

人は飽きてお金を出さなくなるでしょう。

AI生成の規制をして、それでもAI生成で作りたい人の自己技術を上げさせるならまだわかるが、要するに揉めないように気をつけてね程度しか感じない。

馬鹿にしているとしか考えられない。断固反対。認めない。

●受付番号 185001345000006920

どこに作品を上げようとその作品は作成した人のものです。フリー素材ではありません。

●受付番号 185001345000006921

文化庁の公式 YouTube で AI と著作権の関係を説明する動画を見た。

とてもわかりやすく資料も見やすかったのだが、「AI に学習させることは著作者に許諾が（原則）必要ではない」というところには反対せざるをえない。たしかに AI に大量のデータを許可なしに読み込んで貰った方が生成物の完成度は急速上がるだろう。しかし、今の体制ではインターネット上に上がっている著作物が読み込み放題になってしまふ。書いた人間、描いた人間の許可なしに。

自分も趣味で絵を描くが、AI に自分の手塗にかけた絵を読み込まれ、勝手に利用される恐ろしさ、おぞましさを考えるとインターネット上で交流することなどは出来ないし、今まで SNS に投稿していた絵はすべて消すことになるかもしれない。

この状況にうちひしがれている。

まだ間に合うなら、どうか、せめて利用許諾を得てから学習材料として使うようにして欲しい。

多くのクリエイター（AI を利用していない）の活動を妨げる選択をしないで欲しい。

●受付番号 185001345000006922

ネット上にある作品は、作者がいる著作物です。
その作者に著作権があります。
それを AI 学習能力で無断で横取りするのは泥棒です。
著作権侵害です。
それなのに、著作権侵害で出来上がった AI の絵に著作権が
発生するのは意味がわかりません。
馬鹿げています。
日本からクリエイターを消したいのでしょうか？
効率しか脳がない作品には何の感動も意味もない。
日本の芸術面の未来をつぶすロボットより、
人の心を動かせる人間を、絵を自分の力だけで描ける人を守ってください。
よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000006923

ネットにあげてる著作物がパブリックなわけねーだろうが頭腐ってんのか

AIは作品ではなく、出力された結果になります。

なんで海外諸国のAIに対する対応を見て自分の襟を正さないの？

考えまでガラパゴス化しないでほしい。

仮に通ったとしたらAIを使ったフェイク映像や画像が多く出回り、災害国家である日本では情報の行き違いが多く発生し救えた命も救えなくなるでしょうね

●受付番号 185001345000006924

気軽に AI 生成物を提出できるような環境にしてほしくはない

- ・著作権を蔑ろにした学習で、生成されたものが増える可能性
- ・児童ポルノなどの許されてはならないデータから、生成されるものの可能性
- ・極端に増加することによる、各成果物の価値の低下
- ・クリエイターに対し、評判をさげるような悪意のある行為のための利用
- ・対価もなしに、既存作品から無断で学習するモラルの低さ

●受付番号 185001345000006925

先日、著名な漫画原作の著作物の無断に近い改変がドラマの形なされ、改変した放送局側が原作者を非難するような態度を取った結果、原作者が自死するというニュースがあったばかりです。

AI生成の利用は現状誰でも、子供でも日本語を修得していない外国人でも反社ですら可能な技術で大元の著作側が守られないとなると上記なトラブル、惨劇が再度起きるということが想像に難くありません。

納税する現役世代や出生減が大変問題視される昨今、さらには資源に乏しく技術大国である我が国でクリエイターが不利になる提案がなされては我が国の政治、将来に期待が持てません。

AIの行使がクリエイティブな技術に相当するというご認識であるのなら、まずそれに対する国民の正しい理解が必要であり、再度申し上げますが子供など知識が無くとも、さらに反社会勢力でも使えてしまう現状に対して法整備ないし規制が必要と思われます。

●受付番号 185001345000006926

早く規制してください。どう考えても法律に違反しています。

今も生成AIが著作権、著作者人格権を著しく侵害しています。

日本はクールジャパンなどと言いながら、明らかに世界に乗り遅れています。

新しいアーティストが生まれなくなったり、クリエイターが道を諦めさせてしまうことに
なりかねません。

●受付番号 185001345000006927

多くのクリエイターの権利を阻害し、クリエイターの創作活動に対してのコストの増加・トラブルへの対応を余儀なくさせる生成AIは規制されてしかるべきだと考えます。クリエイターの権利のみ軽んじられ、生成AIの生成物が守られようとするのは、おかしいと感じます。

●受付番号 185001345000006928

A I イラストにより私たち絵描きは

盗作の恐怖に怯える毎日です。

A I が悪いとか良くないとか言いたくは無いのですが
実際、悪用されている事例があまりにも多すぎるため
悪い・良くないと言わざるを得ない状態です。

結構知られていないだけでA I を用いた

盗作、嫌がらせの被害の数は

数え切れないほどあります。

絵を1枚描きあげるだけでも、

かなりの時間と労力がかかります。

ならA I にすれば好きなものがすぐ描けるじゃないか？

とお思いなのかも知れませんが、

その絵には魂が、その人の思いが込められています。

私たちはそれが好きで、皆に見てもらいたくて

誰かを喜ばせたい、勇気を与える

絵に人生をかけ創作をしているのです。

そのいろんな思いが込められた絵を

著作権が通用しなかったり

A I の学習を他人の絵使っても良いよなんて

易々と盗まれてしまうというのはあまりにも悲しく、

心が折れてしまします。その人その人に

それぞれ自慢な味があるというのにその味を

横から丸パクリされたらどうでしょうか？

創作や絵の文化は我々日本が誇る

アニメ漫画の文化の1つです。

それなのに盗作が出来てしまう状況を

作り上げようとしている。

日本自らその素晴らしいイラストの文化を

ぶち壊すつもりでしょうか？

被害者が圧倒的に多いのに

加害者の加勢をされるのでしょうか？

漫画家、イラストレーター、画家…

イラスト関係に人生をかけている全ての人間を

殺すような行為はしないで頂きたいです。

●受付番号 185001345000006929

好きなイラストレーターさまがAI学習をされたことを告発したことがきっかけで、誹謗中傷を受け活動を休止しております。

どれだけ凄い技術でも、それを使う人達への制限がない状態では、悪用されるばかりだと痛感することが増えてまいりました。

法律などによる規制などの対応、よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000006930

AIで生成した物に著作権を付与してしまうと、データベースにいる無数の創作者たちが、著作権を侵害されてしまいます。また、あまりに酷似した物を別の誰かが作った場合、本家であるにも関わらず、AIではないかと疑われてしまいます。

データベースの誰の絵を何パーセント参照して作ったものなのかといった記述を、すかしでも良いのでセットで記載すれば、この対策になるのではないかと思いました。

●受付番号 185001345000006931

生成 Aiについて

使用の継続を反対する。

クリエイターが今まで自分の努力をして培ってきた技術を誰しもが使えることはそのクリエイターハイ個人の努力を無にするもの、踏みにじる行為として全面的に禁止するべきだと私は考える。

事実クリエイターの絵が他人の生成 Ai に悪用され、クリエイター本人が中傷される件が発生している。生成 Ai がなければこのようなことは起こらないが今後生成 Ai を継続して使用していくのなら今後もこういったことがさらに増えるだろうと予見できる。

生成物の著作権について

学習元、学習に使用された物の権利が第 1 であると考える。

Ai で学習され生成されたものは誰かの努力の二番煎じにしかならない。クリエイターの著作権を侵害している。それに著作権を与えることに反対する。

Ai に独創性は無い、よって著作権は無いと考える。学習元が必ず存在するからだ。

一人の人間が作り上げた技術を機械が学習し作り替えたものに著作権を与えるということ、誰かのものにするというのは非常に歪んでいるのではないだろうか。

●受付番号 185001345000006932

インターネット上に掲載したからといって、著作権を放棄してはおりません。

勝手に AI 生成の学習資料として利用されることを看過できません。

●受付番号 185001345000006933

私の著作物は私のもで著作権で保護されるべきなので反対です

●受付番号 185001345000006934

一人のイラストレーターとして意見します。

素案内にあった文言の「感情または思想を表現した創作物」、

これの意味するところは世の中に存在するまたはしかけているすべての創作物、総てに該当するものと思っております。

それは例えば、芸術家が生み出す作品であっても、学生が手懃みに生み出したノートの端の落書きであっても等しく同じ創作物だと感じます。

創作活動において、思想や感情が介在しないケースなど存在しません。自身の中にある小さく消えてしまいかねない火に薪を焚べるように燃え上がらせる行動こそ創作の本質です。

それらが権利的に保護を受けない範囲のものであったとしても当人にとっては一つの作品であり、それは他者によって侵害される、ましてや不正に活用されていいものでは断じてありません。

この素案は生成 AI の活用を間違った方向に促進させると同時に、世の創作者の活動を著しく低迷させる危険性を大いに孕んでいます。

ひいては日本の文化レベルの低下、盗作と違反に塗れた紛い物しか生み出せない国への一步目にもなりかねません。

世界に誇れる日本の文化、その一つを自らの手で滅ぼさない選択に繋がらないよう危惧するばかりです。

●受付番号 185001345000006935

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

AI が発達していくことは悪いことではないと思いますが、作品が創り上げた人の大切なものであって AI に生成されていいものでも許されるものでもありません。

全ての作品はその人の手によって創り出されたものであって、AI に奪われていい理由はありません。

漫画・小説・イラストすべての作品においてです。

AI はもっと違うことに活用すべきであって、他人様の作品を奪うために利用するのは間違っています。

著作権云々の前に、やってはいけないことです。盗作と同じです。

テレビや週刊誌で吊し上げられる不倫や性被害と同じです。

『やってはいけないこと』です。

創り上げる時間や労力を奪わないでください。

日本はどれだけ創作活動が盛んなのかはっきりその目で見てください。

簡単に生成 AI で学習してもいいなど考えないでください。

ネット関係なく、作品は全て創った人のものです。他人のものではありません。

もちろんみんなのものでもありません。

創った個人のものです。大切に創り上げたものです。

原作者が全てであり、全ての権利です。

つい最近、原作者の意向を無視し原作者が亡くなる事件が起きたばかりです。

酷いことに AI を使っていいなど思わないでください。

全ての創作者を傷つけないでください。

AI に著作権などありません。著作権は創り上げた人にあります。

あなた方も「人間」だと言うのであれば、残酷な考えをするのはやめてください。

●受付番号 185001345000006936

創作物の著作権は守られるべき。一切の侵害を許しません。撤回願う

●受付番号 185001345000006937

生成 AI を規制するよう、法律を改善するべきだと思います。

努力の末に生み出した作品の再現を AI でされた結果、逆にその人の作品に「それって AI でしょ」と言われる事例も見ていました。

作者に被害がでている以上、現状の生成 AI の利用方法は問題があると思います。

これを理由に、好きな作家さんが作品を作ることを止めてしまったら、と心配です。

●受付番号 185001345000006938

AI の学習先をきちんと「守る」ために著作物を守ってください。

インターネット上にデータがあるものをすべてを AI に学習許可すると、現在生業としている人、これからそれを生業としようとしている人の、仕事を失わせるきっかけとなります。

また、「著作物を保護しない」のなら、今後「文化庁は日本の文化としての一部しか認めず、保護しない」という意識を植え付けるきっかけとなります。

AI に対しての法律を定めることと同時に、これまでの文化・著作物を保護しなければなりません。

●受付番号 185001345000006939

著作権であるからして、一番に尊重・保護されるのは著作者であるべき。AIの学習、データの収集は著作者の意向のもとに行われるべきであり、無許諾での使用は許すべきでないと思う。

AI技術の発展、それを用いたクリエイターの台頭は目覚ましいことであるが、その根本に異なる著作者がいる以上、著作者を尊重するためにも許諾は必要不可欠。

または使用料・ライセンス料の支払いなどを、AI生成を用いたクリエイターには課すべき。たとえばAI技術への技術提供という形でデータ収集を許可する著作者と、そのデータベースを使用するAIクリエイターとで契約（個人間、または協会等立ち上げて双方登録を行って協会主導のもとに締結する）を行なうべき。

なああの状態で進めていいものでは無い。独自に確立した技術を、その権利を有するものを無視することはあってはならない。

●受付番号 185001345000006940

クリエイターの著作権はどうでもよいということと見受けられました。
国がしっかりとクリエイターのことを守らないでどうなされるのですか。
このような応対をされては日本の素晴らしい才能たちは消えてしまいます。
クリエイターの権利をしっかりと守れる案をしっかりと考えてください。

●受付番号 185001345000006941

AIに権利を渡して問題があった場合誰が責任を取ってくれるんですか？

まだAIに対する法律も整備されてないので何故わざわざこれを推し進める必要があるん
でしょうか？

やめてください。

●受付番号 185001345000006942

勝手に人の絵柄使えるような生成ソフトは規制をしてください。好きだった絵師が何にも
筆を折っています

●受付番号 185001345000006943

「単なる事実の提示であるかどうか」や「創造性の有無」に関係なく、これらの創作物には著作権が発生するべきであり、これらを生成 AI に学習させて良いという判断は間違っています。

また、AI 生成物に著作権を与えるのもおかしいです。

文化庁なのに日本の創作文化を破壊する気ですか？

●受付番号 185001345000006944

こちらの案には反対します。

AI の学習元となるイラストにも著作権があります。

創作物は総じて制作者のものであり、AI の学習に利用されるためのものではありません。

また今回の案が通ってしまった場合、これまで培われてきた創作文化にも大きな影響を与えることと思います。創作物が AI 学習に使用されることを懸念して、ネットを発祥としたヒット作品なども今後生み出される可能性も低くなるでしょう。

AI の参入はまだ記憶に新しいのでもっと慎重に事を考えていくべきです。

●受付番号 185001345000006945

生成 AI 自体は貴重な技術だが、そもそも学習の方法は法で厳しく定義、制限されるべきだと思う。

インターネット上からの自由な学習は、漫画や動画等の海賊版や違法アップロードなど、著作権や肖像権を侵害しているコンテンツを全て排除した上でないと無限に著作権/肖像権侵害を行い続ける技術となる。

よく並列で挙げられる、人間による目で見て脳で蓄える知識等と違うのは、人間は見たものを無限に正確に覚えられる脳を持たず、見たものをそのまま正確に生み出すことが不可能ないし通常の人間にはなしえないほど非常に難しいものであることだ。

日本は漫画などのコンテンツが世界に広く認められているのに、それらを生み出す人々をないがしろにする政策はコンテンツの衰退、ひいてはこれ以上の日本の衰退をうながしてしまうことを強く危惧している。

生成 AI の自由な学習、創造が許可されるべきときは、生成 AI が自身で考えて、人間の指示や指定なく創造的なものを生み出せるようになったとき、はじめて検討するべきだと思う。

●受付番号 185001345000006946

私はイラストや小説を趣味で書くものです。最近 CM などで生成 AI を用いた一部アニメのものを見ますが正直なところ規制などが必要と考えております。

生成 AI を用いてイラストや小説を書く問題点として学習元が不明瞭でありなおかつその学習元の作品の権利は守られているとは思いません。以下に良い例と悪い例を記述します。

良い例)

知り合いに生成 AI を用いて作品を描いている方がいました。その方は画材として使用していて、例えばハリー・ポッターシリーズの作品のキャラクターを書くために使っておりました。そのため学習元かハリー・ポッターシリーズの映画の公式画像、その他背景イメージの風船や無機質なものを用いておりました。出来上がった作品は二次創作ファンアートとして発表していました。このような使い方なら問題ないと思います。

悪い例) いくつかの好みのイラストレーターさんのイラストを読み込み服装は ABCD さんかおは EF さん 6 人のイラストを用いて、※各イラストレーターさんたちは生成 AI 使用許可はだしていない。それで出力されたものを自分のオリジナルとして出す。これでは学習元として使われたイラストは勝手に使われてしまう。

前述した生成 AI を用いた CM でも学習元のイラストがわからなければ本来イラストレーターさんに払われるはずの使用料および CM 起用の実績、今後の著作権利などが保護されません。

現在使用されて世に出ている生成 AI 作品の多くが後者の悪い例が多く更には有名なグラビアアイドルの方のみならず一般人幼児などの写真を使って生成している方さえいます。生成 AI においてはまず使用用途、学習元の明瞭化などの制限が今後必要になると思います。

使用用途はイラストなど向上のための添削など個人や教室での利用になると思います。

●受付番号 185001345000006947

拝見させて頂きました。

何もかもが本気であり得ません。制作物は全て原作者のものです。

どんな用途だろうと、作者が許可していないものを勝手に AI へ使用する事は著作権の侵害です。対価回収の機会を損なうかどうかだけが作品の名目ではないですし、そもそもそれを判断するのは原作者本人であってあなた方ではありません。

この内容だと原作者へ著作権を与えていないと同義です。

文化庁は日本独自の文化を全て潰すつもりですか？

こんな原案即刻破棄してください。

原作者達が様々な想いを込めて作ったものを簡単に AI で奪わないで下さい。

●受付番号 185001345000006948

生成 AI の利用に規制を設けてほしいです。

絵を無断学習されたくない立場の人間の意見も汲み取ってください。

●受付番号 185001345000006949

画像生成 AI については「権利者に許諾なしで作品を使う」という 1 点が気に入りません。AI や技術の進歩は歓迎しますが、著作権など既存の権利を蔑ろにする進歩はおかしいです。

AI の学習に使用するのはよいですが、それは事前に学習に使用することに同意した人だけに限るべきです。

現状でも本や Web 掲載など、公的または商業利用の場合は事前に編集者やライターさんから連絡をいただき、使用用途を確認の上で許諾を出します。

場合によっては掲載料を提示します。これが AI 学習と AI の商用利用という用途だけ見逃されるというのは納得がいきません。

●受付番号 185001345000006950

元は沢山の方が描いた、作成したものを使用しているので、それで金銭が絡む事になると話は変わってくるのでは。

人が時間を描けて描いたものより簡単に生成できてしまう AI 技術は沢山のクリエイターの活動を萎縮してしまう危険性があるので、文化の衰退につながってしまうかと思います。(新しい発想が生まれにくくなりクールジャパン等と発信しても見向きもされなくなる可能性もあります)

生成 AI の物と人が創作したものと同じ土俵にもってくるのは危険すぎます。

AI 技術において、この先どんな影響が出てくるのかまだ分からないので慎重な判断をお願い致します。

●受付番号 185001345000006951

ネット上に掲載されている創作物及び世に排出されている作品の数々は全て作成者が著作権を得ているものと考えています。AI の学習は今後のために重要になってくるのかもしれません、原作と AI の学習によって出力されたものは全て原作の作者に著作権があると思います。人の作り出した作品を蔑ろにするということはこの国が発展させてきた文化を蔑ろにすることと同じです。日本の誇るアニメや漫画、創作物全てに至るまで制作者に権限があります。それを AI の学習に使い出力されたものにまで著作権を与えるとなると他の国がそれを良しとして振る舞うかと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。ジブリ作品やナルト、ドラえもんといった日本が誇るような素晴らしい作品にまで影響が出るかと思います。

●受付番号 185001345000006952

特にサブカルチャー分野に顕著ですが、クリエイティブ業界への政府の積極的な介入は悪手と思われます。既に創作文化は多くのコンテンツやアイデア、技術やノウハウといった文化的資源を蓄積しており、最も不足しているのはクリエイターと、それを支える周辺業種の人員であると考えられます。政府による文化振興のための介入は徒にクリエイティブ産業を混乱させ、不足している人手をさらに不足させる結果になりかねません。政府に期待するのは、特にクリエイターへの金銭的支援であり、最も好ましいのはクリエイティブ産業とその従事者に対する税制上の優遇措置であると考えます。特にインボイス制度の存在は、クリエイターに対して制度実施以前と比べて10%もの税負担を課すとともに、過剰な事務負担を課すことで業務効率をも著しく低下させ、クリエイティブ産業の体力を大きく削ぐものと言えます。クリエイターに対するインボイス制度の適用除外等の措置の速やかな実施を期待いたします。クールジャパン戦略における生成AIの利活用の促進策は絶対に廃止すべきものと思われます。なぜなら、以下に述べる通り、生成AIは必然的に市場規模を縮小させる結果を生むと考えられるためです。生成AIjは、「AI時代の知的財産権検討会」の資料にもある通り、著作物を含むデータを高速かつ大量に収集し、複製、改変を経て元となった著作物と類似する用途での利用に堪える程度の精度を持つ生成物を、人間と比べて遙かに短時間で大量に出力するソフトです。これは、著作権法30条の4による複製権制限を捨象して客観的に観察すれば、「創作市場における商品である著作物」を無許諾で、かつ対価を支払うことなく根こそぎ複製し、元となった著作物と創作市場において競合する商品を廉価で、かつ大量に供給するものであり、平たく言えば「著作物窃盗」と「ダンピング」の複合形態です。人の手による創作文化において形成されて来た創作市場において、他人の著作物を利用するためには当然ライセンス料を支払う必要があります。これは不要なコストなどではなく、著作権者に認められる正当な費用回収の機会です。生成AIの利活用を促進することは、この著作権者の正当な費用回収の機会を奪うこと外ならず、費用回収の機会を失った著作者は新たな創作のための資金と意欲を失うことになり、創作文化の衰退と創作市場の縮小に繋がります。また、創作市場におけるAI生成物の氾濫は、次の二つの理由で創作物の市場価値を著しく低下させます。一つ目は、既にダンピングと述べたように、AI生成物の過剰供給が引き起こす過当競争に起因する著作物の市場価値の暴落です。これは人間の創作速度と生成AIの生成速度を比較すれば、市場原理に照らして自明と言えるでしょう。参考までに、画像生成AIは1年間で150億枚もの画像を生成したとの報道がなされこれは人類が過去に撮影した写真の総枚数に匹敵するほどの量だとされています(参照 tabi-labo.com/307507/wt-prod…)。AI生成物の過剰供給が起きることは理の当然であり、現にインターネット上のイラスト投稿サイト等はAI生成物の氾濫に堪えかねて、AI生成物を排除する動きが始まっているところもあります。二つ目は、特に画像生成AIにおいて顕著な問題ですが、特定のイラストレーターの作品

を集中的に狙い撃ちして追加学習したモデルを用いて、特定のイラストレーターの作品と誤認されるような AI 生成物が大量に投稿される例が実際に発生しており、これに伴って所謂「表現の陳腐化」に類似した現象が発生して評価の高い表現であっても、模造品や粗悪品が氾濫することで見飽きられてしまい、急速に評価が低下してしまうのみならず、後述する理由による生成 AI への嫌悪感が当該生成物に対しても向けられることで、用いられている特定のイラストレーターの作風に対しても悪印象を持つ人が増える事態にまで至って。また、性的なイラストを発信していないイラストレーターをターゲットとして、いわゆる「健全絵師が描いてくれないエロ絵」に対する潜在的需要に付け込んで、類似した作風の性的な AI 生成物を販売する悪質な生成 AI 使用者も問題となっています。被害を受けたイラストレーターは、本人は描いていないにもかかわらず「性的なイラストを描く人」かのようなレッテルを貼られてしまい、イラストレーターとしてのブランドイメージを毀損される事態も生じています。結果として、特定のイラストレーターの作風の市場価値が低下することになります。そして、この特定のイラストレーターに対する被害は、狙い撃ち学習によって 7000 人ものイラストレーターの作風を再現可能となっている生成 AI が既に配信されているために、複数人に対して同時多発的に発生しています。

●受付番号 185001345000006953

35 ページ

5.各論点について

(3)生成物の著作物性について イ

AI による創作を行う際の実行回数やプロンプトの実行回数によっては著作物と認める場合があると書かれていますが、いかなる場合であっても認めるべきではないと考えています。

人の手による創作と AI による創作とでは、その試行錯誤の過程や、創作物を生み出すまでにかかる労力の差が比べられるほどのものではありません。基準となる実行回数がたとえ数百数千回であったとしても、人が作った創作物がそこに至るまでに何年とかけて培ってきた「技術」と並べて扱うことには反対です。AI が学習により数分で生成する創作物と、人が何時間何日何ヶ月とかけた創作物が、同じ市場で同じ権利のもと保護されることを認めるのは、創作物の価値を下げ、芸術家の市場の崩壊を導くものと考えています。

●受付番号 185001345000006954

私がネット上にあげる作品は全て私のものです、みんなのものではありません。『私』が描いた『私』の『私』による『私』のための作品です。それを好意で皆さまに見せて『あげている』んです。それをネット上にあるからと言って許可なく勝手にAIに学ばせて偽造品を作られてあまつさえそれに著作権を与えるのはおかしいと感じます。AIが作った作品は全て偽造品、贋作、海賊版です。ネット上のサイトに漫画を載せて逮捕された事件や映画を短く編集して公開し逮捕された事件と同じ、著作物を『許可なく』『勝手に』加工したものをあたかも自分の作品だと詐称するのは逮捕されないのでしょうか？それにより苦しんでいるクリエイターのことは考えないのでしょうか？

もしこのままの考えならばクリエイターは作品をあげることはなくなり生成AIしか人の目に触れず文化は廃れていくことは容易に想像できます。一度自分に置き換えて考え直していただきたいです。

●受付番号 185001345000006955

あなた方には要約するとかまとめるとかの能力が欠けてるのでしょうか。

つらつら文章を連ねるだけでは論点がぼかされ、有益な意見が出てきにくくなるばかりです。省庁だから許されるのでしょうか、一般企業なら新入社員でも怒られる出来です。無理なら外注して、まずは真っ当な資料作成を心がけましょう。

さて生成 AI についてですが、まず芸術性や思想性が反映されない実用書の類であっても文章やイラスト、写真には著作権が付与されるべきだと思います。それを作成するにあって要した膨大な労力は軽視されるべきではありません。

誰が作成しても同じ文章にならざるを得ないものについては別ですが、実用書やマニュアルの類であっても出来不出来が歴然と存在するので、そこには能力に依存するものがあると思います。

ちょうど、あなた方が作成した生成 AI に関する長文資料などが良い例ですね。腕の良い編プロや広告会社に頼めば、はるかに読みやすく分かりやすいものが出でてきます。そうした能力の発露の結果としての制作物はみな、著作権法の保護下にあるべきだと思います。また、生成 AI が作成した制作物はすべて、元となる原本が存在したことですから、そこに著作権が発生するのはおかしいと思います。ネット時代ですから、ネットにアップされたものが独り歩きするのはやむを得ないとしても、基本的には二次創作物として取り扱うべきです。具体的には、二次創作物は原作者の意向が絶対的に重視され、原作者/原画名の明記、二次利用により利益が発生する場合はその利益の一部還元、修正・変更の場合の許諾の取得など、現行と変わらぬものが必要だと思います。

そもそも生成 AI を推し進める理由は何でしょう。それは効率化だと思っています。そして業務の領域ならともかく、芸術の領域に AI による効率化は不要だと思います。

●受付番号 185001345000006956

大好きな作家さんたちが困ります。制作がなされなくなると読者である私の豊かな生活が守られなくなります。原作者、ファンの双方にいいことがなく、日本の文化の衰退につながっていきます。よって文化庁のこの考えに反対します。今一度、世間一般から広く集まつた意見をしっかりと見聞きして考え方直してください。

●受付番号 185001345000006957

趣味でイラストを投稿しているものです。

AIへの取り込みについて、自らが努力して出来上がったものを横から奪われ続けるものと感じております。

それぞれ創作したものに著作権があり、良しとしていないクリエーターのものを科学の進歩として消費するのは間違っていると考えます。

技術的に可能でも利用する内容については人間が考えるのですから慎重に考えてください。

クリエーターの仕事を取る以前の問題です

●受付番号 185001345000006958

AI に学習元の情報として読み込まれるものは著作権切れの文章・映像・画像のみにして欲しい。著作権のあるものは一切 AI 学習禁止にしてもらわないと本邦の創作物が保護されない。非常に心配。

●受付番号 185001345000006959

絵の著作権が絵を描いた人に、音楽の著作権が音楽を作った人にあるように願います。そして、それらを無断で生成 AI が学習して作り出したものに対する著作権よりも原作の著作権が不利な立場に置かれるることは許されてはならないと考えます。

●受付番号 185001345000006960

仕事柄、生成 AI を使う業務の契約をおこなっておりますが、最新の注意を払った上で社内でも社外でも何度も揉めたり議論を交わしてようやく使用が認められました。そんな中でネットに挙げられた人様の努力や汗と涙の結晶をあたかもフリー素材のように使い、挙げ句の果てには生成 AI での作成物に著作権がかかるのはいかがなものかと思いまますので再度お考え直しいただけますか？

●受付番号 185001345000006961

作家本人の権利を尊重せず無視するのは間違っていると思います。

ネットに上げたからといって著作権を放棄したわけではありません。AI学習を許可している方ならまだしも、許可をしていない方の作品を学習させるのは権利違反だと思われます。

今回の案が通ってしまった場合、作家達が筆を折ってしまったりすることも大いにあります。今ある文化が壊れてしまう可能性もあるので今一度考え直して頂きたいです。

よってこちらの素案には反対です。

●受付番号 185001345000006962

自分で作成したものを AI で学習させるのならわかりますが、他人の創作物を AI に学習させるのは反対です。

逆になぜそれを必要とするのかがわかりません、人の心を動かすことさえも AI に委ねてしまうのならば、人の存在価値は何なのでしょうか。人の心を動かすのは人であるべきです。

●受付番号 185001345000006963

作家性が認められるもの、閲覧者が既存の作品と混同し、購入する可能性があるものについては制限を設けるべきであると感じます。

●受付番号 185001345000006964

A I 生成物と著作権の問題について、考え方を直していただきたいです。

膨大な時間を費やし努力の末に作成されたクリエイターの仕事をないがしろにしないでください。

国が許可などてしまえば、クリエイターは守られません。

●受付番号 185001345000006965

制作活動に対して、我々は1枚の絵は数時間で完成しているわけではありません。長年の経験を積み重ね、理解していくことで作品は出来上がっていきます。

それを全く知らない人に絵を取り込まれ、個人企業問わずお金稼ぎをして今までしていた努力を全て攫っていくAI生成イラストは著作権侵害に当たると思います。我々がSNSにイラストを投稿しているのは自身の記録、好きなアニメや漫画を応援したい気持ち、自己表現が含まれます。決して「自由に使用してください」という慈善活動では無いんです。法律上SNSのイラストはみんなのもの、とするのならばそれはモラルが足りてません。自分の利益しか考えていない金の亡者です。

個人的には、AI生成のために許可なく取り込まれたイラストの削除、勝手に人様のイラストを取り込んだ罰やAI生成イラストに対する著作権の無効などをお願いしたいです。

我々が楽しく不安なく制作活動を行えるように、いい結果が聞けることを祈っています。

●受付番号 185001345000006966

AI に著作権侵害されている事例が多数存在する現状、危機感しかありません。

現在のままでは、世界に誇る日本のクリエイターの創作物が、違法にコピーされ、消費され、クリエイターたちがつぶされていくのが目に見えています。

一刻も早い AI 生成物の規制を求めます。

●受付番号 185001345000006967

クリエイター個人の著作権を軽視しているとしか思えません。

作品発表の場としてインターネットを使用しているだけで、作品を AI 学習に勝手に使用されるのは納得できるはずがありません。

長い期間、多くの費用をかけて学んできた技術を許諾もなく不本意に使用され、その AI に権利が与えられるのは理解できません。

AI という機能さえ得れば他の人の努力を奪う形で作品を作成でき、それを自分の作品であると言い張るのは、クリエイター側から見たら盗作・盗用としか思えません。その盗作を保護する素案はすぐに撤回していただきたいです。

●受付番号 185001345000006968

AI 生成したものはコピー品(海賊製品)でしかない。作品を著作権を保持する者から作品を泥棒し劣化させた物をボタン一つ押して作成しただけで全て私が作りましたかの様な盗人猛々しい面の皮が厚い態度を取る者が既に SNS には居り、浅ましくもお金を稼いでいる。現在 AI 関係で捌ける方が無いからと元作品の権利者が涙を飲むしか、筆を折り居なくなる。という事が起きている。

AI 作品を作った物に著作権を与えるのは余りにもおかしい。

絵を描いている者として AI 生成した者に著作権を与えるのは反対。

●受付番号 185001345000006969

AI を利用した創作物の著作権侵害が既に問題になっています。

この素案は公開される作品の権利を守ることができず、多くの分野の作品の公開の機会を損失させ、文化が衰退する可能性もあるので内容に反対です。

●受付番号 185001345000006970

この考え方には、創作者の数を減らし、日本の創作物の衰退をもたらすと考えます。創作者が無断で作品を学習され、それに他の著作権が付与される状況でも創作者がけなげに変わらず創作を続けるとお思いでしょうか。創作の熱をもたない生成物しかなくなり、それらをコピー&ペーストしたものが増えていく未来では創作物の劣化が顕著になると思われます。劣化した創作物を喜んで購入する顧客はおりません。後々のクールジャパンの見込みが立たなくなる未来がみえておりますので、どうか心ある規制、そしてものを一から作る創作者の権利を守って頂けますようお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000006971

人のアイデアを盗み作られた作品が蔓延ることによって、今までそれを仕事にしてきた人たちの仕事がなくなってしまう事が全く考えられていない。

AI生成にも時間と手間がかかるとあるが、取り込みの際に使用したであろう作品はもっと多くの時間、労力をかけて作っているものだということを考慮して欲しい。

どうしてアイデアを盗まれた側が不利になるような案が提案できるのでしょうか。

「…と考えられる」、などと書かれているがそれは願望であり正当性に欠けるものでは無いか。

●受付番号 185001345000006972

生成 AI にて出力された物に対し著作権を与えるのは反対です。

我々人間のクリエイターの作品や文化を守ってください。

●受付番号 185001345000006973

単純に怖いです。

もう少しだけ熟慮をお願いいたします。

●受付番号 185001345000006974

5.各論点について

(1)学習・開発段階

開発に利用されるデータセットはそれぞれの作家さんが汗水垂らして作り上げたものです。学習に利用されない権利も認めて欲しい。

なぜなら AI を開発する目的が「思想又は感情の享受」を含まないわけはないからです。絵や物語はどちらかの思想や感情を惹起したい場面で必要になります。そうでないならただ事象の説明だけで十分に事足ります。

なので利用データには作家さんの了承を義務付けて欲しいです。

(2)生成・利用段階

上記5.(1)とも被りますが、「思想又は感情の享受」を目的としない生成はあり得ないのでクリーンなデータセットを学習した AI で行って欲しいです。

(3)生成物の著作物性について

AI が「思想又は感情の享受」を目的とせず作風の平均化を基本として生成されるのであれば著作物とは認めるべきではないと思います。

なぜならそれは多くの作品の平均であるからです。

「思想又は感情の享受」を目的としないということで多くのデータを学習しておきながら、その生成物に「思想又は感情」があるとするのは矛盾があると思います。

●受付番号 185001345000006975

2024/02/05

生成 AI によって得た多数の生成 AI の著作権の乱用によって、
人の手によって描かれた作品その元々の著作権（原作）を
直接侵害する可能性については
何も議論せずにこの素案を出されたものですか？
また、人が 1 から作った著作物に対して
原作者に対し、生成 AI が生み出した物を原作から奪取し
損害を被る…いわゆる知的財産権の破棄に値すると思われます。
(簡単に言えばそれを元に写しを取り、
作品を再構成した二次三次使用された AI 生成物、
その全てに著作権を適応する…という私の解釈な物という意見ですが)
文化庁著作権課が執り行っている素案は、
「生成 AI の 2 次創作三次創作の合法化」だと思っております。
出版社管理の原作に対する盗作の合法化です。
私はこの素案に反対します。

●受付番号 185001345000006976

AI に著作権はない

AI 生成ソフトはオリジナル作品を盗作することを学習などと呼称し、あたかも AI 生成物にオリジナリティがあると豪語しているが盗作はどこまでいっても盗作である。

著作権を守る気ないものに著作権などあるわけがない

●受付番号 185001345000006977

現時点では原作者へのデメリット及び世間への悪影響が大きく出てしまっています。
その中で推し進めるのはいかがかと思うところがあります。
他者の作品のみを学習させ、本人のなりすましや企業への嫌がらせ、自殺をほのめかすような言動をとっている方も存在しています。
本来の作者が偽物の贋作と他者の悪意によって脅かされているのが現状です。
表面上に出ていないだけで、既に多くの方、プロアマ問わず起きている問題です。
またこれらを用いて第三者への強迫や間違った情報による印象操作等も行われております。
AIをクリエイティブなもの、クリエイターが多く用いているものとして呼ぶ事も不適切です。
実際に用いている方はごく一部、または「商業段階前の企画案などでの代用」のみが多数です。
こちらで指定していないはずの作品で、限りなく商業ベースのキャラクターを生み出してしまうたり、
学習させられてしまったクエイリターのサインを出力してしまうものを、
全く新しくクリエイティブな作品であると認識は出来ません。

●受付番号 185001345000006978

今社会的にも原作の著作権について考える段階にあると思うのですが、絵でも文章でも原作を学習させたものに著作権を与えると原作の権利が大いに侵害されます。原作1が50%原作2が50%のものを生成した場合原作1、2それぞれ似たところがあるのに生成したものに著作権が与えられてしまっているから原作者は何も声を上げられないということになります。

そうすると創作の意欲も下がるし文化の衰退になります。

絶対に生成AIに著作権を与えてはいけないと思います。

パクリに著作権を与えることになります。

日本が世界に誇る漫画文化が生成AIに取って代わられる未来待ったなしです。そしてその分野は海外の方が進んでいると思います。

もう少し想像力を膨らませて頂きたい。

日本の文化を守って頂きたい。

●受付番号 185001345000006979

最近 SNS 上で、イラストレーターとして活躍されている方の作品を無断で学習させた作品を自作品として発信している、もしくは当該イラストレーターの絵柄で生成できることを謳った生成 AI の販売を行っている方をかなり見かけます。

イラストレーターの方が仕事を奪われる、もしくはオリジナリティを盗まれる危険性と隣り合わせで活動しなくてはならない環境というのは、自身も趣味で作品を制作する身として、さぞご不安なことだろうと心痛致しております。

(危険性という点についてはイラストに限らず、テキスタイルやプロダクトデザインなど、誰かしら人が考え、デザインし、世に出したもの全てに当てはまることがと存じます。)

イラストに関わらず、自動ポルノ画像が生成できるプロンプトの公開など、目に余る活動をされている方も見受けられます。

SNS は未成年者を含む誰もが閲覧出来る場です。

そのような場に相応しくない（また法令に違反するような）生成物を配布したり、アップロードすることに疑問を覚えます。

生成 AI による目に余る行動を法によって規制していただきたく、いち一般市民としてご意見申し上げます。

●受付番号 185001345000006980

作家の日々の努力と鍛錬の結晶を勝手に AI 学習のための素材とみなし著作権を AI に認め
る暴挙はやめていただきたい

オリジナル作品の劣悪なコピーを量産することになんの意味があるのか

長期的な目で見れば芸術文化が間違いなく衰退すると何故判らない

我々はそんなことのために創作品を世に出しているのではない

●受付番号 185001345000006981

AIによって自分には出来なかつたことが最新技術を用いて出来るのは良いことですが、反対にその容易で便利な最新技術が悪用する人が増えることになります。美術もこれに当てはまつきます。著作権を無視して他者の絵を無断で学習して生成することは学習される側の表現の自由の損害や著作権の存在自体の否定に繋がる可能性が極めて高いと考えられます。今一度話し合いを持ってきちんとした判断をしてください

●受付番号 185001345000006982

「3. 生成 AI の技術的な背景について」内「(1) 生成 AI について」の「ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略」に書かれている「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とあるが、実際に無断で AI により学習データとして自身の著作を利用されたクリエイターの作品と酷似している作品が出力されるという事例がある。また、AI は元の著作物による学習なしに、類似の作品や絵柄、モチーフなどを出力することは難しく、このことからも切り貼りするための素材、つまり元の著作物が必要であることがわかる。よって、学習データの切り貼りでないとするには誤りである。AI の出力した結果データに対して著作権を与えるというのは、Excel で出力した数値結果に著作権を与えるのと同じようなもので、断じて許容できない。

●受付番号 185001345000006983

AIによる創作も一つの創作と認められるべきと思っている立場だが、学習可能な範囲をかなり絞り込み、創作物の公開が可能なサイトなどにおいては必ず規定のポイント数のフォント以上・赤字記載等でAI学習に使用する事への同意か非同意を作品ごとにチェック出来る方式、あるいは著作権切れ作品などを学習させるようにしなければならないし、仮にそれが可能であったとしても無断転載の被害が絶えない昨今の創作界隈ではまず無断転載に対しての厳罰化とチェック体制を強化していくべきである。また、かつてのアイコラの様に悪意ある第三者によって社会的信用を知らないうちに奪われるディープフェイク画像などにも注意しなければならないし、実際にこれによる被害と思われる作品はすでに児童ポルノなどでも発生しているので、単に著作権だけの問題にしてはいけない。

●受付番号 185001345000006984

誰でも簡単にディープフェイクが生成できてしまう技術は要らない。岸田首相のフェイク動画の件もあるし人の顔、人が描いた絵、アニメーションを勝手に読み込み使用されるのはとても遺憾です。そんなものに著作権は与えてほしくない、根本から考え直してほしいです、、。

●受付番号 185001345000006985

生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）

また、人間が、AI 生成物に、創意的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

この意見は反対です。

修正、加筆したとしても元の素材がどの程度をインプットして生成されたものか判断がつかないので著作物性を認めることは大変危険だと思います

●受付番号 185001345000006986

なぜ AI データを出力する人たちに権利をもたせようとするのでしょうか。

彼らは自分の手で創作しません。してるのは AI に指示を出すだけ。無差別にデータを収集するだけ。そこに守るべき権利などありません。

無断で自分が上げた写真などの画像が無断で使用され、知らぬ間に output され、ましてや著作権を持つだなんておぞましすぎます。とても危険です。

最近も声優さんの声を学習させてなんて問題もありますね。侵害してるんです。

AI 生成者は権利を主張するでしょうが、前述の通り守られるべきものなど彼らにはありません。

なぜ AI で生成されたものへの著作権を守りたがるのですか。もっと守られるべきものがあります。今も無断で学習されてるであろう本来の著作者たちです。

無断で、他人の著作物を収集し、混ぜて、指示を出すだけで画像等を出力する。これが著作権を持つならば、日本のクリエイターはいなくなります。

AI 出力者たちによる、お互いが出力した画像を収集し出し、それは自分が生成した画像を使ってる、著作権侵害だと、お前が言うな状態にもなりますね。さて次は誰の著作権を守ろうとしますか。

ところどころ画像と表記してますが、画像だけでなくすべての AI 生成されたものに対して著作権で守ることを反対します。

●受付番号 185001345000006987

生成 AI の学習に用いられるデータに著作物が含まれる場合は、著作者の承認を経たもののみ使用されるべきである。生成 AI は著作物が持つ独自性、思想、感情を著しく侵害し得るものである。また無断での利用は著作権法違反として罰せられるべきである。

●受付番号 185001345000006988

昨今話題となっている、AI技術を用いて作成されたデータの著作性につきまして意見を募集されていると聞き、僭越ながら当方の意見を届けたく存じます。

また、素案の内容に基づき今回は「絵画文化におけるAI生成」を前提に意見させていただきます。

本来であれば各項目ごとに触れるべきなのですが、内容の都合上「項目全体への意見」とさせていただきます。

絵画の世界において、歴史的に見ると「流行」という概念があります。

中世では写実的な絵画が流行となり、その次にデフォルメ（コミック・アニメ調）の絵画が流行し、その大きな流行の中でもコミックに特化した絵画・一枚絵に特化した絵画など細かな流行が繰り返されてきました。この流行を経て絵画の分野は進化し、多くの人を魅せる文化として人々を魅了し続けてきたと考えています。

しかし、絵に携わる者の方々は「新たな流行を作ろう」と野心的に考え方を取りのではなく、むしろ一目見て魅了された絵を「そのまま自分のものにしてしまいたい」と考え、トレスを繰り返すところから絵の分野に踏み込みます。

けれど絵を描けば誰でも「目指した絵をそのまま描くことはできない」という壁にぶつかり、苦心します。手から腕にかけての筋肉の個性差や、空間を把握するための知覚・色彩を感じるレベルの差などで生まれる「違い」に苦しむこととなります。

こうした苦しみを経て、「そのままの絵を描くことはできない」「ならば、自分の得意な分野と掛け合わせ、より素晴らしい絵を描こう」と転換し、生涯をかけて今までにないオリジナリティ溢れる絵画を生み出します。私はこれが絵画分野における流行の正体であり、絵画が何故常に進化を続けることができたのかという問い合わせに対する答えだと考えています。

ピカソの逸話でらくがき一枚に高値を付けたというエピソードがありますが、「絵ではなく、この絵に到達するまでの価値を私は売っている」と話したという点でも、この考察が多く人の結論にあたると思われます。

AI学習の元生まれた絵画の問題点は、この「流行」を生み出さないことです。

絵画はすでに生まれた流行の絵柄を学習し、限りなく近い流行を再現することができます。しかし、多くのAI技術がそうであるように素案上のAI学習も「学習したデータの意図を“学習”できない」「意図に基づく新規遺伝子を単独で生成できない」という大きな欠点を抱えています。

すると、AI学習した絵画に著作性を持たせることで「絵画」の供給が過多となり、絵画そのものの価値が大きく下落すると同時に、わざわざ価値の下落した絵画分野のために一生をかけて絵に苦しむ画家の存在も消え、二度と「流行」が発生しなくなることが予想されます。

平たく言えば、「絵画」という文化が終焉を迎えると思われます。

AI 学習は、あくまで学習元の画家のみが使用可能という条件の元でフリーになるのが最も望ましいと考えています。AI 学習機能自体は非常に素晴らしいもので、絵画を生み出す際の構造・色彩の参考パターンを大量に生み出すことで既にスキルを持つ画家の作業効率化に大きく貢献するであろうことは間違ひありません。

問題は、その AI が全く絵と関係ない人々の手に渡ってしまっていること、そして無断学習による問題が取り締まられていないこと、更にその無断学習された AI によって生成された絵画が商業的にも文化的にも「絵」の価値を大きく下げている現状にあると思っています。

人生を賭して絵画に身を捧げる多くの画家が、相応の価値を受け取り安心して絵のスキル向上に臨めるよう、今一度 AI と著作権の在り方について考え方直してはいただけないでしょうか。

絵画は海外に通用し、日本が誇ることのできる数少ない産業分野の一つであると私は信じています。

当意見が参考になりますと幸いです。

●受付番号 185001345000006989

AI に画像出力させるために学習させる元の画像は全てそれを作成したイラストレーターに著作権が付与されている。AI によって出力される画像はそれらをベースに生成されるため、トレースや盗作など同じ扱いで良いと考える。そのため、無断での AI 学習・生成は違法とするべきである。

●受付番号 185001345000006990

生成 AI 利用者の中には、他人の作品を無断で AI に学習させて作品を生成させる者がいます。

それだけでも問題だと考えますが、さらにはそれから差別的だったり、性的だったり、見る人を選ぶような内容だったりします。

そしてそれを利用して利益を得る人間がいます。

これが大きな問題であることを感じてください。

●受付番号 185001345000006991

生成 AI になんの還元もないまま作品が盗まれるのはとても嫌ですし、おかしいと思います。本当に権利関係が今のご判断で正しいと思うのかどうか、それで犠牲になる人々や文化や財産について、今一度考え直してほしいです。

●受付番号 185001345000006992

私の創作物はインターネット上にアップロードされても私のモノです。
勝手にダウンロード、模倣、榨取、生成AIの学習材料にされる場合は作品を作った時に
かかった時間分の料金を支払って頂きます。
もちろん、1つの作品が生成される度に料金を支払って頂きます。私の作ったものが材料
になっているので。
私だけではありません、全ての作者に支払ってください。国内外を問わずです。全ての作
者には著作権があります。
料理を作る時に野菜や肉が無料で手に入る国なんて存在しませんよね。
それが出来ないなら馬鹿げた政策をやめてください。
生成AIに賛成して、材料を提供したい人がすればいいんです。
そして提供してくれた人の名前をちゃんと表示し、それ相応のお金を払えばいいんです
よ。もちろん、提供してくれた人以外のデータが含まれていない事を判断出来るようにし
てください。
この国では泥棒したら捕まってしまうんですよ。データに対する認識が甘すぎます。
今蔓延っている泥棒生成AI達に対する法整備の方が先決です。
このままでは我が国のクリエイティブに関わる人たちが、冗談ではなく死んでしまいま
す。殺害予告等を受けている人も見受けられます。早くなんとかしてください。
上記の泥棒生成AIとは、作者に無断で著作物を学習している生成AIの事を指します。
繰り返しになりますが、データに対する認識が甘すぎます。
しっかり勉強し、練り直してくれることをくれぐれも期待しております。

●受付番号 185001345000006993

AIによって生成されたものに著作権はあってはならないと考えます。

AIは人の作品から学習し生成されますが、学習される側の作品やその作者にとって全く利がなく、むしろ害を成すばかりであるためです。例えば現在、AIで生成されるイラストに似たイラストを描く作者は「AIで生成したのではないか」と疑われたりもします。アイデンティティが奪われています。他者がその方と似たような作品を作り出せるということは、作者の意図しない作品に、作者名が使われるようなものです。自然の景色などをそのまま切り取って生成できる写真とは全く扱われ方が変わります。

また、AI出力の作品がどうかの判定は、もはや人の目には不可能です。裁判など手間やお金も惜しまず、判決が下されるまで疑われることもデメリットです。そのような環境で、新しい創作物を生成したそばから学習に使われ、似たような新作を作られてしまえば、反対に作者がオリジナルを新しく作成したとき、AIで既に出力した作品に似ているためにAI作品の著作権侵害に当たる、などと因縁をつけられては、作者が新しい創作物を作ることを阻害されます。

このような状況が続ければ、創作を行う者がオリジナルを作ること自体、自らの首を絞めることに繋がるでしょう。作者のオリジナリティが守られない以上、新しい創作は淘汰され、それはのちにAIの学習できる作品も減少することに繋がります。創作そのものが衰退することになります。AI利用についてはオリジナルの作者の多くが、AIによる学習をしてほしくないと感じています。それはそのような悪意を持った利用者が多いこと、悪意がなくても作者に害なす使われ方をされていること、それを想定した懸念をされていることが理由です。

AIによって生成された作品が、オリジナルの作品と決定的に違うこと、それが誰の目で見てもはっきりわかるなど、一次創作者の権利が当たり前に守られる形で運用されないのであれば、学習元作品のそもそも著作権を侵害して持つAI作品の著作権など、あってはならないと考えます。

●受付番号 185001345000006994

AIに作品を学習させることを認めること、生成されたAI作品には加筆を加えるなどのい
かなる場合であっても著作権を与えることを絶対にやめてください。

漫画やアニメ、イラストなどは日本の重要な文化の一つであり、例えば、世界中の人々が
日本製品を購入する・日本へ旅行や留学するなど、海外から多様な収益を得る上での1つ
の手段もあるはずです。

AIに作品の学習を国として認めることは、プロ・アマにかかわらず、作品を横取りされ汚
されるような気持ちになり、大変なストレスを感じる人間はかなり多いと思います。

クリエイターは自分の作品に誇りと愛情を強く持っていますから、「そんなことになるの
であればもう描かない」と判断する可能性も高く、そうなれば日本文化の衰退にも繋がり
かねません。

ウェブにアップされるイラストなどだけでなく、漫画の海賊版などまで学習の対象になっ
てしまえば、日本にとっても大きな痛手ではありませんか？

「これはOK、これはダメ」というルール作りをされるにしても、証明の難しい問題です
ので、それがきちんと守られる可能性は極めて低いです。

苦労せず時間も要さずにAIから大量に生成された作品によって、多くのクリエイターが
仕事をとられて収益を失う未来は目に見えています。

海外からも日本のクリエイターの作品は取り放題と思われ、労せず作られたAI作品がネ
ット上に溢れれば全ての創作物の価値は下がります。

そうなれば、誰が苦労してお金にならない作品を盗まれるために作り続けるでしょうか？
収益面でも文化面でも国としても大損失のはずです。

●受付番号 185001345000006995

AI 生成画像の中には、如何にも現実的な写真のような画像を作れるものがあります。又、生成者の中には卑猥な疑似写真を生成している人も居るようです。これらのことと踏まえると、芸能人や政治家等が卑猥な行動をしている疑似写真を簡単に作り出すことも可能ということではないでしょうか。例えそれが偽物だとしても、ネット上に出れば厄介でしょうし、被害者も精神的に良いものではないでしょう。AI が侵害するのは著作権だけではありません。肖像権も侵害するものです。

●受付番号 185001345000006996

ツイッターにてある方がこちらの草案の要約をなさっていました。

「ネットにあげてる作品は全部みんなのものだから生成 AI で学習 OK ! ちな生成 AI には著作権あげちゃうよ ! 原作の権利 ? ハハッそんなの関係ねえ ! 」

と言う内容で目を疑ったのですが、実際に読んだ所、ほぼ差異がなく更に目を疑いました。

クリエイターが居るからこそ生成 AI が生きれます。

種や株を根絶しては、その植物は次の世代で死に果てます。そんな当たり前の事が何も分かっておらず、分からぬ人間達がこの様な草案を作っている事に心から呆れ果てています。

クリエイターの著作権を保護した上で AI を活用する方法を今一度検討し直す事を強く要求します。

●受付番号 185001345000006997

生成AIは、元となる著作物が存在し、それらを学習することで生み出される二次産物であると考えます。

もし生成AIに著作権を認めてしまうと原盤となる著作物の権利が守られません。

心血注いだ我が子とも言える作品を顔も知らない誰かに奪われ、非営利営利問わず利用され、あまつさえ作品の権限すら与えられてしまうと将来自由な創作ができなくなる可能性があります。

新たな創作活動を著しく侵害するので、生成AIに対し寛容ではなく厳格な規制を設けてください。

生成AIを許し、著作を与えれば、盗作盗用の坩堝と化し、将来の日本文化すら消滅する危機があります。

●受付番号 185001345000006998

私が AI を主体として活動するクリエイターという紹介で許せるのは自分で作った創作物を AI に読み込ませてさらなる創作物の発展を目指すクリエイターのみであって、他の人が作った創作物を AI に勝手に許可なく読み込ませて労力なく生み出した作品に関して著作権を主張する盗人ではありません。

1, AI に読み込ませて良いのは AI を用いず、自分の手で創作した(著作権を自らが持っている)創作物のみである

2, 他者が制作した創作物を許可を貰わず(著作権を譲渡されないまま)AI に読み込ませては行けない

などの対応を求めます。

●受付番号 185001345000006999

例え、ネットに投稿された創作物であっても、全て創作者に著作権があるので、

自由に AI 学習の素材にしていいなどと言う考えは、全くもって間違います。

ネットに上げられた創作物が全てフリー素材であるわけがありません。

創作活動をする創作者を軽率に扱わないでください。

生成 AI について、慎重に検討し、創作活動をする上で権利を損なわないように、

どうか考え方直してください。

生成 AI をこのまま、野放しにすることは

日本の誇るハイクオリティなあらゆる創作物の

活動が阻害され、滅びる未来を招くことを想像してください。

どうか、創作活動を生成 AI によって死滅させないでください。

前向きなご検討よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000007000

生成 AI は、正直なところを言うとほとんど元の絵柄などが顕著に出ており、尚且つ構図などもオリジナリティのあるものはできません。

なぜなら絵柄ごとに構図などの相性等もありますので、どうしてもうまく混じり合うことはなくこの絵柄のこの構図、と言うような組み合わせが選択されやすいからです。

そうなると、元にされた絵柄の方の絵そのままに近い形で、不本意な使われ方（児童ポルノ、一般に受け入れがたいエロい絵）となり、製作者の権限や、作り上げてきたブランドを損ねます。

問い合わせなども、その絵柄の方に行くと言う事例を私は何件も見ましたし、それで活動を辞めた方も多く知っています。

そういう方に、生成 AI を使用した人は殺害予告、誹謗中傷で自殺未遂に追い込むような事例もありました。

なぜそこまでするか、理由を話している人がいましたが元絵柄の人を消せば自分たちの権利、利益 儲けを独占できるし文句を言う奴はいなくなる。

というかなり自己的なものです。

公にそういうことは言わない人が多いのでわかりにくいですが、かなり人の権利を侵害していると言わざるを得ません。

文化を守る、文化庁がこのような素案を出されたこと、日本の文化をこれまで敬愛し それを守ってくれていたと私は尊敬していたこともあり かなりざんねんです。

日本文化を守ろうとしてくださっていたのは、嘘だったのでしょうか？

そうでないのであれば、きちんと文化形成の場を守ってください。

アニメ系のイラストだけでなく、刺繡であったりその他の工芸作品の図案などもこのままでは盗まれ、文化は破壊されます。

私は古典の制作を元々していましたが、アニメ関連のイラストなどや創作のイラストも、日本の文化としてまた、愛しています。

そして、そう言った文化で海外からこちらに来てくださる方もいます。

国益を損なうような素案を出された方はどなたなのでしょうか？

これ以上、国益を損なうようなことをなさらないでください。